第二部

労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――わが国の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数変動の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――六八～六九年の特徴／全国中央組織の組織方針／産業別組織の動向／国際金属労連日本協議会／地方組織の動き／「労働戦線統一」論の経緯／戦線統一にかんする総評・同盟の態度／労働問題研究会／全逓大会における新しい動き／公明党の民主労働協議会

概要

一、一九六八年六月末までの一年間における労働組合員数の増加は、この数年来の停滞傾向を脱して約二九万六〇〇〇人に達し、わが国の単一組合員数は約一〇八六万三〇〇〇人になった。組織率は三四・四%となり、前年を下回ったかに見えるが、これは労働力の調査方法の改正によるもので、実際には組織率は前年よりも〇・九ポイント高まった。組合員数の増加を産業別にみると、製造業、建設業、サービス業における増大がとりわけいちじるしかった。

一、主要連合体のうち、総評の加盟人員は約六〇〇〇人増加しただけで約四二一万四〇〇〇人にとどまり、組合員総数に占める比率は三八・八%に低下した。これにたいして同盟は約一八四万八〇〇〇人、一七%増加して約一八四万八〇〇〇人、一七%になった。とりわけ民間組合員については総評の二〇・九%になった。

一、六八～六九年の組織運動についてみると、総評は六八年八月の定期大会で、産業再編成に呼応して労働戦線の流動化を促進し反共「労働戦線統一」を実現しようとする総評内外の動きにたいして、強い姿勢を打ち出し、同盟もまた直ちに戦線統一をすすめようとはしなかった。このため中央と産業別、地方別の動きにも、次にみ

1　労働組合の組織状況

1　わが国の組織水準

組合員数

戦前には最高四二万余人（一九三六年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦における敗戦ののち、わずか一年足らずのうちに約三六八万人（四六年六月末）に達し、その後今日の一〇〇〇万台に及んでいるが、この間、戦後の労働組合員数の変動は四つの時期をへてきているように思われる。第一期は労働組合運動が「奇跡の復活」と前進をとげた時期で、一労働組合員数は四五年八月のゼロからはじまって四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期はドッジ・プラン、朝鮮戦争を背景に組合運動が攻撃にさらされ後退を余儀なくされた四九～五六年の時期で、組合員数は減少もしくは停滞を示し、五一年六月にはそれは四八年よりも約一〇〇万を減じて約五六九万になった。ついで五七～六四年の前進の時期がふたたび始まる。この時期には、やや立ち直った組合運動は経済の高度成長・雇用増大の状況の中で組合員数を増大させ、すでに五二年からふたたび増勢に転じた組織人員数は五七年にそれ以前のピークをこえて六七六万に達し、六四年六月末には約九八〇万、すなわち一〇〇〇万にあと一歩のところまで近づいた。そして六五年六月には組合員数はついに一〇〇〇万をこえることとなったのであるが、このころより合理化の進展により大企業における雇用増大の趨勢にブレーキがかけられ、このことが影響して六六年以後、組合員数では鈍化し組合の組織運動は新たな段階を迎えて今日にいたっている。

しかし六八年には、この六六年以後の組合員数の伸びの停滞傾向を若干脱したかに見える。労働省労働統計調査部『昭和四三年労働組合基本調査報告』によると、一九六八年六月末現在のわが国労働組合数ならびに組合員数は、単位労働組合について見ると、五万六五三五組合、約一〇七八万人（前年よりも一二二四組合、約二九万九〇〇〇人増）、単一労働組合について見ると、二万八八四〇組合、約一

第113表　労働組合数および組合員数の推移

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人	%	%
1957	19,297 (36,084)	6,762,601 (6,606,275)	362 (2,011)	299,483 (255,918)	1.9 (5.9)	4.6 (4.0)
1958	20,132 (37,823)	6,984,032 (6,881,581)	835 (1,739)	221,431 (275,306)	4.3 (4.8)	3.3 (4.2)
1959	20,725 (39,303)	7,211,401 (7,077,510)	593 (1,480)	227,369 (195,929)	2.9 (3.9)	3.3 (2.8)
1960	21,957 (41,561)	7,661,568 (7,516,316)	1,232 (2,258)	450,167 (438,806)	5.9 (5.7)	6.2 (6.2)
1961	24,237 (45,096)	8,359,876 (8,154,176)	2,280 (3,535)	698,308 (637,860)	10.4 (8.5)	9.1 (8.5)
1962	24,899 (47,812)	8,971,156 (8,783,691)	662 (2,716)	611,280 (629,515)	2.7 (6.0)	7.3 (7.7)
1963	25,844 (49,796)	9,357,179 (9,269,776)	945 (1,984)	386,023 (486,085)	3.8 (4.1)	4.3 (5.5)
1964	27,141 (51,457)	9,799,653 (9,652,350)	1,297 (1,661)	442,474 (382,574)	5.0 (3.3)	4.7 (4.1)
1965	27,525 (52,879)	10,146,872 (10,069,761)	384 (1,422)	347,219 (417,411)	1.4 (2.8)	3.5 (4.3)
1966	27,919 (53,985)	10,403,742 (10,308,120)	394 (1,106)	256,870 (238,359)	1.4 (2.1)	2.5 (2.4)
1967	28,335 (55,321)	10,566,436 (10,475,869)	416 (1,336)	162,694 (167,749)	1.5 (2.5)	1.6 (1.6)
1968	28,840 (56,535)	10,862,864 (10,774,814)	505 (1,214)	296,428 (298,945)	1.8 (2.2)	2.8 (2.9)

〔備考〕 1) 労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』による。
2) （ ）外は単一労働組合，（ ）内は単位労働組合である。
3) △印は減少を示す。

〇八六万三〇〇〇人（前年よりも五〇五組合、約二九万六〇〇〇人増）となっている（第113表）。(注)

（注）単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたない労働組合をいう。また単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会等）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入するかたちをとっている組合をいう。したがって単一労働組合の集計では、海員、全逓、国労は一組合として扱われるが、単位労働組合の集計では、単位扱い組合を一組合とするために、たとえば全逓は六八年六月末現在では六九七組合となる。なお単位組合と単一組合の集計で組合員数に相違があらわれるのは、単位組合の統計では単一組合内で独自の活動を認められないが下部の組合の組合員が集計の対象から除外され、単一組合の集計ではこれが本部の組合員数として含められることによるもので、後者の集計が組合員数をより正確に示しているものといえる。

組織率

組織率（単一労働組合員数による）についてみれば、四八年の五四・三%、翌四九年の五五・七%をピークにしてその後低下し、五三年以後組合員数が増勢に転じたのちも、その増加が雇用労働者数の増加に追いつかなかったためになおも低下をつづけて、五九年には三三・六%にまで低下した。そののち六〇年からようやく組織率も上向き、六四年には三六・三%を示したが、六五年以後はふたたび停滞から低下へ向かった。しかし六八年六月末の推定組織率はこの低下傾向を

おしもどし、六五年水準を回復している。というのは、単一労働組合員数を雇用労働者数（総理府統計局調べ「労働力調査」六月分）で徐してもとめられる推定組織率は、六八年には確かに三四・四%となり、六七年よりさらに低下したかに見えるが、これは六八年九月以降労働力の調査に改正があり、このため雇用者数に含められる範囲が拡大されたためであって、労働力調査改正数字を旧調査に修正したもので推定組織率を算出すると、六八年は三六・一%となり、前年の三五・二%を〇・九ポイント上回ることになるからである（第114表）。

第114表　推定組織率の推移

年	雇用者数	組合員数	推定組織率
	千人	人	%
1957	19,050	6,762,601 (6,606,275)	35.5 (34.7)
1958	20,310	6,984,032 (6,881,581)	34.4 (33.9)
1959	21,470	7,211,401 (7,077,510)	33.6 (33.0)
1960	22,690	7,661,568 (7,516,316)	33.8 (33.1)
1961	23,160	8,359,876 (8,154,176)	36.1 (35.2)
1962	24,770	8,971,156 (8,783,691)	36.2 (35.5)
1963	25,940	9,357,179 (9,269,776)	36.1 (35.7)
1964	27,010	9,799,653 (9,652,350)	36.3 (35.7)
1965	28,100	10,146,872 (10,069,761)	36.1 (35.8)
1966	29,390	10,403,742 (10,308,120)	35.4 (35.1)
1967	29,990	10,566,436 (10,475,869)	35.2 (34.9)
1968	31,590	10,862,864 (10,774,814)	34.4 (34.1)
* 1968	*(30,130)		(36.1 (35.8))

〔備考〕 1)　「昭和43年労働組合基本調査」による。
2)　雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。なお，労働力調査は42年9月分以降調査が改正され，＊印個所は時系列比較のため改正数字を旧調査に修正したもの
3)　(　)外は「単一労働組合の組合員数」を，(　)内は「単位労働組合の組合員数」を示す
4)　推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して算出したものである。

国際比較

わが国の労働組合員数ならびに組織率を国際的に比較してみると、現在ではそれらはともに先進資本主義諸国にひけをとらない水準に達している。もとより、欧米諸国の労働組合とわが国のそれとでは、前者が、大勢として、企業のわくをこえた地域別・産業別もしくは地域別・職業別の横断的組織の形態をとっているのにたいして、わが国のそれのほとんどが企業別組織とその連合体のかたちをとっているというように、それぞれ組織原理を異にしており、後者が企業内従業者の全員組織をたてまえとするところから組合員意識が希薄もしくは皆無のもの、さらにはなはだしきは反組合的なものまでも組合員としてかかえているということもあるので、組合員数や組織率の単純な比較によって直ちに労働組合運動発展の度合を云々することはできない。しかしそうした点を考慮にいれてもなおかつ次の事実は無視しがたいものがあろう。すなわち社会主義国であるソ連、中国などをのぞけば、資本主義国でわが国を上回る労働組合員数をもっているのはアメリカ合衆国（六六年一七九七万六〇〇〇）だけで

あり、イギリスは一〇一一万（六六年）、西ドイツは九三六万（六六年）である。また組織率では、イギリス四三・四%（六六年）、西ドイツ三六・三%（六六年）、アメリカは多く見積もって二八・四%（六六年）であって、この三国のうちわが国の組織率を大きく上回るのはイギリスだけであり、西ドイツはわが国なみ、アメリカはわが国を大幅に下回っている。

2 産業別組織状況

産業別に組合員数をみた場合に、このところ一貫して減少傾向を示しているのは、鉱業、林業・狩猟業、漁業・水産養殖業である。また、この数年増加傾向を示してきたが、六八年になって減少に転じたものに、農業、不動産、電気・ガス・水道業がある。

六八年にかなり大幅な増加をみたのは、製造業、建設業、サービス業である。このうち製造業は、数年来増加幅をせばめつつあったが、六八年の増加数は前年をかなり上回った。サービス業と建設業の増大分には傾向的なもののほかに、六九年一月の日本標準産業分類の改正で、従来不動産業に含まれていた建売住宅・分譲宅地関係が建設業に、運輸通信業に含まれていた放送業がサービス業に含められたことによるものが加っていることに注意すべきである。

以上の増減により、六八年の単一労働組合員数にもとづく産業別推定組織率は、第116表に示すようなものとなった。組織率が最も高いのは、電気・ガス・水道業であり、これに公務、運輸通信業、金

第115表　産業別単一労働組合員数の対前年増減数

（単位　人）

産業	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年
全産業	611,280	386,023	442,474	347,219	256,870	162,694	296,428
農業	1,430	△ 1,262	486	821	311	1,584	△ 1,240
林業・狩猟業	3,418	3,243	176	△ 2,419	△ 4,492	△ 1,880	△ 293
漁業・水産養殖業	6,160	△ 5,451	3,969	6,564	△ 5,142	△ 3,981	△ 1,393
鉱業	△ 31,067	△ 44,680	△ 32,763	△ 3,652	△ 13,522	△ 14,444	△ 16,231
建設業	17,671	2,732	19,582	21,522	17,812	38,410	43,330
製造業	330,555	204,970	179,692	137,886	30,114	53,865	149,804
卸売業・小売業	41,575	27,872	38,365	39,944	33,931	22,308	21,985
金融・保険業	33,644	26,843	54,746	8,555	68,252	34,491	28,877
不動産業	△ 68	2,223	1,776	54	1,797	305	△ 3,382
運輸通信業	84,353	62,176	74,362	63,439	54,249	59,417	2,404
電気・ガス・水道業	25,081	8,847	△ 4,527	5,904	509	7,468	△ 3,071
サービス業	13,711	41,154	56,190	36,599	21,082	△ 17,162	48,597
公務	50,502	50,499	22,915	26,481	47,885	△ 3,900	16,447
分類不能の産業	34,315	6,857	27,505	5,521	4,084	△ 13,787	10,594

〔備考〕 1） 労働省「昭和43年労働組合基本調査」による。

2） △印は減少を示す。

第116表　産業別推定組織率

産業	(A) 雇用者数	(B) 単一労働組合員数	推定組織率 (B/A)
	千人		
全産業	31,590	10,862,864	34.4
農業	240	4,953	2.1
林業・狩猟業	160	81,599	51.0
漁業・水産養殖業	200	49,973	24.5
鉱業	240	150,680	62.8
建設業	2,840	659,690	23.2
製造業	10,980	4,024,967	36.7
卸売・小売業	5,730	436,733	7.6
金融・保険・不動産業	1,150	728,485	62.6
運輸・通信業	2,920	2,021,149	69.2
電気・ガス・水道業	280	210,198	75.1
サービス業	5,300	1,230,256	23.2
公務	1,540	1,103,308	71.6

〔備考〕 1) 組合員数は昭和43年「労働組合基本調査報告」による。
2) 雇用者数は総理府統計局「労働力調査」1968年6月分による。

融・保険・不動産業がつづいている。農業は、組合員数も最少であるが、組織率においても最低である。

3　企業規模別組織状況

六八年六月末の民間企業における労働組合数は三万九一四〇組合、組合員数は約七五四万五〇〇〇人で、全組合数および組合員数に占める割合はそれぞれ六九・二%、七〇・〇%であるが、これをさらに企業規模別――常用雇用労働者数の規模別――にみると、一〇〇〇人以上の規模が約四三九万七〇〇〇人で全体の五八・三%を占めて最も多く、五〇〇人以上の規模を一括すると約七割になる。「その他」の項に含まれるのは、二企業以上の従業員で組織される組合と、規模不明のもので、約六九万六〇〇〇人（九・二%）を占めているが、わが国の労働組合の大多数（九〇・八%以上）が二企業以上にわたらない企業別の単位労働組合、いわゆる企業別組合に組織されているのにたいして、この「その他」の項に含まれるものの多くは、わが国に少数ながら存在する企業別組織でない労働組合の組合員である。

六八年の民間企業における企業規模別の組合員数を六三年と比較してみると、すべての規模で増加しており、また六六年と比較すると、二九人以下の規模をのぞいてすべての規模で増加している。また民間企業労働組合員中に占める各規模企業の組合員数の割合についてみると、六三年と六八年の比較では一〇〇〇人以上規模が一・五ポイント増大したほか、他の規模は減少傾向を示すとともに、「その他」の項が〇・一ポイントだけ増加していることが注目される(第117表)。

次に民間企業における産業別の労働組合員数を企業規模別にみると、一〇〇〇人以上の大規模企業組合員の占める比率が最も高いのは電気・ガス・水道業で九五・二%に及び、金融・保険業(八九・二%)、鉱業（七一・一%)、製造業(六二・四%)がこれにつづいている。九九九～一〇〇人の規模が比較的多いのは、サービス業（四二・三

第117表　企業規模別単位労働組合数および組合員数（民間企業のみ）

企業規模	1963年		1966年		1968年		対66年増減数		対66年増減率	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人		人		人	%	%
合　　計	33,344	6,152,738 (100.0)	36,838	7,049,169 (100.0)	39,140	7,544,752 (100.0)	2,302	495,583	6.2	7.0
1,000人以上	8,811	3,493,904 (56.8)	9,716	4,129,769 (58.6)	10,423	4,397,478 (58.3)	707	267,709	7.3	6.5
500～999人	2,134	569,184 (9.3)	2,314	606,743 (8.6)	2,585	660,134 (8.7)	271	53,391	11.7	8.8
100～499人	8,434	1,127,653 (18.3)	9,489	1,266,121 (18.0)	10,273	1,336,636 (17.7)	784	70,515	8.3	5.6
30～ 99人	8,026	340,986 (5.5)	8,933	380,922 (5.4)	9,424	392,351 (5.2)	491	11,429	5.5	3.0
29 人以下	4,260	62,026 (1.0)	4,518	63,802 (0.9)	4,401	61,671 (0.8)	△ 117	△ 2,131	△ 2.6	△ 3.3
そ　の　他	1,679	558,985 (9.1)	1,868	601,812 (8.5)	2,034	696,482 (9.2)	166	94,670	8.9	15.7

〔備考〕 1） その他とは，２企業以上の従業員で組織されるもの（１人１企業のものも含む）および規模不明のもの。
2） 労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

第118表　産業別・企業規模別単位労働組合員数（民間企業のみ）

産　　業	合　　計	1000人以上	999人～100人	99人以下	そ　の　他
	人	人	人	人	人
全　産　業	7,544,752 (100.0)	4,397,478 (58.3)	1,996,770 (26.4)	454,022 (6.0)	696,482 (9.2)
農　　業	4,821 (100.0)	684 (14.2)	801 (16.6)	519 (10.8)	2,817 (58.3)
林業・狩猟業	7,424 (100.0)	30 (0.4)	467 (6.3)	585 (7.9)	6,342 (85.4)
漁業・水産養殖業	48,166 (100.0)	12,944 (26.9)	2,191 (4.5)	790 (1.7)	32,236 (66.9)
鉱　　業	154,627 (100.0)	109,893 (71.1)	27,242 (18.6)	4,665 (3.1)	12,827 (8.2)
建　　設　　業	447,080 (100.0)	120,144 (26.9)	38,895 (8.7)	6,791 (1.5)	281,684 (62.9)
製　　造　　業	3,946,336 (100.0)	2,462,726 (62.4)	1,188,880 (30.2)	210,152 (5.3)	84,578 (2.1)
卸売業・小売業	491,798 (100.0)	274,182 (55.7)	184,255 (37.4)	26,648 (5.4)	6,713 (1.5)
金融・保険業	717,364 (100.0)	639.987 (89.2)	65,806 (9.2)	10,826 (1.5)	745 (0.1)
不　動　産　業	9,792 (100.0)	5,107 (34.6)	3,388 (52.2)	1,297 (13.2)	— (—)
運輸通信業	1,041,095 (100.0)	488,977 (47.0)	278,350 (26.7)	77,134 (7.4)	196,634 (18.9)
電気・ガス・水道業	165,056 (100.0)	157,083 (95.2)	5,448 (3.3)	1,673 (1.0)	852 (0.5)
サ　ー　ビ　ス　業	475,205 (100.0)	124,001 (26.1)	200,972 (42.3)	112,809 (23.8)	37,413 (7.9)

〔備考〕 労働省統計調査部『昭和43年労働組合基本調査報告』より作成。

%)、不動産業（五二・二%）、卸売・小売業（三七・四%）、製造業（三〇・二%）である。九九人以下の零細企業の組合員が占める割合は二三・八%、不動産業の一三・二%、農業の一〇・八%をのぞいて、他はすべて一〇%以下である。

二企業以上の従業員で組織される単位組合の占める割合が最も高いのは林業・狩猟業で八五・四%に及び、漁業・水産養殖業（六六・九%）、建設業（六二・九）、農業（五八・三%）、運輸通信業（一八・九%）がこれにつづいている。また、一企業以上の従業員で組織される単位組合の組合員数そのものを産業別に比較してみると、建設業が約二八万二〇〇〇人で最も多く、運輸通信業の約一九万七〇〇〇人、製造業の約八万五〇〇〇人がこれにつづいている（第118表）。

さらに製造業の組合員数に一〇〇〇人以上規模の企業の組合員が占める割合を、産業中分類別にみたのが第119表である。製造業のうちで一〇〇〇人以上の組合員数の占める比率が最も高いのは、鉄鋼（八三・八%）で、以下、電気機器（七八・八%）、輸送用機械（七六・八%）、ゴム（七六・〇%）、化学（七〇・四%）の順になっている（第119表）。

第119表　製造業の単位労働組合数に占める 1,000人以上規模の企業の従業員数の比率

産業	比率	順位
製造業	62.4%	
タバコ	51.4	10
衣服・その他の繊維製品	48.0	12
木材・木製品	14.3	16
パルプ・紙・紙加工品	56.5	8
印刷・同関連業	37.2	14
化学工業	70.4	5
石油製品・石炭製品	76.0	4
ゴム製品	52.3	9
鉄鋼	83.8	1
非鉄金属	67.3	6
金属製品	27.1	15
一般機械器具	50.5	11
電気機械器具	78.8	2
輸送用機械器具	76.8	3
精密機械器具	58.0	7
その他の製造業	40.4	13

〔備考〕　労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』により作成。

4　組合員数変動の諸要因

組合員数の増減は、これを既設組合における組合員数の増減と、組合の新設・解散にともなう増減に分けてみることができる。既設組合における組合員数は、ここ数年にわたって増加幅がせばまり、六七年にはついに減少に転じたが、六八年にはふたたび約一四万八〇〇〇人の増加を示した。また組合の新設・解散にともなう組合員数の増加幅も、同じく六七年までの数年間はせばまりつつあったが、六八年には前年の約三万九〇〇〇人から約八万二〇〇〇人へと拡大をみせた。六八年六月末時

第120表　単位労働組合員数の増減要因別組合員数

（単位　人）

年	合計	既設組合における増減	新設，解散による増減	把握もれ組合員
1963年	486,085	249,082	107,610	129,393
1964	382,574	166,522	96,325	119,727
1965	417,411	228,896	92,885	95,630
1966	238,354	73,405	78,198	86,755
1967	167,749	△ 18,859	38,899	147,709
1968	298,945	147,653	81,720	69,572

〔備考〕　1）　把握もれ組合員とは前年の6月30日以前に設立され，前年の調査からはもれていたものをいう。
2）　△印は減少を示す。
3）『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

点における調査での総組合員数の増加は、この二つの拡大の結果に、前年の調査からもれていた「把握もれ」組合員数約七万を加えることによってもたらされたのである（第120表）。

既設組合における増加　既設組合における組合員の増減は、これの増減と、雇用の増減に直接関係のない既設組合への未組織労働者をさらに雇用の増減にもとづく組合員数の加入や組合員の組合脱退などによる組合員数の増減とに分けてみることができる。第121表によると、雇用増にもとづく既設組合組合員数の増加分は、六二年の約五〇万二〇〇〇を頂点にしてしだいに減少に向かい、六七年には約二八万二〇〇〇になっていたが、六八年にはこれが約三六万四〇〇〇へと回復した。他方、雇用の減少にもとづく減少組合員数は、六二年いらい増加傾向を示していたが、六八年には若干の減少を示した。また六七年には、雇用の減少に直接関係のない理由による組合員の減少が約二七万に及び、異常な大幅を示した――ILO八七号条約関係国内法改正による公企体労組、公務員労組などの組合員の非組合員化が影響していると思われる――のであるが、六八年には、この減少幅は約二〇万二〇〇〇人へと縮小した。六八年に既設組合の組合員数の増減を相殺して、既設組合の組合員数になお約一四万八〇〇〇人の増加がみられたのは、以上の要因による。

新設・解散による増減　組合の新設・解散には、組合の組織変更などにともなう形式的な解散・新設と、実質的な組合組織の新設ならびに解散とが含まれているが、新設・解散にともなう単位労働組合員数の変動が、前年の約三万九〇〇〇人増から六八年の約八万二〇〇〇人増へと増大幅を拡大したのは、

第121表　既設組合における組合員数の増加および減少別単位労働組合数ならびに組合員数

年	増加 合計 組合数	増加 合計 組合員数	増加 雇用の増加 組合数	増加 雇用の増加 組合員数	減少 合計 組合数	減少 合計 組合員数	減少 雇用の減少 組合数	減少 雇用の減少 組合員数	純増 組合員数
		人		人		人		人	人
1955年	11,115	290,185	4,421	145,032	11,405	260,158	3,335	132,081	30,027
1956	6,193	249,673	4,378	151,337	5,087	176,584	2,598	90,039	73,089
1957	7,549	312,007	5,711	220,625	4,814	132,821	2,330	61,926	179,186
1958	7,183	288,811	5,216	182,322	4,908	194,416	2,550	103,593	94,395
1959	7,020	275,630	5,246	186,274	4,993	163,239	2,409	70,866	112,391
1960	17,087	462,331	13,370	340,275	12,814	216,255	5,901	87,544	246,076
1961	19,287	547,311	15,518	430,826	12,833	242,224	5,890	93,459	305,087
1962	20,828	604,068	17,666	501,945	13,782	241,976	10,126	143,873	362,092
1963	20,955	563,493	17,338	432,470	15,922	314,411	10,197	170,166	249,082
1964	20,551	515,553	16,280	395,542	17,910	349,001	9,176	151,367	166,552
1965	21,822	553,897	16,752	414,168	18,078	325,001	8,950	143,635	228,896
1966	21,099	460,644	16,051	323,921	19,508	387,239	10,138	178,661	73,405
1967	19,440	413,166	14,316	282,230	23,001	432,025	10,043	162,153	△ 18,859
1968	21,259	492,639	15,309	364,366	21,516	344,986	10,167	143,482	147,653

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

第122表　新設，解散単位労働組合数および組合員数の年別推移

年	新設				解散				新設—解散
	合計		実質的新設		合計		実質的解散		
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合員数
		人		人		人		人	人
1955年	3,763	359,060	3,611	335,103	3,599	235,645	2,040	109,393	123,415
1956	3,272	274,432	2,497	162,552	2,243	186,171	1,498	91,985	88,261
1957	3,138	252,344	2,490	167,196	2,551	186,570	1,595	89,999	65,774
1958	3,105	262,777	2,316	147,739	2,136	172,249	1,403	73,536	90,528
1959	4,953	385,006	2,261	154,816	3,821	320,935	1,468	86,166	64,071
1960	4,086	414,990	2,652	185,820	2,609	280,948	1,306	69,108	134,042
1961	5,305	494,389	3,861	298,645	2,756	247,041	1,349	70,081	247,348
1962	5,123	500,609	3,683	266,651	3,265	299,284	1,508	84,664	201,325
1963	4,925	526,102	3,044	228,951	3,987	418,492	1,862	116,251	107,610
1964	4,448	444,533	2,746	234,531	3,814	348,208	1,902	112,804	96,325
1965	3,774	368,089	2,336	164,466	3,282	275,204	1,663	78,711	92,885
1966	3,781	393,718	2,081	144,636	3,599	315,520	1,830	86,490	78,198
1967	3,426	429,247	1,844	149,699	3,277	390,348	1,639	96,905	38,899
1968	3,207	333,025	2,070	161,765	2,879	251,305	1,735	80,404	81,720

〔備考〕『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

第123表　産業別実質的新設・解散単位労働組合員数

産業	実質的新設		実質的解散		実質的新設—実質的解散	
	1967	1968	1967	1968	1967	1968
	人	人	人	人	人	人
全産業	149,699	161,765	96,905	80,404	52,794	81,361
農業	191	245	142	86	49	159
林業・狩猟業	254	1,105	960	182	△ 706	923
漁業・水産養殖業	105	192	1,563	206	△ 1,458	△ 14
鉱業	1,825	330	8,673	9,200	△ 6,848	△ 8,870
建設業	8,918	11,157	10,291	4,253	△ 1,373	6,922
製造業	64,291	70,267	25,911	26,635	38,380	43,632
卸売業・小売業	8,426	14,555	6,080	5,387	2,346	9,168
金融・保険業	3,857	5,948	4,844	2,863	△ 987	3,085
不動産業	191	358	51	29	140	329
運輸通信業	19,445	28,073	10,477	17,223	8,968	10,850
電気・ガス・水道業	1,290	2,130	968	830	322	1,300
サービス業	24,773	19,869	16,272	9,731	8,501	10,138
公務	15,448	6,451	9,066	2,741	6,382	3,710
分類不能の産業	685	1,085	1,607	1,038	△ 922	47

〔備考〕 1)　△印はマイナスを示す。
2)　労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

第122表にみるように、実質的新設組合員数が前年を若干上回り、実質的解散組合員数が前年を若干下回ったことによってもたらされた結果である。

なお実質的新設・解散組合員数の年別推移をみると、実質的新設組合員数は、安保闘争が高揚をみた六〇年から増加しはじめて六一年から六四年にかけてピークを形成しており、他方実質的解散組合員数は、それより約二年の時期的なずれをもって、六二年から若干の増大を示し、六三～六四年にピークを形成し、新設組合員数のピークが終わると同時に減少幅をせばめて今日にいたっている。

次に、この実質的新設・解散組合員数を産業別にみると、六八年には、実質的新設組合員数の減少は、主として事業の休廃止および縮小にともなう解散には鉱業、サービス業、公務をのぞくすべての産業で六七年を上回り、実質的解散組合員数は、鉱業、製造業、運輸通信業をのぞくすべての産業で減少した。そして六七年にひきつづいて実質的解散組合員数を実質的解散組合員数が上回ったのは、漁業・水産養殖業と鉱業だけで、林業、狩猟業、建設業、金融・保険業等は純増に転じ、製造業、卸売・小売業、運輸通信業、電気・ガス・水道業、サービス業・公務などでは純増分が増大した（第123表）。

また実質的新設単位労働組合員数を企業規模別にみたのが第124表である。わが国民間企業の組合員数に占める常用労働者一〇〇〇人以上規模の企業の労働者の比率は五八・三%、五〇〇人以上規模の企業のそれは六七%に及ぶが、この表によると現在労働組合の新設による組合員数の増加は主として四九九人以下の規模の企業にみられるものであることがわかる。というのは、実質的新設単位労働組合員数に占める一〇〇〇人以上規模のそれは、六七年には二一・六%、六八年には二四・一%にすぎず、五〇〇人以上規模についてみても、六七年は三〇・五%、六八年は三六・七%にすぎないからである。それにもかかわらず第117表で明らかなように、やや長期的にみた場合に組合員総数に占める五〇〇人以上規模企業の組合員の比率がむしろ増加する傾向にあるのは、組合新設による以外の組合員の増減要因が、その方向にはたらいているからにほかならない。

他方、解散組合ならびに組合員数を解散理由別に分けてみると、第125表のようになる。実質的、形式的を問わず解散組合数ならびに組合員数はこのところ減少傾向にあるが、六八年の実質的解散組合員数の減少は、主として事業の休廃止および縮小にともなう解散に

第124表　企業規模別実質的新設単位労働組合員数(民間企業のみ)

企業規模	1967年		1968年		対前年増減率
	人	%	人	%	%
規模計	120,303	(100.0)	144,005	(100.0)	19.7
1000人以上	26,039	(21.6)	34,713	(24.1)	33.3
500～999人	10,718	(8.9)	18,134	(12.6)	69.2
300～499人	11,485	(9.6)	13,038	(9.1)	13.5
100～299人	36,055	(30.0)	35,162	(24.4)	△ 2.5
30～ 99人	21,262	(17.7)	23,651	(16.4)	11.2
29人以下	5,327	(4.4)	4,873	(3.4)	△ 8.5
その他	9,417	(7.8)	14,434	(10.0)	53.3

〔備考〕 1) △印は減少を示す。
2) 労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

第125表　解散理由別解散単位労働組合数ならびに組合員数

解散理由	解散組合数					合員数				
	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1963	1964	1965	1966	1967	1968
合計	3,987	3,814	3,282	3,599	3,277	2,879	418,492	348,208	275,204	315,520	390,348	251,305
実質的解散計	1,862	1,902	1,663	1,830	1,639	1,735	116,251 (100.0)	112,804 (100.0)	78,711 (100.0)	86,490 (100.0)	96,905 (100.0)	80,404 (100.0)
非業所の休廃止および縮小	527	559	600	605	554	511	40,003 (34.4)	44,464 (39.4)	36,313 (46.1)	35,934 (41.5)	40,414 (41.7)	29,529 (36.7)
その他	1,335	1,343	1,063	1,225	1,085	1,224	34,876 (65.6)	33,493 (60.6)	26,213 (53.9)	25,378 (58.5)	36,818 (58.3)	50,875 (63.3)
形式的解散	2,125	1,912	1,619	1,769	1,638	1,144	302,241	235,404	196,493	229,030	293,443	170,901

〔備考〕 1) 該当各年『労働組合基本調査報告』により作成。
2) その他の項には，指導者の欠如，自然消滅など労働者の組合意志の沈滞によるものなどが含まれている。

よるものが減少したことによってみたらされたものである。

5　主要連合体の組織状況

これらのうち主要連合体としては、日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、中立労働組合連絡会議（中立労連）の四団体があげられ、通常労働四団体と呼ばれている。このうち総評・同盟・新産別は、大小の差、性格のちがいはあるが、名実ともに労働組合全国中央組織として機能している。一方、中立労連は、以上の三団体に加盟していない全国単産の連絡会議として発足し、一時は総評に合流するかに見えたが、いまでは一つの労働組合中央組織として固定化する傾向を示している。

労働組合の連合団体を、①全国的（加盟組合が全国に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県内に分布するもの）、地区的（一市町村内または隣接市町村に分布するもの）の四種類に分けてみると、いずれの種類も年を追ってその数が増加する傾向にあるが、六八年六月末現在では全国的連合体二七二、地方的連合体三八九、府県的連合体一一八九、地区的連合体二七八一をかぞえた。

以上四つの主要連合体のいずれかに加盟する組合員数の増加率は、その他の連合体の組合員数の増加に追いつかず、そのため六二年いらい四団体加盟組合員数の組合員総数に占める比率は、六九・二%から年々わずかずつ低下して六七年には六七・一%になってい

第126表　主要団体別労働組合員数の推移

（単位　人）

年	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	その他
1960	7,661,568 (100.0)	3,745,096 (48.9)	924,076 (12.1)	46,063 (0.6)	— (—)	3,080,867 (40.2)
1961	8,359,876 (100.0)	3,968,123 (47.5)	1,107,867 (13.3)	42,847 (0.5)	— (—)	3,257,336 (39.0)
1962	8,971,156 (100.0)	4,122,099 (45.9)	1,202,696 (13.4)	56,779 (0.6)	831,476 (9.3)	2,780,665 (31.0)
1963	9,357,179 (100.0)	4,191,683 (44.8)	1,348,268 (14.4)	49,450 (0.5)	895,475 (9.6)	2,954,539 (31.6)
1964	9,799,653 (100.0)	4,206,546 (42.9)	1,466,278 (15.0)	58,360 (0.6)	935,614 (9.5)	3,213,352 (32.8)
1965	10,146,872 (100.0)	4,249,703 (41.9)	1,659,063 (16.4)	60,521 (0.6)	983,572 (9.7)	3,300,206 (32.6)
1966	10,403,742 (100.0)	4,247,493 (40.8)	1,715,800 (16.5)	65,876 (0.6)	1,020,751 (9.8)	3,471,589 (33,4)
1967	10,566,436 (100.0)	4,208,097 (39.8)	1,775,210 (16.8)	69,839 (0.7)	1,037,908 (9.8)	3,587,963 (34.0)
1968	10,862,864 (100.0)	4,214,317 (38.8)	1,848,226 (17.0)	71,280 (0.7)	1,269,769 (11.7)	3,523,296 (32.4)
対前年増減	296,428 (2.8)	6,220 (0.1)	73,016 (4.1)	1,441 (2.1)	231,861 (22.3)	△ 64,667 (△1.8)

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数はそれぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の計は合計と一致しない。
2)　△印は減少を示す。
3)　(　)内の数字は比率である。
4)　同盟の60，61年は全労，62～64年は同盟会議の数字である。
5)　労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

た。しかし六八年には、四団体加盟組合員数は約七四〇万、組合員総数の六八・二%なり、前年に比べて約三一万人の増加、構成比では一・一ポイントの上昇を示した（第128表）。

次に、四団体のそれぞれの組織状況をみると以下のとおりである。

日本労働組合総評議会（総評）

組合員総数に占める総評加盟組合員数の比率はこのところ年々低下しているが、六八年にもその加盟組合員数の増加は約六〇〇〇人にとどまったため、比率は一ポイント低下して三八・八%になった。

既加盟組合のうち組合員数の増加が目立ったのは自治労（約一万七〇〇〇人増）、鉄鋼労連（約一万六〇〇〇人増）、全国金属（約九〇〇〇人増）、全自交（約六〇〇〇人増）であり、減少が目立ったのは全逓（約六〇〇〇人減）、全日自労（約六〇〇〇人減）、全建労（約五〇〇〇人減）であった。

全日本労働総同盟（同盟）

同盟の組合員数はこのところかなり大幅な伸びを示してきたが、前年いらい増加はやや停滞気味になり、六八年は六七年の約五万九〇〇〇人増にひきつづいて約七万三〇〇〇人の増加にとどまった。しかしこの増加により、組合員総数に占める同盟組合員数の比率は、前年の一六・八%より〇・二ポイント上昇して一七%となった。

傘下組合の状況をみると、六八年六月末までの一カ年間に新たに全国民主自由労働組合（約一万八〇〇〇人）が加盟したほか、既加盟組合で増加の多かったものに全金同盟（約一万

第127表　産業別単位労働組合員数の主要団体別構成比（1968年）

（単位　%）

産業	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全産業	100.0	38.9	17.1	0.6	11.7	32.4
農業	100.0	20.8	8.1	—	6.0	65.0
林業・狩猟業	100.0	79.1	11.0	—	—	9.9
漁業・水産養殖業	100.0	0.6	18.5	—	17.0	63.9
鉱業	100.0	55.3	23.2	0.1	1.7	34.2
建設業	100.0	26.5	4.9	0.8	31.4	38.2
製造業	100.0	20.3	28.0	1.4	17.5	24.1
卸売業・小売業	100.0	6.3	17.3	0.1	8.5	67.9
金融・保険業	100.0	3.2	0.9	—	34.8	61.1
不動産業	100.0	37.7	4.3	—	0.2	91.7
運輸通信業	100.0	64.7	18.2	0.2	0.3	16.7
電気・ガス・水道業	100.0	22.9	63.1	—	8.6	5.9
サービス業	100.0	59.3	2.8	0.1	1.5	36.8
公務	100.0	85.0	1.5	—	—	13.5
分類不能の産業	100.0	38.8	14.0	0.3	—	47.0

〔備考〕 1）第126表　備考 1）参照。
2）労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

第128表　主要団体別単位労働組合員数の産業別構成比（1968年）

（単位　%）

産業	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全産業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業	0.1	0.0	0.0	—	0.0	0.1
林業・狩猟業	0.8	1.5	0.5	—	—	0.2
漁業・水産養殖業	0.4	0.0	0.5	—	0.6	0.9
鉱業	1.4	2.0	1.9	0.2	0.2	1.1
建設業	6.2	4.2	1.8	8.2	16.7	7.3
製造業	37.0	19.3	60.4	81.0	55.3	38.9
卸売業・小売業	4.6	0.8	4.7	0.7	3.4	9.7
金融・保険業	6.9	0.6	0.4	—	20.3	12.9
不動産業	0.1	0.1	0.0	—	0.0	0.3
運輸通信業	18.3	30.4	19.4	6.9	0.5	9.4
電気・ガス・水道業	2.0	1.1	7.2	—	1.4	0.4
サービス業	12.6	19.2	2.0	2.7	1.6	14.3
公務	9.4	20.5	0.8	—	—	3.9
分類不能の産業	0.3	0.3	0.3	0.1	—	0.5

〔備考〕 労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

四〇〇〇人増）、一般同盟（約一万一〇〇〇人増）、自動車労連（約一万人増）、全繊同盟（約一万人増）、交通労連（約九〇〇〇人増）、造船総連（約五〇〇〇人増）があり、減少が目立ったものに地方・地区同盟（約九〇〇〇人減）があった。

全国産業別労働組合連合（新産別）

新産別の傘下組合員数は六八年には約一〇〇〇人の増加をみただけで、その組合員総数に占める比率は〇・七%にとどまった。傘下組合のうち組合員が増加したのは全機金（約二〇〇〇人増）、新化学（約一〇〇〇人増）であった。

中立労働組合連絡会議（中立労連）

中立労連傘下の組合員数は六八年六月末までの一年間に約二三万二〇〇〇人増加し、組合員総数に占める比率は前年の九・八%から一一・七%へと上昇した。この増加は全国生命保険外務労働組合連合会（約二一万八〇〇〇人）の新規加盟によるところが大きい。このほか既加盟組織で増加が目立ったのは電機労連（約三万六〇〇〇人増）と全建総連（約三万三〇〇〇人増）であった。

6　連合体の産業別・適用法規別組織状況

産業別単位労働組合員数のうち四団体加盟組合員の占める比率をみると、総評加盟の比率が高いのは、公務（八五・〇%）、林業・狩猟業（七九・一%）、運輸通信業（六四・七%）、サービス業（五九・三%）、鉱業（五五・三%）であり、同盟加盟が多いのは電気・ガス・水道業（六三・一%）である。また不動産業（九一・七%）、農業（六五%）、漁業・水産養殖業（六七・九%）などでは、四団体のいずれにも加盟しないものが五割以上を占めている。中立労連が比較的多数を占めている産業は金融・保険業（三四・八%）、建設業（三一・四%）である。組合員総数の三七%を占める製造業が、一〇・三%を総評が、一七・五%を中立労連が、一・四%を新産別が占めているが、三四・一%は四団体に加盟していない（第127表）。

次に各主要団体傘下組合員数の産業別構成をみると、総評傘下では運輸通信業（三〇・四%）、公務（二〇・五%）、製造業（一九・三%）、サービス業（一九・二%）であり、同盟では製造業（六〇・四%）、運輸通信業（一九・四%）、新産別では製造業（一九・〇%）、中立労連では製造業（五五・三%）、金融保険業（二〇・三%）、建設業（一六・七%）がその組合員数の大きな部分を占めている（第128表）。

また、単一労働組合員数を適用法規にしたがって分け、それぞれに占める主要連合体加盟組合員の比率をみると（第130表）、労組法適用組合員のうち同盟加盟は二一・八%で最も多く、ついで総評が二〇・九%を占めているが、四団体のいずれにも加盟しないものが四一%に及んでいる。公労法、地公労法、国公法、地公法の適用をうける組合員はそれぞれ七四・六%から八八・八%までが総評加盟であるが、公労法適用で同盟が一一・一%を占め、また地公労法、国公法、地公法の各適用組合員の二一%から一三・九%に及ぶものが四団体のいずれにも加盟していないことが注目される。

次に各主要団体傘下組合員数の適用法規別構成比をみると（第129

第129表　主要団体別単一労働組合員数の適用法規別構成比（1968年）

（単位　%）

主要団体	合計	労組法	公労法	地公労法	国公法	地公法
合計	100.0	72.4	9.5	1.6	2.5	13.9
総評	100.0	39.1	21.9	3.5	4.9	30.6
同盟	100.0	92.7	6.2	0.1	0.7	0.3
新産別	100.0	100.0	—	—	—	—
中立労連	100.0	99.9	—	0.1	—	—
その他	100.0	91.6	0.0	0.7	1.7	5.9

第130表　適用法規別単一労働組合員数の主要団体別構成比（1968年）

（単位　%）

主要団体	合計	労組法	公労法	地公労法	国公法	地公法
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	38.8	20.9	88.8	84.5	74.6	85.8
同盟	17.0	21.8	11.1	1.2	4.4	0.3
新産別	0.7	0.9	—	—	—	—
中立労連	11.7	16.1	—	0.5	—	—
その他	32.4	41.0	0.1	14.7	21.0	13.9

〔備考〕 1）第126表　備考 1）参照。
2）労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

第131表　都道府県別単位労働組合員数

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率
	人	人	%		人	人	%
全国	10,774,814	298,945	2.9	三重	164,608	2,080	1.3
北海道	512,430	13,742	2.8	滋賀	84,369	2,709	3.3
青森	79,127	1,068	1.4	京都	235,241	4,080	1.8
岩手	109,631	325	0.3	大阪	979,745	21,177	2.2
宮城	144,006	4,875	3.5	兵庫	558,275	18,027	3.3
秋田	114,380	378	0.3	奈良	63,395	3,025	5.0
山形	102,034	2,188	2.2	和歌山	85,772	2,092	2.5
福島	154,134	3,993	2.7	鳥取	51,400	2,688	5.5
茨城	138,894	2,443	1.8	島根	60,920	1,061	1.8
栃木	124,075	3,607	3.0	岡山	178,918	6,979	4.1
群馬	140,384	5,548	4.1	広島	276,434	7,774	2.9
埼玉	234,956	13,099	5.9	山口	148,557	△ 1,542	△ 1.0
千葉	186,652	13,044	7.5	徳島	66,262	3,603	5.8
東京	1,855,478	54,244	3.0	香川	74,695	3,965	5.6
神奈川	679,834	33,112	5.1	愛媛	115,887	1,946	1.7
新潟	207,966	2,671	1.3	高知	71,072	3,057	4.5
富山	129,079	2,448	1.9	福岡	488,892	8,074	1.7
石川	98,880	1,266	1.3	佐賀	69,915	257	0.4
福井	78,041	2,650	3.5	長崎	124,212	△ 1,111	△ 0.9
山梨	49,230	485	1.0	熊本	106,621	987	0.9
長野	216,590	5,177	2.4	大分	87,037	683	0.8
岐阜	160,868	7,156	4.7	宮崎	81,031	1,162	1.5
静岡	306,113	8,307	2.8	鹿児島	103,157	84	0.1
愛知	675,617	24,262	3.7				

〔備考〕 1）△印は減少を示す。
2）労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

第132表　都道府県および主要団体別労働組合員数の構成比

（単位　%）

都道府県	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他	都道府県	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全　国	100.0	38.9	17.1	0.6	11.7	32.4	三　重	100.0	36.8	17.7	—	14.8	30.7
北海道	100.0	57.2	6.7	0.0	8.2	29.2	滋　賀	100.0	28.7	30.9	1.6	14.3	25.1
青　森	100.0	62.2	13.5	0.1	3.4	21.3	京　都	100.0	45.9	14.8	5.9	9.5	25.2
岩　手	100.0	62.3	8.8	0.0	5.7	23.7	大　阪	100.0	36.0	22.5	0.2	11.3	30.7
宮　城	100.0	50.1	7.9	0.0	12.6	30.3	兵　庫	100.0	40.7	18.3	—	15.4	26.3
秋　田	100.0	52.3	8.7	0.0	5.2	35.8	奈　良	100.0	47.2	11.7	—	14.7	26.4
山　形	100.0	44.5	8.7	3.1	14.1	29.6	和歌山	100.0	55.6	12.4	—	6.6	26.1
福　島	100.0	47.4	21.1	1.5	8.1	22.7	鳥　取	100.0	51.0	9.1	—	2.8	37.2
茨　城	100.0	41.5	7.0	0.1	25.4	26.2	島　根	100.0	47.6	17.0	—	4.4	31.2
栃　木	100.0	34.2	12.5	—	15.6	40.1	岡　山	100.0	32.0	32.1	—	10.2	25.8
群　馬	100.0	42.3	10.5	0.8	11.9	34.9	広　島	100.0	35.2	21.4	0.0	6.1	37.5
埼　玉	100.0	29.9	22.8	0.1	11.9	35.6	山　口	100.0	43.7	17.1	1.7	12.6	27.6
千　葉	100.0	34.8	17.1	—	9.4	38.7	徳　島	100.0	37.1	17.0	—	14.6	31.4
東　京	100.0	30.5	15.2	0.9	15.0	39.3	香　川	100.0	35.5	15.5	—	12.5	36.6
神奈川	100.0	29.2	18.9	1.3	22.7	28.5	愛　媛	100.0	50.2	19.9	—	6.6	23.3
新　潟	100.0	42.4	24.2	1.1	3.1	29.2	高　知	100.0	41.4	13.5	—	10.4	35.9
富　山	100.0	38.9	18.4	4.1	2.8	35.8	福　岡	100.0	49.5	9.0	0.0	8.5	33.6
石　川	100.0	46.6	26.1	—	5.6	22.1	佐　賀	100.0	44.2	9.5	—	13.3	33.0
福　井	100.0	39.2	31.4	—	7.4	22.0	長　崎	100.0	42.5	26.4	—	7.5	23.7
山　梨	100.0	56.9	7.6	—	5.0	30.5	熊　本	100.0	59.2	13.5	—	3.6	24.1
長　野	100.0	40.3	11.2	0.1	13.2	35.2	大　分	100.0	54.8	13.8	—	6.7	26.9
岐　阜	100.0	29.3	31.2	0.0	7.3	33.4	宮　崎	100.0	45.2	22.8	0.2	5.9	26.0
静　岡	100.0	35.2	20.3	0.7	11.5	32.7	鹿児島	100.0	54.4	5.8	—	4.2	35.7
愛　知	100.0	28.6	22.1	1.0	10.3	40.0							

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数はそれぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の構成比の計は合計と一致しない。
2)　労働省『昭和43年労働組合基本調査報告』による。

表)、総評はその六〇・九%までが労組法以外の適用をうけ、労組法適用組合員は三九・一%である。これにたいして新産別は一〇〇%、中立労連は九九・九%、同盟は九二・七%が労働法適用の組合員で構成されている。

7　都道府県別組織状況

都道府県別に単位労働組合員数をみると（第121表）、東京の約一八五万五〇〇〇人を筆頭にして大阪の約九八万、神奈川の約六八万、愛知の約六七万六〇〇〇人、兵庫の約五五万八〇〇〇人、北海道の約五一万二〇〇〇人、福岡の約四八万九〇〇〇人がつづいており、北海道をのぞくこれら六都府県に組合員総数の四八・六%が集中している。

組合員数は六八年中に山口、長崎をのぞくすべての都道府県で増大をみたが、これら六都府県における増加数は東京約五万四〇〇〇人、神奈川約三万三〇〇〇人、愛知約二万四〇〇〇人、大阪約二万一〇〇〇人、兵庫約一万八〇〇〇人、福岡約八〇〇〇人で、合計約一五万九〇〇〇人、すなわち六八年の全国における組合員増加数約二九万九

○○○人の半数以上に達した。こうして工業中心地への組合員の集中傾向がつよまっている。

また各都道府県別の組合員数に占める各主要連合体の比率は、第132表に示すとおりである。総評は一四の道府県で組合員の五割以上を占めている。だが、それは、六七年までは滋賀をのぞくすべての都道府県で他の主要連合体をおさえて最高比率を占めていたが、六八年には岐阜と岡山でその地位を失った。同盟は滋賀、福井、岐阜、岡山の四県で三割以上を占め、従来の滋賀に加えて、六八年に新たに岐阜と岡山でわずかに総評をおさえて最高比率を占めるようになった。四団体のいずれにも加盟しない組合員の比率が高いのは栃木と愛知で、それぞれ四〇・一%、四〇・〇%を占めている。

2　組織運動

1　六八～六九年の特徴

この数年来の傾向　六〇年の安保闘争の高揚ののち、米日支配層の政策の若干の手直しと経済の高度成長は、企業別組合を企業合併によってつくりだされた新しい資本系列にそって再編成する動きであり、政治的には、労働戦線を右よりに再編成しようとする動きであった。

六五年における三菱三重工の合併発表とともに三菱三重工の組合は全造船機械を脱退し、六六年一一月には三菱重工労連を結成した。また全金プリンス自工支部は百数十名の組合員をのこすだけでその他の約七〇〇〇人は脱退して別組織をつくり、六六年一〇月には自動車労連に加盟した。合化労連では六六～六八年に東洋高圧、信越化学、積水化学など大手組合の脱退がつづき、紙パ労連でも日本パルプの脱退（六七年）など組織動揺が起こった。このほか全損保、全相銀連などで傘下組織の大量脱退と脱退組合による新組織結成（六七年）がみられた。

こうした動きに乗じて金属機械産業部門で新たに組織活動をすすめたのは、六四年結成の国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣであった。それは総評、同盟など既成組織にたいして批判的姿勢を示しつつ、主として大企業労組を結集する電機、自動車、鉄鋼、造船などの部門のさまざまの上部関係をもつ単産と巨大企業労組をその傘下におさめ、六八年半ばごろまでに約一〇〇万の組織人員をもつことに成功した。そして、六七年いらいその組織を「国際連帯の窓口」から「国内運動体」へと切り換える方針を示した。

またＩＭＦ・ＪＣの組織伸張と呼応して、総評内では全逓宝樹委員長を中心に反共「労働戦線」の主張がとりわけ六七年初めから強められた。この派と、この主張に反対する総評主流ならびに反主流

（左派）との激突は、不可避かともみられたが、六八年七月の総評定期大会では宝樹派はまったく孤立し、このため全鉱原口委員長の調停により、この派と総評主流との妥協が策され、大会は戦線統一問題についていわゆる「原口四原則」を承認して終わった。(注)

（注）原口四原則とは次の四つである。①すべての労働者が団結して大幅賃上げ、労働時間短縮などでは共闘の組織体制をつくる。このことは全国中央組織のみならず産業別組織のレベルでも推進していく。②すべての加盟関係にある組織にたいして相互に奪い合いはしない。いかなる全国組織にも所属していない組合の加入や未組織労働者の組織化は、それぞれの全国組織が全労働者の戦線統一の立場から競争的に進め合う。③各組織の政治的路線の伝統は相互に認め合う。④共産党を含むあらゆる政党の組合支配を排除する。また資本の組合支配にたいしては各組織が相互に協力して独立性を確保する。

その後、ベトナム戦争のエスカレーションにたいする労働運動内の反発が強まったこと、全逓や鉄鋼労連が反戦のたたかいや春闘での闘争力を低下させたことなどから、反共「労働戦線統一」の主張は総評内で影響力を若干弱めたが、しかし産業再編成にともなうさまざまの事情が影響して、①民間産業においては総評と同盟の勢力比は六七年に逆転し、六八年にはその傾向がいっそう強まり、②総評と中立労連傘下の一部単産の組織動揺がつづき、③さらに六八年にはいって、IMF・JC派の電機労連や鉄鋼労連の傘下組織のイニシアチブのもとに、県評や地方同盟などのわくをはずした県単位の「民間労組懇談会」などをつくる動きが神奈川、福岡、大阪にあらわれるなど「労働戦線再編」の動きが底流としてなお各方面にみとめられた。そしてさらにそれに加えて六七年一一月には公明党が新たに独自の労働組合組織をつくる方針を明らかにして、労働組合戦線はいっそう複雑な様相を示すかに見えた。

六八～六九年の特徴

六八～六九年の時期には、①三菱重工労連が単一組織へと移行して同盟三菱重工労組となり（六八年一二月）、②電労連が電力同盟結成の第一歩として全国電労協を結成し（六九年四月）、③自治労連結成の準備がすすめられ、④新国労が組織を単一化して鉄労となり（六八年一〇月）、⑤新教組が結成をみる（六八年七月）など、同盟傘下もしくは同盟加盟をめざす組合の組織整備がすすむ一方で、総評傘下の合化労連では鐘淵化学労組の脱退（六八年八月）が起こり、あるいは住友化学労組が合化指導方針にたいする批判派に占められるなどの動きがみられた。また、地方組織では、山口に民間単組連絡会議（六八年七月）が、大分に民間産業労組懇談会が（六八年一〇月）、和歌山に労働組合懇談会が（六八年一二月）、静岡と岡山にそれぞれ労働問題研究会が（六九年二月と五月）、京都に労働組合主義協議会が（六九年二月）つくられ、六七～六八年の地方労働戦線再編の動きがいっそう拡大されたかにみえた。

だが、六八～六九年の産業別組織にみられる動きが、主として同盟系組合の組織整備であったのとならんで、この時期の地方組織における動きも、六七～六八年のそれが地方民間労組の既成組織のわくをこえての結集であったのとはちがって、主として個人有志のあいだの懇談会、研究会であったことは特徴的であった。

中央レベルでは、総評は六八年八月の定期大会で、前年定期大会で承認された労働戦線統一にかんする原口四原則についての総評としての公式解釈を示し、総評としては具体的要求を基礎にした共闘をつうじてこの問題にとりくむとの方針を再確認し、反共「労働戦線統一」論にたいする批判的態度をつよめた。他方、同盟も戦線統

一には乗り気でなく、このため、全逓宝樹委員長らの戦線統一論は、中央で具体的な問題として展開される余地はなかったし、地方では総評主流組合や中立労連傘下の左派組合の反撃もあり、福岡などでは民間連絡会議に対抗して、春闘共闘参加の総評・中立労連系組合を中心に中立労組連絡会議が組織されるという例もみられた。

ここから、戦線統一派は、中央・地方で労働問題研究会というかたちで戦線統一への足がかりをもとめることとなった。しかし中央で全逓、全繊、新産別など一二単産の書記長を集めて設置された労働問題研究会についても、総評内では批判がつよまり、このため私鉄総連はこれに参加しないとの態度を明らかにすることとなったし、総評本部は参加四書記長を本部にまねいて会の問題について釈明を求めなければならなかった。そしてこうした状況のもとで、六九年六月に開かれた全逓大会では、反共「戦線統一」の方針にたいする批判がつよまり、外山書記長は役員選挙で落ちたし、宝樹委員長も不信任票が三七%に達したため、大会に一度は委員長辞任を申し出て慰留されるという事態が生じた。

こうして、六八～六九年の時期は、これまでの数年間にわたってつづいた労働戦線流動化の傾向にあるていど底が見えてきた時期であるかに見える。なお、かねて労組づくりの意図を明らかにしていた公明党は、六八年七月に日本民主労働協議会組織化の基本方針を明らかにし、六九年六月にはそのための事実上の準備会を発足させ、中小企業労働者のあいだで組織活動を開始した。

2　全国中央組織の組織方針

総評の組織方針

総評は六八年八月の第三六回定期大会で採択された「六八年度運動方針」のなかで、「ここ数年来総評傘下組織の停滞および二年来の減少傾向」についてふれ、これは総評の指導路線の誤りによるものでないとして、その原因に次の五つをあげた。①金属産業を中心とする成長産業が傘下に相対的に少なく、逆に政府・独占資本の経済、産業、雇用などの諸政策の影響を強くうけている(炭労、全鉱、全日自労など)、②総評が労働運動で先進的な役割を果たしているので政府・資本家の攻撃が集中している(東洋高圧、信越化学、全金プリンスなどにたいする分裂攻撃、日教組にたいする管理職の範囲の拡大など)、③政府経営者側の攻撃と一体化した同盟を中心とする分裂策動の激化(合化、全金、私鉄、全硝労、開労連、全印総連をはじめ、全造船、全セメント、民放労連など)、④総評の活動分野が多面化するにつれ傘下単産、地評、地区労などの組織拡大の機能が弱まっている、⑤中立単産のおかれた組織的・財政的な実情と総評のとる政治方針との関係から中立組合の総評加盟がすすむ状況にない。そして、同方針は組織停滞とならんで、他方で、①春闘が日本の賃金決定に果たす役割は高まり、春闘共闘への中央地方の参加人員は年々増加し、②また総評未加盟で地評・地労に加盟する中立組合の組合員数は約七〇万に達している、という事実を見のがすべきでないとして、六八年度の組織方針を次のように

示した(労働戦線統一の問題については別項を参照されたい)。

【六八年度の運動方針「組織の強化拡大」(要旨)】 1 組織の強化・拡大の方針については、ここ数年来の方針を基本的に踏襲するが、情勢の変化や主体性の弱さ克服のために、今年度以降はとくに、①職場での組合機能の確立、②産業別組織の機能強化、③大産業別共闘、地域共闘体制の整備④未組織労働者の組織化と中立組合との共闘の促進、の四点に重点をおきつつ次の諸対策をすすめるが、とくに組合運営の民主化、大衆路線の徹底、青年活動家の組合役員への登用に心がける。

2 官公労は専従削減、財政圧迫、組合活動制限などの圧迫をうけているので、とくに職場における組合活動の権利確立をめざす運動を、国労などの経験を生かして発展させる。

3 産業別組織は調査その他の専門機能を拡大し産業レベルのサービスと政策的闘争に重点をおき、労働条件の産業・業種別の平準化闘争とそれをつうじての産業別の組織的統一の強化を追求する。総評は各単産と協力して産業別組織強化の具体化につとめる。

4 産業別組織としての団体交渉機能の強化、スト資金の蓄積、人的財政的能力の拡充、組合員・活動家の教育、共済機能の強化のためには、組合費の支出、機関運営を抜本的に改善する必要があり、単産組織部長会議、産業別組織強化対策会議などを通じてその方向を追求する。

5 大資本の集中・合併がすすむなかで大産業別共闘の必要性がましているので、その強化につとめるが、他方これには機構的機能的に限界があるので、その基礎となる産業別組織、とくに金属・化学関係単産の組織の強化拡大や業種別対策のうえに発展させる。

6 ILO体制の実施による地評・地区労の戦力低下を防止するため、地評・地区労にたいする総評と各単産の協力を強め、各産業別組織が前面に立ち総評・地区労が協力して、①中立組合の結集、②未組織の組織化、③地評加盟単位の産業別への変更などをおこない、産業別組織の地方組織を育成・強化する。

7 労働運動発展のためには青年労働者のエネルギーが必要である。資本の側は新入社員教育、技術教育、職務給導入などにより企業意識の培養、年輩労働者との分裂を策している。総評、各単産、大産業別共闘、地評などは青年労働者の創意を尊重するとともに積極的に青年対策をつよめる。

8 共稼ぎ労働者、既婚婦人労働者を働きやすくさせるため職場や地域に託児所・保育所の設備を充実させる。婦人の低賃金打破のためには男子の一般的な賃金、とくに若年労働者の労働条件改善につとめる必要がある。婦人労働者の差別をなくすためにはILO条約第一一一号の早期批准が必要で、この運動具体化のため差別賃金の打破、生休・産前産後の有給休暇獲得、昇格についての点検などの実現に努力する。主婦の会のなかから賃上げの声を強め、また物価、交通、公害、教育などの諸問題の中心的プレッシャー・グループとして発展させる。

9 農村からの出稼ぎ労働者や賃労働兼業農民にたいしては、出身地における掌握とともに土木・建設関係組合や地評・地区労と協力し、不当な雇用関係、賃金支払い、労働災害などの諸問題に積極的に介入し、その組織化につとめる。地域の農民との提携では、これとつながりの強い単位農協共同してオルグ活動をすすめ、また中央・地方で全農協労連、自治労などと争、営農資金要求、土地取上げ反対などの闘争をすすめる。

10 以上の方針の具体化のため総評は中央・地方の組織対策委員会の活動を強めるとともに、次の点に努力を集中する、①各単産組織部長会議、中央組織対策委員会、産業別組織強化対策会議をつうじて単産の体制強化の具体化をはかる、②全国レベルの政策的方針樹立のため調査活動の拡充に努める、③広域行政の推進や重工業地帯の形成に対処するため、京浜、東海、関西、北九州においた拠点事務所を「地方ブロック事務所」として人的財政的補強につとめる、④民間単産会議発展のため側面的援助を強めるとともに大都市、重工業地帯の県段階に地評・地区労傘下の民間単産・単組を中心に、民間労組の結集体の育成・強化につとめる、⑤産業構造の変化、重化学工業の進展に対応し来年度大会以降オルグ制度を再編成する。

他方、六六年一二月に発足した民間単産会議(議長・原口全鉱委員長)は総評定期大会後の八月三一日に第三回定例代表者会議を開

き、本年度の方針として、①産業別組織強化を展望しつつ民間単産の相互交流と共通課題のとりくみをすすめる、②春闘共闘傘下中立組合との交流の場の追求、③地方の民間組合の組織の結集、④地評の協力をえて総評傘下の民間労組を中心に地方民間労組の結集体の育成強化をはかる、などを決定した。

同盟の組織方針　六八年一一月に組織人員は二〇〇万を突破し民間最大の労働組合になったと自負する同盟は、六九年一月の第五回定期大会で採択した「六九年度運動方針」のなかでその組織方針の大綱を決めた。それは、現在みられる労働戦線の流動化は「変貌する産業社会に対する組合の方針への反省に根ざし」たもので、その方向は「共産主義的反体制闘争主義の組合から民主主義的組合へ」であるとの判断にたち、この流動化を積極的に推進して三〇〇万の組織をつくるとの立場から、当面の組織活動のあり方について要旨次のように述べている。

【組織活動の強化とその方向（同盟六九年度運動方針、第六部・Bの一要旨）】一　同盟本部・産別組織・地方同盟の組織任務　①組織の強化・拡大の活動の中心の一つは産業別組織対策である。産別組織に同盟本部と地方同盟が協力して既存の加盟産別組織を尊重する原則のもとに産別整理を促進する。②地方同盟は中小零細企業や商業・サービス業などの地方的な未組織分野の開拓や未加盟の組織化を目標とする。地方同盟の活動展開にあたって重要な地区同盟を確立・整備する。③同盟本部は産別組織の死角となっている未組織分野を地方同盟の活動と関連させて開拓する。

二　組織活動の主要方向　①重化学、金属産業分野の組織化、②中小企業第三次産業分野を中心とした未組織分野の組織化、③コンビナート地域、工業集団地の組織化、④民主化運動への協力とこの運動の成果の同盟への結合、⑤中立組合にたいする積極的はたらきかけ、⑥官公組織の拡大――全官公の組織を三〇万に拡大し、官公労組織の一〇%獲得を当面の目標とする。

三　組織活動方針　①産別組織、地方ブロック、地方同盟、地区同盟の各段階においてそれぞれ組織拡大のための長期・短期の計画を樹立し、同盟台での統合、調整を通じて活動を軌道にのせる。②組織活動を円滑に進めるため、同盟本部は各産別組織・地方同盟から提出される組織活動計画を整理し、情報を流し、相互連絡を密にする。③企業の合併・経営の多角化など変貌しつつある産業体制に即応して、組織活動における関係産別組織間の連携を強化する。また、産業別に産業政策を具体化し、中立その他関係組合によびかける。④文化活動・レクリエーション活動を強化し、広く未加盟組合や民主化グループにも参加をよびかける。⑤組織活動の成果をあげるために、各組織段階で組織活動計画を推進できるオルグ体制を確立する。

新産別の組織方針　新産別は「労働戦線の全面的な再編の道に入った今日、いまこそ大胆積極的な組織活動を展開」しなければならないとの立場から、六八年一〇月の第二〇回定期大会で採択された「昭和四四年度運動方針」のなかで、組織方針を次のようにまとめた。

【新産別の具体的組織方針（運動方針、第二部六ノ(ニ)ノ(3)要約）】①金属、化学における産業別再編結集の推進。金属では、各部門ごとに新産別の結集をすすめ、金属産業の大産業別連合の達成をめざす。そのなかで、われわれは一般機械金属部門で新しい大きな産業別結集を、多くの友好組合との共同の活動のなかからまとめていくようにする。JCの組織と機能を背景として、さらに地方組織の再編結集の場を活用して、この活動をすすめていく。化学産業においては、多くの友好組合との幅広い交流と提携をすすめていくなかから、新しい大きな産業別の結集を追求していく。金属、化学の再編結集は、既存の団体と産業別組織のわくにこだわらない幅広い結集方向をとる。②地方組織の再編結集運動は、これから一年さらにその努力を倍加していく。総評系、同盟系の組合も、中立単独の組合も広く含

めた結集に努力していく。地方組織の再編結集は、民間の基幹産業の組合が中心となってすすめられていくが、必要によってはさらに幅をもつことがありうる。この推進は、全国的な産業別統一、労働戦線の再編と統一を地方から促進していくものとして高く評価し、全力をあげてこれと取り組んでいく。

3 産業別組織の動向

一九六八～六九年の時期における産業別組織の動向は次のとおりである。なお金属・機械産業における国際金属労連日本協議会IMF・JCの動向については、別項で述べる。

造船

六五年の三重工の企業合併を契機にして統合成立した三菱重工労連は、六八年八月の定期大会で同年一二月までに組織の再編をおこなうことをきめたが、予定どおり一二月一七～一八日に愛媛県奥道後開催の第四回臨時大会で、連合体から単一組織への移行を決定、同盟および国際金属労連日本協議会に一括加盟することとなり、組合名も全日本労働組合総同盟三菱重工労働組合（同盟三菱重工労組）と変更した。新発足した同労組の組織人員は七万九〇〇〇人で、わが国最大の企業別組合であるが、発足にあたって重工労連傘下の広島機械労組（一二五〇名）は、組合員の一般投票の結果単一組合への組織がえの方針が否決されたために新発足の重工労組には参加しなかった。

同盟は三菱重工労組の組織規模が巨大であるため、これを既存の産業別組織にただちに編入せず、過渡的措置として同盟への直接加盟としたが、これより先、同盟傘下の造船総連は、六月の大会で三菱のこうした動向や傘下呉造船の石川島播磨造船との企業合併を考慮して、三菱重工労連、石播労連とのあいだの三者懇談会を強化し、造船機械産業労組の統一の話合いをすすめるよう努力するとの方針を決定した。

他方中立労連傘下の全造船機械は、九月の大会で、企業の集中合併に対処するため現在の中産別方式から大産別組合としての統一の方向にむかわざるをえないとし、このために金属共闘の強化をつうじて努力するとの方針をきめて、組織内右派勢力と対決の姿勢を示した。これにたいして、この大会期間中に開催された同労組内の民主化グループ「二八会」の全国大会は、全造船の上部団体としての存在価値を失ったとして、むこう一年間の最大目標を「全国造船機労働組合協議会」（仮称）の結成準備におくことを決定した。

なお全造船傘下の日本鋼管造船部門三分会（鶴見、浅野、清水）は、六八年七月日本鋼管造船労働組合連合会を結成した。

化学

合化労連では、六六年に東洋高圧が分裂脱退し、ついで六七年に信越化学、日信化学、不二醤油、積水化学が脱退したが、六八年八月にはさらに鐘淵化学労組（二二〇〇）が大会で合化労連脱退を決めたほか、同労連内の最大組織である住友化学労組が八月末の大会で合化労連の指導にたいする批判をつよめた方針を採択し、役員改選でも合化労連批判派が主導権を握った。

また国際関係では全石油が六八年七月の大会で国際石油化学労連ＩＦＰＣＷに加盟を決定したほか、国際化学一般労連ＩＣＦが六八年六月に東京事務所を開設した。

電力

電労連傘下の北海道電労（六一〇五名）では六八年七月の大会で批判派代議員四六名が「労使協議の同盟路線」に反対して退場し、七月二八日に全北海道電力労組（全北電六〇三名）を結成した。同労組は結成と同時に全電力と全道労協に加盟したが、全電力は一一日の第四回評議会で「全北電、九電検針労の総評加盟の道を開くため、全電力協議会として総評に一本加盟する」との方針を決定した。

他方、電労連は、八月の大会で電労連を中心とする大産業別組織としての電力同盟結成をいそぐ方針を決め、まずその第一歩として六九年四月一一日全国電力関連産業労働組合協議会（全国電労協）を結成した。同労協は北海道、東北、関東、中部、北陸、関西、中国、四国、九州の九地方電労協で構成され、加盟組合数百、組織人員一六万五三〇〇人である。

運輸

全日通労組を中心とする全国運輸（九万九〇〇〇人）と全トラ労連（二万人）とのあいだでは六六年七月以来組織統合についての正式の話合いがつづけられてきたが、六八年一〇月の第七回統合準備委員会で最終的な話合いがつき、一一月一一～一二日に全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連、一〇万四〇〇〇名）を発足させた。運輸労連は全交運ならびに交運共闘に加盟したが、全国労働組合中央組織には加盟せず当分無所属の立場をとることとなっている。

商業

一部の大手百貨店を中心とする商業関係労組は六五年に「全国百貨店労組海外事情研究協議会」ＤＩＬＡを結成してきたが、六八年一月の第四回総会以後その内部に産別組織結成の気運がつよまり、六九年三月以降ＤＩＬＡとは別個に結成準備委員会をつくって活動をすすめた結果、六月三～四日熱海開催の産別結成拡大準備委員会全国代表者会議で、日本商業労働組合連合会（商業労連）の結成大会を六九年一〇月二五日に開くことを決めた。商業労連は民主的労働運動、経済闘争中心主義を指向し、五〇単組六万人が加盟する予定といわれるが、さしあたりいずれの全国中央組織にも加盟しないものとされている。

自治体

一九六四年に加盟方針の問題をめぐって自治労から除名されていた大阪衛都連傘下の堺市職以下一八単組は、六八年六月二二日の衛都連大会で自治労復帰を満場一致で決定し、大阪府本部ならびに自治労本部は六月一日付をもって復帰を認めた。なお加盟方式は自治労本部の主張したとおり単組ごとの直接加盟となっている。

他方、同盟では六六年いらい新自治労の結成をめざして活動をすすめていたが、六八年一二月一五日岡山市に一七府県三〇単組の代表四〇名を集めて仮称全国自治団体労働組合連合（自治労連）結成準備会（一万二〇〇〇人）を開催し、六九年八月までに自治労連を発足させることを決定した。準備会三役は八代市職、新福岡県職、京都交通局などからでている。

国鉄

同盟傘下の新国労（七万六〇〇〇人）は六七年の大会で単一化の方針を決めていらいそのための努力をつづけてきたが、六八年一〇月一九日に宝塚で開かれた第七回定期大会で、これまでの組織を解散し、二〇～二一日に単一組織としての鉄道労働組合（鉄労）を結成した。鉄労は同盟加盟の官公庁労組としては最大であるが、全国を二八の地方本部に分けて運営される。

教職員　一九六五年に全教連から脱退した全教連山口派は新教組連絡協議会をつくっていたが、六八年七月二七二八日東京全国町村会館で新組織の結成大会を開いて新教職員組合連合（新教組）を結成した。新組織は山口、長崎、大阪を中心に一七団体一万七四〇〇人を結集しているが、上部団体としては全官公＝同盟を指向、すでに全官公には新教組連絡協議会の時期に加盟しており、新組織もこれを継続することを確認している。

4　国際金属労連日本協議会（IMF・JC）

結成と発展

国際金属労連日本協議会IMF・JCは、六四年五月電機労連、造船総連、全国自動車、全機金の四単産と八幡製鉄労組、中山製鋼の二組合、オブザーバー組合として日本鋼管、住友金属、自動車労連、三菱重工など、五単産一三組合七〇万人で結成されたが、その後、鉄鋼労連その他の加盟をみて六八年六月には七単産一〇組合九七万六五〇〇人の組織に発展した。発足当時それは国際連帯の窓口にすぎないものとされていたが、勢力を結集するにつれて国内運動体としての性格を示すようになり、六七年春闘では加盟組織のあいだに賃闘連絡会議を設置して独自の春闘体制をくみ、専従体制を整備した。とりわけJCが国際連帯の窓口であることを条件に加盟した鉄鋼労連が六七年七月の同労連大会でこの条件を取り消したのちは、こうした傾向はいっそうすすみ、専門委員会、地連などの補強がすすめられた。大型企業合併の進行に対応しながら、JCが総評、同盟、新産別、中立の各中央組織のわくをこえてそれらの傘下の金属関係組織を反共、労働組合主義の線にそって結集することに成功したことから、一部ではそれは全産業にわたる労働戦線統一のモデルとみなされ、全逓宝樹委員長らの反共「戦線統一」論提起の契機ともなった。

六八～六九年の動き

JCは六八年五月末チューリヒ開催の国際金属労連七五周年大会に五五名の大代表団を送ったが、そのあと九月一〇日東京・健保会館で第七回拡大協議委員会を開いて六八年度活動方針などを決めた。新運動方針は、運動体としてのJCの再発足を確認したもので、①労働組合主義の立場を堅持し、二〇〇万の大金属連合の結集をめざす、②そのため機械、造船、自動車、電機、鉄鋼の五つの産業別部会と、車両、電線、航空機、光学、精密機械、アルミ、非鉄金属などの業種別連絡会議を設置する、などを決め、また③これまで賃闘と産業政策研究にとどめられていた統一的活動の分野を、時短、合理化、安全、福利厚生、社会保障、減税などの分野に拡大しようとするものであった。なお六八年七月以降新規加盟をみたのは、日本ナショナル金銭登録労組（五〇〇名、六八年一一月）、鋼管清水労組（八〇〇名、一二月）全岡村労組（三〇〇〇名、一二月）であるが、三菱重工労連が一二月の大会で組織を単一化したため、六九年四月現在でJCの傘下組織は、JCの発表によれば八地連、六単産、一〇組合、組合員数は一一二万余となった。

JCがこうして運動体として再発足する動きにたいして、総評は六八年度運動方針の中で「日本における賃金闘争などの指導は、全国中央組織である総評が行うことが正しく、日本の実情にかなって

いる」とするとともに、全鉱、鉄鋼労連、全逓、電通共闘などJCを積極的に評価しようとする意見にたいしては、岩井事務局長は大会答弁のなかで「政治活動を否定し、経済主義的方向がつよめられていることに最も危惧がある」と述べて、JCにたいする批判的態度を明らかにした。他方、同盟は、本部としては、「日本国内の自由な金属労組の連携の場として」JCを評価する立場を六八年の大会で明らかにし、六九年一月の第五回大会でもこの立場を踏襲したが、傘下の全金同盟は一貫してJCへの参加を拒否し、また、これを国内における金属労働戦線の統一の場とは認めていない。

5　地方組織の動き

六八年までの動き

この数年、地方で上部団体の枠をはずして労働組合の懇談会、連絡会議などを設置する動きが目立ってきた。六八年六月末までのそうした動きを列挙すると、①六五年に愛知県で新産別、全繊同盟、三菱、自動車労連、電機労連などの代表を集めて設置された「愛知県労組懇談会」、②六八年二月に神奈川県で電機労連神奈川地協、鋼管、三菱横船、自動車労連神奈川地協、同盟神奈川金属、海員、全繊、全機金などを中心に三七団体、四五四組合、三〇万八〇〇〇人を集めて設置された「神奈川県民間労組懇談会」、③六八年四月に大阪で電機労連、鉄鋼労連など関西民間三三組合の有志によってつくられた「関西民間労組講座」（これを関西民労連に発展させるもくろみがあるが、同盟が不参加の態度を示しているので、まだ実現していないといわれる）、④六八年六月に八幡製鉄　安川電機、三菱化成黒崎など六一組合九万七〇〇〇人で発足した「福岡県民間組合連絡会議」などがこれである。

これらのものは、有志懇談会、組合連絡会議、講座などその組織形態にちがいがあり、その目的も、県政への窓口（福岡）、労働組合主義にたつ理論の学習（関西）、自由にして民主的な労働運動の基調にたち県下組合の共通問題をとりあげる（神奈川）など、これまたさまざまであるが、いずれも産業再編成に対応して地方組合組織の右より再編成をめざしていた。

六八～六九年の動き

こうした動きはひきつづき六八～六九年の時期にも山口、大分、岡山などの各地に表面化した。しかし六八年七月の定期大会における答弁のなかで岩井事務局長が「神奈川、福岡、大阪、山口の民労懇は戦線統一ではない」と言明したことからも知られるように、総評はこうした動きを階級的基礎にたつ労働組合戦線の強化、真の戦線統一とはみなさず、これとは別に、県評・地区労を中心に共闘を拡大することに力をそそぎはじめ、同盟側もまたこれに対抗して地方の組織活動に力をいれたことから、六八年の半ばごろ以後、地方組織再編の動きは新しい様相を示すことになった。

福岡県においては、福岡県民間連絡会議結成の動きに対抗して、六八年四月ごろから福岡県春闘共闘参加の中立労連系組合と県内純中立組合により「福岡県中立労組連絡会議」の設置が企図され、民間連絡会議の設立に一歩先んじて五月一四日に約七万をもってその発足をみた。これには食品労連西日本地協、全国セメント九州支部、民放労連九州地連、福岡県農協労組などが参加しただけでな

く、電機労連九州地協も参加した。またこの地協傘下で民間連絡会議設立に参加した安川電機や日立金属も、民間連絡会議が「県政の窓口」から一歩でて運動体になるならただちにこれを脱退するとの態度を明らかにした。

山口県では六七年一一月いらい、徳山曹達（新産別）、日新製鋼、日本精機など県評を脱退した組合に日通などが加わり、県下民間労組による「山口県民間単組連絡会議」設立が準備されていたが、六八年七月七日一七単組二万三〇〇〇人によりその発足をみた。この組織は「産業再編、構造の変化という現実の動きにたいして、県下の労働戦線が分裂しているため、これに対応する県段階の運動指針と展望がない。連絡会議はこの現状を打破して、県下民間労組としての特殊性を発揮するための結集体である」として、「県評、地方同盟とも協力していく」との方針を明らかにしているが、同盟系は会の目的が明らかでないとの理由で参加を拒否している。

大分県では大分地方同盟の呼びかけで六八年一〇月一四日「大分県民間産業労働組合懇談会」が発足した。懇談会には同盟傘下の九州電労、日鉱佐賀関労組などのほか九州石油労組、大分銀行労組、興国人絹佐伯労組、昭電大分労組などの中立組合を含めて、一〇組合七九〇〇人が参加している。

和歌山県では六八年一二月住友金属和歌山を中心に「和歌山県労働組合懇談会」が発足したが、その趣意書は「①労働組合主義に徹し民主的な組合運営と民主的な労使関係の確立を期す、②共産主義とその勢力とは対決し議会主義に徹する」と述べている。

静岡県では、全逓、全繊同盟、新産別などが発起人となって、六八年八月中央で発足した労働問題研究会の「ローカル版をつくる」との趣旨のもとに、六九年二月一九日「静岡県労働問題研究会」が発足した。会は「有志の個人的な集まり」とされているが、会員には全逓、全電通、全専売、全印刷、日通（以上総評）、全繊、海員、東京電労、同盟紙パ、自動車労連、交通労連（以上同盟）、日立、東芝、明電舎、日本楽器（以上中立労連）、遠州製作（新産別）、鈴木自動車、本田技研（以上純中立）などから約三〇名を集めている。

京都では二月二二日に京都労働組合主義協議会が発足したが、これには全逓、全電通、全専売、日通、全繊、三菱重工、三菱電機、京都市職などから十数名が参加している。会の目的は、「京都の特殊事情もあって政党と労組のゆ着が強く経済の動向に対応できる組合機能がないことを反省し、労働組合主義を充実させることによって、本来的な意味の組合活動の創造を図る」ことにおかれている。

岡山県では六九年五月二四日に全逓、全電通、全日通、全鉱、造船、自動車、川鉄、全生保など二五組合の代表を集めて岡山県労働問題研究会が発足した。懇談会には同盟傘下の九的は「流動化する経済情勢や労働問題について研究するとともに、会員の相互交流をおこなう」ことにあるとされている。

6 「労働戦線統一」の問題

「労働戦線統一」論の経緯

共産党と絶縁して労働組合戦線の統一をはかれという総評内の主張は、

すでに六四年に全電通が総評の体質改善を要求したこと、翌六五年に全逓が総評大会で本部提案の運動方針の根本的修正を要求したことなどのうちに萌芽的にあらわれていた。ついで六六年の全逓大会では「共産党との関係をはっきりさせることができるかどうかが戦線統一の決定的課題である」とする運動方針が採択されたが、このときは、大会が、戦線統一にあたって全逓がとるべき態度として階級性堅持その他の四項目を原案に付加したため、その主張の焦点はぼけ、総評大会でも全逓の主流はあまり問題にされなかった。

六七年一月に、全逓宝樹委員長のこうした主張が「労働戦線統一と社会党政権樹立のために」という論文のかたちで発表されるにいたって、それはにわかに各方面の注目をあびることになった。それは六六年における総評議長の太田から堀井への交替、六六年一二月の民間単産会議の発足とその議長への全鉱原口委員長の就任、IMF・JCの組織拡大と総評傘下鉄鋼労連のこれへの参加などにより、宝樹派の主張が総評の組織をゆすぶることのできる状況がうまれたかにみえた時期であった。同盟は宝樹提案を歓迎しつつも、その主張は不徹底で「現実に受け入れる条件はない」との態度をとったが、IMF・JCや新産別、電機労連はこれを支持する態度をとった。しかし六七年の総評定期大会が開かれてみると、宝樹派の主張は鉄鋼労連の支持、全電通、全鉱の同情をえただけで、総評内でまったく孤立していることがわかった。このため原口全鉱委員長の調停により宝樹派と総評主流の妥協が策され、大会は戦線統一問題についていわゆる「原口四原則(二二四ページ参照)」を承認して終わった。

このあと同盟は、六八年一月の第四回大会でも、「同盟のめざす戦線統一は自由にして民主的な労働組合の結集であり、共産主義路線を克服していない労組との無条件統一は無意味である」と、戦線統一論をしりぞける態度をとりつづけたが、総評内宝樹派は、原口四原則は総評傘下の単産が総評の方針にしばられることなく労働戦線再編のための独自の活動を可能にするものと解するむきがみられ、電機労連などもそうした解釈に立って、六八年六月の定期大会で、「原口提案」に協力するとの態度を示した。そして、中央における方で地方労働戦線再編をめざす動きが表面化するとともに、中央でこうした動きを背景にして六七年から六八年にかけてさまざまの地も六八年五月には全逓外山書記長、全繊同盟宇佐美書記長らを中心に、上部団体のわくをはずした「労働問題研究会」の設置準備が開始された。

戦線統一にかんする総評・同盟の態度

六八年七月になると、総評は右のような状況をふまえて、第三六回定期大会で戦線統一の問題につきその態度をいっそう明確にしつつ、これらの原則についての総評主流の解釈を総評全体の運動方針として示したもので、四原則の基本は具体的要求を基礎にした共闘をつうじて戦線統一をやりとげようとする点にある、としていた。

【総評六八年度運動方針・「国内労働戦線の統一」の項(一部省略)】われわれは昨年度定期大会において、国内労働戦線の統一について、十分な討論を行ない、基本的方針と当面の具体的な対策を決定した。この決定された方針は正しいし、今日でもなんら変更する理由はないので、これを踏襲し、その実践につとめる。労働戦線の統一をすすめる基本的な立場は、イデオロギーによって差別するのでなく、労働者と労働組合が当面する切実な諸要求を基礎に、中央、地方、職場で共闘を前進させ、全労働者の共感

と相互理解をふかめ、統一を達成することであり、総評は一貫してこの方針をとってきた。

この方針を具体化するためには、春闘をはじめとする諸闘争において、共闘を推進するとともに、これを保障する組織的な協定（組織の相互切りくずしの禁止、共闘の促進など）を締結することが必要となる。

われわれは当面する労働戦線統一のための努力方向として、春闘をはじめとする諸闘争を組織するにあたり、中立労連、その他純中立の労働組合との共闘を中央、地方ですすめる。そのために、大産業別共闘、地評、地区労段階での地域共闘をより一層拡大する。そして諸闘争を前進させるなかで獲得した成果を二〇〇〇万人の未組織労働者に波及させ、その組織化と共闘を一段と促進する。

また大会答弁で岩井事務局長は、神奈川、福岡、山口などの民労懇の動きを統一戦線への動きとはみなさないとの態度を示すとともに、運動の中にあらわれた「経済主義」の危険について警告した。

総評はこの方針に立って六八年一〇月一日に六九年春闘における共闘を同盟に申し入れた。この申入れは「過去のいきがかりをすてて、来年の春闘では賃金闘争について同盟、総評、中立労連のあいだで共闘体制ないし協力体制をつくるべきである」として、その方法を具体的に提案していたが、同盟はこれを拒否した。ついで翌六九年一月、同盟は定期大会を開いたが、ここで採択された「六九年度運動方針」では、「流動する労働戦線」に対処するための同盟の方針を細部にわたって展開しながらも、「民主的社会主義の政治路線を明確にし、民主主義労働運動の拡大、定着をつうじて、共産主義運動を克服し、共産主義にたいする国民合意を実現することこそ統一への道である」とする、従来からの態度を変えてはいなかった。これにたいして新産別は、六八年一〇月の大会で、金属・化学の分野で「既存の団体と産業別組織のわくにこだわらない幅広い結集方向をとる」との方針を決定したが、組合員七万の組織の方針だけで労働運動の大勢に影響を及ぼすことができるはずもなく、こうして、六八～六九年の時期には統一戦線問題は少なくとも中央レベルでおもてだった展開をみなかった。

労働問題研究会

反共「労働戦線統一」の主張は総評内では孤立し、六八年七月の大会以後は原口四原則についても総評主流の解釈が総評の正式見解として公式に認められることになった。しかし総評、同盟、中立労連、新産別の中央における戦線統一派の動きがこれでなくなったわけではなく、この派は総評定期大会後の六八年八月二〇日に全逓、全繊、鉄鋼、海員、電機、新産別、全鉱、全電通、日通、自動車労連、電労、全生保の一二単産の書記長で構成する「労働問題研究会」を発足させた。会則による と、目的は「経済流動化現象に対応する労働運動のあり方の共同研究および会員相互間の親睦におく」となっており、鉄鋼、全逓、全繊、海員、電機、新産別の各書記長六名を運営委員として月一回程度研究会を開くことになっていた。

しかしこの研究会発足に際しては、かねて戦線統一派と目されていた総評堀井議長の出身組合である私鉄総連が参加しない旨を明らかにして注目された。すなわち、八月二二日に「総連本部は大会決定方針を守り、総評の基本路線を逸脱したいっさいの動向は幹部個人としても関係をもたず、呼びかけにも応じない」と、労働問題研究会に参加しない旨明らかにした書記長見解を下部機関に通達し、同時に各級機関に地方の民間労組懇談会や研究会に絶対に参加しないよう指示した。さらに研究会発足後は、総評傘下各組織内にこれ

を批判する動きがつよまり、本部にたいする突きあげもあった。このため総評本部は一〇月二九日に労働問題研究会参加の四単産書記長を招いてこの問題について懇談することになった。ここで四単産書記長らは、会が研究会にすぎず行動体ではないことについて釈明し、戦線統一問題との関係を質されたのにたいしては、「いちいちよ」といった批判的発言をおこない、役員選挙にさいしては、労働問題研究会の推進役をつとめてきた外山書記長が、副委員長候補にあげられながら過半数の信任をえられないで落選し、宝樹委員長にたいする不信任票も三七%に達するなどして、全逓指導部の立場はいちじるしく弱わまった。

公明党の民主労働協議会

創価学会池田大作会長はさきに六七年一一月の創価学会青年部総会に際して、公明党による労組づくりの意図を明らかにしたが、六八年七月二七日にいたって、東京両国で開催された本部幹事会の席上でこれにかんする基本的な方針を発表した。それによると新組織は、日本民主労働協議会（略称、民労）とし、①組合員のための労働運動、②経済重点主義、③政党支持の自由の堅持、④共存共栄の労使関係、⑤未組織労働者の結束、を基本方針とし、組織機関としては全国大会、中央常任委員会のほか、中央常任委員会の諮問機関として「百人委員会」を設置、会への加盟は個人加盟を原則とすることとしている。

六九年六月には民労の事実上の準備会が発足し、中小企業労働者の労働組合結成の指導を開始したが、全国規模での民労結成にはまだ時間を要し、七〇年にもち越されるとみられている。

【参考資料】(1)総評第三六回定期大会資料（2）総評教宣局監修・総評第三六回定期大会速記録、共立速記、六八年八月刊　(3)総評第三七回臨時大会

全逓大会における新しい動き

この間六八年八月の第二〇回定期大会で、労働戦線統一の問題についての従来の方針を発展させて、①神奈川、福岡など各地ですすむ民間労組懇談会の動きを統一への話合いの場に発展させるよう努力する、②総評には政治闘争重点の方針を改めさせ、経済闘争を共通の課題として総評、中立労連、同盟、新産別の共同闘争が実現できるよう努力することを決めた。また、六九年六月の第二一回定期大会では、「労働運動の中心はすでに総評、同盟という段階から産別、地域別の段階でどう産業再編などに対応するかという運動の道を見いだす方向で動いている」との判断にたち、労働戦線統一の具体化の時期を七〇年以降に設定して、当面、「戦線統一の中心母体は民

資料　(4)総評教宣部監修・総評第三七回臨時大会速記録、共立速記、六九年三月刊　(5)同盟第五回定期全国大会議事速記録、同盟教宣局広報出版部六九年一月刊　(6)同盟第五回定期全国大会資料　(7)新産別第二〇回定期全国大会事務報告書　(8)新産別第二〇回定期大会資料　(9)『総評新聞』（六九年三月までは『総評』）　(10)『同盟新聞』　(11)『新産別』　(12)『IMF日本協議会』　(13)『週刊労働ニュース』

II　総評、同盟、新産別の大会

概要□総評第三六回定期大会――堀井議長あいさつ／六八年度運動方針／方針案にたいする質疑・討論／総評第三七回臨時大会――議長あいさつと闘争方針／質疑・討論／同盟第五回定期大会――滝田会長あいさつ／六九年度運動方針／方針案にたいする質疑・討論／新産別第二〇回定期大会

概要

一、六八年七月～六九年六月の期間に、開催された労働組合中央組織の大会は、①総評第三六回定期大会（六八年八月一二～一六日）、②総評第三七回臨時大会（六九年一月二一～二三日）、③同盟第五回定期大会（六九年三月一三～一四日）、④新産別第二〇回定期大会（六八年一〇月三一日～一一月二日）の四つであった。

一、総評第三六回定期大会は産業再編成のすすむなかで運動の原則を確立するための「やや中期的な」路線を決定した。前年定期大会で中心問題となった労働戦線統一の問題は正面からとり上げられず、前年大会で承認された原口四原則の解釈についても、組織の各レベルで具体的要求をめぐって共闘をつみ重ねることを基本とする総評主流の考えが大会の支持をえた。政党支持問題については、これまでの方針の変更が一部で予想されたが、これも社会党支持を中心とする従来の方針が踏襲された。大会前、合化労連太田委員長の総評副議長立候補の動きがあったが、この問題は、単産委員長会議を定期化することで解決された。総評第三七回臨時大会は、「六九年春闘、沖縄即時全面返還闘争、七〇年安保闘争」の方針と「総選挙対策」を決めた。

一、同盟第五回定期大会は、民間労働組合の組織化で総評をいっ

そう引きはなした時点で開かれ、席上、三〇〇万を目標に組織の拡大・強化にとりくむための方針が提案された。方針案は一九七〇年問題については、これを対立抗争の機会ではなく国民の冷静な選挙の機会にするため、国民合意をめざして努力するとの方針を決めた。共産主義の批判・克服という方針案の基調については、一部代議員からあまりに硬直的だとの批判もでたが、大会は方針案を提案どおり採択した。

一、新産別第二〇回定期大会は、労働戦線が全面的な再編の道に入ったとの判断に立ち、新産別が産業別・地方別の再編結集において推進力となるための六九年度運動方針を決定した。だが産業別の組織再編成のすすめ方については、中執内にも傘下全機金内にも意見の対立が表面化し、この対立は新役員の選挙にも尾をひいて、教宣部長と渉外部長の二名の中執が落選することになった。

1 総評第三六回定期大会

総評第三六回定期大会は六八年八月一二～一六日の五日間東京・小石川の文京公会堂で開かれた。大会は、大会の席上加盟を認められた国鉄共済労働組合（三〇〇〇）を含め、会費未納入のため欠格した文部職組と経済企画庁労組をのぞいた、六一単産六六二名の代議員のうち、四五単産四四六名の出席をえて成立、まず議長団として私鉄総連力徳副委員長、医労協塩治副議長、日教組小川副委員長、国労中川副委員長、電通共闘内山婦対部長の五名を選出した。

大会には、社会党、共産党、中立労連、美濃部都知事、全日農、護憲連合、在日朝鮮人総連合会、沖縄返還要求国民運動連絡会議など多くの民主団体の代表が来賓として出席、あいさつした。また外国からは、世界労連、国際自由労連、南ベトナム解放労働組合連盟、北ベトナム総工会、フランス労働総同盟、自由ドイツ労働総同盟、チェコスロバキア労組中央評議会、イタリア労働総同盟、ポーランド中央労組評議会、朝鮮職業総同盟、モンゴル労組中央評議会、ルーマニア労働総同盟中央評議会、全ソ労働組合中央評議会、ニュージーランド労働者連合、フィリピン労組評議会、インドHMS、インド全国労組会議、全インド労組会議、モロッコ労働総同盟、オーストリア労働総同盟、フランス民主労働者連合、西ドイツ労働総同盟、トルコ労働総同盟、セイロン労組統一委員会、インドネシア回教徒労組連盟、アジア民労連、アラブ国際労連、軍縮と平和のための国際総連合がメッセージをよせた。

堀井議長あいさつ

大会冒頭あいさつに立った堀井総評議長は、まず、①「戦後の世界資本主義は体制的危機を深める段階に入り、ベトナムにおけるアメリカの敗北的政策転換は帝国主義勢力後退の一里塚となったが、国内情勢は甘いものでなく、参院選挙で社会党は大幅後退した」と述べ、未組織の労働者や勤労者階層全体の利益をまもるべき労働組合は、その日常のあり方について自己批判する必要があると指摘した。②ついで、堀井議長は、大型合併・寡占化の進行はいまや必然の流れであると述べ、これにともなう合理化攻撃とたたかうために、企業意識の克服、労働

者の団結と連帯による利益の追求に徹することが必要であり、新しい運動の形態を追求すべきだと強調するとともに、③春闘の成果をいかし、あらゆる要求をもとに全労働者の共同行動をたかめ、また労働時間短縮、社会保障、物価問題などの分野にひろめ、さらに未組織労働者や国民の要求行動につながることによって、反独占戦線を形成すること、こうして七〇年の安保闘争をたたかう基盤をつくりあげることが必要だと主張し、最後に④職場の組合づくり、産業別機能の強化、あらゆる分野の共同行動の促進の三点を柱にして討論をすすめることを大会に希望すると結んだ。

六八年度運動方針　大会の中心議題である「一九六七年度一般経過報告」および「一九六八年度運動方針」案は一括提案され、岩井事務局長が説明にあたった。経過報告は、①六七年秋期年末闘争、②六八年初めのエンタープライズ寄港反対闘争、③六八年春闘、④第八回参議院選挙闘争、⑤総評政策委員会、⑥アジア太平洋地域運輸労働者会議の問題などについておこなわれた。このあと内外情勢の分析につづいて運動方針が提案された。それは、①新しい寡占化がすすみ、政府の政策も内外政治情勢もともに岐路に立っていることを考慮して、「中期」にわたる路線の確立を意図したこと、②反合理化闘争についてかなり具体的な方針を示したこと、③一九七〇年安保闘争を平和・独立・民主主義を守るたたかいの中心課題にすえたこと、④前年大会以後、岩井事務局長、太田前議長らは一時は総評の社会党一党支持のわくをはずしてもよいとの発言をしていたが、運動方針では「加盟組合多数の意志にもとづいて社会党を支持しこれと協力する。また問題によっては、われわれの要求を支持しその実現のためにたたかってくれる他の政党とも協力する……各種の選挙にあたっては、社会党候補の当選のために全力をつくす」と述べられ、従来の路線が踏襲されたこと、⑤などが注目された。

【一九六八年度運動方針（案）・運動の基調（要約）】　今年の運動方針のねらいは、やや中期にわたる、総評と傘下組合の、(イ)運動路線と、(ロ)組合のあり方について、その原則を確立し、かつできるだけ具体的な方針を提起することにある……昭和三〇年頃から問題にされた経済の二重構造は、その後の若年者層を中心とする人手不足と春闘を中心とする運動の発展の過程である程度の解消をみた。ところがここに大企業の合併、グループ化等によって財閥が復活し、巨大資本の支配力はいっそうつよまり、ふたたび新しい次元での経済の二重構造が構築されることが懸念されるに至った。もしもこのような資本の格差の拡大、少数寡占資本の支配力の強化が、そのまま労働者の中に持ちこまれるならば、労働者の団結と統一はふたたび分断させられる危険性がある。したがってわれわれの四〇年代の戦略目標は、日本の労働者階級のなかに差別と格差を拡大させてはならないということである。そのために統一要求と統一行動を総評の内外を問わず全労働者のなかにひろげていって、労働者階級の団結を強化することである。寡占化の進行にたいするわれわれの基本的な対抗姿勢はこれである。以上のような立場に立って、これからの運動の基調を、①生活と労働条件をまもるたたかい、②権利をまもるたたかい、③平和と民主主義をまもるたたかい、④組織強化、の四つの課題に重点をおいてその発展をめざす。

(1)　生活と労働条件を守るたたかい　①賃金闘争――一三年の歴史を経て春闘はもはや労働運動の中心としてその地位を占めている。しかも四〇年代の人手不足の傾向のなかでその効果はますます発揮されるだろう。政府や資本は一体となって所得政策を打ち出してくる公算が強い。六八年春闘では、日経連や政府の賃金統制的な動きに打撃をあたえることができたが、

賃金統制に対するたたかいは、これに対する反対と賃金闘争の強化以外にはない。われわれはこれからも春闘を発展させ、全労働者の賃金闘争へと拡大してゆくことに全力をそそぐが、そのためには、要求をほりおこして大衆討議をつみあげ、産業別地域別の統一闘争へ発展させるという従来からの方針をいっそう確実に消化してゆく必要がある。同時に春闘の状況を組織の末端や未組織労働者にできるだけ広く知らせ、かつ絶えず参加をよびかけていくという点で新しい創意くふうをつけ加えなければならない。第二に春闘の成果は基本的には単位組合のスト能力の強化と産業別への結集の程度にかかっている。したがって産業別組合と単位組合の日常の組織力の強化なくして春闘の成功はありえない。とりわけ民間大企業におけるスト権の確立、スト能力の強化、スト資金の充実という闘争力の強化が重点的に努力されなければならない。②反合理化闘争――総評がとってきた反合理化の路線は労働組合として当然の方針であったし、とくに日本の場合は企業内組合の弱点を克服するために重要なポイントであった。しかしながら、最近の合理化の進行に対してわれわれは次の三点でこの闘争をより発展させる必要がある。すなわち、第一には、組合は労働の内容を日常具体的に把握し、その規制を組織的におこなう態勢を早急につくっていかなければならない。合理化反対闘争は日常の闘争でありかつ具体的な労働条件の維持と向上のたたかいでなければならない。第二には、寡占化の進行にともない、あるいは中小企業の近代化にともない、労働条件は社会的に標準化していく傾向がある。だがそのことは逆に、労働条件の向上は一企業のみでは限界があり、産業別、業種別、地域別に統一したたかいによらなければならないという必然性は一層強まっている。したがって時短のたたかいをはじめ反合理化の要求闘争もできるだけ統一闘争として組まなければならない。またその前提として、一切の労働条件の交流が上部組織のイニシアで積極的におこなわれなければならない。すでに各職場、各産業でおこっている、労働条件の具体的な把握と交流という活動を積極的にのばしていくことが、反合理化闘争の前進のためには決定的に重要である。そして安全、保安、職業病予防など産業別、業種別の統一目標を設定して運動を横に拡大し、その成果を慣行化、制度化してこそ反合理化闘争の成果は大きく前進する。第三に、独占資本の再編成期にあたり、大企業でも統合やスクラップ化が促進される傾向がつよまっている。中小企業の倒産や閉鎖も増大している。こうした場合の労働者の生活と雇用を保障するたたかいは、当該企業のみならず、産業別組合が中心となって、国および資本家に対する政策闘争を強化していかなければならない。③社会保障のたたかい――社会保障はその理念の後退と制度、体系の改悪の企図が露骨になってきているが、医療制度、失保をはじめ近く決定的な対決の時期を迎えることは必至である。これに対して社会保障の闘争はここ数年急速にも り上がってきたとはいえ、まだ運動の他の側面に比べて立ちおくれている。企業内の福祉活動と全面的な制度改悪反対闘争とのギャップを埋めるためには、まず企業内部のたたかいを発展させることは勿論であるが、さらに企業をこえて産業や地域で要求別統一行動を組織していく必要がある。

(2) 権利を守るたたかい　合理化が厳しくなれば必ず労働者の権利が侵害されている。……これに対抗するためには、職場から要求と行動を組織することによって、たたかいの中からかちとった権利を自らのものとすることにある。労働者が力でたたかいとった諸条件（協定や協約）は労働者にとっては一種の社会的な法であり権利である。……したがって労働者の権利の拡大は何よりも反合理化の具体的なたたかいの積み重ね、一切の要求闘争の発展と職場交渉の拡大によって確保されるものである。しかも、それがすべての職場にひろがり慣行化されることによって、法的な権利として高められる。われわれの運動は権利の拡大という面では諸外国に比べて決定的に立ちおくれているから、すべての運動を権利意識と結合させつつ展開していく指導が重要である。特に今日の大資本の支配体制の下では、労働者個人の権利の確保とならんで、労働組合権の確保が重要な課題である。そのためには組合権としての職場交渉権を確立し、この積み重ねのうえに労協闘争、特に債務協定（唯一交渉団体、平和義務条項、交渉委任条項等）を改廃していくたたかいを組んでいかなければならない。スト権のない官公労働者は、ストの打てる体制を強め事実上のスト行動を積み重ねることによってスト権を奪還、労働基本権の確立をはかっていく。

(3) 一九七〇年安保闘争は平和と独立と民主主義を守るたたかいの中心

的な課題である。また沖縄返還は安保体制打破の現実的課題として日本の勤労者が自らの手でかちとらなければならない闘争である。ベトナム戦争終結のため国際連帯行動を強めなければならない。これらと日中国交回復運動との四つの柱は、当面の平和と民主主義をまもるたたかいの中心的課題であり、この四つの平和運動を中核として諸々の平和と民主主義を守る運動を結集して国民運動の統合的な運動をつくっていきたい。これらの政治課題は政党が前面に立ってたたかうべきものであるが、総評は日本における最大の大衆団体として、全勤労者の国民的な運動形成のイニシアを発揮していく責任がある。とくに労働組合としては、七〇年に向けての組織としてのとりくみは、安保問題を労働者の身近な問題に還元した形で教育宣伝を充実し、統一行動強化のために末端組織での財政の計画的蓄積につとめ、一〇・二一平和統一行動を全組織がとりくむ態勢をつくっていく。また七〇年闘争を成功させるためには、安保廃棄の中心要求で大きく戦線の結集をはかることが原則であるとともに、沖縄返還、核兵器持込み反対といった要求で共闘をきずくこともあわせて努力しなければならない。

(4) 組織の強化　以上のような諸目標を達成するためには、何よりも組織の力（行動力）を強化しなければならない。①職場での組合機能の確立――これからの賃金闘争はより一層の大衆路線が、反合理化闘争は一人一人の労働条件の規制が、権利問題としてはスト権の確立と職場交渉権の確保が、運動発展の基本的条件となっている。したがって職場組織の確立は、今日すべての組合に共通する問題点である。②産業別機能の強化――統一要求と統一行動の発展のためには産業別組織の機能の強化が決定的に重要である。そのためにも上部組織の果たすべき役割として、調査機能の充実、産業の状況や労働条件の把握、教宣活動の強化、交流の拡大などサービスと指導を強めつつ、企業をこえた交渉力を強化する必要がある。また寡占化のすすんだ産業では、統一闘争の強化あるいは主導的な組合にたいする全組合の支援態勢づくりなどに産業別組織が積極的な役割を果たすべきであり、大産別共闘は今後も強化拡大すべきである。③組合幹部の問題――幹部はつねに階級的戦闘的立場を堅持し、資本との癒着を警戒し、学習し、組合員大衆に奉仕しなければならず、民主的労働運動発展のために、大衆路線をまもり、官僚主義的な運営を排除していく努力が大切である。④学習運動を拡大し、活動家を大量に育成する――系統的かつ大規模な学習運動を全産業、全地域に拡大する。すべての組合は産業別組織のイニシアで統一的な学習運動を展開するとともに、総評は地域での学習運動を推進することによって未組織労働者をも含めて広く活動家の育成に努力する。

運動方針の提案にひきつづいて塩谷財政局長から「六八年度予算」案の提案、大木総務企画局長から「総評長期路線委員会」の中間報告、蛯谷争対局長から運動方針の付属議案である「秋季年末闘争方針」の提案・説明がおこなわれた。この後者の方針案は、①公務員共闘の第九次賃金闘争の成功、②合理化反対、労災・職業病のたたかいと労働時間短縮のたたかいの前進、国鉄五万人合理化反対、失対打切り反対、石炭国有化闘争の強化、③消費者米価をはじめとする物価値上げ反対、医療の抜本的改悪反対、厚生年金、共済制度改善、社会保障拡充のたたかい、④沖縄即時無条件完全返還とベトナム侵略戦争反対、⑤年末一時金完全獲得と六九春闘の準備活動、の五つを中心課題とし、九月中～下旬、一〇月中～下旬、一一月下旬～一二月上旬の三次にわたる統一行動期間をもうけて秋季・年末闘争をたたかおうとするものであった。

方針案にたいする質疑・討論

以上の提案説明のあとをうけて質疑・討論がおこなわれた。経過報告については、第二日目に四単産五名の代議員が参院選挙、労働戦線統一、産業別組織の強化、教宣活動などの問題について質疑をおこなったが、参院選挙における全国区の地区割り方式にたいする批判がつよかったため、これにかんする項をのぞいて、満場一致承認

し、この問題については、大会後単産政治部長会議や評議員会でさらに討論をつづけることとした。また運動方針については、第二日目に一九単産から次の修正案が提出された。全日自労など一五単産「社会党支持の削除、政党支持の自由の保障など」、全駐労「基地反対連絡会議で基地の平和転用を検討するなど」、合化労連「七〇年闘争で労働組合の果たす役割を明確にし、労働運動の高揚なくして安保闘争の高揚がないことを明らかにするなど」、電通共闘「労働戦線統一のため総評として政党支持を機関決定せず、各単産では自主性にまかせ、IMF・JCの発足の経緯をみとめこれに対処するなど」、日教組「国民にたいする思想攻撃と教育の反動化に対決する姿勢の強化など」。

運動方針にたいする質疑・討論は第三日目と第四日目におこなわれ、二二単産二五名の代議員と四道県四特別代議員が、賃金・合理化、組織強化、政党支持、労働戦線統一、七〇年闘争などの問題をめぐってはげしいやりとりを展開した。この論議のなかで、昨年労働戦線統一の問題をめぐってあらわれた意見の対立が、これらすべての問題にわたって表面化した。全専売、全鉱、鉄鋼労連などは、参院選挙の敗北と総評の組織力停滞を産業政策の欠如によるものとし、総評内の民間単産会議や同盟を含めての「労働戦線統一」、地方民労懇の促進、労使懇談会への積極的参加にその打開策をもとめようとした。これにたいして合化労連、国労、私鉄、全自運、全日自労などは、総評の組織力の停滞の理由を幹部と大衆の間のずれにもとめ、合理化＝産業再編成に対抗するための職場での抵抗闘争の強化を主張した。また民間単産会議が総評のわくを離れて一人歩きしようとすること、産業別の指導の弱い実情のまま産業政策や労使懇談会を推進することに反対し、労働戦線統一は職場からのたたかいでなければならないとした。岩井事務局長は本部答弁のなかで、①経済闘争だけやればいいという路線は独占側が推奨する路線である、②民間単産会議はある程度柔軟性をもってもいいが総評のわくをはみでるべきでない、③労使懇談会を認めない、④前定期大会で承認された戦線統一問題にかんする原口四原則（本書一五三ページ参照）のうち最も重要なのは、すべての労働者が具体的要求で共闘体制をつくるという第一項であって、総評は各級レベルでの共闘の努力を積み重ねていく、⑤九州、大阪、神奈川、山口などの民労懇の動き（第三九集二一五ページ参照）は戦線統一ではない、⑥単産提出の運動方針にたいする修正案については、合化、全駐労、日教組の提言はとりいれ、電通共闘のそれは身障者、電気料金、組織強化についてとり入れるがその他は原案どおりとし、全日自労ほかの政党支持自由の修正案はとり入れない、などの点を明らかにした。

大会第五日目、修正案についての採決がおこなわれたが、政党支持自由の提案は出席代議員五五九名中六九名の賛成を得ただけで否決され、次いで大会は運動方針、秋季年末闘争方針、長期路線委員会の報告、大会スローガンを一括採択した。

大会はまた加盟費一円七〇銭引上げを含む一九六八年度予算案を採択するとともに、「総評の指導力を強めるため単産委員長会議を設置する」という単産書記長会議の確認事項を承認した。なおこの単産委員長会議は、総評の指導力強化の目的で合化太田委員長がかねて総評副議長に立候補する意向をかためていたのにたいして、堀井議長はじめ一部単産に強力な反対があったため、太田氏の出馬断念とひきかえに妥協策として設置された

もので、総評幹事会の諮問機関の性格をもち、毎月一回開催されるものとされている。

大会はこのほか次の諸決議と大会宣言を満場一致採択し、新役員を選出して一六日午後一時二〇分閉会した。

〈大会採択の諸決議〉　①沖縄の無条件全面返還、三大選挙の必勝のための決議、②炭鉱災害続発についての抗議決議、③「長期争議」を支援する決議、④地方公営企業労働者の賃金及び反合理化闘争の強化に関する決議、⑤国鉄五万人要員合理化反対闘争支援特別決議、⑥列車便所タレ流しによる線路汚染、公害に反対する決議、⑦労働運動の弾圧に反対し権利闘争、法廷闘争を強化する決議、⑧教育課程の反動化、軍国主義化に抗議し、撤回を要求する決議、⑨最高裁における都教組勤評事件の無罪をかちとるための一〇〇〇万署名運動推進に関する決議、⑩弾圧事件の闘争を支援する決議、八海事件裁判闘争に対する支援決議、⑫白鳥事件の再審と獄中一六年無実の村上国治氏の釈放を要求する決議、⑬朝鮮におけるアメリカの軍事挑発に抗議し、在日朝鮮人の民族教育と帰国の権利を擁護する決議、⑭放送法改悪反対に関する決議。

〈新役員〉　議長　堀井利勝（私鉄総連）　副議長　兼田富太郎（全港湾）、山本忠義（炭労）、三戸国彦（鉄鋼労連）、笹川運平（日教組）、田村武（全林野）　事務局長　岩井章（国労）　財政局長　井上勇（自治労）。このほか幹事一三名、会計監査五名、顧問五名。

2　総評第三七回臨時大会

議長あいさつと闘争方針

総評第三七回臨時大会は一九六九年三月一三～一四日東京の九段会館で開催された。前日来の大雪で代議員の出席がおくれ、中立労連、共産党、社会党の来賓あいさつののち、会費未納で欠格の文部職組、人事院組合の二単産をのぞく六一単産六五八名の代議員のうち四八単産四四一名の出席を得て大会は成立し、議長団として全逓下村副委員長、都市交通宮原委員長、全鉱佐藤事務局長、全国一般大門委員長、国労竹内婦人部長の五名が選出された。

大会冒頭堀井議長は開会あいさつのなかで次のように述べた。①今年は生活苦を訴える労働者の声がとくに強く、青年労働者の突き上げがうずまいており、組織と指導者がこれらの要求に忠実にこたえれば春闘はかならず勝利する、②寡占化の進行の下で合理化・労働強化がすすみ、国民の不満はすべての面で強まっているが、政府は大企業の世界進出と再軍備強化を政治の中心にすえている。③安保体制にたいするたたかいは沖縄返還、基地公害、安保条約破棄のたたかいであると同時に、国民の生活要求を実現するたたかいである。まず春闘を団結の力でたたかいぬき、来たるべき総選挙で前回の雪辱をとげ、七〇年闘争に向かって全力をそそごう。

ついで岩井事務局長が闘争経過報告ならびに「六九春闘、沖縄即時全面返還闘争、七〇年安保闘争」の方針、安恒政治福祉局長が「総選挙対策」の提案説明をおこなったが、その要旨はそれぞれ次のとおりであった。

【「六九春闘の必勝を期し、沖縄の即時全面返還と七〇年安保闘争勝利の礎をかためよう」の主内容】〔闘争路線の基調〕①大幅賃上げをはじめとする労働者の切実な経済要求を鋭いストライキで闘いとるとともに、物価、減税、社会保障などの国民的諸要求、沖縄の即時無条件全面返還、ベトナム反戦、軍国主義復活阻止などの政治要求を結合させて七〇年安保廃棄闘争の展望を明らかにしつつ闘いぬく。②要求づくりから妥結までの大衆路線を貫徹し、一万円を正札どおり闘いとるため長期独走も辞さない闘争を決意し、労働組合の組織力、闘争力の向上に全力を固める。③六九春闘を継続的に発展させて合理化反対、時短、災害、全国一律最賃制の確立、スト権奪還、物価値上げ反対、減税、公害、社会保障制度の確立にとりくみ、さらにこれらの闘いを結合して安保廃棄、沖縄返還、軍事基地撤去などの反戦・平和・独立・民主主義の統一行動を積み重ね、七〇年に向けていっそう強大な戦線を構築するよう全力をあげる。④三月一八日の国鉄運賃値上げ反対統一行動を起点に実力行使体制にはいり、三月二八日には最賃、健保を中心とする春闘第二次統一行動を展開、四月上旬から民間組合がストライキに突入、中旬段階では交運共闘、公労協も含めた春闘共闘全体のストライキ行動を展開する。⑤春闘資金として組合員一人当り二〇円、合理化反対闘争資金として一〇円、計三〇円の特別賦課金を徴収する。

〔七〇年安保にむけての闘争体制の強化〕①安保廃棄通告をおこなう政府樹立を第一の目標に日常的大衆行動、教宣活動を通じて国民多数派の結集をはかる。②沖縄返還闘争を七〇年安保闘争の核として位置づけ、4・28沖縄デー、六、七月ごろのB52撤去時期、一一月の佐藤訪米期にはストライキを含む統一行動をくりひろげるための態勢づくりをする。③七〇年闘争資金として次の定期大会に一〇〇円の特別賦課金を提案する。④毎月二三日の反安保実行委統一行動を着実に積み重ねていく。（要約は『総評』六九年三月二一日号による。）

【衆議院総選挙対策について】①社会党公認候補を全員総評推選候補とする。②総選挙突入後、各単産三役はオルグとして最低五日間の日程拠出を求める。③臨時大会終了後、選挙闘争本部を発足させる。④総選挙活動は〝手弁当〟精神に徹し金をかけない組織選挙を貫く。⑤各単産、県評は機関紙を総動員して佐藤内閣の政治・経済闘争の矛盾と混乱を徹底的にキャンペーンする。（要約は『総評』六九年三月二一日号による。）

質疑・討論

経過報告と提案についての質疑・討論は第一日目午後から翌日にかけておこなわれ、また第二日目には総評非加盟で春闘共闘に参加する全国セメント、全造船機械、民放労連からそれぞれ決意表明がおこなわれた。質疑・討論にさいして発言したのは一七単産二一名、特別代議員二名で、そのおもな発言内容は次のとおりであった。①二・四ゼネスト回避について自己批判しているが、本土側の体制がないから沖縄もやめろという指導はこまる（沖縄官公労）、②反戦青年委員会にたいする態度を明確にせよ（合化）、⑤最賃闘争にたいする指導をほしい（合化、国労）、③反戦青年委員会の機能を回復させてほしい（私鉄）、⑥一万円を獲得するためスケジュール闘争でなく無期限の長期ストでのぞめ（合化）、⑦春闘がスケジュール的になっているとの批判であるが、体質の弱い全体の力をどれだけ集中させるかが重要である（電通共闘）、⑧沖縄返還闘争では統一闘争体制を強化してストライキでのぞめ、基地闘争を強化する必要がある（全駐労）、⑨一日共闘や中央・全国実行委員会の共闘にとど

まらず、恒常的な共闘体制をつくれ（全金）、⑩大学問題など教育全般にわたる問題について総評の見解をしめせ（日教組）、⑪三・一八の国鉄運賃値上げ反対闘争では国労、動力車にとどまらず全労働者の課題としてたたかう姿勢を強化せよ。

これにたいして、岩井事務局長は答弁にたち、次の諸点を明らかにした。①国際労働運動については次期定期大会で論議するが、さしあたりアジアの労組、アメリカの全米自動車労組、ヨーロッパ諸国と社会主義諸国の組合との連携を強めたい、②沖縄の二・四ゼネスト回避については共闘体制が十分でなかったため、県労協に注文できなかった、③三派全学連を反戦青年委員会から排除する方針は変えない、④春闘がスケジュール的になっている点は否定できないが、今年は五月にはいってからもねばり強くたたかう、⑤教育問題については検討中で、近く見解をまとめる、⑥基地闘争については積極的にとりあげる、⑦物価、運賃、公害などの国民的要求を全国民的共闘組織に結集できるかどうか幹事会で検討する、⑧こんご沖縄返還闘争では沖縄県労協と本土の労組でもって実質的な共闘機関を設けて検討する、⑨安保破棄のたたかいでは全体をもりあげる中で両実行委員会の共闘を強化する方針ですすむ。

大会は第二日目の質疑討論のち、「児童手当制度の創設要求」とともに経過報告ならびに闘争方針を可決し、ひきつづき「総選挙対策」の討論にはいった。全日自労ほか一三単産が、①社会党一党支持をやめ、②社会党分の七〇円を含めて組合員一人一五〇円の選挙資金カンパをおこなうとの提案を削除する、という主旨の修正案を提出したが、岩井事務局長は、①金の問題については大会後に委員長会議か評議会で最終的に決める、②政党支持問題はすでに定期大会で決定されているのでここで論議の対象にはならない、と答弁し、大会はこの答弁を了承して、カンパ部分をのぞいて総選挙対策を可決した。

大会はこのあと大会スローガンを確認し、大会宣言を採択、堀井議長の音頭で「団結がんばろう」を合唱して幕を閉じた。

なお大会が採択した決議は次のとおりである。①国鉄運賃値上げ反対闘争強化に関する決議、②地方公務員の定年制に反対する決議、③都市交通を中心とする地方公営企業労働者の差別賃金、合理化反対闘争支援に関する決議、④医師・看護婦をはじめとする医療労働者の大幅増員・夜勤制限に関する決議、⑤弘南バス労組支援に関する決議、⑥アメリカ帝国主義の朝鮮における新しい戦争挑発行動に抗議し在日朝鮮人の民族的権利を擁護する決議、⑦宮城県知事選挙支援に関する決議、⑧一〇・二一西川判決粉砕に関する決議。

3　同盟第五回定期大会

同盟第五回定期大会は一九六九年一月二一～二三日東京の九段会館で開催された。午前一〇時代議員総数四六七名中三六三名の出席をみて大会成立が宣言され、議長に電労連田中喜昭代、副議長に自動車労連小林隆、造船総連三宅進、全郵政福井秀政、交通労連大井

秀雄、資源労連森嶋勝男の五名が選出された。

滝田会長あいさつ　大会冒頭あいさつに立った滝田会長は、過去一年の活動と当面の主たる目標について要旨次のように述べた。①昨年度大会で産業政策活動の五原則を決定し、活動をすすめたが、われわれは二〇〇万の組織労働者を傘下におさめることができ、民間最大の組織としての地位を確保できた。②賃金闘争は長期賃金計画第一年度のたたかいとして一三%余の賃上げに成功し、参院選挙では民社党躍進の基礎を固め、国際自由労運の中では重要な役割を果たした。③しかしまだ産業別組織の力は十分でなく産業政策活動は効果をあらわしていない。未組織労働者も多数あり、左翼労働運動とは訣別しながら同盟に結集できない勢力もある。④今年は大型景気下の賃闘として一六・五%賃上げを要求し、また産業政策活動、減税、物価、安全衛生、住宅、公害、社会福祉、公務員・公企体労働者の基本権回復のためにたたかうとともに、三〇〇万の組織を目標に組織の拡大・強化にとりくむ。⑤一九七〇年の安保改定問題は、対立・抗争の機会とせず国民の冷静な選択の機会にしなければならず、同盟は国民合意の努力をしなければならない。⑥政権交替のない政治体制の害悪が増大しつつあるが、われわれは反体制運動をすすめるのでなく政権交替の条件をつくるために活動すべきであり、そのために組合員の民社党多量入党を促進しなければならない。

ついで民社党、民社研、沖縄県労協、国際自由労連東京事務所、AFL＝CIOアジア地域代表、ILO東京支局、原労働大臣などの来賓のあいさつがあったが、原労働大臣はそのなかで、「本年度の反体制闘争路線にきびしい批判を加えている」点を、「高く評価する」と述べた。なお大会には国際自由労連アジア地域組織、中華民国全国総工会、フィリピン労組評議会、ベトナム労働総同盟、シンガポール全国労組会議、マレーシア労組会議、インドネシア回教徒労組連盟、インド全国労組会議、インドHMS、全パキスタン労組連盟、セイロン労働者会議、フランス労働者の力、ドイツ労働総同盟、イタリア労働者連合、イギリス労組会議、イタリア労組連盟、イスラエル・ユダヤ人労働総同盟、オーストリア労働総同盟、バミューダ産業労組、デンマーク労働総同盟、ノルウェー労働総同盟、スペイン労働総同盟、国際金属労連日本協議会など、国際組織ならびに海外労組から多数の祝電がよせられた。

来賓あいさつののち、重枝書記長が第四回大会以後の「活動報告」、斎藤財政局長が「昭和四三年度会計報告」をおこない。質疑討論ののちこれを可決した。

六九年度運動方針

二日目には「一九六九年度運動方針」の提案説明が重枝書記長によっておこなわれた。方針案は、従来のそれとは若干その体裁を変え、七〇年を目前にひかえ「流動する労働戦線」に対処するため、「基本的な立場と方針の再確認と新しい活動の方向を示す」目的で、同盟の基本的路線の解説に力点がおかれ、①内外の情勢と運動の基調、②労働条件引上げのたたかい、③生活諸条件の改善と社会福祉の充実、④政治活動の強化と国民運動の積極的展開、⑤一九七〇年問題に対する基本方針、⑥流動する労働戦線と同盟の役割、⑦日常活動の強化、の七部から構成されていた。そのうち第一部の五、「同盟の役割と運動の

基調」の要旨は次のとおりであった。

【一九六九年度運動方針・同盟の役割と運動の基調(要旨)】㈠　民主主義労働運動の確立　①同盟がその役割を果たすためにはまず第一に同盟みずからが正しい労働組合――民主主義労働組合としての性格、方針、態勢、行動を確立しなければならない。民主主義労働組合は同盟の結成宣言に明かにされているごとく、組合民主主義、産業民主主義、政治的民主主義(議会制民主主義)、国際民主主義を基調とし、「より良いもの」を求めて、たゆみなき前進をつづける労働組合である。②われわれは、単にイデオロギーとしてでなく方針においても、具体的に、共産主義労働運動を批判し、これを克服し、民主主義労働運動の確立と発展に努めなければならない。

㈡　労働条件向上のための活動の充実、強化　労働諸条件の向上をめざす諸活動は労働組合運動の中心課題である。われわれは「より良いもの」を求める組合員の意欲をエネルギーとし、団結権、団体交渉権、ストライキ権の労働三権を充実し、正しく行使して、組合員の期待にこたえなければならない。そのため単なる分配闘争の段階にとどまるのでなく、さらにすすんで生産、経営の諸問題ととりくみ、産業政策活動を積極的にすすめなければならない。

㈢　生活諸条件と社会福祉の向上　組合員の生活を守り、高めるために は労働諸条件の向上だけでは不十分で、個人的消費生活ならびに社会的消費生活を規定する諸条件の改善、社会福祉の向上をめざし活動をすすめなければならない。

㈣　政治活動の充実　①労働基本権の確立、生活諸条件の改善、社会福祉の向上を実現するための諸活動は当然に政治の分野に広がっていく。また、労働組合がその理想とする社会に到達するためには資本主義社会の改革という政治活動を強力に推進しなければならない。②われわれは、共産主義的反体制闘争としての政治闘争にたいしては鋭く批判しなければならないが、民主主義労働組合としての必要な政治活動は積極的、精力的に推進しなければならない。③そのためには当然、民主社会主義の政治路線を明らかにするとともに、同じ政治路線に立つ民主社会党と支持、協力関係を結び政治活動と民社党の拡大、強化を強力に進める。議会主義に立つわれわれは政治活動の最重要な活動として、強力に選挙活動を推進する。④政治的中立主義や政治路線を不明確にした政党支持の自由は、労働組合活動を次元の低い経済闘争に局限して成果を減殺するか、政党関係の複雑化による内部混乱をひき起こすかの結果をまねく。

㈤　国民的な諸課題と労働組合　①二百万の組合員、家族を含めて一千万を擁する同盟は、労働組合として日本の全国民と多くの共通課題をもっている。物価、税金、社会保障などの問題。平和の希求。核兵器絶滅と犠牲者救援の悲願。領土問題。民主平和憲法の擁護の問題。さらには一九七〇年問題。われわれはこれらの課題にたいして、国民とともに積極的にとりくむ。②この取組みに当たって、われわれは、国際情勢の中で日本の置かれている立場を十分に認識し、特定のイデオロギーにとらわれた固定的態度を捨て、広く国民的合意を求めながら冷静に、しかも力強く運動を推進しなければならない。

㈥　労働戦線流動化の促進と民主主義労働運動の拡大、定着　①われわれはげしく流動する労働戦線の中にあって流動化の本質と流動の方向を明確に把握して対処しなければならない。②流動化の本質が変貌する産業社会に対処する組合の方針と活動への反省に根ざし、その方向が共産主義的反体制闘争主義の組合から民主主義労働組合への方向であることは明らかであり、われわれは、流動化に積極的にはたらきかけ、あるいは流動化を促進し、あるいは民主主義労働運動の拡大をはかり、また、その定着をはからなければならない。③とくに流動化に附随して出される統一論や統一運動に対処するとき、われわれは、流動の流れが激流であり、曲折があり、その底には大小の岩が横たわり、また、逆流さえもあることを十分に洞察し、同盟の組織に混乱を起し、あるいは真摯な民主化に打撃を与えることのないよう注意深く行動しなければならない。

㈦　国際活動の積極化とアジアにおける役割　①われわれは国際活動を積極的に進め、可能な限り貢献するとともに、それを通して成果を吸収しなければならない。われわれは各国相互の立場を尊重しつつ、わが国の国

民的利益を擁護するとともに、国際協力を進め、パンと自由と平和を求める運動の発展に努める。②わが国の労働運動は、戦前のきびしい弾圧の下での運動、戦時中の中断、戦後、先進諸国から各種の援助を受けながらのゼロからの飛躍的発展を通じて実に多くのものを体験してきた。これらの体験を通して得たものを世界の労働運動にそそぎこむことによって、われわれは、日本の労働組合でなければできない貢献を果たすことができると確信する。とくに、アジアにおいてはその意義が大きい。われわれは国際活動のなかで、南北のかけ橋となり、成果をあげなければならない。

方針案にたいする質疑・討論

ついで運動方針について質疑がおこなわれたが、代議員の質問の主要なものは次のとおりであった。①大阪では組合員のなかに創価学会員が一〇～一五%いるが、その対策はどうか（全金同盟）、②サラリーマン・ユニオンと提携すべきではないか（国税労組）、③「福祉活動にゼネストをかけるつもりはない」との表現が使われているが、それではゼネストにかける場合があるのか。沖縄問題についても休暇をもってこたえるとの方針を決めているが（全金同盟）、④運動方針はイデオロギー過剰で硬直しており、そのため国内労働戦線では対立面のみを強調され、大衆がついてゆきにくいし、国際面では、反共主義をテコにアジアにおける軍事体制の肩がわりを日本にさせようとするニクソンの路線にはまりやすいのではないか（自動車労連）、⑤三菱重工労組は企業内に多種の産業をかかえているため過渡的に産別扱いをされて同盟に加盟しているが、こんご産業別整理をおこなう場合には大産業別整理をしてほしい（三菱重工労連）。⑥同盟はＡＦＬ＝ＣＩＯの方針を支持するとのことであるが、国際自由労連とＡＦＬ＝ＣＩＯの紛争の問題では後者のほうに反省すべき点が多いのではないか。また同盟とＡＦＬ＝ＣＩＯは国際自由労連の協力をえてアジアで運動するというが、同盟とＡＦＬ＝ＣＩＯが国際自由労連に協力してアジアの活動をすすめるというこれまでの方針と重点が変わったのか（造船総連）。

これにたいして本部側を代表して滝田会長もしくは重枝書記長が答弁に立ち、要旨次のように述べた。

①創価学会に本格的労組は組織できず、せいぜい公明党員協議会が既成組合内につくられるということになろう。同盟としては民主主義労組の理念を明らかにし、特定の宗教団体や政党による組合攪乱を排除してゆく。②サラリーマン・ユニオンについては性格・行動の指針など十分検討して対処する。③原則としてゼネストという方針は認めないが、沖縄では同盟の組織が加盟している県労協がゼネストを決め、また現地はＢ52墜落事故で生命の危険にさらされているから、例外として処理した（以上書記長）。④同盟がイデオロギー的に硬直したとなると現在の活動が根底から批判されたことになる。国家的利益を考えない民族はない。議会政治を暴力で否定するものにたいして国民的な合意の方向をとるのは当然であり、無原則的な統一論はとるべきでない。労働運動の分裂は共産主義理論にもとづいておこるのであって、その克服により初めて統一戦線は可能になる（会長）。⑤金属産業には多数の構成組織があるので、大産業別協議会をまずつくってそこで全体の問題を処理してゆく考えである、⑥ＡＦＬ＝ＣＩＯと国際自由労連のあいだの問題は、前者の意見を尊重して全米自動車労組の国際自由労連加盟を認めないという立場で処理する。アジアでの活動についてはドイツ労働総同盟もＡＦＬ＝ＣＩＯもそれぞれ独自の活動をすすめようとしているが、これがばらばらにおこなわれないよう国際自由労連やそのアジア地域

組と協議しながらやってゆくということで、従来と方針は変わっていない（以上書記長）。

以上で質疑討論を打ち切り、修正動議の提出をみないまま大会は運動方針を拍手をもって可決し、ついで斎藤財政局長が提案説明にあたった昭和四四年度一般会計予算案を決算・予算委員会に付託することを決めた。

大会第三日には韓国労働組合総連盟の代表が祝辞を述べたあと、大会は、①民社党の公認候補を推薦する、②政治活動資金として組合員一人につき一〇〇円を徴収する、を主内容とする「総選挙闘争に関する決議」を採択し、決算・予算委員会の報告を承認した。このあと大会は、①ILO二〇周年に関する決議、②医療保障制度の確立と医療労働者の生活確保に関する決議、③金属鉱業政策の確立と推進に関する決議を採択し、また補充役員として副会長二名（三菱重工労組ならびに凸版印刷労組）を選出、大会宣言を採択して閉会した。

4　新産別第二〇回定期大会

結成二〇周年を記念する新産別第二〇回定期大会は、代議員定数二五三名中二二八名の出席をえて六八年一〇月三一日～一一月二日の三日間、東京虎ノ門の発明会館で開催された。大会は、①昭和四四年度運動方針（提案説明大谷書記長）、②「組織方針に関する特別提案」（宮田組織部長）、③「財政報告および予算」（安達会計部長）を審議し、本部提案のすべての議題を提案どおり承認もしくは可決したのち、新執行部を選出した。

大会が採択した「四四年度運動方針」は要旨次のようなものであった。

【昭和四四年度運動方針(要旨)】　①労働運動は内外ともに再編の動きを強めているが、わが国ではそれは産業別統一と地方民間労組の結集の二つを軸として進んでいる。労働組合主義はわが国労働運動の歴史的転換の指標となった。われわれは労働組合主義の精神を実践を通じて確立徹底し、重大な転機に積極的に貢献しなければならない。②賃闘の具体的目標は、きわめて低い労働分配率を近代工業国並みに改めることにおき、自発的にたたかう体制を確立し、「職層別要求」を掲げてたたかう。③合理化にたいするわれわれの基本的態度は「資本家的合理化絶対反対」と「企業・産業および国民経済のあり方にたいするわれわれの発言権の確立と拡大」であることに変わりはない。この観点から、個別企業では事前協議制の確立、雇用確保と労働条件向上、時間短縮を要求し、ここで得たものを基礎にこれを産業全体の規模に及ぼすとともに、完全雇用政策や独禁法強化を要求してたたかう。④社会保障制度拡充のためのたたかいは中央労福協を拠点にすすめる、⑤広く友好労組と提携・協力し政治活動の積極化をはかる。政党との関係はわれわれの方針と政策を中心にすすめ、現状では政党にたいする固定した支持・協力関係は結ばない。問題ごとに必要に応じて協力すべき政党ならびに協力の方法などを決めていく。⑥沖縄については無条件返還の原則をつらぬく。返還運動はこれまで現地を中心にすすめられてきたが、今後は本土が中心にならなければならない。安保改訂期にそなえて当面の目標を軍事基地撤廃、原子力艦艇の寄港反対、沖縄返還、自衛隊増強・再軍備反対、安保反対の国民世論の喚起、憲法擁護におく。⑦青婦人対策を強化するがその重点は組合教育におき、青年部という独自機構に

ついては漸進的解消というこれまでの方針をつづける。⑧労働戦線が全面的な再編の道にはいった今日、新産別はいまこそ大胆積極的な組織活動を展開し、労働戦線の再編統一、産業別・地方別の再編結集において推進力となるべきである。目標は金属・化学における強大な産業別統一の達成であり、基幹産業の産業別統一の前進の中から労働戦線の再編と統一を進めていかねばならない。

なおこの運動方針には、これを補足するものとして、「組織方針に関する特別提案」が付されていた。大会ではこの方針案にたいして新化学、京都地連は原則的に賛成の態度を示したが、全機金の一部では「方針案は新組織結成を考えているようだが、組織の形式や基調を明らかにすることが先決であり、それまでは態度を保留する」など、時期尚早とする空気が強かった。またこの問題をめぐり本部中執間の意見の不一致が表面化し、京都地連や全機金・日清などから鋭い批判をあびた。政党関係については、特定政党との支持協力関係を結ばないという本部提案にたいして、「政党関係を整理することで闘争の前進があるのか。日本の歴史的事情を考慮すべきでないか」（新化学・鉄興社）、「基本的に賛成であるが、単組段階で社会党支持を決めている場合どうするのか」（全機金・日精）などの質問がでた。本部側はこれにたいして、「労組の政党支持、政党の労組依存などいまや限界にきている。方針はあくまで原則として、それぞれ支部の事情、歴史もあり、これは尊重しなければならない。方針案に政党は明記していないが、政策上、提携する場合は社会党が中心となろう」と述べ、とくに共産党については、「その原理、綱領から一線を画しており、とくに慎重に対処する」との方針を明らかにした。

組織方針をめぐる対立は大会最終日の新役員選挙にまでもちこまれた。初日から開かれていた役員選考委員会は、信任の方法をめぐって、一括拍手で信任か無記名投票かで対立し、決着を大会に付託、本部の調整にもかかわらず、結局無記名投票による個別信任投票がおこなわれることとなり、その結果、斎藤健次郎教育部長、柏原実渉外部長の二人の中執の不信任が決まった。大会選出の新三役は次のとおりである。中央執行委員長　石垣卯一（全機金）副中央執行委員長　河合明博（新化学）、小方鉄造（全機金）、吉岡新一（京都地連）　書記長　大谷徹太郎（本部）。

【参考資料】(1)総評第三六回定期大会資料　(2)総評教宣局監修、総評第三六回定期大会速記録、共立速記、六八年八月刊行　(3)総評第三七回臨時大会資料　(4)総評教宣部監修、総評第三七回臨時大会速記録、共立速記、六九年三月刊　(5)同盟第五回定期大会資料　(6)同盟第五回定期全国大会議事速記録、同盟教宣局広報出版部、六九年一月刊　(7)新産別第二〇回定期全国大会資料　(8)『新産別』六八年一〇月一〇日号　(9)新産別第二〇回定期大会事務報告書　(10)『総評新聞』（六九年三月までは『総評』）　(11)『同盟新聞』(12)『週刊労働ニュース』

III 労働争議

概要□争議の概況と形態別の動き——争議統計／一九六八～六九年の争議の特徴／総争議にみる特徴／争議行為をともなう争議と労働損失日数／同盟罷業と四時間未満の罷業／争議の月別推移／争議の産業別・企業規模別分布——産業別分布／企業規模別分布／主要団体別にみた争議／要求事項別にみた争議

概要

一、賃金値上げ、臨時給与要求、合理化・災害反対、反戦など多面的な要求闘争の発展は、六八年から六九年にかけての時期に労働争議の新たな高揚を現出しつつある。総争議の件数と参加人員は六八年に史上最高を示し、六九年一～四月のそれは六八年同期をさらに上回った。争議行為をともなう争議と労働損失日数も増大したが、これらのものは長期的にみて減少する傾向にあったため、六八年には記録的な数字には達しなかった。しかしこのうち行為参加人員は六九年に史上最高に達しそうな気配を示している。

一、争議の月別推移をみると、春季・年末に争議件数・参加人員ともに集中しているが、しかし労働者の要求の多面性を反映して、参加人員は年間をつうじてつねに二〇〇万を下らなかった。

一、産業別にみると争議行為をともなう争議ではサービス業の件数が前年を下回ったほかは、すべての産業で件数、行為参加人員ともに前年を大幅に上回り、とくに公務における行為参加人員の増大が目立った。企業規模別にみても、争議はあらゆる規模の企業で増大したが、行為参加人員、労働損失日数などで占める比重では、四九九人以下の中小企業における争議のそれがたかまる傾向にある。

一、主要団体別に六八年の争議をみると、総評と中立労連の組合の全体に占める比重がたかまったのにたいして、同盟のそれが目立って低下した。労組法適用組合員のそれぞれ組織するにすぎない総評と中立労連が、労働損失日数の五一・四%と二三・一%をそれぞれ占めているのにたいして、同法適用組合員の二一・八%を組織した同盟は、損失日数の五・四%を占めたにすぎなかった。

一、六八年に発生した争議行為をともなう争議を要求事項別にみると、賃金増額要求、臨時給与金要求にもとづくものがそれぞれ五六・一%と、二六・五%であり、政治的ストライキとみなされるものは六・八%(二六件)であった。

1 争議の概況と形態別の動き

争議統計

労働争議統計の分析をおこなうに当たって、まず最初に争議統計そのものについて説明を加えておこう。

労働争議についての政府統計は、わが国では、一八九七年に内務省警保局と農商務省商工局によって始められ、その後、農商務省の統計は一九〇七年までで中止されたが内務省のそれは継続されて、一九二四年以降公表されるようになった。一九三八年厚生省労働局が新設されると、統計業務は同局に移管され、さらに同省勤労局、労政局をへて、戦後の一九四七年労働省労政局の新設により同局に移された。そして一九四八年からは労働省労働統計調査局——今日の労働大臣官房労働統計調査部に移管されて、現在にいたっている。

現在調査実務を担当しているのは、各都道府県労政主管課および労政事務所の職員で、争議がおこなわれた事業所もしくは組合ごとに面接調査し、これを右の労働大臣官房労働統計調査部で集計して、結果は『労働争議統計調査報告』(月間統計)および『労働争議統計調査年報告』(年間統計)として公表している。調査範囲は、時期によって若干変更されたが、一九四六年以降に、「労働者の地位の向上に関係のある事項に関して労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、同盟罷業、四時間未満の罷業、怠業、工場閉鎖および業務管理などの争議行為をともなう争議と争議行為をともなわないが解決のために第三者(労働委員会、労政職員など)が関与したものとを労働争議と規定して、調査対象に含めている。

なおこの統計では争議の単位は労働組合(争議団を含む)であり、原則として単位労働組合がおこなう争議を一件として扱っているが、上部組合(連合団体)が下部組合(単位組合)の争議権を集約しておこなう争議(連合争議)も一件として扱っている。したがって一件の争議でも数事業所、数企業に及ぶものもあれば、一事業所または一企業の争議でも二件以上になるもの(一事業所、一企業に二組合以上ある場合)もある。また「同盟罷業」には四時間未満のもの(時限スト、職場集会など)が含まれていないことに注意すべきである。

右にあげた労働争議統計調査によってみると、わが国の労働争

一九六八～六九年の争議の特徴

第6図　年別争議件数の推移

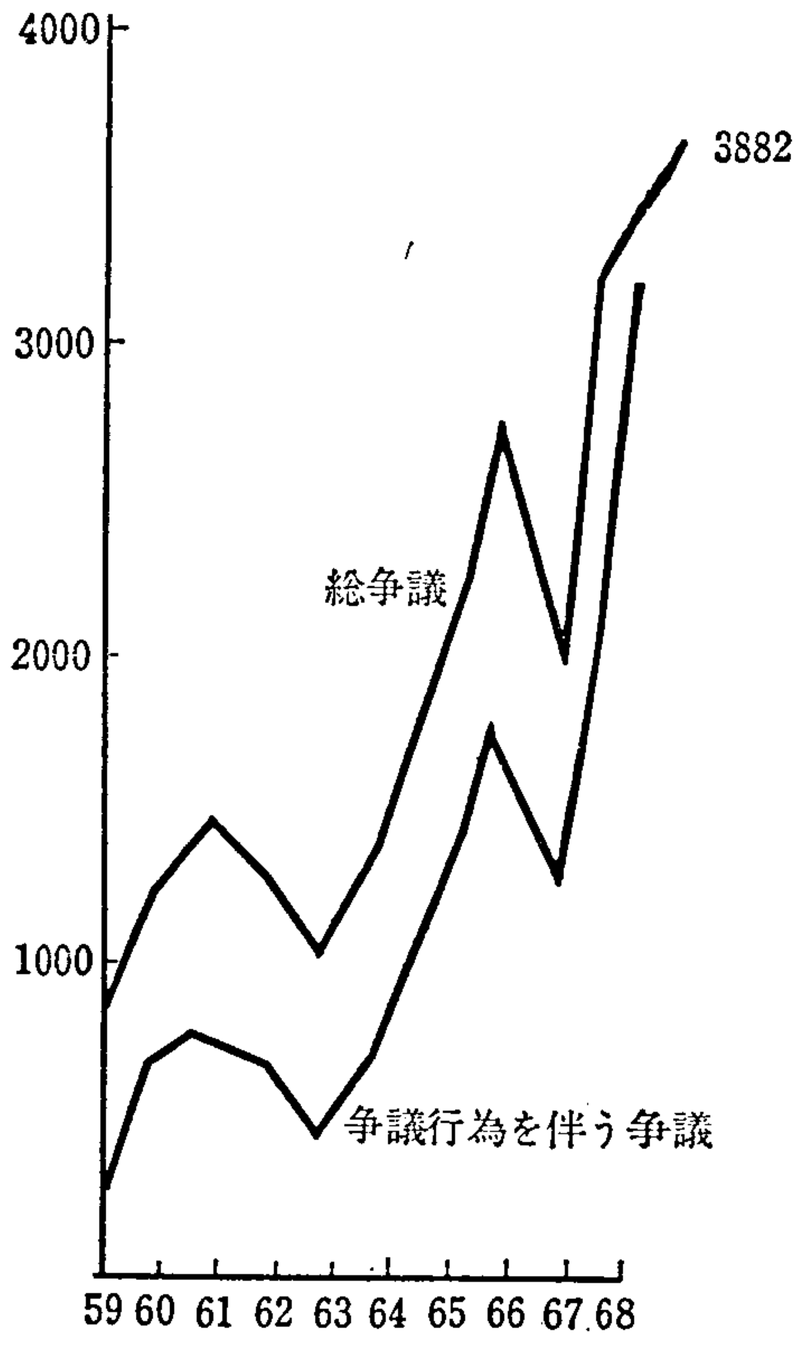

第7図　年別争議参加人員ならびに労働損失日数の推移

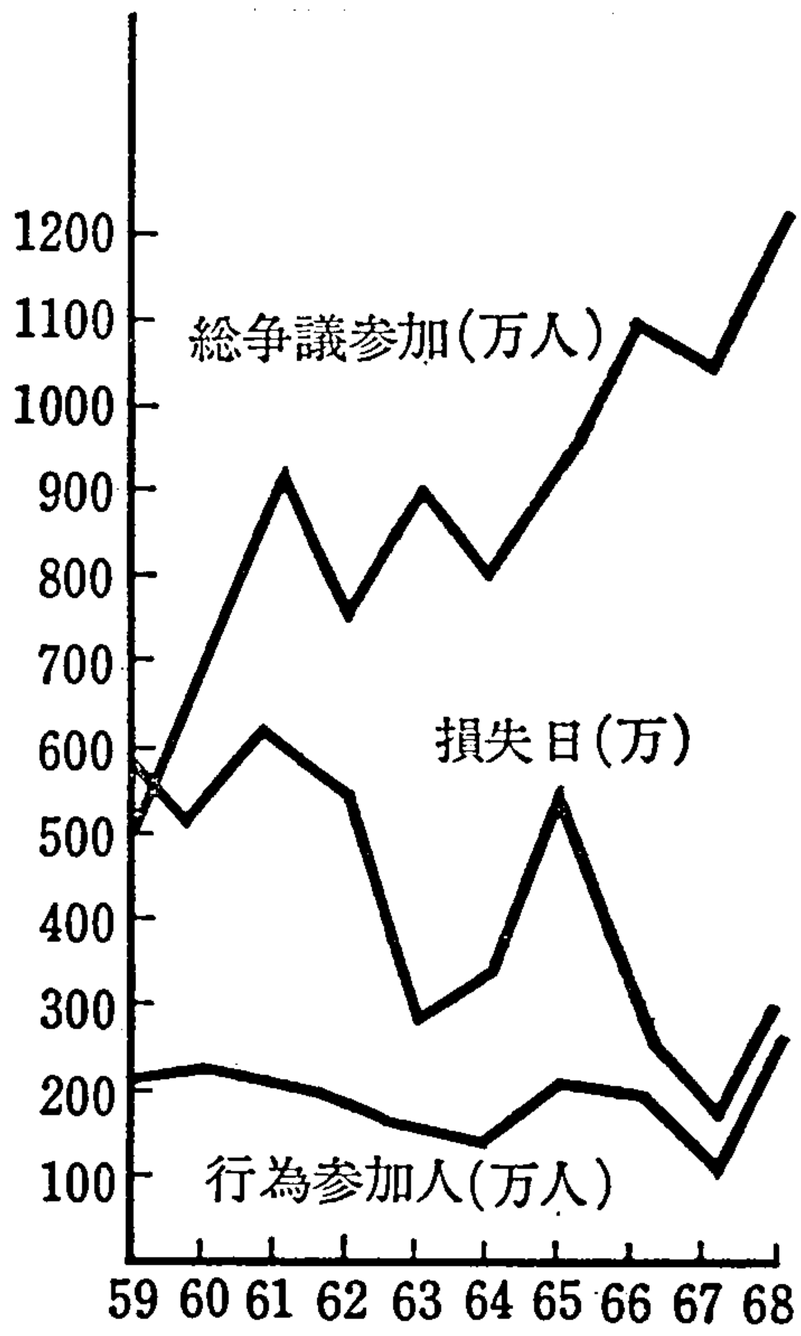

第133表　年別・争議形態別・労働争議件数および参加人員

年	総争議		争議行為をともなう争議									
			小計		同盟罷業		工場閉鎖		4時間未満の罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
		千人		千人		千人		千人		千人		千人
1964	2,422 (20.1)	7,974 (△22.1)	1,754 (23.4)	1,634 (△8.3)	1,220 (14.2)	1,049 (△11.3)	51	13	667 (11.7)	690 (△24.6)	308	305
1965	3,051 (26.0)	8,975 (12.6)	2,359 (34.5)	2,479 (51.7)	1,527 (25.2)	1,670 (59.2)	50	13	871 (30.6)	854 (23.8)	638	509
1966	3,687 (20.8)	10,947 (22.0)	2,845 (20.6)	2,298 (△7.3)	1,239 (△18.9)	1,130 (△32.3)	42	4	1,452 (66.7)	1,103 (29.1)	727	529
1967	3,024 (△18.0)	10,914 (△ 0.3)	2,284 (△19.7)	1,271 (△44.7)	1,204 (△ 2.8)	732 (△35.3)	33	4	1,403 (△ 3.4)	672 (△39.1)	246	141
1968	3,882 (28.4)	11,758 (7.7)	3,167 (38.7)	2,340 (84.1)	1,537 (27.7)	1,163 (58.9)	27	4	2,021 (44.0)	1,441 (114.5)	333	127
1968. 1～4月	1,779	7,269	1,192	1,219	752	881	11	0.6	712	603	121	48
1969. 1～4 月	2,411	7,778	1,827	1,596	1,033	1,067	13	1.3	1,161	900	113	66

議は六七年にやや鎮静にむかったかに見えたのが、六八年には一転して、わが国の史上最高を示した。総争議件数の推移を長期的にみると、それは一九六〇年にはじめて二〇〇〇件をこえ、六一年にはさらにこれを上回って二四八三件に達し、六三年の停滞をはさんで、六四～六六年の高揚期についに三六八七件を記録したのであるが、六八年にはさらにこれを上回って三八八二件に達した。これは、物価が大幅に上昇し、企業利潤も増大するという条件のもとで、総評と中立労連傘下の組合を中心とした春闘共闘による賃上げ闘争や公務員共闘の秋闘が従来になく広範かつ強力にたたかわれたのに加えて、炭労や国労・動労などの合理化に反対し労働災害に抗議する闘争、ベトナム、沖縄問題等をめぐる政治闘争がこれと結合して、これまた従来にみない規模でたたかわれたことの反映である。

労働省の統計では労働争議を次のように分類している。

総争議
- 争議行為をともなう争議
  - 同盟罷業
  - 工場閉鎖 } 作業停止争議
  - 四時間未満の罷業
  - 怠　業
  - その他（業務管理等）
- 争議行為をともなわないが第三者（労働委員会、労政職員等）が関与した争議

この分類にしたがって、六八年における争議の特徴をまず形態別にみていこう。

総争議にみる特徴

争議行為をともなう争議と労働損失日数

参加人員とそれによる労働損失日数についてみると、六八年にともに増大したことは事実であるが、総争議件数や同参加人員の場合とはやや事情が異なっている。

「ストなし春闘」といわれた六七年春闘とはちがって、六八年、六九年の春闘では同盟、ＩＭＦ・ＪＣなどの主導権がいちじるしく後退して、総評と春闘共闘委員会のイニシアチヴのもとに実力行使をかけてたたかわれるケースが多く、また六八年秋の公務員共闘の闘争も、「一〇・八」、「一一・一八」など前年をはるかに上回る規模のストでたたかわれたことなどから、六八年の争議行為をともなう争議の件数は、前年を八八三件上回って三一六七件に達し、行為参加人員にいたっては前年を一〇六万九〇〇〇人上回って二三四万人に達した。また労働損失日数は、前年を一〇一万一〇〇〇日上回っ

て、二八四万一〇〇〇日、六九年一～四月には、前年同期を七二万日上回って二四四万九〇〇〇日に達した。これを対前年増大率で示すと、六八年の増加は、争議行為をともなう争議の件数ならびに行為参加人員ではそれぞれ三八・七%と八四・一%、労働損失日数では五五・二%となり、いずれも総争議の件数（二八・四%）、同参加人員（七・七%）の増大率を上回っている。しかしそれにもかかわらず、六八年の行為参加人員は、「なべ底景気」といわれて実力行使を含む争議が多発した五七年、五八年（それぞれ二三四万人と三五三万七〇〇〇人）や不況下で春闘がたたかわれた六五年（二四七万九〇〇〇人）に及ばず、六九年の増大をまってはじめて記録的水準に達しそうな形勢にある。またさらに労働損失日数となると、六八年に大幅の増大をみたものの、長期的にみればそれは六七年、六三年、六六年についで低水準にあり、六九年一～四月になってはじめてかなりの水準に達している（第133表）。こうして、総争議の件数ならびに参加人員を上回る増大率を示しながらも、なお六八年の行為参加人員と労働損失日数が長期的にみてかならずしも高水準に達しなかったのは、第7図によって確かめられるとおり、近年、総争議の件数ならびに参加人員が曲折をたどりつつも長期的にみて増大傾向にあったのにたいして、争議行為をともなう争議の行為参加人員と労働損失日数はむしろ減少する傾向を示してきたからである。

この一方における総争議の件数・参加人員と、他方における行為参加人員ならびに労働損失日数とのあいだに鋏状的発展がうまれた理由がどこにあるかは、本年鑑第三九集で次のように説明した（二三九～四〇ページ）。すなわちそれは、①技術革新にともなう生産過程の変化（生産の大規模化、一貫性、連続性の発展など）とこれに対応する労働組合側のストライキ戦術の変化、②労働組合の組織強化にともない、賃金カットその他の組合側がうける打撃を最小限にとどめながら、闘争の最大の効果をあげるための、部分スト、短時間スト、波状ストなどの戦術が採用されるにいたっていること、さらにそれに加えて、③この数年来ストライキなど実力行使をかけてたたかうことを好まない労資協調主義的な潮流がとりわけ大企業の労働組合にたいする影響力をつよめてきたこと、④六七年に限っていえば、春闘にさいして企業の側がかなり大幅の賃上げをみとめたために「ストなし春闘」に終わったのと、一〇・二六など公務員共闘の実力行使が六六年を大幅に下回ったこと、などであった。

六八～六九年の時期についていえば、春闘、公務員の闘争などの高揚、とりわけ公務員の六八年秋から年末にかけての闘争が前年をはるかに上回る規模の実力行使でたたかわれたことによって、六七年についてあげた理由のうちその年に限られたものはある程度失われた。だがその他の理由は失われず、とりわけ、のちに主要団体別に争議統計を分析するさいに明らかになることであるが、同盟に代表される勢力の争議行為をともなう争議の件数および参加人員が六八年にも減少したのと、次に示すように、公務員共闘の実力行使が短時間のものであったことのために、行為参加人員の増加幅ほどには労働損失日数は増大しなかったのである。

同盟罷業と四時間未満の罷業

争議行為をともなう争議のうちの主要部分を占める同盟罷業と四時間未満の罷業についてみると（第133表）、前者は六八年には件数にして前年よりも二七・七%、行為参加人員にして五八・九%（実数では四三万一〇〇〇人）ふえたが、後者は件数にして四四%、行為参加

第134表　春季賃上げ争議の推移

	総争議		争議行為をともう争議					
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員				労働損失日数
				計	同盟罷業	4時間未満の罷業	怠業	
	件	人	件	人	人	人	人	日
1964	776 (32.0)	2,882,435 (36.1)	685 (39.1)	1,060,188 (64.9)	775,920 (74.0)	477,680 (69.3)	135,502 (43.9)	2,282,574 (74.5)
1965	1,083 (35.7)	3,486,056 (38.8)	989 (41.9)	1,582,718 (63.8)	1,198,883 (71.9)	505,159 (59.1)	309,796 (60.9)	3,439,488 (62.8)
1966	826 (22.4)	3,278,995 (30.0)	696 (24.5)	1,045,229 (45.5)	766,513 (67.9)	435,586 (39,5)	221,834 (41.8)	1,725,095 (63.4)
1967	642 (21.2)	1,988,619 (18.2)	573 (25.1)	495,345 (39.0)	311,049 (42.5)	280,009 (41.7)	84,457 (59.7)	885,223 (49.5)
1968	967 (24.9)	3,219,599 (27.4)	896 (28.3)	1,134,545 (48.5)	851,210 (73.2)	531,284 (36.9)	53,876 (42.4)	2,016,732 (71.3)

〔備考〕 1)　労働損失日数は同盟罷業のみの数字である。
2)　（　）内の数字は年間争議に占める割合を示す。
3)　労働省『昭和43年労働争議統計調査年報告』による。

人員にして一一四・五%（実数で七六万八〇〇〇人）と前者をさらに上回る増大を示した。このうち同盟罷業の行為参加人員の増大が主として春闘のそれによってもたらされたものであることは、春闘でのそれが六七年の三一万一〇〇〇人から六八年の八五万一〇〇〇人に増大していることによって知られる（第131表）。これにたいして四時間未満の罷業の行為参加人員は、六八年春闘では六七年のそれより二五万一〇〇〇人増加したにとどまり、六八年の増加分の主たる部分は公務員の一〇・八、一二・一八など、自治労、日教組、都市交通等の早朝一～二時間の実力行使によってもたらされたものであることは、争議の月別推移を示す第135表によって明らかであろう。

争議の月別推移

六八～六九年の労働争議の月別推移は第135表ならびに第8図に示すとおりであるが、これらによって一九六八～六九年における総争議月別参加人員の推移の特徴をみると、次のように言うことができる。前年は、春闘も秋闘もあまりもりあがりをみせなかったために、これらの時期の参加人員は激増しなかったが、しかし年間をつうじて一〇〇万から二二〇万近い参加人員がみられた。六八年には、六七年の特殊な型を脱して、通常の年にみられるように、四月を頂点とする春季と秋季ならびに年末に争議参加人員がきわだって増加した。しかし、六五年までは、毎年一月と七～一〇月のうちの一カ月ないし数カ月に争議参加人員は多くて五〇万前後にまで減少するのが通常のことで、六五年の八月のようにわずか八万にまで減少した例もみられたが、六六年の下期以後は、これらの月にさえ参加人員は一〇〇万を下らないようになった。この傾向は六八年にもひきつがれた。労働争議参加人員がこうして年間をつうじて高水準をつづけるのは、のちに要求事

第135表　月別・争議形態別・労働争議件数および参加人員

	総争議		争議行為をともなう争議									
			小計		同盟罷業		工場閉鎖		4時間未満の罷業		怠業	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1968年 1月	141	1,123,027	26	12,248	16	4,598	2	56	9	4,784	5	3,014
2月	177	1,139,088	48	42,700	33	16,535	2	62	17	26,391	3	306
3月	296	1,599,271	168	159,506	89	64,875	3	177	107	98,509	23	5,545
4月	1,165	3,407,755	950	1,059,280	614	794,748	4	491	579	473,203	90	39,562
5月	677	2,451,147	270	160,680	207	112,402	2	2,756	107	51,358	42	17,958
6月	428	1,716,693	187	74,953	120	32,363	1	40	102	41,961	14	5,231
7月	417	1,526,199	186	34,743	131	19,135	3	104	75	19,643	10	1,623
8月	277	1,186,844	82	20,193	62	7,226	1	18	13	12,527	12	454
9月	207	1,100,075	70	25,065	47	14,673	4	69	22	9,011	10	3,296
10月	852	2,027,027	723	452,826	40	7,579	—	—	616	417,932	98	33,148
11月	657	1,472,240	471	194,131	228	75,270	4	123	308	132,907	34	13,978
12月	784	2,063,616	402	327,218	235	105,754	4	68	220	230,439	20	3,831
1969年 1月	176	1,130,200	36	38,755	26	31,642	3	79	12	15,836	3	4,523
2月	152	1,190,300	51	20,131	36	7,859	3	72	22	12,721	2	120
3月	391	1,919,472	259	185,131	88	52,494	3	219	177	128,668	28	10,360
4月	1,692	3,538,211	1,481	1,352,185	883	975,255	4	1,363	950	742,914	80	51,354

〔備考〕 1)　争議行為をともなう争議のうち，1争議で2以上の行為形態をともなう争議は，それぞれの形態で集計してある。また少数ながら，その他の争議形態もあるが，省いてある。したがって形態別数と小計とは一致しない。

2)　労働省『労働争議統計調査報告』による。

第8図　月別総争議参加人員の推移

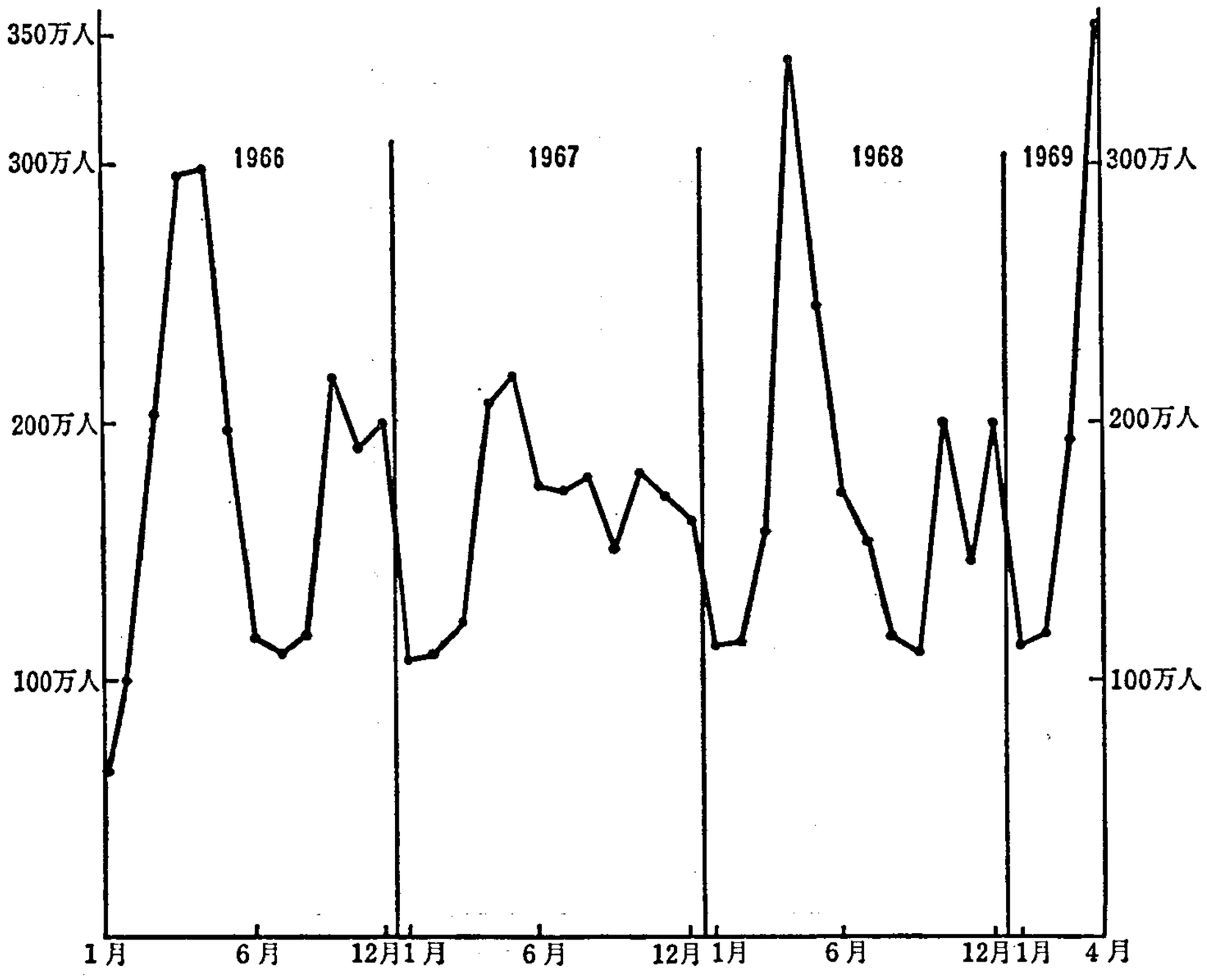

項別に争議を分析することによって確かめられるように、争議労働者の掲げる要求が多面化していることと一定の関係をもつものであろう。

2 争議の産業別・企業規模別分布

産業別分布

総争議件数ならびに参加人員を産業大分類別にみると（第133表）、鉱業とサービス業で件数が、建設業、製造業、運輸通信業で参加人員が若干減少したが、このほかはすべて増加し、とくに公務の参加人員の増大が目立った。また争議行為をともなう争議の件数および行為参加人員を同じく産業大分類別にみると（第137表）、サービス業の件数が前年を下回ったほかは、すべての産業で件数、行為参加人員ともに前年を大幅に上回り、この場合も公務の行為参加人員の増加はいちじるしいものであった。公務の増加が主として一〇・八と一二・一八の統一闘争によってもたらされたものであることは、すでに指摘したとおりである。

六八年には製造業全体としては、争議行為をともなう争議の件数および参加人員は前年よりも増大したが、さらにこれを産業中分類別にみると（第137表）、パルプ・紙・ゴム製品、武器その他、の各産業で件数・参加人員ともに前年よりも減少し、金属製品、精密機器では行為参加人員が減少しているが、その他はすべて件数・参加人

第136表　産業別労働争議件数および参加人員（総争議）

産業	件数		参加人員	
	1967	1968	1967	1968
全産業	3,024	3,882	10,913,842	11,757,687
農林漁業	19	40	446,186	531,743
鉱業	99	98	324,007	334,027
建設業	81	145	179,518	133,696
製造業	1,342	1,538	2,277,880	2,122,138
卸売・小売業	88	108	42,744	118,022
金融・保険・不動産業	47	73	24,213	30,586
運輸通信業	594	761	7,109,734	6,915,898
電気・ガス・水道業	49	95	176,350	195,501
サービス業	692	498	309,146	578,533
公務	13	525	14,064	797,526

〔備考〕 労働省『昭和43年労働争議統計調査年報告』による。

第137表　産業別労働争議件数および行為参加人員（争議行為をともなう争議）

	件数			行為参加人員		
	1966	1967	1968	1966	1967	1968
全産業	2,845	2,284	3,167	2,297,511	1,271,496	2,340,234
農林・漁業	15	4	18	28,608	19,561	8,964
鉱業	69	91	97	147,879	124,381	168,969
建設業	79	69	131	38,351	25,046	51,510
製造業	1,126	1,051	1,247	1,091,018	696,669	1,041,192
食料品・たばこ	72	75	91	50,520	57,130	57,615
繊維・衣服	53	37	56	22,310	7,423	8,441
木材・木製品	41	26	39	20,292	8,514	18,410
パルプ・紙	32	47	△ 39	23,333	17,377	△ 14,796
出版・印刷	111	64	88	17,041	14,232	26,071
化学	98	130	123	90,701	45,496	78,236
ゴム	24	58	△ 31	27,867	59,299	△ 55,091
窯業・土石製品	67	76	91	41,830	40,570	42,647
鉄鋼	49	26	41	51,637	12,676	17,542
非鉄金属	37	24	33	26,451	16,037	16,698
金属製品	72	80	81	51,411	51,983	△ 49,046
機械	194	152	194	197,052	106,900	169,369
電機	95	118	158	285,202	134,465	317,528
輸送用機器	78	68	89	130,526	61,432	△125,398
精密機器	48	36	47	34,401	46,788	△ 26,447
武器その他	27	18	△ 16	12,263	8,125	△ 6,676
卸売・小売業	57	38	69	13,483	10,233	26,322
金融・保険・不動産業	53	26	50	16,505	9,386	11,543
運輸通信業	496	407	582	440,102	231,775	400,377
鉄道業	34	21	27	238,234	59,060	42,117
道路旅客輸送	270	224	284	90,415	94,808	147,031
道路貨物輸送	79	83	180	20,205	28,996	166,902
電気・ガス・水道業	73	42	90	71,887	35,689	47,910
サービス業	340	546	362	185,259	113,237	231,099
公務	536	10	520	264,019	5,519	352,331

〔備考〕 1) 労働省『昭和43年労働争議統計調査年報告』による。
2) △印は67年に比べて68年に減少したものを示す。

員ともに増大している。

第138表、第139表は産業大分類別労働組合員一〇〇〇人当りの争議行為参加人員の推移と六八年における製造業中分類別にみたものであるが、これによると、鉱業における労働組合員の一〇〇〇人当り行為参加人員は近年増加する傾向を示し、六八年には他の産業を遠く引きはなして一一二一人となった。これが例年の賃闘、一時金闘争のほか合理化反対や労働災害に抗議する闘争が多発したことによってもたらされたものであることは、すでに述べたところであるが、炭鉱・鉱山の労働組合員は六八年中に一人が一回以上争議行為に参加したことになる。一〇〇〇人当り行為参加者数がこれに次いで多かったのは公務（三一九人）、製造業（二五九人）であり、きわだって少なかったのは金融・保険・不動産業（一六人）、卸売・小売業（六〇人）であった。さらに製造業について産業中分類別にこれをみると、最高は電機の五七五人で、これにゴム製品（五六八人）、金属製品（三三五人）、木材・木製品（三三五人）、精密機器（二五二人）がつづいており、一〇〇〇人当り行為参加人員がきわだって少なかったのは繊維・衣服（一六人）、鉄鋼（五五人）であった。

第138表　産業別労働組合員1,000人当り行為参加人員の推移

産業	1964	1965	1966	1967	1968
全産業	167	244	221	120	215
鉱業	664	792	815	745	1121
建設業	16	36	66	41	78
製造業	280	375	286	180	259
卸売・小売業	18	38	34	25	60
金融・保険・不動産業	25	18	25	13	16
運輸通信業	156	315	225	115	198
電気・ガス・水道業	184	381	350	167	228
サービス業	51	53	155	96	188
公務	58	86	262	5	319
その他	3	91	94	68	30

〔備考〕　労働省『昭和43年労働争議統計調査年報告』による。

第139表　製造業における組合員1000人当り行為参加人員（1968年）

産業	1000人当り行為参加人員
製造業計	261
食品・たばこ	240
繊維・衣服	16
木材・木製品	335
パルプ・紙	141
出版・印刷	199
化学	198
ゴム製品	568
窯業・土石製品	249
鉄鋼	55
非鉄金属	153
金属製品	335
機械	455
電気	575
輸送用機器	234
精密機器	252
その他武器	95

〔備考〕　1）労働組合員数は1968年6月現在単一組合員数（労働省「労働組合基本調査」による）を用いた。
2）労働省『昭和43年労働争議統計調査年報告』により作成。

企業規模別分布

一九六八年中に労働争議が発生した民間企業の数は五一〇四企業であり、このうち争議行為をともなった企業は四三八九企業であった。これを企業規模別にみると（第140表）、総争議、争議行為をともなう争議のいずれをみても各規模で増加しているが、総争議では一〇〇〜四九九人の規模の増加、争議行為をともなう争議では九九人以下の規模の増加がとくにいちじるしかった。

労働争議発生企業総数に占める各規模の比率の推移をみると（第

第140表　企業規模別争議発生民間企業数および構成比の推移（総争議）

年	合　　計	1,000 人以上	500～999 人	100～499 人	99 人以下
1962	4,194 (100.0)	812 (19.4)	473 (11.3)	1,303 (31.1)	1,606 (38.3)
1963	3,939 (100.0)	879 (22.3)	425 (10.8)	1,236 (31.4)	1,332 (33.8)
1964	4,039 (100.0)	776 (19.2)	377 (9.3)	1,329 (32.9)	1,547 (38.3)
1965	5,116 (100.0)	1,084 (21.2)	547 (10.7)	1,811 (35.4)	1,674 (32.7)
1966	5,591 (100.0)	997 (17.8)	565 (10.1)	1 833 (32.8)	2,196 (39.3)
1967	4,274 (100.0)	737 (17.2)	390 (9.1)	1,427 (33.4)	1,694 (39.6)
1968	5,104 (100.0)	887 (17.4)	507 (9.9)	1,899 (37.2)	1,811 (35.5)

〔備考〕 1)　規模不明があるため，各規模の統計は合計と一致しないことがある。
2)　労働省『昭和43年労働白書』による。

第141表　企業規模別行為参加人員および労働損失日数の構成比の推移（民間企業のみ）

企業規模	1965		1966		1967		1968	
	行為参加人員	労働損失日数	行為参加人員	労働損失日数	行為参加人員	労働損失日数	行為参加人員	労働損失日数
規　模　計	100.0 (2,175 千人)	100.0 (5,573 千日)	100.0 (1,862 千人)	100.0 (2,711 千日)	100.0 (1,103 千人)	100.0 (1,818 千日)	100.0 (1,687 千人)	100.0 (2,776 千日)
500 人以上	80.6	72.3	84.5	77.8	80.7	76.2	83.0	75.7
100～499人	9.7	9.8	11.3	14.1	14.5	18.0	13.2	17.8
99 人以 下	1.5	1.8	2.0	3.2	2.3	3.7	2.3	4.3

〔備考〕 1)　規模不明があるため，規模別の計と規模計は一致しない。
2)　労働省『昭和43年労働争議統計調査年報告』による。

第142表　企業規模別労働組合員 1000 人当り行為参加人員および労働損失日数の推移）
（民間企業のみ）

企業規模	行為参加人員				労働損失日数			
	1965	1966	1967	1968	1965	1966	1967	1968
規　模　計	353	264	157	224	906	384	258	368
500 人以上	431	332	188	277	992	445	293	415
100～499 人	187	167	127	166	484	303	259	369
99 人以上	82	83	56	84	256	193	151	264

〔備考〕 1)　労働組合員数は，労働省「労働組合基本調査」の単位労働組合員数による。
2)　規模不明があるため規模計と規模別の合計とが一致しないことがある。
3)　労働省『昭和43年労働争議統計調査年報告』による。

140表)、一〇〇～四九九人および九九九人以下の規模でいくらか比率が高まる傾向が看取されるが、かならずしも明確ではない。しかし争議行為参加人員および労働損失日数の企業規模別の比率の推移（第141表）では、一九六五年以降の傾向はきわめて明瞭で、とりわけ労働損失日数で中小企業の占める割合が年を追って急速に高まっている。さらに企業規模別労働組合員一〇〇〇人当りの争議行為参加人員および労働損失日数の推移をみたのが第142表であるが、これによると、六五年以降、行為参加人員、労働損失日数のいずれをとっても五〇〇人以上の規模が大幅の低下傾向を示し、それ以下の規模との差が目立って縮小している。

3　主要団体別にみた争議

六八年の労働争議を加盟中央組織別にみると（第143表）、総争議の件数および参加人員、争議行為をともなう争議の件数および行為参加人員のいずれの点でも、総評、中立労連が前年に比べていちじるしい増加を示した。これにたいして、同盟は争議件数においては増加したものの、総争議参加人員では大幅に減少し、行為参加人員では僅少の増加を示したにすぎなかった。その結果、六八年には総評は総争議参加人員の六三・二%を占め、争議行為参加人員の五・六%、争議行為参加人員の一九・五%を占めた。なお、総評が行為参加人員に比べて低いのは、総評傘下組合のうちの六〇・九%が公労法、地公労法、組合員であることによるものである。

また、労働損失日数を加盟全国中央組織別にみると、六八年には総評、中立労連の占める割合が増大し、労〇・九%を組織するにすぎない総評、一一ない中立労連が、それぞれ労働損失総日数の五一・四%と二三・一%を占めた。これにたいして、労組法適用組合員を組織する点で総評を追いぬいた同盟（六八年、二一・八%）比率は、近年ひきつづき低下する傾向にあったが、六八年にも前年の七・一%からさらに低下して五・四%にとどまった。

労働組合員一〇〇〇人当りの参加人員および労働損失日数をみると（第144表）、総参加人員では総評が二二七人で最も高く、ついで中立労連五二七人、同盟四九二人の順になっており、このうち総評の組合員は六八年中に平均して二度以上争議に参加したことになる。一〇〇〇人当り行為参加人員と労働損失日数では、四一年までは中立労連と新産別が総評をかなりひきはなしていたが、近年その差は縮小しつつあり、このうち、行為参加人員では六七年以降総評が新産別を上回り、六八年には中立労連のそれを大幅に減少し、行為参加人員では三五九人にたいして総評は三五一人と、その差はほとんどなくなっている。また、一〇〇〇人当り労働損失日数では、六八年に中立労連が五一七日でなお最高を占め、新産別（三九〇日）、総評（三四七日）がこれにつづき、同盟は八三日で、その他（一五四日）よりも低かった。

第143表 主要団体別争議件数，参加人員および労働損失日数の推移

年	主要団体	総争議		争議行為をともなう争議		
		件数	総参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数
1966	合計	3,687	10,946,667 (100.0)	2,845	2,297,511 (100.0)	2,741,711 (100.0)
	総評	2,042	8,072,614 (73.7)	1,720	1,431,086 (62.3)	1,226,116 (44.7)
	同盟	305	1,118,932 (10.2)	152	168,954 (7.4)	366,304 (13.4)
	新産別	30	31,405 (0.3)	30	28,036 (1.2)	115,839 (4.2)
	中立労連	146	1,090,238 (10.0)	106	393,937 (17.1)	668,904 (24.4)
	その他	1,164	633,478 (5.8)	837	275,498 (12.0)	364,548 (13.3)
1967	合計	3,024	10,913,842 (100.0)	2,284	1,271,496 (100.0)	1,829,965 (100.0)
	総評	1,732	8,526,675 (78.1)	1,375	722,125 (56.8)	876,167 (47.9)
	同盟	194	1,535,497 (14.1)	94	65,171 (5.1)	129,987 (7.1)
	新産別	14	13,429 (0.1)	13	11,297 (0.9)	35,217 (1.9)
	中立労連	161	434,109 (4.0)	144	223,692 (17.6)	366,443 (20.0)
	その他	923	404,132 (3.7)	658	249,211 (19.6)	422,151 (23.1)
1968	合計	3,882	11,757,687 (100.0)	3,167	2,340,234 (100.0)	2,840,866 (100.0)
	総評	2,202	9,589,532 (80.6)	1,858	1,479,816 (63.2)	1,461,486 (51.4)
	同盟	286	908,773 (7.6)	148	78,647 (3.4)	153,141 (5.4)
	新産別	17	18,541 (1.5)	16	16,223 (0.7)	27,769 (1.0)
	中立労連	230	669,553 (5.6)	196	455,646 (19.5)	656,793 (23.1)
	その他	1,147	571,288 (4.8)	949	309,902 (13.2)	541,677 (19.1)

〔備考〕 労働省『労働争議統計調査年報告』による。

第144表 主要団体別労働組合員 1,000 人当り参加人員および労働損失日数の推移

主要団体	総参加人員				行為参加人員				労働損失日数			
	1965	1966	1967	1968	1965	1966	1967	1968	1965	1966	1967	1968
合計	885	1,052	1,033	1,082	244	221	120	215	559	264	173	262
総評	1,407	1,901	2,027	2,275	304	337	172	351	648	289	208	347
同盟	788	652	865	492	156	150	37	43	533	213	73	83
新産別	492	477	192	260	466	426	162	228	763	1,758	504	390
中立労連	917	1,068	418	527	643	386	216	359	1,405	655	355	517
その他	230	182	113	162	82	79	69	88	183	105	118	154

〔備考〕 1) 労働組合員数は「労働組合基本調査」主要団体別組合員数による。
2) 労働省『昭和43年労働争議統計調査年報告』による。

4　要求事項別にみた争議

一九六八年の労働争議を要求事項別にみると、例年どおり賃金増額、臨時給与金などの要求を掲げた争議が大部分を占めているが、しかし前年に比べて解雇反対・被解雇者の復職要求をのぞくすべての事項をめぐって争議が増大しており、六八年の争議件数、争議参加人員の増大が労働者の多面的要求にもとづくものであることを明らかにしている。

争議行為をともなう争議の発生件数でみると（第145表）、六八年には賃金増額と臨時給与金の要求にもとづく争議が前年よりもそれぞれ四一七件、二一七件ふえて、合計し二六三二件に達した。また、六八年にはこうした経済要求にもとづく争議とならんで、一〇・二一ベトナム反戦統一行動など政治要求にもとづく闘争がもりあがったのと、合理化と合理化にことよせて企業側が組合対策としておこなう配置転換に反対する争議が多発したため、「その他」の項（政治ストと同情スト）は前年に比べて一六一件ふえて二一六件（全体の六・八%）に達し、「その他の経営および人事」も前年より四割ふえて七七件（全体の二・四%）に達した。このため、賃金増額と臨時給与金の要求にもとづく争議の全体に占める比率は前年よりもむしろ低下して、八二・

第145表　主要要求事項別労働争議発生件数（構成比）の推移（争議行為をともなう争議）

	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	事業休廃止または操短反対	その他の経営および人事	その他
1964	100.0 (1,837) 件	46.5	33.1	2.6	0.8	1.6	3.5
1965	100.0 (2,469) 件	55.8	25.8	2.7	1.2	1.3	2.8
1966	100.0 (2,828) 件	57.4	18.2	2.2	1.3	0.9	15.3
1967	100.0 (2,296) 件	59.7	27.3	2.3	0.4	2.4	2.4
1968	100.0 (3,188) 件	56.1	26.5	1.4	0.7	2.4	6.8

〔備考〕 1）「その他」とは政治ストおよび同情ストである。
2）上記の6項目以外の要求事項があるので，要求事項総数と要求事項別の合計とは一致しない。
3）労働省『昭和43年労働争議統計調査年報告』による。

第146表　主要要求事項別争議行為参加人員の推移

	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	その他
	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%
1964	1,909 (100.0)	1,163 (60.9)	325 (17.0)	42 (2.2)	379 (19.8)
1965	2,610 (100.0)	1,878 (72.0)	372 (14.3)	11 (0.4)	349 (13.4)
1966	2,299 (100.0)	1,691 (73.6)	277 (12.0)	16 (0.7)	315 (13.7)
1967	1,289 (100.0)	793 (61.6)	319 (24.8)	5 (0.4)	172 (13.3)
1968	2,434 (100.0)	1,711 (70.3)	361 (14.8)	4 (0.2)	358 (14.7)

〔備考〕「その他」とは，上記3項目以外の要求事項の合計をいう。

六%にとどまった。

次に要求事項別の行為参加人員をみると（第146表）、賃上げ争議の参加人員が前年よりも九一万八〇〇〇人ふえて一七一万一〇〇〇人となり、全体の七〇・三%を占めたが、一時金闘争の参加人員は前年とほぼ同数にとどまり、両者の合計は全体の八五・一%であった。解雇反対・復職要求をめぐる争議行為参加人員はこのところ減少傾向を示していたが、六八年にもそれは前年を一〇〇〇人下回って四〇〇〇人（全体の〇・二%）にとどまり、以上の三項目以外の要求事項の合計が三五八件（一四・七%）であった。

【参考資料】(1)労働大臣官房統計調査部『労働争議統計調査年報告』、昭和四三年はじめ各年　(2)労働大臣官房統計調査部『労働争議統計調査報告』、一九六八年一月～六九年四月の各月分。

Ⅳ 公務員組合の賃金闘争

概要□第九次賃金闘争の方針――闘争方針／統一要求提出／第九次賃金闘争の経過――人事院勧告まで具体的行動／国会におけるたたかい／閣議決定から一〇・八ストへ／七月実施決定／第九次賃金闘争の総括

概要

一、公務員共闘がつくられてから第九回目の統一賃金闘争、いわゆる「九賃」にはいくつかの特徴があった。その一つは、六八年春闘が前年を一〇〇〇円以上うわまわる妥結をしているために、「民間賃金との均衡」を第一の要素としてきめられる公務員賃金についても当然かなり大幅な人事院勧告が出される形勢にあったが、一方では政府が財政硬直化を打開するために総合予算主義をとり、公務員賃金の引上げ分としては四・五%、五〇〇億円を当初予算の予備費として計上しており、それ以上には補正予算をくまないという財政方針をとっていたことである。そのために第二の特徴として予算のカベを破ることは困難ではないかという危惧が組合員の間にあったのも事実だが、それを打破するために公務員共闘はいままで以上に大衆討議に努力を集中し、一九六五年いらい慣例となっている統一実力行使をより大規模にしようと努めていたことである。

一、人事院勧告は八%、三九七三円の五月実施であったが、政府は例年になく早期に（八月三〇日）閣議決定をおこない、賃上げは八月一日実施、通勤手当の改定は五月一日実施、財源は予備費支出で、補正予算をくまない、という方針をきめた。

このため閣議決定をくつがえすことはむずかしいという悲観的観

測も組合の一部にはながれたが、公務員共闘は一〇・八ストを実施し、さらに一二・一八ストをかまえて閣議決定をのりこえてねばりづよくたたかう方針をきめた。第三次佐藤内閣成立の前後にわたる二波のストライキを頂点にして、人事院交渉から各省交渉、七人委員会交渉、各党議員への要請行動と公務員共闘は多面的な行動をとり、とくに闘争の大衆化をはかるために、大衆動員やハガキ戦術をとり、結果的には閣議決定を変更させ、七月一日実施にあらためさせた。五月実施という組合の方針通りではなかったが、ここでは決まった閣議もくつがえすことができるという信念を公務員共闘はもつことができたし、たたかうことによって回答を前進させることができたという自信をつよめることになった。

一、公務員共闘の賃金闘争は、春闘共闘による民間・公労協の闘争にあわせてはじまり、炎暑のさなか、八月一六日の人事院勧告にむけてのたたかい、閣議決定期におけるたたかいから、秋から年末にかけての地方における確定闘争にいたるまで一年ちかいたたかいであった。そして、六八年の九賃闘争は、大衆闘争の基盤を広く築き、賃金闘争の成果もまた八月実施から、そして七月実施へと前進させていった。むろん、実力行使は国家公務員の場合にはかならずしもひろがらず、戦力に格差が拡大したことは、公務員共闘の自己批判の通りであるが、全体としての闘争力の強化がみられたことも事実である。

一、政府や日経連が人事院勧告制度そのものの変更を考慮していることをみると、公後の公務員共闘の運動はますます困難さをくわえてくるだろうが、組合運動もしだいに発展、強化の方向にすすんでいる。

1　第九次賃金闘争の方針

闘争方針　第九次賃金闘争は、政府の総合予算主義による賃金抑制政策が表面化したために、公務員共闘はなみなみならぬ決意をもって闘争の準備にとりかかっていた。総合予算主義はかならずしも、直接的な賃金統制策とはいいがたいが、財政硬直化を理由として公務員人件費を四・五%増におさえ、五〇〇億円の予備費を計上するだけで、補正予算を組まないというたてまえをとったことから、人事院を制約して四・五%以上の賃上げ勧告を控えさせようとするものであった。総合予算主義は財政政策をつうずる賃金抑制策であり、そのために、これを所得政策の日本的形態とみる立場と所得政策の前段階とみる立場があった。

公務員共闘は、「政府の所得政策である総合予算主義」と規定し、これと対決するために四次にわたる全国統一行動を含む、次のような第九次賃金闘争方針をきめた。

【公務員共闘第九次賃金闘争方針】（抜粋）

1　情勢の展望

(1)　国際経済と日本経済の動向（略）

(2)　佐藤訪米と総合予算主義（略）

(3)　春闘体制と公務員共闘

政府は、総合予算主義を採用し公務員賃金抑圧をねらい四・五%約五〇

○億の予備費計上を閣議決定した。しかし、このことは単なる財源費の措置でなく政策的なものであることはいうまでもない。このことが人事院勧告に枠をかけ、同時に春闘をけん制する意図をもっていることは明白である。

同時に一〇・二〇閣議決定の内容は改めて指摘するまでもなく、例年になく厳しく「欠員の補充を最少限にとどめ、配置転換を強力に行なうとともに総定員を計画的に縮減する」こと、かつ地方公共団体においても国に準じ行財政の合理化、総定員の計画的縮減を強調している。

その具体案として、行革閣僚協議会は一省一局削減を突破口として国家公務員の三カ年計画五%削減（五万余人）を行ない定年制の実施、国家行政組織法一本化による公務員総定員数をしばる法改正案を通常国会に提出することを決定し閣議も了承した。

これらの方針は、公企体三公社五現業、公団、地方公務員にも準用され、政府が強力な圧力を行政面からかけることは当然である。これによって公務員労働者は、賃金、権利両面からの攻撃をどうはねのけて闘うかが九賃闘争の大きな課題となっている。

(4) 公務員労働者に対する攻撃（略）

2 闘いの基調

(1) 第八次賃金闘争の成果を定着させ、ストライキで大幅賃上げを闘い抜く。

① 公務員労働者の賃金闘争はストライキ権奪還の展望をしっかりふまえ、ストライキをもって闘うことによって人事院勧告体制を打破することにある。

政府・独占は公務員賃金を当初予算に組みいれることによって公務員労働者の賃金を一定の枠内に閉じこめ、低賃金政策のテコにしようとしてきており、われわれは政府・独占と対決して闘う姿勢の確立、いかなる弾圧、分裂策動にも耐え抜く組織体制確立のなかで今次賃闘を闘い抜く強い決意で臨まなければならない。

そのために第八次賃金闘争の成果と欠陥をふまえ、権利闘争の有利な情勢を展望し、ストライキ権、団体交渉権奪還をもとめて闘いを進める。

② 第八次賃金闘争に結集した一六〇万公務員は九次にわたる全国統一行動と一〇・二六ストをもって自らの賃金闘争に立ちあがった。一〇・二六ストは過去二回のストライキ行動の組織化のなかでなされた組織強化、権利意識の確立の上にたって弾圧、分裂策動など、かつてない権力の介入のなかで組織された。八賃における組織体制確立の教訓を更に発展させる。

③ 公務員労働者の闘いは政府権力と真正面から対決して政府の低賃金政策、合理化政策を粉砕して大幅賃上げを自らの要求として政府に要求し、使用者としての政府の責任を追及して闘いを拡げ積みあげることによって、国民世論を喚起し、人勧体制打破の闘いを展開する。

④ 政府の総合予算方式によって人事院のスト権、団交権の代償機関としての機能は事実上制約され、政府・独占のガイディング・ライトに引きこまれる危険性は極めて大であり、人事院制度すら否定し、底なしの低賃金に追いやろうとする政府の施策に反対し、賃金は力関係によってきまり、労使対等の立場に立って決められることを重視し闘いを進める。

⑤ 政府は一層の合理化を押し進める方針を明らかにし、行政改革による安あがりの政治をおこなうために一省一局削減をはじめ、首切り合理化、能率化、定年制、勤評、定員削減など一連の攻撃を執ようにかけてくることは必至である。われわれは全組織でこれを受けとめ、闘いに取組まねばならない。

(2) 統一要求、同時交渉、統一行動を強化し大幅賃上げを実現する。（略）

(3) 春闘と結合し、人事院闘争を重視し、その闘いを強化する。

① 八賃の成果と欠陥及び要求づくりの職場討議を徹底しておこない一六〇万公務員労働者みんなの闘いとして長期強じんな態勢づくりと、春闘のなかで対政府、人事院闘争を配置して闘う。

とりわけ本年度予算に公務員賃金が組みこまれてきている点を重視し、院内外の闘いをもりあげ対政府及び対国会闘争を組むと共に全国統一行動（四月中旬）を配置して闘う。

② 人事院は政府が当初予算で公務員賃金改善のための予算を計上しても従来と同様に報告及び勧告を行なう旨明らかにしているが、政府・独占の介入に対して警戒する要があると共に人事院が政府の政策に引きこまれる

可能性は極めて強い。そうした事態に直ちにスト権、団交権を要求し闘いを組織し対処し得るように常時、体制の確立に努める。また人事院に対して賃金体系改悪反対の闘いを組み、そのための職場討議を進める。

③　人事院勧告期においては大幅賃上げ実現にむけて統一行動（七月中旬）を組むと共に、政府の総合予算主義打破の闘いを全国的に展開する。

(4)　閣議決定期にはストライキをもって闘いぬく。

一〇・二二、一〇・二一、一〇・二六の闘いをふまえてスト権、団交権奪還の展望を切りひらき、大幅賃金獲得を軸に本年も要求実現のためにストライキをもって闘い抜く。公務員共闘各単産は自らのもてる最大限の力量を発揮し、全組合員の闘うエネルギーを結集し、すべての単産がストライキに立ち上がることを中心に別途協議する。

(5)　臨時国会開会を要求し、公務員賃金に対する政府の基本的態度を追求し、同時に地方財源、公営企業問題等の同時解決を指向した院内外の闘いの盛り上りをはかる。

3　具体的闘いの方向

(1)　春闘共闘の闘いを結合し、三月中旬、方針決定、政府に対する要求提出をおこない具体的闘いになる。

春闘共闘は三月中、下旬にかけて全単産はストライキ突入のための一切の手続きを完了し、三月中、下旬よりストライキに突入し得る単産は統一闘争として戦術行使にはいり、全体が実力行使に突入していく。そして四月上、中旬には重化学産業が相場を切りひらき、これを受けて交運共闘、公労協は四月中、下旬に強力な実力行使を配置し春闘相場を確定していく方向である。

②　公務員共闘は二月二五日の物価メーデーを第一次統一行動として、つづいて二六～二八日まで中央動員を行い対政府、国会闘争を強化する全国統一行動を配置し、春闘と結合して闘う。

③　賃金要求額は春闘共闘の要求を考慮し賃金委員会で検討してきたが、別紙方針によって職場討議を深め全組合員の要求として政府、人事院へ提出していく。その額は一万円を目途とし検討する。

④　通常国会における闘い（略）

⑤　春闘と結合し、統一行動を組み、地方公営企業問題、全駐労の退職金闘争の決着を求めて闘う

⑥　人事院闘争を強化する。

⑦　人事院勧告期には大量の全国動員及び全国統一行動（七月中旬）をもって闘う。

⑧　閣議決定期には公務員共闘統一ストライキをもって闘う。

⑨　臨時国会闘争、地方確定闘争を強力に闘う。

⑩　参院選挙を闘い抜く。

⑪　反弾圧闘争を強化する。

統一要求提出　公務員共闘の賃金要求案は、一月早々の常任幹事会、幹事会での基本的な討議をへて職場討議をおこない、三月二六日、二七日の第二次統一行動のなかで、最終的に要求をきめ、政府・人事院に対して統一賃金要求書を提出した。

【公務員共闘第九次統一賃金要求書】

「総評公務員共闘は二〇〇万公務員労働者を代表し大幅賃金引上げについて次の通り要求します。とくに、最近における公共料金、消費者物価の上昇、生活様式の変化などにともない公務員労働者の生活は窮迫の度合いを強めています。

政府は、苦しい公務員労働者の生活実態を無視し、毎年公務員労働者の代償機関としての人事院勧告すら一方的に値切り、しかも四三年度予算では財政硬直化を理由に補正なし総合予算と称し、公務員賃金を引き続き低賃金状態に押えこもうと企図するなどは全公務員労働者の大きな怒りとなっており容認することはできません。

したがって、貴職はこれらの生活苦と不安をとりのぞき、要求解決のために公務員労働者の実情を十分理解のうえ誠意をもって昭和四三年四月四月一三日までに文書により回答されるよう強く要求します。

記

1　大幅賃金引き上げについて

①　賃金（本俸）の引き上げと体系是正

全公務員労働者の賃金を一万円以上引き上げること（引き上げの内容は一律八〇〇〇円とし併せて体系是正をおこなうこと）

② 一時金の増額について

一時金は年間五・五ヵ月と二万円とし、勤勉手当は廃止すること

③ 諸手当の改正について

1 扶養手当を一人当り、二〇〇〇円とすること

2 住宅手当制度を新設し、六〇〇〇円とすること

3 通勤手当は実費支払とし、全額免税とすること

④ 実施時間について

以上の要求を昭和四三年四月一日より実施すること

2 最低賃金制度の確立について

全国全産業一律最低賃金制度を法制化し、その金額を一八〇〇〇円とすること

3 労働基本権の回復ならびに労働条件の改善について

① 公務員労働者の労働基本権を回復すること

② 定年制、総定員法、教育三法、地方公営企業職員の賃金ストップなど労働条件を低下させる一切の合理化はおこなわないこと

③ 労働時間の短縮、雇用の拡大をはかること

4 共済制度の改善、公務員労働者の社会保障制度を確立すること

5 勤労所得税並びに退職手当に対する免税点を引き上げ、大幅減税をおこなうこと

6 昭和四一年一〇月二一日及び昭和四二年一〇月二六日の公務員労働者の行動に対する処分は政府の責任において直ちに撤回すること

7 交渉体制の確立について

政府は賃金、労働条件について給与担当大臣との交渉を定例化し、労使双方の確認事項を閣僚協議会に出席する六大臣との交渉ならびに給与関係もって賃金、労働条件に対する措置を講ずること。

2 第九次賃金闘争の経過

人事院勧告までの具体的行動

公務員共闘は闘争方針にもとづき四次にわたる全国統一行動を実施することになったが、まず、二月二五日の物価メーデーを期して、第一次全国統一行動を実施した。この統一行動で各県代表二〇〇〇名を含む一万名（公務員共闘発表）が東京に集合し、大幅賃上げ、地方公務員の定年制反対、国家公務員にたいする総定員法反対を決議し、要求貫徹までたたかいぬくことを確認、各政党、各省交渉などをおこなった。

第二次全国統一行動は、春闘共闘の最低賃金制全国統一行動にあわせて、全国から一四〇〇名を中央に動員しておこなわれた。日比谷での集会は、大幅賃上げに関する決議、悪法粉砕、合理化反対に関する決議などをおこない、各省、各政党への要請をおこなっている。そして、(1)本俸の一万円以上引上げ、(2)一時金を年間五・五ヵ月十二万円とする、(3)住宅手当の新設、扶養手当の引上げ、通勤手当の実費支払、などの基本要求を政府、人事院にたいして書面をもってしている。

第三次統一行動は四月一九日、院内において給与相当大臣である田中総務長官との交渉をおこない政府の回答をもとめるなど、引き

つづいて大衆行動によって、政府、人事院への圧力をかけた。

春闘のヤマ場をこえた五月二二日、公務員共闘は第四次の実力行使を含む統一行動をおこなっている。

一方、人事院にたいしても、公務員共闘は二月一二日に〝民間給与実態調査要綱の抜本的改善に関する申入書〟を手渡し、さらに、給与局長、担当課長との間に数回にわたって項目ごとに交渉をおこない、当初、調査対象から除外されていた住宅手当を調査に加えるとともに、春闘の賃上げ分を民間賃金調査に可能なかぎり反映させることを確約させている。

【公務員共闘の「民間給与実態調査要綱の抜本的改善に関する申入れ書」】

公務員共闘は、ここ数年来貴院に対し、官民賃金比較を公正に行なうために、民間給与実態調査要綱の改善を要求してきたところであるが、依然としてわれわれの要求には程遠い状態にある。

したがって本年度こそ貴院は、われわれの左記要求事項を充分理解の上、調査要項の抜本的改善措置を講ずるよう強く申入れする。

記

1　調査対象規模を公務の性格、規模、態容からして、五〇〇人以上の事業所とすること。

2　対応等級の比較において、現行は「民間について五〇〇人以上の事務、技術上の上級職員」と「公務について係長」ということで位置付けされている。この点が最も不合理となっている。したがってこれらの不合理を中心に是正し、公務員にあっても民間の上級職員と行(一)相当六等級との比較を明確にし、それに沿ってそれぞれ対応等級のやり方を改めること、同時に等級別標準職務表を改正すること。

3　五月以降妥結した民間事業所の調査方法について、人事院の調査要綱は、各事業所毎にアップ額と率を一本で調査し、極めて大ざっぱな調査をおこなっている。

したがって、従来の調査締切期日六月中旬からみて、五月以降に妥結した事業所も四月時点における本格調査と同様な方法をもって出来る筈であるから本年度より五月以降妥結した事業所も一定時期まで本格調査を行なうようにされたい。

なお一定時期とは、公務員共闘と話合いによって取り決められたい。

4　諸手当関係（扶養、通勤、住宅、退職、寒冷地、隔遠地など一切の手当をいう）一時金、生計費、初任給等の調査については必らず調査し、その内容を明らかにすること、

(1)　住宅手当については、まず公務員の自宅、公務員宿舎在住以外の者の住宅事情および住宅費の実態を明らかにし、同時に民間の住宅（社宅）実態等をも明らかにされたい。

(2)　通勤手当については、公務の通勤に要する交通実費および交通用具利用者の実態を正しく調査されたい。

(3)　特別給については、調査対象を職員一本（民間）として実支給状況を調査するよう改善されたい。

(4)　生計費調査について従来から人事院は、生計費調査より民間給与調査にウェイトをおいて実施しているが、最近の異常な物価上昇から公務員の生計費支出も激しく増大している。したがって従前の民間給与調査に偏した調査から、もっと生計費重点においた調査を実施すること。

(5)　その他の手当についてもすべて調査し、その実態を明らかにすること。

5　民間事業所の福祉厚生費関係の調査項目を新設し、その実態調査をおこない、必ず官民比較をおこなうこと。

四月四日、人事院総裁に対して、統一賃金要求案にもとづく申入れ、さらに五月三〇日には〝公務員賃金決定について〟の申入れをおこない、賃金決定、生計費、民間賃金調査、春闘の賃上げ額についての積みのこし分の完全解消、賃金体系の抜本的改正などを要望し、総裁は誠意をもって善処することの確認をおこなっている。

【公務員賃金決定についての申入れ】

1　賃金決定について

政府の補正予算なし総合予算方式や所得政策導入強調などの干渉を排し、従来通り四月調査、八月勧告を堅持し四月実施とすること。

2　生計費民間調査等について

(1)　対応等級の比較において公務にあっても民間の上級職員と行(一)相当六等級との比較を明確にして、対応等級のとり方を改め下級者に不利にならないよう是正すること。

(2)　民間給与調査にウェイトをおいた勧告となっていることから、生計費調査が勧告に反映されない実情にある。同時に最近の物価上昇から公務員の生計費支出は増大している。

(イ)　標準生計費中、食料費、住居費、光熱水費、教養娯楽費、保健衛生費、交際費等の区分を明らかにし、その算出根拠を実態に即して是正すること。

(ロ)　生計費は単身者及び二―五人世帯の生計費について現在の生活実態を明確に把握して積算をおこない賃金決定に反映させること。

(3)　法定外福利費の調査を促進し、とくに住居、昼食補助金、現物給与等についても調査すること。

3　民間春闘の積み残し分の完全解消のため具体的方策を講ずること。

4　賃金体系について。

公務員賃金を一万円以上（一律八〇〇〇円）引き上げること。

初任給は高卒（一八歳）二七〇〇〇円以上とすること。

上厚下落、職務職階制賃金体系を抜本的に是正し、あわせて中だるみ是正（高卒三五歳、四人世帯、勤続一七年、五万六〇〇〇円を目途）をおこなったこと。

行(二)、現業等の差別を撤廃し、賃金水準を行(一)まで引きあげること。

前歴換算を同種一〇割、異種八割とし二分の三条項や初任給上限制限等を撤廃し、在職者調査を完全に実施すること。

最低賃金を二万〇〇〇〇円とし、生活保護基準以下の賃金については是正措置をおこなうこと。

公務員共闘の人事院総裁との交渉は、勧告が提示されるまでに一二回もおこなわれ、そのほか連日のように事務総長、給与局長との交渉をおこなっている。

公務員共闘は大衆動員を重視して、とくに第五次統一行動では人事院の鉄柵をのりこえて、南玄関にすわりこみの動員をおこなったのをはじめとして、人事官、局次長、課長交渉をくりかえした。また、人事院総裁あてのハガキ要請活動も、昨年の一八万通にたいして、本年は六〇万通をこえるほどの大量活動がおこなわれている。

人事院は八月一六日に、本年度の勧告をおこない、八%、三九七三円の引上げを中心とするものであった。八%勧告の根拠について人事院は次のように発表している。

1　国家公務員の平均基本給は前年比一一・六%増。

2　民間給与は前年比一二・四～一三・二%、東京で五・一%それぞれ上昇している。

3　生計費は前年比全国で一二・七%、東京で八・一%それぞれ上昇している。

4　消費者物価は前年比全都市で五・一%増。

5　以上を前提にして、人事院がおこなった民間給与調査にもとづく官民賃金の比較をした結果、

1　四月調査による官民較差は、昨年より〇・三%縮少し、五・四%であった。

2　四月調査ののちにおこなわれた民間の賃上げ闘争の結果による、いわゆる春闘積み残し分は、昨年より〇・四%増加し、二・六%であった。結局、官民賃金比較の較差の合計は、昨年より〇・一%増加し、八%、三九七三円になる。

国会におけるたたかい

第五八通常国会において、公務員共闘のたたかいは困難であった。まず、賃上げ闘争のカベは補正予算なしの総合予算にあった。それは国家公務員

にとってあたらしい経験であったが、そのために、国会において、社会党をはじめとする野党各派の協力によって、衆参両院の予算委員会においてその賃金統制としての性格を追及し、賃金抑制の効果をよわめようとした。政府はこの追及にたいして、「一二〇〇億円という予備費は災害対策と公務員賃上げの源資として計上したもので、七〇〇億円が災害対策、五〇〇億円が勧告分というようにきめているわけではない」とか「賃上げ分をあらかじめ予測することによって、その枠内に人事院の勧告をおさえるように暗黙の圧力をくわえるような意図はない」という言明をし、野党は総合予算主義の賃金抑制的意図をすくなくとも表面上は消すことができた。

政府は財政硬直化の打開を米価値上げの抑制と公務員賃金の抑圧においてきたが、公務員共闘も総合予算主義を破るためには、賃上げと生産者米価の抑制に反対しなければならないとして七月一一日、一二日の両日、全日農、食管連などと米価闘争で共闘し、東京で「総合予算打破、食管制度堅持労農総決起大会」をひらき、ビラくばりをおこなって、闘争の幅を院の内外においてひろげるようにつとめた。

市民への訴えについては、賃上げを総合予算主義打破とむすびつけ、七月二二日にも都内主要駅、官庁街での早朝ビラまき、大蔵省、人事院などへの各省交渉、米価審議会にたいするすわりこみ抗議、各政党への要請行動などをおこなっている。

また、八月一日、二日には地方からの動員を含めて約二万人を動員し、中央総決起大会を開き、デモ行進をおこなっている。

閣議決定から一〇・八ストへ

政府は八月一六日に提出された人事院勧告について、八月三〇日に閣議決定をおこなった。その主な内容は、①実施時期を八月一日とする、②補正予算はくまず総合予算主義のたてまえを守って予備費より所定経費を支出する、③今後の公務員給与の取扱いについては合理的な改善を加えることとし、四四年度予算編成時までに結論をだす、などであり、公務員共闘が満足するものではなかった。

すでに公務員共闘は八月二三日に、政府にたいする申入れ書として、①人事院勧告の実施時期を五月一日からとすること、②最低引上げ三五〇〇円を保証すること、③地方財源を確保すること、④地方公営企業労働者の賃上げを一般職と同一にすること、⑤勤務評定、特別昇給反対、勤勉手当を期末手当とすることなどを要求していたのだし、八月二三日における政府七人委員会との勧告後の第一回交渉でもその後さらに引きつづいて交渉をおこなうこととし、さらに第二回交渉を九日三日におこなう旨の約束があったにもかかわらず、それに反する閣議決定であった。

公務員共闘は直ちに常任幹事会、幹事会、戦術委員会をひらいて、①八月三〇日の一方的な決定は公務員共闘としては了承できない、②実施時期を人事院勧告通り五月一日とすることを中心にして再検討をねがいたい、③再検討の結果を早急に文書をもって回答されたい、旨を政府に再要求することをきめ、閣僚七人委員会との交渉をはじめた。そして田中総務長官から「閣議決定の撤回は閣僚の一人として回答できないが、政治は生き物であり、みなさんの強い要望として引続き検討する」との答弁をえている。

一方、九月一〇日には第六次統一行動を全国一斉に展開し、中央では二万人を動員して、重点要求実現の行動をおこすとともに、九月一七日にはさらに回答期限をきっての要求書を政府に提出し、満

足な回答のない場合には一〇月八日にストライキをもってたたかう決意を明らかにした。一〇・八ストは一九六五年の一〇・二二スト以来一〇・二一、一〇・二六と毎年ストライキを積み重ねてきた発展として公務員共闘は大きな決意をこめて準備をすすめた。その間公務員共闘は対政府・対人事院交渉をつづけ、九月二五日から三日間を第七次統一行動とし二五日には全国三二〇カ所で二五〇万人を動員し、一〇月三日には総評と政府との交渉によって、一〇月八日までに七人委員会で検討する旨の約束を官房長官からとりつけている。しかし、とくに目だった交渉の進展はなく、早朝一時間以上のストライキを内容とする一〇・八ストは従来に比べて最大の規模でおこなわれた。

七月実施決定　こうして閣僚七人委員会は、一一月一九日、新内閣への申送り事項として、①公務員給与の取扱いについては、勧告の完全実施の基本方針にしたがい、人事院をまじえて給与関係閣僚会議において真剣に討議をかさねてきた、②一一月一九日の関係閣僚会議において結論をだすべく努力したが、来年度以降における新しい方式については、なお若干のつめをおこなう必要があり、明年度予算編成時までにさらに具体的検討をつづける、などをきめた。

公務員共闘はさらに一〇月一二日の幹事会において、年末段階のたたかいを発展させるために、臨時国会の早期開催を要求し、第二波のストライキをきめ、一二月六日の第一〇次統一行動のなかでストライキ宣言を発表し、一二・一八ストを予定した。

政府は一二・一八の第二波ストライキを前にして、一二月一三日、七人委員会をひらいて公務員賃金についてさらに協議し、次の四項目をきめた。

① 今後の公務員給与の取扱いについては人事院勧告を尊重し、その完全実施に努力するという基本方針を確認する。

② 具体案については種種の問題があり、結論をうるにいたらなかった。

③ しかしながら、政治姿勢としては、何らかの結論をだす必要があるので、今後も引きつづき検討を重ねる。

④ 本年度の給与勧告については、国の諸施策とのバランスを考慮し、既定方針通り処理するほかはない。

以上のような経過にたいして、公務員共闘はただちに緊急常任幹事会、幹事会をひらき政府の態度を不満として、臨時国会に提出されている給与法改正案の廃案も辞さないという強い態度をきめ、一二・一八ストの責任は、このように誠意のない政府にあるという声明を発表している。

臨時国会は一二月二日、第三次佐藤内閣の成立の翌日に、一一〇日召集がきまった。給与関係法案、総定員法案を中心としたものであった。公務員共闘は、給与法改正については、これ以上の前進がないかぎり、廃案も辞さないという態度を確認し、総定員法についてもおなじように廃案にする方針をきめて社会党と連携をとって院内での反対闘争をつよめた。こうして、一二月一七日には賃上げについて、実施時期を閣議決定の八月一日から、一カ月早めて七月一日とすることが与野党の折衝によってきまり、かくして一九日の衆院内閣委員会において、委員長提案として、①公務員賃金の七月一日実施についての取扱いは内閣委員会に一任する、②その他法案とくに総定員法案の取扱いについては、次期国会で誠意をもって協議することが四党国会対策委員会で確認され、四党共同修正をもって七月一日実施と総定員法の廃案がきまった。こうして一二月二

○日衆議院本会議を通過し、二一日には参議院本会議で可決され、決定したのである。

3　第九次賃金闘争の総括

公務員共闘会議は、第九次賃金闘争について、次のように総括し、まず公務員共闘の統一闘争として二回にわたるストライキが実施されたという運動の前進と、それによって具体的に勧告の七月実施をおこなわせたことを成果として評価している。たしかに、日教組、全農林などのストライキがしだいに自治労や国家公務員の諸組合に拡大してきていることは、公務員共闘の組織的前進ということができる。また国公・地公の間に、長い間わだかまっていた運動上の相違点もしだいに解消にむかっているし、統一行動の前進がみられてもいる。しかも政府が八月実施を閣議で決定したのちに七月実施とあらためさせたのも、公務員共闘の組合員に政府のカベが絶対的なものではないことを認識させるのに役だった。その意味で、第九次賃闘の成果は大きいといえる。

その反面、実力行使を含めて闘争力の高まったところと、停滞しているところの格差——各組合間、地域間の格差も決してうまってはいない。ストライキをうてる組合もふえたが、そういう組合と、たたかえない組合との格差も拡大してきているという欠陥がのこっている。

【第九次賃金闘争の総括】（要旨）

1　評価すべき前進面

(1)　ストライキ闘争の前進

政府の抜打ち決定、弾圧の強行のなかで二波のストライキを配置して闘い、閣議決定の変更を求め、一〇・八、一二・一八の公務員共闘全国統一ストライキを背景に院内外の大衆闘争で七月実施を勝ちとったことは大きな成果である。

①　公務員共闘は一九六五年以降一〇・二一、一〇・二六とストライキを配置して全国統一行動を組んできたが、公務員は公僕であるという意識を行動をつうじて乗りこえ、自らの権利として意識し、行動することができるようになった。たとえストライキの幅が一時間でも、統一してストに入ったこと、それは統一闘争の成果であり、将来にむかって幅と広がり厚みを増す十分な可能性をもった産業別統一闘争の成果である。同時に公務員共闘の要求について政府との交渉で問題解決をはかる条件を具備するまでにいたった。政府は八月三〇日閣議で八月実施はうごかず「来年の人事院勧告については検討する」とうそぶいた。

しかし、公務員共闘結成以来最大の規模で一〇・八統一ストを成功させ、政府の八・三〇閣議決定にたいし動揺をおこさせ、七人委員会は数度にわたって、人事院勧告制度と政府の態度決定について検討させるまでに追い込んだ。主体的にも閣議決定後四〇日も経過するなかでストをもって闘っても無理ではないかと言う情勢のあるなかで、要求実現のために長期に毎年ストライキで闘い、政府との交渉によって賃金決定をはかる立場でストを打ち抜き、政府に再検討をさせる動揺を与えると共に、公務員共闘の団結の前進を示し、第二波を構え、一カ月前進を勝ちとるための条件をつくりあげる役割を果した。

②　一〇・八ストの成功の上に立って公務員共闘は一二・一八ストを配置し、第二波の闘いに取り組み、政府七人委員会とも再三にわたり協議した。しかし一二月一三日に至っても「諸施策のバランスを考慮し、既定方

針通り措置するほかない」と閣議は決めた。われわれも声明を発し、給与法改正の廃案も辞せずとの強固な意思結集を図り、政府、与党及び各野党にたいし一せい強力な要請行動を繰り返しおこない、国会において一カ月の前進をかちとり政府の閣議決定を変更させる闘いに勝利した。

この力は一〇年の闘いにおける公務員共闘の前進であり、団結の結果である。また二波のストライキ行動に立ち上がった二〇〇万公務員労働者の前進として評価しなければならない。そして大幅賃上げ、人事院勧告体制打破、スト権奪還の闘いを大きく前進させた。

また、困難な条件を克服しつつ、二波のストライキに立ち上がったことは過去、一波しか全国統一ストライキを組むことができなかったことを考えれば、第一波に対する行政処分をはじめとする種々の攻撃があり、組織内の事情がありながらも統一して立ち上がった面は評価すべきである。

(2) 統一行動の発展

物価メーデーの翌日、二月二六日から公務員共闘第一次全国統一行動を組織し一〇次にわたる統一行動を配置して闘った。中央動員行動においては当初目標とした動員人員よりも上回る全国動員が実現した。これは政府の総合予算主義に対する全組合員の怒りと要求貫徹への根強い信念に支えられたものであり、大衆路線が徐々に職場、地域に定着しつつある証左と言える。またこのことは二回にわたっておこなったハガキ戦術においても示され、例えば人事院総裁あてのハガキは六〇万枚を突破した。

(3) 人事院闘争の高まり

人事院に対しては三月二七日要求提出以来、人事院総裁交渉一五回をはじめ人事官、事務総長、給与局長、職員局長交渉など五〇回を上まわる交渉を繰り返し展開してきた。

八月一日から始まった第五次全国統一行動では実力行使をふくむ統一行動で人事院闘争を組むと共に都内三カ所から人事院にむけて集中行進をおこなうほど闘いはもり上がった。また人事院交渉においては数回にわたり炎天下にもめげず果敢にすわり込み行動を展開した。

(4) 一連の合理化法案を粉砕した。

第五八国会においては一連の合理化法案――教育三法、総定員法、定年制法案、一省一局削減などが提案された。定年制法案は提案するに至らず、また教育三法、総定員法は院内外の大衆闘争のなかで廃案に追いこむことができた。しかし、一省一局削減については最後まで闘ったが、自民党多数のなかで成立せしめられた。

ことごとく廃案された自民党は年末の臨時国会において再び総定員法を提案し、人事院勧告についての閣議決定変更、七月実施とからめてきたが、最終的にはふたたび廃案となった。しかし、政府、自民党は公務員共闘の大衆闘争で打ち抜く態勢の弱さにつけいり、最後まで給与法改正とからめてきた事実は、政府自民党の巧妙な政策的攻撃であり、実力で吹き切ることができなかった弱点について、今後の闘いのなかで自ら克服しなければならない問題である。

(5) 労農提携が具体化した（略）

(6) 世論の高まり（略）

(7) 社会党の全面的な支援と野党の結束（略）

(8) 弾圧反対闘争の前進（略）

2 今後克服されなければならない問題点

(1) 賃金と合理化の一体的攻撃が強まってきているなかで、政府の低賃金、合理化政策を公務員共闘としても重視し、反撃の闘いも産業別統一闘争を軸に公務員共闘全体が闘いに立ち上がらなければならず、合理化攻撃が強まるなかで闘いはきびしく対決の形を示すが、放置するならば統一闘争は更に困難となり、受け身の闘いに追いこまれてしまうであろう。公務員共闘は政府、独占の合理化政策と対決し、闘う方針の確立と統一の原則に立って自らのもてる力を最大限に発揮することによって公務員共闘の闘いのなかで合理化問題に関しても統一行動が実力を伴って組織されるための努力が必要となってきている。

(2) 闘えるところと、闘えないところの格差が大きくなってきている。県公務員共闘間の落差の拡大、討論集会ももてない県共闘と市町村段階まで共闘が進んでいるところなどがある。職場における闘いにも落差が生じてきている。

闘いは常に不均衡に発展するといわれるけれども、職場において、地域

において組合員がもっている不安、不満を要求に高め、日常的に組合活動を定着させることとあわせ組合幹部の指導性の確立が大衆路線のなかから育てられていかなければ様々な落差を埋め公務員共闘全体の力量、総合的戦力を高めることはできない。

(3) 統一闘争、とくにストライキの設定について、一波、二波と実力行使を配置する場合、戦術も順次高めていき、その過程で相手側に要求を認めさせる形態が民間、公労協でとられているが、公務員共闘としては中央闘争を軸に対政府の闘いとして強力に統一闘争を組織する。また確定闘争においても統一闘争で闘いとして強力に統一闘争を組織する。また確定闘争においても統一闘争で闘うが組織的力量に落差があり、従来一発しかストライキが打てない力量しかないなかでは統一闘争の力点のかけかたに悩みが生じてきている。

(4) また、闘いは相手側の出方に応じて進められるものであり、九賃をはじめる当初から二波闘争の成功のために中央闘争を最優先し、対政府闘争のなかで前進を勝ちとり、地方確定にはね返らせる方向で闘いを進めた。このことの逆の立場で（地方確定と中央の賃金闘争をからめて闘い、地方確定に力点をしぼった場合）闘いを進めれば全国統一闘争の戦術低下は免がれないなどの悩みと、組織実情があるが統一闘争を中心に闘いを発展させなければならない。

(5) 人事院闘争について抜本的検討を始めなければならない。人事院は公務員労働者から団交権、スト権を奪った代償として機能していない。中立、公正なる機関ということはできないところまで変容してきている。

例えば八賃では上厚下薄の配分をし、九賃では下厚とみせかけ格差のなかから勤評、特昇の枠の拡大をはかるなど人事局と一体化した悪らつな攻撃をかけてきている。

賃上げ幅は今後ますます低くなるであろう。公労協の仲裁裁定完全実施以後の賃上額の傾向線は毎年一定して下向線をたどっているなどの例をみるまでもなく「低額完全実施」の政府の意図からますます人事院の性格、機能は体制側に傾斜することは必至であり、公務員共闘の対人事院闘争は交渉はきめ細かく、行動は大胆に展開されなくてはならない。

(6) 地方公営企業問題については地方公営企業法の改正を迫り、闘いの前進を期してきたが、赤字再建団体の指定、賃金ストップの悪循環をかちとるために数次のストを配置して自らの賃金闘争の解決を迫り、八賃確定をかちとったことは成果である。公務員共闘全体の問題として地公企法改正の闘いを強め、独算制の打破、再建団体に対する不当な国の権力支配機構の排除、企業経営の状況を考慮し賃金を決めるという条項の削除などを国会闘争と結合し、大衆闘争を中心に公務員共闘の統一行動を強化していかなければならない。

(7) また、政府の責任で賃上げ保障をさせる闘いにおいても、問題が抽象的になり結果的には計画変更をしない限り賃上げが実現できない制度的欠陥（地公法改正を闘いとることによって）の是正を迫る鋭い闘いが大衆闘争の結合のなかで展開されなければならない。

更に、都市交通の赤字再建団体指定都市における一般会計も一部を除き殆んど赤字であるなど統一闘争を進めるうえでの悩みがある。

行政弾圧をはねかえす闘いをもっと徹底的に全組織的に取組まなければならない。刑事罰からの完全な解放と共に行政罰に対して直ちに反撃に立ち上がれる組織の確立と公務員共闘段階でどう取組んでゆくか、犠牲資金のプールなども併行して検討すべきことである。また、九賃のなかで警察権力の暴力的行為が顕著であり許すことのできないものであり、断固とした抗議行動の組織が持続的に組まれる必要がある。

【参考資料】(1)総評・公務員共闘会議「第九次賃金闘争方針」　(2)公務員共闘会議「第九次賃金闘争を成功させるために」　(3)総評『総評新聞』　(4)日教組『教育新聞』　(5)自治労『自治労調査時報』

V 民間、公労協の賃金闘争と六八年一時金

概要□六九年春闘（春闘共闘委員会）＝＝春闘共闘委の発足／六九年春闘構想／春闘の考え方／春闘共闘の賃金白書／六九年春闘の準備過程／私鉄総連／合化労連／全国金属／化学同盟／紙パ労連／電機労連／食品労連／公労協関係／決戦段階における戦術日程／六九年春闘の情勢／春闘前半の態勢／総評第三七回臨時大会／物価メーデー／春闘序盤のうごき／春闘中盤のうごき／春闘終盤のうごき／公労協の闘争／春闘の総括／**同盟の賃金闘争**／同盟の賃金白書／同盟の賃金闘争の経過／同盟の総括／**IMF・JCの賃闘**＝＝**六八年一時金闘争**＝＝一時金闘争の特徴／一時金闘争の要求内容／六八年夏季一時金闘争の結果／同盟の年末一時金要求方式／六八年年末一時金闘争の結果

概要

一、総評・中立労連による春闘共闘委員会のいわゆる春闘、同盟の中央賃金闘争委員会を主体とした賃金闘争、それにIMF・JCの賃金共闘会議による金属労働組合の賃金闘争という三者鼎立の形で六九年春闘がたたかわれた。

六九年春闘の特徴は、第一には戦後最大規模の好況下にたたかわれた春闘であること、第二には物価、税金、社会保障など企業外の要因が労働者の闘争意欲をかきたてたこと、したがって第三にはストライキがさまざまな労働組合の系統、産業や地域をこえて大規模におこなわれ、第四にはことしもまた戦後最高の賃上げをとったことなどである。

また、闘争の過程で、いままでは鉄鋼労連の低額回答がある程度の影響力をもってきたのだが、本年度には、ほとんどその力をうしなってしまい、これに代って従来中小企業の結集体であるところから、他産業よりも高い賃上げをとっても、他組合への影響力をみとめられなかった全国金属の闘争が、本年度は脚光をあび、春闘相場の形成に役だっていったのは注目される。

一、春闘共闘委は「三〇〇〇万人の春闘」を呼号し、最低賃金制、物価、減税、社会保障改悪反対などの要求をかかげたが、これ

らの要求については具体的にはほとんど前進がなかった。企業内の諸闘争では賃上げ、時間短縮、労災補償の改善などに前年以上の成果をあげ、当初六〇〇〇円台が争点といわれた予想を上回って七〇〇〇円前後の賃上げをとり、結局六八年には前年にくらべてプラス一〇〇〇円程度であったのにたいして、六九年春闘では前年引上げ額よりも一五〇〇円から一七〇〇円程度大きい賃上げをとることができた。

賃金・労働条件については、このような成果をあげながら、企業のワクをこえる闘争については、みるべきほどの前進はなかった。とくに春闘構想で、七〇年安保前年の賃金闘争という規定をしていたにもかかわらず、岩井事務局長が談話として新聞発表したように、政治意識の向上については発展がなかったといえる。

このことは、六九年一一月および七〇年六月にストライキを予定するという総評の方針に照らして、とくに注目する必要があることのようにおもわれる。

一、一方、同盟の賃金闘争も春闘共闘委の場合と同様に、金属や化学の中小企業が先陣をきって高額回答をひきだし、海員組合の闘争もまず中小企業である内航関係が高い賃上げをとって先きに妥結し、外航がこれにつづくという形をとったように、大手の立ちおくれが目だった。また労資協調的な同盟としては意外なほどストライキが多く、金額の面についても、ストライキ件数についても、総評の全国金属と接触の多い全金同盟が、春闘共闘の闘争にひきづられ、それが同盟関係の賃上げ額を引上げていった傾きがあった。とくに同盟本部が計量経済学による長期賃金計画によって一六・五%、七一〇〇円の賃金要求を計算したのにたいして、傘下各単産、単組がそれを上回る要求をきめたもの、春闘共闘の一万円以上要求の影響とみることができる。

妥結額も全般的に高まっているが、総括によると、春闘共闘系統の方が高額獲得組合数が多く、本年も依然として、春闘共闘委が春闘の主導権をにぎったこととなる。

一、この点はIMF・JCについても同様であって、一〇〇万人の金属労働者の結集体とはいったが、賃金闘争においては、電機労連をのぞくと影響力をもつ組合はほとんどない。数年前まではマイナス的な要素ではあったが鉄鋼労連の影響力はかなり大きかったが、本年も低額一発回答で鉄鋼労連は押しきられた。しかも、金属・化学の高額回答の火消し役として資本の側から期待された鉄鋼回答は、すぐに私鉄総連、電機労連のストライキによる高額回答ひきだしの成功によって打ち消されてしまっている。

電機労連だけといってよいIMF・JCが賃金闘争全般におよぼす影響力の小さいことは、JCの今後の発展に大きな障害になるのではあるまいか。

一、賃金闘争そのものの期間はしだいに長びく傾向にあり、本年も五月に入って公労協が妥結し、これでようやく春闘はおわったことになる。同盟傘下の全繊同盟だけが大単産としては夏にかけて賃金闘争をおこなうほとんど唯一の組合となっている。春闘はその固有のものである春闘共闘委の〝春闘〟にかぎらず、いまや日本の賃金をきめる決定的な賃金闘争になってしまっている。

一、六九年春闘にあたって所得政策に関するいわゆる熊谷委員会のレポートが公表され、労資間に大きな反響を呼んだ。熊谷レポートそのものはいまの物価騰貴の原因をただちに賃上げにもとめてい

るわけではないが、将来の問題として、賃金、物価の悪循環の危険性を指摘しており、ことしの春闘における労資の賃金白書論争のひとつの主要な内容となった。所得政策論は、六九年春闘では現実の課題にはならなかったが、七〇年代の賃金論争の主役に登るだろうことは十分に予想されるところである。

一、六八年春闘がおわって公務員共闘の賃金闘争のさなかに民間労働組合の夏季一時金闘争がたたかわれ、公務員の賃金闘争がほぼ終了したあとで、年末一時金闘争がおこなわれ、六九年春闘にひきつづいている。

一時金闘争はしだいに年間一時金協定（年間臨給）や春闘と同時に一時金闘争をおこなう組合がふえてきていることと、好況過程にぶつかり、戦前からのこっている業績賞与的性格もあって、一時金闘争は一般的にそれほど激しいストライキを経験しないで、比較的平穏におわった。しかも、夏季、年末とも前年同期をそれぞれ二〇%ちかくも上まわる成果をあげている。それは一つには春闘によって基準になる賃金が大きくなったことにもよるのだが、月数においてもすこしずつ増えてきている。一時金を支給する企業数は毎年ふえてきていることとともに、一時金の定期給与への組み込みなどの問題がしだいに表面化するのではないかとおもわれる。

1　六九年春闘（春闘共闘委員会）

春闘共闘委の発足

総評・中立労連は、六八年一〇月一一日に全日通会館で第一回春闘共闘委員会をひらき「六九年春闘構想」と「春闘共闘委員会の機構・運営」、予算などをきめ、「春闘宣言」を採択、堀井議長、岩井事務局長などの役員を選出し、六九年春闘共闘委員会を発足させた。六九年春闘に参加するものは、一七四組合、八〇〇万人という発表であり、これは前年にくらべて組合数で四組合の増加、人員は同じということになる。

六九年春闘は長期にわたる好況の過程でたたかわれるという経済情勢を背景にして、組合側には当初から積極的な姿勢がみられ、そのうえ、労働省の三治労働省事務次官が、能谷委員会の答申をうけておこなった「物価上昇の原因は賃金引上げにあり、所得政策の導入が必要である。また六九年春闘の賃上げ率を六八年春闘並みにすべきだ」という趣旨の発言が組合を刺激し、所得政策に反対し三〇〇〇万人の全労働者の春闘への発展という意欲をみせていた。

春闘共闘委の結成についても、例年より早く、総評は九月に入ると春闘構想の検討に入り、九月一一日には、中立労連との三役会議をもち共闘を申入れて春闘構想の概要について協議している。この席上で中立労連は原則的に大綱を了承したうえで、同盟、新産別に共闘の呼びかけをすることを主張し、総評はこれを了承した。

総評はさらに九月一六日の第一回単産委員長会議、二四日の第一回評議員会で春闘構想について検討している。また九月一七日から一九日まで伊香保で春闘共闘委員会賃金専門委員会総会をひらき、経済情勢や単産の情勢を分析したあとで、所得政策に対決して一万円賃上げを獲得する方向で意思統一をおこなっている。

一方、中立労連は、九月二〇日の全体会議で総評との間に共闘委をもうけることを確認し、あわせて中立労連が主体性を発揮して、他団体に共闘を申入れることをきめている。

しかし、同盟は例年のように共闘推進の諸条件がないという理由で共同行動をすることはできないとして、共闘の申入れを拒否し、春闘共闘は結局、例年のとおり総評と中立労連とによって結成されることとなった。

こうして一〇月一一日の春闘共闘委員会の発足となり、同盟は独自に中央賃金闘争委員会によって賃金闘争をおこなうことになったのである。

春闘宣言

春闘構想は一方では「岩戸景気をしのぐといわれている好況をむかえて」政府の所得政策をやぶるために、企業のワクをこえる春闘を職場から組織しようと呼びかけ、「六九年春闘は労働者の利益に合致し、要求の完全獲得を成功させてこそ、七〇年安保廃棄のたたかいにむけて緊急の政治課題にたいする労働組合の大きな統一行動が展開できる基盤となるのではないでしょうか」と七〇年闘争の前年としての位置づけをあきらかにしている。

まず「春闘宣言」全文はつぎの通りである。

【春闘宣言】（全文）

春闘に結集する労働者と家族のみなさん！　中小企業労働者、失業者、未組織のなかまのみなさん！

八百万労働者の結集する春闘共闘は本日ここに発足しました。春闘共闘委員会は、結成以来、毎年大幅賃上げをはじめとする闘いをくみ、労働者のみでなく全国民の生活向上のために頑張ってきました。そして昨年の春闘ではねばり強くストライキをうって、五～六千円台の賃上げに成功しました。しかし今日の私どもの台所と職場の実体はどうでしょうか。

消費者米価をはじめとする諸物価の大幅値上げの中で六八年春闘の成果はふっとんでしまっています。会社は大型景気の持続の中で設備投資、生産拡大をつづけていますが、職場では残業につぐ残業で労働者は疲れ果て労働災害の激発は昨年一年で死傷者一六万七千人を数える状態です。

それにもかかわらず政府と資本家は賃金抑制を狙って所得政策をおしつけようとさえしています。私たちは六九年春闘発足にあたって、次のことを全国の仲間に強くよびかけます。

職場からの労働者の怒りを会社や当局にぶっつけ、徹底したストライキで今年こそ生活向上にみあう大幅要求貫徹を訴えます。

二つには同一産業の同一業種の仲間との交流をつよめ地域の仲間とみんなで手をにぎり統一闘争を組むことこそ大幅賃上げの土台となることを訴えます。

三つには労働強化で重くるしい職場をあかるくすることと賃上げを一つのものとして、労働時間短縮、労働災害をなくし生命と健康を守る闘いにみんなでたちあがることを訴えます。

四つには臨時工、下請工、パートタイマー、家内労働者もたち上がることをよびかけ、一緒になって大幅賃上げとともに社会保障、最低賃金などの闘いを更に一歩強めていきます。

全労働者のみなさん！

六九年春闘こそいままでにない大幅賃上げの絶好の機会です。要求貫徹までねばりにねばって闘い抜く春闘にしましょう。

一九六八年十月十一日

第一回春闘共闘委員会

六九年春闘構想

春闘の基本方針は、例年「春闘構想」によってしめされる。そこでは中央、地方の討論集会を例年よりはやくはじめ、その回数もふやして、「闘う意欲」の高揚をはかり、大衆闘争方式を徹底させ、民間組合先行の態勢を整備して所得政策と対決し、一万円賃上げの完全獲得をはたそうという

考え方が主張されている。
その概要はつぎの通りである。

【春闘構想】（抜萃）

1　六九年春闘を組織するにあたって

(1)　春闘共闘に参加している八百万労働者は勿論のこと、組織、未組織を問わず三千万の全労働者階級の生活向上に「春闘」はいまや最も大切な役割を果しています。春闘の要求づくりが十月頃からはじめられ、五月、六月まで闘いが続けられる、春闘は職場労働者の心と身体を年間を通してとらえ、労働組合運動の中心的な課題となっています。

春闘共闘が組織されてから十三年になります。毎年賃金闘争を主体に春闘を闘う労働組合が増大し同盟の賃金闘争もその殆んどが春に移し、全国津々浦々にまで全産業労働者が春闘に参加しているといって過言ではないでしょう。そして、春闘は毎年賃上げ獲得の金額が向上し、ストライキも激しくなってきています。民間、官公労の別なく、大企業、中小企業を問わず、本工、臨時工、社外工、下請労働者をとわず、職場ぐるみで、家族ぐるみで団結を強化し、総がかりで闘いを組織する春闘は、日本の労働運動がつくりだした賃金闘争のすぐれた方法です。この春闘方式こそが、低賃金政策を打破し、職場労働者の利益と直接つながるものであることはいうまでもありません。

また春闘は組織強化、未組織の組織化にとって重要な契機となっています。全国一律最低賃金制確立、合理化反対、時間短縮、権利確立、生命と健康をまもる闘いなどの諸要求をかちとるためにも大きな役割を果しており、何よりも勤労諸国民の生活向上に中心的な役割りを果しているといえましょう。（後略）

2　春闘をめぐる情勢（略）

(1)　労働者の状態

(2)　春闘をとりまく経済情勢

3　統一要求と要求の重点

(1)　統一要求について

労働者は職場の中で数多くの要求をもっています。それは春闘共闘に参加している組織労働者も、二千万名もいる未組織労働者も同様です。その中でも春闘の中心的な課題は大幅賃上げの獲得です。春闘共闘はこれらの未組織労働者や春闘共闘に参加していない中立組合、また同盟や新産別などの労働者も含めて、日本の全労働者の要求を実現するために、その先頭にたって闘う役割を歴史的にも現実の上からも、になっています。

六九年春闘に当って、春闘共闘は八百万労働者の統一要求を、大幅賃上げを中心として、次の五本の柱としてかかげて闘います。

各産業別共闘、単産、単組、地域共闘として職場ではさらにこの要求を具体化し、独自の要求を加えて、闘いを進めます。

①大幅一万円前後の賃上げの完全獲得。初任給の大幅引上げと産業別最低賃金協定の締結。同一労働、同一賃金の確立。職務給、安定賃金反対。全国一律二万円の最低賃金制確立と家内労働法制定。低賃金固定化の所得政策反対。

②人べらし合理化反対。不当配転反対。労働強化をはね返し、週四十時間、週休二日、四直三交替制の労働時間短縮。職場の安全確保。職業病の絶滅、死亡災害、補償三〇〇万円以上、休業補償一〇〇%、重傷害補償四〇〇万円以上の獲得。定年制延長と退職金大幅増額。失対事業拡充。

③医療制度の抜本改悪反対。失対賃金、失業保険、生活保護の大幅引上げ。家族手当法制定。老令年金の引上げ。社会保障予算の拡充。

④一切のストライキ制限の排除。職場の組合活動の自由確立。労働運動に対する弾圧反対。

⑤物価値上げ反対。勤労諸国民に対する減税。低所得者住宅の大量建設。

また日本の労働者階級の歴史的な統一課題として、平和、独立、民主主義の要求があります。沖縄の即時無条件完全返還、ベトナム侵略戦争反対、憲法改悪阻止などの全国民的課題で労働者階級がその先頭にたって闘いを積み上げていかなければなりません。六九年春闘の前進はこの意味からも重要な位置づけをもっているのですから、政治的諸課題と十分に結合させて闘うことが必要です。

平和、独立、民主主義の闘いは、それぞれの政治要求に基づく共闘組織を通じて闘うことにします。

(2)　六九年春闘要求の重点

①春闘の賃上げの根拠は、第一に労働者の生活実態から出発し、第二に職場の労働の状態を充分に討議して、第三に資本の蓄積にたちおくれている賃金を何としてでもとり戻すということです。……

②全国全産業一律最低賃金制は、日本の低賃金構造を打破し、全労働者の賃金水準を向上させ、社会保障の水準引上げをはじめ全国民の生活向上に決定的な要素となるものです。従って六九年春闘でも全国一律二万円の目標をかかげ、賃上げ闘争、産業別最賃協定の闘いと密着させて闘います。

③産業再編成に伴う大型合併によってもたらされるものは、二重投資の回避とか諸経費節約、原料面での合理化、独占的支配力の強化などが直接の狙いであり、その影響は系列企業に対しては勿論、全産業にわたって社会的規模で出てくることになります。……

春闘に結集した労働者の力で賃上げはかなりかちとったとしても、合理化、労働強化によって健康をそこない、いのちを失っては何もなりません。六七春闘では「賃上と合理化とをさしちがえるな」六八春闘では「おつりなしの賃上げを」というスローガンで闘いましたが、賃金要求と合理化反対の闘いの結合は不充分でした。六九春闘こそは、労働強化に対しては、要員要求、時間短縮、労働災害に対しては安全施策の拡充、災害補償等の要求と大幅賃上げ要求の闘いをがっちり結合させ、労働の質と量に見合った賃金獲得とともに、合理化をはねかえし生活と健康を守る闘いを強めなければなりません。……

④社会保障は全般的に改編再編が行なわれようとしています。医療保険の抜本的改悪では鈴木調査会をへて各審議会に諮問されようとしています。財政審議会では医療保険に関しては、受益者負担を強調し、また一方では保険公社案なども出てきています。

医療保障確立の闘いは、生命と健康を守る上からは勿論のこと、労働者の実質賃金に最も大きく影響する部分です。私たちは医療保険の抜本改悪に対しては統一行動を配置して闘うとともに、家族の十割給付とか健保料金を使用者が七割もち労働者が三割もつようにする要求などを企業につきつけ、賃金交渉と併行して闘いを組みます。(後略)

4　春闘指導の基本的方向

(1)　今年こそは何がなんでも大幅賃上げをとらなければならない決意にもえ、例年をはるかに上廻る闘いを組織する春闘にせねばなりません。このために六九年春闘は昨年よりさらに徹底して要求づくり、ストライキ行動から妥結に至る大衆路線を貫いていきます。とくに要求づくりに職場労働者の創意を結集した大衆討議を重視します。討論集会は形式的にならないで、労働者一人ひとりが自分の生活実態をうちあけ、職場の労働条件をみんなで討論し、十分にねりあげた要求をつくるようにします。

また労働者だけでなく、主婦の集いをもったり、社宅訪問をやったり、家計アンケートなど家族ぐるみの要求づくりも努力しましょう。幹部が従来の経験から機関開催だけで要求額をきめるようなことでは春闘は大衆のものとならないし、マンネリ化を踏襲するばかりで、春闘の成功は結びつきません。要求の段階では職場、地域の討論集会をできるだけ数多くもつこと、そして企業内だけでなく、できるだけ工場の塀の外にでて、同種産業または近接の労働組合の仲間と交流を深めることが大切です。十分な準備を重ねて団体交渉の促進は組合員一人ひとりに徹底し、教宣活動を強化してストライキ権投票は高率にとるよう努力するとともに職場の闘争体制をつくることや、戦術の配置も、組合員の自発性をたかめ、大衆的に行なうことが重要です。妥結に当っても全員投票とか職場集会、臨時大会などし、財政審議会では医療保険に関しては、受益者負担を強調し、また一方では保険公社案なども出てきています。

医療保障確立の闘いは、生命と健康を守る上からは勿論のこと、労働者の実質賃金に最も大きく影響する部分です。私たちは医療保険の抜本改悪

組合員の判断を尊重して、幹部一存の決定をしないように配慮すべきです。一万円前後の要求をかけ値なしにとるためには、全組合員が心の底から組合を信頼し、団結をつよめて一人ひとりがたたかう決意に燃えなくては完徹できるものではありません。春闘共闘は、全ての労働組合に昨年にまして大衆路線を確立して、組合民主主義に基づく、職場労働者と直結した春闘をたたかうことを強調します。

(2)　産業別労働組合による統一的な指導の強化（略）

(3)　大産業別共闘すなわち、金属共闘、化労協、交運共闘、マスコミ共

闘、金融共闘などの強化と産業別春闘討論集会の強化（略）
(4) 地域共闘の強化、とくに全国拠点討論集会と、地区労段階の春闘共闘委の確立（略）
(5) 民間労働組合の先行という戦術配置を中心にして、もたれあいの傾向をさけ、総がかり態勢の確立（略）
(6) 中小企業労働者の賃金引上げ、中高年令層、女子パートの低賃金、労働条件の改善（略）
(7) 資本に対するたたかいと同時に、政府の収奪政策に対するたたかいも重要です。わたしたちは物価値上げ反対、社会保障要求、重税反対などの諸要求をかかげて春闘前段で大衆行動を展開してきましたが、いつも尻きれになって成果をあげていません。税金を軽減し、社会保障費などの向上につながるばかりでなく、政府が軍事予算や反動政策に回すものを削減せざるをえなくなるのですから、収奪予算に反対し、医療改悪などのたたかいを強化することが大切です。（略）
(8) ストライキ資金プール制の確立と春闘共闘における闘争資金制度の拡充（略）

5 春闘の大まかな日程

春闘の戦術配置と闘争体制の確立、戦術の設定については、今後春闘共闘委員会で討議をして決定しますが、大まかな日程は次のとおりとします。

(1) 六九年春闘共闘委員会の発足に続いて一〇月一杯に地方共闘を発足させ、春闘準備を例年より早めます。
(2) 春闘共闘の全国拠点地区討論集会は一一月上旬から一二月中旬にかけて行ない、来年一月～二月にかけて再度組織します。
(3) 各単産、単組、職場の要求討論は、年末一時金などの秋季年末闘争のもりあげと併行して年内から大衆的に展開します。
(4) 二月段階には各単産とも要求の決定と要求の提出を行ないます。
(5) 三月段階では団体交渉につめて四月段階から実力行使に入れる体制を固め、満足できる回答を獲得するまで粘り強く長期に闘いぬきます。

春闘の考え方

六九年春闘にあたって、春闘共闘委がとくに重視したのは、大衆討議による大衆闘争の強化であった。それは総評なり、春闘共闘なりが、ここ数年来とってきた基本方向ではあったが、六九年春闘ではそれがとくに重視された。それは春闘が好況のなかでたたかわれ、一般的に安易な気分が企業連の組合幹部のなかにひろがる危険性のあること、企業意識を強める資本の思想宣伝にたいして、徹底的な大衆討議によって対決しようとしたためである。

春闘共闘が六九年春闘を組織するにあたってとりあげた中心的なスローガンは「三〇〇〇万人の春闘」ということである。四三年秋にはとくに消費者物価の上昇率がたかく、勤労者の生活を圧迫していたこと、税金のおもさ、社会保障改悪のうごき、最低賃金法の改正など全労働者の関心をあつめる政府の政策が展開していたことともに企業意識を克服する階級的な視点を意識的に強調したかったためとおもわれる。それはつぎの「六九年春闘共闘参加のよびかけ」をみると明らかである。

【六九年春闘共闘参加のよびかけ】（全文）春闘共闘は一三年間に八百万労働者の賃金闘争を組織するまでになりました。

そして三〇〇〇万労働者の生活向上に大きな影響をもつようになりました。

ものすごい物価上昇と労働強化の中で私たちはますます苦しくなっています。六九年春闘では所得政策という名で賃金抑制をはかり資本がもうけても労働者には回さないといっています。

六九年春闘にむけて職場労働者の意欲は大変なものです。六九年春闘はこのようにいままでにない重要な春闘です。このために私たち春闘共闘委員会は、より多くの労働組合と労働者の参加を求めております。八百万の

結集が一千万、二千万に増加することによって、その力は数倍になるでしょう。

そしてそのことは労働者の生活向上に何よりも役立つことは疑いありません。全ての春闘共闘未加盟の労働組合が六九年の賃金闘争を組織させるにあたって、ともに情勢を検討、方針と戦術を討議し、交流し合うため春闘共闘委員会に加盟されるよう要請致します。

また未組織の仲間たちはこれを機会に要求をまとめ、労働組合をつくってともに賃金闘争に立ち上がりましょう。もし組織の事情により本年度の参加が不可能の場合であっても春闘共闘委員会と連携をとり、交流を密にするなどの措置をとられるよう要請致します。

三〇〇〇万労働者総がかりの春闘をつくりあげましょう。

春闘共闘委員会

春闘共闘の賃金白書

例年のごとく春闘構想にもとづいて、賃金闘争の理論を展開するのが賃金白書の任務なのだが、六九年春闘の賃金白書は、いままでのようにキャッチ・フレーズをとくにつくらずに生活、職場の労働者状態、賃金水準とその構造、経済情勢と財政政策、政府・資本の労働政策批判などの各項目を万遍なく地道に分析している。やや平板な感じを免れないが、焦点は政府が熊谷委員会の所得政策についてのレポートから所得政策論を大きくとりあげたことに関連して、その批判にスペースをさいたことであろう。同盟、IMF・JC、日経連の諸白書よりも早く発表され春闘共闘の気勢をもりあげるのに役だてられている。

【春闘共闘の賃金白書】（抜萃）

1　はじめに

(1)　われわれの春闘は直接参加する労働者が年々増加するだけでなく、春闘と時期を同じくして闘いを起す労働者を増大させ、さらにその成果は多くの未組織労働者の労働条件を引上げるという広汎な影響力をもってきている。いまや春闘はまさに日本の全労働者・全勤労者を代表する闘いに発展してきた。

そしてその成果はこの数年の賃上げ額をみても、三六～四一年の三〇〇〇円台から四二年には四〇〇〇円台へ、そして昨年は五〇〇〇円台へと上昇してきている。

しかし、われわれがいま、六九年春闘に立ち上るにあたって、まず考えねばならないことは、昨年勝ちとった五〇〇〇～六〇〇〇円の賃上げがわれわれの状態を改善するのにどれほどの意味をもったかということである。

ある新聞社で、何人かの独身労働者について最近の物価上昇の影響を試算しているが、これによると、米代、フロ代、酒、ビール、タバコ、定期、地方税、社会保険料の値上りを合計すると、月に五〇〇〇円近くになるという。この一例でみても、五〇〇〇円程度の賃上げは、生活の向上はおろかこれまでの生活水準を辛うじて維持できるかどうかというものでしかなかったのではないか。

さらに、職場の状態をみると、まず職場の労働者状態へたどりつくために、長い時間、殺人的ラッシュにもまれなければならない。そして職場では、ますます労働が強化されてきている、と労働者は訴えている。しかし、ここ数年、毎年労働が強化されているということは何を意味するのか。一つは労働者がたえず資本のしめつけにならされ、そのうえにまた労働強化がつみ重ねられているのであり、もう一つは今日それが健康を破壊するほどの限界にきてしまったということである。六八年春闘で勝ちとった賃上げ、それは物価上昇にほとんどくわれてしまい、こうした疲れはてた労働者の状態をいささかも回復させることはできない。労働力の回復のためには、変化し発展する現代社会にふさわしい生活ができるだけの、賃金と労働時間の短縮が絶対に必要である。

(2)　このようにわれわれが賃金の大幅な引上げを要求する根拠は、なによりもまず労働者の生活や職場での実態に根ざしている。後にみるようにわれわれに必要な生活内容はどんどん変化しているのに、現在労働者が受けとっている賃金で営んでいる生活は、大きなゆがみをもっており、しか

も物価の上昇でこのゆがみを改善することをあきらめざるを得ないような状況である。また職場では年々労働が強化され、労働者は疲れ切った状態におかれたままである。われわれが提供する労働がますます増大してきているのに、これに見合った賃金は決して支払われていない。

こうした労働者の生活や職場にあらわれている日本の低賃金、これを労働者に強いている最も基本的な原因は、日本の資本主義の異常な高蓄積である。このことはわが国の労働分配率が国際的にみていちじるしく低く、しかも年々それが低下してきているという事実に端的にしめされている。われわれの闘いは、今日労働者が不利な状態におかれている資本と労働の位置を放置するのではなく、資本の蓄積、経済の高成長に立ち遅れてきた賃金を大幅に引上げることでなければならない。

(3) 春闘での賃金闘争は、なによりもまず労働者一人一人が自らの向上、強化された労働を十分につぐなうに足りる賃金を獲得することである。しかし春闘の意味はそれだけではない。日本の労働者が統一して賃金闘争に立ち上るとき、個々の企業での賃金闘争は互いに深く関連し合って、日本での全社会的な賃金引上げの闘いとなる。

春闘は、年々組織されるがゆえに、現在のはげしいインフレから労働者生活を守るのにきわめて有効であるし、また企業、産業をこえて積極的に闘うことができる。

さらに、日本の低賃金の打破を考えるとき、日本での産業や企業のさまざまな社会的に不当な格差を是正していかねばならない。こうした社会的な格差の是正は、春闘という全社会的闘争をより強めていくことによってはじめて可能である。

また社会保障の拡充、全国一律最賃制、家内労働法制定、減税、物価安定、さらには住宅政策の拡充などは企業や産業をこえた全労働者的レベルでの闘いの課題であることはいうまでもない。

インフレの進行、景気の変動、社会的に不当な賃金格差があること、さらに全労働者的闘争の課題が広汎に現存すること、こうした状況のもとにおいて、全労働者的闘争である年々の春闘が、日本の低賃金を克服し、労働者の状態を向上させていくにあたって、きわめて有効な闘争であることを確信し、われわれの春闘を一層強化していかなければならない。

(4) 六九年春闘にあたって見落してならないことは所得政策導入の動きである。生産者米価を低水準におさえ低米価によって低賃金の固定化を実現させようとする政策や、人事院勧告を予め財政上の理由で規制しようとする政策これらが所得政策の地ならしとして登場してきている。

また熊谷委員会が、日本ではじめて、公的な機関として所得政策の導入の可能性について報告をおこなったが、これが所得政策導入のムード作りとして果す役割は注目しなければならない。

諸外国での所得政策の経験をみても、これを事実上失敗させたのは、賃金を抑制しても決して物価が安定せず労働者だけが被害者にされたという事実に気がついた労働者の賃上げ闘争であった。六九年春闘での大きな課題の一つは、この所得政策へ向って着々と手をうたれている状態を、大幅な賃上げによって打ち破っていくことである。

2 高物価とゆがんだ生活

(1) 三〇年代からの経済の発展によって国民の消費生活はいちじるしく変化した。政府と独占資本はこの変化をとらえて消費革命といい、労働者の生活が高度化したという。しかし、生産力の急速な発展と労働者の闘いにより、生活様式が変化することは当然のことである。問題は生産力の発展に見合って労働者の生活が着実に「向上」しているかどうかということである。たしかに、政府の国民白書でもいっているように「三〇年代後半に所得、年齢、職業別などの各階層間の格差は減少してきた」それを、一応は消費水準の上昇、平準化とみてよいであろう。政府は数年来、おりにふれて消費水準の上昇、平準化の傾向を生活の「近代化」として強調してきている。その内容は、消費生活面の洋風化、多様化であり、家事労働の合理化、レジャー消費支出の増大などをさしている。

だが同時にもう一つ強調しなければならないのは、そのような変化がひろく日本の労働者、勤労者のなかに当然の生活様式として一般化してきたことである。昔のように中小零細企業の労働者とちがった生活をしても仕方がないのだとか、臨時工と本工はちがった生活をするのがあたりまえだということは今では通用しなくなった。さらにいえば

個別企業の支払能力や労務政策の与えられた枠の中で自分の生活を考えるという社会ではなくなったということである。……

(2)　いまの日本の労働者の平均的な生活の仕方をやや具体的にみると、どのような問題があるだろうか。労働者は青年も中年も高年齢労働者も、みなそれぞれさまざまの生活上の苦しみをもっている。われわれは毎日毎日の生活のくりかえしだけでなく、そのうえに各年齢に特別の大きな負担を共通してもっている。たとえば二四歳以下の結婚前の青年はまず、第一に生活の独立のために住宅にかなり重い出費を負わされている。この世代の一般世帯では四人に一人は借間、借家に入居しており、さらに東京都の勤労者世帯でみると、借間が六割、借家が三割であわせて九割にもおよんでいる。これらの青年層はまず高い権利金を支払わなければならないし、最近の家賃の急上昇によって収入の数割を住宅費にさかなければならない状態である。そのうえ今日の青年にはスポーツやレジャー、文化活動がなければならず、生活自立のためには一定の耐久消費財も必要である。

二五歳以上の結婚後の青年労働者は、相変らず重い家賃にあえぎ、子供の出産費用に悲鳴をあげている。しかも現実はそのうえに「子供も産めない住宅事情」を何とかしなければならないのである。世帯には独身時代とちがう必需品があり、他方では共稼ぎができなくなってくる。そして中年になると、ひきつづき子供の出産費用や養育費の教育費支出などが急激に増大し、さらに世間なみの生活要求として耐久消費財もそろえないわけにはいかなくなる。しかもそれは三〇年代前期の洗濯機からはじまって次第に高額の商品に移ってきている。

また三〇代を通じて、せまい借間、借家から抜け出さなければならず、最も費用のかさむ住宅問題にとりくまなければならない。しかも、土地、住宅問題の解決を比較的若いうちにやれる層はわずかであって、これ以後生涯にわたる生活上の大問題になっている。

これら、教育費、耐久消費財、住宅問題の負担が、重ってかぶさってくる三五～四五歳の層では一般的に低い食生活をさらに引下げているのが実情である。

そして高齢期に入ると、成長した子供が婚期をむかえる。結婚式にたいする親の費用負担は想像以上に多額にのぼっており、若年労働者の低賃金からくる自立自活能力の欠除がこのようなかたちではねかえってきている。したがって、この年功的低賃金の悪循環のために親たちは退職金やわずかばかりの貯金の大部分をついやさざるをえない。

3　きびしい職場の労働（略）

4　低い賃金水準とその構造（略）

5　春闘をめぐる経済情勢と財政政策（略）

6　政府資本の政策とその批判

(1)　労働力不足への対応策（略）

(2)　物価政策の貧困（略）

(3)　所得政策とその批判

……熊谷委員会の報告にそっての問題点は、第一に現在の物価上昇が基本的には独占的大企業の諸蓄積、粗利潤の増大にあることを見落している点である。今日の物価上昇の原因は、生産性上昇の著しかった大企業製品の価格がほとんど下らなかったことにあるのだが、報告書では、この点を日本の大企業の技術革新の性格のせいで、「仕方がなかった」といっている。しかしこれらの部門で現に粗利潤の増大があり、それが価格の下落をおしとどめた以上、全体の物価水準の上昇の元凶であることは明らかである。

第二点は、現代の資本主義における賃金物価生産性についての関係についてである。報告書が想定しているような所得政策を導入すべき経済状態――巨大な企業が市場支配力をもち、労働組合の賃上げ交渉力が強い、いわば双方独占が成立しているような――に近いイギリスやアメリカの所得政策の失敗した最も大きな理由は、生産性上昇の枠内賃金上昇を抑制しても、物価が下る何らの保証がないということである。ごく単純に考えても、資本主義のもとでは、次のような事情があるといえる。つまり、資本の側は物を買うが、他面で物を売っている。その結果物価上昇の影響をまぬがれることが出来る。労働力は賃金を抑制してみても物価の下る何らの保証がないとすれば、労働者の売るものである労働力の価格たる賃金を上げるほかはない。それだけ上げても物価上昇の影響は資本の側と労働者に同じに

影響したというだけで、実質的に賃金が上ったことにはならないのである。

また現にわが国では昭和三〇～四一年のあいだをとってみると、賃金上昇は生産性上昇を決して上回ってはいないのに、物価が上ってきているのである。つまり、現代の資本主義経済での賃金・物価・生産性の関係は、報告書のいうような単純なものでないことをしめしているといえるだろう。

また、将来の所得政策の導入を予想した所得政策の具体化の考え方をのべている部分についてみると、所得政策は賃金だけでなく利潤をも規制対象とするとのべていながら、価格の規制については独占禁止法の強化をいってはいるが、利潤についての規制方法はほとんど与えられておらず、もっぱら団体交渉による賃金決定の側の規制のみがクローズアップされて検討されている。

熊谷報告書による所得政策への、いわばムード作りとは別に、政府は米価と公務員賃金を所得政策のツユ払いに仕立て上げようとしている。さきにのべたように、生産者米価の問題は、長年にわたる農業政策の貧困を食管赤字の解消という財政上のやりくりの問題にスリ替えようとしているのにほかならない。生産者米価と消費者米価を直結し、農民と国民の互いの特性によって米価を安くし、低米価低賃金の実現を意図している。また総合予算主義の名のもとで、公務員賃金を春闘前に、低い上昇率で決定することで、日本での春闘をはじまりとする賃金引上げの波及をあらかじめ規制していこうとするのである。

諸外国でとられた所得政策の多くは、国民経済の生産性の伸びの枠内に賃上げをとどめるという方式がとられている。そこでは分配率は固定したものとして考えられている。わが国の労働分配率が国際的にみて低い水準にあることは、われわれもこれまで度々指摘してきたのだが、熊谷報告書の資料によってもこのことが明らかである。報告書は国民所得に占める雇用者報酬による分配率をとっているが、これでみてもわが国の労働分配率の低さと、それが昭和三五～四〇年で多少上昇するものの、一五年間を通してみると低下傾向を示していることがわかる。また製造業についてみた労働分配率は長期的にみて低下してきている。このことは傾向的に労働者の賃金が資本の蓄積に立ち遅れてきていることを示している……

7　むすび（略）

六九年春闘の準備過程

春闘共闘参加の各単産の要求は、大体一月から二月にかけての大会、中央委員会などで決定され、単産、地評、地区労での討論集会は年末からはじまったが、主に一月から三月下旬にかけておこなわれている。ことしの特徴はこういう討論集会が昨年以上に多くくりかえされ、とくに地区労段階での集会が目だっている。これは総評や春闘共闘の方針が、地域の集会を重視し、大企業労働者を地方のいっそう賃金や労働条件が悪く、したがって闘争意欲のつよい中小企業労働者と共に討論させることによって、大企業労働組合の大衆討議、大衆闘争の意欲を強めようとするところにあったからである。

こういう方針はかなり成功したようにおもわれる。それは長年、総評が主張しつづけてきた大衆路線が、本年の春闘ではとくに目立って春闘を推進するのに役だっているからである。

このようにして広くおこなわれた討論集会の進行する過程で、三月には単組の要求額の確定がおこなわれている。

春闘共闘の方針は、一万円要求の完全獲得にあったのだが、合化労連、全国金属などでは一万円以上の要求をきめ、その影響で強力な単組では一万円を上まわって一万五〇〇〇円前後の要求がかなりふえてきている。それを同盟の七一〇〇円要求と対比すると賃金闘争の指導権をもつ春闘共闘の特徴があきらかにあらわれている。

つぎに主要単産の春闘方針と要求内容を紹介しよう。

私鉄総連

私鉄総連は六八年には、A案、B案、C案の三案を執行部がしめして、全組合同額か、最低要求額だけを同額として、企業ごとに独自要求額をプラスするかなどの方法を大衆

討議に附してのち、結論として同額要求をきめたが、六九年春闘では従前の方法にもどした。すなわち、私鉄総連の要求は、次のとおりである。

1　要求方式は全組合同額要求方式（総額規則方式）とする

2　一人平均要求総額は一万円とし、その金額を基本給引上げにあてる。

3　一万円要求の中味は

①　一律引上げ額　七〇〇〇円

②　アルファ一人平均四〇〇〇円、この部分は各単組で配分案をきめる。

4　初任給の引上げ要求は

①　中、高卒初任給は、現行を六〇〇〇円引上げる。

②　バス運転士初任給は三万七一〇〇円に引上げる。

5　ハイタク運転士の賃金引上げは

①　初任給を三万七一〇〇円以上とする。

②　歩合給部分については、できるだけ縮小し、累進歩合第一定水揚げ額以下無歩合など極端な刺激給制度をあらためさせ、一定率歩合給にする。

6　交渉のすすめ方

①　大手組合は中央統一交渉を要求し、その実現のため最大限の努力をする。個別交渉はあくまで拒否し最悪の場合でも中央集団交渉を実現する。

②　バス専業組合の中央集団交渉は、これまでの参加組合を中心とし、さらに拡大をはかる。

7　大手組合と中小組合のストライキは二段構えに仕組むのを原則とし、大手組合のストライキを先行させる。

合化労連　ここ四、五年、春闘の相場づくりの役割を担ってきたが、総合大手メーカーのうち東洋高圧、昭和電工などの脱落があり、住友化学にも組織問題が内燃しているので、六八年春闘では日本板ガラス、フジフィルムなどの中堅組合をつなぐ「中核先行方式」をとって、春闘全体にたいする影響力を維持した。六九年春闘にあたって組織問題を内部にかかえながらも五つの原則をかかげて積極的なたたかう姿勢と先頭にたつ決意をしめした。

賃上げについての五大統一要求

1　六九年春闘では六八年要求を上回ることを原則とし、一律＝最低者の引上額7000円＋α（基本給スライド分その他）＋β（年齢別最低保証分）その他労働者各層の要求を結集し、みんなが団結して闘えるものをつくることとし、合計額が一万円以上となる方向をとる

2　全国一律二万円最低賃金法制化の獲得、大都会ではさらに地域の最低賃金を二万円以上で要求していく。化学産業最低賃金二万五〇〇〇円（日額一〇〇〇円）をあらゆる企業で獲得し、本工、臨時工をとわず化学労働者からこれ以下をなくす。

3　一人前労働者に「世帯の賃金」を保障する方向をめざし、当面二一歳、高卒三年（中卒六年）を三万七〇〇〇円とする。

初任給は一律七〇〇〇円以上の引上げを原則とし、次の基準による。中卒（一五歳）　二万五〇〇〇円、高卒（一八歳）　三万一〇〇〇円、大卒（二二歳）　四万〇五〇〇円

年齢別最低保障は、つぎのA、Bいずれかを採用し、中途入社や中だるみによって苦しい中高卒層の要求を結集する（家族手当を除く）。

	A	B
二六歳　二人家族	四万二五〇〇円	三万九〇〇〇円
二九歳　三人家族	四万七五〇〇円	四万三五〇〇円
三三歳　四人家族	五万四五〇〇円	五万〇〇〇〇円
三七歳　五人家族	六万六〇〇〇円	六万一〇〇〇円

四〇歳　五人家族　七万一五〇〇円　六万六五〇〇円

4　住宅手当、交替手当の大幅引上げ、交通費の全額支給、バイク、自転車、徒歩通勤者に通勤手当など諸手当の改善、呼出手当のないところは必ず新設する。

超勤割増率、早出残業三五%、深夜五〇%、休日出勤五〇%

5　退職金、高小卒定年退職勤続三〇年で一〇年の生活保証、手当五〇〇万円、税込約五一二万円、二〇年以下それに見合う要求。

定年制廃止を目指して当面六〇歳の延長、結婚資金七万円以上。

全国金属　中小企業を多くふくみ、電機労連、つづいて鉄鋼労連などが金属共闘から離脱の傾向をつよめているなかで戦闘性を強化してきている全国金属は、六九年春闘でも一万円以上の賃上げとともに、

①賃金の最低保証二万五千円、職務給、安定賃金、所得政策反対

②一日実働七時間、週四〇時間制の獲得、有給休暇最低二週間、祝日、メーデー完全有給化、定年六〇歳への延長、退職金の引上げ、

③　その他社会保障制度の充実、改善

化学同盟　1　一人前労働者の最低保障賃金（勤続あるいは経験三年以上）

①一人前労働者の金額設定に当たっては、三三歳、四人世帯の標準家族の生活が維持しうることを大前提とする。

②具体的な金額はつぎの通りとし、一、二年のうちに到達するための目標とする。

三三歳　七万円以上、二五歳　五万円以上、二一歳　四万円以上

2　未熟練労働者の最低保障賃金（未経験、中途入職者）

一五歳　二万二〇〇〇円、一六歳　三万円、四〇歳　四万五〇〇〇円

3　化学同盟産業別最低賃金

臨時工、季節工、パートタイマー、社外工をふくめ、化学同盟の労働者の職場から二万二〇〇〇円以下の労働者をなくす。

4　産業別統一要求方式

①一律五〇〇〇円

②一人前労働者最低保障賃金の獲得を目指す年代別加算

一律五〇〇〇円の上に次のような年代別の上積みをおこなう。

二一歳～二四歳　三〇〇〇円、二五歳～三二歳　五〇〇〇円、三三歳以上　八〇〇〇円

③是正　一律五〇〇〇円＋年代別加算によっても、なお年齢別最低保障賃金以下にとどまっている賃金を最低保障ラインに引上げるための是正額を要求する。

5　定昇制度の改善、定昇基準の明確化、格差縮小、全額自動昇給にかえさせる。

6　諸手当の引上げ、家族手当と住宅手当については、各支部で最も共通性が多いため、産業別統一基準を次のようにきめ、到達闘争をくむ。

①家族手当　妻三〇〇〇円以上、第一人者二〇〇〇円以上、第二人者一〇〇〇円以上

②住宅手当　世帯主三〇〇〇円以上、独身者二〇〇〇円以上

紙パ労連　1　大幅賃上げ一万円、初任給大幅引上げ

事業所別最低賃金協定　二万一〇〇〇円

年齢別・世帯別最低保障賃金

二六歳（二人世帯）　三万三五〇〇円、二九歳（三人世帯）　三万

七〇〇〇円、三三歳（四人世帯）　四万一〇〇〇円、三七歳（五人世帯）　四万五〇〇〇円

期末一時金　基準内賃金の三ヵ月分以上

2　退職金の大幅引上げ勤続二〇年三〇〇万円、勤続三〇年五〇〇万円、定年を当面六〇歳に引上げる。

3　全国全産業一律二万円の最低賃金制確立

4　合理化反対、労災補償の引上げ、時間短縮

電機労連　かねてから長期賃金計画の採用を企図していた電機労連は、六九年春闘からその一部分を導入することとして、産業別最低賃金、二五歳最低賃金、その二つをむすぶ年齢別最低賃金の三項目に限定してとりあげることとした。これらの三項目を電機労連としてはバラバラにとりあげるのではなくて、かねてから電機労連がもっている長期賃金政策の考え方にもとづいて、産業別横断賃率の設定という方向への考え方の転換をつらぬこうとしたものであった。

具体的な要求内容は、

1　中卒一五歳初任給を男女とも二万円に引上げる。これには産業別最低賃金として臨時労働者をふくめる。また高校卒の現業部門への配置が増加しているが、賃金の取扱いで、事務・技術部門との間に不当な差別をつけることを排除する。

2　二五歳労働者の最低賃金として、三万二〇〇〇円以上を要求する。これは男女無差別を原則とするが、困難な場合でも現行の男女格差を二分の一以下に縮小させる。

3　一六歳から二四歳の年齢別最低賃金として、前二項の金額を直線でむすぶ金額を要求する。

4　四四年一月在籍組合員の平均賃金で八〇〇〇円以上の引上げを要求する。

食品労連　1　大幅賃上げ
要求総額は八〇〇〇円以上もしくは基準内賃金の二五%とする。一律定額は要求総額の五〇%以上とする。初任給年齢別最低賃金、諸手当改善等について検討する。全国一律最低賃金制の法制化、労働時間の短縮。

公労協関係　公労協は新賃金統一要求として、
①要求額一万二〇〇〇円（前後一〇〇〇円の幅で調整する）
②配分は三分の二以上定額
③初任給　高卒一八歳三万一〇〇〇円以上
④臨時職員　最低日額一二〇〇円以上
⑤実施期日　四四年一月一日以降
と決定し、各単産はこの統一要求にもとづいて、つぎのように要求をきめた。

国労では、二月一〇日提出
①要求額　一万三〇〇〇円
②配分　基本給に一万円＋基本給の五%
③準職員の賃金は職員に準じて引上げること
④臨時労働者の賃金最低日額を一二〇〇円とすること

全逓では、三月一日提出
①要求額　一万三〇〇〇円
②配分
基本給引上げ一万二〇〇〇円　定額基本賃金の五～七%（九六

〇〇円）定率1/5基本賃金の中だるみ是正　七五〇円
　暫定手当の是正　二五〇円
③臨時雇用賃金　日額一二〇〇円以上
動労では、二月二〇日提出、①要求額　一万三〇〇〇円、②配分定額基本賃金　七八〇〇円（3/5）引上げ、定率基本賃金の五二％（平均二六〇〇円）基本賃金の中だるみの是正（一人平均六〇〇円）、③準職員の賃金は職員に準じた改訂、④臨時雇用員の最低日額一三〇〇円
　全電通では、三月五日提出、①要求額　一万二〇〇〇円、②配分定額一率
　全林野では、二月一二日提出、①要求基本賃金の平均一万一五〇〇円以上げ、②配分　定額八〇〇〇円、定率基本賃金日額の五％、③日給制職員の賃金を全職種一律同額一〇〇〇円引き上げる。

決戦段階における戦術日程

　春闘共闘委は六九年一月二七日に第一回戦術委員会をひらき六九年春闘の大まかな戦術日程をきめた。それによると、
1　二月上～中旬にかけて全国各拠点でおこなっている春闘討論集会に並行して、中央では権利、社会保障、最低賃金制などについての問題別討論集会をひらき、二月二三日の物価メーデー（春闘第一次統一行動）に集中する。
2　春闘前段に各単産の反合理化闘争を集中し、二月下旬から三月初旬にかけて衆議院の予算審議にむかって一週間の大規模な大衆行動を組織し、三月中～下旬には合理化反対の第一波実力行使、四月中旬さらに第二波実力行使をおこなう。
3　各単産は三月段階でスト権の高率確立をはかり、三月二〇日のマスコミ共闘第一波を皮切りに、全金、化学など多くの民間産業が実力行使を集中する四月中旬（八日～一〇日）を第二のうねりとする。
5　四月中旬（一五日～二〇日）には電機、全鉱などが加わり、民間最大のヤマ場となるので、交運共闘、公労協もこの時期に政策要求や調停の促進をかかげて実力行使に入り、合理化反対闘争の第二波とあわせて第三のうねりをつくる。
6　四月下旬には未解決組合にくわえて交運共闘、公労協も実力行使に入り、第四のうねりをつくる、という構想なのである。それを具体的にいうとつぎの通りである。

(1)　二月上～中旬
①　拠点討論集会（地域別産業別におこなう）、②　地域活動（教宣、共闘組織を確立する）、③　中央段階におこなう討論集会の開催　▽権利確立中央討論集会（六～八日五〇〇名）、▽社会保障討論集会（一四～一五日、約一四〇〇名）、▽最低賃金制全国代表者会議（一四日、約二〇〇名）、▽内職大会（一四～一五日、約五〇〇名）、▽全国出稼者大会（一六日）、▽全国出稼者西日本大会（三月九日）

(2)　二月二三日
春闘第一次統一行動（物価メーデー）
　中央で一五万名、近県五万名、計二〇万名を動員して「三〇〇〇万春闘勝利、物価値上げ反対、減税要求中央総決起大会」を開催

(3)　二月下旬～三月初旬
　物価、減税、反合理化闘争を結合して衆院の予算審議にむけて一週間の大衆行動とする。

(4)　三月中～下旬

健康保険のスト権確立反合理化、時間短縮、労災などで第一波実力行使、国鉄運賃、最低賃金制、失業保険などで大規模な国会請願行動

(5)　決戦段階の戦術配置

化学産業などの時間短縮、災害をめぐる三月中旬段階の実力行使につづいて、マスコミ共闘は三月二〇日を第一波実力行使として設定し、三月下旬を第二波としておこなう。また全国金属、化学同盟、農協労連などの三月下旬から実力行使にはいる単産をくわえ、三月下旬が春闘実力行使の第一のうねりとなる。

金属、化学産業など多くの民間単産は、三月から団交をかさねた。四月上旬（八日～一〇日ごろ）には第一波実力行使を集中する。三月下旬から実力行使をかさねてきた単産もこの時点は大きなヤマ場ともなるので、これらを結合して第二のうねりをここに設定する。

四月上旬から実力行使に入り、反覆してたたかう民間単産と中旬で実力行使を予定する電機、全鉱などの各単産をあわせて、民間最大のヤマは四月中旬（一五～二〇日）となる。ここに第三のうねりを求める。

交運共闘、公労協は政策要求や自主交渉、調停促進をかかげて、民間の実力行使の昂揚をも併せて実力行使をもって参加する。反合理化闘争もこの時点に実力行使を集中する。

四月下旬、民間の未解決組合は実力行使をかさねた大幅賃上げを獲得し、私鉄、日通など交運共闘は統一実力行使を設定して賃上げ確定をはかり、公労協も実力行使をもってたたかいを前進させ、第四のうねりをつくる。

四月段階に満足できる回答を得ない単産、単組は、さらに実力行使を反覆して五月段階に闘争を強化し、大幅賃上げ獲得まで粘り強くたたかう。

また中小企業など、長期化する闘争は春闘規模で包んで全単産が支援共闘を強化する。

四月から五月にかけて最低賃金制、健康保険、失業保険、総定員法、定年制などの重要法案の審議が緊迫化してくるので、国会終末までこれらの反動法案粉砕のため、大衆行動、実力行使を強化して行く。

六九年春闘の情勢

六九年春闘は八単産共闘による賃上げの統一闘争が昭和三〇年にはじまって以来、一五回目の春闘になる。

この間に春闘という賃上げの方式が固定化しただけではなく、三六年以来、毎年の賃金上昇率が一〇%をこし、四三年には一四・二%となった。職場の労働者にとっては毎年、春に賃金が上るというだけではなく、毎年の賃上げ額が前年を上回るのが当り前という考え方が定着していた。これは賃金闘争の主体的条件の前進として重要な意味をもっている。

その上、消費者物価の上昇率もたかく、とくに春闘の準備期である九月、一〇月、一一月には全国指数でも前年同月比がそれぞれ六・五%、四・七%、五・一%ときわだって高くなっていて、労働者の窮乏感と賃上げ意欲をかきたてていた。一二月、一月になるとかえって消費者物価はそれぞれ三・九、三・四%と上昇率をひくめたのだが、そのかわり年末調整によって重税意識がつよまった。新

聞やテレビ、ラジオで勤労所得税の重さがくりかえし取り上げられることになる。

しかも生産指数も対前年比一六～一九%程度の上昇をつづけ、下期決算も六期連続増収増益となり、先行きなお好況が持続するという傾向をみせていた。春闘共闘も「好不況にかかわらず大幅賃上げをとる」という態度をとりつづけてきたが、好況期には労働者の間に企業意識が比較的うすく、賃金闘争の意欲がつよまるのは当然である。

労働情勢でいえば以上のような好況の影響をうけて、若年労働力を主体として労働力需要がつよく、初任給の上昇も一〇%程度と見込まれていたのだから大幅賃上げの可能性はますますひらけたことになる。

ことに春闘共闘の主体を形成する総評と中立労連の大部分の組合は、七〇年安保の政治闘争を昂揚させるためには四四年の春闘をストライキでたたかい、七〇年の組織固めをしておきたいという意欲も強かった。

こういう情勢でむかえた六九年春闘だが、春闘共闘のいう大幅賃上げの要求基準額は、一昨年、昨年とおなじ一万円賃上げであり、その「完全獲得」に重点をおいていた。

春闘前半の態勢

戦後最高の好況過程でたたかわれた六九年春闘は、賃上げ闘争としていままでにないほどの好条件の下でたたかわれたのだが、それは同時に指導層に安易な取り組みをおこさせる傾向をもたらした。

それはひとつには賃上げ要求額の決定が比較的おくれたところにもあらわれている。春闘共闘の基本的構想としては、要求を早く提出して、ねばりづよくたたかい一万円賃上げの完全獲得というところにあったのだが、実際には単産の中央委員会などの開催もおくれ、単組の要求決定も三月下旬から四月上旬にまでのびたところがかなり多かった。

また春闘共闘のストライキ計画にも長期無期限のストライキという構え方はとられなかった。前総評議長の太田薫合化労連委員長が総評臨時大会において、この点を指摘し、スケジュールにのった闘争態勢では昨年賃上げ額にすこしのプラスをする程度の賃上げはとれても、総評の主張する一万円完全獲得はできない。無期限ストライキの態勢をとるべきであると強調したのは、指導層内部での警告であった。

それとともに、六九年春闘をもりあげたのは下部の組合員が、合理化の進行による労働強化と物価騰貴や重税の圧迫と一方での「生活近代化」により生活費の膨張によって、大衆的な盛り上がりをみせはじめたからである。

こういう時期に総評の臨時大会がひらかれた。

総評第三七回臨時大会

春闘を盛り上げるために総評は六九年三月一三日から一四日まで、東京九段会館で第三七回臨時大会をひらいた。大会は議長団に下村全逓副委員長、宮原都市交委員長、佐藤全鉱事務局長、大門全国一般委員長、竹内国労婦人部長を選任し、堀井議長がつぎのような挨拶をのべた。

ことしの春闘の大きな特徴は、生活の苦しみを訴える労働者の声が例年以上につよいことであります。

また、もう一つの大きな特徴は、若い労働者の春闘に対する突き上げが

例年になくうずまいていることであります。これは全国どこの職場でもおこっている傾向であります。この青年の突き上げは闘わない組合にとっては辛いことでありましょうが、われわれにとってはまさに喜ばしい傾向であります。したがって、今年の春闘は組織と指導者がこれら労働者大衆の要求に忠実に応えさえすれば、かならず成功するものと確信しております。そのかわり闘わない組合は、組合員から完全に見はなされます。

また、今年の春闘は、今年の労働運動は、賃金の大幅引上げばかりでなく、日本資本主義の非常に大きな転換点に際会した闘いであります。一方では八幡、富士の合併問題が示すように寡占体制が急激に進行しております。政界、財界は共同して独禁法の突破を企てています。われわれは現行独禁法の擁護はもちろん、将来ますます巨大化する独占に対してもっと新しい反独占の諸政策を創造してゆかなければなりません。他方、今年は農業や中小企業が体制的合理化、財政合理化の犠牲になろうとしており、われわれの仲間もまた炭労、国鉄中小私鉄公営企業をはじめ多くの職場で厳しい合理化に直面しています。労働強化はすべての職場をおおっていま す。物価、税金、公害、社会保障の改悪、住宅難、生活環境の悪化、このどれ一つをとっても不満をもたない国民はいないでしょう。

この意味で安保体制に対する闘いは、沖縄返還の闘いであり、基地公害の闘いであり、安保条約廃棄の闘いであると同時に、来るに国民一人ひとりのささやかで切実な生活要求を実現させるための闘いであります。

われわれ組織労働者が国民とともに国民の先頭に立って、この年代の政治路線闘争に勝利するためには、まずこの春闘を団結の力によって闘いぬき、来るべき総選挙で前回の雪辱を遂げ七〇年代闘争に向って全力を注ぐことであります。

大会は堀井議長挨拶のあと、経過報告と春闘・安保闘争方針についても岩井事務局長が報告をおこなった。方針の要旨はつぎの通りである。

【春闘、沖縄、七〇年安保闘争方針】(要旨)

1　六九春闘の取組み

(1)闘争の基調

大幅賃上げをはじめとする労働者の切実な経済要求を鋭いストライキで闘いとるとともに物価、減税、社会保障などの国民的諸要求、沖縄の即時無条件全面返還、ベトナム反戦、軍国主義復活阻止などの政治要求を結合させて、七〇年安保廃棄闘争の展望を明らかにしつつ闘いぬく。

②要求づくりから妥結までの大衆路線を貫徹し、一万円を正札どおり闘いとるため長期独走も辞さない闘争を決意し、労働組合の組織力、闘争力の向上に全力を固める。

③六九春闘を継続的に発展させて合理化反対、時間短縮、災害、全国一律最低賃金制の確立、スト権奪還、物価値上げ反対、減税、公害、社会保障制度の確立にとりくみ、さらにこれらの闘いを結合して、安保廃棄、沖縄返還、軍事基地撤去など反戦・平和・独立・民主主義の統一行動をつみ重ね七〇年にむけて一層強大な戦線を構築するよう全力をあげる

④三月一八日の国鉄運賃値上げ反対統一行動を起点に実力行使体制に入り、三月二八日には、最低賃金制、健康保険法を中心とする春闘第二次統一行動を展開、四月上旬から民間組合がストライキに突入、中旬段階では交運共闘、公労協をふくめた春闘共闘全体のストライキ行動を展開する。

⑤春闘資金として組合員一人あたり二〇円、合理化反対闘争基金として一〇円、計三〇円の特別賦課金を徴収する。

(2)　七〇年安保闘争体制の強化

①安保廃棄通告を行なう政府樹立を第一の目標に日常的大衆行動、教宣活動を通じて国民多数派の結集をはかる。

②沖縄返還闘争を七〇年安保闘争の核として位置づけ、4・28沖縄デー、六、七月ごろのB52撤去時期、一一月の佐藤訪米期にはストライキをふくむ統一行動をくりひろげるための態勢づくりをする。

③七〇年闘争資金として、つぎの定期大会に一〇〇円の特別賦課金を提案する。

④毎月二三日の反安保実行委統一行動を着実につみ重ねてゆく。

2　総選挙対策（略）

また大会では安恒政治福祉局長が総選挙対策の提案を、つづいて

蛇谷争対局長から「都市交通を中心とする地方公営企業労働者の差別賃金、合理化反対闘争支援にかんする決議」、安恒政治福祉局長の「国鉄運賃値上げ反対闘争強化にかんする決議」などが提案されている。とくに春闘の戦術指導にかんして太田前総評議長が「長時間労働と低賃金のもとで人間性を奪われている圧倒的多数の労働者に依拠し、一万円を獲得するため、スケジュール闘争ではなく無期限ストでのぞめ」という指摘をおこない。この意見に関連して、岩井事務局長は「春闘がある程度マンネリ化し、スケジュール的になっている点は否定できない。しかし今年は五月に入ってもねばり強く闘う」と長期の闘争を強調している。

物価メーデー

春闘共闘委主催の春闘勝利・物価値上げ反対・減税要求総決起大会（物価メーデー）は三月二三日、全国四六都道府県でひらかれた。中央会場の東京代々木公園では一三万二〇〇〇人が集まり、まず堀井議長から、「職場では低賃金・労働強化がはげしく、家庭では物価上昇、重税、交通事故などによって国民生活はおびやかされている。この重大な時期に沈黙することは罪悪である。未組織労働者・家族をふくめて三〇〇〇万人春闘を勝抜こう」と挨拶し、岩井事務局長から「長期のストライキで一万円賃上げをかちとろう」との訴えがあり、春闘諸要求貫徹、合理化反対、物価値上げ反対、減税要求、健康保険法改悪反対などの予算要求に関する決議を採択し、国民に訴えるアピールを発表して一時に終了、デモをおこなった。

春闘序盤のうごき

例年、春闘の先行部隊となっていたマスコミ共闘は、六九年春闘でも先陣を切って、日放が八九七〇円、ＴＢＳが八〇〇〇円、日本テレビ九五五円、青森放送が八八一四円とつづき、出版労協では有斐閣の一万一三六八円、平凡社、筑摩書房、三一書房などが一万円、岩波書店が一万〇七三七円、新聞労連では朝日新聞が九二一七円、北海道毎日九四八七円、毎日新聞六八五〇円と高額回答をひきだしている。

また化学同盟でもフェスコは二月七日に一万三〇〇〇円の回答をけって無期限ストライキに突入し、全国金属傘下の東洋オーチス・エレベーターも一月下旬の第一次回答以来、全面二四時間ストライキ、七二時間ストライキ、重点ストなどを折込みながら、賃上げ九〇〇〇円、諸手当一〇〇〇円の計一万円までおいあげた。住友化学の賃上げに道をひらく役割をもった住友機械でも三月末、すでに六二〇〇円プラスアルファの回答をひきだしている。

春闘序盤において、マスコミ共闘につづく全国金属の中堅企業、中小企業での高額回答引出しのためのストライキは、六九年春闘が前年を上まわるストライキ攻撃によって一挙に回答を高く引上げようとしたからでもある。それを特徴的にしめしたのがフェスコと東洋オーチス・エレベーターが、かなり高額の回答をけっておこなった長期ストであったし、三月一八日の統一ストライキで一いては労働組合側の積極的行動がおしきった。序盤における春闘であった。

春闘中盤のうごき

こういう情勢にたいして資本が打った戦術は、基幹産業である鉄鋼労連にたいする「低額回答」であった。四月一四日、他産業で七〇〇〇円から一万円ちかい回答が続出する過程で、鉄鋼大手企業の統一回答は世評とおりの四〇〇〇円であり、ほかに定期昇給は一三〇〇円と表示された。回答にあたって会社側が示した理由は、

第147表　春闘中盤における回答状況
（68年と69年の4月15日現在の比較）

	68年	69年
10000円以上	——	39組合
9000円以上	——	45組合
8000円以上	——	126組合
7000円以上	85組合	311組合
6000円以上	304組合	——
5000円以上	450組合	——

春闘共闘委調査から

①業績は昨年よりやや好転しているが、それはこれだけの賃上げを可能とするほどのものではない。

②しかし、世間相場や鉄鋼産業における労働力不足を勘案し、労使関係の一層の安定を願ったというのであった。

大手五社にたいする回答は左の通り

①賃上げ四〇〇〇円（要求八〇〇〇円）内訳、基本給二二〇〇円、六〇〇円は一律）、職務給一八〇〇円（うち一五〇〇円は本給比、一二〇〇円、神戸製鋼一一〇〇円

②別に定期昇給　八幡、富士、住友金属は一三〇〇円、日本鋼管円

③交替手当　一日当り一〇円増

④退職金増額　勤続三〇年で二三万円増

⑤労災補償　死亡一五〇万円を二〇〇万円に五〇万円増

この回答は、上り坂の賃上げ回答にたいする資本の逆攻勢とみられたが、ここ数年、鉄鋼回答の他産業ないしは春闘相場にたいする影響力は低下しており、資本の意図はそれほど効果をあげえなかったとおもわれる。

もっとも、春闘共闘委ではその波及を警戒して同日、ただちにつぎのような岩井事務局長談話を発表している。

①資本の側の低額回答のチャンピオンとして本日、鉄鋼回答がだされた。春闘全体の傾向は、すでに、マスコミ、金属、化学の一部などで八〇〇円から一〇〇〇円の高額回答が続々としてでており、鉄鋼回答額は問題にならない。

②資本は、鉄鋼に意識的に低額を発表し、春闘全体をおさえこもうとしている。鉄鋼回答五三〇〇円を昨年の例に準じて検討すれば、交替手当その他基準内賃金的な部分を含めると年間を通じて実際には七五〇〇円以上をこえるものとみられる。

③総評は、資本と経営の意図を正しくつかみ、ストライキ体制をより強化し、低額回答をうちやぶって、春闘全体を成功させるために、今後一層闘いを強化する。

鉄鋼の「低額回答」にたいする評価方法については数年来、議論されてきたところだが、四月一四日の鉄鋼回答日にひらかれた総評の第四回評議員会でも、まず堀井議長が開会の挨拶で低額回答の前提であるスト権確立の失敗についてふれ「一半の責任は総評にもあろうが、鉄鋼労連の執行部や指導層にとっても、もはや避けて通ったり当面を糊塗するやり方ではすまされなくなっている。今後総評と鉄鋼の間で十分に話合って、根本的な対策をたてる必要がある」とのべ、それに引きつづいて、全国金属の評議員から「表面は別として実際的にはいくらになるという言い方にはマイナス面もあるから慎重にしてほしい。全国金属でも一万円に僅か及ばない回答をした組合から、実質は一万円以上だから認めてくれ、といってくることもあるが、はっきり一万円をとりきれ、という指導をしている」という趣旨の発言があり、岩井事務局長から「たしかに迷うところだが、現状では大まかな雰囲気として五三〇〇円をはねかえすところに力点をおきたい」という戦術的な評価がおこなわれている。総評が序盤の揚げ潮をそのまま終盤まで持続させたいという意

欲のあらわれである。

四月一七日には民間産業の多くの組合と、私鉄、日通、全自交、全港湾などの交通労働者および国労、全逓、全電通などの公労協労働者の統一ストライキがおこなわれ春闘中盤のヤマ場をつくった。

四月一七日には四八単産、二九七万人（春闘共闘委発表）の労働者がストライキに参加し、国鉄では横須賀線は七時までほぼ完全にストップし、東海道線の通勤列車にもかなりの乱れがでている。民間でも電機労連は高い回答をひきだしている松下と三洋をのぞいて、日立、東芝、三菱、早川その他が二四時間ストライキに入り、私鉄総連も七時までの時限ストや全国金属および合化労連も三井化学、小西六など一五組合がストに入っている。

四・一七につづいて、四月二二日には全鉱が重点支部で無期限スト、電機労連も第二波の四八時間スト、東芝は二四日、四八時間スト、私鉄総連も二三日の五〇〇〇円回答をけって、二四日には大手八組合が二四時間ストライキ、二七日にも二四時間ストをおこなっている。

しかし、このストライキについては総連の大手企業一三組合の統一闘争は実現せず、東武、京成、営団地下鉄、阪急、京阪、阪神、南海、西鉄の八社がストに突入し、近鉄が集改札スト、名鉄、京王帝都、東急の三組合はストを中止した。

しかし、私鉄総連は、さらに二七日にも大手一一社（東武、東急、京成、京王帝都、営団、南海、阪急、京阪、阪神、名鉄、西鉄）三度二四時間ストに入ったが、中央労働委員会の職権あっせんによって、朝の六時半にストを中止し、六七〇〇円を獲得した。私鉄は電機労連とともに鉄鋼回答の悪影響を解消し、春闘終盤をもりあげる原動力となった。

【中労委あっせん案】（全文）

私鉄の賃上げ争議についてはあっせんの過程にづき、つぎにより解決することが適当と考える。

一、本年四月以降、一人一カ月当り平均六七〇〇円（税込み）の昇給をおこなうこと。

一、その配分については労使協議のうえ決定すること。

春闘終盤のうごき

こうして四月一〇日現在の、春闘共闘委の集計によると、一万円以上三〇組合、うち全金一三、化同一、出版五、一般五、農協一、全自運一、一般その他五、九〇〇〇円台が二八組合、うち全金六、出版四、民放一、新聞二、合化一、セメント一、農協一、一般その他一〇

八〇〇〇円台が六六組合、うち全金一九、化同二、民放六、出版二、新聞三、全印総連二、全造船一、合化二、一般その他一〇

七〇〇〇円台が二〇一組合となっている。

全国金属の先行をうけて、電機労連でも、統一要求額八〇〇〇以上を打ち出し、七〇〇〇円程度の回答がではじめている。以下は翠下組合の妥結状況である。日立製作所　六八四〇円プラス一時金二六三八円、東京芝浦電気　日立と同額、三菱電機六七一四円プラス一時金三一六円、松下電器　七七〇〇円プラス一時金一万円　日本電気　七〇〇〇円プラス五〇〇円プラス一時金三五〇〇円、富士電機　六七〇〇円プラス三〇〇円、三洋電機七〇〇〇円。

電機労連と私鉄総連、公労協が全国金属、全造船、合化労連、化学同盟などの長期ストライキ組合とともに春闘終盤をもりあげ、とくに電機大手の二波の四八時間スト、私鉄のストライキがよく後半をしめくくり、公労協の闘争にひきつづいている。

公労協の闘争

公労協各単産は、二月中にそれぞれ中央委員会をひらいて、春闘方針を決定した。その後、県または地方ごとに討論集会をひらき、要求を提出した。

三月には交運共闘との合同討論集会、青婦人討論集会をひらき、この時期を前段闘争として、民間単産と歩調をそろえ四月中旬をヤマ場とする戦術をくんだ。

公労協の賃上げ要求は各組合がそれぞれ一万一〇〇〇円から一万三〇〇〇円を要求して当局と交渉をつづけてきたが、四月二日には国労、動労、全印刷が、その他の組合も一八日から二一日にかけて公労委の調停にもちこんでいる。公労協の場合も民間と同様にストライキを繰返し、とくに国労、動労を中心とした反合理化闘争と賃上げ闘争とが結合されて激しさを加えた。

しかし当局側は昨年並みの賃上げを主張してゆずらず、対立はますます激化し、組合側は五月二日に公労協の二四時間統一闘争を構え、その大詰の段階において組合側と使用者との間に双方が六〇〇〇円台にまで譲りあい、結局、調停委員長の最終案としてしめした八%プラス一〇〇〇円（三公社五現業平均で四八一七円、これに定期昇給額推定の一七九一円をあわせて六六〇八円、一三・九%）にたいして、これを仲裁裁定とすることをふくみとして、調停委員長の見解として公表することを労資がみとめて、事実上の妥結となった。

公労委はただちに総会をひらいて仲裁移行をきめ、この八%プラス一〇〇〇円の線で仲裁裁定をまとめ、五月一四日に提示された。五月二日の調停案公表にあたっての調停委員長談話はつぎの通りである。

【調停委員長共同談話】（全文）

今回の賃金紛争につきまして調停委員会は、調停によって解決をはかるよう鋭意努力を続けてきましたが、労使委員の意見が対立して調停は難渋をきわめました。

最後の努力として委員長の解決案を労使委員に示して調停案の作成に同意を求めましたが、労使委員の賛成をみるにいたりませず調停は不調にいたりました。

ここに調停の不調を確認しますとともに、下記の調停委員長見解を公表する次第であります。

第148表　公労協における賃上げ及び定期昇給

	44年4月基準内賃金	賃上げ（8%+1000円）額	賃上げ率	推定定期昇給額	合計
単純平均	47,568円	4,805円	10.10	1,745円	6,550
加重平均	47,714	4,817	10.10	1,791	6,608
国鉄	52,567	5,205	9.90	1,924	7,129
電々	42,347	4,388	10.36	1,664	6,052
専売	46,551	4,724	10.15	1,839	5,563
郵政	45,408	4,633	10.20	1,703	6,336
林野	47,215	4,777	10.12	1,780	6,557
印刷	47,480	4,798	10.11	1,700	6,498
造幣	46,552	4,724	10.15	1,657	6,381
アルコール専売	52,424	5,194	9.91	1,693	6,887

公労委事務局

記

三公社五現業所属の公労法上の職員（昭和四〇年公共企業体等労働委員会告示第一号に掲げる者をのぞく）の基準内賃金を本年四月一日以降一人当り八%相当額プラス一〇〇〇円の原資をもって引上げること。

公労委が五月一四日に調停委員長見解をそのまま仲裁裁定として提示したのにたいして、政府、組合ともこれをうけいれて、結末をつげることになった。

春闘の総括　六九年春闘は、七期連続増収増益（四四年三月期）という好況過程で、六八年春闘を上回るストライキの連続のなかに、前年を一五〇〇円から一八〇〇円も上回る大幅の賃上げをとることができた。春闘共闘委員会は五月二四日の春闘総括会議で春闘の総括をおこなっている。それは、①今春闘は全産業にわたって大衆路線が定着し、職場の労働者によって春闘の土台をつくった。②七〇〇〇円程度の賃上げでは不十分であったし、諸要求のたたかいがたちおくれた。③七〇年春闘は安保廃棄のたたかいと結合させ、産業別統一闘争を強力に組織していく、ことなどをあげている。

【六九年春闘総括】（抜萃）

1　六九年春闘の総括にあたって

六九年春闘を前に経営者側から春闘無用論とか春闘相場に対する攻撃がされたが、六八年春闘は一層鋭いストライキで高額賃上げを闘いとり、春闘共闘を中心に同盟、未加盟中立組合を含めて春闘方式が正しいことを立証し、日本の労働運動に定着したこと、労働者階級の生活向上に大きく寄与したことをまず第一にあげなければならない。

(1)　六八年春闘は、鋭いストライキで五～六〇〇〇円台の賃上げをかちとり、前年に引き続いて一〇〇〇円程度の賃上げ額を向上させ、政府日経連が意欲的に推進してきた低賃金固定化をはかる所得政策に大きな打撃を与えたと評価した。しかし一万円前後の賃上げ要求に対して半額から六割程度の妥結で終ったことに職場労働者は満足したといっているだろうか。その後の物価上昇と労働強化をみても搾取をはねかえし、労働者のとり分をあげたとはいえない。

六九年春闘はこの自己批判から出発した。労働組合の組織力、闘争力の不充分さが何よりもその原因である。大幅要求、小幅妥結とか、高額要求低額妥結とかいわれた春闘の弱点を克服するために、六九年春闘では、一万円前後の要求を満額闘いとるという決意で出発した。これには、まず要求づくりの討論を一層充実させ、職場からねりあげた要求に職場労働者が責任をもつ、要求した以上は闘いとるという自覚の中から春闘を組織してゆく。要求づくりと職場の組織体制、ストライキと妥結が直結したものとなって行くことにある程度成功した。高額要求と高額妥結にむけて一層展望を明るくしたことは、六九年春闘の成果の一つであるといえよう。

(2)　そのためには、スケジュール闘争やもたれ合い春闘をやっていては到底高い回答を引き出すことはできない。産業別闘争を軸としながら、長期にねばるだけねばって闘うこと、資本への打撃となる鋭いストライキを組織することが重要である。

六九年春闘ではとれるまで闘いぬく組合が多くなってきたことがもう一つの成果である。……

①春闘は毎年組織されるのであるから、継続的、発展的にみなければならない。六八年春闘で鋭いストライキを反覆した単産は、六九年春闘の回答では、第一次回答段階で相当高額なところから出発している。

②これに対してストライキをあまり組織できなかった組合は低額回答から出発せざるをえなかった。……

③この数年来、重化学工業を中心とした民間産業の先行、交通、公労協の後段配置という戦術を採用し、このことはほぼ定着したが、民間単産はこれに激励のヤマに交運・公労協が統一ストライキで共闘し、民間単産はこれに激励されて一層高額回答をひき出して交運・公労協を激励するという戦術は成功した。……

④昨年に引きつづいて、ストライキ体制をもって資本を追いこむことが

できた組合は高額回答をひきだし、ストライキ体制が不十分な組合は仮に企業実績がよくとも比較的低額回答でおさえこまれたという事実は今年も明らかとなり、賃金闘争の原則をますます実証することになった。

2　春闘の成果

①昨年の春闘にひきつづいて、六九年春闘も大衆路線に基く闘争方針を第一に強調したが、六九春闘は職場労働者に依拠しその闘争力が春闘の土台をつくったものであり、全産業に亘って大衆路線が定着してきたことは重要である。

②職場労働者の闘争意欲を要求から闘争、妥結に至るまで引きだし、この基盤の上にたって昨年以上に強力なストライキを組織し、七〇年安保闘争にむけて、組織力、闘争力を強化し、……政府の所得政策に大きな打撃を与えた。

③昨年、一昨年を上回る賃上げをとり、「闘えば取れる」確信を総がかり春闘の中から固めることができた。……

④労働時間短縮、労災補償、老齢保障など合理化に伴う諸要求が賃上げとともに重視され、臨時工を含めた企業別、産業別の最低賃金協定の前進がみられ、年齢別最低保障や初任給増額、定年延長などをかちとり、安定賃金や職務給攻撃を打破する闘いも前進した。

⑤物価値上げ反対、減税、社会保障改悪反対などの収奪政策に対決する闘いが、実力行使を伴う統一行動をもって組織され、全労働者の闘いとなった。……また健保法の改悪の阻止のために スト権の確立を各単産が行ない、社会保障闘争に展望を開いた。

⑥春闘前段では特に合理化反対闘争が重視され、産業全体の統一闘争として組織されただけではなく、単産地共闘や国民の命を守る共闘会議のように、全住民的な広範な闘いを組織できるようになった。

⑦産業別統一闘争が強化され、全金、民放、合化、造船などの長期のねばり強い指導。初任給、年齢別保障を加えた妥結の歯止め線まで設定した電機、私鉄、化同、車輌、農協、全硝労、全鉱などの産業別統一闘争、公労協、交運共闘の統一闘争などストライキの規模が大きかった。

⑧春闘参加組合の連帯、団結が強化され、同盟や春闘共闘未加盟組合への影響力がつよまった。特に同盟にあっては、経済成長率に物価高を加えた一六・五%という賃上げ要求方式が同盟各単産の闘いの中でのりこえられ、春闘共闘からよい影響をうけていることは見逃がすことができない。

⑨産業別共闘の役割りもまし、拠点地域の設定や交流、共同行動がすすんだ準備活動をはやくよりはじめ、回答速報体制やオルグ活動などつよめた。

3　春闘の自己批判

①六九年春闘では「労働者のとり分」を向上させることを強調したが、賃上げ額、率とも前進がみられたとはいえ、七期連続の増収益をほこる経済情勢の中では決してとり分がましたとはいえない。七〇〇〇円程度の賃上げではこの点で不充分だといえよう。

②重化学産業を中心とした戦術配置をしながら、全般的な傾向として重化学大手企業の闘争力が不充分でその役割りを充分果したとはいえない。

③春闘方式は全単産が集中して闘うというすぐれた面に対して、一定の時期を外すと妥結をいそぐという春闘ムードに左右される欠陥をもっている。この面を克服して産業別指導の中で長期に闘い得る体制をもたないと逆に追いこまれた賃金闘争となりかねない弱点が残っている。

④時間短縮要求は、合化、化同、セメントなど化学産業の一部に前進があったが、全体として不充分であった。

⑤物価、減税闘争なども職場の関心は高く昨年以上に前進した面もあるが、全体としては、なお統一的な取組みがよわかった。

⑥三〇〇〇万総がかり春闘体制を実現するための努力は充分だったとはいえない。

4　七〇年春闘の展望

①六九年春闘を前に政府、独占資本は七〇年安保廃棄の闘いを意識し、闘わない労働組合の育成と弾圧政策をもってのぞんできた。われわれもまた春闘を闘うに当って労働者の低賃金、労働強化、権利はく奪の根本原因が安保体制を頂点とする反動的政策にあることを明らかにして、大幅賃上げをはじめ経済要求を確実に闘いとることによって、労働組合の信頼と団結を強め、春闘を通じて七〇年闘争の強固な組織固めをはかることをめざ

してきた。好むと好まざるとに拘らず、七〇年春闘は安保廃棄の闘いと結合した闘いとなるし、政治闘争と経済闘争の一体化した春闘とならざるをえない。

②このため七〇年春闘は早くから準備をはじめ、一層強力な闘いを組織する。

③六九年春闘に引続いて反合理化、物価、税金、社会保障、時間短縮、災害などを持続してゆく。このため春闘共闘事務局の機能を存続させ、専門部会も必要におうじて開催してゆく。

④このため産業別組織の強化をはかり、交渉権、スト権の確立、闘争資金のプール、産業別協定を促進、春闘共闘資金の充実をはかる。

2 同盟の賃金闘争

同盟は本年も春闘共闘委員会の共闘申入れを拒否し、共闘委とは別個に中央賃金闘争委員会をもうけて、独自の賃金闘争を組織した。同盟の方針は春闘共闘委ないし総評のように階級闘争の考え方をもたず、したがって力による対決、ストライキを避けて政策にもとづく説得ないし、話合いを主とする方針をとった。しかし、同盟賃闘の結末は賃上げ獲得額は大きかったが、政策面においては、かならずしも、成功したとはいえない。すなわちひとつには計量経済学にもとづく長期賃金計画がはじきだした獲得目標一六・五%（財源を要しない定期昇額はのぞく）にたいして、獲得したものは同盟の

同盟の賃金白書

同盟の賃金白書は四四年度賃金闘争方針の大綱からはじまって、わが国経済の歩みと労働者生活、賃上げ目標の展開などを主としてとりあげている。

春闘共闘の白書とちがっている特徴は長期賃金計画をわが国の経済成長率をたかめて計算することによって、政府の経済計画以上に賃金額を引上げることができると主張している点である。それは同盟が「政策」によって政府や経営者に理論的に説得しようという意図をもっているからである。

【同盟賃金白書】高賃金、高成長をめざして
——長期賃金計画による賃闘方針——（抜萃）

I 四四年度賃金闘争方針の大綱

1 長期賃金計画（目標）と闘いの基調

われわれの賃金引上げと賃金近代化の闘いの基調は以下の通りである。

①われわれは、当面、わが国経済の長期的な展望に照応して、現行賃金水準を可及的速やかに西欧先進諸国の水準に到達させる。このため、わが国労働者をすべて包含する具体的な長期賃金計画およびこれを産業別に展開した産業別長期賃金計画を策定し、毎年の賃金引上げは、これら計画をもととして、要求し、獲得していく。

長期賃金計画は実質賃金水準で策定されており、毎年の賃金獲得目標は、消費者物価の上昇分を加算して算出する。

②賃金体系については、労働者の生活を保障するとともに、漸次、同一労働同一賃金原則をとり入れつつ、近代化をはかる。また、企業内外の不

適正な各種各差を縮小、排除し、横断的な賃率の形成に努力する

③賃金引上げの闘いを支える実力を培養強化しつつ、これを背景とする団体交渉を展開する。とくに産業別労働組合を主体とし、中央、地域の経営者団体および個別経営者との組織的統一団体交渉方式の確立をはかり、組織力を最大限に発揮して闘う方向へ前進をはかる。

④争議権を制約するスト規制法を撤廃させるとともに、官公労部門での団結権、団体交渉権、ストライキ権の確立などを目指し、当面は再開された公務員制度審議会を中心に闘いを進めることと相まって、官公労働者の地位にふさわしい賃金を闘いとる。

⑤労働者の年間総賃金収入のより安定的な確保と一層の引上げを考慮し、期末一時金を定期の賃金として獲得する。また、長期賃金計画の一環として期末一時金制度の改善方針を検討する。

⑥産業別最低賃金協定を闘いとるとともに、最低賃金法の抜本的改正と家内労働法の制定を進めて、低賃金労働を排除する。

2　四四年度の賃金闘争

――大幅賃上げの闘い――

①四四年闘争の意義

日本の経済は大型景気を持続しており、経済成長率は実質一二%強に達する見込みである。

その反面、米価をはじめとする消費者物価の高騰、住宅難、通勤難、公害など生活に圧迫がくわわっている。

そして、労働力不足がすすみ、賃金引上げに有利な環境がつくられている。本年度の闘いは、長期賃金計画達成の第二年度の闘いであり、設定された獲得目標の完全達成のために全力をあげ、勇気をもって闘わなければならない。

②賃金闘争の目標

(イ)長期賃金計画に基き、本年度は当面する経済の好況、消費者物価の著しい上昇などを考慮して、賃金水準を一六・五%引上げる。

これは従来の方針の通りすべての労働者について包括的に定めたものであり、また、財源を要しない定期昇給分はふくまない。

(ロ)低賃金労働を排除し、不当な賃金格差を解消するため、初任給水準の引上げ、最低生活保障ラインの確保をはかる。また、本格的な最低生活保障ラインの確保をはかる。また、本格的な最低賃金制実現の闘いを進めるとともに、家内労働法の制定を実現する。

(ハ)同一労働同一賃金の方向にそって、賃金体系の近代化、個別賃金の確立をいっそう強力におし進める。

(ニ)各産別組合はこの目標の完全獲得を目指し、それぞれの条件に応じて要求を組立て、闘争を展開する。

③闘争体制の確立

(イ)同盟各組合の闘争体制を万全のものとし、これを背景とする団体交渉の展開をはかる。団体交渉は可能なところから業種別、産業別に集約化して行く。

(ロ)賃金引上げの波及効果を考慮し、各組合の主体的条件の整備に応じて、闘争展開時期を春季に集約する。

(ハ)同盟段階では「中央賃金闘争委員会」を設置し、闘争情勢の連絡、分析と指導、援助など同盟全体の統一的な体制の強化をはかる。また地方同盟についてもこれに準じて闘いを指導する。

Ⅱ　わが国経済の歩みと労働者生活

1　国内経済の動向と企業経営（略）

2　労働経済の特徴と労働者生活（略）

Ⅲ　賃上げ獲得目標とその展開

1　長期賃金計画のアフター・ケア

(1)　長期賃金計画と四三年賃闘の成果

第四回大会において決定された同盟長期賃金計画は、同盟の産業政策にもとづいて高成長均衡経済を実現しつつ、すなわち、わが国経済のもつ成長力を十分に活用し累積されたさまざまなヒズミを解消しつつ、実質賃金をはじめとする労働諸条件の最大限可能な引上げ、同一労働同一賃金原則にもとづく公正な賃金体系、賃金決定機構のより一層の近代化を実現し、すべての労働者に健康にして文化的な生活を保障することを目指したものである。

われわれは、計画の策定にあたって、労働条件と経済諸要因間の有機的な構造関連、および一定の経済政策の実施がそれらに及ぼす影響を総体的に把握するなかで、長期的視野に立って最大限可能な実質賃金、労働条件の引上げ目標を導きだすため、計量経済学的手法を採用した。われわれは計量マクロモデルに、安定成長を目指した政府の「経済社会発展計画」と異なる高成長均衡経済のための諸政策、すなわち①政府公共投資の拡大による農業等促進部門の近代化と公共住宅大量建設の推進、社会的消費の拡大、②それと相まって公共性料金の適正化による消費者物価の抑制、③公定歩合の漸次的な引上げを中心とする低金利政策の採用による経済成長の促進　④過少に見積もられた世界貿易伸び率を適正に予測することによるわが国経済の成長力の十分な評価、等の諸政策を導入し、四二～四六年度の計画期間において、これまでの上昇率をはるかに上回る実質八％（年平均）の賃金引上げが可能であり、実質経済成長率もまた政府計画を上回ることを示した。

同盟の四三年度賃金闘争は、この長期賃金計画にもとづく第一年度の闘いとして、当面の経済情勢と消費者物価の上昇を考慮しつつ、名目一四％の大幅賃上げを獲得することを目標に傘下産別の総力を結集して闘われた。その結果、全体としては目標の完全な達成にはいたらなかったとはいえ、これまでの引上げ率を上回る一三％強の賃金引上げを獲得し、大きな成果を収めることができた。

このことは、同盟長期賃金計画の正しさとそれが同盟傘下組合の賃金闘争に確信と勇気を与え、団体交渉力の一段の強化に大きく貢献したことを、事実をもって示したものということができる。

(2)　長期賃金計画のアフター・ケア

アフター・ケアと実施に当ってわれわれが特に留意したのは、四〇年代経済の新たな展望にたって、高成長均衡経済のためのより一層明確な政策を導入し、実質賃金水準の引上げ目標を一段と高めることである。すなわち、国際収支の天井の高まり等によって拡大されたわが国経済の成長余力を十分に活用しつつ、その成果を、消費者物価の抑制、社会保障、社会資本のおくれ、中小企業、農業をはじめとする各部門の近代化の遅れ等のヒズミ是正に集中することによって、実質賃金を大幅に引きあげうる条件をより拡大することである。

かくして、アフター・ケア作業の結果、われわれは、四四年度から目標年次まで実質賃金水準を平均九・五％引上げることが十分に可能であり、実質経済成長率も一一・三％に達するとの結論をえた。

2　賃上げ獲得目標

われわれは、長期賃金計画のアフター・ケアと結果にもとづき、目標年次まで平均九・五％の実質賃金引上げを達成する。

そのため、本年度の賃金闘争においては一六・五％の賃金水準の引上げを獲得する、その根拠はつぎの通りである。

(1)　四四年度から四六年度までの実質賃金水準の上昇率は平均九・五％であるが、それを達成するためには当面しているような一二％強に達する好況の際には平均を上回る実質賃金の引上げを獲得する必要がある。したがって本年度における実質賃金引上げ率の目標は一〇・五％とする。

(2)　さらに、この実質賃金の引上げを確保するため、四三年度の消費者物価上昇率六％を前項に加算する。

(3)　かくして、われわれは、本年度の賃上げ獲得目標を一六・五％とし、その完全な達成のため全力をあげて闘う。

3　獲得目標の展開（略）

Ⅳ　所得政策に対する見解と批判

1　物価安定と所得政策（略）

2　いわゆる所得政策に対する批判（略）

3　熊谷報告書に対する同盟の見解

熊谷報告書は、これまで日経連のガイディング・ライト政策や政府の一部にみられた所得政策の主張のように賃金抑制のための分配政策として所得政策を実施することの誤りを明確に指摘し、批判しており、まずこの点において従来からのわれわれの見解と一致するものである。また、この報告書は所得政策があくまで正統的経済諸政策の補充手段であって、他の政策を怠り所得政策のみで経済成長と物価安定の両立を期しうるものでないこと、かつ政府、企業、労働組合等々のそれぞれの経済主体の政策目標が

国民的合意の上にたって整合的に成立することによって、はじめてその効果を期しうるものであることを明らかにしている。さらに、報告書は現在所得政策の採用を考慮しなければならないようなコスト・インフレの状態にはないことを明らかにし、将来その必要が生じるとしても、厳重な前提条件の整備を政府や経営者がはかることを求めているのであって、たとえば今日においても物価安定に真剣な努力をしようとしない政府の責任や経営者の態度を厳しく追及しているのである。このようにこの報告書は経済成長、完全雇用、物価安定に関する所得政策の正しいあり方――というよりは経済諸政策のあり方を理論的に解明した労作であるといえる。……

Ⅴ　賃金体系近代化と個別賃金

1　賃金体系近代化の目標

われわれの長期賃金計画は、従来の成果をこえる賃金水準の引上げを実現する中で、これに併せて、企業内でのまた企業をこえた横断的な各種の賃金格差を縮小、排除しながら、属人的な要素によって決定される年功序列賃金からの脱皮をすすめ、仕事、職務に応じた賃金体系の確立――賃金体系近代化の目標を達成しようとするものである。もっとも、完全に仕事、職務に応じた基金体系を確立するためには、少くとも生活を保障するに足る十分に高い賃金水準、職務範囲の確立と職務内容の標準化、適正な要員配置計画、労働者の間における職務意識の確立等が前提となる。

したがって現行の低い賃金水準の下では大幅賃上げとともにこれらの前提条件の整備をはかりながら漸進的に仕事、職務におうじた賃金体系を導入して行く方針をとらねばならない。つまり、それによって、少くとも最低生活が確保されるよう、対処してゆく必要がある。

年功序列賃金体系からの脱皮をはかろうとするのは、技術革新の進展の結果、熟練の変質が発生し、学歴別等の労働者の身分的階層も解体されつつあるとともに、同一労働同一賃金原則への志向が次第に高まりつつあるという職場の実態に対応するものであるが、本来このわが国に特有な体系は、賃金源資の節約に有用であり、各種の身分的な階層序列を形成し、かつまた企業内封鎖賃金としての非近代的性格を有してきたのであって、基本的に賃金の有すべき性格たる同一労働同一賃金原則と相反するからにほかならない。しかしながら、この賃金体系は今日の低い賃金水準のもとで一面では賃金の配分を通じて生活給の体系を作り上げてきた。われわれはこれを整備改善して、合理的な生活保障の途を講じ、かつ仕事、職務に応じた賃金体系を組み入れる等の改善を進める。

仕事、職務に応じた賃金体系については、一般的にこれを完全に実施しうる条件が備わっていない場合が多く、当面、いくつかの職務をその種類ごとに包括した職種群あるいは職掌ごとに、職務遂行能力や職能資格を要素とする賃率設定を行なうことが妥当である。この場合、賃率の尺度となる職務やその遂行能力・資格等の分類や、設定や評価方法を、産業別労働組合の研究と努力を通じて、横断的に標準化し、将来、職種別ないし熟練度別の最低賃率ないし標準賃率の形成に至るようすべきである。いわゆる「日本的職務給」または「職能給」の中には賃金源資の節約や企業別賃金決定の恒久的な温存を意図して展開されようとするものがあるが、これは真の同一労働同一賃金原則への方向に反するものであり、排撃しなければならない。

2　個別賃金の確立（略）

3　賃金管理等の適正化（略）

Ⅵ　最低賃金制の確立と家内労働者の保護

1　最低賃金制の確立

わが国の最低賃金法は業者間協定最低賃金を中心として三四年に発足したが、賃金決定に直接労働者代表が参画しないこの変則的な制度も、わが国経済の根深い二重構造と非近代的な社会の風潮のもとではある程度止むをえざる便法ではあった。しかし、この法のもとで業者間協定による決定とはいえ、いわゆる重点業種については一応最低賃金の普及拡大がはかられ、かつ賃金をめぐる情勢がさらに大きく変化しつつある現状では、旧法の行きづまりは明らかであり、その抜本的な改革が必要となった。われわれはかねてから最低賃金法の抜本的改正方針を明らかにし、その実現への闘いを強力に推進してきたが、中間的措置として業者間協定による最低賃金決定方式を廃し、最低賃金審議会の調査審議による決定方式を中心とする改正が四三年国会において成立し施行されたことは、われわれの闘いの

一歩前進として評価されるものであった。

(1) 最低賃金法の抜本的改正については四四年三月末までを目標に中央最低賃金審議会において審議が進められている。われわれは本格的最低賃金制度の確立を期し次の通り要求して闘う。

①最賃法の基本目的を低賃金労働の排除におき、この目的の達成を通じて副次的な諸役割を果すものとする。

②最賃決定基準を労働者の生計費と賃金の適正な水準に求めるものとし、その変動および国民経済の動向に応じて改訂する。

③最賃決定方式を中央、地方の同決定機関の調査、審議によるものと労働協約の拡張適用によるものの二つとする。

④最賃制度の仕組みを全労働者を対象とする地域別最賃とその上に設定する業種、職業別等の最賃との複数の制度とする。

⑤最賃決定機関を強化し、また管轄範囲を合理化する。

等である。……

現行一六条による最低賃金決定の目標を四四年四月～五月について次の通りとする。

甲地域　七六〇円（日額）以上
乙地域　七〇〇円（日額）以上
丙地域　六五〇円（日額）以上

2　家内労働の保護（略）

Ⅶ　賃金闘争体制の強化

われわれは賃金決定の場である団体交渉を重視する。団体交渉は労働組合の機能の中核であり、われわれはこの機能を最高度に高め、賃金獲得目標の完全達成をめざさねばならない。

われわれは、団体交渉にのぞむに当って、組合員の意志を統一し、いつでも実力行使を実施しうる、またロックアウトをもおそれない体制を築くとともに、これを背景として客観的にも主体的にも十分な根拠をもつ要求をもって交渉を展開する。長期賃金計画第二年度の闘いは、わが国経済の大きな盛上りの時期に展開され、客観情勢は明らかにわれわれに有利である。われわれは自らの主体的条件を整備し、この情勢を十二分に活用して賃金獲得目標の達成、またこれと裏腹をなす諸政策要求の貫徹に向って力強く前進することを強調するものである。

同盟の賃金白書は、一六・五%の賃上げを長期賃金計画によって算出したが、それは同盟が「全労働者の賃金水準を引き上げることを目指した全体的なマクロの目標」自らのおかれている条件を同盟のかかげた率にとらわれることなのだから各単産、単組は「同考慮して要求をつくり、たたかえという考え方にたっている。つまり長期賃金計画は同盟本部のナショナル・センターとしての任務からでた目標であって、具体的な賃上げ額はそれとは一応は別という建て前である。事実、一六・五%、七一〇〇円を上回る要求をきめた単産は多い。同盟の計算によると二六三組合の平均要求額は八二〇七円となっており、自動車の六二〇〇円から全金同盟の八八〇〇円、全化同盟八五四〇円、全炭鉱八九〇〇円、鉱労九八〇〇円においよんでいる。

同盟の賃金闘争の経過

同盟の場合、最大の組合である全繊同盟と食品同盟の時期がずれるほかは、海員、機械金属、造船、化学、自動車などが春に賃金闘争をおこなっている。同盟の中央賃金闘争委員会は、従来一月の同盟大会のあとで設置されてきたが、本年は一〇月には早くも設けられ、この下に正式の機関ではないが、調査委員会がもうけられ、各単産の情報交換をおこなうようになった。そこには

それは従来、大手の外航先行という形式をとってきた海員組合において、もっとも特徴的にあらわれており、本年の場合には、まず内航（国内航路およびフィリッピンなどの近海航路をふくむ）が一〇日正午から二〇日正午までのストに入った。全日本海員組合は内航二船主団体（火曜会三七社、一洋会三六社）および盟外の二団体協約適用会社（一六四社）にスト通告し、乗船本給で八一〇〇円、二二・二%の賃上げ（現行平均三万六五六〇円、平均年齢三二歳）および一年間乗船後一二日間の休暇増を要求していた。組合は四月一〇日から四四時間ストライキに入り、一二日午後に乗船基本給で約六四〇〇円値上げの回答がでた。これに定期昇給にあたる経験加給七〇〇円をふくめると七一〇〇円になる。これにひきつづいて外航関係は五月三日零時から九日二四時までの七日間、主要四〇港でストに入った（スト賛成八九・一九%）ついで五月一〇日から第二波のストライキに入り、三七港で二六八隻がストに入った。

船員中労委は九日、一〇日と事情聴取をおこない、一三日に労使をよんで斡旋に入ろうとしたが、労使は自主交渉をのぞんで同日午後一時よりトップ会談に入り、翌五月一四日午前一時より午後一〇時まで小委員会交渉、つづいて本交渉に入り一一時四〇分に調印をおわっている。

外航関係（外労協二〇社六〇〇隻、組合員数二七二六三人、中小労協五四社、四三七隻一七七五〇人、外航盟外二九社、一〇八隻三九八四人）の妥結内容は乗船本給で五七八〇円、定昇込みで七一六六円、一七%賃上げであった。

金属関係では、総評の全国金属が春闘共闘をリードしたように、同盟の場合にも全金同盟系の中小が三月末から高額回答をだしはじめ四月二一日には大企業の小松製作所が八〇〇〇円、第二精工舎が八三四九円を引出して妥結したが、ストライキは十数組合におよんだ。

造船関係は金属より出足がおくれ四月末から五月にいたって、三菱重工、日立、石川島播磨、三井造船などが七三〇〇円をとって妥結している。

こうして、同盟各組合の賃上げ額も、昨年を一五〇〇円程度上回る結果になったが、春闘共闘と同盟の高額回答組合の分布をみると表のように、春闘共闘より

第149表　春闘共闘・同盟の回答額別組合数

	春闘共闘	同　盟
10,000円台	120組合	108組合
9,000円台	83組合	22組合
8,000円台	296組合	82組合
7,000円台	768組合	629組合

それぞれ春闘共闘と同盟の発表による

もおとった結果になっている。民間労働者数では同盟が総評を上回っているが、同盟賃闘と春闘共闘では参加組合数および労働者数が比較することとなり、圧倒的に春闘共闘が優勢であることはできないが、六九年賃金闘争もまた総評なり春闘共闘なりのイニシアチブでたたかわれたことは間違いない。

同盟の総括

同盟は五月二二日に「賃闘結果の集約について」の中間報告を発表し賃闘をかえりみての総括をしている。それによると、五月一四日現在で、妥結額の算術平均は六八八三円、加重算術平均七〇〇四円であり、賃上げ率は一五・七%である。また要求額八二〇七円にたいし八五・三%の獲得率となる。しかし、この二六三組合の抽出は「全単組のなかから、中堅的な企業をえらんでいるから、全体の平均よりやや高目になっている」とい

【賃闘をかえりみて】

1　本年の賃闘は「賃闘結果の集約について」（中間報告）にみられる通り、かなりの成果をあげ得た、二六三組合の調査対象組合について一五・七%の引上げ率である。（財源を要しない定昇別）の結果からみても妥当獲得目標の一六・五%であったと思われるが、表示の仕方については戦術上からも再検討を要する。

2　このような成果は、われわれの闘争の強化によるものである。われわれは本年の賃闘に当り緻密な情勢の分析をおこない、労働力不足の激化、大型景気の持続、物価上昇等の大幅賃上げの要因をあげ、われわれの闘争力の強化と相まって日経連等の賃金抑制意図や所得政策論を打破するとしたが、賃闘結果は大むねその目的を達することができたものといえよう。

3　今年の賃闘経過をかえりみると、賃闘初期から中小、中堅組合が先行して高額回答を引出した。昨年もこのような現象は出現したが、今年はその幅が広がり、しかも四月以降賃闘の最後まで継続して相場形成に連なったところに特徴がある。これは中小企業における労働力不足の激化と賃金水準の平準化への意欲が旺盛であったことをも反映したものであろう。しかし業種によっては必ずしも右の現象が顕著でないのは、企業業種にも関連があると思われる。

4　海員組合の外航、内航を筆頭にストライキをもって闘った組合が増加した。スト発生件数は昨年の倍以上である。一方闘争体制を強化し、ストライキに至らずして高額妥結を獲得した組合も多数あることは見すごされてはならない。

5　ストライキの発生が多かったことは経営側が賃金の社会的要因による決定度の強まりに対応しえず、主体性を喪失した結果によるものも多い。彼等の反省を強く求めるべきであるとともに、われわれ自らも団体交渉のあり方、方式について発展強化の方途を検討すべきである。

6　賃金体系については、職能給、職務給の考え方が次第にとり入れられつつある。これを正しく近代化の方向に進める必要があると感ぜられる。

7　今年の賃上げに伴って政府、経営者は物価へのはね返りを宣伝し、再び所得政策等賃金規制の方向を打ち出す気配を見せている。また、企業段階では合理化措置が一段と強化されることが予想される。われわれは物価問題や所得政策問題に対し、われわれの政策をもって対決して行くとともに、産業、企業レベルでの諸問題に対処する産業政策活動の確立、強化が必要である。

8　中央賃金闘争委員会は、毎週開催してきた調査委員会と相まって、その任務を果し、有効な活動を進めることができた。しかし、各構成組織、地方同盟との連携や調査データの整備などの点を改善して、より強力な体制を築くようにしなければならない。

3　IMF・JCの賃闘

国際金属労働者連日本協議会（IMF・JC）にあつまる一〇〇万人の金属労働者は主として、同盟、総評、中立労連加入の金属、機械造船、電機、自動車などの産業別組合によって組織されている。そしてその主力になっているのは、鉄鋼（総評）、電機（中立労連）、造船、自動車（同盟）などであるから、その賃金闘争はそれぞれ春闘共闘・同盟の賃金闘争のなかにふくめられる。

しかし、IMFは単なる産業別インターの加入組織であるだけではなく、総評、同盟とは別に、産業別共闘組織としての性格をしめ

しはじめているのだし、とくに電機労連と鉄鋼労連はわが国の賃金闘争全体に及ぼす影響が大きく、それがＩＭＦ・ＪＣの賃金闘争を大きく取り上げさせる理由になっている。六九年春闘においては鉄鋼の低額回答の影響力はますます低下してはいるが、それでも資本の春闘にたいして打ちこむクサビの役割をはたしている。これにたいして、電機労連の賃金闘争は前半における全国金属、合化労連などの激烈な闘争に刺激されながらも、鉄鋼回答によって停滞した賃上げ回答を、私鉄総連のストライキとともに克服する役割をはたしている。ＩＭＦ・ＪＣの組合は一時の急激な膨張期をすぎ、一応の安定期に入ったのだが、それとともに賃金闘争への影響力も、安定あるいは停滞することになった。六九年春季賃金闘争において、もっとも大きな役割をはたしたのがＩＭＦ・ＪＣに反対している全国金属であったことが、それを示している。

ＩＭＦ・ＪＣは「四四年賃金闘争のために」を発表している。これはＪＣの賃金白書である。

【四四年賃金闘争のために】（要約）

――最近の情勢とわれわれの主張――

1　はじめに

昭和四三年の春闘は……政府や日経連は一体となって賃金抑制にのりだしたが、ＪＣの旗のもとにかたくスクラムを組む一〇〇万金属労働者の団結の前に遂に屈して、ＪＣ加盟の各組合は昨年の実績を最低限に確保するなかから、多くの組合がそれを大幅に上回る六〇〇〇円台の回答をひきだして、闘いを勝利のうちに終束したのであった。

われわれは春にふたたび賃金闘争にたちあがる。これは高物価と重税にあえぐ金属労働者の切実な要求から出発したものであり、高度工業国家として一応の発展をとげたわが国経済の実体にみあって、それにふさわしい生活水準を確保していこうとする意欲に支えられているのである。いま、この要求の正当性を否定しうるものは、なにひとつない。……

2　最近における国際経済の動き（略）

3　国内経済のうごき（略）

4　ＪＣの賃金目標と賃闘への決意

(1)　賃金抑制を狙う政府、日経連の態度

多くの労働組合が四四年の賃金闘争にむけこのとり組みをはじめたやさきに「物価と所得政策」と題するいわゆる熊谷委員会報告を政治的に活用し先制的に発表してきたが、これはその具体的なあらわれのひとつとみることができる。われわれはこうした政府の態度を認めるわけにはいかない。

もともとこの報告は、経済企画庁または経済審議会の見解を代表するものでなく、熊谷尚夫氏を主とする五人の経済学者グループ独自の立場からなされた調査研究の要約であり、その限りにおいてその学術的労作を評価することができよう。その内容としても、正統的な経済政策としての財政金融政策による総合需要政策や、独禁法その他の競争促進政策、労働市場政策などが十分効果的に運用されることを前提に、所得政策の論議をすすめるための基礎理論を公布し、共通的な知識の基盤を整備することに大きな目的があったとみてよいと思う。

こうした観点に立つならば、明らかに政府の狙いの大部分はすでに達せられたと言うべきであろう。何故なら、この報告を契機にして労使それぞれの立場にたつ「賃上げと物価」をめぐる議論がはげしく展開されはじめたからである。日経連はこの所得政策に対して、国民的合意に到達することの困難性を指摘しながらも、その内容をたかく評価している。そして、毎年一〇～一三%という高率の賃上げがこのまま続いたとしたら、日本経済はゆき詰ってしまうという、これまでの低賃金政策を無視した一方的な賃金抑制論を発表したのである。われわれはこうした見解に断固として反対する。

(2)　所得政策に対する若干の見解（略）

(3)　われわれの賃金目標

われわれは四三年賃金闘争で、経営者の〝能力主義化〟と〝少数精鋭主

義化〟の賃金人事管理政策に反対して、前進的かつ積極的な賃金目標四項目を設定して賃金闘争を推進したが、成果は必ずしも十分なものではなかった。われわれは今春の賃金闘争でも、ひきつづきこの四目標にもとづいて要求をおこし、成果の拡大をはかることとする。

①高度な工業国にふさわしい高い賃金水準の実現

すでにくりかえし述べてきたように、わが国は高度成長の持続によって米ソにつぐ世界第三位の高度工業国に到達しており、国際経済関係において強力な基盤を確立するにいたった。とくに金属の各産業は他に類をみないほどの成長ぶりを示しており高い生産性と強い収益力を誇っている。しかし分配率は長期的にみても漸次低下の傾向にあり、アメリカやヨーロッパの先進諸国が五五～六〇%であるのに対して、四〇%前後という低さである。われわれは、高度工業国にふさわしい高い水準の賃金の実現をめざして、四四年の賃金闘争を推進する。

②仕事に結びついた賃金率の実現

経営者は技術の革新や労働力不足などの事情の変化に伴って、古い年功序列賃金制度が次第にその機能を失いつつある現実に対応させながら、経営主導のもとで新賃金制度の導入を図りつつある。われわれは高い賃金水準実現をめざす一方において、自らの手で同一労働、同一賃金の原則にもとづく賃金政策を確立し、その実現のための闘争を推進する。

③物価の上昇に脅かされない賃金の実現（略）

④社会の進歩に見合った国民生活の向上（略）

(4) 賃金決定におけるJCの主導的任務

JC加盟の各組合はその産業上、組合上の比重からみて、今後の一時金をはじめとする諸闘争の中核として、わが国の労働運動にふかい影響力をもち、社会的にも期待される存在になりつつある。これは昭和三〇年代を通じて急速度にわが国の工業化がすすみ、産業構造がアメリカやヨーロッパ並みの先進国型に変革された結果、金属の労働組合が労働運動の中心的な組織となってきたことを示すものである。

これまで二回にわたる賃金闘争では、JC加盟各組合の緊密な連携と強固な結束のもとで大幅な賃上げを獲得して、高賃金時代の開幕に大きく貢献してきた。今やJCを基軸にする金属産業労働組合の賃金をはじめとする諸闘争は、わが国の賃金やその他の労働諸条件を先進諸国の水準にまで引き上げていくうえで、極めて重要な意義と役割りをもつにいたったと言うことができよう。日本のすべての労働者がJCに寄せる期待は、かつてなかったほどにたかまっているのである。

このことは、IMFに加盟する殆んどすべての労働組合が、たとえばアメリカにおける鉄鋼労組（USW）や自動車労組（UAW）、西独における金属労組（IGM）などのように、いずれも、その国における賃金決定にかんして、主導的な任務を果してきていることと、まったくその軌を一にするものなのである。われわれはIMFの一員として、その先進的な経験にふかく学び、全労働者のたかまりに応えて、力強く賃金闘争を推進せねばならない。

(5) 四四年春闘にのぞむJCの態度と決意（略）

4 六八年一時金闘争

一時金闘争の特徴

夏季および年末一時金闘争については、ここ数年かなり顕著なうごきがみえはじめている。その一つは、闘争の集約化傾向であって、その内容は二つにわかれる。一つは夏季および年末の一時金を年間臨時給与として集約し、年間を通して協立する傾向である。この場合にも、夏季に集約して闘争するか、年末にするかの別がある。もう一つは春闘の時期に賃上げとあわせて協定する方法である。春闘の期間が次第に長期

化し、単位組合においても前年の末ないし年初早くから準備にかかって、四月末ないし五月まで妥結の時期がのびると、六月上、中旬が夏季一時金の標準的支給であるから、交渉の日数がきわめて短かく限定されてしまうこと、あるいは、年末一時金要求を一〇月から準備し一一月末まで交渉するとなると、春闘の準備がおくれてしまうことなどの理由によるものである。

もう一つの特徴は、総評にせよ同盟、中立労連にせよ、最近の傾向として賃上げ闘争については全産業的な統一闘争の傾向がつよめられてきた。すなわち、総評、中立労連の春闘共闘委員会方式は一五年の歴史をもっているから当然としても、同盟あるいはIMF・JCが賃金闘争の統一化をすすめてきたことは賃金闘争の項でふれた通りである。ところが一時金闘争については従来、総評をはじめとして産業別の主体的条件を尊重し、とくに統一化の方向をとってはいなかった。しかし一時金闘争あるいは年間臨給闘争についても最近統一化の意見が次第に出はじめてきている。それは夏季闘争方式、年末闘争方式、春闘併合方式、あるいは夏季、年末それぞれを別個にたたかう方式などとたたかいの方式が分散化したから、それを統一して一時金闘争をさらに盛り上げようとするためである。春闘共闘委の賃金専門委員会などでも年間臨給や広く一時金問題が議題にとりあげられてきたのもそのあらわれである。

もう一つの特徴は、長期にわたる好況の影響もあって、一時金の金額と率がともに大きくなる傾向が一般化してきている。従来、資本の側では、一時金の性格を業績賞与とみ、組合は家計赤字の補塡、季節的異常出費の補塡とみてきたが、現実において不況期に一時金が前期より減額されるという事例は次第にみられなくなってきてい

一時金闘争の要求内容

春闘共闘傘下の各単産の方式はつぎの通りである。（六八年年末について）

▽全国金属（総評）
1　年二回
2　要求額は三カ月以上または前期月数を上まわる額

▽全造船機械（中立）
1　年二回
2　二・七月以上または税込み一二万円以上

▽鉄鋼労連（総評）
1　年間協定、夏、年末五〇%ずつ

▽電機労連（中立）
1　年間、夏、年末は半々
2　完全有資格者最低三・八カ月以上

▽車輌労連（中立）
1　年二回
2　一〇万五〇〇〇円

▽全電線（中立）
1　年間要求、夏、年末は半々

2　それぞれ二カ月分
▽合化労連（中立）
1　年間要求
2　夏、冬とも三カ月分以上年二回要求
▽紙パルプ労連（総評）
1　大手一組合をのぞいて他は年二回要求
2　基準内賃金の三カ月分
▽ゴム労連（総評）
1　年間要求
2　年末三・〇カ月、夏季二・四月、計五・五月以上
▽全国ガス（中立）
1　年二回
2　年末は二・五カ月分以上
▽全国セメント
1　年間要求
2　年間五カ月以上、半々
▽化学同盟（総評）
1　年二回
2　年末は二・七カ月以上
▽私鉄総連（総評）
1　年間要求
2　夏季に集約闘争
▽日通（総評）
1　年二回
2　年末は基準内三カ月
▽全自交（総評）
1　年二回
2　年末は一〇万円以上
▽全自運（総評）
1　年二回
2　職場ごとに決定
▽民放労連
1　年二回
2　五・五カ月プラス一律五万円

六八年夏季一時金闘争の結果　六八年末も好況を反映して、比較的に平穏のうちに前年を上まわる金額を獲得している。

まず夏季一時金について、東京都労働局の調査をみると、製造業の平均要求額は九万四四五七円で、前年同期の八万八一八四円を一〇%弱上まわったが、妥結額は八万四〇〇九円で前年同期が七万一〇八四円であったから前年同期を一八%以上も上回ったことになる。こういう傾向は製造業以外でも同様であって全産業平均では前年同期の獲得額七万〇三四〇円にたいして、六八年夏季一時金獲得額は八万二九一四円と一八%程度大きくなっている。それは好況期における企業収益の好調と、消費者物価の値上りによる生活要求のつよさのあらわれである。

同盟の年末一時金要求方式　一時金闘争については、総評、同盟、中立労連のいずれも、各単産の自主的な闘争にまかせてきた慣例についてはさきにのべたとおりである。総評の場合には要求についての資料もほとんど出さないが、同盟の

第150表　1968年夏季一時金産業別・企業規模別・要求・妥結額平均

集計会社数　要求1,150社　妥結1,139社

産業別＼規模別	要求			妥結			前年同期	
	300人以上	300人未満	平均	300人以上	300人未満	平均	要求	妥結
漁業・水産業	79,736	89,900	81,769	68,365	71,800	69,052	70,899	63,595
鉱業	126,667		126,667	71,443		71,443	111,364	59,304
生産業	141,544	94,259	136,290	106,639	68,280	102,377	129,705	97,924
製造業 食料品・たばこ業	101,663	80,919	94,466	84,271	65,428	77,990	87,896	69,633
繊維工業	68,111	61,933	64,157	60,370	45,096	50,595	50,644	40,891
衣服その他の繊維	44,891	49,500	46,735	36,271	45,050	39,783	37,007	33,572
木材・木製品	90,000	80,906	83,504	75,402	65,629	68,421	72,766	58,530
家具装備品	67,073	84,318	78,569	56,315	71,630	66,525	66,437	52,995
パルプ，紙，紙製品	107,511	85,464	100,162	79,127	62,772	74,220	87,151	64,664
出版印刷同関連	157,458	127,682	137,927	127,713	102,415	111,120	121,319	98,809
(内訳) 出版新聞	207,499	185,620	193,625	169,868	155,133	160,524	——	——
(内訳) 印刷その他	113,303	84,642	94,012	90,517	63,253	72,166	——	——
化学工業	123,894	100,757	115,933	100,996	80,355	93,816	97,758	79,746
石油石炭製品	144,355	109,827	138,600	118,115	90,839	113,569	113,120	85,474
ゴム製品	98,319	77,681	89,032	77,361	61,347	70,154	74,326	61,268
なめし皮同製品毛皮	96,915	86,449	92,991	75,935	67,472	72,761	74,626	60,324
窯業・土石製品	112,576	96,051	105,966	85,090	72,857	80,197	82,804	64,576
鉄鋼業	100,844	102,335	101,507	80,176	83,801	81,787	88,622	68,639
非鉄金属	96,488	95,600	96,018	77,556	73,156	75,226	82,260	63,784
金属製品	190,821	92,273	98,676	87,135	75,673	79,912	84,362	68,058
一般機械器具	117,038	105,332	109,589	92,266	83,104	86,497	88,543	71,621
電気機械器具	97,904	94,770	96,255	80,773	73,634	77,016	78,482	64,513
輸送用機械器具	100,226	84,793	92,184	87,187	67,959	77,167	78,192	66,295
精密機械器具	131,883	93,133	111,411	107,991	76,003	91,092	90,722	71,910
その他の製造業	81,203	104,600	90,562	68,484	82,167	74,348	88,061	66,109
平均	116,642	97,777	94,457	90,658	77,788	84,009	88,188	71,084
卸売・小売業	87,610	99,181	91,577	76,549	86,521	79,968	76,042	65,808
金融・保険業	133,397	122,270	128,712	111,492	107,193	109,975	104,616	87,833
不動産業	141,000	100,971	116,982	120,874	89,333	101,949	103,403	87,727
運輸通信業	97,264	82,428	88,478	77,811	58,673	66,481	82,435	61,382
(内訳) 私鉄・バス	96,250	96,000	96,208	84,350	73,150	82,483	——	——
(内訳) ハイ・タク	80,500	79,288	79,599	59,642	55,230	56,361	——	——
(内訳) 陸運その他	85,677	79,573	81,608	67,110	57,283	60,559	——	——
電気・ガス・水道業	133,757	116,969	128,591	106,239	85,425	99,835	——	——
サービス業	126,770		126,770	102,500		102,500	——	——
(内訳) 病院	139,201	92,997	112,155	100,263	70,837	82,825	82,328	65,595
(内訳) 学校	97,530	72,874	78,011	78,130	53,540	58,663	——	——
(内訳) 修理	142,893	106,058	115,267	120,467	84,805	93,721	——	——
(内訳) その他	111,176	87,092	100,855	90,450	75,577	84,044	——	——
	153,263	109,616	134,237	104,516	81,937	94,415	——	——
総平均	112,543	96,153	104,134	90,469	75,715	82,917	87,857	70,340

〔備考〕 1)　算出方法は算術平均である。
2)　要求額妥結額は原則として組合員平均である。
3)　年間協定については夏分を分離できるもののみ集計の対象とした。
3)　産業分類の一部変更により，不動産業の一部を建設業に，運輸通信業の放送関係をサービス業に変更した。
5)　東京都労働局調べ。

場合には、例年、要求額の試算例を発表してきた。六八年末の一時金についての試算例をみると、要求の根拠を慣習的な臨時出費および標準的な生活維持においているが、それとともに一定期間における利潤分配および生産性向上の成果配分、一時金の一般的水準をも根拠にすべきであると主張し、利潤分配の考え方を強く否定する総評とはきわだった対照をみせている。同盟はこうして二人世帯、賃金三万八〇〇〇円の場合と「二・八カ月分」を計算している。

【「同盟の一時金計算例」（要約）】

今年末における慣習的臨時出費および標準的な生活維持のための家計補助額は前掲試算例に示すように、二人世帯、平均賃金三万八〇〇〇円の場合一〇万五八一六円となり、これは平均賃金の二・八カ月分となる。すなわち、二人家族、平均賃金三万八〇〇〇円の場合、これだけが今年年末一時金として必要なのであり、これを下回った場合、社会的な水準以下の生活を強いられることになりかねない。

慣習的臨時出費および標準的生活維持のための一時金要求は、我々の重要な一時金要求の根拠であり、従来からその算出をつづけてきたが、以下に示す今年の計算では総理府統計局マルティプルにかわる同盟調査局マルティプルを用いても算出をおこなった。

まず、従来から試算例を示してきた〝慣習的臨時的出費および標準的生活維持〟に必要な金額について、今年の年末一時金の場合を計算すれば、次のようになる。

A　世帯人数が三人以上の場合

①六六年七月～六八年六月までの「全都市勤労世帯一カ月平均消費支出額」

（総理府、家計調査）は付表1の(1)欄が示す通りである。これを総理府統計局作成のマルティプル（六三～六五年平均）によって三人家族に修正し、かつ付表に示される六八年一二月の消費者物価指数趨勢値（人口五万人以上の都市の消費者物価指数一一七・八、四〇年平均一〇〇）に物価修正をおこなう。

以上の修正を加えた消費支出額が付表1の(2)欄の「修正値」である（以下消費支出とはこの修正済みの額をいう）

消費支出の増加率は普通月と臨時出費のある月（六・七・一二月）とでは異なるので、推算もこの二つに分けておこなう。

②昨年（六七年八月～六八年五月）普通月の平均消費支出額は、一昨年（六六年八月～六七年五月）普通月の平均消費支出額に比べて四・二%増加した。

(イ)　一昨年普通月の平均消費支出額＝53,667円＋49,322円＋52,736円
＋51,493円＋50,561円＋47,997円＋58,787円＋56,941円＋56,301円
＋53,343円＋50,822円＋52,068円＋59,972円＋59,546円＋56,187円）
÷9＝53,087円

(ロ)　昨年普通月の平均消費支出額＝（57,117円＋54,386円＋54,427円
＋53,343円＋50,822円＋52,068円＋59,972円＋59,546円＋56,187円）
÷9＝55,319円

(ハ)　それゆえに一昨年に対する昨年普通月平均消費支出額増加率は次の通りである。

増加率＝$\frac{55,319円}{53,087円}$×100.0＝104.20≒104.2

③また四二年一二月の消費支出額は四一年一二月の消費支出額に比べて四・六%増加した。

$\frac{90,276円}{88,030円}$×100.0＝102.55≒102.6

④ところで今年普通月消費支出額は昨年の四・二%増であるとすれば、今年八月～一二月普通月の平均消費支出額は次の通りである。

今年8月……57,117円（昨年8月の消費支出額）×$\frac{104.2}{100.0}$＝59,516円

今年９月……54,386円（昨年９月の消費支出額）$\times\frac{104.2}{100.0}$=56,670円

今年10月……54,427円（昨年10月の消費支出額）$\times\frac{104.2}{100.0}$=56,713円

今年11月……53,343円（昨年11月の消費支出額）$\times\frac{104.2}{100.0}$=55,583円

⑤以上により今年普通月平均消費支出額は次の通り 57,121円である。

(59,516円+56,670円+56,713円+55,583円）÷４=57,121円

⑥また今年一一月の消費支出額は、昨年の一一・六%増であるとすれば、次の通り 92,623円である。

今年12月……90,276円（昨年12月の消費支出額）$\times\frac{102.6}{100.0}$=92,623円

⑦それゆえ今年年末の臨時出費額は三人世帯の場合次の通り 35,502円である。

92,623円−57,121円=35,502円

⑧以上から三人世帯の場合、平均賃金が五万七一二一円（三人世帯平均消費支出額）に足りない場合においては、その不足分が要求すべき毎月の家計補助額となるわけです。

B　世帯人員が三人未満の場合

①労働科学研究所の消費単位を標準世帯にあてはめると、独身者（男・女）一・一五、二人世帯（夫一・〇〇、妻〇・八〇、子供一人〇・八〇、妻〇・八〇）一・八〇、三人世帯（夫一・〇〇、妻〇・八〇）二・一〇となる。

②三人世帯普通月の平均消費支出額はA⑤によって五万七一二一円であるから、これを①にあてはめると、一人世帯の平均消費支出額は三万一二八一円、二人世帯普通月平均消費支出額は四八九六一円になる。

③また三人世帯の今年年末（一二月）における臨時出費額はA⑦によって 35,502円であるから、これを同じく①の消費単位にあてはめると、次の通り一人世帯臨時出費は 19,442円、二人世帯は 30,430円となる。

一人世帯臨時出費額

$$=\frac{35,502円\times1.15（1人世帯消費単位）}{2.10（3人世帯消費単位）}=19,442円$$

二人世帯臨時出費額

$$=\frac{35,021円\times1.80（2人世帯消費単位）}{2.10（3人世帯消費単位）}=30,430円$$

C　要求額試算例

〈二人世帯、平均賃金三万八〇〇〇円の場合〉

①標準的生活維持のための家計補助費

B②により、二人世帯普通月平均消費支出額は、四万八九六一円である。したがって、平均賃金三万八〇〇〇円との差額は

48,961円−38,000円=10,961円

となり、七～一二月の六ヵ月間の不足額は六万五七六六円となる。

10,961円×60月=65,766円

②臨時出費額

またB③により二人世帯の臨時出費額は三万〇四三〇円である。

③要求額

それゆえに要求額は家計補助額に臨時出費額を加えた九万六一九六円となる。しかし、一時金は税込みで要求し、支給されるのが普通である。一時金に対する社会保障はほぼ一〇%とみられるので税込み要求額は次のように一〇万五八一六円となる。

96,196円$\times\frac{110}{100}$=10,5816円

したがって、これは平均賃金三万八〇〇〇円の二八ヵ月分となる。

六八年平均一時金闘争の結果

六八年年末一時金闘争も順調にすみ、大むね、ストライキなしで、前年同期より、一一〇%程度の増額となった。業種別にみると、

第151表　1968年年末一時金妥結状況〔労働省調査〕

単産名	組合数	組合数	要求額	組合数	妥結額	対前年伸び率	組合数	42年年末妥結額	対前年伸び率
						%			%
全鉱	9	9	105,300	9	81,256	18.0	9	68,889	16.0
炭労	7	7	88,000	7	62,200	27.6	9	48,733	24.5
全炭鉱	6	6	70,000	6	61,033	19.0	6	51,283	16.0
新聞労連	10	10	241,724	10	178,867	17.8	10	151,884	21.2
印刷関係	4	3	128,232	4	110,981	16.5	4	95,299	16.8
合化労連	40	39	145,243	40	112,377	21.3	42	92,608	21.5
全化同盟	7	6	133,634	7	114,427	27.5	8	89,785	23.3
全石油	11	4	144,146	11	125,523	13.1	11	111,000	10.1
化学同盟	6	5	115,072	6	94,900	16.8	6	81,265	19.9
ゴム労連	6	6	128,075	6	111,504	21.5	6	91,783	24.4
全国セメント	12	12	124,530	12	110,508	20.3	12	91,875	20.7
鉄鋼労連	18	18	107,139	18	91,972	25.6	18	73,225	19.1
全電線	7	6	100,721	7	86,084	13.5	7	75,866	19.1
全国金属	15	15	173,697	15	153,754	27.3	17	120,800	32.2
全金同盟	7	7	121,227	7	109,193	23.9	8	88,153	19.6
電機労連	19	19	110,911	19	100,765	24.1	20	81,203	24.8
車輌労連	4	4	107,500	4	102,500	23.1	4	83,250	13.4
全造船	6	6	127,173	6	108,967	17.6	6	92,667	13.8
造船総連	5	5	114,000	5	111,200	16.9	6	95,100	12.0
私鉄総連	14	1	135,000	14	116,825	9.7	14	106,521	9.9
全日通	1	1	127,227	1	108,500	14.9	1	94,400	16.0
電労連	9	9	162,747	9	115,183 +α	12.1	9	97,614 +α	13.1
民間平均	223	198	132.580	223	111,805	20.1	233	93,087	19.8
公労協平均	8	8	131,084	8	106,204	10.6	8	96,005	10.3
総平均	231	206	132,522	231	111,611	19.8	241	93,184	19.5

〔備考〕 1) 43年の調査組合数が前年より減少したのは企業合併等の理由による。
2) 公労協の妥結額は4月現在の基準内賃金を 2.5倍して算出したものである。
3) 鉄鋼の要求妥結には手取額を表示しているところも含まれている。
4) 要求組合数には年間協定のため今冬要求提出のないところは含まない。

全国金属の二七・三%増、炭労の二七・六%増、全化同盟の二七・五%増などを筆頭にして、私鉄総連、公労協の一〇%程度の伸び率を最低としている。金額については、伸び率の低い私鉄総連が一一万一二〇〇円と全体のほぼ平均値にあたり、新聞労連の一七万八六七円、全国金属の一五万三七五四円などが高い方になっている。

【参考資料】(1)総評「総評一九六九年度運動方針」「総評第三六回定期大会資料」「総評三七回臨時大会資料および議事録」「総評第三八回定期大会資料」(2)春闘共闘委員会「春闘構想」「賃金白書」(3)全日本労働総同盟「賃金白書」「長期賃金計画」(4)国際金属労連日本協議会「賃金白書」(5)『総評新聞』ほか各組合機関紙

VI 合理化反対闘争

概要□労働組合中央組織の反「合理化」闘争方針＝＝総評／同盟／民間部門における反「合理化」闘争＝＝鉄鋼労連／自動車労連／電機労連／全国一般／食品労連／私鉄総連／炭労／公共部門における反「合理化」闘争＝＝国労／動力車／全逓

概要

一、総評および同盟の反「合理化」闘争方針について、次の点が注目される。まず総評は、職場交渉権の確立から単産と総評までの具体的活動をより現実的かつ弾力的に設定し、従来より柔軟な姿勢を示した。これにたいし、同盟の方針には例年どおりとくに「合理化」そのものへの明確な姿勢がなく、包括的な「労働条件の向上」、「安全衛生の確保」の「闘い」一般のなかに関連づけられているようである。

一、とくに総評系各単産の反合理化闘争は、時間短縮・労災補償のたたかいとともに、秋闘から六九年のいわゆる合理化春闘にかけて展開された。この過程において、産業別統一闘争の組織化と政策要求を掲げたたたかいが実施された点が注目される。そのなかでたとえば化学同盟の四〇〇万～五〇〇万円の死亡災害補償の獲得などの成果があげられた。

一、重工業部門では、まず鉄鋼労連では前年にひきつづき、要員の確保と配転条件の向上、自動車労連では〝労使の信頼体制〟のもとでの〝成果配分〟、電機労連では、産業別組織全体としての労働条件の点検と中小企業労組の実態把握と指導・育成にそれぞれ力点が置かれた。

一、ますます複雑な要因に規制されながら、〝構造的な危機〟を深めている中小企業の場合は、闘争も複雑かつきびしい様相を呈している。そのなかにあって、全国一般は、産業別組織化、現実的な政策要求を持った闘争方針を強調した。とくに産業再編成とそれにもとづく合理化の影響を受けている食品労連の場合は、労働条件の維持、さらには退職条件向上のための闘争が展開された。その点では、〝国有化闘争〟を一段落せざるをえなかった炭労の場合も同様である。

一、〝都市化〟に対応する合理化が激しい私鉄総連では、従来どおり組織の拡大・強化と労働協約統一闘争に力点が置かれたが、合理化の激化に対応する新しい闘争方式への模索に努力している。交通政策要求闘争も、その反映である。

一、国鉄の「五万人合理化」にたいして、国労・動力車労組の強力な共闘が展開された。闘争の特徴としては、第一に時短と要員・昇職・配置などの人事協約および事前協議協定と「長期雇用安定協約」の改正などの「基本要求」を「合理化」事案より先行解決事案として、防御から攻撃に転ずると同時に、貴重な時間をかせいだ。第二は、事案のカバーする範囲によって協議ルールを作成し、提案はすべて中央レベルで受けとめることにし、中央・地方・職場の「並行交渉」を展開した。これは、当局側が全事案の六〇%を地方協議とし、地方・職場ごとのアンバランスにつけこもうとした作戦を封じるものであった。なお、ＥＬ・ＤＬ一人乗務問題など、いくつかの事案については今後の闘争にのこされたが、以上の闘争方式は、全逓や全専売などを含む、今後の反合理化闘争にたいして先進的な経験となるだろう。

1　労働組合中央組織の反「合理化」闘争方針

総評

六八年第三六回定期大会において、まず「闘いの総括」として一九五四年の「生産性向上運動」反対以後の反合理化闘争の変化を明らかにしたあと、「主要闘争目標」の一つである「合理化反対闘争」を具体的に、したがってその説得力を十分配慮しつつ、次のような六点を強調した。

(1)　昭和四〇年代にはいり、資本集中、産業再編成が強力にすすめられるにつれて、労働者にたいする「合理化」攻撃は全社会的になってきた。とくに大型合併は、合併企業内部においてばかりでなく、下請けや関連産業における労働条件の大規模な変革をひき起こす。さらに大型合併は競争企業の合併集中化を誘発し、合理化をいっそう発展せしめると同時に、「有効競争」を阻害し、反国民的な弊害を増大する。したがって、第一に「反独占」政策の確立と要求を強化し、政治の民主化と生活向上を達成することが重要になる。第二に、合併にともなう、なしくずしの組織と労働条件の変化にたいして日常的に闘争していかなければならない。

(2)　さらに四〇年代の合理化は、公共部門や交通などの産業をも襲っており、そういう意味で全社会的であるだけでなく、権利や慣

行の剝奪、思想攻撃をもともなっている。そのため、賃金闘争と同様、合理化反対闘争も全労働者の共通のたたかいとして発展する条件が生まれてきた。反合理化闘争の前進のためには、「日常の組織・教育・権利など、組合全分野にわたる活動の強化」を必要とする。しかも、「末端のすべての職場から単組・産業別組織・総評の各段階で、具体的かつ有機的な関連性を持った取り組み」が展開されねばならない。

(3) 「あらゆる反合理化闘争の出発点は職場であり、一人一人の労働条件を組合が把握し確定してゆくことが今日の緊急の課題である。」したがって、「要員の補充状況、一切の工程の変化や標準作業量の決定、労働災害や安全問題、休暇の権利、残業の状況、パートや臨時工の導入など、職場の労働条件の一切の変化」を組織として掌握しなければならない。そして、「『生休の権利はあるが、事実は『ない』といった状態を一つ一つなくすことこそが具体的な反合理化闘争である。」「総評は、当面、各単産単組と協力して、職場活動と職場交渉権確立の先進的経験を集め、それをひろく横にひろげることに努力してゆく。」

(4) そこで、「職場交渉権の確立を基礎に、できるだけ具体的な協約・協定をかちとる努力」が必要となる。そのため、たとえば「定年退職後の労働者の生活を守るために、一定年齢以上の退職者には組合員の資格を保持し、労働者福祉利用の途を開くとともに、再就職の斡旋などを組合が行なうよう組合規約を変えていく必要がある。」さらにその点については、「定年制廃止を目標にしながら、当面六〇歳を最低とする定年制延長、退職金・退職年金の増額をかちとるため、反合理化闘争と社会保障闘争を結合して高年労働者の生活安定を図ってゆく。」

(5) 「反合理化の闘いにおいて産業別組合の果す役割は今日ますます重要となってきている。」というのは、第一に、労働条件確定の活動が具体化すれば、産業ごとの技術的特殊性が問題となり、産業レベルでの調査と交流が必要になるからである。また、職業病や労働災害の統一闘争の経験が示すとおり、産業別の統一的な要求と行動に発展しなければ、闘争の大幅な前進は期待できなくなってきている。第二には、「今日の合理化は産業構造そのものを変化させ、企業や工場ぐるみのスクラップ化をひきおこしているので、個別企業の組合活動だけでは決して十分に対応しきれなくなっている」からである。それだけでなく、炭労の「国有化闘争」のように、労働者の生活を守るためには、政策要求をも掲げなければならない。「とくにいまの政府の職業紹介・職業訓練や失業手当・就職促進の諸制度は労働者とくに中高年層の従前の生活すら保障させない不完全かつ官僚的なものであるから、単組・産業別組合・地評など、関係労働組合が最後まで介入して、新しい雇用先の労働条件から住宅など生活面にまで関与する必要がある。」

(6) 合理化によるいっさいの労働条件の変化については、事前の協議・協定によって確定していくことが重要である。「その内容としては、①一人の首切りも許さず、組合員の雇用を完全に保障させる。②一切の労働強化を認めない、③賃金・労働時間をはじめ、労働条件をあげていく、④労働災害、職業病から生命と健康をまもる、⑤組合活動の制限や権利の侵害を認めないなどを確保する必要がある。」とくに、企業や工場の統廃合などによる大規模な配置転換が起こった場合は、従来の配転四原則（「①配転の基準や条件について

は組合と協議・協定後、本人の承諾がなければ決定しない。②賃金・労働条件は引き下げない。③業務上の正当な理由にもとづくものでなければ配転はおこなわれない。④配転者転出後の職場は適正な人員補充を確保する。」）を確保することはもちろん、次のような条件を確保する。すなわち、「①配転が生活の負担にならないために十分な配転・転勤手当の獲得。②中高年層の長期の生活不安を除くために定年を延長し、住宅を確保させる。③新しい職場に十分適応できるための職業技術教育の権利。④新勤務地で生ずる生活不便を解消するため、購買施設やホームヘルパー制度など、いっさいの生活環境の確保。⑤新工場での労働時間の短縮、またスクラップが業種や産業全般に及ぶ場合には、産業別組合が中心になって完全雇用の立場から政策要求活動を強化していく。」

総評はとくに次の点に力点をして活動する、としている。「反合理化の全労働者の共通の要求と闘争、すなわち、時間短縮、労働災害の防止、定年制の延長と導入の反対、老齢保障の改善、最賃・家内労働法の制定、失業保険の改善、失業手当や家族手当の創出、失対制度の改悪阻止、官僚的職業紹介・職業訓練制度の変革などを広範に組織して、全社会的な雇用と労働条件の制度的確立とその改善を図っていく。そのために総評政策委員会の活動を本年も継続する。」

つづいて、「労働災害・職業病反対闘争」について、とくに次の点を強調した。「(1)労災、職業病はすべて業務に起因するものであり、以上、その安全、予防、治療を資本の責任に求めること、(2)安全、予防、補償の制度化は国の責任であり、行政、監督の指導を厳正に改善、安全設備、防護具の完全確保などを労働組合として参加し日常の苦情処理や保安改善策を実施させる。(ホ)死亡補償一時金最低三〇〇万円を要求し、協約化させる。」

こうした職場の活動を基礎にして、産業別の統一闘争を強化し、政府にたいし、次のような要求を組織していく。「(イ)死亡補償金一律三〇〇万円加給要求を中心に、労災労基法の改善、(ロ)労災民事訴訟の活用と業務上認定の判例拡大、(ハ)各職業病の専門対策委設置と予防、補償の統一要求、(ニ)資本の責任追及と監督行政、罰則の強化、(ホ)監督官の増員と政府任命、労働者側委員の権限強化、(ヘ)鉱山保安監督行政などの労働省移管、安全行政の一元化、(ト)基準審査委員、労災保障参与、労災防止指導委員の役割と権限の拡大。」（総評六八年定期大会議案書、参照）

同盟

六九年一月に開かれた第五回全国大会の今年度運動方針のなかで、同盟は第一部「運動の基調」で次のことを強調した。すなわち、まず「同盟がその役割を果たすためには先ず第一に同盟みずから正しい労働組合——民主主義労働組合としての性格、方針、態勢、行動を確立しなければならない。」とし、「民主主義労働組合は……組合民主主義、産業民主主義、政治的民主主義（議会制民主主義）、国際民主主義を基調とし、『より良いもの』を求めて、たゆみなき前進を続ける労働組合である。」したがって、「革命を目指す反対闘争の実戦部隊としての役割を果たそうとする共産主義

労働組合とは本質的に異なる」体制内的、漸進的な労働組合である。つづいて、「労働諸条件の向上を目指す諸活動は労働組合運動の中心課題である。」とし、「単なる分配闘争の段階にとどまるのでなく、さらに進んで生産・経営の諸問題と取り組み、産業政策活動を積極的に進めて、変貌する企業、産業、経済に対処して行かなければならない。」としている。

このほか、「生活諸条件と社会福祉の向上」、「政治活動の充実」などについて、「運動の基調」を総括したあと、第二部「労働条件引上げの闘い」のなかで、次のことを強調している。まず。労働条件向上のたたかいの範囲を、「①賃金、最低賃金、同一労働同一賃金、賃金体系、賃金格差、一時金、労働時間、休日、年金、退職手当、定年制等の直接的労働条件、②企業内福利厚生、③職場の確保、企業、産業、国民経済の発展、合理化、生産性向上、④作業環境の改善、安全と衛生、⑤労使関係、協議、協約、産業民主主義、⑥雇用、職業教育・訓練、臨時工、社外工、請負工対策」のように、従来より包括的に設定したあと、「重点的活動の推進」として次の三項目を掲げている。すなわち、①「賃金闘争」、②「産業政策活動の充実、強化」、③「安全衛生の確保」がそれである。

まず、「産業政策活動」について。「われわれの産業政策は、技術革新と経済の国際化によって高度化し、複雑化しつつあるわが国経済に、高成長均衡経済の方向づけをあたえ、労働条件と生活の向上、完全雇用と産業安全などを目指す労働組合の基本的目標を達成するため、力と責任をもって、諸条件を整備しようとするものである。……引続く産業、経済の変化は、われわれの産業政策の一層の具体化とそれを実現するための態勢の強化を求めており、同盟および傘下組織は緊密な連携のもとに産業政策活動の充実に力を注いで来た。そしてわれわれは、政府の産業、経済政策立案の場への組合代表の参加に展望を開き、いくつかの産業において労使の協議機関を設置せしめ、また多くの中立、総評系組合の同盟への接近をもたらすなど、大きな成果を収めつつある。……財政の税制政策、社会資本の充実、産業再編成、国際競争力の強化、寡占対策、構造改善、近代化政策、物価政策、完全雇用と労働力対策などについてわれわれがとりまとめてきた産業政策第一次報告の諸項目は当面最も緊急を要する課題であって、政策の一層の深化をはかるとともに、積極的にそれらを政府、経営者に提示し、国民世論を背景に、実現に努力する。傘下産別組織において一層の精密化が進められている個別産業政策を長期賃金計画のアフター・ケアーにおいて明らかにされた経済の新たな展望に立って整合し、同盟として一体的に活動を展開できる体制を確立する。また、個別産業政策の策定にあたっては、同盟外の組織にも呼びかけるとともに、その実現のため産業別労働協議機関の設置と強化を進める。対政府交渉などにおいては同盟として全体的立場から取り上げ実現に努力する。……」

次に、「安全衛生の確保」について。「われわれの産業政策は、技術革新にともなって従来みられなかった職業病や災害が発生しており、安全衛生の確保は一層の重要性をましてきている。このため、われわれは次の諸点を要求するとともに、積極的に安全に取り組む。①産業災害に対する行政指導の一層の強化・安全行政の一元化を要求する。②産業災害に対する最終的責任は経営者にあることを明らかにしつつ法規の遵守ならびに安全

生衛対策の強化に必要な措置を要求するとともに、当局による監督を強化せしめる。③安全衛生の確保は、労働者の生活・生命に直接にかかわる重大問題であり、われわれは、労使安全衛生委員会を通じ、安全および衛生管理・技術の向上・安全衛生教育の徹底を要求するとともに、これに積極的に協力する。④安全および衛生に関する専門職種を近代経営における枢要な地位として位置づけ、その労働条件の確保をはかる。」（全日本労働総同盟「六九年度運動方針」参照）

2　民間部門における反「合理化」闘争

鉄鋼労連

六八年八月、定期大会において鉄鋼労連は過去一年間の運動を回顧し、「合理化対策」の重点を要員問題において成果をあげたことを確認し、配転基準の設定、要員調査交流会議、安全交流会議の組織につき、「合理化対策」の重点を要員問題において成果をあげたことを確認し、配転基準の設定、要員調査交流会議、安全交流会議の組織について重点」をおくこと、「合理化に対応する職場活動の中心に執行部役員の職場進出を強化」することを明らかにした。②「八幡と富士の合併問題は今後本格化するでしょう。……鉄鋼業の再編が中小企業を中心に行われることも予想されます。この場合系列支配を含めて企業の集中合併の促進もはじまるでしょう。合理化は合併を転機にして速度を早めるものと判断します。」とし、「今後の対処方針」は「雇用の完全確保と労働条件の向上」におくことを強調した（鉄鋼労連、六八年定期大会議案書、参照）。

第一部Ⅳでみた日本鋼管の合理化について、鋼管労連は六八年九月に要員計画の早期提示、配転成果還元措置などの要求を提出した。そして数回の団体交渉の結果、次のような会社側からの回答を引き出し、一二月終熄した。①基本事項　㈠合理化関係の提案について、とくに新設工場の場合、要員・賃金・厚生などの労務計画を早期に提示する。㈡実施は、労使協議がすべてととのったうえでおこなうこと。②要員　㈠必要要員は常時配置するよう積極的措置をとる。要員見直しなどで余剰人員が生じた場合は、定退者、欠員、増稼働、新設備および本人の適性をみて計画的に処理する。㈡やむなく欠員のままで作業を遂行した場合、欠員分の賃金は能率給の範囲で還元する。③配転・応援・派遣　㈠遠隔地への配転の場合、希望者のみで消化することは不可能なケースもある。だが、希望者については人選もれがないようにする。㈡配転元の職場の要員については、配転一カ月前まで措置し、それができない場合は配転の時期を延期するか、欠員還元などについて組合と協議する。㈡住所変更を要さない近距離配転の手当を、現行一〇〇〇～二〇〇〇円を一律二〇〇〇円にする。……⑤合理化による賃金還元　さきの②㈡の能率給還元のほか、当該職場だけでなく、全体の賃上げ、一時金、厚生福利などの労働条件・労務制度の改善にも、成果配分をあてる（鉄鋼労連『合理化調査速報』第一八号、参照）。

自動車労連

六八年の定期全国大会運動方針のなかで、自動車労連は「具体的活動方針」として、まず第一部Ⅳでみた「資本自由化」にたいする姿勢を次のように規定している。すなわち、「資本自由化は、国内企業の力を国際水準に引上げ、海外企

業と対等の力で競争しうる体制を整備しながら、慎重に、かつ段階的に進めてゆくべきである」。それに対応して、「産業再編成が遅れれば遅れるほど過当競争はさらに激化し、無駄な二重投資によって国民の財産は浪費されるであろうし、労働者にもたらされるシワは回復しえない状態に追いこまれるであろう」として、経営者の産業政策を支持したあと、「再編成に対する基本態度」として次の三点を指摘している。①雇用拡大と賃金・労働諸条件の向上、②再編成によって、産業界が秩序づけられ、体制の強化、近代化が促進されること、③労使の信頼体制の確立と産業民主化。つづいて、「産業別労使関係の育成」、「産業対策活動の充実・強化」、「企業段階における経営協議会の充実」などを強調したあと、「賃金闘争の充実」とともに、次のような「労働諸条件改善の闘い」を強調している。①労働時間の短縮と休日の増加。「生産性向上の成果配分の一部分として」、賃金を下げることなく労働時間を短縮するため、「設備の改善、作業の合理化」をすすめる。②定年の延長。「定年六〇歳を目標に、現実的な雇用確保の制度を確立していく」。③安全衛生対策。「技術革新にともなう作業態様の変化と、生産拡大にともなう未熟練労働者の増大により、安全衛生問題に対する強力な対策が必要になっている。」安全衛生対策として、①安全衛生思想の普及・徹底、②支部安全衛生委員会の設置と活用、③安全装置・通風換気装置等の充実による作業環境の改善、④労基法の遵守・徹底、⑥夏季・冬季の防暑・防寒対策の改善、⑥安全帽・安全靴等の安全保護具の充実、⑦診療施設と内容の充実、⑧現代病（ガン、ノイローゼ、職業病等）をはじめ、長期療養を要する疾病の予防と対策を掲げている。つづいて、福利厚生対策をあげ、最後に、「われわれは労働条件点検月間の活動内容をより充実させ、労働諸条件の向上を進めるとともに、この活動を通じて執行部と職場の連携を深め、組織の強化をはかる」ことを強調している（自動車労連、六八年定期全国大会運動方針、参照）。

電機労連　六九年五月三一日から始められた定期大会において、次のような運動の基調を明らかにした。まず、六七年九月の中央委員会で決定した「産業体制の変化に対応する合理化対策」を確認しつつ、「反合理化・反体制の抵抗闘争や一企業の労使の力関係だけでは、本質的な解決をかちとることは困難である。むしろ、日常不断の合理化対策や経営対策の積み重ねと、経済環境や産業体制の変化に対応する労働組合の主体的立場の産業政策の推進によって労働者の犠牲にしわ寄せされる産業や企業の病根を事前に取り除く体制が必要である」。つづいて、「合理化対策」として次の項目を掲げている。①合理化担当者会議を充実し、労連全体として対策の必要な問題は、産業政策委員会で討議し、対策を明示する。②中小企業労組を重点として、できる範囲の聞き込み調査をおこない、その指導育成にあたる。③増大しつつある交替制勤務にたいして、これを安易に認めることなく、その労働条件、勤務時間などを検討し、統一基準を作成し、次回定期大会に提案する。④合理化による有給休暇の消化・困難が訴えられている。また、これは現行の賃金制度（出勤率による査定など）とも関係がある。そこで、休暇取得が健康保持のために必要であることを教宣するとともに、計画的取得のため、旅行計画など余暇善用対策を実施する。⑤労働災害・職業病防止などの諸活動について、前年度は安全月間の新設、点検活動の実施、完全対策取組み状況・重大災害発生状況調査などをおこない、最後に、「われわれは労働条件点

こなってきたが、今年度もひきつづきこれらの諸活動をすすめ、安全月間・点検活動については運営要綱を提示し、その強化をはかる（電機労連、六九年定期大会議案書、参照）。

全国一般　企業の合併・集中、それにともなう下請・系列化の強化・再編成、大企業の中小企業分野への進出、スクラップ・アンド・ビルド、さらには低開発国工業との競争など、多数のきびしい変動要因のもとで、中小企業全体はきわめて複雑な動向をみせている。そのなかで、第一六回定期大会を開いた全国一般労働組合は、「反合理化闘争の発展のために、業種別対策、合理化対策、争議政策を重点的に取組もう」というスローガンを決定した。

それによると、①業種別対策――近年、産業構造・雇用構造の変化にともない、中小企業の賃金・労働条件も、地域別のみならず、業種別に決定される傾向が強まってきた。とくに、同業種のトップレベルの組合にたいして資本側の攻撃が集中してきている。そこで、まず先進的な組合のたたかいを全体として支え、そして同業種全体のより高い賃金労働条件を獲得するための到達闘争を組織していかねばならぬ。このため、今年度は、㈠各地方組織の実態に応じて産業または業種別部会を確立する、㈡各地本・中小労連は、部会別に役員・オルグ・活動家を配置する、㈢賃金・労働条件・組織拡大についての実態調査をおこなう、㈣春闘などにあたっては、共通の要求事項について可能なかぎり内容を統一させ、年間を通じて到達闘争を組織する、㈤業種によって、全国的あるいは各ブロック単位に交流を持つこととし、当面の重点は、木材、食品、商業、サービスとすることなどを決定した。

つづいて、②合理化対策――「合理化は、資本主義が続くかぎり避けることができない。合理化攻撃は一応の撤回はあっても、かならずくりかえされる。したがって合理化反対闘争の基本はねばり強い長期的な闘争路線の観点に立って取組まなければならない。また、新工場の設備とか新しい技術の導入を全く拒むことは現実的には困難である。そこで、原則は堅持しながらも、運動としてはシワ寄せにどう取組み、はねかえし、犠牲を最少限にくいとめてゆくか、ということも、さし迫った反合理化の課題である。」最近の合理化は、産業再編成・寡占体制化、さまざまな方法による労働強化、「労使協調」路線による組織破壊を特徴としており、中小企業や地場産業のすべての業種において、スクラップ化、下請化、系列化による合理化がすすめられている。また工場移転、団地化、協業化、業種転換、営業部門などの拡大が地域ごとにさまざまな形態をとってすすめられており、地域ごとの個別対策が必要になってきている。また、「職場における切実な一つ一つの合理化に対する具体的指導や対策が十分でなかったことを反省し、今年度はこのため『合理化対策委員会』を中央・地方に設置し、具体的に取組む」。

さらに、「合理化に対する基本的態度」として、解雇・労働強化をはじめ、労働条件の改悪、協約・協定や既得権の侵害に反対する、合理化計画といっさいの労働条件の変更について事前協議するなどの五項目を確認したあと、「われわれの要求と対策」として次の四点を強調している。「㈠企業合理化の原因や狙いをあきらかにしてゆくとともに、大幅賃上げ、完全雇用、時間短縮、労働条件の改善などの生活と健康を守る諸要求を堅持してゆく。㈡工場閉鎖、吸収合併、新会社設立、工場移転、新工場建設、配転、解雇などについ

ての同意権または協議権の獲得を日常はかってゆく。退職金制度の大幅増額を要求し、協定化する。㈢日常、企業分析と産業分析をおこない、政治経済の動向や資本や親企業の政策・方針・動きにたえず注目し、経営の戦略方向の把握に努める。㈣中小企業の全般的な問題（金融・減税・スクラップ対策・下請単価・最賃など）について、業者団体との交渉や政府・自治体にたいする政策要求をおこなう。この闘いは企業レベルでは労使協調に落ちいる危険があるので、広範な共闘や地本や部会のレベルでおこなわれなければ運動にならない。また政府のいう『中小企業の近代化』は独占大企業のために必要な、しかも一部の中小企業の近代化であって、基本的には中小企業の切り捨て政策にほかならないことに注意しなければならない。」

最後に、③争議対策――「……最近の傾向として、一つの拠点争議や長期争議のため、その地方組織全体があたかもそれに振り廻されるような傾向もでてきている。争議と運動の発展は組織拡大に結合されなければならないが、このため、争議と組織拡大、裁判所・地労委対策、警察・日経連・商工会議所の対策、分析、争議と日常の組織活動、争議と共闘強化、争議と財政、オルグの指導と争議戦術など、多くの問題点も検討されなければならない。全国一般の関係争議組織、地労委委員、関係弁護団を含めた『権利擁護と争議対策』の討論集会を一〇月下旬に開催する。……」（総評・全国一般、六六年定期大会運動方針、参照）。

食品労連

急速に進められている産業再編成のなかで、労働者にたいする合理化、権利の剝奪が強化されている。これにたいして、食品労連は個別企業労組の闘争を強力に支援しているが、そのなかの若干の事例を記録しておこう。①北海道ビート三工場――砂糖業界が精製糖部門を集中・合併する再編成の前段として、北海道の芝浦、大日本、台湾三工場を分離して別会社とすることとなった。それに応じて、六八年一月、三社はいっせいに「新会社移行にともなう労働条件」を提案したが、それは労働組合側にとって「低い方に条件をあわせる」内容のものでしかなかった。そこで食品労連は共闘体制を組み、労働者の権利を守る立場から、食品労連にはいっていない台糖をも含め、「統一して闘える要求」の話合いの場をつくった。同時に、現地では地方協を含めて現地共闘会議を設置し、交渉した結果、ついに「労働条件の維持をはかる。」「賃上げは現行組織のなかで決める。」ことを経営者側に約束させ、六八年四月より新会社に移行した。なお、移行後も三工場の統一団交をつづけており、労働条件の維持向上のために闘争している。②フジ製糖青森工場――六七年三月、同工場の閉鎖が発表された。食品労連はただちに組織の全力をあげて支援・指導し、青森工場の団結を基礎として、産業・地域別労働者の共闘を発展させ、さらに農民との共闘（〝ビートを守ろう〟、〝工場閉鎖反対〟）を組み、同年八月、青森地方労働委員会の斡旋案「工場を操業すること」をひきだした。ところが、当の青森工場労組と全糖労協が、「身分保障が十分でない」として斡旋案を拒否し、共闘が大きく後退する結果となってしまった。六八年にはいっても、食品労連は共闘を再開する努力を重ねたが、それは不可能に終わった。その後、青森労組は青森地裁の裁判をつづけ、条件づき閉鎖を認め、七月、「会社は現在闘争している七三人に対し、閉鎖発表以降の身分保障を認めるという立場で、退職金・賃金不払い分、一時金の支給、和解金などを含めて六二〇〇万円を支払う」ことで和解に同意した。③極洋捕鯨――六八

年六月、会社側は、労働組合になんらの事前の相談もなく、「清水工場閉鎖」を発表し、組合員一三二人のうち冷蔵庫に一三人を残し、女子職員一六人を解雇し、他は配転する、と公表した。事実上、転勤の容易でないものが大半を占め、配転の大部分は解雇されるにひとしいものであった。また、同じ職場に雇用されている臨時工・パートタイマー一五〇人も解雇の通告を受けた。その理由は、「赤字だから閉鎖して他工場に吸収する」ということであったが、組合側は、会社の一方的閉鎖は認められないとして実力行使をかさね、地域や全国の水産工場をオルグすると同時に、臨時工組合を結成して共闘した。食品労連も、水産関係の労働組合を含めて共闘会議を設置し、統一オルグを実施するなどして、極洋労組の闘争を支援した。その結果、会社側に「一方的に強行しない」という事前協議を守らせ、「平塚工場への配転には十分な配慮をする」、「やむなく退職するものには相当の手当を支給する」ことなどを決定し解決した。④福島製麺――主要原料である小麦粉が大手製粉資本などによって支配されている体制下で、産業再編成による中小製麺工業の経営悪化が増加している。福島製麺も経営不振を理由に、六八年四月、組合員の約半数五〇人の希望退職を募集し、五月には「二七歳以上の女子と四〇歳以上の男子」を解雇する、と決定した。これにたいし、労働組合は、大幅賃上げ、生理休暇の有給化、夏期一時金を要求するとともに、解雇合理化撤回を要求した。それに応じて、ただちに食品労連は革新政党・県評を含め共闘会議を設置し、地方協・地区協を中心として支援体制を強めた。会社側は、五月末、「指名解雇は撤回するが、希望退職はつづける」とし、さらに一部の希望退職者には「退職金は金がないから出さない」と回答した。しかし、賃上げも一時金も拒否していた会社側の攻撃をはねかえし、七月中旬ストライキにはいり、ついに定期昇給の実施と一時金の有額回答をひきだした。なおも、合理化反対闘争が共闘体制のもとで展開されている（食品労連、六八年九月定期大会議案書、参照）。

私鉄総連

六八年七月の定期大会において、私鉄総連はまず「主要闘争の総括」の労働協約闘争について次のことを明らかにした。「五三年以来、労働協約闘争を統一闘争として闘い、①労働時間協定を中心にした労働条件協定の内容充実と明確化、②統一闘争の障害となる協定事項の排除、③合理化の進展に対応しうる正しい労働協約観の確立などについて努力をつづけてきた。……ここ数年の激しい合理化は、①徹底した機械導入、②下請化と一部業務の切り捨て、③企業分離・合併・休止、③廃止、労務管理の強化と労働者と組合の権利剝奪などとなって進められている。……出向、配転、大量移動などがふえ、他方では、懲戒、交通事故に対する処罰がふえ、雇用、人事に関する団交事項もふえている。主として五二年頃の労働運動の停滞期に締結された『経営権、人事権の宣言を強調し、異議ある人事は苦情でとり上げる』という方式の現行労働協約では権利も条件も守れなくなっており、新しい武器を手に入れることが要求されている。合理化が連合し、共同して進められ、系列会社、同一地域での資本の統一攻撃が強化されるにしたがって、トップ・レベルにある労働組合への集中攻撃と、労働条件を低いところにそろえるという動きが目立っている。産別・地域の労働条件と協定内容をそろえてゆくことが重視されなければならない。……単に未組織労働者の組織化という方法だけでなく、現行協約の適用範囲を拡大し、下請労働者の低い条件のけん制による条件

の切り下げを防ぎ、作業内容、標準作業量などについての協定が必要になってくる。……六七年の労働協約統一闘争は、一九九組合が参加して闘われた。組合の要求に対しては、各会社はそれぞれ改悪を企図した案を回答して提案した。……㈠労働時間の延長、㈡労働時間の通算制、㈢労働条件の切り下げ、㈣賃金制度の改悪、手当の削減、㈤福利厚生の縮小、㈥人事権の強化、懲戒解雇規定の改悪、㈦事前協議制の廃止、制限、解雇条件の改悪、㈧労働組合の制限。……とくに中小私鉄では、労働組合の要求と真正面に対立、衝突したものであった。それだけに、……闘争はきびしいものであり、ストライキに突入した組合は二二組合であった。妥結については、多くの組合は、資本家の改悪案をほとんど撤回させることに成功した。……㈠協定を改善した主なもの、①労働時間短縮としての八・七制の確立、あるいは短縮についての専門委員会の設置、最高拘束時間の制限、時間外労働の規制（三六協定の点検）、祝祭日および特別休暇の増加、②各種手当額の増額、結婚資金・慶弔費等の増額、③ダイヤ編成についての事前協議制の確立、④乗務員の定員基準の明文化、⑤定年制（五六歳）の改訂、⑥業務上事故救済規定の改善（とくに関西地連傘下の各組合の労災補償率の引上げ）。㈡協定を再確認したもの主なもの、生理休暇の完全実施、有給日数の確認、増加。㈢不明確であった慣習を明文化した主なものの、①職場交渉権の確立、②出向社員の取り扱い基準の明文化。」

次に、闘争の基調のなかで、「合理化に抵抗する闘い」のための当面の対策として、次の六点を決定した。㈠組織強化方針とあわせ、日常活動を活発化し、権利点検闘争を強化する。㈡雇用にかんする主要問題（配転、出向、異動）、事前協議、職場交渉権の確立などの協定化。㈢労働時間短縮闘争の方針は、別途に方針を提示し、具体的な取組み方法を明らかにする。㈣路線廃止・系列化問題、権利問題など、主要問題については問題別に研究会を開催し、指針を明らかにする。㈤加盟組合の合理化については、個別に地連と協力して対策委員会を設け、指導と援助を強化する。㈥各業種、職種別の合理化と特徴点と対策を明らかにするため、職種別協議会を開催して、具体的指針を明示する。

さらに私鉄総連の反合理化闘争として注目されるのは、「交通政策要求闘争」の決定である。すなわち、同じ定期大会において、「中小私鉄などの危機に直面して政策要求闘争を推進する必要がある」という立場から、「産業別最低賃金、産業別最低労働条件ならびに産業別雇用協定の闘いを積極的に進めることとあわせ、国家に対して関係の制定と改正を要求して闘う」ことを決定し、次のような要求を明らかにした。①「対会社要求」＜大手＞複々線、退避線の新・増設など、線路容量をはじめ基礎施設の早期抜本的増強、ＡＴＳの設置と踏切全道の立体交差化。＜中小・バス＞今後の経営のあり方と見通し、諸対策の明示、事前協議制の完全確立、とくに組合の同意なく会社の財産処理を認めない旨の確認、産業別雇用・最賃・労働条件の確認。②「対政府要求」＜大手・中小・バス共通＞㈠固定資産税・事業税、軽油取引税の減免措置、㈡通勤通学者割引分、辺地バス運行など、公共負担分の国家負担措置、㈢私鉄・バス運営の民主的決定のため、中央（大手）・地方（中小・バス）に、自治体代表、議員、利用者代表、学者ならびに両当事者の代表が参加する運賃審議会の設置。＜大手関係＞㈠輸送力増強のための基礎施設新・増設に必要な土地収容を容易にするための措置（土地収容法の改正）、

(二)同じく高速化（地下・高架化）建設資金の国家負担と長期低利融資ならびに利子補給措置、(三)大手私鉄の傍系投資を規制、投資するための措置。〈中小・バス関係〉(一)一定地域内中小私鉄・バス事業の競合の排除と地方交通の整備・振興を図るための法制化（地方公共交通整備振興法案の制定）、(二)地域産業構造などの変革に対応できず、社会性を喪失した地方私鉄・バス事業にたいする国による転換、買上げ措置の法制化（地方公共交通合理化臨時措置法案の制定）、(三)前項の場合における当該労働者の技能訓練と再雇用促進のための措置（地方交通離職者臨時措置法案）など。

以上の決定にもとづき、六八年一〇月の中央委員会においてストライキを含む戦術も決定された。そして民鉄協会などの経営者団体にたいし、産業別雇用協定の締結、時間短縮、事前協議協定の締結などを要求した。それとともに、運輸省や労働省などの関係当局にたいし、「産炭地における地方鉄道問題につき、私鉄従業員の生活確保について格段の配慮をいただきたい」という要請をおこなった。また総評は、私鉄総連の要請にもとづき、「地方鉄道バス合理化対策委員会」の設置を決定し、一一月には「地方鉄道バス危機突破全国集会を開催した。だが、交通政策要求についての具体的前進は期待されたほどではなかったが、私鉄総連傘下の中小私鉄・バス関係七五組合、組合員約四万四千人は、一二月一日、午前六時三〇分から八時まで時限ストライキを実施した（私鉄総連、六八年定期大会資料、『私鉄新聞』七月一〇日号外など、参照）。

炭労

六七年一一月、「国有化闘争」が開始された。これにたいして経営者側も経営形態の変更を確認するという一見有利な情勢下で、同盟系全炭鉱や職員で組織された炭職協との共闘において、「国有化闘争」は順調に展開するかにみえた。六九年の春闘に先だつ二月の臨時大会において、「国有化春闘方針」が決定され、国有化闘争をさらに強化すること、かりに国有化がただちに実現しなかった場合にもその原則を堅持することと、したがって「どのような場合にも、終掘と保安不良を除いて、閉山・縮小反対を闘いの基本とする」ことなどを内容とする「反合理化闘争の推進」を明らかにした。そして六九年四月一五日、五〇〇〇万トン体制の維持を要求して二四時間のストライキを決行した。

しかしながら、そのストライキの当日、「国有化」の要求を含めて石炭鉱業審議会で検討する、という通産大臣の回答を〝相当の成果〟として、炭労はストライキを中止し、一年半にわたる「国有化闘争」は一つの段階を終了することになってしまった。その結果、当然、「新石炭政策」を認めることになり、廃業によって特別割増閉山交付金を受け、閉山退職の条件が若干向上する程度の成果にとどまり、継続企業は第二次肩替りや担保権の解除補償のために七三年度までの五年間に四二〇〇億円の国家資金を受け、ひきつづき私企業として経営されることになった。これによって、現在一四〇を数える炭鉱も数年後には二〇鉱程度にまで減少することになるだろう。一九五六年にはまだ三〇万人ちかく数えた炭鉱労働者は現在八万人を割るところまで減少してしまったのだが、今後さらに大幅に減少することは明瞭であろう。そうでなくても、六九年春闘において他産業では平均七〇〇〇円を上回るほどの賃上げを獲得したのに反して、炭鉱では大手でもわずかに四一〇〇円の賃上げしかおこなわれなかったことや、第一部にも述べた労働条件の低さを考えれば、閉山以前にいままで以上に労働者が退職していくにちがいな

い。とすると、他産業に容易に転出しえないような炭鉱労働者の問題がいっそう深刻化するであろう。

他方、炭労はさきの臨時大会の「反合理化闘争の推進」において、長期の閉山反対闘争、攻撃を受けた炭鉱の独走体制とその全国的闘争の中核化、閉山反対の場合のストライキ以外の闘争方針を決定し、他面、単に閉山反対のために労働条件の低下という犠牲を払わないことを決定し、産炭地共闘を展望しており、今後の闘争の展開が注目される（炭労、六九年二月臨時大会資料、北村昭三「誇り高きスローガンの敗北――苦難の中の炭鉱労働運動」〔月刊『労働問題』六九年六月号〕、参照）。

3　公共部門における反「合理化」闘争

国労

国労は、六八年七月、第二九回定期全国大会を開き、「運動の基調」として「職場に労働運動を」のスローガンをふたたび確認したあと、「たたかいの目標」として、「賃金引上げ」をはじめ、「安全輸送の確保と国鉄経営民主化」、「ストライキ権奪還、権利確立」、「社会保障の拡充と労働者福祉の拡大」などとともに、「合理化反対のたたかい」として、次の七項目を掲げた。①週四〇時間・週休二日制の獲得、当面暫定時短の廃止と調停案にもとづく時間短縮の早期完全実施、②業務量と時間短縮に見合う要員の獲得、組合案による人事協約、事前協議協定、勤務にかんする協約、要員配置基準、総合労働協約の締結、④五万人「合理化」、業務の民間委託、業務機関の廃止・統合など、人べらし「合理化」反対、⑤赤字閑散区の廃止反対、⑥民主的な養成制度の確立、⑦退職年齢六〇歳の制度化。

さらに、「中心的なたたかいの目標と、具体的な運動のすすめ方」として、「1　組織の強化と拡大のたたかい」について、「2『合理化』反対と組合の基本要求獲得・調査活動強化のたたかい」として、次の五点を強調した。

㈠「五万人合理化」反対闘争第三のやまについて。一〇月の白紙ダイヤ改正にむけて、当局は「合理化」の総仕上げを強行しようとする。そのため、中央段階で残されているEL・DLの一人乗務、電修場の廃止、保線区の統廃合、鉄道機器製作監督事務所の廃止、資材センターの発足、印刷場の廃止にくわえて、客貨車の検査回帰キロの延長と列車検査の抜本的変更、列車乗務員の運転取扱いの変更、営業新体制などの早急決着を組合につよく迫ってくるだろう。……組合から要求している基本要求のうち、懸案となっているのは、乗務員時短などの実施内容の確定、要員と配置基準の取扱い、勤務基準の確定、昇職の基準を中心とする人事協約などである。これらの基本要求は「合理化」事案より先行解決とし、その前進をはかる。……

㈡　第三次長期計画後半の「合理化」について。今日提案されているものでも九月段階で決着がつかないものは当然持ち越されていく。さらに、五万人のあとに七万七千人の「合理化」が待ち構えている。いまから予想される第三次長期計画後半の「合理化」の中心

は、赤字閑散線区の営業廃止という広範な地域にわたって国民に直接関係のあるきわめて重要な内容の「合理化」である。その規模は次のとおりである。すなわち、当局の分類による⑥純ローカル線は、従来は鉄道がその地域の交通の主体だったが、道路網の整備や人口流出などにより客貨ともに輸送量が逓減の傾向を示しており、若干の通勤・通学輸送のみを残す線区に変貌している。そこでこれに相当する約六千キロの線区――国鉄全営業キロの三分の一に近い――を廃止する、というのである。さらに、継続となっているCTC・RC化、ヤードの自動化、車両基地の統合、駅業務の民間委託、営業新体制、保線作業の大型機械化、医療の合理化などによって、予算定員漸減の方針に転換してくると予想される。……そこで第三次長期計画後半の闘争については、中央委員会で具体的な方針を決定することとする。

(三)　労働時間の短縮について。公労委調停案にもとづいて、五万人「合理化」反対闘争の基本要求の重要な柱の一つとして、①早期解決と実施、②休日増を中心に勤務の基準確定を含めた時短内容、③次の時短への足がかりを残す、という方針で対処してきた。いまで一交と日勤乙については協定したが、交渉中の時短については完全実施実現のため全力を傾注する。時短闘争は賃上げ闘争ほど発展してこなかったことを十分に反省し、安易な考えで第三者機関にたよることなく、みずからの力でたたかいとる気構えを持って望むことを原則として職場討議を進める。

(四)　退職年齢の引上げについて。数年来、平均寿命の延伸の事実、退職後の実態、他公社、民間企業などの事例から、退職年齢の引上げをつよく当局に要求し、毎年、年末から年始にかけて地方のたたかいを複合させながら交渉を強化してきたが、難航している。そのため、次善の策として、やめる決心をした人の諸条件をとりつけながら（特退協定）、やめたくない人を守るために、各級機関は白紙委任状をとって退職を強要しようとする当局に対峙し、結果として退職年齢を引き上げる実績を残していこうと確認しあい、取り組んできた。しかし、実際には毎年約一万人が退職し、今日五五歳以上で職場に残っている人はわずかに一一九一人にすぎない。今後具体的に取り組む方法として、次の三案がある。①退職年齢引上げのため、本年度は特退協定を結ばない（これによって生ずる問題点を予想すると、まずやめたい人の割増しがつかない、ということがある。昇職・昇格、ベースアップ、新規採用のストップや強制配転、場合によっては定数の剝奪などの攻撃がかけられることも予想されるが、これに耐えていけるかどうかが問題である）。②従来どおり、やめたい人に限って退職協定を結ぶ（この場合、従来と同様「勧奨」と称する退職強要がおこなわれることが予想されるが、やめたくない人はがんばり抜く決意を固めるとともに、白紙委任状を提出させ、これをみんなで包んでたたかい抜くことができるかどうかが問題である）。③当分のあいだ現状のままという当局の主張を認め、退職の諸条件を少しでも有利にするよう交渉を強化する（この場合には、今日の国鉄財政、共済組合経理の事情などから、抜本的に退職条件が有利になることは相当困難であろう）。

(五)　調査活動の強化について。職場団交権の確立にともない職場での交渉力を強化することがいま強く求められている。そのためには、団交権のある現場の分会組織が発生するさまざまな問題点を分析・整理し、要求にまとめるための調査組織を強化し、理論的な水準の向上と実践的な能力を充実させることがきわめて重要である。

今年度の調査活動は、次のような活動に重点をおいて積極的にとりくんでいく。第一には、各地方本部の調査組織を確立するために、調査員を機関で指定し、調査員会議を定期的に開催するよう準備をすすめる。第二には、「合理化」にかんする調査は従来本部が実施することが多かったが、今年度からは各ブロックごとに地方本部調査会議の交流などによって地方本部が自主的に実施するようにする。第三には、国鉄労働者の生活と健康がきわめて悪化してきていることが昨年度の諸調査の結果でも明らかになってきたので、まず生活実態調査を実施する。四二年度は大都市における国鉄労働者の生活をとらえたが、今年度は大中小都市別に、さらに勤続年数別などを考慮して、最低生活の実態をとらえる生活実態調査を実施する方針である。また国鉄労働者の健康調査としては、北九州・大阪・名古屋・東京などを中心に、アンケート調査とそれにもとづく病院などの追跡調査を実施する。

さらに同じ大会において、国労は、「五万人合理化」反対闘争の「中間総括」として次のことを明らかにした。

①六七年伊東大会以後、とくに一二・一五、三・二、三・二三の三回にわたるストライキをはじめ、東京・大阪周辺の国電、東海道本線など、全国的にかつてないほど強力な順法闘争を整然として展開した。その結果、基本要求である時短、職場団交権、賃金問題などにおいて一定の前進をかちとり、また「合理化」事案についても多くの面で当局を後退させた。もちろん、闘争は終わったのではなく、ＥＬ・ＤＬの一人乗務、電修場廃止、資材新体制、医療合理化などは今後に持ち越され、新検修体制をはじめ、電気建築施設など、各種の合理化についても重要な部分はさらに地方協議に残されている。しかも、いわゆる赤字線六千キロメートル廃止をはじめとする第三次長期計画の一二万七千人削減の後半部分はこれからの闘争にかかっている。

②第一に、「職場を基礎にねばりづよくたたかおう」という大会決定の方向に着実な前進をみせた。これは、くりかえしおこなわれた職場討議や教宣活動の成果でもあるが、合理化攻撃の急速なテンポ、全職種へのひろがり、労働条件の具体的な悪化など、当局の攻撃のきびしさを全労働者がしっかりと受けとめたからである。ただし、これらの内容にはまだ職場・地方ごとのアンバランスがあり、すすんだ職場や地方の闘争をさらに全体のものへ定着させるのは今後の課題である。第二に、合理化を受け身でとらえず、「要求をもって積極的にたたかう」という大会の方針は正しかった、といえる。組合は、基本要求の先行解決を求めつつ、それぞれの合理化事案についても要求をもってたたかいつづけた。この要求を中心とするたたかいの組織化のなかで、国労の組合員だけでなく、国労以外の国鉄労働者にも大きな影響をあたえ、最近、新潟、北陸を中心に全国的に新国労からの復帰もめだってきている。

③以上の成果と同時に、いくつかの教訓、問題も残した。第一は、闘争を一応集約する段階で組合員のなかになお多くの不満を残したことである。今後のたたかいに備えて、これらの点について十分討議し、より完全を期さなければならない。当局の「合理化」攻撃が包括的かつ無定量に労働強化をはかろうとしているのにたいし、それを阻止するための積極的な攻撃の意味で、人事協約、勤務基準、職場団交権などの基本要求を出した。これにたいする理解や討議が不足し、基本要求と「合理化」をあたかも取引するかのようなまちが

った理解もあり、若干の混乱の原因ともなった。大部分の「合理化」を中央交渉事案として、「合理化」を中央提案だけにとどめ、地方職場での提案を絶対に認めない態度でたたかってきた。これは、当局が地方や職場の態勢のアンバランスにつけこみ、一方的実施を強行することをおさえるための積極的な方法としてとった措置だが、このため中央・地方のアンバランスを生ぜしめる原因になった。今後は、中央地方職場の並行交渉、つまりそれぞれの段階で同時にたたかう方法や、あるいは中央では基準的事項だけ決め、地方闘争においてさらに問題があればそれを中央交渉へふたたび持ちあげる方法など、多面的なたたかいに前進発展させることが重要な課題となっている。第二の問題は、動労との共闘である。動力車労組はその結成の歴史などのため、なお職能・職種的要求を中心とする対処の傾向を克服できず、そのため東京をはじめ各地方で職場の組織問題を起こした。しかし大局的には、一定の成果をあげた、といわなければならない。第三の問題は、国民との結合である。五万人「合理化」は単に国鉄労働者にたいする攻撃であるばかりでなく、基本的には独占資本と自民党政権の軍国主義復活に根ざすものである。反合理化闘争と、物価、沖縄、ベトナム反戦、小選挙区制反対などの政治闘争とが、かたく結合する必然性があり、国民との共闘が重要となる理由がここにある。反合理化闘争を通じ、国鉄定期券の値上げ反対運動がくりかえしすすめられ、駅頭の乗客集会などがかつてなく広くおこなわれた。また安全輸送の確保の要求は、反合理化とうらおもての関係にあるものとして広く訴えられ、多くの国民から理解されるようになった。第四の問題は、世論対策である。交通関係のストライキや強力な順法闘争は乗客にとって迷惑であり、社会的にみても国民生活に不便をかけるものである。しかし、ストライキ行動は一時的にせよ労働者が資本の束縛をたちきって資本家や当局と対等の立場にたつための基本的な労働者の権利である。一時的な迷惑はあっても、労働者がたたかうことによって、それは労働者だけでなく、結局は国民全体の利益と権利を守ることにもなるという確信を持って、節度を持ったたたかいの展開をはかるとともに、労働者の基本権であるストライキ行動にもっと理解を深めてもらうよう努力しなければならない。そうすることが、結果において私たち自身のストライキ権奪還への一歩をすすめる近道でもある。（国労、六八年七月定期全国大会資料、参照）。

動力車　六八年五月の第二〇回定期大会において、反合理化闘争の経過について、おおよそ次のように総括した。

①第一九回臨時大会の決定は、㈠助士廃止撤回、㈡検修新体制反対、㈢業務の部外委託反対、㈣事務の近代化・集中化反対の四本の柱にしぼり、㈠運転保安の確立、殉職事故の撲滅、㈡予算定員の拡大、㈢時間短縮、㈣労働基本権の確立の四つの要求を前面にだし対決することを決めた。②一二月四日におこなわれた反合理化ストライキ投票では、投票率八八・二%、賛成票は対投票比七九・三%（昨年七六・二%）、対組織比七〇%（昨年六七・六%）であり、昨年に比して三%の前進を示した。③国労との共闘については、反合闘争の歴史から若干問題があったが、中央に両組合による共闘委員会を設置してとらおもての関係にあるものとして広く訴えられ、多くの国民からた。五万人合理化闘争の成否は、今日計画されている公務員の一二万人合理化、全逓・専売など他の公労協関係の合理化および民間主要産業の寡占化による合理化に重要な影響を与えるものとして位置

づけ、反合闘争としては三池闘争につぐ規模の共闘体制をつくることができた。④部外委託をめぐるたたかいの一環として、大阪地本より提起された職安法違反についてのたたかいは、国労が労働協約を締結したという困難な客観情勢をのりこえて問題を提起し、労働大臣との交渉、国会議員による現地調査などで追い込み、部外委託について修正せざるをえない立場に当局を追い込んだ。⑤さきの四本の柱については、最終的に次のように中間的に集約した。(イ)助士問題はひきつづき協議するとした。(ロ)検修新体制については、部外委託の規制、夜勤制の棚上げ、検査長の職制化の骨抜き、検査省略の規制などをおこない、当初の計画をほぼ骨抜きにし、一〇月の乗務員需給計画を粉砕した。(ハ)燃料掛の労働条件については、部外委託の姿勢をのりこえて問題を提起し、労働戦術面でも混乱を生じて、組織的不信感は根強いものがあったが、あらゆる角度から討議・検討し、最終的に共闘にふみきり、動力車の方向にそった反合のとりくみをさせることができ、当局の執拗な分断工作（三・二一などにおける時短、賃金問題などの国労のみにたいする一方的提案）をも排除し、当局の当面の計画を粉砕できた。

さらに「運動の基調と展開」のなかで、次のような一二項目の反合理化闘争方針を明らかにした。

①中心課題である助士廃止、検修関係の勤務体制と昇職基準、事務集中化反対、部外委託反対について、組合要求を貫徹する。②中央段階で決着がつくまでは、「配転には応じない」、「機関助手なしでは乗務しない」、「一方的な転換養成には応じない」の「三ない」運動を組織全体としてもう一度確認し、反合闘争の体制をより強化する。③戦術的には半日以上の反復ストライキおよび指名ストを含む車種別・線区別全面ストライキを配慮し、中央委員会、全国代表者会議で決める。④一〇月ダイヤ改正に向かって、八月以降、時間外および休日労働拒否を含むダイヤ改正の一切の協力を排除する。⑤七月の参議院選挙闘争を通じ、五万人合理化と乗客の生命の安全組織がそこに焦点をあわせたたたかいを組織化したことは成功であった。(二)第一～三次長期計画にわたる過程で、車検委答申粉砕というたたかいの積上げが今次反合闘争の基礎になったことは否めない。しかし、このたたかいを通じ、多くの克服すべき問題点を各級機関の役員、活動家の真摯な努力によって消化できた運動の帰結が今次闘争を強力なものにした。(三)国労は従来反合闘争について、基本的には合理化に反対であるが、戦略的に条件闘争とし、したがって戦術的にも非常に弾力のあるものであった。そのためにわれわれの反合闘争とつねにズレをきたし、

理化との結合を、積極的に中央・地方でとりくみ、総評規模での反合闘争に発展させるよう努力する。⑦とくに都市交通の合理化問題について、交通共闘の場で積極的に調整して、国鉄五万人合理化の決戦段階のストライキと結合させるよう努力する。⑧検修新体制など、中間総括をした問題は、中央・地方でとりくみ、必要によっては特認または全国ストライキを配置して、組合要求の貫徹をはかる。⑨一〇月ダイヤ改正に向けて最大の努力をするが、組合要求が通らない場合、情勢によっては、年末年始の繁忙輸送時に反復ストライキを配置してたたかう。⑩時短については、ナマ要員をはりつけた時短という基本線で、反合闘争の決戦期と結合して解決をはかる。適正要員確保については、地方における交渉、職場闘争と職場交渉をつみかさね、必要によっては地調委を戦術的に活用して、大衆行動、特認ストライキを配置して解決をはかる。⑪動力車乗務員の労働条件は、近年における列車速度の高速化と動力の近代化などにより、年とともに劣悪化してきており、基本的労働条件のあり方について抜本的に再検討を加えるべき段階にあり、加えて深夜交番と勤務の問題が依然として未解決であるので、これらを本年の主要解決目標として一〇月ダイヤ改正に向けて積極的にとりくむ。⑫ドライバーコースが準備段階にはいるので、協定の趣旨を意思統一し、先任権確立のたたかいがさらに前進できるよう職場段階の取組みを強化する（動力車労組、第二〇回定期全国大会運動方針、参照）。

六九年四月二五―二六日、動力車労組は臨時大会を開き、「国鉄当局が助士廃止を強行したばあいは、組織の命運をかけてたたかう」との方針を決定した。この臨時大会は、去る四月九日、一人運転に調査を打ち切り、「一人運転の機熟す」とする報告書を提示したことを重視し、開かれたものである。この大会で決定された闘争内容は、おおよそ次のとおりである。

①助士廃止の粉砕――動力車労組をめぐる客観情勢はいっそう厳しくなっており、多くの困難が予想されるが、組織の命運をかけたたたかいにより局面の打開をはかることが、動力車労組に課せられた任務である。助士廃止撤回のため、全組織の意思を統一し、組織の総力をあげて対決する。②ストライキ体制の確立――当面、国鉄当局は助士廃止を六月一日強行実施の態度にあることから、五月三〇日前後に全日反復ストライキを配置し、当局計画を阻止するたたかいを組織する。臨時大会以降、組合員家族を含めたあらゆる集会を開き、EL・DL委報告書の無効を確認して、強力な闘争体制を確立する。③同報告書の無効を確定するたたかい――委員会は、助士廃止をめぐって、国鉄当局が提出した資料と、動力車労組の経験的判断とのあいだにある断層を、科学的、客観的に埋めるために設けられたものである。そのため、同委員会は、最低でも乗務員の一交番（運転の仕事の一組合せ）の追跡調査や、濃霧、暴風雨、雪、夜間、特殊線区などの諸条件を徹底的に調査し、結論を求める任務を持っていたはずである。だが、今回の報告書（答申）は、その最低限の任務すらも充足されていない以上、その無効を確認し、これを確定するためのあらゆる手段を講ずる。

事実、五月一二日、国鉄当局はEL・DL委報告書にもとづき、六月一日以降昭和四五年一〇月までに五次にわたり、「電気・ディーゼル機関車の機関助士を全廃し、一人乗務とする」との提案をだした。この提案は、すでに報告書の提示以前から用意されたもので

あり、必要な調査・検討までも省略するほど、報告書の提出を急がせ、その提出と同時に一挙に強行しようとしている意図は明白である。動力車労組は、この提案が東大教授大島正光委員長と国鉄当局が一体となって権力を背景に強行するものであり、無効の報告書による提案は撤回すべきである、と反論するとともに、ただちに内外に向けて声明書を発表した。

今度の提案は、①一人乗務とするための車両改造を六月二日から実施する、②六月一日以降、全線区にわたり一人乗務とする、③そのための労働条件を検討するなどがおもな内容となっている。これにたいし、動力車労組は、①報告書の取扱いについての協議を先決とする、②話合いのルールを確立し、③そのうえで内容について協議すべきである、と主張している。

【動力車労組の「声明書」】　国鉄当局は、五月一二日、さきに提示されたデッチあげのEL・DL委報告書にもとづき、六月一日以降数次にわたり、「全線区の助士廃止・一人乗務」を実施する、と提案してきた。EL・DL委報告書については、正式委員である鶴田正一阪大教授が一一日に、①報告会の会議に参加していない、②結論は科学的根拠が不十分である、③したがって、この報告書を科学的根拠に助士廃止をすることは納得できない、と公表している。さらに、予備調査の主任調査員である国鉄労研の小木和孝、斎藤良夫両氏も、「報告書全般に疑義あり」と異論を唱えている。このことは、報告書が助士廃止の根拠とするに足るものでないことを示すばかりか、国鉄当局が国鉄の安全に対する世論の期待を踏みにじり、助士廃止を強行するために、大島委員長と一体となって卑劣な陰謀としか考えられない。／かかる欺瞞にみちた調査報告書をもとにした国鉄当局の今次助士全廃提案は、労使の紛争を深めるだけである。……／今後、国鉄当局が、われわれの主張や国民の世論の期待に反し、今次提案にもとづき、あくまで助士廃止を強行するならば、乗客と自らの生命を守るため、助士廃止白紙撤回を要求し、断固反復全日ストライキをもって闘う決意である（『総評新聞』六九年五月一九日、「機関助士廃止」反対闘争特集号、参照）。

全逓　第一部で明らかにした郵政長期合理化計画案を、当局側が六九年四月中に実施すると提案したのにたいして、春闘中の全逓はストライキを反復し、また休暇闘争などによって全力をあげて闘争した。そのなかで、全逓は、時間短縮と合理化にかんする基本要求について合意に達しないかぎり、いっさいの個別計画の協議を拒否することとし、計画の中止または延期を要求した。その結果、郵政省は、当初の計画を延期せざるをえなくなったが、四月二五日、六月以降実施の再提案をおこない、これ以上の計画延期はありえないとの態度を表明した。これにたいし、六月に開かれた全逓定期全国大会は、合理化反対闘争につき次のような基本的方針と具体的方針を決定した。

まず基本的方針。①基本的に、時間短縮先議確定、合理化にかんする九項目の基本的統一要求を実現する方針を堅持する。時短については、週四〇時間二日週休制をめざし、合理化の推進による成果の一部分が分配されるのを待つのではなく、合理化実施前に確定させる。合理化にかんする基本的統一要求九項目は、個々別々の、あるいはその時点ごとの労働条件の確保だけでなく、将来に向けて、どこまでの労働条件の保障を約束させるかをねらいとしている。②闘争を強力にするため、各級・機関職場において、各級・事業研究委員会が中心となり、合理化計画案が実施されたら各地域・職場でどのような問題が発生するかを分析し、職場の討議をくりかえす。③個別計画の一方的実施にたいし、いっさい協議を拒否し、徹底的

な抵抗行動を組織する。この方針は、当局にたいして、真に組合との合意による協力をえないかぎり、絶対に円滑な実施は不可能であることを事実をもって知らしめ、その反省を迫ろうとするものである。また、事業要求立案闘争は、今後の郵政事業のあり方にたいし労働者と国民の立場から地域大衆の利益とも結合し、真の郵政事業の発展と労働条件の確保をめざす長期的な闘争である。

次に具体的方針。①長期合理化計画の具体的分析と事業要求立案闘争。②一方的強行にたいしては、(a)事前準備にたいする非協力、(b)機械搬入、工事着工などの阻止、(c)強行搬入以降の非協力と抵抗、(d)全国的な非協力と抵抗の闘争を、情勢・条件を的確に判断しながら展開する。③郵便番号の記載率を高めるための諸施策にたいしては、今後いっさい非協力の態度でのぞむ。④労働災害・職業病対策について、労使委員会設置の協約化を中心に追及し、国家公務員災害補償法の改正についてもその検討に着手する。⑤合理化反対の前段闘争として要員確保の闘争を強化し、協約を完全に守り、平常能率で業務が正常に運行できるかいなかを検討する。⑥事業要求立案闘争について、資料提供や立案闘争の具体的指導のために各地方本部が果たす役割は重要である。またそのために、中央の郵政事業近代化特別対策委員会などの活動を強化する（全逓、六九年六月定期全国大会議案書、参照）。

【参考資料】(1)総評、六八年定期大会議案書　(2)同、長期路線委員会中間報告　(3)春闘共闘委員会、第二回合理化反対・時短・災害中央討論集会資料　(4)同盟、六九年度全国大会運動方針　(5)鉄鋼労連、六八年定期大会議案書　(6)同、合理化調査速報　(7)自動車労連、六八年定期全国大会運動方針　(8)電機労連、六九年定期大会議案書　(9)全国一般、六八年定期大会運動方針　(10)食品労連、六八年九月定期大会議案書　(11)私鉄総連、六八年定期大会資料　(12)同、『私鉄新聞』六八年七月一〇日号外　(13)炭労、六九年二月臨時大会資料　(14)北村昭三「誇り高きスローガンの敗北——苦難の中の炭鉱労働運動」（月刊『労働問題』六九年六月号）　(15)国労、六八年定期全国大会資料　(16)動力車、六八年定期全国大会運動方針　(17)『総評新聞』六九年五月一九日、「機関助士廃止」反対闘争特集号　(18)「労働と安全」にかんする研究者の会、『電気機関車・ディーゼル機関車一人乗務の安全問題資料』六九年四月　(19)全逓、六九年定期全国大会議案書

Ⅶ 権利闘争

概要□四・二最高裁判決と労働基本権の奪還――都教組事件判決の内容／仙台安保六・四事件判決の内容／四・二判決以後の権利闘争の展望――地方公務員の定年制立法化反対闘争――春闘権利確立討論集会

概要

一、一九六八～六九年は、公務員の争議行為の刑罰からの解放を基本的に確定した四・二最高裁判決を頂点として権利闘争の着実な進展を示した。四・二最高裁判決は、公務員労働者の労働基本権についての最高裁の考え方を明確化し、さきに出された全逓中郵事件の成果をふまえて、さらに実質的には違憲判決に迫る水準にまで前進させるものであった。そこでは全体の奉仕者性、公共の福祉論という抽象的な理論による争議権保障の否認を排除し、地公法三七条の争議行為の禁止規定がいかなる争議行為をも全面的に禁止するものと解するかぎり違憲の疑があることを明確化せしめ、そこで禁止している争議行為の枠をしぼらせた。その結果、紙一重の差で違憲論を承認せざるを得ないところまで最高裁を追いこんだものといってよいであろう。さらに、地公法六一条四号のあおり行為についても限定的な解決論を展開させ、刑事罰からの解放を確立し、また、安保六・四事件でも、そうした地方公務員法にたいする考え方を国家公務員についてもそのまま採用し、政治目的をもった争議行為のすべてが刑事罰の対象となる行為ではないことを明確化せしめた。こうした判決は、他方で、官公労働者の争議行為や組合活動を理由とした懲戒処分からの解放にも新しい展望を開いたものといってよ

いであろう。二〇年に及ぶ労働基本権奪還のたたかいのうえで、それは大きな成果であったと評価しうるとともに、またその運動の前進に大いなる展望を切り開いたものといってよいであろう。

一、地方公務員の定年制法案反対のたたかいも、長期にわたって展開され、強力にたたかわれ、その法制化の阻止に成功した。このたたかいが地方公務員労働者の権利闘争の前進に大きな役割を果たすものであったことは否定しえないことであろう。

一、春闘共闘委員会の権利討論集会は第四回をむかえ、さらに前進した討論がおこなわれた。問題はそこでの討論の成果がいかに職場に定着し、具体化したたかわれるかということである。いずれにしても職場からの討論集会の積みあげがそれを果たすであろうし、参加者の自覚と具体的な行動が望まれるところである。

1　四・二一最高裁判決と労働基本権の奪還

昭和二三年占領軍の指示による政令二〇一号によって公務員のストライキ権が剝奪されてから二〇年に及ぶ抵抗運動がつづけられた。ことに、日本の労働運動の前進が、労働者のなかに労働者意識を確立し、組合がたたかう姿勢を身につけてくるにいたる昭和三〇年以降になるとスト権奪還闘争は本格的なたたかいへと発展していった。そうしたたたかいのなかで、法廷闘争による基本的奪還のたたかいは大きな成果をおさめた。すなわち、従来、最高裁判所は国鉄弘前機関区事件判決（昭二八・四・八）に示された考え方――公務員が全体の奉仕者であること、したがって公共の福祉のために全体の奉仕者のもっている労働基本権を制限することもまたやむをえないものであるとする簡単な理屈によって政令二〇一号とその後継である公労法、公務員法の合憲性を悪条件に承認してきた。しかし、さきに述べたような労働者の意識の高まりとそれを基礎にしてたたかう姿勢を身につけた組合の形成、そして、それを背景とした労働基本権奪還のたたかいの推進は、まず下級審において多くの成果をおさめ、ついに昭和四一年一〇月二六日には全逓中郵事件判決で、最高裁の従来の態度を変更せしめた。そこでは、まず公共の福祉という簡単な理屈を捨て、ストライキ禁止の合憲性が認められるための次の四条件をあげて、スト禁止の範囲に一定の制限を示した。すなわち、①制限は必要最少限度に止めること。②制限は職務の公共性の強いものに止めること。③制限違反にたいする制裁は必要な限度をこえてはならない。とりわけ単純なストライキに刑罰をもってのぞむべきでない。④制限にはそれに見合う代償措置を講じなければならない。そして、次の三つの正当なものでなくなる場合以外は刑罰による制裁をうけないとしていわゆる刑事罪からの解放を判示した。①政治目的のためにおこなわれる場合。②暴力をともなう場合。③不当に長期に及ぶなど国民生活に重大な障害をもたらす場合。

しかし、以上の判断は公労法適用労働者にかんするものであって、公共性がより強いとされた公務員労働者に対してどのような判断が下されるかが問題であった。

都教組事件判決の内容

こうした全逓中郵事件の判断をふまえ、公務員労働者にたいしさらに前進させた考え方を示したのが、都教組事件に対する六九年四月二日の最高裁判決であった。

都教組事件というのは、一九五八年四月都教組が都教育委員会の勤評実施決定に反対して一斉休暇闘争をおこない、長谷川都教組委員長ら七人が地方公務員法第一条四項（あおり行為）に違反したとして起訴され、一審無罪二審有罪のち、最高裁であらそわれてきた事件である。

最高裁四・二判決は、まず公務員の職務は一般に公共性が高いとした中郵事件における考え方を実質的に修正して、「公務員の職務の性質・内容はきわめて多種多様であり、公務員の職務に固有の、公共性のきわめて強いものから、私企業のそれとほとんど変る所がない公共性の比較的弱いものにまで到るまで、きわめて多岐にわたっている。ごく一般的な比較論として公務員の職務が私企業や公共企業体の職員の職務に比較して、より公共性が強いということができるとしても、公務員の職務の性質・内容を具体的に検討し、その間にその差異をかえりみることなく、いちがいにその公共性を理由としてこれを一律に規制しようとする態度には、問題がないわけではない。ただ公務員の職務には、多かれ、少かれ直接に公共性が認められるとすれば、その見地から公務員の労働基本権についても、その職務の公共性に対応するなんらかの制約を当然の内在的制約として内包しているものと解釈しなければならない。しかし、公務員の労働基本権に具体的にどのような制約が許されるかについては、公務員にも労働基本権を保障している憲法の根本主旨に照し、慎重に決定する必要があるのであって、その際考慮すべき要素は、全逓中郵事件判決において説示した通りである」とし、公務員の職務内容の公共性の高い低い具体的な検討のうえにたって、その職務の内容の公共性の高い低いによって禁止の合理性を考えるという立場を明らかにした。

したがって地公法三七条がすべての地方公務員のいっさいの争議行為を禁止していると読むならば、そのかぎりでは労働基本権を必要の限度を越えて制限しているものとして違憲の疑をまぬがれないとする。

そして、地公法三七条は争議行為を一率に禁止しているが、憲法に合わせて解釈すると、三七条の趣旨は、「地方公務員の職務の公共性に鑑み、地方公務員の争議行為が、公共性の強い公務の停廃をきたし、ひいては国民生活全体の利益を害し、国民生活にも重大な支障をもたらすおそれがあるので、これを避けるための止むを得ない措置として地方公務員の争議行為を禁止したものにほかならない」とし、地方公務員の争議行為は地方公務員の職務の公共性の程度が強弱さまざまであるので、ただちに公務の停廃をきたし、国民生活全体の利益を害するとはいえないし、また同じ争議行為といっても、いろいろな態様のものがあり、きわめて短時間の同盟罷業または怠業のような単純な不作為のごときは、ただちに国民全体の利益を害し、国民生活に重大な支障をもたらすおそれがあるとは必ずしもいえない。したがって、「地方公務員の具体的な行為が、禁止の対象たる争議行為に該当するかどうかは、争議行為を禁止することによって保護しようとする法益と、労働基本権を尊重し保障することによって実現しようとする法益との比較衡量により両者の要請を適切に調整する見地から判断することが必要である。そしてその結

果は、地方公務員の行為が地公法三七条一項に禁止する争議行為に該当し、しかも、その違法性の強い場合ももちろんあるであろうが、争議行為の態様からいって、違法性の比較的弱い場合もあり、また実質的には、右条項による争議行為には該当しないと判断される場合もあるであろう」として、地公法三七条が禁止する争議行為の枠にしぼりをかけ、公務員の争議行為の中でも地公法三七条にいう争議行為のあることを明確化したのである。

さらに、地公法六一条四号のあおり行為にたいする処罰規定の適用についても「ただそれは争議行為自体の違法性の強いものであることを前提とし、そのような違法な争議行為のあおり行為等であってはじめて刑事罰をもってのぞむ違法性を認めようとする主旨と解すべきである」といっている。

さらに、「あおり行為」そのものについても限定的に解釈すべきであるとし、「地公法にいう争議行為等のあおり行為がすべて一律に処罰の対象とされるべきものであるかどうかについては慎重な考慮を要する。問題は、結局、公務員の争議権奪還闘争の第一し、保障しようとする憲法上の要請と公務員についてはその職務の公共性に鑑み、争議行為を禁止すべきものとする要請の二つの相矛盾する要請を現行法の解釈のうえで、どの様に調整すべきかの点にある。労働基本権尊重の憲法の精神からいって、争議行為禁止違反に対する制裁、特に刑事罰をもってする制裁は極力限定されるべきであって、この主旨は、法律の適用解釈に当っても充分尊重されなければならない」とし、「ことに、争議行為そのものを処罰の対象とすることなく、あおり行為等に限って処罰すべきものとしている地公法六一条四号の主旨からいっても、争議行為に通常随伴して行なわれる行為のごときは、処罰の対象とされるべきものではない、それは争議行為禁止に違反する意味において違法な行為であるということができるとしても、争議行為の一環としての行為にほかならず、これらのあおり行為等をすべて安易に処罰すべきものとすれば、争議行為者不処罰のたてまえをとる前示地公法の原則に矛盾することにならざるをえないからである。したがって、職員団体の構成員たる職員のした行為が、たとえあおり行為的な要素をあわせ持つとしても、それは原則として刑事罰をもって臨む違法性を有するものとはいえないというべきである」といっている。

以上の判断のうえにたって、全員無罪の判決をおこなったのが都教組事件であった。

この判決によって、以上の判旨で示されているごとく、まず、従来最高裁が示してきた公務員の全体の奉仕者性、公共の福祉論による労働基本権制限の単純な合憲論（前掲国鉄弘前機関区事件）を破ったのである。そして、それがいわば、公務員の争議権奪還闘争の第一の手掛を切り開いたものといってよいであろう。そして、この判決では、そうした考え方を基礎にして、まず地公法三七条の争議行為を全面的一率に禁止したものと解する限り違憲の疑いをまぬかれないとする判断を導き出し、さらに、公務員の争議行為でも法の禁止していない種類のもののあることを明確化したのである。このことは、まさに、実質的な違憲論を具体的には展開したものといってよいであろう。スト権奪還闘争の具体的な、しかも大きな前進を示したものと考えてよいであろう。

さらに、あおり行為に対する処罰規定の適用についても大幅な制限＝しぼりをかける解釈を展開し、その面からもスト権に大きな解

放をもたらしたといってよいであろう。そして、さらに、地公法三七条が禁止する争議行為の幅をしぼったことは、最近、官公労労働組合において強力に推し進められようとしている争議行為に対する懲戒処分からの解放についても、明るい展望を示したことを意味するものといってよいであろう。都教組事件・最高裁の判決はスト権奪還闘争の大きな前進として評価しうるものであり、さらにそれをたたかいとってゆくために新しく展望をも切り開いた。

ところで、こうした成果をたたかいとってきた要素は、なんとしても、戦後二十数年にわたるたたかいのなかで労働者の意識を高め、たたかう姿勢を身につけた組合作りの成果であったことは改めていうまでもなく、法廷闘争のみに依存した運動だけがそれを導き出したものではなかった。日教組の槇枝書記長も以下のようにその点を強調する。「この判決をかちえた原動力は、何といっても度重なる処分・弾圧にもめげず、悪法を乗り越えて巻き返し、繰り返し正当な要求をかかげてストライキを組織してたたかってきた官公労働者の団結の力であったことを確認すべきであろう。そしてこの大衆運動の発展のなかで、これを背景とした弁護団各位の献身的な御努力、精力的な御健闘と、進歩的学者文化人を中心とする世論構成によって、この勝利判決を導きだしえたものと確信するものである。」

仙台安保六・四事件判決の内容

ところで、以上の都教組事件と同じ日に、最高裁は安保六・四事件について判決を言い渡した。安保六・四事件というのは、一九六〇年六月四日全司法仙台支部が安保条約改定に反対して仙台高裁構内で集会を開き、職員の登庁をはばむピケを張ったことに関連して、支部組合員八名が国公法違反、住居侵入罪容疑で起訴されていらい争われてきた事件である。

最高裁はこの事件にかんする判決においては、都教組事件で示した地公法三七条及び六一条四号についての合憲解釈を国公法九八条二項および一一〇条一項一七号についてそのまま採用するというたてまえをとりながらも、なお有罪判決を判示した。

すなわち、裁判所職員の争議行為の制限は、「すべて司法権は裁判所に属するものとされ、裁判所はこの国家に固有の権能に基づき、国民の権利と自由を擁護するとともに、国会社会の秩序を維持することをその使命とすることに鑑みると、このような裁判所の行なう裁判事務に従事する職員の職務は、一般的に公共性の強いものであり、その職務の停廃は、その使命の達成を妨げ、ひいては、国民生活に重大な障害をもたらすおそれのあるものといわなければならない」としている。六月四日の職場大会についてみると、「裁判所の職員団体の本来の目的に鑑みれば、使用者たる国にたいする経済的地位の維持・改善に直接関係があるとはいえないこのような政治的目的のために争議を行なうがごときは、争議行為の正当な範囲を逸脱するものとして許されるべきものではなく」とのべて、六・四事件が政治的目的のためのストライキであり、そのようなストライキ争議行為の正当な範囲を逸脱するものとして許さるべきではないとするか、それに加えて、「かつ、それが短時間のものであり、また仮りに暴力などを伴なわないものとしても、裁判事務に従事する裁判所職員の職務の停廃をきたし、国民生活に重大な障害をもたらすおそれのあるものであって、このような争議行為は、違法性の強いものといわなければならない」とした。

さらに、あおり行為について、「被告人等の右行為が、裁判所職員の行なう争議行為に通常随伴するものかどうかについて考えてみるに、被告人等の中、裁判所職員でなく、かつまた裁判所職員に関係のない第三者である、被告人坂根、千葉、手塚の行なった行為は、裁判所職員の行なう争議行為に通常随伴するものと認めることが出来ないことは明らかである」として、原判決が有罪とした結論をそのまま支持した。

安保六四事件は都教組事件と異って有罪の判決をなしたのであるが、まず、最初にも示したように地公法上の都教組事件に示した考え方をそのまま国公法上にも適用することを承認しているわけであり、さらに、安保六・四事件では、結果は別として、かりに争議行為が政治的な争議行為であったとしても、そのこと自体からただちに刑事制裁がでてくるという考え方は示していない。つまり、目的が如何であれ、労働組合が争議行為を行なった場合には、単純な怠業または同盟罷業のような不作為についてそれ自体を刑罰の対象とすることはできないとする考え方を一貫して採用しているのである。したがって争議行為の刑事罪からの解放という大原則を確立したものとして、スト権奪還闘争の前進のうえにきわめて大きな意義をもつものであることを確認して置くべきであろう。

四・二最高裁判決は以上のように、スト権奪還闘争のうえに大きな成果をもたらしたと同時に、新しい展望をも開いたという意味で高く評価すべきであろう。

2　四・二判決以後の権利闘争の展望

四・二判決が、政令二〇一号体制を打ち破るスト権奪還闘争をさらに大きく前進させ、その輝かしい展望をきりひらいたことはまちがいない。この重大な成果をふまえて、さらに権利闘争をいかに推し進めるかこそ重要な課題であろう。ことに問題は、一方で四・二判決の結果をいかに職場に定着させるか、それを基礎にして新しく確信に満ちたたたかいを前進させるか、ということである。

しかし、同時に当面ことに必要なことは公務員労働者への懲戒処分からの解放をいかにたたかいとってゆくかということであり、さらには、文言を離れた解釈によってしか合憲性を維持できないようなストライキ禁止立法を撤廃させ、労働者の権利を労働者自らの手に握るためのもっとも根源的な、基本的なたたかいをいかに推し進めてゆくかということであろう。すでに、大阪教組、高知教組、群馬教組、京都教組等の各勤評闘争事件については、この四・二判決の結果として、検察側の控訴取下げという一定の譲歩を余儀なくさせ、またこれに関連する行政処分の取消しという事態が生み出されてきている。こうした新しいたたかいの進展とともに、国労、日教組等を中心に懲戒処分からの解放をいかいとるための法廷闘争がいよいよ大規模に展開されてきているのが現状である。

ところで、この点について『総評権利レポート――現段階における権利闘争の問題点は何か――』は以下のようにその展望を考えている。

【総評権利レポート現段階における権利闘争の問題点は何か】　権利闘争の展望と、今後どう取り組むかという点については、いろいろな角度から現在まで検討が続けられてきた。まず、第一に考えられるのは、一〇・二六中郵判決、四・二都教組判決の経過が示すように、労働運動からの刑事罰解放という問題については、一つの前進をかちとることができた。しかし今後不当行政処分、懲戒罰からの解放という問題については、非常に大きな隘路がある。それは政府当局の基本的姿勢にかかわる問題があるためである。

一面不当行政処分に対する取り組みについて、まず考えるべき点は、行政処分については、ＩＬＯの条約勧告適用委員会の第五二回総会における報告書、あるいは最高裁の判決の内容等々から考えれば、ドライヤー報告書が指摘するように、日本の行政弾圧は基準なり実施方法はきわめて過酷であるということを示している。少なくとも懲戒処分については、人間的考慮を十分尊重して運用されなければならない。また、日本の官公労働者に対する懲戒処分はきわめて厳格すぎるという指摘と、それから、組合運動の遂行にきびしく、かつオーバーに規制をされているという、日本の過度の法律主義是正をめざしての闘いが、重視され積み重ねられていく必要がある。

なお、条約勧告適用委員会の解釈について、特に一〇五号条約が指摘をしている刑事罰の解放の原則と、不当行政処分がはたして妥当な形で行なわれたかどうかという基準の設定とは、これは共通した内容を持っていると考えてよいのではないか。しかし、一〇五号については日本政府は未批准であるし、ここに指摘してあるのは、強制労働の禁止であって、行政処分には関係ないという抗弁をすることは間違いない。これは、やはり刑事罰は課せられない、すなわち無罪であるという行動に対して、職場規律を保持する、あるいは組合運動を規制するという立場から弾圧を行ってきた場合には、世論がこのことを許さない。そのときには、公労協各単産をはじめ日教組や自治労ほかの官公労働者が、実力行使の積み重ねによって今日四・二判決に象徴される国家権力の一定の譲歩である。刑事罰解放をかちとってきたように、これに対してあらゆる巧妙な形でしかけてくる、政府・独占の攻撃に対処をしていく姿勢を、早急につくっていくということがまず第一の点である。そのためには全労働者が権利問題、あるいは、特に不当行政処分からの解放のために、われわれは何をすべきであるかという総学習運動を展開し職場の大衆闘争を強めていく必要がある。

それは、まず四・二判決の積極面を定着させること、つまり刑事免の対象たる争議行為の範囲を単純下作為（職場放棄）からピケットなど積極的行為にまで拡げさせ、名実ともに争議の不可罰原則を国家権力に承認させることである。第二には、この判決の消極面を大衆行動を中心にした法廷内外のたたかいによって克服すること、とくに公務員・公労協労働者の政治ストをふくむ政治活動の自由を拡大し確立すること。第三には、四・二判決の示唆をふまえ、ストライキ禁止自体の違憲性と民事免責の承認を実質的にかちとり、そして争議禁止・処罰規定の改廃と、官公労働法制の抜本的再検討を要求していく立法闘争へと前進させていくことである。

そして、そうした権利闘争は、いわゆるスケジュール闘争であってはならないことは申すまでもない、この点を右『レポート』も以下のごとく指摘する。

「権利闘争の展望について何年先にストライキ権を確立していくのか、ストライキをわれわれの手に取り戻すのかという論争が、最近少くなってきた、毎年、あるいは毎時点が権利闘争のヤマ場であり、これを積み重ねることによってわれわれの明るい展望をとり出していくんだという考え方に変りつつあるのは、国際的にみても、各県の労働者の闘いが着実に前進していることを実証しているからではなかろうか。」

地道な、毎日毎日のたたかいの積みあげが、四・二判決の成果をもたらしたわけであり、さらにそれのみがスト権奪還を本格的にた

たかいとってゆく唯一の道であろう。

3　地方公務員の定年制立法化反対闘争

地方公務員の地位と権利を守るたたかいの重要な環として、定年制立法化反対のたたかいが強力に推進されてきている。地方公務員に対する定年制の立法化はすでに昭和三一年に提案され廃案に押しきり、昭和四一年にも法案が準備されたが陽の目をみず、さらに昭和四三年（五八国会）に提案され、これもまた廃案となった。その間自治労を中心とした強力な反対運動が展開され、それぞれ右にみたように、執拗な政府側の意図を排除して廃案においこんできた。しかし、政府はさらに昭和四四年にいたって、執拗にも六一国会に再び地方公務員法の一部改正という形で定年制を実現すべく、法律案を上程した。

こうした動きに対し、自治労を中心とした「地方公務員関係労働組合共闘会議」が結成され、強力な反対運動が展開されつつある。右会議はさらにこのたたかいを全国的な共闘に発展、展開させるべく以下に示すごとき内容の共闘要請を出した。その内容を示すことが定年制法案反対闘争の内容を明らかにし、その運動の方向を示すものと考えられるので長文ではあるが掲示することとする（一九六九・一・一六）。

「この定年制法案は、単に定年制施行だけではなく、地方自治体の首切り、賃下げ、労務管理強化等一切の合理化政策の中心的政策として提出されているのでありますが、次の理由によってこれに反対し、国会通過を阻止することを決意しています。

第一、戦後の公務員制度の基本骨格の一つである分限条項の改善は慎重に行なれるべきで、財政上の理由のみで改悪することに反対であります。特に、国家公務員に設けられないまま地方公務員に設けられることは不合理であります。

第二　改正案の内容は、条例により定年を定めるとして地方議会に一任していますが、団体交渉権など労働基本権の確立のないまま、私たち地方公務員の意見が反映し難い議によって、勤労の権利がうばわれることは不当であり反対であります。民間企業の定年制は、団体交渉、労働協約で労働基本権が保障された中での制度であり、基本的に別な問題であります。

第三　当局は、職員の新陳代謝上必要があるといいますが、多くの自治体で本人の希望を中心に、退職条件の改善による退職勧奨を組合と協議し、実効をあげていますし、その結果、国家公務員より年齢別構成が若く概ね円滑にいっているのです。だから新らたに法制化することは必要ないし、反対であります。

第四　今回の提出法案は、「特別職による再雇用」を法で決めることが考えられていますが、これは退職者に対する配慮よりも公務員制度の基本的改悪に通じるもので、絶対反対であります。

また、再雇用期の年金支給、年金制度に不公平をもちこみ、不合理であり社会保障制度審議会もこれに賛成していません。特に保障されていません。

第五　退職後の地方公務員の生活は必ずしも保障されていません。特に官公署のみに一生を捧げた一般職員は、民間企業への再雇用の道は、非常に困難であります。生活上の切実な事情からも反対であります。

第六　平均寿命が毎年延びている今日、また数年後には若年労働者の不足が急速にすすむといわれている今日、定年制をとることは時代錯誤の法案だと考えます。諸外国の例からみても、定年制はあっても、ずっと高い年齢で設定されています。

したがって、われわれはこのような定年制法制化を断じてみとめるわけにはいきません。

われわれは、この法案阻止の闘いは自らの権利と生活を守る闘いであることはもちろん、やがては国家公務員に波及することを防ぎ、さらに、民間公労協労働者の年功序列賃金の矛盾と対決する大幅賃上げの闘い、不合理な定年の大幅延長の闘い、当面する退職手当増額の闘い、基本的には老齢年金の西欧水準への大幅引上げの闘いと全く共通した闘いであることを理解し、春闘の大型賃上げ闘争参加と共に、国会闘争の中心的課題としてとりくみ、重要なヤマ場にはストライキを以って闘い抜く決意であります。

各単産の御支援共闘を要請する次第であります。」

以上の要請をおこないながら、具体的な行動としては、二〇〇万請願署名運動を展開し（現在約六万名署名）三月一一、一二日両日一〇〇〇名全国動員をもって地公労春闘総決起集会を開催し、各省交渉、国会工作をおこなった。さらに四月および五月にもそれぞれ中央動員行動がとられている。これらの諸行動の積み重ねの結果、再三再四企てられた定年制立法化の動きは、国会における法案の廃案という形で、本年もまたその実現を阻止した。

4　春闘権利確立討論集会

春闘共闘は第四回の権利確立討論集会を二月六日から三日間にわたって開催した。分科会は以下の五分科会にわかれて討論が展開された。

第一、刑事弾圧の背景と法廷闘争および不当労働行為とのたたかい。第二、職場における権利闘争および協約闘争と組織強化。第三、職場での労災点検闘争とたたかいの社会問題化。第四、婦人労働者の権利問題。第五、権利闘争の課題と今後の展望。

以上の討論集会は過去三回の経験をふまえ、職場での討論の積みあげのなかでおこなわれ、相当な成果をあげたものと考えられる。しかし、問題はそれがいかに職場に定着し、具体化されるかということである。そのためには、職場からの討論の積みあげと、参加者の自覚と具体的行動が望まれる。

VIII 社会保障闘争

概要□健保特例法延長反対、医療保険の抜本改革をめぐる闘争――政府管掌健康保険の赤字の大幅圧縮／中央社保協、総評社保対部長会議の闘争方針／自民党医療基本調査会の医療保険抜本改革試案／第七回社会保障討論集会／健保特例法延長案と日雇健保の改正案／社会保険審議会の答申をめぐる経過／医療保険闘争の総括／自民党の抜本改革案「国民医療対策大綱」／医療労働者のたたかい――札幌医大労働者のたたかい／青森県黒石市立病院労働者のたたかい／年金闘争と高齢者対策――第二回高齢者集会／国民年金裁判、「牧野さんを支援する会」の発足／労災・職業病のたたかい――労災職業病防止のためのブロック研修会／六九年春闘における労災補償闘争／第二回公害対策全国連絡会議

概要

一、六八年から六九年前半にいたる労働組合による社会保障闘争のなかで、もっともはげしい政治問題、社会問題化したのは、医療保険抜本改革とくに自民党医療基本問題調査会案の動向、さらに六九年に入り健保特例法の二年間延長する法案、これに付随して日雇健保改訂案などの政府の施策にたいするたたかいである。総評、春闘共闘委員会、中央社保協、健保共済改悪反対連絡会議は、社会保険審議会にたいして抗議行動をくりひろげ、六九年四月以降は連日国会内外を軸に抵抗闘争をおこなった。総評、春闘共闘委員会は六八年秋には運動の方向を明確にし、六九年一月以降史上初の一票投票によるスト権を集約にとりくんだ。中央のたたかいにつれて各都道府県評、中央単産や支部、地区労単位に無数の学習会、決起大会、デモ、署名運動等がなされたが、本節では省略した。

一、六九年四月、自民党医療基本問題調査会は、六八年一〇月の鈴木調査会案をだいたいそのまま踏襲してかねて懸案の「国民医療対策大綱」なる抜本改革案を公表した。

一、六八年春の新潟県立病院の医療労働者の夜勤制限闘争、看護婦の増員要求のたたかいが、知事と妥結したことは、医療労働者の

たたかいを刺激し、六八年秋から火を吹きはじめた。とくに六九年一～四月、公立病院の医療労働者の全国的たたかいに発展し、大きな成果をかちとった。このたたかいはその後も拡大している。この夜勤制限と増員要求の闘争は、そのまま患者国民の看護サービス、ひいては医療サービスの危機を改善させるたたかいであり、生命と健康を守るたたかいに直結する。そして劣悪なわが国の医療政策に挑戦し、矛盾不合理の多い医療保険政策をえぐるたたかいとなっている。

一、公的年金の積立金を財政投融資の資金源としている収奪政策にたいする労働者、労働組合のたたかいは、まだ本格的ではないが第二回の高齢者集会、自治労を中心とする定年制打破のたたかい等がとりくまれた。

一、労働災害、職業病のたたかいは着実に前進している。権利自覚、安全衛生の点検、活動家の養成、再教育などが労働組合の手によってすすめられている。こうした宣伝啓蒙がすすめられているなかで、総評、中立労連の統一要求としての企業ごとの死亡一時金増額要求は六八年、六九年とつづけられ、職業病の認定、補償をかちとった例も少なくないが、具体的なたたかいの事例については省略した。また、全国各地で激化し、拡がりつつあるさまざまな公害闘争は、地域ぐるみの住民闘争になり、地方自治体をまきこんでいる。この公害闘争については簡単にしかふれなかったが、こんごは大きな比重を占める幅の広い社会保障闘争の一つとしてとらえる要があろう。

1　健保特例法延長反対、医療保険の抜本改革をめぐる闘争

概況

一九六七年八月、国会史上未曽有の与野党の激突のすえ強行された健保特例法は、二年間の時限立法であった。この期限は六九年八月末日で切れる。それまでに自民党および政府は、医療保険の抜本的改革法案をつくり、公にして国会に提出することを公約していた。したがって六八年度後半より六九年度前半にかけての医療保険分野における動向と、それにともなう労働組合を中心とする医療保険闘争は、健保特例法による一部負担の増大（初診時二〇〇円、入院時一日六〇円の一部負担と外来一日一剤一五円以上労働者本人負担という法の強制をもってする実害）を減らすたたかいとともに健保組合、共済組合の民主化闘争を主体にした恒常的なたたかい（六五年いらいとりくみが大きく前進してきている）であり、最大の関心事は、自民党医療基本問題調査会がどのような医療保険の抜本改革案を作成しこれを公表するかにあった。

自民党は六八年春の統一地方選挙、六月の参議院選挙をまえにして、そのさなかに公約の医療保険抜本改正案をまとめ、公にすると宣伝をおこなったが、それは実現できなかった。健保、共済改悪反対の全国的なたたかいの中核をなしていた健保・共済改悪反対中央連絡会議は、六八年六月五日、事務局団体会議をひらいて参議院選

挙における健保闘争方針を確認した。これを六月八日、中央社保協では各単産、団体、地域に要請をした。それは「情勢の特徴として政府自民党は医療保険の改悪案の作成を選挙後にまわし、九月ごろ具体案をつくるであろう。

そのために健保闘争の要点として要求は(イ)給付水準のひきあげ、患者負担ひきあげ、療養費払い制、財政調整などをねらう医療保険抜本改悪反対、(ロ)被保険者の保険料ひきあげ反対、ひきあげ分は全額資本家負担、各制度の赤字は全額国で補てんせよ、(ハ)国庫負担を当面、健保三割、共済組合短期二割、日雇健保八割、国民健康保険に五割の定率化せよ、(ニ)保険料の労使折半負担反対、保険料負担割合を労働者三、使用者七とせよ、(ホ)すべての給付は本人、家族ともに一〇割で治るまでとし、出産、予防給付を新設せよ」というものであった。これらの重点要求は、労働組合を中心とした総評、中央社保協のかねてからの要求であったことはいうまでもない。これにともない職場や地域で無数の小集会、要求と決起集会を組織していくこと、六月以降の地方議会に大衆的請願、陳情行動をおこなうことなどを要請した。

健保闘争を地方統一選挙や参院選挙戦で展開するとすれば、健保特例法の一部負担金増大にともなう実質的賃金の低下、健保特例法と薬価基準大幅引下げによる医療保険の赤字のいちじるしい圧縮、さらに六七年一一月の厚生省事務局の医療保険抜本改革試案などにみられる未曽有の後退改悪案のバクロなどに焦点をあわせるべきであったが、こうしたたたかいを選挙戦で展開したのは、民医連を中心とした民主的な医療団体（患者同盟や医療労組）と、日雇健保にたいするきびしい行政措置によって給付の打切り、圧縮をうけていた日雇労働者（全日自労、全建総連）などで、官公労をのぞいて積極的なたたかいを展開したとはいえないようである。

政府管掌健康保険の赤字の大幅圧縮

六八年の六月末、厚生省は政府管掌健康保険の赤字が大幅に減少したことを明らかにした。これは、一九六四年いらい四年間、健保・共済組合の赤字対策として、労働組合を中心にした反対闘争にもかかわらず強行された健保特例法と薬価基準の大幅引下げのもたらしたもので、いかにその影響が甚大なものであったかを明らかにするものであった。

それだけ労働者や医療機関の被害が大きかったわけだが、それは予算の赤字見込が決算の赤字見込額で大幅に下回っていることからも明らかである（第152表）。

厚生省は六七年度当初、政府管掌健保の累積赤字額一〇〇〇億円（実際は九八七億円）六七年一一年間で七四五億円の単年度赤字となり、金利を含めると合計約

第152表　過去2カ年間の政管健保赤字収支見込

	1967年（昭42）度		1968年（昭43）度	
	特例法成立時見込	決　算	予算編成時見込	決算見込
保険料収入	3,212億円	3,295億円	3,850億円	3,863億円
国庫補助	225	225	225	225
その他	4	6	6	8
歳入計	3,441	3,526	4,081	4,096
保険給付費	3,728	3,571	4,163	4,129
（うち医療給付費）	3,351	3,221	3,790	3,720
その他	33	13	22	12
歳出計	3,761	3,584	4,185	4,141
差引不足額	△320	△ 58	△104	△ 45

〔備考〕 69年2月社会保険審議会提出資料による。

第153表　駐留軍要員健保組合における健保特例法等の影響について

		本人分	
一部負担金の増額による給付の減少	(67.9～67.12)	△ 17,750,000円	
受診率の低下（約4％）	(67.9～67.12)	△ 19,640,000	
薬価基準引下げによる	(67.10～68.2)	△ 11,973,000	△ 6,010,000円
点数引上げによる	(67.12～68.2)	18,913,000	9,358,000
合計		△ 30,450,000	3,348,000

〔備考〕 1) 被保健者数50415名
2) 第59回駐留軍要員健保組合会監査報告書

一八〇〇億円の赤字に達するので、どうしても赤字対策としての健保特例法の実施が必要であるとくりかえし宣伝したのであったが、健保特例法成立時（六七年八月）の赤字額三二〇億円が、六八年三月末の決算でなんと五八億円にいっきょに減少したのである。

健保特例法による被保険者の実害がどのようなものであるかを明らかにしたのに全日本駐留軍労働組合（全駐労）の調査がある。全駐労は健保組合闘争で先駆的なたたかいをしてきた。この全駐労は従来から、駐留軍要員健保組合の理事会、組合会議を一般組合員の傍聴のもとに開催し、しばしば労使団交の場としたり、健保組合問題でストライキをおこなう等、積極的な健保闘争を展開してきたが、健保特例法にたいしてもその実害を組合独自に調査して公表してきた。このような調査に組合がとりくむこと自体たたかう武器をつくることであることはいうまでもない。それを紹介すると第153表のとおりである。

これによると、全駐労では特例法などによって三ヵ月に四〇〇〇万円弱の財政効果があがったわけで、六八年春闘賃上げ一ヵ月分の八〇％に相当するとして組合員に特例法への関心とに医療保険抜本改悪反対を要請した。

健保特例法による一部負担金を、六七年度に、被保険者に還元した組合は、一四一組合（初診時一部負担金還元六三組合、入院時一部負担金還元一三一組合、投薬時一部負担金還元七二組合）にのぼる。つまりこの一四一組合が健保特例法の一部負担金の実害の一部ないしすべてを組合員に還元したことになるが、このうちのどの程度が労組のとりくみによるものかはっきりしない。しかしかなり広範に宣伝され、とりくまれはじめているので、かなりの部分は労組→組合会議などで規約を改正して成果をあげたものと推測されるし、この傾向は六八年度になって、さらに増大したであろう。ともかく一四一組合ということは、一三四〇余の健保組合の一割強にすぎず、全体としては弱い。この一四一組合の六七年度の還元金額の合計は一億一五六万円（半年以内で）にのぼっている。

中央社保協、総評社保対部長会議の闘争方針

中央社保協は、六八年七月一九日、第九回運営委員会をひらいて、七月以降の統一行動の目標（来年度社会保障予算案、医療保険抜本改悪反対、第二回高齢者集会、労災・職業病対策、公害対策など）について協議し、医療保険抜本改悪反対については、大要つぎのように確認した。(イ)八～九月を教宣強化月間として署名、宣伝、学習、活動者会議などを中央、地域でおこない、地方では地区社保協と地区健保共闘会議を中心にして教宣活動をつよめる、(ロ)九月を中心に地方自治体、地方議会にむけての請願要求提出などの大衆行動を実施していく。中央では八月以降、審議会対策、厚生省交渉、各党工

作などをおこなう。(イ)一〇月～一一月を行動強化月間として、(ロ)をさらに強める。

こうして主要労組、県評、県労協、地区労段階での学習会がとりくまれていった。

中央社保協は、六八年九月二八日第一一回運営委員会を開いて、「自民党の医療基本問題調査会の医療保険抜本改革案がいよいよ煮つまってきたこと、厚生省は六八年八月、七〇歳以上の老人に一〇割の医療給付や出産手当の増額などのいわゆる園田厚相案をおしだし、抜本改革への不評を緩和していること、行政管理庁は社会保険全体の管理運営のため保険公社計画をたてる」などの情勢を分析し、六八年度総評定期大会における、六八年の秋から六九年の春にむけて、医療保険の抜本改悪をストライキをふくむ統一行動で阻止するという方針にもとづいて、さらに具体的な行動強化月間を決めた。この時点で夏から秋にかけて、健保改悪阻止のスト権をたてる方針をきめた単産は私鉄、全自運、全自交、全日通、合化労連、化学同盟、紙パ労連、全印総連、全駐労、医労協、全日自労、全建総連、炭労、全鉱であった。一〇月二九日医療保険抜本改悪阻止第一次全国統一行動の実施をはじめ、一一月、一二月末までの行動日程をきめた。

さらに、総評は、一〇月二、三日群馬県伊香保で、労災担当者も含む社会保障対策部長会議を、単産、地評代表者四三名で開催し、医療保険抜本改悪阻止のたたかい、厚生年金制度改正対策、労働災害・職業病対策、物価闘争などについて協議し、医療保険問題については、次のことを確認した。「医療保険改悪の意図は、軍国主義復活政策『合理化』計画の主要な一環であること、このために強い対決が必要だという意見がだされ、四五〇万労働者の一票投票を全国的に統一しておこない、中立労連・同盟にも働きかけること、労働者が一年に一度全国いっせいに自分の健康をみつめなおす機会を設定しよう。『合理化』『生産第一主義』のもとであらゆる職場に労働災害・職業病が続発しているが、この問題はこれまでの『労使協力』の枠では解決されないこと」。労働運動史上はじめての健保改悪阻止のための一人一票投票による全国的統一行動の方針がうちだされたのはこの集会であった。

自民党医療基本調査会の医療保険抜本改革試案

総選挙において医療保険の抜本改革を公約した自民党は、その立案を医療基本問題調査会（会長は六八年一月、灘尾弘吉氏より鈴木善幸氏に代わった）にすべて一任した。鈴木調査会は、六八年二月三月の段階で、日経連、健保連、総評、同盟その他関係団体の意見を聴取し、参院選挙のあと、主として日本医師会を中心に日本歯科医師会、日本薬剤師会などの意見をきき、とくに日本医師会（会長武見太郎）との対話が七、八、九月の三ヵ月のあいだにひんぱんにもたれた。こうして一〇月二五日、鈴木調査会の小委員会は、成案を得て調査会総会に提出したが、自民党総裁選挙、党三役、厚相の更迭などを予期してこの案は公開されなかった。しかし、この具体案の大要は、六八年一〇月三〇日、東京全日通会館で開かれた健保・共済改悪反対全国連絡会議（参加一八単産、九団体、社共両党、一五県評、一五地区健保共闘代表など約一三〇名）の席上、総評安恒政治福祉局長が明らかにした。

それによると、鈴木調査会案の概要は「(1)各被用者医療保険の本人と家族を分離し、本人は中央医療保険公社に一括する、(2)健保組

合、共済組合は公社の事務取扱い組合とする、(3)家族は国民健康保険とあわせて都道府県単位の医療保険公社に一括する、(4)各医療保険の保険料率は、毎年厚生大臣が決定する、(5)療養費払制（現金窓口払い＝たてかえ制）を大幅に導入する、(6)給付は原則として本人一〇割、家族および国保は七割にするが、自己負担制をつよめる。」というものである。この案が基本的にうけつがれて後述の六九年四月の医療基本問題調査会の小委員会案→自民党案となった。

その直後にひらかれた健保・共済改悪反対全国連絡会議は、以上のような改悪案を粉砕するため、「雇用主にむけた保険料労使負担三対七、本人、家族一〇割給付を団体協約で実現させる要求と、抜本改悪反対の要求を一体としてかかげ、総評が決定しているスト権確立のための一票投票を成功させ、これを春闘共闘委員会など全労働組合にひろげ、労働者のストライキ行動を中心にする全民主勢力の統一行動で反撃していくこと」をきめた。

中央社保協第一二回総会

六八年一一月五、六、七日三日間、熱海市伊豆山で中央社保協第一二回総会が開かれた。参加団体は三五労組、六団体、社共両党、一二県評、一二地域社保協、八地域健保共闘代表一四五名である。第一日目、肥川事務局長の基調報告と活動方針提案、二日目は、厚生省事務局の抜本改悪案につづく自民党の前記鈴木調査会案、大蔵省財政審議会意見などの本質やねらいについて討論が集中した。そして社会保障制度としての医療保険を公社案によって事実上解体し、国と資本の責任を放棄し、給付水準の切下げ、療養費払いの拡大、保険料率の大幅引上げをねらう改悪であることを明らかにし、正式の政府案発表待ちでたたかいをすすめるのではなく、すでに職場、地域でずまいている生命と健康破壊にたいする憤りを雇用主にむけてたたかう条件が現実にあることを重視し、一人一票投票によるスト権確立を成功させるために点検と学習活動の精力的なとりくみが強調された。この中央社保協総会での宣言は、社会保障全般にわたるものであるが、その全文は次のとおりである。

【中央社保協総会宣言】　いまや自民党・政府は、本人と家族をきりはなし、保険料の独裁的決定、療養費払いの拡大、健保組合、共済組合のぶっつぶしをねらう保険公社構想をはじめとする医療保険制度の文字通り抜本改悪を強行しようとしている。さらに収奪の制度である厚生年金、国民年金にも大改悪を加え、労働者、国民のふところからいっそうまきあげることをねらっている。また失業保険の給付にもいろいろの制限を加え、改悪するばかりかその資金を資本家の職業訓練にまで利用させようとしている。これら一連の社会保障大改悪の根源には、一機五億円の戦闘爆撃機を四倍もする一機二〇億円の戦略爆撃機に買いかえることに端的にあらわれているように、軍国主義復活の道を歩みながら日米独占資本の利益を拡大するために労働者、国民の生活を圧迫する自民党政府の政治姿勢がある。

しかしながら、社保協一〇年の歴史は、職場、地域でのたゆまぬ活動が着実に前進をとげ、これらの大改悪にたいして反撃する力を日に日につよめてきている。われわれ全国から参集した七八団体一四〇名は三日間の熱烈な討議を通して、今日の緊急な情勢をきびしく受けとめ、いまや医療保険制度の抜本改悪にたいして、労働者・労働組合の二票投票実施による画期的なストライキ闘争をはじめ、職場・地域における労働災害・職業病、年金、失業、高齢者、貧困などの諸要求を結集してたたかうことを決意した。このたたかいを発展させ、七〇年安保再検討期の歴史的なたたかいに引きついでいこう。われわれはここに送りだしてくれた全国の労働者、国民の切実な要求、切実な期待にこたえる道は、この三日間の実りある討議と決意をあますところなく、直ちに職場・地域にもちかえり、たたかいの火を拡げることである。われわれはこの光栄ある任務に向ってまい進する。一九六八年一一月七日

中央社保協第一二回総会

第七回社会保障討論集会

六九年二月一四日から三日間、東京久保講堂（第一日、第三日）と都内各会場において中央社保協主催の第七回社会保障討論集会が開かれた。参加者は労働組合、民主団体、県評、地区社保協代表約一三〇〇人。第一日目には記念講演松尾日本女子大教授、基調報告肥川事務局長、特別報告（地方公務員定年制＝自治労、日雇健保改悪＝全日自労、失業保険改悪＝全林野）がおこなわれ、第二日目は一〇分科会に分かれ、終日討論がおこなわれた。その要約・確認は次のとおりである（『社保協ニュース』）。

【医療部会】　四二年の健保特例法闘争以降のたたかいの総括のうえに、職場と地域を基礎にして労働者のスト一票投票を軸として中央・地方の統一行動を発展させる方向を明らかにした。

【労災・職業病部会】　職場のたたかいはいままでの混迷から脱してたたかいの方向を見出しつつあり、これをさらに統一して発展強化する。

【失業保障部会】　全産業の合理化攻撃の主要な柱としての位置づけを明確にし、全労働者の共闘によって攻撃をはねかえしていく重要性とその方向を明らかにした。

【生活保護】　生活を守る地域共闘の重要性を確認しあい、朝日訴訟闘争やこれまでの基準ひき上げ闘争の成果と教訓をふまえて七〇年安保にむけた六九年春闘のなかに全地域の共闘として発展させる。

【社会福祉部会】　国の責任を明確にし、身障児や老齢者などの自主的運動がつよまっており、さらに全国的な運動として発展させる。

【労働者福祉部会】　自主福祉運動の意義と役割を正しく認識しあい、各事業団体はもとより、労働組合内部においても組織的対応をとり、労働運動、労働者大衆とともに統一して発展させる。

【公害部会】　公害の根源を明確にし、労働者を中心に被害者、科学者、医師、婦人などを幅ひろく結集し、長期の展望をもってねばり強くたたかっていく。

【物価・減税部会】　当面の焦点である国鉄運賃値上げにたいし、反合理化と結合させ実力闘争を阻止しようとたたかっている国鉄労働者のたたかいを全労働者、国民の支援共闘で成功させ、さらに消費者米価、電信電話料金、公共料金値上げ反対、食管制度を守るたたかいを強化・発展させていく。減税については法廷闘争、地域における減税組合の結成を機に、中央地方で具体的な行動をおこしていく。

こうして三日目の全体会議で各部会報告、全国のまとめ、アッピールを採択した。このアッピールのなかで「ある金属の労働者は訴えています。『職場に山積する怒りをいまこそ爆発させよう』と。ある零細業者、商人の代表はのべています。『わたしたちもぎりぎりのところにきている。いっしょにたたかわせてくれ』と」たたかう決意を述べている。

健保特例法延長案と日雇健保の改正案

六九年一月に入って事態は大きく変わってきた。一つは六九年国家予算案編成の段階に、六九年八月末の健保特例法の期限切れにもかかわらず医療保険抜本改正法案の作成が間に合わないことを理由に政府・自民党が健保特例法を二年間延長して当面を糊塗しようとしたこと、もう一つは医療保険の抜本改正時に改正することが公約されていた日雇健保をそれをまたず赤字対策を骨子とした改悪案となって国会上程が予定されたことである。

厚生省は六九年一月一七日、社会保険審議会に次の三点を正式に諮問した。

(1)健保特例法の有効期間を二年間延長し、昭和四六年八月三一日まで延長すること、(2)健康保険および船員保険における分娩費の最低保障額を次のように引上げる。本人六、〇〇〇円→一〇、〇〇〇円、配偶者三、〇〇〇円→一〇、〇〇〇円、それにともない保険料率を一、〇〇〇分の一ずつ引

上げる。すなわち政管健保は特例法延長もふくめて一、〇〇〇分の七一に、船員保険は一、〇〇〇分の五九へ、(3)日雇健保の給付と保険料を左（第151表）のように改める。

この健保・日雇健保法改正案は六九年前半六月末まで政治的に社会的に、わが国の社会保障分野で最大唯一のはげしい問題になったが、そのあおりをうけて、健保特例法延長法案は、後述するように撤回され、まったく異質な健康保険改正法案に移行し、日雇健保改正案は内容も変わり、国会不成立になった。つまりこの一月下旬の両保険の改正事項を厚相が社会保険審議会に諮問し、公表したことによって六九年の春闘のなかの健保闘争が軌道にのったといっても過言ではない。このことは前述の第七回社会保障討論集会にまず反映した。

第154表　日雇健康保険改正案と現行法

	現行		改正案
保険料	日給480円以上　26円 日給480円未満　20円 擬制適用　26円		日給1,700円以上　90円 〃 1,700円～1,000円　60〃 〃 1,000円～480円　30〃 480円未満　20〃 擬制適用　90〃
	療養期間	2年	2年ぎれのとき資格のある者（前払月28枚）に限り1カ月ずつ延長
	傷害手当金	期間　22日 額1級　330円 2級　240円	期限　27日 額1,300円（1,700円以上）800円 （1,700～10,000円）400円（1,000円未満）
	出産手当金	期間　21日	期間　28日　額は傷病手当金と同じ
	分べん費	本人　4,000円 配偶者2,000円	本人　20,000円 配偶者　10,000円

〔備考〕　保険料は擬制適用以外は労使折半

社会保険審議会の答申をめぐる経過

審議会ではまず健保特例法延長案と日雇健保改正案を一括審議にするか、個別に審議するかが問題であったが、六九年一月二七日、被保険者代表の強い発言で、一括審議を排して、(1)健保特例法延長、(2)分べん給付、(3)日雇健保の順に審議することとなった。以後一〇数回の審議がおこなわれたが、これには、日雇共闘を中心とする多数の傍聴者が参加した。こうして、三月二〇日、まず健保特例法延長案についての答申が、総評、中立、同盟、事業主それぞれの意見を完全併記してなされた。総評はただちに「声明」を発表し、①一昨年の政府の責任事項である抜本改正措置を怠ったうえに、赤字処理を労働者、国民に再び転嫁するものであること、②財政効果だけでなく、労働者、国民の現金負担の増加、受診抑制などによる制限給付を恒常化、制度化させることを目的としたものであり、応急的政策の名をもって制度のあり方そのものをなしくずしに既成化しようとするきわめて不明朗なものである。③これらの抜本改悪にはストでたたかう、とその立場を明らかにした。

一方、社会保険審議会の答申が問題となっている最中、四月三

日、総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会は政府の怠慢をつき、「まことに遺憾である。医療保険の抜本改革はイギリスの王立委員会のような権威のある機関をつくってあたれ」とデリケートな答申をおこなった。

なお、日雇健保改正案の審議は難航し、五月二三日、答申された。この答申は、厚生大臣の諮問事項に次のように若干の改善が加えられたものであった。①療養の給付期間については原案のほか現行二年を二年半に延長する。②傷病手当金の支給期間を、原案二七日を、三〇日に延長する。③出産手当金の支給期間を、原案二八日を、三〇日に延長する。④埋葬料を本人現行四〇〇〇円を一万円に引き上げる。⑤擬制適用被保険者の保険料は第三級（九〇円）に格付けするが、一年半に限り第二級（六〇円）に格付けする。

以上の答申にたいし、総評および中立労連を代表する委員は、給付内容を他の医療保険水準なみに引き上げること、被保険者の過重負担になる保険料を引き下げること、国庫負担を五割以上とし、適用範囲を拡大（擬制適用を含む）すること、受給要件を緩和し、手続きの簡表化などの問題が根本的に解決されるべきであるとして答申に反対した。

日雇健保改正案は、社会保障制度審議会をへて国会に提出されたが、健康保険法改正案、防衛二法改正案、大学立法審議で国会が混乱したため衆院本会議での趣旨説明はおこなわれなかった。

厚生省は健保特例法延長法案とともに、日雇健保改正案の成立を強くのぞんでいたが、日雇健保改正案が趣旨説明すらおこなわれなかった背景には次に述べるはげしいたたかい、とくに全建総連、全日自労を中心とした労働者の抵抗が大きく影響したことも否めない。

かねて日雇健保改悪を予期して結成されていた日雇健保共闘会議（全建総連、全日自労、全港湾、全林野、全競労、農村労連）は、日雇健保改悪を察知して、六九年一月一一日、改悪反対の声明を発表して総評会館内に共闘事務局を設け、一票投票のとりくみ、社会保険審議会、国会などへの要請行動を起こした。一方、健保・共済改悪反対中央連絡会議でも、各団体から専従者を派遣することをきめたが、医労協より派遣され、社保協、日雇健保共闘とともに事務局体制を強化され、具体的活動に入った。

日雇健保改悪反対のたたかい

二月一二日午後一時から厚生省前で、日雇共闘参加の労組、社保協加盟の各労組、民主団体約五〇〇〇人参加のもとに「健保特例法延長反対、日雇健保改悪阻止、抜本改悪粉砕中央総決起集会」を開いた。集会は、社会党八木、共産党谷口国会議員の激励の挨拶のあと、社・共・民社・公明の四党への協力要請の代表および各班一〇名編成の各労組への共闘要請代表団一〇班、厚生省にたいする交渉代表団などを選出し、厚生省構内デモ、国会請願行動、各党議員工作をいっせいにおこなった。また一〇班の労組要請団は次の各単産に共闘の申入れをおこなった。全鉱、動力車、全国金属、全造船、全逓、全電通、国労、自治労、合化労連、全専売、食品労連、全石油、私鉄、鉄鋼労連、全日通、全国セメント、日放労、マスコミ共闘、日教組、炭労、全炭労、全印総連、出版労協。

二月二六日、医療保険抜本改悪粉砕、健保特例法阻止、日雇健保改悪反対中央総決起集会が全日自労、全建総連、全競労、全国金属、全鉱、炭労、私鉄、造船、全商工、医労協、保団連、全生連その他社保協傘下の各労組、民主団体から七〇〇〇人が結集し、厚生省構

内をびっしり埋めて開かれた。集会は社会党八木、田辺両議員、共産党紺野氏の激励の挨拶のち、主催者を代表して安恒総評政治福祉局長の挨拶、失反共闘を代表して全林野浜砂、炭鉱国有化闘争の炭労代表からそれぞれ報告がおこなわれ、各政党、主要労組、民主団体への共闘代表団一四班代表して全林野浜砂、炭鉱国有化闘争のデモ行進と国会請願行動をおこなった。厚生省（次官）交渉団などを選出し、

医療保険闘争の本格的とりくみ

三月にはいって、労働組合が本格的に春闘にとりくむと、労働組合の健保・共済改悪反対闘争はさらに大きく前進する姿勢を示した。総評は第三六回定期大会で一人一票投票による健保・共済改悪反対のスト権確立を決定していたが、六九年の年あけとともに春闘態勢に入った。総評はこの春闘のなかで大量の教育宣伝を展開し、活動者用の医療保険改悪阻止資料として壁新聞三万枚、一〇円パンフ一〇万部を作成した。また職場・地域での学習会にそなえて、十数名の学習講師を編成し、同時に一票投票用紙を作成した。各単産はこれを買取り、地評に無料配布した。この一票投票用紙は次の内容をもっていた。

この一票投票は予定より一ヵ月おくれて一月より全国的に開始された。公労協は一票投票の支援の署名運動にきりかえた。

三月二八日、春闘第二次統一行動の日、中央では前述のように五〇〇〇人集会がもたれ、全国各地の数多い都道府県評は、この日、医療保険改悪阻止を中心として大小の決起大会、学習会、デモをおこなった。たとえば香川県評は高松において二〇〇〇人の健保改悪粉砕の講演と決起大会を開くなどである。三月二八日、健保改悪粉砕、最賃制確立で次の各単産が実力行使をおこなった。

▽全国金属＝全組合一時間スト、▽化学同盟＝三〇組合が平日から二四時間スト、▽合化労連＝五組合が九六時間、七二時間をふくむ時限スト、▽民放労連＝四五組合（八〇〇〇人）が半日以上のスト、▽新聞労連＝三〇組合が二時間から半日スト、▽全印総連＝約一〇〇組合が二時間以上のスト、▽出版労協＝三七組合八分会（三

健康保険
共済組合
日雇健康保険
抜本改悪阻止ストライキ投票用紙

組合員名

政府自民党は保険料の引上げ、療養費払等を内容とした健康保険、共済組合、日雇健康保険制度の抜本改悪案を出そうとしている
この政府案を粉砕するとともに私達の当面の要求である

① 本人家族十割給付せよ
② 保険料負担割合を使用者七、労働者三とせよ
③ 医療保険の赤字は国と資本家が負担する
④ 国庫の負担を大幅に予算化させる
⑤ 特例法の延長に反対する

以上の五項目を貫徹するため春闘共闘委員会に結集する労働者とともにストライキで闘う。ストライキ権の意思決定を左の通り表明する。

ストライキ権を組合に委任する

賛成
反対　（○で囲む）

組合委員長殿

八〇〇人）が一時間前後スト、▽全農協労連二五組合が二時間以上のスト、▽全日自労＝二時間以上半日スト、▽全国一般＝一時間から二時間スト、▽繊維労連＝約四〇組合が三〇分から一時間のスト、▽全自運＝三〇分から一時間のスト、▽全港湾＝時限ストと荷役拒否、▽私鉄総連＝中国の井笠鉄道が始発から七時まで時限スト、▽国鉄労組＝列車掛新設に反対して客貨車区など全国一一拠点で四時間スト、▽医労協＝一時間前後のスト、▽全農林＝二時間の業務研究闘争、▽金融共闘＝一部労組が一時間以上のスト、▽国公共闘＝早朝職場集会、▽全日通＝時間外拒否（中央社保協ニュースによる）。

なお一票投票によるスト権集約その他のとりくみ状況は六月二五日現在で次のとおりである（総評第三八回定期大会報告書による）。

①投票総数、②賛成、③反対、④白紙・無効、⑤賛成率

私　鉄＝大会決定、批准終了。

全国金属＝大会決定、春闘要求とともに批准終了。

鉄鋼労連＝臨時大会決定、五〇万署名を実施中、二〇万集め厚生大臣に申し入れた。

全日自労＝大会決定。①六三、七五一、②六一、〇一九、③二、二二六、④五〇六、⑤九五・九%、中央委員会で実施決定、中闘一任。

合化労連＝大会決定、批准投票終了。

全国一般＝全国代表者会議決定、スト投票実施中、未集約。

全　日　通＝①六三、七五一、②六一、〇一九、③二、二二六、④五〇六、⑤九五・九%、中央委で実施決定、中闘一任。

医　労　協＝大会決定、六割五分集約。

紙パ労連＝大会決定。一二九組合中の八六組合でスト権確立。

炭　　労＝大会決定。①三四、八七一、②三二、四一八、③二、三七六、④五〇五、⑤九三%集約ほぼ終了。

全自交＝大会決定、一票スト投票実施中。時限スト。未集約。

新聞労連＝春闘臨時大会決定。実施約七〇〇〇人集約で賛成率八四・五%。

全　　鉱＝大会決定。①二三、八八六、②二一、四一五、③一、〇七七、④三五四、⑤九〇%。

化学同盟＝大会スト権確立。

全　港　湾＝ほぼ投票終了し、一〇〇%近くで確立。

ゴム労連＝情勢変化で具体的に検討中。

繊維労連＝中央委決定。①八、七五五、②八、一六八、③四五四、④一三三、⑤九三・五%。

全印総連＝大会決定。投票実施中で約五割集計。

全自運＝①七、九三八、②六、四二六、③四四九、④三六九（棄権六九四）、⑤八一%（四月一五日現在）。

日放労＝大会決定。①六三、七五一、②六一、〇一九、③二、二二六、④五〇六、⑤九五・九%、中央委員会で実施決定、単組の自主性による署名活動。

政労協＝三・一二評議員会で決定、単組の自主性による署名活動。

全木労＝一票投票はほぼ終わり集約中。

全海運＝一票投票はやらないが注意表明、投票をおこなう。

全硝労＝五八回中央委員会決定。①五、三七二。

日通労＝最終集約①四、七九八、②三、八三九、③二三一、④二二八、⑤八九・三%。

全九電＝最終集約、八九・三%で確立。
電　産＝最終集約、八〇・三%で確立。
国鉄共済＝①二、四六七、②二、三一三、③一〇三、④五一、⑤九三・八%で確立。八割集約。
電通共済＝電済労八七・九%でスト権確立その他は署名投票。
公労協関係
国　労＝スト参加決意表明。
全電通＝署名運動。
全専売＝四七回中央委員会でなんらかの行動をおこすことを決意。
全　逓＝検討中。
全造幣＝決意表明投票。
アル専＝決意表明投票。
全林野＝三月一一、一二日中央委員会で最終決定。公労協戦術で時間外の行動。
全印刷＝春闘要求で決意表明。署名運動。
動　労＝中央委員会決定。四月五日に実力行動、春闘要求とからみあわせて実施。
全駐労＝スト権確立している。
国公関係＝決意表明の署名行動はほぼ終わり、集約中。
地公関係＝決意表明の署名行動はほぼ終了、集約中。

連日の国会請願行動

さて四月四日いよいよ健保特例法延長法案が上程され、その他失業保険法改悪、総定員法などの重要法案が、いっせいに審議される段階をむかえて、社保協、日雇健保共闘、健保共済改悪反対連絡会議、公務員労働者は四月八日以降、波状的な請願行動をひきつよめていった。

四月八日、全日自労一二〇名、総定員法で国公共闘約三〇〇名動員。四月九日、全日自労二一八名、民医連五六名。四月一〇日、全日自労一五〇名、民医連三八名、国公共闘約一五〇名。四月一五日、全日自労二〇〇名、民医連五〇名、失反共闘二〇名。四月一六日、全日自労二〇四名、民医連四〇名、四月一七日、この日統一行動日として社保協、日雇共闘、健保共済改悪反対連絡会議、失反共闘など約二〇〇〇名、衆参両院の議員面会室をうめつくした。四月二二日、日雇共闘（全建総連七三名　全日自労二三〇名）、失反共闘一五〇名、健保共済改悪反対連絡会議（主として公労協、民医連などの民主団体）一〇〇名。四月二三日、日雇健保共闘（全建総連九二名、全日自労二七〇名）、失反共闘四〇名、健保共済改悪反対連絡会議関係一〇〇人。四月二四日、日雇共闘（全日自労二二五〇名、全建総連七四名）に民医連などの民主団体で約五〇〇名。

以上のような組織的な国会への大衆動員は五月、六月もつづけられた。中央社保協の五月はじめの行動によれば、当面衆院社労委員会の定例日火、水、木曜日に毎回五〇〇人動員、毎日午前一〇時衆議院議員面会所に集中し、情勢におうじて増強するということにした。さらに中央の統一行動を五月一五日医療関係団体を中心とした中央行動、二三日春闘共闘委員会の全国統一行動をきめた。五月二三日中央集会は昼夜二回にわたって開催、昼は日比谷野外音楽堂で一万人集会国会に請願デモ、新橋までデモ行進をした。さらに五月上旬以後各県、各地域の共闘代表による上京工作行動を要請している。こうした情勢のもとで、政府・自民党は七二日間という長期の

国会会期延長を強行し、重要法案として防衛二法、大学臨時措置法、健保特例法延長の三つの法律の成立をあくまではかることにした。こうした緊迫した政治情勢のもとで東京都議会選挙が六月二八日告示され（七月二三日投票日）、その結果自民党五四名、公明二五名、社会二四名、共産一九名、民社四名で美濃部革新都政第一党の社会党が第三位に転落した。

総評は五月二九日の拡大評議員会で、防衛、大学、健保、定年制などの反動法案粉砕のため、六月二三日の全国統一行動、七月一〇日のストライキによる統一闘争の実施をきめた。六月に入ると国会工作動員はさらに強化され、六月一〇日、一一、一二、一三、一七、一八、一九、二〇、二四、二五、二六、二七日の一二日間、公務員共闘毎回五〇〇名、社保協、健保関係（中立労連、民主団体を含む）一〇〇名、日雇共闘三〇〇名 計九〇〇名の動員を決めてこれを実行した。

国会は七月一〇日衆院社労委員会で、健保特例法を実質上廃止し、健康保険改正案という異質の法律改正法案にすりかえ、喧噪と怒号のもとに社労委員長が廊下入口で廃止、新提案、可決というまさに異常な強行採決をおこなった。そのことから正常な国会審議はまったくとまってしまった。衆院本会議は一四日延々四日間におよぶ徹夜審議ののち強行採決され、参院に送付され、参院もまた期限つき社労委員会の審議、本会議七月二九日上程され、ついに八月二日強行採決された。大学問題特別措置に関する法案も七月二九日延延たる徹夜審議をつみかさね、強行採決し、参院送付され、ついに八月三日わずか一分間で強行採決した。

医療保険闘争の総括

総評第三八回定期大会の報告書のなかで、次のように、この運動の問題点と成果を述べている。問題点としては、㋑自民党の抜本改悪が遅れ、健保特例延長法案がだされたとき、「やれやれ」という気分が活動家層に出はじめ、その後のたたかいに迫力を欠いた。また動員などの中心部隊が日雇共闘になったし、社会保障闘争の弱さを感じた。㋺同じ原因であるが、公労協、地公労、国公の組合などがスト権一票投票を署名運動に変えたことも弱さのあらわれである。㋩以上は「健保特例法」「日雇健保」などの改悪が医療保険抜本改悪の一環であるという教宣活動が十分でなかった一因であることを反省し、これを克服して今後たたかわなければならない。

運動の成果としては、ⓐ各地域で学習会がもたれ、医療保険抜本改悪にたいする討議が活発におこなわれた。ⓑ一票投票は民間単産の大部分がおこなっているが、今後のたたかいに一つの自信をあたえた。ⓒ以上のなかで生命と健康を破壊し、大衆収奪を強める政府の政策にたいする怒りが全国的に理解されはじめた。

この総評の指摘している健保闘争の問題点と成果はまさにその通りであろう。かなりくわしく紹介してきた国会動員の中味をみても、六七年七・八月当時の健保国会闘争のときより官公労や民間労組の動員が多くなったという意味で前進があったが、しかし依然として、その主力は全日自労、全建総連、民医連などであったのは事実である。しかしなんといっても六八年より六九年にかけて、総評加盟、中立労連加盟のかなりの労組が春闘に結びつけて、健保問題で一人一票投票でスト権集約のたたかいをはじめておこなったことの意義は重要であろう。このことによって、中央単産、県本部、支

部の組合幹部・活動家が健保問題の宣伝活動の先頭にたち、無数の大小の学習会、決起大会が従来にない関心と高揚を示した。七月一〇日に統一ストがとりくまれたことは一三単産にとどまったとはいえ、一つの大きな前進といえよう。社会保障闘争はようやく労働運動のなかの重要な座を占めはじめたとみてよいであろう。

しかし、健保制度にたいする政府・自民党の抜本的改革のねらいと内容についての徹底的批判と暴露が不十分であった点も指摘されよう。自民党の健保制度の改革の方向は、六八年一〇月までには自民党医療基本問題調査会（いわゆる鈴木調査会）によって、医療保険の公社方式への切替え、健康保険から家族を分離し国民健康保険の被保険者へのくりいれ、財政調整、療養費払制の導入などにあるといわれていたが、これは、六九年四月一〇日、医療基本問題調査会小委員会案が公表されることによって、その内容が鈴木調査会案をそのままうけついだものであることが明らかとなった。そのうえ、この案は、労災保険の給付事務を医療保険公社扱いにすることによって実質的に疾病保険に統合するという国際的にも異例な反動的なもので、全体として六七年秋に公表された厚生省事務局案を上回る後退案であった。この案は自民党でも党案として了承され、厚生省はこの案を土台にして、六、七月に立案作業に入っていた。事態がここまで進んでいる状況では、これにたいする徹底的批判、暴露が必要であろうが、この長期のたたかいのなかではそれが不足していたのではないかと思われる。少なくとも一票投票によるスト権集約の教宣活動のなかで切実に労働者の生命と健康と生活を守るために甚大な被害をあたえるものであり、既得権を奪うものであること等について十分に教宣活動がなされなかったのではないだろうか。こうしたことはわが国の労働運動の社会保障闘争における体質改善につながる一つの課題であろう。

自民党の抜本改革案「国民医療対策大綱」

前述したように、六九年四月一〇日、自民党医療基本問題調査会は「国民医療対策大綱」という医療保険抜本改革案を発表したが、その中心は全文のうち半分が「医療保険制度を改革する」にあてられていることからも明らかなように医療保険の改革を最重点においた案である。医療保険の改革の内容は次のような特徴をもっている。

①いままでの医療保険を勤労者保険公社にきりかえ、健保組合、共済組合はこの公社の代行組合にする。国保は市町村を保険者にするが、都道府県国保公社が財政調整、給付の事務をおこなう。つまり、公社方式にきりかえることによって、医療保険を一つの企業体にし、独立採算方式をとらせ、国や地方自治体の責任を回避しようという方向である。②労働者や公務員の家族（約三〇〇〇万人）を市町村国保に加入させる、このことによって保険料は公社の徴収する本人の保険料と公社を通して家族の保険料分を国保公社に納入するという二本建ての保険料となり、賃金生活を圧迫する。さらに健保、共済組合で保障している家族への給付は大幅に引き下げられ、国保なみの給付になる。また保健施設（海・山の家温泉保養所、運動場など）や直営医療機関の家族利用は員外利用扱いとなり、既得権が侵害される。③労災保険の給付を勤労者保険公社扱いにすることにより実質的に労災保険と医療保険を統合しようという国際的に例のない案である。労働省が強い抵抗を示すことは必至であろう。④老齢保険を新設して七〇歳以上の老人をすべて加入させ、外来一〇割（一部

負担はある）、入院七割（食事自弁）にする。カッコ内は労働者本人も同じ。この財源は勤労者保険公社と国保公社でまかなう。

こうした抜本改革案が土台になり、当分のあいだ、わが国の社会保障制度のなかで、医療保険をめぐる改悪改善の対抗・紛争はつづくであろう。

2　医療労働者のたたかい

一九六〇年から六一年に全国的に病院ストライキが激化した。これは人権闘争であるとともに、賃金闘争の特徴をもっていた。ところが、六八年から六九年春にかけて新たな内容と規模で、自治体立の公立病院を先頭にして大学病院、国立病院等でニッパチ闘争と呼ばれる二・八闘争＝夜勤制限闘争が、看護婦を中心に医療労働者によって全国各地の各施設ではげしくたたかわれた。このたたかいは、賃金要求よりも、十分な看護サービス、医療サービスがおこないうる労働条件改善（時間短縮と大幅増員要求）を特徴としているが、その基底には戦後二〇余年にわたる政府の医療政策、とくに低医療費政策、医療保険政策にたいする不満と要求があった。その意味では社会保障制度のなかの医療保険、医療制度のあり方とかたくからみあうものである。

六八年一月から三月初めにかけての新潟県立一七病院の医療労働者の夜勤制限闘争については本年鑑第三九集でふれておいた。六八年八月の自治労の定期大会は、この新潟のたたかいをさらに全国的に発展させることをきめた。総評医療労働者共闘会議は六八年一一月二日日本青年館において、医療危機突破中央集会を開き、①医療労働者の大幅増員、②看護婦の月八日夜勤、③医療保険抜本改悪を阻止しようなど強力にすすめることにした。人事院が全医労（国立系）の提訴にたいし、六五年五月「看護婦の夜勤は月八日とする、一人夜勤を廃止する」の判定がたたかいの根拠になったことはいうまでもない。

六八年三月、知事との交渉で夜勤制限、増員を獲得した新潟につづいて、秋には、富山県立、函館市立、高知県立病院などがたたかいに入り、成果をあげ、六八年一二月から二、三月の自治体の次年度予算案編成の段階で、とくに公立病院関係のたたかいが発展した。六九年六月初旬現在で、全国の病院でいわゆる二・八協定をむすんだのは二〇七、二四都道府県におよび、七五〇〇余の病院中一〇〇床規模以上の病院の二割強がたたかいとり、看護婦の増員は約一万人（日本医労協報告）に達した。このうち七割は自治体立病院である。これら自治体立病院でのたたかいを第一二回全国自治研究会（六九年六月一〇日～一三日、於富山）の第一保健衛生分科会で報告されたなかから紹介してみよう。

札幌医大労働者のたたかい　札幌医大病院は一年間延べ三〇万人の外来、四〇万人の入院患者を扱っている。六七年秋、組合（組合員約一〇〇〇人、三〇数種の職種と助教授をふくむ大組合）は一人一要求を持ちよって集団交渉をおこなった。その結果、救急部の看護婦の増員を認めさせ、六八年二月には

手術部の勤務体制と労働条件を改善させ、その成果は各科にひろまっていった。

こうしたたたかいの積みかさねのもとで夜勤制限闘争の大きな原動力となったのが、自主的労働白書――『心臓移植と医療労働者』の作成であった。この白書は、組合員、非常勤職員、看護学生、無給医が一体になって、六八年一一月におこなわれた三七項目の職場アンケート調査、外来患者一〇六一名、入院患者七八六名の患者実態調査を基礎資料としてつくられ、六九年一月夜勤制限、増員獲得のたたかいのさなかに発表された。この発表とともに、組合は職場を単位とした大衆討議をもとにして増員要求数、組合ダイヤの作成をすすめていた。さらに患者、住民へのアピール、各医局との話合いにとりくみ、地区労、道労協、とりわけ市町村住民がそのたたかいに注目し、支持協力するようになった。

このたたかいは六九年一月二七日より連夜一時、二時の団交を積み重ねた結果、次の点で妥結した。

①医師の定数増、無給医局員三〇〇人～四〇〇人にたいし、当面二万五〇〇〇円の手当を四月より支給する。②三年内計画で月八日の夜勤とする（各病棟二人夜勤を最低とし、患者の症状、業務量に応じ夜勤三人～六人）の要求にこたえ、七一年までに二〇四名の増員（要求五八八名）する。③年齢制限をやめる。④六九年三月一日より準夜勤者と深夜勤者一名につき一枚ずつのハイヤーチケットを支給する。⑤一人一要求のうち五九項目をみとめる。

青森県黒石市立病院労働者のたたかい

これは市自治体当局の徹底した弾圧のもとでのたたかいの例である。黒石市は人口四万、十和田湖の西口の農業の市である。六五年四月に市立病院が新設され、診療科目七科、ベット二九〇床、看護婦は八一名、補助看三名、夜勤月九回一人夜勤だった。組合活動は六八年一一月まで三年間ほとんどおこなわれていなかったが、六八年一二月二日、看護婦が中心になって「年休、生休がとれない。週休も守られていない。病棟の人員配置が適当でない」などの一六項目の要求を病院当局に提出した。要求項目にたいする団交はまったく進展せず、二月二二日全員集会で実力行使をもってたたかうことをきめ、自治労県本部は現地に闘争本部をもうけた。二月一五日から夜勤制限闘争に入り、三月一日組合ダイヤを当局に通告、決裂し、四日より突入、八日正午妥結をみた。

この間、当局の攻撃は激しさを増し、全職員にあてて文書警告、医師、婦長の組合脱退、個人にたいする切り崩し、市長を先頭に部課の全管理者を動員して病院への闘争を支持する職員の出入り阻止、また市職員と看護婦をだしている家庭にまでおどしをかけたり、市会議員（市議二六人中野党二人）による介入、看護婦休憩室を全管理職三〇余名で前後二回実力排除をしかけ、ついには警官二〇余名をもって実力排除するなどの弾圧を加えた。これにたいし組合は地区労と共闘をすすめ、切り崩しを阻止するため、市内旅館から看護婦を出退勤させ、準夜勤時も組合で送迎するなど創意をもってたたかった。とりわけ看護婦（組合員四一人、非組合員四〇人）の結束はかたく、患者や地域住民は有形無形に支持していた。このような力は、医局内部に混乱を引きおこし、加えて、市長、助役の主導権争いもあって、ついに「月八日制は四六年までに確立、二人制はそれまでに三病棟以上に確保、今年中に一六名増員する」と正式に調印した。

ところが三月一〇日開会の市議会で「闘争参加者全員を処分せよ」との意見に、市長は「断乎処分する」と答弁、市報「くろい

し」号外版に病院闘争を批判し、処分する旨を明らかにした。これにたいして、自治労県本部は処分反対をきめ、二七日の助役、病院長交渉、二九日人事課長、三一日市長、病院事務長交渉をおこなったが不調におわり、四月六日、市長と約六〇名の団交においても物別れとなった。そのとき引きだした処分内容によると、市労連執行部と病院支部執行部、それに闘争参加者全員を懲戒免職をふくむ処分にするというのである。その後一三日市長交渉に際して市民に「真相はこうだ」のビラをくばり当局の不当性をバクロし、マスコミも当局の非を批判しはじめた。そしてこのたたかいとともに組合側は四・一七定年制反対で三〇分時限ストのため体制をととのえた。一五日医局全員による二度にわたる市長陳情（処分をやめてほしい）もあって、ついに市長と与党議員は一五日組合の要求をみとめ、五名の訓告でピリオドをうったのである。

こうした公立病院労働者のたたかいは、現在全国的に激化している。北海道の公立病院のみで一四、青森一、山形県立一、東京都立病院、静岡県立二、市立四、福井県立一、京都市立一、奈良県立医大病院、大阪府立一、大阪市立、神戸市立一、鳥取県立一、香川県一、福岡県立一、市立二、大分県立一（以上自治労本部六九年四月初めのまとめ）にのぼり、これが東京大学附属病院、慶応義塾大学附属病院、阪大病院、その他の大学病院に波及し、六九年中にも全国的にたいする総評、中立労連、同盟の統一した動きによって厚生省、自治省、政府は安上がりの短期養成の準看護婦養成で切りぬけようとしているにはいかない。にもかかわらず公的年金制度のもつ矛盾、問題点に迫るたたかいがくまれているとはいえないのである。たとえば公的年金のもっている性格についても厚生年金、国民年金、国公共済、農林年金などそれぞれ三分の一の積立金が大蔵省資金運用部に預託され、財政投融資として巨大な国家の資金源になり、大資本擁護の

3　年金闘争と高齢者対策

たたかいの概況

わが国の社会保障闘争のなかで、年金闘争はまだ本格的なとりくみとたたかいの段階にまで高まっていない。これまで年金にたいするたたかいがなかったわけではなく、六〇年安保の年の国民年金闘争、それと前後して国家公務員や地方公務員の恩給廃止、社会保険としての共済組合化への移行期における国公労組、自治労、日教組などのとりくみもあった。また中央段階では一九六五年の厚生年金保険の改悪、調整年金創設にたいする総評、中立労連、同盟の統一したたたかいも無視するわけにはいかない。にもかかわらず公的年金制度のもつ矛盾、問題点に迫るたたかいがくまれているとはいえないのである。たとえば公的年金のもっている性格についても厚生年金、国民年金、国公共済、農林年金などそれぞれ三分の一の積立金が大蔵省資金運用部に預託され、財政投融資として巨大な国家の資金源になり、大資本擁護の

経済政策の一環をになっていることが明確にされているにもかかわらず、職場や地域の労働者、住民に知られていない。また高度経済成長下における老人問題の惨めさ、とくに世界最高位だといわれる老人の自殺率（一日に平均十数人自殺していることになる）をみても現在の劣悪な公的年金の実態を反映しているといえる。また物価上昇に伴ってますます生活が苦しくなっているにもかかわらず、欧米諸国では法制化されている公的年金のスライド制も日本では実現されていない。

さきの健保特例法問題、医療保険の抜本的改悪と年を同じくして、厚生年金保険改正の動きがあらわれている。すなわち厚生年金保険は五年目の保険財政の再計算時期が六九年であり、そのため六八年一二月、厚相より「厚生年金保険医療制度改善大綱」として作成され、六九年一月社会保険審議会に諮問されたことである。この審議会では労働者代表委員はよくたたかったが、しかし三月六日答申をえて政府は現行法を大きく修正した。その内容は、保険料納入期間二〇年を二四年にのばし、保険料率を二割引上げて一般男子一〇〇〇分の五五を六五、女子三九を四九、坑内夫六七を七七に大きく引上げることを条件にして、二万円年金（六、七年後）になるという改正法案を六九年三月一八日国会に上程した。多年の要求であるスライド制は完全に無視した。しかしながら六九年春闘のなかで、この改正法案について教宣活動のとりくみが弱く、年金闘争をおしすすめるという点についてもあまり顕著な動きはみられなかった。

ただ、直接的に年金にはかかわりがないとはいえ、地方公務員の定年制法案にたいして、自治労傘下の組織は、六九年初めより、通常国会、特別国会にむけて長期にわたり、実力行使、国会動員と全力をあげ、たたかいをくんできたことが注目される。この法案は防衛二法、健保、大学立法などの重要法案のあおりをうけて、さきの厚生年金改正法案とともについに廃案になった。定年制は、自治体の人件費削減をねらいとするもので合理化政策の一環として一〇年近く政府の懸案とされていたものであった。そしてこの定年制との関連で共済組合（長期）が問題となるであろう。

第二回高齢者集会

六八年九月一三、一四日の二日間、総評、中立、社保協主催で第二回高齢者集会がひらかれた。第一日は国労会館において、共済組合部会、民間部会、一般部会にわかれて部会討論をおこない、第二日目は部会討論をもとにして久保講堂で全体集会をひらき、今後の運動のすすめ方を討論した。

共済部会には、国公、地公、公企体など二一単産三八〇名が参加した。そこでは、長期給付のスライド制の実施、退職後の医療給付の実施、定年制、退職勧告問題などについて強い関心と要求がだされ、とくに定年制について、地方公務員定年制法案は、地方公務員だけでなく全公務員に拡大されるおそれがあることが強調された。民間部会では一一単産、二一地評四〇名が参加し、「合理化」政策が定年制、配転、転勤などと結びついて高齢者切りすてというきびしい実情がだされるなかで退職後医療を国と資本家に全額負担させる問題、さらに職場での高齢者の健康管理の重視、年金の三万円支給などについての強い意見、高齢者、退職者の組織化が強調された。一般部会には五単産一〇団体から八〇名が参加し、全日自労で働く高齢者、職のない老人などから、一人ぐらしの不安、病気の心配、寝たきりの老人、住宅の心配などの要求意見が無数にだされ、まとめとして六〇歳以上の老人に生活できる年金、無料の医療保

障、心身の休まる家とまともな仕事が共通の要求であることが確認された。二日目の全体集会は約五〇単産、団体、地方から一一〇〇名が参加し、とくに高齢者が目立った。

全体集会では、総評岩井事務局長のあいさつののち、基調報告で肥川政治福祉局次長が「仕事、年金、医療、住宅の四つを基本要求として六〇歳以上に三万円の年金と無料の医療、定年制を六〇歳へ延長、低家賃住宅の確保を当面の要求としてたたかっていく。各単産地域での高齢者の組織化、経営者に国にたいする行動の強化」に重点をおいてたたかうことが提案され決議を採択した。

なお、総評には共済組合対策委員会が設置されており六八年一二月五、六日箱根で各組合代表者会議が開かれた。会議では、統一要求、当面のたたかい方、医療保険抜本改悪反対闘争などを討議し、とくに長期給付については、〇一月いっぱいに長期の財源率をださせるよう各共済組合でせめあげ、〇二月中に掛金値上げ反対闘争の情勢をつくるなどをきめている。さらに四月二五日、社会党・共済組合対策委員会事務局会議において独自の共済組合改正法案をつくり、二六日国会提出の手続をすませたが（八項目の改正点は省略）、法制局から、組合専従者の共済組合員継続については困難であるという点と、労働運動を理由とする懲戒処分による給付制限の撤廃については刑法処分のとき判定が困難であるとして難色を示され、この二項目を継続検討事項としてのぞいて了承をえたが、国会の波瀾のあおりをうけて本格的審議には入らなかった。

国民年金裁判、「牧野さんを支援する会」の発足

六五年一月二八日、北海道の牧野亨氏は満七〇歳に達したので、国民年金の老齢福祉年金を請求した。北海道知事は、牧野氏の夫人が六三年三月から老齢福祉年金の支給を受けていることを理由に、「夫婦受給制限の規定」を適用して、夫婦の年金額を規定の一万五六〇〇円（四二年一月以降から改訂）から、三〇〇〇円に相当する額を削って二月から支給をはじめた。これにたいして、牧野氏は、「夫婦受給制限の規定」は夫婦である老齢者を単身老齢者と不当に差別し、憲法第一三・一四条に違反し無効である、したがって六五年二月から六七年四月までの支給停止額六七五〇円を支払え、と国を相手どって裁判をおこしたものである。東京地方裁判所は、六八年七月一五日、牧野氏の訴えどおり、「夫婦受給制限の規定」は憲法に違反し、無効だから国は六七五〇円を支払えという判決を下した。

この裁判は、現在、控訴審に入っているが、第一回の控訴審で牧野氏が上京したのを機会に、中央社保協のよびかけで、全日自労、民医連、日患同盟、全生連、弁護士、学者、学生によって、六八年九月二四日、「牧野さんを囲む懇談会」が開かれ、これを「牧野さんを支援する会」として発足させた。

4　労災・職業病のたたかい

労働運動と社会保障闘争のなかで徐々にそして着実にのびている。設立いらい四年目たたかいに労働災害と職業病のたたかいがある。

をむかえた日本労働者安全センターのとりくみ、とくにその啓蒙宣伝活動とともに、総評、中央社保協が推進力となってたたかいを組織してきたのである。そうした労働者、労働組合のとりくみと関心の高まりの一つの証左として、春闘共闘、総評災対部、社保協、安全センターの共同編集により、六八年一〇月、労働災害、職業病をなくすための『安全点検ポケットブック―たたかいの指針と点検のやり方』（B6版二二八ページ）の発行と大量販布の実績によっても示されている。

総評は定期大会の秋闘方針により「合理化」反対の具体的なたたかいとして、労働災害、職業病対策を推し進めるための健康アンケートと安全点検闘争をおこなうことをきめた。まず六八年九月二一、二二、二三日東京で、総評、春闘共闘、社保協、安全センターで「職業病対策全国交流集会」をひらいた。集会は、千代田公会堂に四五〇人が参加した全体会議、名大山田信也氏の基調講演、ひきつづいて腰痛・けんしょう炎部会（二一～二三日、読売ランドに六五〇人参加、三二分散会で交流）、むちうち部会（二二～二三日、読売ランド）、粉じん部会（二二日、私鉄会館五一名）、有機溶剤・ガス中毒関係部会（二三日、全自交会館一八名）の五つの部会によっておこなわれた。それぞれ対策やたたかいについて経験を交流し、活発な討論を展開した。どこの部会、分散会でも、労働者の健康破壊が急速にすすんでいること、独占資本と政府による「合理化」攻撃にたいして憤りをもって語られていたこと、そして「もとの体にかえせ」という要求を結集することがたたかう基本であるということ、健康と生命をまもるたたかいはいま全国的にひろがり、前進していることが明らかにされ、確認された。

労災職業病防止のためのブロック研修会

総評は、労災防止指導員制度ができてから三年目をむかえ、これら指導員を中心にして、災害防止、職場の点検活動に関して学者、専門家、安全センターの関係者による講座、活動の交流を目的として研修会の開催を決めた。そして六八年一〇月から六九年春にかけて、全国を一五ブロックに細分し研修会を逐次実行していった。六八年一〇月二八日には室蘭（北海道ブロック）参加者六〇名、一一月九、一〇日いわき市（福島、宮城、山形ブロック）四〇名、一一月一三、一四日山代（富山、福井、石川ブロック）九〇名、一一月一五、一六日伊香保（群馬、埼玉、茨城、栃木ブロック）五〇名、一一月二九日名古屋二〇日大滝（秋田、岩手、青森ブロック）七〇名、一二月二、三日川上（福岡、佐賀、長崎ブロック）七〇名、一二月四、五日鹿児島（鹿児島、大分、熊本、宮崎ブロック）四〇名、一二月一六、一七日神戸（大阪、兵庫ブロック）六五名であり、一月に入り一七、一八日京都、二〇、二一日松山、二二、二三日岡山、二四、二五日米子で開催された。この研修会の内容は、職場の安全衛生委員会の活動を重視し、職場活動家の育成にまでひろげ、安全点検健康調査の指針の理解、各県の労災保険審査官参与、基準審議委員の性格や任務を明らかにすること、労災保険法の改正と、統一的に機能できるような体制にすること、労災保険法の改正（労働者側の要求）にたいする理解と立ち上がりを求めるというものであった。

六九年六月二六日、総評では、六九年春闘での労災、職業病のたたかいを総括するために担当者会議をひらき、(イ)労災、職業病闘争の今後のすすめ方、(ロ)職業病対策全国交流集会の開催について（大

牟田集会)、(ハ)労災保険法改正のたたかいについてなどを協議した。

なお労災保険については、労災保険審議会で労働者代表は、その補償があまりに低く、その改善をめざして、使用者代表とはげしく対決している。また政府は、労災防止の指導行政と災害補償をあつから労災保険行政を行政改革計画のなかにくみいれ、都道府県ごとにおいている労働基準局を県労働部として、知事の指揮下におき、労働基準課に安全課と労働保険課におく。また社会保険事務機構を公社化にするなどの後退の構想もでている。

六九年春闘における労災補償闘争

六九年春闘は、例年よりも高額をかちとった賃金闘争とともに、労災補償闘争についても六八年の成果をひろげ、妥結額も高められていった。六八年に妥結した組合とてらしあわせてみると、業務上死亡の場合、企業の責任で支払う補償額が五〇〇万円以上のところが一九組合、うち一組合は一八三四万円、四〇〇万円台一六、三〇〇万円台一五八、二〇〇万円台二二三、一〇〇万円台三二七、一〇〇万円以下が七六組合となっている。組合数の合計は、六八年春闘では八〇九組合と二倍になった。その特徴として、①労災闘争参加組合が非常に多くなった。②昨年の妥結額を大幅に引上げた組合が相当ある。③妥結額で春闘共闘の統一目標(三〇〇万円以上)の線を産業別、地域闘争で突破した組合がある。④六九年は単に死亡の場合にかぎらず、負傷や障害のあったときの要求が強まり、協定化に成功している組合が出はじめている(二七九組合)。⑤賃金の場合と同じく、ストライキ実施を背景にたたかった組合は、額にしても協定内容にしても企業側の主張を大きく後退させている。なかでも産業別・地域別統一ストライキ行動は企業側の対決姿勢を打ち崩した(以上「春闘共闘中間報告—労働者安全ニュース」六九年五月、二〇号より)。

第二回公害対策全国連絡会議

六九年五月一二日、全日通会館において総評、社保協、安全センター主催の第二回公害対策全国連絡会議がひらかれた。各地の被害者組織、共闘会議、県評代表および中央単産、団体約一六一名が参加した。会議は、岩井事務局長、成田(社会)、矢追(公明)、谷口(共産)、美濃部東京都知事などのあいさつがあり、総評門間氏が議長となってすすめられた。基調報告ののち、富山イタイイタイ病の萩野博士の記念講演があり、富山イタイイタイ病対策協議会代表森田氏から損害賠償の裁判闘争、新潟県公害対策連絡会議の宮下氏と小林氏から新潟水俣病のたたかい、四日市公害対策連絡会議の山本氏と山崎氏から四日市公害訴訟のたたかい、群馬の安中の東邦亜鉛の公害問題対策協議会の橋本氏、熊本の水俣病のたたかいを日吉氏、患者代表、静岡県富士市公害対策協議会の笠井氏から紙パルプ工場による富士地区の公害闘争、火力発電所建設反対のたたかいなどの生生しい報告があった。①企業と政府、自治体の責任を明確にした「公害」対策の確立、②加害者責任で被害者の医療、生活の完全補償、③公害基本法の抜本的改正を要求してたたかうことを決議し、「公害対策全国連絡会議」の設置を確認した。

【参考資料】(1)中央社保協『社保協ニュース』(2)日本労働者安全センター『月刊いのち』、『労働者安全ニュース』(3)総評第三八回定期大会経過報告書(4)『一九六九年社会保障ハンドブック』(5)中央社保協—月刊『社会保障』(6)第一二回全国自治研報告集

IX 政治的大衆行動と平和運動

概要□政治的大衆行動と平和運動の概況／主要な政治的大衆行動――アメリカ原子力潜水艦「寄港」反対運動／沖縄返還要求運動／「大学立法」反対運動／その他の政治的大衆行動／「一九七〇年」問題と労働組合――主平和運動――原水爆禁止運動／その他の／メーデー

概要

一、一九六八年一二月、七カ月半ぶりで、アメリカ原子力潜水艦の日本「寄港」が再開されたが、反戦青年委員会の参加をめぐって現地共闘も分裂。一九六九年上半期には、ほとんど毎月一回ずつは、またもや汚染問題をひきおこした。「寄港」がくりかえされ、二月に横須賀へ「寄港」したハドック号

一、沖縄返還要求運動は、この時期の特色を示しており、三大選挙支援、四・二八大会などをつうじて、運動の統一的発展に多くの教訓をもたらした。それは、一九七〇年をめざす統一戦線運動にも、大きい影響をもたらすであろう。

一、一九六九年五月、「大学の運営に関する臨時措置法」案が国会へ提出される前後から、「大学立法」反対運動がひろがり、「一九七〇年」闘争の前哨戦と考えられるようになった。

一、「旧三派」、「革マル」、「ML」、あるいは反戦青年委員会などの過激な行動が、社会の注目をひくようになってきた。

一、「一九七〇年」闘争にたちむかう労働組合の方針にも、それぞれかなりのくいちがいが目立つ。このなかで、総評などは「安保条約の終了通告をおこなう政権の確立」を強調し、統一戦線の結成を重視している。

一、第一四回原水爆禁止世界大会と被爆二三周年原水爆禁止世界大会は、いずれもベトナム侵略反対を中心課題にかかげたが、ソ連代表の動きは、きわめて複雑なものがあった。また、「第五福竜丸」保存の運動が始まったことは、注目をひく。

一、「明治百年」祭、「靖国神社法」案など、反動的な風潮とたたかう動きが、一九六八年以来、芽生えてきた。

一、第四〇回メーデーは、一〇年ぶりで、スローガンに「内閣打倒」を掲げた。

1　政治的大衆行動と平和運動の概況

一九六八～六九年は、「一九七〇年」闘争の実質的出発点となった。佐藤内閣は、一九六八年七月の参議院議員選挙中から、「日米安保体制」維持を前提に、民社党・公明党などに提携をよびかけ、自民党を中心とする安保存続の連合戦線を企図し、「一九七〇年」を念頭において、社会党や労働組合を目標にした対策にも力を入れはじめた。また一方では、重大化した大学問題を利用した「治安」体制の強化をおしすすめてきた。

社会党は、一九六八年一一月二〇日、「一九七〇年安保廃棄をめざす闘争方針」を決定した。この方針は、当面「まず自らの主体を形成することに全力を集中する」といい、政党の状況、諸勢力の状況が、一九六〇年当時とちがっていっそう複雑になっており、共闘実現の情勢がまだ未成熟だとの理由をあげて、共産党やその影響下にある勢力との共闘を、いわゆる「一日共闘」方式など「多角的・重層的共闘」ですすめるべきだとしている。さらに、社会党が一九六九年一月の臨時大会で決定した「一九六九年度運動方針」も、「われわれは情勢に応じ、全民主勢力の共同行動を積極的に推進していくが、しかし観念的な〝共闘万能論〟についてはきびしく批判する」と述べ、「運動の成熟なしにおこなう安易な共闘論はたたかいを一歩も前進させない」と主張し、「一日共闘」論をくりかえした。

社会党は、「一九七〇年安保廃棄をめざす闘争方針」にもとづき、一九六八年一二月二〇日、同党の「非武装中立」方針を支持する勢力で、「安保条約反対・平和と民主主義を守る実行委員会」（反安保実行委員会）を結成した。総評は、安保条約廃棄の中心要求で戦線の結集をはかることを原則としながらも、この反安保実行委員会に参加した。

労働組合運動の内部からは、「一九七〇年」問題と関連して、「国家的利益」と労資協調主義を唱える動きが強まった。同盟は、「経済の長期的な展望に照応」した「長期賃金計画」による経済闘争を正面におしだし、ＩＭＦ・ＪＣも、職務給の導入・拡大に事実上協力しつつ、「経済成長率」に見合った「長期賃金計画」をうちだした。そして同盟は、安保条約について、「有事駐留」を中心とした「段階的解消」を主張し、民社党といっしょに「国民的合意」を確立するための国民運動を展開するという方針をとり、ＩＭＦ・ＪＣは、「労働組合主義」の名のもとに、その運動方針のなかで安保問

題について一言もふれず、政治闘争を「否定」している。さらに、従来から「反共労働戦線統一」を提唱してきた全逓労組中央執行委員会は、一九六八年一二月二一日、同盟の「反共戦線」のよびかけにこたえて、安保廃棄をめざす闘争で「共産党との共闘を排除」する方針を提起した。

ところで、一九六八年一一月から一二月にかけておこなわれた沖縄三大選挙（主席、立法院議員、那覇市長選挙）は、安保条約の延長強化、沖縄核基地の無期限化を認めるか、安保条約の廃棄、沖縄の即時・無条件・全面返還、アメリカ軍基地撤去を要求するか、を争点としてたたかわれた。この選挙で、祖国復帰民主勢力が、沖縄自民党をやぶって勝利することは、沖縄の全面返還を促進するうえで、重要な意義をもつものであった。沖縄の祖国復帰民主勢力は、一九六〇年に誕生した沖縄県祖国復帰協議会に結集して、沖縄の即時・無条件・全面返還のたたかいをすすめてきた基礎のうえに、東京都知事選挙の経験に学んで、六八年六月、「明るい沖縄をつくる会」を組織し、まさに団結と統一の力によって勝利をおさめることができた。三大選挙後、その力をさらに強化・発展させ、一二月七日、広範な勢力の参加を得て「生命を守る県民共闘会議」を結成し、沖縄県民の統一闘争を前進させた。一二月一四日には、B52撤去県民総決起大会がひらかれている。

一九六九年一月、沖縄問題をめぐる日米交渉の打合せのため一時帰国した下田駐米大使は、沖縄のアメリカ軍基地の役割を「極東のジブラルタル」にたとえ、「アメリカは、いま核兵器と直接作戦行動の権利を行使している。このことに深い理解を示さないと妥協ができないだろう」、「沖縄の現状を、闘争で変えることは不可能だ」と主張した。こうして沖縄問題は、アメリカの極東戦略の一部を分担、積極的に極東「防衛」にあたるという、きわめて重大な内容をもって提起されてきたのである。

二月四日、沖縄の「生命を守る県民共闘会議」は、B52即時撤去・アメリカ原子力潜水艦「寄港」阻止・核兵器撤去・「総合労働布令」撤廃を要求して、労働者のストライキや「年休闘争」、職場・地域での決起集会、嘉手納基地へのデモ行進、軍用道路上での抗議すわりこみなどを組織し、はじめて全県的な統一行動をくりひろげた。

沖縄の即時・無条件・全面返還をめざす本土での民主勢力の共闘も、事実上、共闘を回避しようとする一部の動きにかかわらず、右に述べたような沖縄県民の祖国復帰運動の高まりに刺激され、促進された。一九六八年九月九日、沖縄返還要求国民運動連絡会議（沖縄連）と沖縄返還要求中央実行委員会（沖実委）の連絡会議が結成され、統一して沖縄三大選挙の支援活動をおこなった。また、日本の主要青年団体である社青同、民青、総評青年対策部、中立労連青年部、日農青年対策部など七団体が、沖縄三大選挙支援のために共同のよびかけを発表し、統一した行動をとることで一致した。これは、一九六八年の第九回世界青年学生平和友好祭典へ、日本から久しぶりに統一代表団を派遣したのにつづいて、青年運動の発展のために重要な意義をもった。

一九六九年にはいると、沖縄における「生命を守る県民共闘会議」の二・四統一行動に呼応して、本土の労働組合も、全印総連東

京地連が三〇分ストライキ、が職場集会、昼休みデモ・抗約廃棄・沖縄全面返還の統一の連帯を新しく発展させる起

日本本土から沖縄を切り離し、アメリカ軍の全面占領下においたサンフランシスコ「平和」条約が発効してから一七年目を迎えた四月二八日、沖縄連、沖実委および沖縄県祖国復帰協議会の三者は、東京で「沖縄の即時・無条件・全面返還、安保条約廃棄を要求する四・二八中央大会」をひらいた。「旧三派」、「革マル」、「ML」、反戦青年委員会などの参加を認めず、沖縄全面返還・安保条約廃棄の中心的な政治課題で、たとえ「一日共闘」とはいえ、本土において三者の統一行動が実現したのは、これがはじめてである。

沖縄では、この日、那覇、宮古、八重山の三カ所で第九回祖国復帰要求県民総決起大会がひらかれ、二〇万人をこす県民各層が結集して、本土における統一行動をよろこぶとともに、日米両国政府の「核基地つき・自由使用」返還構想、日米軍事同盟の侵略的強化をつづいた那覇市のデモ行進の先頭に糾弾した。午後一一時すぎまでは、屋良主席がたった。

安保条約廃棄・沖縄全面返還のたたかいとともに、ベトナム侵略反対運動は、一九六八年にもいっそう強化された。同年下半期についてみると、ジュネーブ協定一四周年の七月二〇日には、全印総連東京地連の二七単組が、ベトナム人民との連帯の旗をかかげて三〇分ないし一時間の時限ストライキをおこない、そのような経験をつうじて、日常的にベトナム人民支援の闘争が、いろいろな職場で組織されるようになった。

ベトナム侵略反対・沖縄全面返還・安保廃棄・諸要求貫徹を掲げてたたかわれた一九六八年の一〇・二一闘争は、国鉄労組、動力車労組、横浜・神戸両港の検数共闘、北九州田ノ浦港の港湾労働者が、ストライキや順法闘争で南ベトナム向け軍需物資、弾薬輸送をストップさせた。また、全港湾、全金、化学同盟、全自運、全日自労、全自交、全印総連、都職労など各単産七〇万人が、三〇分ないし半日の時限ストライキ、就業時間中の職場集会をおこない、全国四〇〇カ所で決起集会がひらかれた。

新日本婦人の会が、一九六七年以来つづけてきたベトナムの母と子を支援する一円募金運動は、一九六八年末までに一〇〇〇万円の目標を超過達成した。

このように、「一九七〇年」を目前にして、民主勢力の共闘問題は、政治的大衆行動と平和運動の発展のために、最も重大な意味をもち、解決を迫られるようになってきた。

一九六八年八月の第一四回原水爆禁止世界大会は、「日本代表団の決意」のなかで、原水爆禁止運動の統一の原則として、(1)敵とたたかう方向で当面の一致する緊急課題で団結し、行動を統一すること、(2)外国勢力からの不当な干渉に反対し、日本の運動の自主的立場を堅持すること、(3)運動の拡大と統一的発展を妨げる破壊・分裂・挑発の集団を加えないこと、をあげた。

また、一九六八年一二月一九日、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は、アメリカ原子力潜水艦の佐世保「寄港」反対闘争で、原子力艦隊寄港阻止全国実行委員会との「確認事項」（一九六七年一二月二二日付、(1)主催者の統制に従わず、統一行動を妨害し、市民との遊離をまねく行動をおこなう団体の参加は認めない、(2)過去の経験から前項に抵触

する一部学生団体については、具体的に共同で対処する、(3)一部学生団体とは、「三派」、「革マル」である）をつらぬく立場から、反戦青年委員会を統一行動に加えないとする提案をおこなった。しかし全国実行委員会側は、これに賛成せず、反戦青年委員会を参加させることを主張して、ついに両実行委員会の現地共闘は実現しなかった。

社会党は、前記「一九七〇年安保廃棄をめざす闘争方針」で、反戦青年委員会を、「反安保闘争」の「一翼をになうもの」として高く評価している。また、同党の「一九六九年度運動方針」にたいし、共産党は「最近における学園闘争を中心に三里塚（国際空港反対）、米タン（アメリカ軍ジェット機用燃料輸送反対）闘争などにおいてブレーキをかけ、革新勢力の結集を妨げ、大衆の信頼をうることができない」と指摘している。

このような状況のもとで、しかも大学問題での反共攻撃が強まっているなかで、中央実行委員会は、全民主勢力による統一戦線の結成、諸課題にもとづく統一闘争の発展が急務になっているとして、独自に「安保条約廃棄・沖縄全面返還・統一戦線促進・春闘勝利・大学民主化・諸要求貫徹三・一六全国統一行動」を提唱し、一九六九年三月一六日、四六都道府県でいっせいにおこなった。参加者は、東京の中央集会一五万人をはじめ、大阪三万五〇〇〇人、福岡四万人、横浜一万二〇〇〇人、名古屋一万二〇〇〇人、仙台二七〇〇人、京都五〇〇〇人、札幌七五〇〇人と発表されている。

春闘のなかで、政治的大衆行動も、ようやく高まりをみせはじめた。国鉄労組は、三月一八日、全国の主要拠点で運賃値上げ反対の三時間ストライキをはじめて決行し、合化労連、民放労連、新聞労連、全印総連なども、同日、国鉄運賃値上げ反対を中心に時限ストライキあるいは職場集会をおこなった。つづいて三月一九日には、日教組が「大学の自治を守り民主化をかちとる全国統一行動」をくりひろげ、北大、東北大、東大、京大、九大などの教職員組合が一時間ストライキを決行して、政府、自民党、中央教育審議会にたいする抗議をおこなっている。

佐藤内閣は、五月二四日、「大学の運営に関する臨時措置法」案を国会に提出した。このいわゆる大学立法に反対する運動は急激にもりあがり、日本学術会議は、二六日、立法に反対する旨を声明、六月二四～二五日にひらかれた国立大学協会定例総会も「同法案の国会提出は遺憾である」との会長談話をとりまとめ、全国の国・公・私立大学が、つぎつぎに反対の立場を表明した。

日教組は、五月二四日、「大学立法粉砕共闘会議」を組織するよう呼びかけることをきめたが、社会党が全学連を共闘組織の幹事団体に加えることに賛成しなかったため、社共両党を含む一本の共闘組織は実現しなかったが、六月一三日には、全学連・全院協のよびかけで「大学立法粉砕、大学民主化をめざす共闘会議」（大学問題共闘会議）が結成された。そして、この大学問題共闘会議は、社会党、総評、日教組などで構成する「大学弾圧法案に反対する国民連合」とのあいだで共闘について話し合い、七月一日に両者共催の「大学立法反対、教育と民主主義を守る七・一中央大集会」がひらかれた。

2　主要な政治的大衆行動

1　アメリカ原子力潜水艦「寄港」反対運動

「寄港」再開　一九六八年五月、佐世保に「寄港」したアメリカ原子力潜水艦ソードフィッシュ号が、多量の放射能を流出した事件については、本年鑑第三九集（三五九ページ）に記述したが、原子力委員会は、五月二九日、「異常値の原因究明が当時の測定体制の不備、米側の軍規のため十分なデータの提供をうけることができず、原因究明について科学的結論を得られない」まま、調査を打ちきり、「監視体制が整備強化されるまで寄港が行なわれないよう善処すべきである」との見解を発表した。一方、六月六日、全国の海洋・水産・原子科学の研究者が、「原潜寄港、汚染問題調査研究委員会」を結成、政府に公開質問状を発している。このような動きのなかで、アメリカ側も、「寄港」を一時見合わせることにした。

その間に沖縄では、八月五日、「琉球政府」が、那覇港でアメリカ原子力潜水艦から流出したとみられる放射性物質コバルト60を確認したと発表。九月六日には、前記の「原潜寄港、汚染問題調査研究委員会」も、那覇港の海底土からコバルト60を検出したと発表している。

しかし、日米間の折衝がつづけられた結果、一〇月二二日にいたり、アメリカ原子力艦船の「安全性」問題で覚え書が締結され、アメリカ側が、「寄港中の放出は例外の場合であり、従って今後日本の港では通常一次冷却水が放出されることはない」と述べたことを、日本政府も了承し、ふたたび「寄港」はいつでもおこなえる状態になった。

こうして、一二月一八日、アメリカ原子力潜水艦プランジャー号は、佐世保に通算二五回目（佐世保だけでは一四回目）、七カ月半ぶりの「寄港」をおこなった。

現地共闘の分裂　プランジャー号の佐世保「寄港」にたいして、全国実行委員会は、一二月一九日正午から、松浦公園で「安保体制打破、原潜寄港阻止佐世保大集会」をひらき約三二〇〇人が参加。中央実行委員会も、同日夕刻から同じ場所で、「安保破棄、沖縄返還、米原潜寄港抗議佐世保集会」を開催、約三〇〇〇人が参加した。また、民社党系の核基地化反対現地闘争本部は、二月一九日、佐世保重工労組などによる職場集会をひらいた。

これまで、中央実行委員会と全国実行委員会は、アメリカ原子力艦船「寄港」にさいして、佐世保・横須賀の現地で共闘してきた。しかし今回は、「寄港」再開の直前、一二月一六日に、中央実行委員会が共闘を申し入れたのにたいして、概況でふれたとおり、全国実行委員会が反戦青年委員会などの参加に固執したため、ついに話合いも決裂し、両実行委員会は、それぞれ独自に抗議行動をおこなったのである。

ブランジャー号は、一九六九年の新春早々、一月一二日にも、こんどは横須賀に「寄港」してきた。中央実行委員会、全国実行委員会および横須賀実行委員会の三者連絡会議は、一月一一日と一二日の両日にわたって統一行動の方針を検討したが、けっきょく反戦青年委員会の参加問題で話合いがつかず、全国実行委員会側は、反戦青年委員会の統一行動妨害の事実を認めながらも、「反戦青年委員会は労働組合が育ててきた団体であり、これをとやかくいうのは内部干渉である」と主張した。プランジャー号は、さらに同月三〇日には佐世保に姿を現わし、わずか一カ月余のあいだに連続三回の日本「寄港」を強行したことになり、佐世保・横須賀が、アメリカ原子力艦船の恒常的な基地とされつつある事実を示した。

その後も、アメリカ原子力潜水艦の「寄港」はひんぱんにつづけられ、二月一〇日、ハドック号が、四月一六日、フラッシャー号が、五月二四日、ソードフィッシュ号が、それぞれ横須賀に「寄港」しており、一九六九年上半期には、ほとんど毎月一回ずつくりかえされたことになる。とくにハドック号の「寄港」中には、横須賀港で七回も放射能の異常値が記録され、二月一八日にひらかれた中央実行委員会主催の「安保条約廃棄、沖縄全面返還、米原潜〝寄港〟抗議横須賀大集会」では、「原潜寄港、汚染問題研究調査委員会」の科学者が、安全審査もできないアメリカ原子力潜水艦の「寄港」を許さないことが最も安全であると述べ、運動の統一の重要性を強調した。

2　沖縄返還要求運動

三大選挙支援

一九六八年八月の総評第三六回大会で、亀甲沖縄県労協議長が、沖縄の本土復帰闘争にたいする総評の支援を要請し、大会は「沖縄の即時無条件全面返還のたたかいを沖縄県民と提携し、最重点の課題として一層努力する」との方針を決定、具体的には、①一〇月二一日、沖縄返還とベトナム反戦の闘いを実力行使でたたかうこと、②三大選挙完全勝利のため資金カンパ、オルグ派遣などを集中する、との方針を明らかにした。

沖縄の三大選挙支援を強める各団体の動きも、しだいに高まり、九月六日、沖実委と沖縄連は、共同して「沖縄と本土のすべての民主勢力がしっかり団結して、たちあがろう」とアピールを発表した。

【沖実委・沖縄連の共同アピール】　みなさん、沖縄県の三大選挙が、いよいよ目前にせまっています。

この三大選挙での民主勢力の勝利は、アメリカ帝国主義の占領支配のもとで、アジア侵略の最大の基地となっている沖縄の現状を固定化し、沖縄の基地、核基地の無期限化をたくらんでいるアメリカと日本支配層の策謀をうちやぶり、沖縄の即時・無条件・全面返還をかちとるうえで重大な意義をもっています。またその勝利は、一九七〇年の安保条約廃棄の闘いにとっても重大な意義をもっています。

すでに沖縄では、革新共闘会議「明るい沖縄をつくる会」を結成し、県ぐるみの闘争に発展させています。本土民主勢力と団結し、幅ひろい支援

と激励の活動をおしひろげなければなりません。わたしたち二団体は、共闘体制をくみ、先頭にたつて奮闘する決意をかためました。全国のみなさん。激励のはがき、支援募金、支援代表の派遣などあらゆる活動を強め、全力をあげて起ちあがりましょう。

沖実委と沖縄連は沖縄三大選挙勝利のための連絡会議を結成、三大選挙統一候補を推せんする著名人の名簿作成を手はじめに、その活動を開始した。すでに八月一四日には、美濃部東京都知事、蜷川京都府知事が「沖縄に完全な自治を」の共同アピールをだしており、支援活動は、ひろがりをみせた。

一一月一〇日、沖縄の第一回主席選挙、第八回立法院議員選挙がおこなわれ、主席には革新共闘会議の屋良朝苗が当選し、立法院議員にも、革新共闘会議の候補者が進出した。また、一二月二日におこなわれた那覇市長選挙では、同じく革新共闘会議の推す平良良松が当選した。

沖縄県民の二・四統一行動への連帯

一九六九年一月六日、沖縄の「生命を守る県民共闘会議」は、B52即時撤去・米原潜寄港阻止・核兵器撤去を要求するゼネストを、二月四日におこなうことをきめた。この二月四日はB52が嘉手納基地に常駐・出撃を開始して、ちょうど一年目にあたる。一月一一日、アメリカ民政府は「総合労働布令」を抜打ち的に公布した。

一月一三日、総評幹事会は、沖縄のゼネストを支援するため、その前日、東京で支援と連帯の中央総決起大会をひらき、当日には、全単産で就業時間内を含む職場集会をおこなうなどの方針を決定した。

沖縄の二・四統一行動にたいしては、それをうとするさまざまな妨害がおこなわれた。このような状況のもとで、全軍労を含む沖縄県労協が、県民共闘の統一行動に参加しないとの態度をとったため、最初の計画よりストライキの規模や範囲はせばめられた。しかし、沖縄教職員会が「十割年休闘争」をおこなったのをはじめ、各労働組合がストライキで参加し、どしゃぶりの雨と強い北風が吹きつけるなかで、県民総決起大会が五万五〇〇〇人参加のもとに挙行され、嘉手納基地へのデモ、軍用道路上での抗議すわりこみが展開された。

本土の労働組合は、全印総連東京地連が三〇分間の時限ストライキをおこなったのをはじめ、多くの労働組合が連帯の職場集会や昼休みデモをくりひろげた。また、北海道・宮城・石川・富山・千葉・京都・大阪・和歌山・福岡などの各地で、支援の道・府・県民集会がひらかれた。

二・四統一行動の日、衆議院では、佐藤首相が、非核三原則のうち「持ち込まず」というのは憲法上問題があるからではなく、国民感情をおもんぱかっての政策上の方針であると明言し、「持ち込まず」の原則は政府の政策によって変えうることを示した。また、二月一二日におこなわれた総評拡大評議員会では、太田合化労連委員長はじめ多くの評議員から、「総評が一一・四ゼネスト回避に動いたとの疑惑がもたれた」として、執行部にたいするきびしい批判が集中した。

世界平和七人委員会のアピール

沖縄返還を要求する大衆的な運動の発展のなかで、湯川秀樹らの世界平和七人委員会は、「沖縄問題について本土同胞に訴える」

アピールを発表した。

【「沖縄問題について本土同胞に訴える」アピール】　沖縄に住む同胞の声に耳を傾け、その置かれている立場を思うことを、私たち本土同胞は根底に置かねばならない。沖縄の現状は、国際的にも異常な事態であり、人道上の問題でもある。沖縄の同胞は、問題解決の根本原則について、首席選挙を通じ、即時・全面・無条件返還を明らかにしたが、これは正しいと考える。政府は、対米折衝に当たり、この原則にそう解決を目指してほしいし、国会も、この趣旨の決議を全会一致で採択してほしい。

「沖縄の即時・無条件・全面返還、安保条約廃棄を要求する四・二八中央大会」

サンフランシスコ「平和」条約と日米安保条約が発効して一七年目を迎えた一九六九年四月二八日、沖実委、沖縄連、沖縄県祖国復帰協議会の三者は共闘を組み、東京・代々木公園で、「沖縄の即時・無条件全面返還、安保条約廃棄を要求する四・二八中央大会」をひらいた。大会には、沖縄県祖国復帰協議会派遣の沖縄県民代表団三五〇人を含め、青森・鹿児島から歩きとおしてきた沖縄返還要求国民大行進団など一〇万をこえる人びとが参加した（主催者発表による）。大会は、主催三者から、それぞれ二人ずつの議長を選出、議長団を代表して、中立労連の岡本事務局長が、この大会がひらかれるにいたった経過を述べ、「旧三派」、「革マル」、「ML」その他の各種妨害団体と、反戦青年委員会の参加を許さぬことを骨子とした三者確認事項を報告した。大会では、「本日の沖実委、沖縄連、復帰協の統一行動の成功の教訓をいかし、一九七〇年をめざし、全民主勢力の統一を実現するためひきつづき奮闘する」との宣言と、アメリカおよび日本政府にたいする抗議を採択している。

この日、「ML」、「中核」、「ブント」、「反帝学評」、「革マル」などの各派約三〇〇〇人と反戦青年委員会は、全国から東京に集まり、都内の東京・有楽町・新橋・お茶の水・渋谷など各駅付近でデモをおこない、東京駅などのホームを占拠、あるいは駅長室を襲撃するなどして、東京周辺の国電や新幹線をとめ、有楽町一帯の交番などに投石・放火したりした。

社会党国民運動局は「四・二八沖縄返還闘争の総括と今後の課題」のなかで、次のように述べている。

【社会党国民運動局の総括】　三者共闘のための話し合いのなかで、主要な問題点は二つであった。その一つは、主催者の一致した範囲のもの「だけ」参加させるという沖実委の主張にたいして、われわれが「広範な国民に参加をよびかける」立場をとったこと、その二つは、反戦青年委員会について、沖実委が「妨害団体として参加させない」と主張したのにたいし、党が反対したことである。……党は、四月二十二日、総評と協議して、反戦青年委員会については沖実委の「排除」に反対し、全国反戦の再開がまだ実現せず、中央大会にとくに関係する東京反戦が話し合い途上にあるという状況の下で、反戦という形態での参加でなく、社青同、労組青年部などとして参加させることを口頭で意思表示することを確認した。しかし、沖実委は反戦について文書確認を求めることなど、沖縄連の提案をうけいれず、交渉は打ち切りとなった。このような状況のうえに、沖縄代表団から統一についての切々たる訴えがなされ、新たな努力がすすめられた結果、二十七日夜、三者代表によって口頭で四・二八中央大会を成功させるための三点のメモが確認された。……共闘のための確認は、かんたんな三点の口頭確認だけとなった。……当初の協定文書方式が撤回されたことは性格の変化を示している。元来、共同行動、一日共闘は目標の一致のうえに運営上の話し合いでおこなわれるのが適切であり、その面で前進した。

四月二十八日、都内の東京駅、新橋、有楽町、渋谷などで旧三派革マル系などの学生による過激な行動がおこなわれた。……これらの学生の行動

の中に、一部に反戦青年委員会の旗があったが、これはわが党の指導するものとは別のものである。

党と沖縄連は、二十七度線海上で大会をひらく意義はすでになくなっており、沖縄と本土で直接の連帯行動をむことが現局面の課題であるという立場から、これに反対した。結局、共産党が沖縄へ渡航出来ない事情をカバーする意味で、本土側は沖実委のみによって小規模におこなわれた。党は、今後とも沖縄闘争の現局面が要求する直接連帯の闘争に集中し、全力をあげる。

3　大学立法反対運動

中央教育審議会の答申

一九六九年三月七日、中央教育審議会は第二四特別委員会をひらき、「学園における学生の地位」についての中間報告草案をきめ、同日、総会に報告された。この「中間報告」は、①学生自治会の活動に制限を加え、自治会の公認または取消しを一方的にできるようにする、(3)学生の政治活動を学園の内外において規制し、授業放棄などをおこなうことを排除する、③学園の「秩序維持」を口実に、警察力が出動できるようにする、④学生処分についてはきびしくする、などのねらいをもったものである。佐藤首相は、国会でしばしば「中教審答申をまって置する」と表明してきた。

右の「学園における学生の地位」を含めて、四月三〇日、中央教育審議会は、文部大臣にたいして「当面する大学教育の課題に対応する行政措置にも反対するという申入れの内容を決めた。答申は、大学の管理・運営にたいする学長や文部大臣の権限拡大、教職員の責任強調、「紛争終結」のために大学の休校・閉鎖措置を政府にゆだねるなど、国家統制の強化に道をひらくものとなっている。

中教審答申と前後して、四月二一日、文部次官は「大学内における正常な秩序の維持について」通達をだした。これは、「警察当局が公共の安全と秩序維持のうえで緊急と認める場合、警察が必要な措置をとることは当然である」とし、「大学は警察当局と緊密な連絡をとり、すみやかに適切な措置を講ずるよう」要求している。

このような情勢のなかで、三月一九日、日教組は、「大学の自治を守り民主化をかちとる全国統一行動」として、①大学管理制度の改悪反対、②大学の反動的再編成阻止、③大学の自治にたいする政府・自民党の介入排除、④学園の民主化など、六項目の要求をかかげ、各大学教職員組合が三〇分から一時間のストライキをおこなった。また、とくに文部次官通達にたいしては、多くの大学から、抗議声明がだされた。

「大学の運営に関する臨時措置法」案の国会提出

一九六九年五月六日、大学問題にかんする政府・自民党の首脳懇談会がひらかれ、大学立法措置で意見の一致をみた。このような動きに対応して、五月九日、国立大学協会理事会が、中教審答申で提案されている大学問題の解決策は実際的には有効でないとして、これをただちに立法化することは反対であるとの態度を申し合わせた。また、五月一〇日には、日本学術会議大学問題特別委員会が、政府にたいして立法中止と中教審答申にもとづく行政措置にも反対するという申入れの内容を決めた。

五月一一日、東京地区大学教職員組合連合第四二回大会は、「大学立法制定の企てを断固粉砕する決議」を採択、当面する最も重要な闘争として、「大学弾圧立法」粉砕のため、全民主勢力とともに組織をあげてたたかいに立ちあがるとの方針を決定した。

【大学立法制定の企てを断固粉砕する決議】　政府・自民党は、一部暴力学生の行動を口実にし、現行法のもとでの「文相権限の限界」を宣伝しつつ、反動的な中教審答申を前面に立てて、新たな国家統制をねらって立法化にのりだしてきた。これは、機動隊管理のもとに大学をおき、憲法で保障されたたいっさいの民主的諸権利を奪い、民主主義圧殺をねらった暴挙である。さらに、このことを突破口として、安保条約廃棄、沖縄全面返還の実現をめざす労働組合、民主団体のたたかいにたいする弾圧ともなるものである。われわれは、日教組に結集し、全国大学のすべての教職員と団結し、すべての労働組合、民主団体と連帯し、総力をあげてこの反動立法を断固粉砕することを、ここに決意するものである。

五月二四日、政府は「大学の運営に関する臨時措置法」案を国会へ提出、同時に異例の政府声明を発表し、国民の「理解」と「協力」を望んだ。

「大学立法」反対の共闘

「大学の運営に関する臨時措置法」案が国会へ提出された五月二四日、日教組は全国戦術会議をひらき、中央・地方に、日教組、総評、社・共両党、民主団体、知識人を中心として、ひろく大衆によびかけ、「大学弾圧立法粉砕共闘会議」（仮称）を組織するという方針を決めた。

また、五月三〇日、全日本学生自治会総連合と全国大学院生協議会は、「大学の運営に関する臨時措置法」案粉砕のための共闘組織結成のよびかけを発表し、社・共両党ならびに総評・日教組などの労働組合、青年・学生団体、民主団体、知識人に参加を要請した。

さらに、六月三日、共産党中央委員会は、社会党中央執行委員会にたいして、「民主主義を圧殺し、大学の管理・解体をねらう〝大学立法〟粉砕」、「大学の民主化と大学自治の擁護、学問・研究の自由」、「国民の要求にこたえる教育の自主的・民主的発展」を共通の目標にして、民主勢力の共闘体制確立を申し入れた。

六月七日、九日、一〇日の三日間、大学共闘問題で、総評の安恒政治福祉局長、日教組の槇枝書記長と共産党代表とのあいだに協議がおこなわれた。この協議で、社会党が「全学連を認知することは無用な論議をよぶので、幹事団体に入れるわけにはいかない」との立場をとっていることが明らかになり、全学連を共闘組織の運営・執行にあたる中心団体の一つとすべきだという共産党との対立がはっきりした。そして六月一〇日、総評・日教組・護憲連合・国民文化会議の四者は、独自の共闘組織準備会をつくったのである。一方、全学連・全院協のよびかけで結成された「大学問題共闘会議」準備会は、六月一三日、二一八団体の代表ならびに大学教員など知識人約八〇〇人が出席して、「大学運営臨時措置法粉砕、大学民主化をめざす各界代表者会議」をひらき、「大学立法粉砕・大学民主化をめざす共闘会議」が発足した。

こうして、「大学立法」反対のための単一共闘組織はできなかったが、「大学立法粉砕、大学民主化をめざす共闘会議」と、総評・日教組などが中心になった「大学法案反対国民連合」とは、一九六九年七月一日、労働組合員、学生ら約二万人を集めて、東京の明治公園で「大学法案反対・教育と民主主義を守る中央大集会」を共催した。

4　その他の政治的大衆行動

一〇・二一国際反戦統一行動

一九六八年一〇月二一日、総評は「一〇・二一国際反戦統一行動」を組織し、前述したようなたたかいを展開したが、官庁統計によると、四五都道府県、四一四カ所で、約三〇万人が決起集会とデモ行進に参加し、一六単産、五万七八〇〇人が、三〇分以上、二時間未満のストライキをおこなった。

中央集会は、総評と中立労連の共催で、「沖縄の即時・無条件・全面返還、アメリカのベトナム侵略反対、軍事基地撤去、日米安保条約廃棄」をスローガンに掲げ、三万五〇〇〇人が集まった。

一方、当日、「旧三派」、「革マル」などが、東京や大阪で激しいデモをおこない、とくに東京の新宿駅では、約四五〇〇人が、群衆約三万人をまじえて、夕刻から深夜まで、いわゆる「新宿駅事件」をひきおこした。警視庁は騒乱罪容疑で四三〇人を逮捕、一三人を起訴した。これとはべつに、全学連のよびかけで、全国三三大学、六七自治会、五万人の学生が統一行動に参加している。

なお、その前日には、「十月反戦行動委員会」が集会をひらき、約一九〇〇人を集めた。そして、一一月三日には、中央実行委員会主催で、沖縄三大選挙勝利をめざす集会がひらかれ、約二万五〇〇〇人が参加している。

アスパック反対運動

一九六九年六月九日から、静岡県伊東市の川奈ホテルにおいて、第四回アジア太平洋理事会（アスパック）閣僚会議がひらかれた。これに反対する運動は統一できず、六月八日に、反安保静岡県実行委員会と反安保全国実行委員会の共催で「アスパック反対、安保条約廃棄、沖縄全面返還要求総決起集会」が、それぞれ伊東市でおこなわれた。

アスパック反対運動が統一できなかった理由について、社・共両党の言い分は、次のとおりである。

【『社会新報』の解説】　社会党、静岡県評は統一行動実現のために全力をあげて努力したにもかかわらず、交渉が決裂した理由は二つである。すなわち、そのひとつは、共産党が反安保実行委員会を否定する態度をかたくなにとりつづけたこと。共産党は、「両実行委員会（反安保静岡県実行委と安保破棄・諸要求貫徹静岡県実行委）が一度も話し合ったことはない」といっているが、「両実行委の共闘」という県評の方針をふくめ、四者（社会党・共産党・県評・平和委員会）のあいだでは、終始この問題は話し合われてきた。そのふたつは、共産党が四者会談の交渉の経過のなかで、具合が悪くなると担当者を更迭し、成約を無視して、自ら確認してきた事項まで無視し、〝セクト、独善、無責任〟な態度をとったことである。

【『赤旗』の解説】　共産党静岡県委員会、社会党静岡県本部、静岡県評、静岡県平和委員会の四者のあいだで、ねばりづよい共闘についての話し合いがつづけられていました。このなかで、統一集会の名称、参加のよびかけ問題など多くの問題で一致点があったにもかかわらず、交渉を一方的に打ち切ったのは社会党、県評の側からでした。この日は、社会党本部が、共産党中央委員会から申し入れのあった大学管理・解体法反対での共闘について、同党江田書記長が拒否の発言を一般報道機関に発表した日でもあります。社会党成田委員長らが、（「アスパック粉砕」集会で）「共産党が

一方的に交渉を打ち切った」とか、「一部の政党の態度で統一できなかった」などと公言したことは、事実と道理に反した不当なことです。

3 「一九七〇年」問題と労働組合

一九六九年の上半期には、来たるべき「一九七〇年」へむけて、各労働組合の運動方針が、いっそう明確になった。

すでにふれたとおり（第二部Ⅱ）、総評は、第三八回大会において採択した運動方針のなかで、「沖縄の即時・無条件・全面返還、軍事基地撤去、安保条約の廃棄、完全独立をめざす闘い」を提起しているが、とくに、「われわれの七〇年闘争は、日米安保条約第十条の終了通告によって〝手続き的〟に廃棄させることをふくめて、七〇年およびそれ以後における日本独占資本の反動的な政治支配との対決である」とみる。そして、「安保体制打破の課題は〝条約の自動延長をめざす佐藤内閣を打倒し、条約の終了通告をおこなう政権の確立〟によって可能」だとし、「要は、反自民党、反安保の力をくまなく結集する大衆行動をくり返し、発展させ、生産点のストライキをふくむ統一行動を通じて、国民のためにこそ、いま日本の平和と民主主義、独立をめざすすべての民主勢力の統一行動実現の努力が重要になっている。六〇年安保闘争の教訓は、まさに労働者階級とりわけ総評にそのことを求めている」と強調する。

また同盟は、第五回大会において、「一九七〇年問題に対する基本方針」を決めているが、そのなかで、「社共、総評を中心とする勢力は安保条約破棄をかかげ、国内的には反体制闘争としての政治的変革闘争として、また国際的には反米・反民主陣営の平和闘争として、国外の共産勢力とも呼応しつつ統一的な闘いとしてとらえ、闘おうとしている。したがって、〝七〇年闘争〟は混乱と暴力を通して推進されようとしている」という。そして、日米安保条約については、第一に「直接的なわが国の安全保持の役割を果たしただけでなく、アジアにおける均衡の維持を通じて間接的に、わが国の安全に寄与してきた」こと、第二に「わが国の自衛体制の整備に対する負担を軽減することによって、わが国の経済発展に大きく寄与した」ことをあげている。このような立場にたって、「民社党その他の諸団体との協力のもとに、広く〝国民合意〟を求めつつ、〝冷静な選択〟を推進しなければならない」と主張する。

以下に、主要な労働組合の「一九七〇年」問題にたいする方針を紹介しよう。

国鉄労組（第三〇回大会）　いうまでもなく七〇年安保闘争は、独占資本に対決する生産点におけるたたかいが中心とならねばなりません。

さらにこのたたかいは、独占資本によつて搾取と圧迫を受けている多くの国民大衆をそのまわりに結集していかねばなりません。すなわち、物価、公害などあらゆる地域住民の要求と労働者の反合〔反合理化〕のたたかいを結合してたたかいを発展させる必要があります。

七〇年安保共闘のための中核体づくりは、いろいろな議論の経過はありましたが、結果的に総評・社会党を中心とする「安保条約に反対し、平和と民主主義を守る実行委員会」が、結成されました。国鉄労働組合も総評

の一員としてこの実行委員会に積極的に加盟し、その中核となってたたかうこととしました。

とくに当面の緊急課題は、すでにくりかえしのべてきましたように、沖縄返還のたたかいです。このため、反安保実行委員会の決定による「反安保・沖縄返還の署名運動」に組織をあげてとりくみます。また、総評では沖縄と安保闘争のための資金を、義務カンパとして集める方針にたっています。私たちはこれを支持し、積極的にとりくむとともに、当面実施している、沖縄闘争支援のための組織内自由カンパをすべての職場で早急に完了するようにします。

七〇年にむけての労働組合のたたかいは、集会・デモ・街頭宣伝などを積み重ねるとともに、職場のたたかいを強化し、討議を徹底し、生産点である職場の抗議のストライキを反復できるようにすることです。

私たち国鉄労働組合は、とくにこうした反戦・平和・民主主義を守るたたかいでは、可能なかぎりすべての民主勢力が団結し、一体となって行動をおこすべきであると考えます。これまでもそのような立場で主張し、それを実現するために努力を続けてきましたが、残念ながら総評内部にはいろいろな事情のため、反安保実行委員会にまだ参加しない組合、共産党との共闘につよく反対し、統一行動への参加を保留する組合などが現実に存在しています。そのため、とくに共産党との関係がいぜんとして問題点とされ、残されています。しかし、私たちはこうした困難な条件をできるかぎり克服し、総評を中心に統一行動の強化と拡大になお努力します。そのため、当面は反安保実行委員会と中央実行委員会の一日共闘をはじめ、可能な方式による共闘と統一行動につとめ、その発展をはかります。

また、とくに最近問題となっている反戦青年委員会と、いわゆる三派系をはじめとする急進的暴力主義の傾向がつよい全学連集団の取り扱いについては、明確な意思統一が必要となっています。

全国反戦青年委員会は、日韓闘争のなかで総評青対部、社会党青少年局、社青同が中心となって「団体共闘組織」として発足し、以来佐藤ベトナム訪問反対・訪米阻止・佐世保原子力艦隊寄港阻止などのたたかいで積極的に行動を組織し、一部学生の一点突破実力闘争による物理的ゲバルト方式を排除しつつ、一定の成果をあげてきました。しかし最近の動きのなかで、職場反戦・地区反戦という形でいろいろな分派が発生し、その分派の動きが全国反戦青年委員会と区別がつかないまま混同され誤解を受け、あるいは混乱をおこすなどしています。そしてこうした個人加盟のいくつかの反戦組織の発生によって「団体共闘」としての原則がくずされ、同時に反戦青年委員会の内部に労働運動を軽視する風潮がつよまり、組合によっては青年部と職場反戦が別個のものとなって二重組織の傾向をもつなど、いくつかの間違った動きも生ずるに至りました。しかも、この全国反戦青年委員会に参加し活動しているのは、総評加盟組合のなかでわずか五～六組合にすぎず、多くの労働青年は、この組織と活動の外におかれています。

このようななかで、総評を中心にその取り扱いについて検討がすすめられていますが、すでに総評は「組織の統制からはずれ、勝手な行動を行ない、同じ仲間同士や労働者との対立までひきおこすような団体とはいっさい共闘しない」方針を確認しています。国鉄労働組合もこの方針を支持するとともに、一点突破実力闘争による革命方式とか、いわゆるゲバルト主義の誤りについて積極的にその排除と克服をはかります。とくに国民・市民層の広い支持のもとに共闘を強化するため、多少運動の形態はゆるやかであっても、大衆的な共闘組織をつくることが大切であると考えます。

また、現在の全国反戦青年委員会についても、その欠陥や弱点を克服するとともに、こんにちまでの活動の評価にたって、七〇年闘争にむけてたたかう青年のエネルギーを正しく発展させ、強化するため、組織のあり方について再検討がすすめられています。

原則的な考え方は、まず労働組合の青年部として、総評加盟組合の青年部総結集をはかること、総評として完全に意思統一し、その正しい指導のもとに活動が行なわれるようにすること、そして反安保実行委員会との関連で、その実践行動部隊としての青年組織として位置づけることなど、の方向にたって組織の再整備と活動の強化が考慮されつつあります。私たちもこの方向にたって正しい指導のもとで、その活動がいっそう充実し、強化されるよう努力します。

日教組（第三六回大会）　一、安保条約廃棄をめざすたたかい

反安保全国実行委員会が提唱する全国統一行動に積極的に参加します。特に、三月二十三日から反安保全国実行委員会が実施している「安保条約廃棄、沖縄の即時無条件全面返還、非核武装宣言を要求する国民署名」（署名目標三、〇〇〇万）運動に積極的にとりくみます。署名運動は、各都道府県実行委員会の指導によって行ない、一九七〇年六月二二日まで継続します。

また、毎月二三日を反安保全国統一行動デーに設定し、沖縄の即時無条件全面返還、ベトナム反戦、軍事基地撤去、米原空母・原潜の寄港反対、電波障害制限区域指定反対、野戦病院反対、米軍需物資輸送反対などの具体的要求を掲げて、職場・地域での集会、学習会、街頭行動（宣伝ビラまき、署名、資金カンパ、デモ）をもりあげます。

安保体制のもとでの政治、経済、教育、文化、思想などあらゆる面からの攻撃に対し、憲法改悪反対、非武装中立、平和と民主主義を守る要求を対置し国民運動として発展させるため、日本の安全保障、大学、教育、物価、公害、社会保障、賃金、合理化などの諸問題についての学習活動を徹底し、大衆宣伝を強化します。

同時に、重要な段階では全労働者とともにストライキ体制によってたたかえる基盤をつくるために組織的な努力をおこないます。

七〇年闘争における全民主勢力の結集は緊急な課題となっています。したがって反安保全国実行委員会を中心に労組、民主団体、市民組織など幅広い国民大衆の共闘による諸行動に積極的にとりくみその活動を高めるとともに、安保条約廃棄、沖縄の即時無条件全面返還の強力な統一行動を組織するため、全国実行委員会と中央実行委員会の間で恒常的共闘をすすめるよう努力します。

二、沖縄の即時・無条件・全面返還のたたかい

沖縄問題についての学習・討論を積極的に組織し、佐藤内閣の「核つき、基地自由使用」、「本土並」返還論が安保体制強化とアメリカのアジア侵略に加担するねらいをもっていることを明らかにし強く反対するとともに徹底的に暴露し追及します。

また、一一月に予定される佐藤訪米については、沖縄の即時無条件全返還を要求し「核つき、基地自由使用」の態度をかえないかぎり、訪米に反対してたたかいます。

二・四ゼネストに対する連帯行動、二月上旬の沖縄返還要求国民大会（那覇市）、引続き四月二八日までの那覇から東京へむけての国民大行進、四・二八沖縄デーの総括を正しく行ない、さらに発展させるよう努力します。とくに七月に予定されるB52即時撤去、沖縄の即時無条件全面返還を要求する全国統一行動、一一月に予定される佐藤訪米反対全国統一行動にあたって、実力行使によってたたかう体制を確立します。

沖縄県民の国政参加の要求、沖縄の教育予算に対する国庫補助、社会保障等の沖縄教職員会の要求を支持し、その実現のため努力します。

また、沖縄県民の基本的人権を保障するため提訴されている「沖縄違憲訴訟」のたたかいを職場、地域に浸透させ国民的運動として発展させます。

沖縄を正しく理解し、正しく教える運動を組織的に推進します。そのため、沖縄教職員会との交流を本部・ブロック・各県・専門部で実施します。

また、「沖縄読本」、「沖縄の子ら」、「沖縄の母親たち」、「沖縄の教師たち」――仮題出版予定――の購読、学習運動、児童・生徒の作品交換・教育実践の交流を推進します。

鉄鋼労連（第四一回大会）　(1)　安保条約廃棄を基本姿勢に

〃安保条約はない方がのぞましい〃という点では、大多数の組合員の意見は一致しているものと判断されます。現行安保条約に起因する米軍基地によって独立国としての主権をそこない、さまざまな基地公害を余儀なくされ、多くの国民はその撤退を強くのぞんでいます。

さらに安保条約によって、日本が他国の戦争にまきこまれる大きな不安をも国民はいだいているところです。

〃安保条約廃棄〃を基本の姿勢として確認していかなくてはなりませ

ん。

(2)　安保条約の自動延長に反対する

反動的な政府・自民党は、〝安保条約の自動延長〟（長期固定化も考えられる）の方向に固まりつつあります。われわれは保守政権のもとで安保自動延長には反対します。

現行安保条約は日米の安全、さらには、アジアにおける安全に拡大され、むしろ米国の安全を優先し、極東においての共産陣営の封じ込めを目的に、日本はその威圧、追い込みの軍事行動の基地になっているとさえいえます。そして基地公害にたいする国民の根強い反感、事前協議制の中身にたいする不安、特に第四条、第六条、交換公文を中心に多くの問題をかかえています。

われわれは当面七〇年の改定期においては、日本の安全、防衛を中心にした守勢のものに改めるべきだとの主張を持ちます。

勿論、その立場のもとで西側陣営内において、自主性をより強めていくことは必要です。

(3)　七〇年に対処する行動の姿勢

われわれは、さきの中央委員会で確認した〝当面の方針〟をひきつぎ反安保実行委員会には参加しません。

政治の労働運動にたいする過剰介入はさけねばなりません。

そして〝非武装中立の立場〟は現実の情勢のなかでは同調しえないところです。

労働組合はもともと平和の中において存立し、日本の国民としても恒久平和を希求しないものはないでしょう。本来、国連が強化され、そのもとでの〝集団安全保障〟が最ものぞましいところです。しかし現実には、それに程遠い国際情勢であり、世界は、東西二大陣営に分裂しています。そして日本は西側陣営に属しているという立場を直視しなくてはなりません。

それと同時に、最小限の自衛力を保持することは独立国として当然のところであります。

さらに屋上屋をかさねるカンパニアにも大きな問題をかかえています。

したがって鉄鋼労連は総評の加盟組合という立場のなかで自主性を生かして諸行動に参加していきます。

具体的には、総評の要請にもとづき、本部が適宜判断して示達で指示した行動に参加することにし、その場合に問題が生じたときは、原則的に、犠牲者救援規定を適用することにします。

なお、国民的課題である沖縄返還闘争にたいしては、むしろ純粋に民族闘争の立場にたって、基地経済を脱皮し、即時本土なみ返還を求めて積極的に協力していきます。

全日自労（第四八回中央委員会）　一九六〇年の安保闘争は、一九五九年三月に安保改定阻止国民会議が百三十四団体の参加でつくられ、また全国各地に、二千をこえる共闘組織がつくられて、二十三回にもおよぶ統一行動を組織して歴史的なあの大闘争に発展したのでした。

「安保はむつかしい」、「安保は理解されない」といわれながらも、職場・地域でくりかえして学習、宣伝がとりくまれ、統一行動が共闘組織によってねばりづよくいっかんして組織されて、あの大きなもりあがりがかちとられたのでした。労働者と労働組合の全国的ストライキをささえたのは、この共闘組織による民主勢力の統一した力と行動でありました。安保条約調印の一年前にすでに共闘組織がつくられて、先制的に、統一行動をねばりづよく、持続的に、組織的につみあげてきたからこそ、全民主勢力の団結と統一をすすめ、全人民を結集してたちあがる大きな力をつくることができたのです。

この教訓をあらためてあきらかにしなければなりません。

内外の情勢は六〇年にくらべていっそう発展し、統一戦線をきずきあげる歴史的条件はいっそうひろがっています。

そして安保闘争いらい八年間、共闘、統一行動、統一戦線をめぐる困難でふくざつな問題のなかから、日本の民主勢力は共闘、統一戦線を実現するうえでいくつかの原則的な重要な教訓をあきらかにすることができました。そして東京都知事選挙の「明るい革新都政をつくる会」、沖縄三大選挙の「明るい沖縄をつくる会」、それを発展させた沖縄の「いのちを守る県

民共闘」などは、統一要求実現のための統一戦線組織の形態として、ゆたかな教訓をつくりあげています。

このようにおおくの困難とふくざつな条件をきりひらき、きずきあげられてきた統一戦線の具体的な方向は、社会党、共産党を中心とした民主勢力の共通の経験と教訓であり、安保条約廃棄・沖縄全面返還の統一戦線結成にむけて、これをうけつぎ発展させなければなりません。

これは日本の民主勢力が祖国と人民においている共同の責任であり、不一致の要求や課題をこしつして統一戦線の結成をはばむことは、さしせまった民族的な課題に背をむけるものといわなければなりません。

いまたいせつなことは、不一致を強調することではなく、いかに統一をひろげ統一戦線をきずきあげるかであります。これに反するどんなうごきにたいしても適切な批判を節度をもっておこなうことがたいせつです。そしておくれをとりもどし、情勢をいっそう前にすすめる条件をきりひらいていくことです。

これは、民主勢力の重要な一部である労働組合のなかで、いっかんして統一戦線の結成をねがい、たたかってきた全日自労の、当面する緊急な任務です。そのために私たちはつぎのようにとりくみをつよめます。

一、学習、宣伝活動の強化

①一九六〇年の安保闘争の教訓から、本部、支部、分会ともに、この学習、宣伝活動をとくべつに強化しなければなりません。そのため、それぞれの機関にかならず学習係をつくります。

②本部は〝じかたび〟に現場で討議できるような安保・沖縄問題の記事をたえずのせるとともに、二カ月に一回特別号を発行します。また現場で学習、討論を組織するためのパンフレット（もしくはリーフレット）を出します。

③支部、分会は、この方針を執行委員会でかならず討議し、現場までの指導体制を確立します。

④地域の労働者、労働組合、民主団体と共同して、共闘・統一行動の推進とあわせて共同の学習集会、宣伝体制（共同してポスターをはり、チラシをくばり、宣伝カーを出して地域宣伝をするなど）をつくり、その行動をつよめます。

⑤支部、分会は、全日自労独自に、また他すくなくとも月一回の学習集会がひらかれるよう計画をたててとりくみます。

⑥略

⑦支部、分会では独自にビラ、ポスター、ステッカーをはじめ、地域の大量宣伝にとりくみます。

二、安保・沖縄の署名を短期間でなしとげる

①第二十六回大会で決定し、とりくむことにしていた「安保条約終了通告」、「沖縄返還」、「核武装反対・使用禁止協定締結・核兵器完全禁止・持込み阻止」の署名は、統一しておこなうことがその主旨をよりいっそういかすことになるので、安保破棄中央実行委員会と意見調整をしてきましたが、そのけっか安保・沖縄の二つの課題で署名運動にとりくむことになりました。

②この署名は、安保条約廃棄と沖縄の即時・無条件・全面返還の要求が民主勢力の当面一致できる統一要求であり、民族的課題であることを確認して、統一戦線結成をめざしておこなうものです。

③この署名運動をつうじて学習し、行動する体制をつくりあげ、共闘して署名にとりくむことによって、共闘を促進する意義ももっています。

④全日自労としては、五百万人の署名を、固定期限がおわる時期までに、やりとげることを目標にしています。

⑤当面第一次として三月末までの短期間にめざします。第二次は六月二十二日までとし定します。そしてかならずやりとげます。

三、地域と中央での統一要求の推進（略）

四、他の諸要求のたたかいとの結合（略）

五、選挙闘争にたいするとりくみ（略）

六、統一実現のとりくみ（略）

4　主要な平和運動

1　原水爆禁止運動

第一四回原水爆禁止世界大会　原水爆禁止日本協議会が主催する第一四回原水爆禁止世界大会は、八カ国、二国際団体、二一人の海外代表と、約一万人の日本代表団が参加し、一九六八年七月三一日から八月九日まで、次の日程でひらかれた。

七月三一日～八月二日　国際予備会議（東京）
八月三日～五日　本会議（東京）
八月六日　広島大会
八月九日　長崎大会

この第一四回世界大会にたいして、ソ連平和委員会は、七月二五日、四人の代表を派遣するむね通告してきたが、これとはべつにソ連は、七月二六日、世界平和評議会代表の資格で、ソ連平和基金書記ベラ・イワノフを「被爆二三周年原水爆禁止世界大会」にも派遣しようとしていることが判明した。日本原水協は、こうしたソ連の態度を非難し、七月二七日、原水爆禁止日本協議会が主催する第一四回原水爆禁止世界大会は、との態度を明らかにしたので、ソ連も代表の派遣を中止した。

第一四回原水爆禁止世界大会は、「一般決議」および「ベトナムにおけるアメリカ帝国主義の侵略と戦争犯罪を糾弾し、ベトナム人民の完全勝利をたたかいとるための国際統一行動のよびかけ」を採択した。「一般決議」は、次のとおりである。

【一般決議】（前略）大会には、ベトナム民主共和国ホー・チ・ミン主席、南ベトナム解放民族戦線グエン・フー・ト議長、朝鮮民主主義人民共和国キム・イル・スン首相、キューバ共和国ドルチコス大統領、カンボジア元首シアヌーク殿下、ラオス愛国戦線スファヌボン議長から熱烈なメッセージがよせられ、全参加者にふかい感銘をあたえた。また日本政府によって、不当に入国を拒否されたベトナム民主共和国と南ベトナム解放民族戦線の両代表団長はテープをつうじて大会に参加し、ベトナム人民の抗米救国の闘争の勝利への確信と、第十四回原水爆禁止世界大会にたいする強い支持を表明し、国際統一行動の強化を熱烈に訴えた。また大会の全参加者は、ベトナム民主共和国と南ベトナム解放民族戦線、朝鮮民主主義人民共和国の三代表団の入国拒否にたいして怒りをもって抗議し、たたかうベトナム、朝鮮人民とのかたい連帯を表明した。

今日、ベトナムをめぐる情勢は、侵略戦争に反対し、世界平和を守る国際的なたたかいの焦点となっている。英雄的なベトナム人民は、帝国主義に反対して、主権と独立のためにたたかっている諸国人民の第一線に立ち、世界平和のために、基本的な貢献をしている。ベトナムで窮地においこまれたアメリカ帝国主義は、口に平和を唱えながら侵略行動をひきつづき強行し、さらに新たな戦争拡大と核脅迫によってその危機を打開しようとしている。日米安保条約の拡大強化によるアジアにおける核軍事同盟の強化、国際協定を無視したラオス、カンボジアに対する侵略、とくに武装スパイ船プエブロ号事件以降、アメリカ帝国主義の朝鮮民主主義人民共和国にたいする戦争挑発の策動はその極にたっしており、朝鮮では、あらた

な重大な情勢がつくりだされている。（中略）

さらにアメリカ帝国主義は、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ人民の反帝平和のたたかいに狂暴な攻撃を加え、世界各地に核兵器をもちこみ、核爆弾搭載のB52爆撃機やポラリス潜水艦などの原子力艦船を配備し、核脅迫と核戦争政策をいっそうつよめている。（中略）

今日の情勢は、次の諸課題を緊急なものとしてわれわれに提起している。

1　ベトナム民主共和国の四項目、南ベトナム解放民族戦線の政治綱領にしめされているベトナム人民の正義の立場を力づよく支持し、アメリカ帝国主義のベトナムでの侵略戦争をやめさせ、ベトナム民主共和国への爆撃とその他のあらゆる戦争行為を無条件に停止させ、南ベトナムから米軍を撤退させ、ベトナム問題は外国の干渉なしにベトナム人民に解決させること。あらゆる可能な形態で英雄的ベトナム人民と戦闘的連帯をつよめること。

2　アメリカの核兵器使用、核戦争挑発、核兵器の他国への持ちこみに反対し、核兵器の完全禁止、とくに当面、使用禁止協定を実現させること。

全般的軍縮協定の実現、すべての軍事ブロックの廃止、すべての外国軍事基地の撤去と外国軍隊の撤退の闘争を発展させること。

3　アメリカをかしらとするアジア太平洋地域の核軍事同盟の陰謀を阻止するため、核兵器の持込み、核基地、核武装化に反対し、日米安保条約を破棄すること。沖縄の核基地をふくむいっさいの米軍事基地撤去と日本への即時・無条件・全面返還を実現させること。

4　対米従属のもとでの日本軍国主義の復活・強化と西ドイツ軍国主義にたいする共同のたたかいをますます強化すること。

5　被爆後二三年をへた今日、なお苦しみつづけている三〇万をこえる被爆者の切実なねがいをすすんでうけとめ、被爆者とともに、被爆者援護運動をいっそう発展させること。

大会の全参加者は、このような課題を共同の要求として、その実現をめざし、ますます国際連帯を拡大強化し、平和運動、原水爆禁止運動の統一のために奮闘する。（中略）

大会は、ベトナム人民の正義の闘争を支持するとともに、アメリカ帝国主義と、その手先の侵略政策とあらたな戦争政策に反対し、南朝鮮からの米軍の撤退を要求し、祖国の自主的統一のためにたたかっている朝鮮人民の闘争、および帰国の権利をはじめとする在日朝鮮公民の民主的、民族的諸権利擁護のための闘争、アメリカ帝国主義と日本反動勢力の日米軍事同盟強化と軍国主義復活強化の政策に反対し、核兵器の完全禁止、日米安保条約の破棄、沖縄の全面返還、独立、平和、中立の日本をめざす日本人民の闘争、ラオス、カンボジアなどアジア諸国人民の闘争を断固支持する。

大会は、新しい社会の建設をめざし、敵の変わらぬ侵略と挑発に反対し、断固反帝闘争の第一線に立つキューバ人民との連帯を表明し、同時に、独立と民族主権をめざして、武器を手に戦っているベネズエラ、グァテマラ、コロンビア、ボリビア人民、その領土を植民地化されているプエルト・リコ人民など、反帝、独立の正義のたたかいをすすめているラテンアメリカ人民の闘争を支持する。

大会は、アンゴラ、ギニア（ビザウ）、モザンビーク、南アフリカ・ジンバブエなど植民地主義、帝国主義に反対する武装闘争を含む多面的な闘争形態でたたかっている全アフリカ人民の闘争を支持する。また、アメリカ帝国主義に支持されたイスラエル反動勢力に反対し、パレスチナ人民の正当な権利のためにたたかっているアラブ人民との連帯を表明する。

大会は、アメリカ合衆国において、自国政府のベトナム侵略戦争に反対し、とくに徴兵制度に反対し、平和と民主主義のためにたたかっているアメリカ人民の闘争、および、人種および階級的抑圧者に反対してアメリカ黒人、およびスペイン系アメリカ人のすすめている勇敢な闘争を断固支持する。

大会は、アメリカ帝国主義の核配備と軍事同盟と西ドイツ軍国主義に反対し、ベトナム人民支援のたたかいをすすめているヨーロッパ各国人民の闘争を断固支持する。そして大会は、平和と独立と民主主義、社会進歩のためにたたかっている全世界人民の闘争を支持し、熱烈な連帯を表明する。

第十四回原水爆禁止世界大会は、原水爆禁止運動と国際的な平和、独立のたたかいを前進させるため、決定的に重要なことは、正しい原則につらぬかれた諸国人民のかたい団結と統一であることを一致して確認した。そして今、アメリカを先頭とする帝国主義、新旧植民地主義の勢力が、ベトナムをはじめとする諸国人民の闘争によって深刻な打撃をうけているとき、われわれが、帝国主義に反対する国際統一行動と統一戦線を有効に拡大するならば、かれらをさらに後退させることができると確信する。

しかし、それとは逆に、帝国主義、戦争勢力との対決をさけたり、また意見の相違を理由に、反帝民主勢力の統一を妨害することは、帝国主義、新旧植民地主義の策動に利益をあたえるものである。帝国主義と戦争勢力に対しては常に適切な方法で対決し、反帝勢力のあいだでの異なる意見は、これらの勢力のあいだでの障害となるべきではない、と信ずる。でなければ帝国主義、戦争勢力はこの弱点を利用して、社会主義国、民族解放運動にたいして、これを一つ一つおしつぶそうとする政策をいっそう露骨につよめてくるであろう。

われわれは、原水爆禁止世界大会が、歴史的な試練のなかでうちかためてきた統一の原則、すなわちアメリカを先頭とする帝国主義反動勢力の戦争と侵略の政策と対決し、これとたたかう方向で当面の一致しうる緊急課題で団結し、行動を統一していくという路線の正しさが今日ますます実証されていることを確認した。（後略）

第一四回世界大会に参加した日本代表団のあいだでは、原水爆禁止運動の統一的発展の問題が大きくとりあげられ、討論された。その点を中心に、本会議閉会総会のさいに採択された「日本代表団の決意」は、次のように述べている。

【日本代表団の決意】（前略）大会は、一九七〇年の日米安保条約の「再検討期」をまえに、アメリカと日本政府が、この条約の延長強化をねらい、それを「核つき安保条約」――核軍事同盟の方向に露骨におしすすめようとしているあらたな切迫した情勢のもとでひらかれた。

とくに昨年十一月の「日米共同声明」以後、佐藤内閣は「日米協力」、「わが国の安全保障」そして「核アレルギーからの脱却」などといい、核持ち込み、核基地、核武装化の必要性を宣伝しながら、エンタープライズ「寄港」、B52機の沖縄への配備などを強行し、日本をますます危険な方向においこんでいる。（中略）

大会に参加したわれわれ日本代表団は、大会に提出された「一般報告」にもとづき、三十八の分散会と八の特別集会の討議を通じて、それらの具体的事実をいっそうあきらかにした。

大会は圧倒的に若い世代の代表が多数をしめ、世界大会初参加者が、七四パーセントをこえるという構成のもとで真剣な、そして活気に満ちた記念すべき大会となった。（中略）

いま、われわれにとって、もっとも重要なことは、第十四回原水爆禁止世界大会が採択した五項目の当面の共同課題を、文字どおり広範な国民の共同要求にひろげ、運動を持続的に発展させることであり、あらたな運動の発展の条件を最大限にくみつくし、積極的な行動をおこすことである。

日本原水協が提起した、「核兵器使用、持込み禁止署名」や被爆者救援活動、放射能汚染問題の追及、米原子力艦艇の「寄港」反対、自衛隊の核武装反対、B52機撤去と核基地反対、沖縄の即時・無条件・全面返還、核軍事同盟反対、日米安保条約破棄などの運動を精力的に発展させなければならない。

そして同時に、ベトナム人民支援のための募金活動や、軍需品の生産・輸送反対、米兵とその家族にたいする反戦のよびかけ、在日朝鮮人の教育など、民主的、民族的諸権利をまもるたたかい、アジア諸国人民と世界人民との自主・平等・内部問題への不干渉の原則にもとづく連帯をいっそう発展させなければならない。

当面するあらたな情勢のもとで、平和、原水爆禁止運動を飛躍的に発展させるため、とくに重視しなければならないのは、運動の統一的発展の問題である。今日、広範な人びとは、アメリカと日本の反動勢力による核戦略体制の具体的強行という現実の事態に直面して、原水爆禁止運動の真の統一を熱望している。われわれは、これらの真剣な願望にすすんで正しくこたえ、持続的で強固な運動の統一を拡大しなければならない。

ここ数年らい日本原水協と世界大会は内外からの分裂策動と干渉によって多くの困難がつくりだされてきた。

いまもこの策動は、孤立と内部矛盾をふかめながらもなおつづけられている。（中略）

われわれはかつて、原水禁運動は軍事基地反対、軍事同盟反対をとりあげるべきではないという一部の人びとの非難にたいしても、またいわゆるいかなる国の核実験にも反対を原則とせよという攻撃にたいしても、一貫してアメリカを先頭とする帝国主義の侵略と戦争の政策に対決し、これとたたかう方向で当面の一致する緊急課題で団結し、行動を統一するという原則を堅持し、運動の統一的発展のために努力してきた。われわれの側には統一をさまたげる要因は存在していない。

いまこそ、われわれは、この数年間の運動の貴重な経験を総括し、運動の統一強化をさらに前進させなければならない。日本原水協の「一般報告」が明確にしているように、今日「運動の統一を進める条件」は新しく生まれてきている。

このとき、真に原水爆禁止運動の統一を拡大するうえで重要な基本的立場は、まず、一致する緊急課題で団結し、行動を統一する立場をいっそう明確にしていくことである。日本社会党、公明党、日本共産党の核兵器問題についての三党共同声明は、このことが現実に可能であることを事実によって証明している。（中略）

そして同時に、わが国の原水爆禁止運動にたいする外国勢力からの不当な干渉に反対し、日本の運動の自主的な立場を堅持することである。この自主的立場を堅持することのもその正しさがますます実証されている。

そして今日、統一を拡大する基礎と条件がかつてなく増大しているとき、われわれの運動の拡大と統一的発展を妨げる破かい、分裂、挑発集団にたいしては、きびしくこれとたたかうことである。われわれの運動の経験はこれらの破かい、分裂、挑発の集団を運動のなかから除外していくことによって、運動の力量をつよめ統一を拡大し、かためていくことができることをあきらかにしている。

統一行動の発展は、このような立場を堅持して民主的ないっさいの団体、個人を幅広く結集することである。共同の要求の実現をめざし、正しい方針とこれにもとづく実践的大衆行動の拡大こそが運動の統一的発展の原動力である。これらのことをぬきにして共闘の組織問題をあれこれの形式で論じてもそれでは決して真の統一を実現することはできない（後略）

被爆二三周年原水爆禁止世界大会

原水爆禁止日本国民会議を中心とする実行委員会主催の被爆二三周年原水爆禁止世界大会は、五カ国、二国際団体、一一人の海外代表と、約六五〇〇人の日本代表団が参加し、一九六八年八月五日から一五日まで、次の日程でひらかれた。

八月五日～六日　広島大会
八月七日～九日　長崎大会
八月一四日～一五日　沖縄大会

『被爆二十三周年原水爆禁止世界大会要綱』によると、「広島・長崎・沖縄をつなぐ大会とし、すべての大会に海外代表を参加させる」、国際会議は、「アメリカの侵略戦争をやめさせるために、各国の平和運動が経験を交流し、国内であるいは国際的に何をなすべきかも話し合い、ますます大きくなる核戦争の危険を十分に認識し、核兵器完全禁止の国際世論を大きく形成する」ことを目的とした。そして、国際会議の議題は、(1)ベトナム侵略戦争の終結、(2)核兵器の完全禁止、(3)国際連帯と共同行動の強化とし、本年は、とくに(1)・(2)と密接に関連する沖縄の現状を国際問題として議論する、という方針をとった。なお、八月一一日から一三日まで京都でひらかれたべ平連（ベトナムに平和を！市民連合）主催「反戦と変革に関する国際会議」には、海外代表を希望に応じて参加させ、一方、「日米二カ国市民会議」のアメリカ代表にも、沖縄大会への参加を認めた。

一九六五年以来、日本原水協主催の世界大会に参加せず、原水禁国民会議を支持してきたソ連平和委員会は、一九六七年、いずれの大会にも代表を派遣しないという態度に変わったが、一九六八年には、被爆二三周年原水禁世界大会から招待されたにもかかわらず前年にひきつづき応じないで、逆に第一四回原水爆禁止世界大会への参加を四年ぶりに表明した。しかしソ連は、世界平和評議会の代表というかたちで、同国の平和基金書記を被爆二三周年原水禁世界大会におくりこんだことは、前述のとおりである。

『被爆二十三周年原水爆禁止世界大会要綱』は、「大会の意義と性格」を次のように規定した。

1　この大会を、ベトナム戦争の破局に直面した米国の核使用を阻止し、ジュネーブ協定の原則にたってこの戦争を一日も早く終結させるために、全世界の平和の運動と呼応した大デモンストレーションとする。

2　この大会を、昨秋の日米共同宣言いらい急速に顕在化した、沖縄の恒久的核基地化や日本核武装化の日本政府の政策に対決し、広島・長崎・ビキニの誓いに根ざす原水爆禁止の国民世論と諸行動の総結集の場とする。

この中で、米国のベトナム戦争の犯罪に深く加担し、その核戦略体制に協力する政策に、日本国民は絶対反対し、日本非核武装宣言の実現を強く求めることを宣言する。

3　この大会を、被爆体験を忘却させ核許容への「国民的同意」を強制しようとする政策に対決し、核戦争の犠牲者であり証人である原爆被爆者への連帯をさらに強め、国家補償の精神にたつ被爆者援護法の早期制定と原水爆禁止のための共同行動推進の場とする。

4　この大会を、ベトナム戦争反対の国際連帯強化の場とし、各国の多様の運動の交流の場とする。

この大会において、地下核実験禁止協定、核兵器使用禁止協定の締結と、核保有国の核軍縮の義務ならびに非保有国への核配備禁止を含む核拡散防止条約の成立を、被爆国から強く訴える。

被爆二三周年原水禁世界大会は、はじめて沖縄大会をひらいたこと、最も注目をひく特色であった。原水禁国民会議が、世界大会を準備するにあたって掲げた「当面する運動の課題と計画」は、次のように述べている。

【沖縄の核基地撤去と即時無条件全面返還の運動】　われわれは原水禁運動の立場から、沖縄の核基地撤去を中心課題としてとり組んできたが、政府の「核基地付き返還」構想が具体的政策となりつつある現在、真の返還をかちとる基本的立場をもたなければならない。

以上の視点から次のような課題にとり組むことにしたい。

(1)　核基地撤去のための運動

沖縄はすでに有翼核ミサイルメースBが配置され、B52が新に配置された。そればかりか、ABM網の配置計画も着々とすすみ、核基地としての役割はかえって高められつつある。

われわれはB52撤去をはじめ核基地撤去の闘いを沖縄現地と連帯した闘争によって実現しよう。「非核武装宣言」を実現するたたかいもまた、この一環として行なわれる。

(2)　沖縄の即時無条件全面返還の課題を実現するために、諸団体と協力した運動をとくに本土側で強化する。

また、高等弁務官の下につくられた日米琉諮問委員会が近く発足するが、これは当面、治安対策と教育政策に重点をおいて沖縄県民の盛り上がる復帰運動を一面で抑圧し、他面でそのほこ先をかわそうとするものである。

本土側における政府のこれら一連の行動を監視し、批判する対政府闘争がとくに重要となってくるであろう。

第三回アジア核禁会議全国集会

自民・民社両党および同盟系の核禁会議（核兵器禁止・平和建設国民会議）主催による第三回アジア核禁会議全国集会は、一九六八

年八月一日、約七〇〇人が参加して、広島でひらかれた。また、同じく長崎大会が、八月三日にひらかれている。

この集会は、一九六六年の第一回には海外代表が一二ヵ国、四九人参加、一九六七年の第二回には八ヵ国、一二人が参加し、「共同宣言」も採択したが、一九六八年はついに国際会議をひらくことができなかった。

ビキニ被災一五周年・久保山愛吉氏墓前祭

一九六九年三月一日、日本宗教者平和協議会と静岡県原水爆被害者の会の共催で、「ビキニ被災十五周年・三・一ビキニデー・故久保山愛吉氏墓前祭」がひらかれた。この墓前祭には、沖縄県を含む全国から約五〇〇〇人の代表が参列。また、二月一六日に東京の「第五福竜丸」(夢の島)前と原爆被害者慰霊碑(品川・東海寺)前から吹雪をついて出発した「いのちを守れ・沖縄をかえせ、ビキニ十五周年、国民平和行進」も、二月二八日、焼津市に到着、墓前祭に参加した。

なお、墓前祭の前日、焼津市において、「ビキニ被災十五周年記念宗教者平和集会」がひらかれた。

一九六九年ビキニデー

原水禁国民会議は、一九六九年二月二八日、三月一日の両日、「核安保粉砕、沖縄返還、ベトナム反戦、被爆者救援、三・一ビキニ全国集会」をひらいた。参加者約一〇〇〇人。

【アピール】私たちは、ビキニ水爆被災十五周年の今日、全国から焼津に結集した。

ときあたかも国会では、佐藤政府が、広島・長崎やビキニの体験を脳裡からぬぐいさったかのように、〝防衛のための核兵器は違憲ではない〟と言い切るに至った。

日本核武装の危険性は現実のものとなりつつある。佐藤政府は、私たちが危惧してきたように、「七〇年安保」を「核安保」とする道を一途に進んでいる。原水禁運動の使命はいよいよ重大である。

ベトナム戦争で敗色の濃くなったアメリカは、アジアの軍事同盟を再編し、その盟主の役割を日本に担わせようとしており、日本政府もまたこれに応えようとしている。

こうして沖縄の核基地を維持し、核もちこみを公然化する政策は日々強まっている。

その上、事実上アジアの〝安全保障機構〟であるASPACの強化が画策されている。それは本年六月、この会議が日本で開かれることにうかがわれる。

私たちは被爆の原体験をふまえつつも、〝被害者の立場〟だけから運動をすすめることはできない。沖縄県民九六万の犠牲の上に維持されている核基地は、中国の民衆に核攻撃をしかける〝加害者の立場〟をも、私たちに押しつけている。日本政府の核武装政策をやめさせ、〝七〇年安保〟を粉砕するときにのみ、私たちは平和の守り手であると誇り得るのである。

私たちは今こそ、原水爆反対の広はんな国民悲願を再結集し、〝七〇年安保〟反対の戦線を形成しなければならない。私たちの運動には、その可能性がある。

沖縄の撤去と原潜寄港阻止のたたかい、〝生命を守る県民共闘〟のたたかいが、私たちを鼓舞するとともに、運動の未来をてらし出してくれる。今こそ本土の運動は、沖縄から学び、連帯の行動を強化しなければならない。(後略)

日本原水協は、一九六九年三月一日〜二日、静岡市を中心に、「被災十五周年三・一ビキニデー中央集会」をひらいた。参加者約四〇〇〇人のうち労働者が六八%を占め、年齢別にみると二〇歳代までが六五%に達すると報告されている。集会は、「国民への訴え」を採択したが、それは「核兵器をなくせ、使うな、持ち込むな——の誓いを固め、二十数年にわたる原水爆禁止運動のすべての力

をあげて、前進しよう」とよびかけた。また、「被爆者救援運動の強化に関する決議」など五つの決議をおこなった。

【被爆者救援運動の強化に関する決議】（前略）いま国会で審議されている昭和四四年度予算案にも、原水爆禁止運動と被爆者の要求に押されて、特別被爆者が死亡した場合に葬祭料一万円を支給する、特別被爆者にたいして健康保険本人一部負担医療費の肩代りをする、「特別手当」に月額五、〇〇〇円の別枠を設ける、「健康管理手当」の支給対象に白内障を加えるなどの新しい施策が、ごくわずかながらもりこまれてはいます。しかし本質的にみれば各方面からきびしく批判されてきた被爆者特別措置法の性格に変化はなく、きわめて少数の被爆者にたいする「措置」で、当面をごまかしてしまおうとするものにほかなりません。「一九七〇年」を目前にして、真の被爆者援護法を制定させることは、特別に重要な課題となっています。（中略）

私たちは、あらたな決意をもって、本年度二、〇〇〇万円の救援募金をかならず達成しましょう。そのために、とくに毎月六日と九日を「原水爆禁止の日」として、六・九行動を飛躍的に強化し、全国津々浦々に定着させましょう。

さいきんアメリカは、核戦争準備の一環として被爆者をモルモット扱いにしてきたABCCの施設を、日本政府へ移譲することを検討しはじめました。私たちは、アメリカがABCCにたいする日本国民のたたかいをそらすために組織再編成を意図していること、さらに財政的には手をひきながら、ABCCのおこなってきた調査・研究そのものについては「被爆者人口の少なくとも五〇%が死亡するまで」継続させようとしていることにたいし、厳重な警戒をしなければなりません。私たちは、ABCCを撤去させ、その施設と全資料を日本人科学者の手に全面的にゆだね、自主・民主・公開の三原則にもとづいて管理し、被爆者のために調査・研究ばかりでなく、治療もおこなえるようにすることを米日両国政府に要求します。

私たちは、被爆者とともに、アメリカと日本の政府の責任を追及し、真の被爆者援護法の実現をはじめ、被爆者救援運動をますますつよめることを決意します。

原水禁国民会議と日本原水協がそれぞれ主催したビキニデーの集会終了後、一九六九年三月二日、静岡市において、静岡県平和委員会、静岡県労働組合評議会、愛知県平和委員会、愛知県地方労働組合評議会の四者共催により、「沖縄返還要求・核安保体制打破・春闘勝利大講演会」がひらかれた。これは、二県にわたる平和委員会と労働組合が一致しておこなった統一集会として、全国でも特徴的な動きとなったといえよう。ビキニデーの集会に参加した県外の人びとも加え、四五〇〇人以上が会場を埋める盛況であった。

講演会は、四団体からそれぞれ一人ずつ平等に選出された運営委員会および議長団によってすすめられた。まず、社会党中央執行委員会、共産党中央委員会からのメッセージが紹介されたのち、立教大学教授小川岩雄「核戦略の現状と七〇年問題」、総評事務局長岩井章「六九年春闘と労働者階級の使命」、日本平和委員会会長平野義太郎「七〇年安保と平和運動の使命」の順に講演がおこなわれた。最後に、「生命を守る沖縄県民共闘会議」の芳沢弘明、仲吉良新両副議長が紹介され、沖縄における闘争について報告した。

とくに岩井総評事務局長は、講演のなかで、「この集会が全国的な統一行動の出発となることを期待します」と発言して注目されました。

「第五福竜丸」保存のよびかけ

一九六九年四月一〇日、「第五福竜丸」保存のよびかけがおこなわれた。よびかけたのは美濃部亮吉（東京都知事）をはじめ、鈴木正久（キリスト教団総会議長）、中野好夫（評論家）、畑中政春（日本原水協代表理事）、桧山義夫（学術会議会員）、壬生照順（日本宗教者平和協

議会理事長)、三宅泰雄（東京教育大学教授)、森滝市郎（日本原水爆被害者団体協議会理事長)、の八氏。それぞれ「平和と核の禁止を願う国民の一人として」個人の資格でよびかけた。

【よびかけ】　一、人類史においてはじめて水爆の威力と悲惨とを体験した「第五福竜丸」が、いま廃船となって東京湾の埋立地〝夢の島〟の一隅に放置されています。

いま第五福竜丸の船体は、日一日と傾むき、朽ちようとしています。保存のための措置を急がねばなりません。

こうした現状を前にして、私たちは、いま第五福竜丸保存の国民的意義を明らかにし、平和への希いと理性への信頼を同じくする国民と共に、保存への具体的な責任を果そうと志すものです。そして、これによって、人類の核兵器廃絶と日本の非核武装への意思をいっそうたしかなものにしようとするものです。

二、静岡県焼津の漁船「第五福竜丸」が、アメリカの水爆実験によって被災したのは、一九五四年三月一日です。二十三名の乗組員全員が死の灰をあび、六カ月の後、無線長の久保山愛吉さんが亡くなりました。このことは、十五年前の私たちにとって、測り知れない衝撃と悲しみを与えるものでした。なぜなら、広島と長崎における悲惨の記憶からまだ日も浅く、原爆被災者の援護すら放置されているような中で、私たち日本国民は、三たび核兵器の悲惨を、しかも、より巨大な威力をもって体験させられたからです。現実には、果てしなく続けられる核軍拡競争の恐怖の姿をまざまざと見せつけられたからです。

この第五福竜丸の悲劇が日本国民の中に償りをもえあがらせると同時に、原水爆禁止のための大きな国民運動をよび起したのは当然でした。三、しかし、十五年前の私たちの恐怖は、今日もなお、消えるものではありません。核戦争の危機は、今日、ますます強まっているというべきであり、核兵器のもたらす破壊力は、私たちの想像をはるかに越えたものになっているというべきではないか――私たちはそう考えます。

その恐怖の一端は、いまも戦火の絶えることのないベトナムを焦点とするアジアの情勢において明らかであり、核基地沖縄における日常的恐怖において現実的であります。また、佐世保、横須賀、那覇港などにおける放射能汚染は、国民のつよい不安をかもしています。

従って、いま、第五福竜丸を永久に保存しようとする声があるのは必然であり、このための国民運動を築こうとするのは、私たちの義務です。核兵器による災害をくり返し経験し、また戦争放棄を明記した憲法を有するわが国は、世界の平和のために特別な貢献をなしうるはずであります。そして、自らその義務を果たすことによって、日本国民の未来を切り拓くことができる――私たちは、そう信じて〝被爆の証人〟第五福竜丸の保存を訴えるものです。

各界各層の人びとが広く保存運動に参加し、協力されることを、心からよびかけます。

2　その他の平和運動

歴史学関係学会の「明治百年祭」反対声明

政府は、一九六八年が「明治百年」にあたるとして、記念のカンパニアを組織した。各方面から、その意図について批判の声がおこったが、とくに歴史学者の多くが非協力の態度をうちだし、国民によびかけたことが注目される。

一九六八年七月一〇日、歴史学研究会、歴史教育者協議会、日本史研究会など歴史学関係五四学会は、政府が計画している「明治百年祭」について、「深い危ぐの念を表明する」との声明を発表した。この声明は、「明治百年祭」の問題点を、次のようにあげてい

る。

一、政府の明治百年記念事業は、日本近代史についての政府の一定の見解にもとづいておこなわれる面をもっており、そのような記念事業を国家事業としておこなうことは、結果的には歴史にたいする一定の評価を政府が支持し、宣伝することになる危険が大きい。

二、そのような国家的事業がおこなわれることは、かつての「紀元二千六百年奉祝式典」にみられたように、歴史の学問的研究をゆがめ、国民の自由な歴史意識の成長をさまたげるおそれが多い。

三、日本近代史の評価は、歴史学の自由な研究を基礎としてのみ正しくおこないうるものである。

「信教の自由を守る宗教者の大会」

一九六八年七月一四日、「靖国神社国営化に反対する宗教者決起大会」という趣旨で、信教の自由を守る宗教者の大会がひらかれた。

【宣言】（前略）きたるべき国会に提出されようとしている「靖国神社法案」は、「神社は宗教にあらず」という明治以来の悪名高い詭弁をくりかえすことによって、靖国神社の国家管理を合法化しようとするものであり、政策の便宜上、宗教を勝手に解釈するものであります。（中略）

「信教の自由」の圧迫は、国民の基本的人権と諸自由権の圧迫につながるものであります。およそ、権力と結んで堕落しなかった宗教はなく、また宗教を利用する政治は、権力を悪魔化させ、全体主義への道を開くことは必定であります。（中略）

ひとたびこのような法案が国会を通過するならば、伊勢神宮、橿原神宮などをはじめ、全国にある護国神社の国営化が相ついで行なわれ、やがて国家神道を中心とする思想統制をまねくことになります。（中略）

わたしたちは、靖国神社法案の国会提出を企図する政党が、直ちにこれを思いとどまり、憲法を忠実に遵守し、憲法に定められた自由と平和を実現するために努力すべきことを要求するものであります。

「反戦と変革に関する国際会議」

一九六八年八月一一日から一三日まで、京都において、ベ平連主催「反戦と変革に関する国際会議」がひらかれた。ベ平連主催の国際会議は、これが二回目で、一回目は東京において「日米市民会議」という名称でひらかれ、「日米反戦平和市民（人民）条約」を採択している。この「条約」は、「私は、正義と自分の良心を犯すことを拒みます。ベトナム人の生命を奪う行動に協力することを拒みます。また、あらゆる国の人間が自分自身の運命をえらびとる権利を認めます」と主張した。

二回目の国際会議は、一九六七年にアメリカでひらくことが約束されていたが、不可能となり、一九六八年、ふたたび日本でおこなわれることになったのである。会場には、国立の京都国際会議場があてられた。会議は、英語で“International People's Conference Against War and For Fundametal Social Change”と呼ばれ、「根本的社会変革」をめざしている点が注目をひいた。

会議の冒頭に演説した小田実は、「二年前の会議で、わたしたちは反戦を訴え、また多少なりとも変革の問題をとりあげた。しかし今日、抗議のもつ意味を捨ててはいないが、変革もわたしたちの手でおこなっていかなければ日米政府は動かない」と説明している。そして、「現在わたしたちは倫理的・論理的には飢餓状態にある。だからわたしたちは、人間が人間として生きるにはどうすればよいのか、というところから出発する。ベトナム戦争はベトナム人が人間として生きる権利を求めるたたかいであり、脱走という行為は非人間的メカニズムから自己を切りはなすことであり、また反戦運動をつづけているひとびとにもそれがいえる。この非人間化の過程は

世界中にあふれている。フランスにあり、西ドイツにある。アメリカにあり、チェコスロバキアにある。これらは、人間が人間をとりもどそうとしている点で共通している」という。この冒頭の演説では、アメリカ国内に「オキナワ・キャンペーン」をひろげること、日本に黒人闘争を援助するキャンペーンをひろげること、「平和の船」の運動をひろげること、国際的な脱走兵援助協定をつくること、などが提案された。

会議の最終日、討論された「共同行動の提案」は、出席者の自由な署名で有効とされることになった。

「戦争と軍国主義に反対する宗教者平和日本大会」

一九六八年一〇月一〇日、一一日の両日、東京において戦争と軍国主義に反対する宗教者平和日本大会がひらかれた。基調スローガンは、「殺すな、殺させるな、殺すことを許すな！」、「地上に平和を！」、「平和の祈りを行動の波へ！」。議題とおもな討議内容は、次のように設定された。

(1) 戦争責任を反省し、信教の自由を守るために（戦争責任の反省。反戦・抵抗の歴史と伝統をうけついで。憲法問題と信教の自由。）

(2) 軍国主義に反対し歴史を担う宗教者となるために（靖国神社国営化反対、「紀元節」と国家神道の復活に反対する。「明治百年」と宗教利用の問題。憲法問題と信教の自由。民衆の生活と権利を守る。教育の軍国主義化・不純化の問題。）

(3) アジアから戦争と植民地支配をなくするために（ベトナム問題。朝鮮問題。沖縄・小笠原問題。日本のベトナム戦争協力の問題――基地、自衛隊、政治、経済、文化など。）

(4) 被爆者の苦しみを自らの苦しみとして（核問題と原水爆禁止運動。被爆者救援運動の前進のために。第五福竜丸の保存運動。）

(5) 宗派のちがいをのりこえ、世界平和建設のために（戦争責任の反省。信仰と平和。平和への実践を民衆とともに。平和のための宗教者の団結――国内・国際の連帯。）

この大会は、浅野順一（青山学院大学教授）、大西良慶（清水寺貫首）、大村勇（日本基督教協議会議長）、小野塚潤澄（真言宗豊山派宗務総長）、久布白落実（日本基督教婦人矯風会会頭）、佐々木千代松（丸山教平和の会委員長）、住谷悦治（同志社総長）、松尾喜代司（日本キリスト者平和の会委員長）、藤井日達（日本山妙法寺山主）、星野元豊（竜谷大学学長）渡辺照宏（東洋大学教授）のアピールでおこなわれた。

【アピール】 宗教者のみなさん、人間の尊厳が傷つけられ、正義が踏みにじられる現実を無視することは許されません。

ベトナムの仏教者は信仰をまもり、民族の自決権を要求して「焼身抗議」をなし、仏教信仰の強さと深さを内外にしめしました。キング牧師はキリスト教の信仰をささえとして黒人解放、人種差別撤廃の運動をつづけ、ベトナム戦争で極度に混迷しているアメリカの国内状況のもとで凶弾に倒れました。

私たちはこのような信仰に殉じた宗教者たちの態度に学びたいと思います。そのためには、いたずらに現実を回避することなく「内なる心の平和」と「外なる世界の平和」を固く結合させ、「外なる平和」を侵害する悪の勢力に反対し、これを取り除く努力のなかにこそ真に「内なる平和」が確立されると思います。

アメリカによる北爆の即時無条件停止とベトナム民族の自決権を要求する全世界の良心の叫びは、ついに、ジョンソン大統領をして「北爆制限の声明」を発表せざるをえなくしましたが、この声明が出されたことによってすぐにでも平和が到来するかのような幻想が生れ、平和を心から願っている善意の宗教者のなかにも、こうした楽観論が芽生えてきてます。（中略）

沖縄からはB52がベトナム爆撃にとび立っておりますし、東京の王子にはアメリカの野戦病院が作られ、「動く核基地」エンタープライズや原子力潜水艦が佐世保や横須賀に寄港したりしており、最近の放射能による海水の汚染は、核基地と戦争政策の危険をひしひしと日本国民に感じさせています。

このような国際国内情勢のなかで、政府は日本人が被爆体験からいだく核兵器に対する敏感な反応を打ち消そうとしております。また人間として当然なすべき被爆者への援護にすら冷淡な態度をとりつづけております。

倉石前農林大臣は親鸞聖人やイエス・キリストの教えを乱暴に歪曲し、日蓮聖人を軍国主義者のごとくとり扱い、「日本も原爆や三十万ぐらいの軍隊が必要である」と放言し、宗教者として誇りをもつことができる日本国憲法を否定したが、こうした行為は「靖国神社国営化」の動きと全く軌を一にするものであります。「国防教育」の高揚が説かれていることなども考え合わせれば、この「靖国神社国営化」はかつての日本が行った侵略戦争を免罪するものであり、また信教の自由を保障し、特定の宗教への国家保護を禁じた憲法に対する重大な侵犯であるといわねばなりません。

今こそ私たちは、国家神道の復活、軍国主義の復活を許さないという気持をいちだんと強め、かつての侵略戦争を「聖戦」として美化し、これに協力した反省を深めるべき時であるといえましょう。（中略）

「明治百年」の軍国主義的なキャンペーンに惑わされることなく、信仰の違いを越え、平和のための宗教者の団結の環を大きく深くひろげることによって、歴史を担う宗教者としての責任を果たすために、この「戦争と軍国主義に反対する宗教者平和日本大会」に結集しようではありませんか。

「憲法改悪反対、平和と民主主義を守る第五回国民大会」

一九六八年一一月二日から四日まで、福井市において、憲法擁護国民連合（護憲連合）主催の「憲法改悪反対、平和と民主主義を守る第五回国民大会」がひらかれた。この大会は、「七〇年闘争の理論武装と行動の結集」をスローガンに約二〇〇〇人が参加、「反安保、護憲に結集しよう」との決議を採択した。なお護憲連合は、一九六八年二月から八月にかけて、全国各ブロックごとに「護憲大学」を開催している。

「靖国神社問題懇談会」

一九六九年二月七日、日本宗教者平和協議会（日本宗平協）の提唱により、靖国神社問題連絡会議のよびかけで、日本基督教団、矯風会、YWCA、パプテスト同盟、日本キリスト教会などの宗教団体をはじめ、憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）、護憲連合などの代表約一〇〇人が集まって、「靖国神社問題懇談会」をひらいた。席上、民社・共産・社会各党の代議士が決意を述べ、また、この問題を、もっと労働組合のなかに積極的にひろめなければならないことを確認していた。なお、国民へのアピールを全員一致で採択し、内外に発表した。

「紀元節復活反対、靖国神社国営化・明治百年祭に反対する中央集会」

一九六九年二月一一日は、「建国記念の日」が制定された三周年にあたるため、「戦争準備の思想攻勢に反対する」集会が、全国各地でおこなわれた。東京では、「紀元節」問題連絡会議（憲法会議、護憲連合、国民文化会議、日本科学者会議、日教組、日本宗平協をはじめ、歴史学者・婦人・こどもの組織など三一団体で構成）が主催して、「紀元節復活反対、靖国神社国営化・明治百年祭に反対する中央集会」をひらき、約一三〇〇人参加。この集会では、東京・世田谷代沢小学校長金沢嘉市が、「教育の国家統制を批判する」と題した講演をおこない、また社・共両党代表もあいさつした。参加者は、集会終了後、靖国神社前をとおってデモ行進をおこなった。

同日、靖国神社問題連絡会議（日本キリスト教団社会委員会、日本バプテスト同盟、日本カトリック学生会、日本宗平協などで構成）主催の「思想と信教の自由を守る全国集会」も、全国三十余カ所でひらかれ、東京大会には約二〇〇〇人の宗教者・学生・市民が参加、デモ行進をおこなった。

東京都主催「憲法記念・地方自治を守るつどい」

一九六八年五月二日、東京都主催「憲法記念・地方自治を守るつどい」がひらかれた。都が主催して憲法記念のつどいをおこなったのは、これが二年目で、参加者全員に「憲法手帳」が配布された。席上、美濃部知事は講演し、「東京から火薬のにおいを追い払うこと、これが平和を守る最初の目標です。東京にある多くの基地撤去について、わたしには直接アメリカと交渉する権限がないが、いろいろな方法をつかってはたらきかけている。いま問題となっている新島の射爆場について、どんなことがあっても基地にすることはできないので、都民の立場にたってこれを守りたい」と述べた。

五月三日には、京都でも、京都憲法会議、憲法を守る婦人の会主催、京都府・市後援の「憲法記念京都集会」がひらかれた。

宗教界「靖国神社法案」反対の要望書

一九六九年五月六日、東西両本願寺をはじめとする真宗教団連合など仏教各宗、天理教など教派神道、立正佼正会、ＰＬ教団など新宗教諸団体、日本キリスト教団、日本聖公会など新旧各派の約七〇の宗教団体は、自民党にたいする靖国神社法案反対の要望書を発表した。宗教界が、これほど広範囲な意見一致をみたことは、かつてない。なお、国会請願については、キリスト者は約三〇万、新宗連は約一四万の署名を集めた。

「反戦・反安保、沖縄闘争勝利六・一五統一集会」

一九六九年六月一五日、九年前の安保闘争で樺美智子が死亡した日を記念し、「六月行動」を提唱したべ平連など約四〇〇団体のよびかけで「反戦・反安保、沖縄闘争勝利六・一五統一集会」が、各地にひらかれた。前年までは、著名人によるよびかけ方式であったが、今回はさまざまな団体のよびかけに変わっている。東京の集会は予想を上回る参加者で、「たがいの思想と行動の多様性を尊重して、新たな反戦共闘の方式を提出」したと主張され、社会党国民運動局長も、「この集会の成功について、前向きに評価することが必要」と述べたとつたえられた。これにたいして『赤旗』（六月一六日付）は、「各地のべ平連組織とともに、中核・ＭＬ・第四インター・ブンドなどトロツキスト集団、フロントなどの修正主義集団、関東各県の反戦青年委員会や、東大・日大などの全共闘暴力集団、毛沢東盲従集団など、これまで大学問題や安保・沖縄をめぐる諸闘争で民主勢力の共同闘争の破壊、挑発に狂奔してきた集団が連合」し、「一部からだされた〝この日は武装闘争はしない〟という〝申しあわせ〟を受け入れたようにみせかけ、一般市民にたいし、欺まん的な態度」をとったと報じている。集会では、三里塚空港反対同盟の戸村一作、東大全共闘議長の山本義隆らが演説した。

第一八回日本平和委員会全国大会

一九六九年六月二八日から三日間、広島市において、第一八回日本平和委員会定期全国大会がひらかれた。この大会は、世界平和運動二〇周年を記念すると同時に、「一九七〇年」をたたかう方針と組

織づくりに討論が集中した。大会への参加者は、代議員二四六人、評議員九六人。

第一日には、特別報告として、①岡山県新見市平和委員会の沖縄全面返還をめざす共闘の経験、②千葉大学学生平和委員会の自衛官入学反対運動、③三重県員弁高校の「豆ニュース」と六・九行動を中心とした日常活動、④札幌市平和委員会の安保学習会を労働者のなかにひろめ、職場に安保破棄の力をつくりあげていく経過と教訓がおこなわれた。

第二日は分散会、第三日に新しい役員が選出された。会長　平野義太郎、副会長　柳田謙十郎、大山柳子、理事長　堀真琴、事務局長　熊谷啓安、世界平和評議員　阿部行蔵、阿部知二、石井あや子、太田薫、大山柳子、金子満広、櫛田ふき、坂田昌一、佐久間澄、新村猛、末川博、関鑑子、瀬長亀次郎、田万清臣、高橋碵一、畑中政春、平野義太郎、堀真琴、本条嘉久雄、松浦一、壬生照順、宗像誠也、安井郁、柳田謙十郎、山本薩夫、吉村金之助、米原昶、世界平和評議会顧問　今中次麿、小畑忠良、大西良慶、蜷川虎三、藤井日達。

採択された「大会宣言」は、次のとおり。

【大会宣言】　侵略と戦争、日本国民の生活破壊の根源である日米安保条約「固定期限」終了期は、あと一年に迫りました。いま、日米安保条約の延長・拡大強化をゆるすか、廃棄をかちとるか、沖縄の米軍支配、「核基地つき自由使用」をゆるすか、即時・無条件・全面返還をかちとるかの、まさに日本の進路をめぐる政治対決が大きなうねりとなって展開しようとしています。（中略）

米日戦争勢力は、七〇年をまたずに、アジア太平洋核軍事同盟化をねらって、安保条約の自動延長、拡大強化、沖縄の「核基地つき自由使用返還」、防衛二法の強行、自衛隊の増強、核ミサイル化などの危険な策動を公然とすすめています。

ベトナム人民は、南ベトナム臨時革命政府を樹立し、歴史的勝利をおさめつつあります。本大会は臨時革命政府を熱烈に支持します。しかし、この事態を前にアメリカ帝国主義は依然として、ベトナム侵略の野望をすてず、また朝鮮に対する軍事挑発をつよめ、アジア侵略体制の再編強化をいそう狂暴に強化しようとしています。（中略）

また米日戦争勢力は、思想・教育・文化などあらゆる面で軍国主義復活の野望をおし進めています。労働者、農民の生活と生命を破壊し、日本国民をかれらの暴力的支配に屈服させようとする攻撃が強められています。さらにかれらは、大学問題で挑発暴力集団を利用しながら、「大学立法」を強行し、教育の軍国主義化、大学の自治、学問の自由を破壊し、官僚統制を強めようとしています。さらに、靖国問題に見られるように信仰の自由に対する国家統制が強められ、出入国管理法・旅券法の改悪をはじめ反動諸立法が画策され、在日朝鮮人の民族的民主的諸権利も圧迫されています。

いま、日本国民は、みずからの平和と独立の進路をきり開くたたかいに立ちあがっています。日本平和委員会は、安保学習、宣伝活動、ベトナム人民支援、基地・自衛隊にたいするたたかい、核兵器のもちこみ、米原潜「寄港」反対、沖縄返還闘争の前進および安保条約破棄をめざす統一戦線のためのたたかい、世界平和運動のためのたたかいに積極的に貢献してきました。（中略）

全国の労働者、農民、青年婦人、学生、市民が固く団結し、いまこそ侵略戦争を準備し、日本人民の生活と生命を破壊する安保条約とその拡大強化の策謀を粉砕し、破棄し、沖縄の全面返還をかちとり、日本の真の平和と独立、生命と生活を守るためのすべての力を合わせてたたかいに立ちあがるときです。真の平和と独立をねがう日本国民にとって、いま緊急にそがなければならないことは、安保・沖縄問題を中心課題とする統一戦線をかちとることです。

日本平和委員会第十八回全国大会は、安保条約の自動延長、拡大強化の

意図をてってい的にばくろし、その具体的なあらわれを阻止し、粉砕するたたかいをおしすすめながら、第十五回原水爆禁止世界大会の圧倒的な成功、十一月に予定されている佐藤訪米に反対するたたかいをすすめます。（後略）

5　メーデー

東京同盟大会でのメーデー論議

一九六九年二月二〇日、東京同盟（組合員一五万五〇〇〇人）第五回大会で、中央メーデーの問題が論議された。

すでに東京同盟指導部は、中央メーデーの統一会場は用意できないとの理由から、分散会場の一つを同盟会場とし、独自メーデーをおこなうことを決めていたが、その後、総評と美濃部都知事との折衝で統一会場が確保されることになったため、第五回大会は、「同盟だけが別会場で小じんまりやるのは、他にあたえる影響からみてもよくない」として、次のような方針変更を決定した。

(1)　今年度は、統一の線をくずすべきでない。しかし、従来からの近代化の旗は守り、統一のなかで主張していく。

(2)　参加方式は、従来までの地区実行委員会を改組し、同盟一本で参加する。

(3)　したがってデモコースについては、同盟コースの確保を期し、同盟らしいデモとする。

(4)　中央は統一メーデーとするが、三多摩地区は従来どおり独自メーデーを実施する。

第四〇回中央メーデーのスローガン

一九六九年四月一八日、第四〇回中央メーデー実行委員会は、スローガンを決定した。

同盟代表は、スローガンに安保条約廃棄、沖縄返還、ベトナム侵略反対をいれることに反対しつづけたが、全印総連・国鉄労組・金融共闘などの代表から、「安保条約廃棄をなぜいれられないか」、「総選挙については表現を変え、佐藤内閣打倒をもっとすっきりだすべきだ」などの強い反論がでた。しかし、けっきょく常任委員会は、安保、大学問題や労働災害問題などは宣言のなかに含めることを提案し、最低の一致点として、次のようにまとまった。

一、大幅賃上げ獲得・労働時間短縮・首切り合理化反対・最低賃金制を確立しよう。

一、物価値上げと重税反対・社会保障制度の大幅拡充・労働基本権を確立しよう。

一、憲法改悪反対・核兵器禁止・沖縄の即時全面返還・佐藤内閣を総選挙で打倒しよう。

第四〇回メーデー実施状況

一九六九年五月一日、第四〇回メーデーは、東京代々木公園でひらかれた中央メーデーの約五三万人をはじめ、沖縄を含む全国四七都道府県、一〇七六カ所に約六九〇万人が参加した（主催者発表による）。

中央メーデーの式典は、議長団に岩井総評事務局長、滝田同盟会長、大谷新産別書記長、阿部中立労連副議長、落合東京地評議長、矢田東京同盟会長を選出、議長団を代表して滝田同盟会長が、次のような挨拶をおこなった。

一、大型景気のなかで闘われている賃上げ闘争は、額・率において昨年をはるかに上回り、戦後最高のものを獲得しつつあるが、全国の労働者の団結をいっそう力強く高揚させ、さらに賃上げ闘争の成果をみのりあるものとしたい。

一、組織労働者と多くの国民が手をたずさえ、物価、減税、公害、住宅、交通政策、社会保障などについて、実効ある国民運動を展開し、未組織労働者と国民生活を防衛しなければならない。

一、日本の平和と民主主義を守るため、左右の暴力を克服、沖縄返還のため国民合意の努力を重ねるとともに、佐藤内閣を解散に追いこみ、労働者、勤労階級の利益を守る政治勢力の拡大につとめる。

つづいて堀井総評議長が、主催者を代表して、次のように挨拶した。

一、佐藤内閣と独占資本となった攻撃は、はてしない物価上昇、苛酷な税制、生命と健康をむしばむ合理化、強力な賃金固定化政策など、働く者の生活と権利に大きな脅威を与えている。このように働く者の意志を蹂躙し、庶民の生活を無視し、冷酷で危険な政策をとりつづけているからこそ、一〇年ぶりに「佐藤内閣打倒」がメーデー・スローガンに採択されたのである。

一、われわれは、いまこそ「働く者の政治」をとりもどすため総決起しなければならない。当面する総選挙で佐藤内閣を打倒し、独占中心の政策を大きく転換させ、七〇年にむかって安保条約を廃棄し、沖縄の即時・無条件・全面返還をかちとらなければならない。

このあと、成田社会党委員長、西村民社党委員長、野坂共産党議長、桃原沖縄県祖国復帰協議会副議長が祝詞を述べ、美濃部都知事のメッセージなどが披露され、メーデー宣言を発表、五コースに分れてデモ行進をおこなった。

【第四〇回メーデー宣言】　われわれ働く者をとりまく情勢は、今日とりわけきびしい。政府主導のもとに公共料金が値上げされ、これにともなう諸物価のはてしない上昇と、苛酷な税制は、働く者の生活を大きく圧迫している。

とくに佐藤内閣が、今日まで日米安保条約のもとで、アメリカへの従属体制を強めてきたことは、きわめて重大であり、さらに憲法改悪をねらい、民主主義を破壊し、本格的な再軍備にまで歩をすすめようとしていることは、とうてい容認できないところである。いまこそ、平和と民主主義を脅し、働く者の生活をふみにじる佐藤内閣を、きたるべき総選挙で、なんとしても打倒しなければならない。そして核兵器の持ち込みに反対し、国民全体の悲願である沖縄の即時・全面返還をかちとることは、いまや緊急の課題である。

【参考資料】　(1)日本労働組合総評議会『総評』(週刊)　(2)全日本労働総同盟『同盟新聞』(週刊)　(3)日本社会党『社会新報』(週二回刊)、『月刊社会党』(月刊)など　(4)民主社会党『民社新聞』(週刊)　(5)日本共産党『赤旗』(日刊)、『前衛』(月刊)、『理論政策』など　(6)原水爆禁止日本協議会『原水協通信』(月二回刊)　(7)原水爆禁止日本国民会議『原水禁ニュース』(旬刊)、『平和新聞』(旬刊)　(8)日本平和委員会『平和運動』(月刊)　(9)日本宗教者平和協議会『宗教と平和』(月刊)　(10)日本科学者会議『日本の科学者』(月刊)　(11)日本労働協会『週刊労働ニュース』(週刊)

X 沖縄の労働運動

概要□沖縄の三大選挙――「明るい沖縄をつくる会」結成／「明るい沖縄をつくる会」の性格／日本自民党＝沖縄自民党の動き／アメリカと自民党の宣伝工作／アカ攻撃と中傷／美濃部・蜷川アピール／三大選挙の結果／三大選挙がもたらしたもの／**B52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議の結成**――B52の墜落と放射能／「いのちを守る県民共闘」結成大会宣言／**二・四スト・統一行動**――二・四ゼネスト計画／「総合労働布令」の公布／ゼネスト「回避」をめぐって／二・四スト・統一行動の状況／**全軍労の二四時間全面スト**――全軍労の実力行使宣言／全軍労の二四時間全面スト

概　要

一、沖縄の三大選挙（一九六八年一一月一〇日主席公選、第八回立法院選挙、一二月一日那覇市長選挙）で、沖縄の労働者と県民は「明るい沖縄をつくる会」に結集してたたかい、勝利をおさめた。三大選挙は一九七〇年安保闘争の前哨戦としての全国的な意義をもっており、この勝利で沖縄・安保闘争は新しい段階を迎えた。

一、B52の墜落爆発事件を契機として、「B52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議」（いのちを守る県民共闘）が一二九の広範な団体で結成された。生命を守るぎりぎりの要求と三大選挙勝利の確信が結合して、ここに広範な統一戦線が展開された。

一、「いのちを守る県民共闘」は一月六日、二・四ゼネスト計画を決定、それにたいしてアメリカは一月一一日「総合労働布令」を公布した。二・四ゼネストをめぐって「回避」の策動がおこなわれたが、「いのちを守る県民共闘」幹事会は既定の方針をつらぬく態度を堅持、二・四当日はゼネストの態勢こそとれなかったが、スト・統一行動によって五万五〇〇〇の大衆がデモ、すわりこみで嘉手納基地を包囲した。

一、二・四当日スト「回避」に同調させられた全軍労の労働者の不満は、不当解雇反対と賃上げ要求で一挙に爆発、六月五日、二四

時間全面スト に立ち上がった。全軍労のピケ隊に米軍は銃剣を突きつけ、労働者の怒りは頂点に達した。

一、一一月の佐藤・ニクソン会談をひかえて、沖縄の労働運動とそれを中核とする復帰運動は必然的に発展する気配をみせている。

1　沖縄三大選挙

「明るい沖縄をつくる会」結成

一九六八年一二月一日、第三六回立法院定例議会開会の日、アンガー高等弁務官はその演説のなかでついに主席公選を認めた。

「私は琉球住民が琉球政府行政主席を直接選挙することを規定した行政命令第一〇七一三号の改正に合衆国大統領が署名したということを発表する。……行政主席は琉球列島住民によって選挙されるものとする。最高投票数を得たものをもって行政主席とする。……」

大統領行政命令の改正を大統領自身が発表しないで、沖縄の高等弁務官の口から公表させたということは過去にはない異例のことだった。その理由は四日後にわかった。二月五日、B52の大量進駐が開始された。アメリカは、沖縄からは遠いワシントンで「主席公選」を発表するよりも高等弁務官の口から語ったほうが沖縄県民に恩恵を感じさせることができると判断し、そのかげにかくれてB52の大量進駐をはかったのだった。

だが沖縄県民はアメリカの意図とは別に「主席公選」の発表を自分たちの勝利としてつかみ、主席公選と第八回立法院選挙に備えてはやくも六月五日に「明るい沖縄をつくる会」を結成、次の「統一綱領」を発表した。

「明るい沖縄をつくる会」の統一綱領(全文)

一、二三年にわたるアメリカの軍事支配をたち切り、対日平和条約第三条を撤廃させるとともに日米共同声明にもとづく一体化がいかにも復帰自体であるかのように、その本質をそらそうとする政治的意図に反対し、即時・無条件・全面返還をかちとる。

一、アメリカのベトナム侵略戦争、軍事基地および安保条約に反対し、B52と核基地の撤去を要求し、県民の生命、財産を守り、平和な沖縄を築く。

一、大統領行政命令、布告、布令を撤廃させ、日本国憲法の適用と公職選挙法にもとづく国政参加を実現し、渡航制限の撤廃、自治権の拡大等、自由人権と民主主義をかちとる。

一、現状固定化に通ずる日米援助方式を改めさせ、民主的本土法の適用ならびに沖縄県復興特別措置法の制定による財政支出を求め、民意による長期総合計画のもとに平和経済のたてなおしをはかって県民生活の安定、向上をはかる。

一、減税と低物価政策を推進し、農漁民、中小企業の保護策と労働者の労働条件の改善、離島、へき地の振興をはかり、真の社会保障制度を確立する。

一、軍国主義教育の復活に反対し、平和的民主教育と文化の発展をおしすすめ、子どもらの健全な成長のための教育環境をはかる。

一、タクシー汚職などの黒い霧につつまれた政治の私物化並びに県民に政治不信を招いた権利政治を一掃し、県民に直結する清潔で明るい民主政治を実現する。

「明るい沖縄をつくる会」の性格

主席公選と第八回立法院議員選挙（いずれも一一月一〇日）の母胎として結成された「明るい沖縄をつくる会」は、次のような

性格をもっていた。

(1) 前回第七回立法院選挙（一九六五年）のさいは社大党、人民党、社会党の革新政党によって立法院議員総選挙共闘連絡協議会が結成され、労組、民主団体はそれを応援するかたちだったが、「明るい沖縄をつくる会」は革新政党、労組、民主団体を含む広範な統一戦線組織として結成された（参加団体一〇四）。

(2) 統一綱領はその冒頭に平和条約第三条撤廃、大統領行政命令の撤廃を掲げるなど、前回の三党統一綱領よりも対決点を明確にした（前回の統一綱領は「沖縄を拠点とするB52のベトナムへの出撃、その他いっさいの軍事行動をやめさせ、県民の生命と財産を戦争の危険から守り、日本とアジアを中心とする世界の平和をかちとろう」が冒頭の要求）。

(3) 「明るい沖縄をつくる会」の組織は三二の各選挙区、とくに那覇市ではそれぞれの選挙区内の地域、職場にいたるまで結成され、網の目のように末端まで班組織が結成された。那覇市の選挙区では選対事務局、労働者選対、青学共闘、教職員選対、婦人部事務所というように階層別、機能別に専門部がつくられ、労働者選対では県労協（沖縄県労働組合協議会）、全沖労連（全沖縄労働組合連合会）に属する労働者がいっしょに行動することによって下からの労働戦線統一の力を発揮した。

(4) 「明るい沖縄をつくる会」は主席候補に屋良朝苗氏（沖縄教職員会会長）を推し、三二の立法院選挙区にすべて統一候補を立てた。前回まではあった自民党独走の無投票区は今回はなくなり、また野党候補が対立する選挙区もなくなった。

日本自民党＝沖縄自民党の動き

沖縄自民党は主席候補に西銘順治氏（前那覇市長）を立て、七月二七日に「西銘順治後援会中央結成大会」をひらいた。

だがそれよりも前に、六月一二日東京赤坂プリンスホテルで「西銘順治君を励ます会」が結成された。発起人足立正前日商会頭、上村健太郎日本道路公団総裁、政治評論家細川隆元氏ら政財界人一九人。佐藤首相、田中総務長官、小林郵政相、安井、塚原、辻、鯨岡ら自民党議員、足立正ら財界人、大浜信泉南方同胞援護会会長（沖縄問題懇談会座長）ら三〇〇人出席。司会安西愛子。

西銘後援会が沖縄よりも東京ではやく結成されたことは、自民党佐藤政府がどれほど沖縄三大選挙に力を入れているかを示すものであり、その点は、その後選挙の経過のなかでいよいよはっきり示された。そのいくつかをあげるならば、

(1) 八月一二日、本土自民党、沖縄選対本部を設置（臼井荘一本部長）。

(2) 沖縄自民党の中堅幹部を八月二九日と九月一二日の二回に分けてそれぞれ一二〇人ずつ上京させ、自民党本部で研修させる。

(3) 一〇月二一日に主席・立法院選挙が告示される前後から選挙期間中に派遣した大臣は、灘尾文相、田中総務長官、小川労相、園田厚相、西村農相、安井前総務長官。自民党福田幹事長二回、臼井沖縄選対本部長一五回。

(4) 中盤戦から終盤戦にかけて投入したタレント。大松博文（三人の〝魔女〟同行）、今東光、石原慎太郎、大空真弓、安仁屋投手。タレント派遣は、その暴言、失言によって、かえって逆効果を生んだことを『琉球新報』、『沖縄タイムス』など現地の新聞は報道した（石原慎太郎議員の「沖縄返還は核がついてもいい」、今東光議員の「沖縄の経済は基地経済で発展している。二三年がまんしてきたから、あと二三年が

まんすれば沖縄は繁栄し、極楽浄土になる」など)。

(5)　買収資金。現地二大紙の報道によれば、二〇〇万ドル（七億二〇〇〇万円）ともいわれ、三〇〇万ドル（一〇億八〇〇〇万円）ともいわれた。自民党が最も力をそそいだといわれる那覇市の第二一区(瀬長亀次郎革新統一候補)は、一票一〇〇ドル（三万六〇〇〇円)、終盤戦には二〇〇ドル（七万二〇〇〇円）に上がったともいわれている。自民党はそれを〝ウルトラ作戦〟と呼んだ。

アメリカと自民党の宣伝工作

アメリカは、ほとんどすべてといって、自民党＝沖縄自民党にまかせ、沖縄県民にたいしてはむしろこまかく気を使った。このようなことは、かつてないことだった。選挙直前の一〇月、金武、恩納村で米軍の演習による山火事が起こった。アンガー高等弁務官は賠償を申し出た。高等弁務官のほうから損害賠償を申し出たのはこれが初めてである。

だが直接の弾圧をさしひかえる一方、アメリカは経済的な面ではかなりな手を打った。

米民政府は八月九日、七月一日にさかのぼって軍用地料の四四・四%大幅引上げを発表した。これで年間軍用地料の総額は従来の六九〇万ドルから一七〇〇万ドル（六一億二〇〇〇万円）に引き上げられることになった。また前年の二〇〇万ドルより五〇%多い三〇万ドル（一億八〇〇万円）の高等弁務官資金を支出した。

だが、こういう経済的な面よりもアメリカが大きく手を打ったのは政策面であった。

三大選挙をひかえて日本にきたライシャワー元駐日大使は次のように語った。「個人的観測だが、一九六九年中に核をぬいての沖縄返還で日米の合意が成立するだろう。」(『朝日新聞』七月二四日)

次いで九月、訪米中の川島自民党副総裁は、ラスク国務長官との会談の模様を次のように語った。

「だれが大統領になっても、両三年で返還のメドをつけることについては遅れることはないといってよい。米議会の多くの人たちが〝一日もはやく全面返還を実現する〟ことについて理解と同情を示した。」(九月一二日)

アメリカのこのような戦略的な指導をとり入れて、思想面での方針が煮つまったのが、選挙をひかえた五月一一日、第六回臨時党大会をひらいた沖縄自民党の次の決議である。

「いよいよ祖国へかえる日がせまった今日、全県民は、小異をすてて、確執をこえ、総力をあげて一体化政策をおしすすめ、他県との格差を除いて本土水準に追いつき、長年の悲願が悔いなく円滑に成就されるよう、準備に万全を期さなければならない。これが当面する政治の課題のすべてであり、かつ、施政権返還を早める唯一の道でもある。」

この沖縄自民党＝日本自民党の政策を、とくに沖縄現地向けに補強したのが「イモ・ハダシ」論である。アンガー高等弁務官は八月一六日、在沖縄米人商工会議所主催昼食会で次のように演説した。これが「イモ・ハダシ」論の原型である。

「万一、基地が大幅に縮小されるか撤廃されるようなことになれば、琉球の社会はふたたび『イモと漁』に依存したハダシの経済にもどってしまう。」(『琉球新報』八月一六日)

このようにして、アメリカと日本自民党＝沖縄自民党による一連の宣伝方法ができあがった。①「復帰は時間の問題」という宣伝、

②「イモ・ハダシ」論、③沖縄と本土の「一体化」。

アカ攻撃と中傷

選挙にのぞんで本土の自民党がどれほど気を使い、「心がまえ」としては低姿勢でのぞんだかは、沖縄に派遣する運動員に持たせた『選挙ハンドブック』の次の注意をみてもわかる。

沖縄訪問者の注意すべきこと

とくに選挙の応援に行くという場合には、現地の人びととの間に深いこころの結びつきをえることが大事である。

一、どんなときでも、沖縄問題の解決を心から願っているという基本姿勢を崩してはならない。

二、長い間本土が沖縄のためにほとんど何もできなかったことについての謝意がなければならない。このような気持は、あらゆる機会に素直に表明すべきである。

三、とくに安全保障上の見地から沖縄における基地の有用性を説く場合、「役割を果たしているから我慢しなさい」と押しつけたり、「大きな役割を果たしているのだ」とおだてても反発される。むしろ本土と一体となって考えていくという態度が必要である。

四、演説のなかに使うことばについては、つぎのような注意が必要である。

1　住民を呼ぶ場合は沖縄住民などのように用いる。琉球の皆さんというようなことはいけない。本土との一体化がいわれているとおり、「県民」というのが訴える力がある。島民というのはいけない。

2　沖縄においては教職員は非常に高い地位にあるので、全部の教職員を非難するのはよくない。必ずその一部とつけ加えるように。主席選における対立候補である屋良朝苗氏は特に沖縄教育の復興につくした功労者であり、その人格とともに広く各方面に支持されている。したがって屋良氏個人をいたずらに攻撃することは、逆に反発をまねくことがおそれられる。

だが選挙が進むにつれて自民党はこのようなエチケットをかなぐり捨てた。そして「復帰は近い」、「イモとハダシ」、「一体化」などの思想宣伝は、それを裏づけるなんらの具体的な政策がないだけに、急速に破綻していった。そして本土自民党＝沖縄自民党は、必然的にアカ攻撃と中傷に走っていった。その二、三の例をあげておこう。

西銘順治氏署名のパンフ――「沖縄は、日本が共産化し、日本がソ連と中共に支配される前に、沖縄から米軍が撤退するや否や、直ちに、中共に占領されることになります。沖縄から、米軍が撤退すれば、沖縄は、無防備状態になります。中共の強大な軍事力の前には、沖縄は、完全に無力です。沖縄は、最も簡単に、中共に占領されます……」

沖縄で配布された『時事通信』内外教育版「階級闘争に走る教職員会＝選挙をめぐる沖縄教育会の動向」（署名ＰＱ）――「沖縄のアメリカ軍は、屋良氏のことを『プロ・ジャップ』といっている。職業的な日本人というほどの意味で、ちょうど『職業的な平和運動家』と同じである。つまり、真底はそうでもないのに、やたらに『日本人』をふりまわして点数をかせいでいるエセ民族主義者といったところだが、これは屋良氏にとってはなかなかこたえる評価のようだ……」

無署名のビラ――「教職員会の屋良さんであります。三、四年前までは屋良天皇の名称で呼ばれたように、教職員にたいする屋良さんのにらみは吾々想像以上のものでありました。ところで現在はどうでありましょうか。名ばかりの会長で、会の実権は完全に政経部長の福地昿昭氏に奪取されています。誰でも知っているよう

に、福地政経部長は筋金入りの共産主義思想の持主であります。教職員会は、いまや階級闘争の場として、人民党の民主統一戦線の一翼をになっており、社会改革の一途をたどっています。……」

美濃部・蜷川アピール　沖縄三大選挙は、アメリカ占領下という特殊な条件のもとで地域としては沖縄における選挙だが、その性格としては全国選挙であった。そしてでもかつてない共闘・支援の態勢がとられた。

沖縄・小笠原返還要求中央実行委員会（沖実委）と沖縄返還要求国民運動連絡会議（沖縄連）は、統一を一歩前進させて共同声明を出した。

また両者の連絡会議をつくり、共闘の事務所を持った。

また自治体という共通の面から美濃部東京都知事と蜷川京都府知事は連名でアピールを出し、沖縄のたたかいを激励するとともに、本土のたたかいと統一に大きな励ましを与えた。

【アピール】　敗戦記念日を前にして、わたしたちは京都で日本の自治体問題について話しあいました。わたしたちの結論は自治体の当面している課題がきわめて多く、かつ深刻であること、しかしそれらの解決の基本は、憲法の骨格をなす地方自治の確立以外にありえないこと、そして戦後日本をささえてきたものは、まさにこの地方自治の定着にほかならなかったというものであります。

だが、それにつけても、わたしたちが痛切な思いをもって語りあわなければならなかったことは、沖縄県がこの憲法の適用を受けず、外国の軍政下にあるという事実でした。

いうまでもなく日本国憲法は、おびただしい貴重な人命の喪失と、さんたんたる焼土を犠牲にして生まれたものであります。その第二次大戦においてもっとも大きな犠牲をしいられた九六万の沖縄県民がいま憲法のもとにないこと、すなわち国民主権と平和と基本的人権のいずれをも保障されていないことに、わたしたちはいいようのない感情をいだかざるをえません。

沖縄県民が今秋はじめて主席公選の機会をえたことにわたしたちは大きな期待と関心を寄せています。だがこのことは反面において、本来沖縄が日本の一県でありながら、今日にいたるまで自治体としての形式すらそなえていなかったことを端的に示すものであります。わたしたち日本国民の自治はその本質において大きな欠陥をもっているといわざるをえません。

さらに悲しむべきことは、こうした基本的事実をすら知らない、あるいは知らされていない国民がけっして少くないことであります。核問題において沖縄と本土とを差別しようとする誤った考えを生みだすもの、あるいは本土における基地公害に敏感な住民が「基地のなかの沖縄」ともいうべき沖縄県民の苦しみをかならずしも共有しないこと、いずれも沖縄の現実にたいする無知によるものとわたしたちは考えます。そしてそのことが、沖縄県民の心のうちに本土への深い不信のみぞを作っているのであろうこと——このことはわたしたちのもっとも恐れる想像であります。敗戦によって失った沖縄、その沖縄県民の心を二〇数年ののち平和のうちに失うようなことは許されることでありません。

したがって、わたしたちは次のことを確認しました。

一、沖縄県民の自治を忘れて東京と京都の自治はありえない。

一、沖縄の自治の現状について一一〇〇万の東京都民、二〇〇万の京都府民が語りあい知りあう。

一、東京都民、京都府民が当面する基地問題、人権問題、核問題は、いずれも沖縄県民がだれよりもさきに、そしてより深刻に当面している課題であることを忘れない。

一、完全な自治体として沖縄県が、公然とわたしたち自治体の仲間に入ることを望んでやまない。そのために政府および世論にうったえる。

以上はいずれも平凡な誓いであります。だがこのことを改めて話しあうのは、沖縄問題は地方自治の原理にかかわることであり、沖縄が祖国に返る日は同時に本土も祖国を取りもどす日であるという日本国民の本質にかかわる問題だからであります。

一九六八年八月一四日

第155表　主席，第8回立法院選挙

	主席選挙		立法院選挙		第7回立法院選挙	
第1区(国頭村，大宣味村，東村)	屋良朝苗 3,953	西銘順治 4,256	○国場　幸昌(自民) 4,355	知花　清(無・統一) 3,779	○国場　幸昌(民主) 4,781	新垣　吉明(社大) 3,870
第2区（羽地村，屋我地村，伊是名村，伊平屋村)	3,906	4,415	○宮城　善兵(自民) 4,524	金城　信光(無・統一) 3,648	○宮城　善兵(民主) 4,492 浜里　清幸(無) 100	中里　猛(社大) 4,302
第3区（今帰仁村，上本部村)	4,476	3,883	我喜屋　繁(自民) 3,979	○吉田　光正(無・統一) 4,327	○中村　眺兆(民主) 無投票	
第4区（本部町，伊江村)	3,204	6,122	○山川　泰邦(自民) 6,650	中村　栄(無・統一) 2,493	○山川　泰邦(民主) 無投票	
第5区（名護町，屋部村)	5,371	5,941	○比嘉　松栄(自民) 6,062	岸本　安神(社大・統一) 5,085	○吉元　栄真(民主) 無投票	
第6区（恩納村，久志村，金武村宣野座村)	5,078	7,681	○伊芸　徳一(自民) 8,230	新島　厳(社大・統一) 4,093	○伊芸　徳一(民主) 無投票	
第7区（美里村，石川市)	10,983	7,667	高江州義永(自民) 4,181 小渡　三朗(無) 5,933	○山城　長弘(社大・統一) 8,541	○高江州義永(民主) 9,841	高山　渡(人民) 7,095
第8区（具志川市)	9,385	8,365	○中山　兼順(無) 9,167	久高　将憲(無・統一) 8,387	○久高　将憲(無) 8,027	神村孝太郎(無) 7,997
第9区（勝連村，与那城村)	5,752	7,231	○平良　一男(自民) 6,883	安里　清信(無・統一) 6,006	○浜端　春栄(無) 7,150	田中　武助(民主) 5,839
第10区（嘉手納村，読谷村)	5,752	7,083	村山　盛信(自民) 7,328	○知花　英夫(社大・統一) 10,080	○知花　英夫(社大) 8,976	当山　真秀(民主) 7,646
第11区（コザ市)	13,976	12,433	○桑江　朝幸(自民) 8,640	島袋　良繁(無・統一) 7,893	○桑江　朝幸(民主) 7,727	島田　哲男(社大) 5,801
第12区（北谷村)	3,589	1,315	比嘉　貞信(自民) 5,194	○崎浜　盛永(社会・統一) 8,958	○崎浜　盛永(社会) 5,748 宮島　重英(社大) 3,033	喜友名朝義(民主) 3,321 上地　正吉(無) 313

第13区（北中城村，中城村，西原村）	屋良朝苗 9,000	西銘順治 4,922	新川 崔吉(自民) 4,863 大城 昌夫(無)	○平良 幸市(社大・統一) 8,180	○平良 幸市(社大) 無投票
第14区（宜野湾市）	9,900	6,668	宮城 豊吉(自民) 6,966	○岸本 利実(社会・統一) 9,499	○岸本 利実(社会) 7,315　伊佐 真一(民主) 7,027
第15区（浦添村）	10,093	6,269	又吉 幸助(自民) 6,483	○与座 康信(社大・統一) 9,629	○与座 康信(社大) 6,583　与座 成一(民主) 4,929
第16区（那覇市首里）	屋良候補の得票率 65.5%		大城 朝亮(自民) 5,914	○仲松 庸全(人民・統一) 9,664	○知念 朝功(無) 7,868　仲松 庸全(人民) 4,620
第17区（那覇市真和志北部）	57.5%		翁長 助裕(自民) 6,953	○森田 孟松(社大・統一) 10,259	○森田 孟松(社大) 8,400　翁長 助裕(民主) 6,588
第18区（那覇市真和志中部）	60.3%		新垣 義徳(自民) 6,508	○嵩原 久男(社大・統一) 11,204	○嵩原 久男(社大) 8,920　下里 恵良(民主) 4,528
第19区（那覇市真和志南部）	63.3%		知 念 実(自民) 4,938	○古堅 実吉(人民・統一) 10,369	○古堅 実吉(人民) 8,300　知 念 実(民主) 4,346
第20区（那覇市北部）	48.7%		○伊良波長幸(自民) 5,877	黒潮 武秀(社会・統一) 5,114	○伊良波朝幸(民主) 6,436　大宜味朝徳(国民) 567（失格）
第21区（那覇市中央部）	51.3%		友寄 喜弘(自民) 9,535	○瀬長亀次郎(人民・統一) 12,323	○友寄 喜弘(民主) 6,641　瀬長亀次郎(人民) 5,328（失格） 兼次 佐一(無) 3,654　宮良 寛才(社会) 2,192 金城 棟義(無) 1,027
第22区（那覇市南部）	58.8%		渡口 麗秀(自民) 3,817	○安里積千代(社大・統一) 7,512	○安里積千代(社大) 4,952　島 本 健(民主) 2,872 大湾喜三郎(人民) 2,693
那覇市	72,365	54,387	43,542	58,933	
第23区（具志川村，仲里村，座間味村，渡嘉敷村，渡名喜村，粟国村，南大東村，北大東村）	3,894	5,125	○大田 昌知(自民) 5,255	仲間 智秀(無・統 一) 3,551	○大田 昌知(民主) 5,543　伊是名秀光(民主) 5,450

第24区（豊見城村，兼城，小禄）	屋良朝苗 11,761	西銘順治 8,906	○長嶺　秋夫(自民) 10,446	又吉　一郎(人民・統一) 9,725	○長嶺　秋夫(民主) 9,203	又吉　一郎(人民) 6,894（失格）
第25区（糸満町）	8,480	7,392	○上原　重蔵(自民) 6,428	上原仇一郎(人民・統一) 6,114	○上原　重蔵(民主) 6,950	比嘉　律雄(人民) 4,550
第26区（具志頭村，佐敷村，知念村，玉城村）	6,354	7,923	○大城　真順(自民) 7,439 川崎　正剛(無) 1,105	前川　守仁(社　大) 6,114	○大城　真順(民主) 7,047	前川　守仁(社大) 6,670
第27区（与那原町，南風原村，大里村，東風平村）	10,072	6,804	知念　善栄(自民) 6,911	○新垣　孝善(社大・統一) 9,600	○新垣　孝善(社大) 10,116	照屋　盛通(民主) 6,093
第28区（平良市）	6,370	7,991	○盛島　明秀(自民) 8,004	池村　正義(無・統　一) 6,200	○盛島　明秀(民主) 7,359	宮国　泰良(社大) 7,200
第29区（城辺町，上野村）	3,637	4,415	○金城　英浩(自民) 4,189	友利　隆彪(社　大) 3,441	○砂川　旨誠(民主) 4,144	友利　隆彪(社大) 4,652（失格）
第30区（下地町，伊良部村，多良間村）	2,799	4,708	○垣花　恵昌(自民) 4,889	狩俣　恵福(社　大) 2,553	○垣花　恵昌(民主) 無投票	
第31区（石垣市，与那国町）	9,248	9,978	○大浜　国浩(自民) 7,301	宮良　長義(社大・統一) 6,942	○大浜　国浩(民主) 無投票	
第32区（竹富町）	1,272	1,447	○星　　克(自民) 3,867	森田　次郎(社大・統一) 3,655	○星　　克(民主) 4,597	大　島　修(社大) 3,776
計	237,565	206,011				

〔第７回立法院選挙・注〕

(1) 民主党は66年12月，沖縄自民党に改称した。
第７回立法院選挙の結果は自民19，革新13。

(2) 第３区の中村眺兆議員（自民）は立法院代表として上京中失綜事件を起こして失脚，66年８月に補欠選挙がおこなわれ，吉田光正氏（無・革新）が当選した。

(3) 第29区の友利氏（社大）は，66年12月，復権をかちとった。

(4) 第９区浜端春栄氏（無・革新）は，教公二法の激突をひかえて，66年12月，県民を裏切って自民党に入党した。この時点で，議席数は自民18，革新14になった。

（以上の表は，『琉球新報』『沖縄タイムス』の報道により作成。）

蜷川　虎三
美濃部亮吉

三大選挙の結果　主席・立法院選の投票日は一一月一〇日であった。主席選では屋良革新統一候補が自民党西銘候補を大きく引き離して当選、立法院選では自民一八、革新一四、前回の議席と変わらなかったが、投票数、議席数とも那覇市における革新の躍進はめざましく、とくに人民党は瀬長（委員長）、古堅（書記長）、仲松（書記次長）の三氏がそろって当選した。主席・第八回立法選挙の結果を前回第七回立法院選挙と比較して掲げておこう（第153表参照）。

二つの選挙で敗北した自民党は一二月一日の那覇市長選挙ではまったく戦意を失い、わずかに革新統一候補（無所属）の平良良松氏と同姓の平良恵光候補（無所属）を立候補届出締切りのまぎわに立てて票を割るという卑劣な戦術に出た。だがこのような手段も効果はなく、平良良松革新統一候補は次の票数で圧勝した。

平良良松（革新共闘）	七八、	六一〇・六五
古堅宗徳（自　民）	三八、	七二三
平良恵光（無所属）		一一〇・三五

（注）両平良氏にコンマ以下の端数があるのは、「タイラ」などの不明確な票を得票率によって配分したため。

三大選挙がもたらしたもの　たがいにからみあう三つの選挙と、そのなかでも特に主席公選の選挙は、アメリカと自民党・佐藤政府にとって絶対に負けてはならない選挙だった。なぜなら、主席選挙で敗れるならば、沖縄占領体制の物に転化しはじめるからである。

沖縄占領は、一つの体系を持っている。大統領→国防長官（国防省）→高等弁務官→琉球政府主席という系列がそれである。いうまでもなくアメリカによる沖縄占領の最大の支柱はサンフランシスコ「平和」条約第三条を認め擁護している日本政府であり、またアメリカは主席公選に敗れてもいぜんとして高等弁務官の絶対権力を保持している。だが布令によって設立した琉球政府という沖縄内部における占領の支柱——従来の主席には沖縄自民党総裁が任命されていた——が崩されたことは、アメリカと佐藤政府にとってはサンフランシスコ体制のカナメ・沖縄占領に痛撃を加えられたことだった。それは同時に、サンフランシスコ体制のもう一方の柱である日米安保条約に「沖縄」から打撃を加えられたことでもあった。

沖縄三大選挙が一九七〇年安保闘争の前哨戦であり、その勝利が前哨戦における勝利であったというのはその意味である。

それ以後、沖縄をめぐる情勢は新しい段階を迎える。この新しい情勢は、時をうつさずその年のうちにあらわれた。

2　B52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議（いのちを守る県民共闘）の結成

B52の墜落と放射能　沖縄教職員会の「B52撤去・原潜寄港阻止闘争方針」は、「たたかいの意義と目標」

のなかで次のように書いていた。

昨年一一月一九日午前四時一五分頃、ベトナム爆撃のため多量の爆弾をつんで嘉手納飛行場を発進したB52の最後の発進機が離陸直後墜落して、核兵器貯蔵庫の近くで大爆発を起した。

その被害四キロメートル四方におよび、屋良幼稚園の窓ガラスを破砕し、屋良小学校の運動場にまで破片が飛び散ってきている。これが昼間であれば大きな被害を及ぼしたであろう。

さらに墜落爆発現場は、琉球新報一一月二〇日付の朝刊によると、「B52爆発の事故現場から約一五〇メートル離れた知花弾薬集積所の地下室に、核兵器が六カ所に分けて貯蔵されている。その証拠に、一九日出動したアメリカ軍消防車十数台が事故現場をそっちのけにして、知花の地下貯蔵所附近の消火作業に全力を集中した。

貯蔵所は約一、〇〇〇平方メートルで地下一階、地上一階内部は常時冷房されている。高温になると自然爆発の危険があるから消防車が全力を集中したのだろう」と報道されており、しかも、これは多幸山の地下坑内の核兵器貯蔵庫よりの運搬の煩雑さを考えて、飛行場近くに分散貯蔵されていると報ぜられている。

このようにはっきりした報道にもかかわらず、米軍が何ら否定しない事は事実を認めた事であろう。もしも消火が遅れて核貯蔵庫に引火していたら、沖縄島は完全に消滅していたであろう。

一方海上でも、われわれの生命と生活をおびやかす基地被害が続出している。県民の反対にもかかわらず、米原子力潜水艦は、これまで十数次にわたって公然と那覇港に寄港してきた。原潜の寄港は、放射能をまきちらし、港を汚染するだけでなく、海産物を汚染し、さらにそれを食べる人間までも汚染してしまう危険があるとして、県民に放射能汚染の恐怖をあたえてきた。ところが米民政府と球琉政府は、那覇港が放射能で汚染されている事実をおおいかくしてきた。

しかし、日本学術会議のシンポジュウムの発表では「コバルト60が異常なほどに検出され、その汚染度はきわめて危険な数値に達している」ことが明らかとなった。

この事実は県民に強い不安と恐怖を与え、そのため沿岸漁業は操業不能におちいり、沿岸漁業と漁民の生活は破壊されている。

このように県民の生命と生活は危険にさらされており、米原子力潜水艦の寄港を阻止せよとの県民の要求は高まっている。……

こういう情勢のなかで一二月七日、「いのちを守る県民共闘」は結成された。それは本土ではまだ実感をもって受けとめることができないほどの文字どおり「いのちを守る」ぎりぎりの要求で結成されると同時に、それは三大選挙の勝利と幅広い統一の成果でもあった。なぜなら「いのち」にかかわることは一面では逃避とあきらめに導くが、それが急速にたたかいの方向へ結集したのは三大選挙勝利の力があったからである。

「いのちを守る県民共闘」の参加団体は結成当時一二九団体、沖縄における統一戦線の発展を跡づけるために、復帰協、明るい沖縄をつくる会結成時と比較しておこう。

「いのちを守る県民共闘」参加団体（順不同）

	団体名		団体名		団体名
◎1	復帰協	○10	沖縄教育長協会	○19	琉球新報労
○2	教職員会	○11	沖縄PTA連合会	○20	ラジオ沖縄労
○3	沖青協	○12	社会党	◎21	OTV労組
○4	沖縄婦人連合会	○13	社大党	◎22	RBC労組
○5	琉大学生会	○14	人民党	○23	アメリカン・フォートサービス労
○6	沖大学生会	○15	沖縄子供を守る会	○24	祖国復帰青年同盟
○7	国大学生会	◎16	W・Wテーラー労	○25	県労協
○8	沖縄遺族連合会	○17	民主青年同盟	○26	官公労
○9	沖縄教育委員協会	○18	沖縄タイムス労	○27	自治労

○28 私鉄沖縄労
○29 全逓労
○30 港運労
○31 全日海労
○32 全繊労
○33 全石化学労
◎34 琉球生命労
◎35 パンオーシャン労
○36 全軍労
△37 全沖縄精糖労
△38 沖電労
◎39 八重山地区労
◎40 沖縄プライウッド労
◎41 ペプシコーラー労
◎42 東急ホテル労
◎43 山形屋労
◎44 リウボウ労
○45 全専売労
○46 琉球農連労
◎47 オリオンビール労
△48 琉球セメント労
◎49 トヨタパブリカ労
◎50 琉球水産労
○51 紅房労
◎52 沖縄ブルーシール労
◎53 ユナイト・シーメンズサービス労
◎54 アメリカン・エキスプレス労
○55 バークレイ・モータス労
◎56 沖縄乗合自動車労
○57 沖大職労
◎58 沖縄産業開発青年協
○59 琉球魚連労
◎60 協栄印刷労
○61 ワイ・ヒガ労
△62 金労
△63 大城重機労
△64 共和火災労
△65 沖縄整肢療護園労
△66 南和無尽労
△67 沖縄バヤリース労
△68 A&W労
◎69 原水協
△70 沖縄市町村会
△71 沖縄市町村議長会
△72 軍港湾労
◎73 被爆連
◎74 原水協
◎75 全沖農
○76 昆布土地を守る会
◎77 喜屋武〃
◎78 伊江島〃
◎79 上間〃
△80 宮城島〃
◎81 沖縄青年合唱団
◎82 社会文化映画協会
◎83 演劇集団創造
◎84 歴教協
◎85 亜熱帯派
◎86 教科書訴訟支援会
◎87 オリオンビール販売労
△88 全沖労連
△89 糸満自由労組
△90 那覇自由労組
◎91 全通労組
◎92 琉球漁業労組
◎93 全沖理容組
◎94 沖縄タイヤ労
◎95 ライカム時計店労
○96 国際大事務職労
◎97 バヤリース労
◎98 マーネング労
◎99 コカコーラ労
△100 沖縄医師会
△101 沖縄板ガラス小売組合連合会
△102 沖縄印刷工業組合
△103 沖縄園芸農業協組連
△104 沖縄音楽文化協会
△105 沖縄学校安全会
△106 沖縄キリスト教団本部
△107 沖縄郷土文化研究会
△108 沖縄切花小売商組合
△109 沖縄軍用地連合会
△110 沖縄社会福祉協議会
△111 沖縄書籍輸入商組合
△112 沖縄傷疾軍人会
△113 沖縄歯科医師会
△114 沖縄身体障害者団体連合会
◎115 沖縄精神衛生協会
△116 沖縄聖公会アンデレ聖公会
△117 沖縄鮮魚仲買組合
△118 沖縄茶生産農業協組
△119 沖縄中小企業連合会
△120 沖縄弁護士会
△121 沖縄放送協会
△122 沖縄老人クラブ連合会
△123 首里バプテスト教会
△124 那覇地区漁業協組
△125 琉球遠洋鮪漁業協会
△126 琉球林業協会
△127 創価学会
△128 人権協会
○129 社青同

（○印――復帰協加盟団体。◎印――新たに「明るい沖縄をつくる会」に加わった団体。△印――復帰協、「明るい沖縄をつくる会」の結成時にはまだ参加していなかったが、「いのちを守る県民共闘」には新しく参加した団体。）

「いのちを守る県民共闘」結成大会宣言

結成大会は、次の「大会宣言」を採択した。

【大会宣言】　沖縄県民は、去る第二次大戦で人類史上かつてない悲惨な戦争の犠牲を受けたばかりでなく、戦後二十三年余にわたって、異民族の軍事的植民地支配の下に、生命と生活がおびやかされてきた。

去る十一月十九日未明に突発した、B52核戦略爆撃機の墜落爆発事故は、再び戦争が起ったのではないかと思わせる程で、百万県民を恐怖のどん底におとし入れた。

今回の事故で、真先にわれわれの脳裏をかすめたものは、核への戦慄である。B52が核搭載機であることと、周辺の弾薬倉庫地帯に、核爆弾が貯蔵されているといわれるだけに、一歩誤れば沖縄全体が全滅していたであろうことを思う時、慄然とさせられる。

さらにこれに類したB52の事故は、十二月二日にもくり返し起きており、嘉手納小学校では、児童生徒がおびえて、授業を中止している。

過去においても、石川市宮森小学校へのジェット機墜落事故を始めとして、数多くの事故を起し、人身・財産へ大きな被害を与えてきた。

今回の事故も、沖縄に軍事基地がある限り、当然起るべくして起った事

故である。
特に、去る二月五日以来、常駐を続けるB52殺人機は、同じアジア人民殺りくの為に、連日渡洋爆撃をくり返しており、われわれはこのような侵略戦争をにくみ、報復攻撃と、不測の事故を恐れるが故に、即時撤去を要求し、闘いを組んできた。しかも一方では、北爆停止、パリ会談を行ないながら、依然としてベトナム爆撃を続けていることは、許し難いアメリカ帝国主義の犯罪行為である。
那覇港からはコバルト60が、異常な程に検出され、その汚染度は極めて危険な数値に達している。
陸上では、航空燃料の流出、核爆弾貯蔵に対する不安、そして空からはB52、F105核弾頭ミサイル搭載機等による核兵器の脅威と、今や沖縄は、県民の生命と財産の保障さえ不可能になり、危機に直面している。
そして、このような重大事態に立ち至りながら、尚、積極的に核基地を容認している佐藤総理の隷属的政治姿勢や、B52の爆発を、タクシー事故と同一視するような米軍の、県民侮辱の態度をわれわれは絶対に許すことはできない。
われわれは、もうこれ以上アメリカの侵略戦争の犠牲を蒙むることは、まっぴらであり、今こそ全県民が総決起するときである。
今日ここに、すべての団体が、それぞれの立場をのり越えて、県民の生命を守る為に、「B52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議」を結成した。
この〝生命を守る県民共闘〟は、「B52即時撤去・原潜寄港阻止・一切の核兵器撤去」の目的を達成する為、ゼネストを含むあらゆる行動を展開する。そして、佐藤内閣へ、直ちに目的が達成されるよう対米交渉を迫り、祖国復帰の実現を期して、闘いをおし進める考えである。
全県民が一丸となって、共闘会議に結集し、自からの生命と財産を守る闘いに立ち上がるよう訴えます。
右宣言する。
一九六八年十二月七日
B52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議
（別称〝生命を守る県民共闘〟）

3　二・四スト・統一行動（二・四ゼネスト）

二・四ゼネスト計画

いのちを守る県民共闘幹事会は、一九六九年の年があけるとすぐ一月六日、二・四ゼネスト計画を決定した。それは、次の計画である。
期日　一九六九年二月四日（火）、いっさいの生産点をストップする。商店街や全農家も呼応して抗議行動に参加してもらうようにする。当日は午後一時までに嘉手納に結集してもらう。結集場所は嘉手納総合グランド。一時から二時まで県民総決起大会。大会終了後、二コースに分かれて、一号線、二三号ゲートまでと、一六号線、三号ゲートまで抗議デモ。抗議デモが各コースに完全配置されたところで、午後五時までの間、一号線、一六号線を完全ストップさせる態勢ですわり込み抗議。〈注意事項として〉ゼネストの決行は、県民の最大の抗議行動であり、米軍基地を完全にマヒさせて目的を達成しようとするものであり、基地突入などの行為はいっさいおこなわないこと。中小企業や全商店街もゼネストに参加させるため、物品の購入等、前日で完了しておくこと（以上、県民共闘幹事会「B25撤去要求行動計画」より）。
沖縄官公労は、この壮大な計画を、配布したビラのなかで、次図

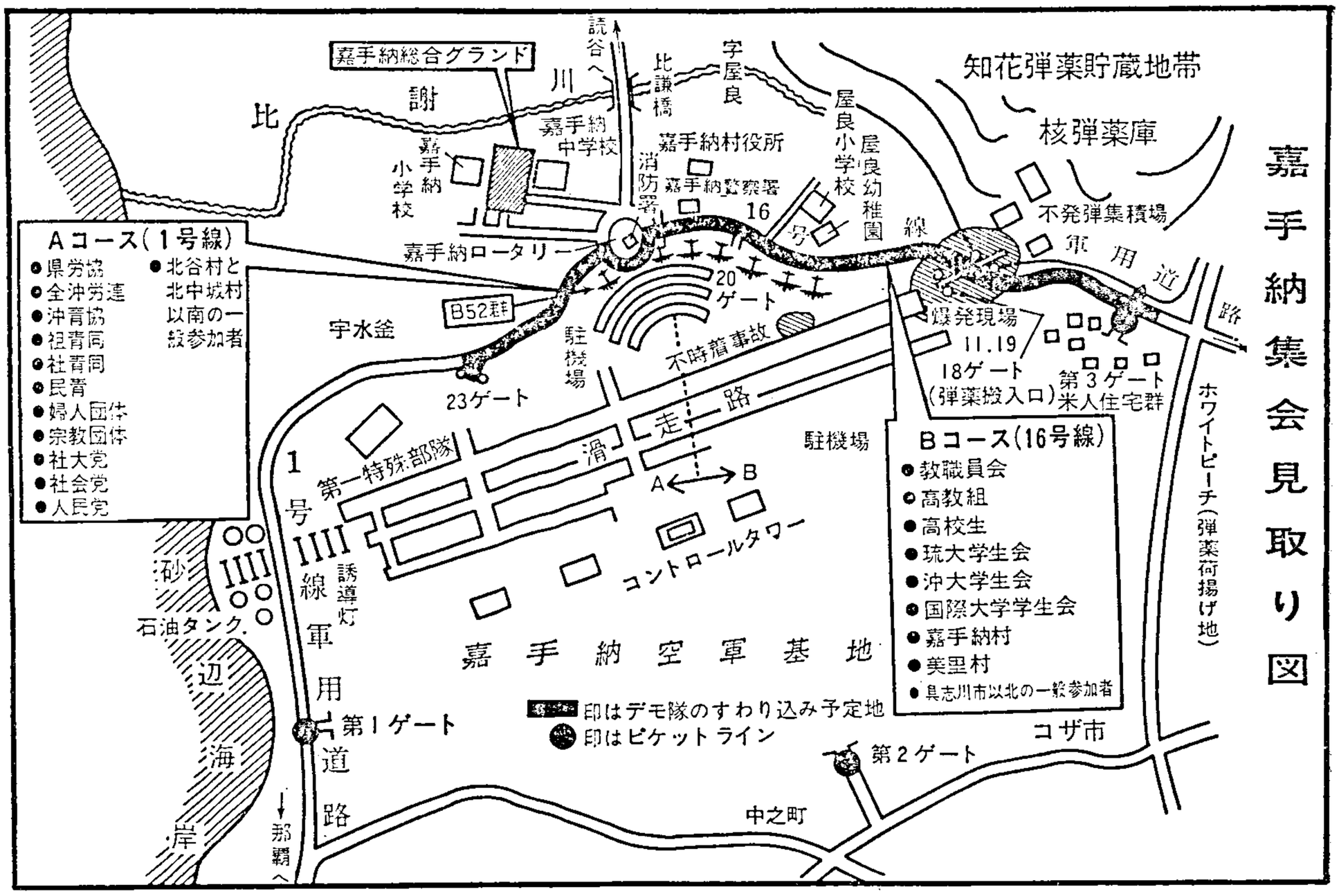

のように図示した。

「総合労働布令」の公布

ゼネスト計画におどろいたアメリカは、一一月一一日、突如「総合労働布令」を公布した。それは軍労働者のストを禁止した現行の布令一一六号「琉球人被用者にたいする労働基準および労働関係令」に代わるものと説明されたが、その内容は一一六号よりもいっそう苛酷なものであり、いっさいの運動を弾圧し、革新政党の機能を事実上制限するものであった。「総合労働布令」の直接のねらいはゼネスト計画を挫折させることであり、より長期のねらいとしては、三大選挙における敗北をばん回し、基地と占領を守るための有利な情勢をつくりだそうと図ったことは明らかだった。

全文は約九万三六〇〇字にのぼる膨大なものだが、「総合労働布令」の骨子はわずか次の三つの条文である。

第十条　不法活動

軍または重要産業を阻害する目的をもって、または、その効果を目的としてのピケット、集会または示威行動は何人もこれをしてはならないことを厳重に規定する。いかなる人、労働組合、または労働組合代表といえども被用者が雇用の場所へ立ち入りすることを妨げること、または、軍事基地、指定重要産業もしくは米国政府管理用地内で行なう事業を阻害する目的、または、その効果を目的とするその他の活動に従事してはならない。ただし、第十六条および第十七条の手続がとられたときは労働を提供しないことは起訴の根拠とはならない。

第十一条　政治献金の制限

いかなる被用者または労働組合といえども、公職に就く者を選出する琉球の予備または総選挙に関連する、もしくは琉球列島において公職に就く候補者を選出するために開催される琉球の政治集会または代議員集会に関連して献金または支出をしてはならない。いかなる候補者、政治委員会ま

たは人も本条で禁止する献金を受けてはならない。

四十二条　罰則

第四十二条―A　（略）

第四十二条―B　第十条に厳格に禁じた行為に従事する者は有罪判決の上、一、〇〇〇・〇〇ドル以下の罰金若しくは一年以下の懲役又はこれを併課する。

第四十二条―C　第十一条に違反して使用者又は労働組織が寄付又は経費の支出を行ない又はこれを受けた場合は、有罪判決の上五、〇〇〇・〇〇〇ドル以下の罰金を課し、かつ、同十一条に違反して会社の寄付若しくは経費の支出に同意し又は労働組織の寄付若しくは経費支出に同意する会社又は労働組織の幹部は、有罪判決の上一、〇〇〇・〇〇〇ドル以下の罰金若しくは一年以下の懲役又はこれを併課する。（D以下略）

ゼネスト「回避」をめぐって

一月二八日、次の指示が東京から発せられた。

本日、外務大臣、総理府総務長官をはじめ、日本政府と折衝した現段階において明らかになったことは、

一、県民のB52の撤去要求について、日本政府も重視し、在日大使館と再度交渉を行った。本日もオズボーン代理大使を外務省に呼び、牛場外務次官が折衝を行った。その折衝が米本国に伝っていることを確認した。

二、しかし、本日の時点においては、米側から何らの回答、あるいは回答の時期も出されていない。総合労働布令の施行延期等とも関連して考える場合、何らかの前進が期待されると思う。

三、日本政府は、今後も県民の要求に応えるため、継続的に努力する。

以上が現時点で確認された諸状況である。

このような日本政府の態度から判断する場合、今日の段階において、ゼネスト回避条件とはなりえない。よって次の通り指示します。

指示事項

一、共闘会議加盟各団体は、二月四日午前〇時より二四時間ゼネストの成功を期して闘争体制を確立せよ。

日米折衝を「確認」し、「何らかの前進」を「期待」したこの指令には、すでに万全の準備をととのえている沖縄現地のたかまりとはそぐわない何ものかがあった。

一月三一日屋良主席から「ゼネスト回避に関する要請」が正式に伝えられた。

ゼネスト回避に関する要請

昨年二月五日、沖縄に駐留を開始した米国の戦略爆撃機B52は、県民の強い撤去要求にもかかわらず一向に撤去することのない中に、昨年一一月一九日ついにその一機が爆発事故を起こして、周辺に戦慄的損害を加え、県民を一大恐怖の中に陥れた。

この事故が起るや県民は「生命を守る共闘会議」を結成し、県民自らの生命を自らの手で守るという大運動を展開し、来る二月四日にはゼネストを敢行してB52の駐留に抗議してその撤去を要求する計画に及んだ。

この運動は、全県民下に浸透して、今や大原動力となり、本土国民と政府及び米合衆国政府をして真剣にその対処策を考究せざるを得ない立場に致らしめた。真に大なる力を発揮したものと高く評価されなければならない。

しかしながら、

1　今や本土政府が県民の強い要求に応えて、この問題解決のため継続的に外交上の努力を重ねるとの誠意を約した。

2　米国政府においても、この問題の検討に入ったとの徴候がある。

3　ベトナム和平への動きが活発になりつつあること。

4　敢えてゼネストを決行した場合、県民相互が不測の事態に陥って、とりかえしのつかぬ損失を蒙る惧れがあること。

5　むしろこの運動が現時点までに収めた偉大な効果を損うことなく、そ

れが今後の県民総力の結集培養及び蓄積に一層の原動力となり得ることを期すべきである。

として行政府においては、この際忍びがたきを忍び、ゼネストを回避させるよう関係者各位に心から懇請するとともに、行政府は、これまで同様今後その継続的にこの問題解決のため共闘会議の収めた成果に立脚して、あらゆる努力をなすことを誓い御支援を願うものである。

昭和四四年一月三一日

行政主席　屋良朝苗

こういう状況のなかで二月一日から三日午前五時まで、連日徹夜の共闘会議幹事会が開催された。二月一日午前一一時の幹事会に突如「傍聴者」として安恒総評政治福祉局長が出席。そして県労協は席上「屋良政権をバック・アップする立場」という理由でゼネスト回避を主張し、午後の幹事会でも県労協は再度ゼネスト回避を主張した。

二月二日、県労協の幹事会は「このさい県労協はいっさいがっさい行動に参加しない」といっそう態度を後退させ、県労協から出ている幹事は共闘会議幹事会に姿を現わさなくなった。三日午前四時、亀甲議長ら県労協の幹事を訪ねた共闘会議幹事会芳沢弘明副議長ら代表に、亀甲議長、上原康助全軍労委員長は共闘会議の幹事を辞任する意志を表明した。

そこで共闘会議幹事会は、県労協の幹事欠席のまま三日午前五時二〇分開会。県労協幹事の辞任は継続討議、執行態勢を強化し、亀甲議長の任務は芳沢弘明氏ら四名の副議長で遂行することを決定。午前五時四〇分、幹事会再開、全会一致、次のとおり決定した。

①二・四の統一行動は、生命を守る県民共闘全体として、予定どおり決行する。

②この行動への参加を全県民に呼びかける。

③この行動の具体的内容は次のとおりとする。

(イ)　二月四日午後一時より嘉手納総合グラウンドで生命を守る県民総決起大会を開く。

(ロ)　各組織は可能なかぎり、ストライキでもってこの大会に参加する。ストライキが困難な場合においても、最大限の動員をはかる。

(ハ)　大会後、デモ、坐り込みを実施する。

(以上、三月一日以降の県民共闘幹事会の記録は、『二・四統一行動の成果と教訓』沖縄人民党中央常任委員会刊行、「生命を守る県民共闘幹事会メモ」による。)

二・四スト・統一行動の状況

当時、とくに本土では、ゼネスト「回避」の面が大きく伝えられ、闘いが尻つぼみになったかのような印象が与えられていたが、共闘会議幹事会は「回避」の決定をおこなったことはなかった。県労協の幹事が「回避」を申し出た二月一日現在でゼネスト決行、回避、未定の団体区分は次のとおりである。

決行　官公労、自治労、私鉄沖縄、全糖労（以上県労協）、教職員会、全沖労連、人民党、社会党、原水協、祖青同、社青同、民青、嘉手納村役所労、琉大学生会、沖大学生会、国際大自治会、マスコミ労、沖青協

回避　全軍労、全逓、港運労、全日海、全石労、全織（以上県労協）

未定社大党、婦連、琉球生命

ゼネスト決行を主張した官公労、自治労、私鉄沖縄は県労協加盟の組合である。それに教職員会がゼネスト決行を主張している。そして二・四の当日は、次の団体が嘉手納に結集した(『沖縄タイムス』二月四日朝刊による)。

ストまたは年休による二・四統一行動参加団体

官公労、共栄印刷労、社会福祉関係労、軍港湾労、大衆金融公庫労、沖縄

キリスト教婦人の会、沖縄赤十字社労、琉球造船、名護鉄工所労、沖縄キリスト教団、マーネング労、沖大職員労、Y比嘉労組、労働金庫労、ARW労、沖縄青年合唱団、那覇市職労、琉球漁業、沖縄タイヤ、国大職員労、沖縄教職員会、沖縄タイムス労、琉球新報労、琉球放送労、ラジオ沖縄労、沖縄テレビ労、沖縄放送協会労、ジョンズベーカリー、高教組、全煙労沖縄支部、人民党、社会党、原水協（社会党系）、原水協（人民党系）、被爆連、民青同、祖国復帰青年同盟、社青同、沖青協、婦人有権者同盟、琉大学生自治会、沖大学生自治会、国際大自治会、沖縄婦人の会、新婦人の会、沖縄教職員会婦人部、沖縄キリスト教大学自治会、キリスト教平和の会、琉大教職員会労、壺川、安謝、前島の漁民代表、嘉手納村職労、北谷、読谷両村挙村一致、嘉手納村大半、ガーブ川商店街組合、那覇市公設市場、新天地市場、北中城村石油基地反対協議会、高校生団体。

沖縄にはめずらしい肌を刺す風雨のなかを、五万五〇〇〇の参加者によって、大会、デモ、すわりこみは計画どおり遂行された。ストで統一行動に参加した全沖労連傘下の琉球新報労、沖縄タイムス労などマスコミ共闘は、ラジオ、テレビのいっさいの番組を中止し、かわりに五時間にわたって実況放送をおこなった。

全沖縄の耳目はラジオ、テレビを通じて嘉手納に集まった。嘉手納に結集した五万五〇〇〇を中核として事実上何十万という大衆が嘉手納基地を包囲した。

4　全軍労の二四時間全面スト

全軍労の実力行使宣言

二・四ゼネスト「回避」のいきさつのなかで、全軍労の労働者は当日ストによって嘉手納に結集することができなかった。だが、下部労働者の不満とエネルギーは、不当解雇反対と賃上げ要求を契機としてその後一挙に爆発した。

六月二日、全軍労はスト決行確認を声明、六月四日、実力行使決行総決起大会で次の宣言をおこなった。

全軍労に結集する二万人余の基地労働者は、本日ここに組織の総力を結集して、空軍一五〇人の一方的な人員整理の強行実施に抗議し、春闘要求をかちとり、基地労働者の生活と権利を確保するため、六月五日午前零時より二十四時間の第一波全面実力行使の決行を宣言した。

基地労働者は、戦後二十四年に至る今日まで悪布令一一六号と軍規則等によって、労働基本権を剝奪され、苦難なたたかいを余儀なくされてきたが、基地労働者のねばり強い不屈な戦いによって、漸次要求を前進せしめることができた。

しかるに軍当局は、基地労働者の諸権利を一層制約剝奪するため、内外の強い世論の反撃によって一時延期していた総合労働布令を再び強行実施する態度をとっており、軍事優先むき出しの労働政策を強く推し進めてきている。

一方軍当局は、去る四月十六日空軍一五〇名に及ぶ大量の解雇を通告し、組合の提案をも無視して解雇の撤回も、その実施の延期もできないとして、一方的に解雇を強行実施するに至った。

また春闘要求についても今なおなんらの回答さえ提示せず、いたずらに日時を浪費し引き延ばしてきている現状である。

全軍労は、このような軍当局の全く誠意のない態度に反省を求め、早期に問題解決をはかるため、第十五回臨時大会においてスト権を確立して戦う体制を盛りあげてきた。これに対して軍当局は実力行使体制を取り下げない限り団交に応じないと不当にも団交を拒否する挙に出てきたのであ

る。

さらに、軍当局はこれまでも、権力を楯に陸軍病院第四種雇用五十七人の解雇をはじめ、エックスチェンヂにおける二三三人の停職処分、マリンの定昇停止による不利益処分や解雇という脅迫で、船員のベトナム行きを強要してきたことなど、絶えず布令や軍規則をたてに正当な組合活動や権利行使を規制し、基地労働者の基本権と人権を無視してきた軍事優先の労働政策に、私たちは激しい怒りを感ずるものである。

全軍労は去る三月二十八日に春闘要求を提示していらい、今日まであらゆる努力を傾注し問題解決に当たってきたが、軍側の誠意ある態度は全く見られず、重大な決意でたたかっていかない限り、現状を打開することはできない情勢に至っている。

よって全軍労は、軍当局の誠意のない態度に一大反省を求めるとともに、基地労働者の権利を否認する総合労働布令の撤廃、スト権の奪還、襲いかかる首切り合理化をはね返して、基本給の大幅引き上げ、退職手当ての改善をかちとるため、二万人余の基地労働者の総力を結集して、第一波実力行使を決行し、断固たたかい抜くことを明らかにする。

右宣言する。

一九六九年六月四日

全軍労実力行使決行総決起大会

全軍労の二四時間全面スト

全軍労は前年四月の一〇割年休にたいして今回ははっきりと二四時間全面ストを打ち出し、六月五日当日は二万人の労働者が早朝から職場を放棄、各ゲートでピケをはった。

これにたいして武装MP隊は銃剣を腰にかまえて迫り、浦添村の第二兵站部隊城間ゲート前では、ピケ隊といっしょに路上に立っていた安里社大党委員長、玉城全軍労牧港支部委員長ら四人が米兵の銃剣で軽傷、その他コザでも組合員一〇人が打撲傷を負った。

その日午後三時から宮野湾市普天間で開かれた全軍労実力総決起大会で、「労働者の怒りは爆発、米軍司令部のあるズケラン交差点まで約二・五キロ、一時間一五分の行程を一万五〇〇〇の労働者は歌をうたわずただワッショイ、ワッショイの短いかけ声で怒りをたたきつけ、波状デモで押しよせた」(『沖縄タイムス』六月五日)。

六月一二日、米軍合同労働委員会は全軍労との団体交渉を受諾、ベースアップについては平均一七%アップ(月額一七ドルから一八ドル)の回答、同時に六・五ストに関しては懲戒処分をすると発表した。

経済的にはいくらか譲歩しながら銃剣を突きつけた上での懲戒処分に下部の労働者は怒り、全軍労は態度を硬化させている。

アメリカによる総合労働布令実施の気がまえ、一一月の佐藤・ニクソン会談をひかえて、沖縄の労働運動と復帰運動は、必然的に高まる気配をみせている。

【参考資料】(1)『琉球新報』、『沖縄タイムス』　(2)沖縄人民党機関紙『人民』　(3)沖縄返還同盟『沖縄事情』　(4)沖縄人民党中央常任委員会『2・4統一行動の成果と教訓』　(5)牧瀬恒二著『沖縄三大選挙』

XI 国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織――国際労働組合組織の諸形態／世界労連・国際自由労連・国際労働組合連合／戦後における国際労働組合運動――六八～六九年の国際組織とわが国労働組合の動向とわが国の労働組合――六八年七月～六九年六月における国際組織の動向／総評・中立労連の国際連帯活動／同盟の国際連帯活動／国際産業別組織とわが国労働組合／労働組合の国際交流人員数／国際労働組合の諸会議――世界労連系の諸会議／国際自由労連系の諸会議

概要

一、三つの主要国際労組のうち、世界労連は六八年八月のチェコスロバキアにたいするワルシャワ条約諸国軍の介入事件をめぐって傘下組織の意見が大きく分かれ、世界労連書記局とフランス、イタリア、日本の加盟組合はこの介入を非難し、東欧諸国の大部分とキューバはこれを支持した。国際自由労連ではこの数年らい西欧諸国労組とAFL"CIOが対立をふかめていたが、六九年二月にいたって後者はついに脱退にふみきった。脱退の理由には、西欧の労組が社会主義国と交流していること、国際自由労連が全米自動車労組の加盟申請を棚上げしたにとどまって拒否しなかったこと、などがあげられているが、それはともかく、こうした内部対立の表面化で、両組織ともその活動は停滞気味であった。第三の国際キリスト教労連は、六八年一〇月の大会で国際労働組合連合WCL（略称国際労連）に改組された。

一、総評・中立労連は六八年一〇月ソ連労組とのあいだに第三回日ソ労組交流委員会を開いて一九六九年度交流議定書を調印し、またベトナムからのアメリカ軍の撤退、日本の労働者の安保破棄・沖縄返還要求の闘争にたいするソ連労組の支援を謳った共同コミュニケを発表した。総評と交運共闘はまたベトナム労働者支援アジア太

平洋地域運輸労働者会議の準備活動をすすめた。アメリカ労組については総評は全米自動車労組との関係をふかめた。

一、同盟は六八年一二月にAFL＝CIOとのあいだに第一回定期会合を開いたが、沖縄問題については、沖縄労働者の労働基本権と生活条件の改善の問題以外の点で合意に達することができず、アジア問題についてはこの地域の自由な労働組合を強化するために国際自由労連をとおして協力することに意見の一致をみた。しかし翌六九年二月AFL＝CIOは国際自由労連を脱退し、アジアではアメリカ・アジア自由労働協会AAFLIをつうじて独自の行動をとる方針を明らかにした。同盟はまた六八年八月に韓国労総とのあいだに日韓労組連絡委員会を開き、六九～七二年の交流協定を結んだ。

一、わが国労組は近年ITSとの関係をふかめる傾向にあるが、この一年間に全石油があらたに国際石油化学労連IFPCWに加盟した。この国際石油化学労連と国際化学一般労連ICFとの対日活動は六八年後半以後とみに強化されている。

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態

国際労働組合組織と呼ばれるものに、大別して次の三種類のものが含まれている。

(1)　原則として各国の労働組合全国中央組織を世界的に結集しているもの——①世界労働組合連盟WFTU（世界労連と略す。一九四五年結成）。②国際由自労連ICFTU（日本語のフル・ネームが国際自由労連である。一九四九年結成）。③国際労働組合連合WCL（この組織の旧名は国際キリスト教労連であるが、一九六八年一〇月の第一六回世界大会でこのように名称を変更し、規約から「キリスト教の社会的原則にそくして」という字句を削った。国際キリスト教労連の結成は一九二〇年）。

(2)　産業別の国際労働組織——①一九四九年以降世界労連の産業別部門として発足し、六六年一二月の世界労連第一六回総評議会における規約改正で世界労連傘下の自主的な国際産業別組織に改組された一一の産業別労働組合インタナショナル（第156表参照）。②その多くが第一次世界大戦以前に発足し、一九四五年には世界労連加盟をめざしたが、そのご加盟をとりやめ、世界労連の分裂後に国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結び、事実上その下部組織になっている国際産業別諸組織（ITS）。一九六八年現在でその数は一七あるが（第156表参照）、近年その組織は流動的状況にあり、六七年一〇月にはそのうちの国際製版印刷労連IGFが国際自由労連との協力関係を断ち、六八年には国際化学労連ICFがITS総会への不参加を声明している。また六九年一月の総会ではITSの名称を「国際労働組合連盟」に改称することが提案され、次期総会で決定されることになっている。③国際労働組合連合傘下の国際産業別諸組織。

(3)　労働組合全国中央組織を地域的もしくは民族的に結集したもの——①アラブ国際労働組合連合ICATU（アラブ国際労連と略す。

第156表　国際労働組合組織一覧

	名称	本部所在地	日本の加盟組合
	世界労働組合連盟（WFTU）	プラハ	全建労，全日自労，全自交
インタナショナル・産業別労働組合	農林労働組合インタナショナル	プラハ	
	炭鉱鉱山労働組合インタナショナル	プラハ	
	食品タバコ飲料水ホテル・レストラン労働組合インタナショナル	ソフィア	
	繊維衣服皮革労働組合インタナショナル	プラハ	
	建築木材建築資材労働組合インタナショナル	ヘルシンキ	全建労，全日自労
	金属機械労働組合インタナショナル	プラハ	
	運輸港湾漁業労働組合インタナショナル	プラハ	全自交
	化学石油関連産業労働組合インタナショナル	ブタペスト	
	世界教員組合連盟	プラハ	
	公共業務関連労働組合インタナショナル	東ベルリン	
	商業労働組合インタナショナル	プラハ	
	国際自由労連（ICFTU）		同盟，全逓，全鉱，炭労，都市交，日放労，沖縄官交労，全沖軍労
国際産業別組織（ITS）	国際金属労連（IMF）	ジュネーヴ	国際金属労連日本協議会，全金同盟
	国際運輸労連（ITF）	ロンドン	国労，都市交，海員，交通公社，動力車，全日通
	国際商業事務技術労連（FIET）	ジュネーヴ	
	国際農園農業関連労連（IFPAAW）	ジュネーヴ	
	国際繊維衣服労連（ITGWF）	ロンドン	全繊同盟
	国際公務員労連（PSI）	ロンドン	
	国際化学一般労連（ICF）	アムステルダム	全化同盟
	国際郵便電信電話労連（PTTI）	ブリュッセル	全逓
	国際建築木工労連（IFBW）	コペンハーゲン	
	国際鉱山労連（MIF）	ロンドン	炭労，全鉱，全炭鉱
	国際石油化学労連（IFPCW）	コロラド	合化労連，新化学，全石油
	国際食品関連労連（IUF）	ジュネーヴ	全国ビール
	国際製靴皮革労連（ISLW）	ノーザンプトン	
	国際自由教員組合連盟（IFFTU）	ブリュッセル	
	国際製版印刷労連（IGF）	ベルン	
	欧州映画テレビ技術者同盟（EUFTT）	パリ	
	国際ダイヤモンド労連UADW	アントロープ	

〔備考〕　世界労連，国際自由労連，ならびに両組織に関連をもつ国際産業別の国際組織以外は除外している。

一九五六年結成）。反帝国主義の立場から世界労連と協力関係にある。②全アフリカ労連（一九六一年結成）。世界労連と協力関係にあり、六九年三月一八～二一日には、世界労連と共同主催でコナクリで「アフリカ・ヨーロッパ労働組合連帯協議会」を開いている。③アフリカ労組連合（一九六二年結成）。全アフリカ労連に対抗する目的で、国際自由労連のイニシアチヴのもとに結成された組織。④ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（一九六四年結成）。この組織の結成により、一九三八年来のラテン・アメリカ労働総同盟CTALはその中へ発展的解消をとげた。世界労連と協力関係にある。

世界労連・国際自由労連・国際労働組合連合

以上の国際労働組合諸組織のうち、現在わが国の労働組合が加盟したりあるいは密接な連帯関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連およびこの二つの組織につながる産業別の国際組織である。

世界労連は第二次大戦中に連合諸国の労働組合のあいだに成立した反ファシズムの国際的統一行動を基礎にして、一九四五年一〇月にパリで結成され、終戦後の数年間はアメリカのAFLを除いて全世界の主要労働組合をほぼ完全にその傘下に統一していた。これにたいして国際自由労連は、その後冷戦が激化するなかでアメリカのCIOやイギリス、オランダの組合が世界労連を脱退し、その呼びかけのもとに資本主義世界の改良主義的労組を結集して、四九年末に世界労連から分裂・結成された組織である。

その創立の経緯からして、世界労連ははじめから階級的立場で反ファシズムと反独占のたたかいをすすめる方針をとり、六六年一二月に改正された規約前文のなかでも、同組織が帝国主義・植民地主義・新植民地主義に反対し社会進歩・民族独立・平和のためにたたかうすべての勢力と協力する階級的・民主的な組織であることを謳っている。これにたいして国際自由労連は、「自由にして民主的な労働組合運動」をまもり左右の全体主義に反対するということで反共をスローガンにし、階級的立場ではなく改良主義、労資協調主義の立場をとっている。ここから、世界労連が資本主義国、社会主義国、新たに独立した国、植民地など、すべての社会体制のもとにある組織をその思想・信条にかかわりなく結集し、また国際自由労連やその傘下組織にむかって独占資本と帝国主義にたいする統一行動を呼びかけているのにたいして、国際自由労連は社会主義国の労働組合を労働組合とは認めず、資本主義世界の反共・改良主義の労働組合だけを結集している。そして社会主義国についてはその亡命組合幹部とだけ連携し、世界労連やその傘下の組合との交流ならびに統一行動を拒否してきた。

世界労連の本部は、結成当初はパリにおかれていたが、分裂後はフランス政府の圧迫をうけたためにウィーンに移され、その後さらにプラハに移されて今日にいたっている。その組織人員数は一九六六年末で一億三八〇〇万人である。他方、国際自由労連本部はブリュッセルにあり、組織人員数は六七年一〇月現在で六三〇〇万人である。

国際労働組合連合の組織人員数は約九〇〇万で、世界労連や国際自由労連に比べてはるかに少ない。わが国の労組でこれに加盟したものはなく、連帯関係もほとんどない。しかしこの組合が日本の労働組合に関心をもっていることは、その東京事務所が設置されていることからも知られる。六九年一月の規約改正で今後はキリスト教労組としての立場を固執しないこととなったことから、将来、日本の労組との関係がつよまることも考えられないわけではない。

2　戦後における国際労働組合組織とわが国労働組合運動

国際労働組合組織にたいするわが国労組の関係は、戦後二三年を経過するなかでおよそ五つの時期をたどって今日にいたっている。

第一期　第一期は一九四五～四七年である。この時期には世界労連は全世界の労働組合の統一組織として機能しており、わが国のすべての労働組合中央組織が世界労連への加盟をめざした。すなわち一九四七年三月には産別会議、総同盟、日労会議はともに全国労働組合連絡協議会（全労連）をつくって世界労連訪日代表団をむかえいれ、わが国労組の加盟承認の可能性を代表団に問いただしている。

第二期　第二期は、こうした世界労連加盟の趨勢がくつがえされ、国際自由労連と国際産業別組織ＩＴＳへの加盟が急速にすすんだ四七年から五〇年の総評結成にいたる時期である。

この時期には、アメリカの世界政策の転換＝冷戦の開始が世界労連ならびにその傘下の各国組織の動向に大きな影響を与え、このため四七年にフランス、イタリアなどの組合に分裂が起こり、四八年には世界労連に事実上の分裂が、そして四九年一月にはその機関からのアメリカ、イギリス、オランダ代表のひきあげという公然たる分裂が、表面化したのであるが、わが国では、総同盟が全労連を脱退し、産別傘下の組合内では指導部に反対する「民主化同盟」が組織されはじめて四九年後半にはこれが組合運動の指導権を握ることになった。この間、四九年一月には、世界労連執行局からアメリカ、イギリス、オランダの代表が去り、全労連の加盟申請は世界労連執行委員会で承認された。しかし全労連はその後しだいに力を失い、翌五〇年には占領軍命令によって解散させられ、その加盟団体である産別会議だけが、以後五八年に同組織が解散するまで、わが国の唯一の世界労連加盟組織としてのこることになる。他方、四九年夏以後わが国の組合運動の主導権を握った民同派は、占領軍の支援のもとに国際自由労連の結成以前から加盟準備会をつくり、四九年一二月に国際自由労連が結成されると総同盟、国労、日教組、炭労、金鉱、海員、全逓、日放労、私鉄総連などがこれに加盟し、またこれらの組合のうち多くのものが国際産業別組織に加盟した。

第三期　第三期は、総評結成から五六年ころまでの時期で、この時期には国際自由労連加盟にむかった第二期の趨勢がふたたびおしもどされ、総評や中立労連の世界労連ならびにその傘下組織との交流が始まり、一部の組合は国際自由労連から脱退した。

すなわち、総評を国際自由労連に一本加盟させようとする総評幹部の方針は、五一年と五二年の総評大会で否決された。ついで五三年には産別会議とならんで国労新潟地本その他の組織が世界労連傘下の世界教員組合第三回大会に代表を派遣し、日教組は世界労連の大会に代表を送った。五四年以後総評は中国やソ連の組合の招待をうけいれて、メーデーや国慶節、革命記念日などにその代表を派遣するようになった。そして五六年にはその政策がわが国労働

者の利益に合致しないという理由で国労が国際自由労連から、また私鉄総連が国際自由労連と国際運輸労連から脱退した。

第四期　第四期は、五七年から六〇年の安保闘争高揚の時期までで、この時期には総評はアメリカのアイゼンハウアー＝ダレス路線と岸内閣の新たな政策に反発して、世界労連や社会主義諸国の労働組合にたいする態度を根本的に変化させ、その関係はたんなる交流から提携へとすすみ、一部の傘下組合は世界労連の産業別インタナショナルに加盟した。

すなわち、総評や中立系組合は、五七年以後はそれまで堅持していた「共産主義と一線を画する」態度を緩和して、社会主義諸国を平和勢力と規定するにいたった。そして総評は五七年の第四回世界労組大会にオブザーバーを派遣したし、こののち世界労連とその各産業別インタナショナルの各大会にはかならず総評と中立系単産の代表が送られて、その方針討議に積極的に参加することとなった。また五八年には日教組が国際アラブ労連と交流したのを非難されたことをきっかけにして国際自由労連を脱退した。他方、五九年に世界労連加盟の産別会議が解散したが、そのあとをうけて六〇年に総評傘下の全建労と全日自労が世界労連の建築木材建築資材労組インタナショナルに加盟した。

第五期　第五期は、六〇年の安保闘争後から現在にいたる時期である。この段階では、安保闘争における米日支配層の政策の手直しと、それにもとづく国務省、CIAや国際自由労連、ITS、AFL＝CIOなどの対日工作の新たな展開と強化、ならびにわが国独占資本主義の急激な発展とその帝国主義的復活過程の進行などの影響があり、他方で米日支配層の基本政策とわが国労働者階級の要求との矛盾が激化したために、これらの諸要因がわが国労組の国際労組にたいする関係にきわめて錯綜した諸傾向を現象させた。

まず第一に総評指導部は、第四期に世界労連側との交流・提携だけが大幅に進展したとみて、この時期のはじめに、国際自由労連やITSとの関係の回復につとめた。だがアメリカの対外政策をそのまま組織の政策とする国際自由労連指導部との摩擦は避けることができず、その関係はこの時期にはかえって冷却して、総評は世界労連との結びつきをさらにつよめた。すなわち、総評は「積極中立」を方針として掲げながらも、六五年には第六回世界労組大会に代表を派遣したが国際自由労連の第一回大会には代表を派遣しなかった。また総評傘下の全自交は世界労連の運輸インタナショナルに加盟し、全金、鉄鋼労連、全電線、全造船機械、全車輌労連の金属五単産は六六年に金属インタナショナルとのあいだに協定を結んで、その機関紙の日本語版の発行をひきうけ、全造船機械は六五年の金属インタナショナル造船部門労働者国際会議の提唱者の役割をひきうけた。そして六六年六月に総評とソ連労組との合交流協定が締結されたが、同八月には総評の了解、援助のもとに世界労連東京事務所が開設された。この間に、いての意見のちがいから、世界労連の産業別組織加盟のわが国労組と世界労連とのあいだに不正常な関係がうまれたとはいえ、総評や一部の中立系組合と世界労連の関係がこの時期に大幅に伸展をみたことは確かである。

しかし他方、この時期に国際自由労連やITSとの関係をつよめる目的で内外の工作がいちじるしく強められた。たとえば国務省、

生産性本部、アジア財団などの手で年間二〇〇名におよぶ組合員や労働問題関係の学者がアメリカに招待され、ついで六二年以降は国務省が全面的にのりだしてこれらの招待計画を日米労働関係人物交流計画としていっそう整備し、招待の対象は労組中堅幹部に集中された。国際自由労連、ＩＴＳ、アメリカのＡＦＬ＝ＣＩＯの幹部の来日もその頻繁さをいちだんと増した。だが、国際自由労連の方針がわが国労働組合員の要求に真向から対立していたために、こうした各方面の努力にもかかわらず、国際自由労連への加盟組合はほとんど増加をみず、ただこれまで総同盟をのぞいて各単産ごとに加盟していたのを、六四年に同盟会議が、ついで同盟会議が同盟に改組されたのちは、同盟が国際自由労連一本加盟の方式をとったことが注目されるだけである。しかしＩＴＳ関係となるとべつであった。わが国労組と「自由」な国際労働組合組織との交流・提携を促進しようとする勢力は、この段階では国際自由労連ほどに政治色をおもてにださないＩＴＳ諸組織との連携を拡大する方向で成果をあげた。六三年に全日通が国際運輸労連ＩＴＦに、六四年に合化が国際石油化学労連ＩＦＰＣＬに、全化同盟が国際化学一般労連ＩＦＣに、全国ビールが国際食品労連ＩＵＦＡＷに加盟し、また同年国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣの結成をみた。翌六五年には全国百貨店海外事情研究協議会ＤＩＬＡが結成されたが、この組織は国際商業事務技術労連（当時のＩＦＣＣＴＥ、現在のＦＩＥＴ）と提携関係にあり、将来ＦＩＥＴのＪＣ結成を指向するものとみられている。

第三にこの第五期には、わが国資本主義の東南アジア地域にたいする帝国主義的進出におうじて、わが国労組のそれぞれの立場にもとづく東南アジア諸国労組との連携がつよめられたことが特徴である。

同盟は国際自由労連アジア地域組織の一に占め、南ベトナム、南朝鮮、台湾、スネシアなどへの工作を強化した。六六年三月には同盟は韓国労組とのあいだに「日韓労働組合交流についての協定」を結び、ついで傘下の金属、鉱山、電力、全繊、海員、新にそれぞれ関係各部門の組織とのあいだに交流協定を結んだ。これにたいして総評は、六六年秋にベトナム反戦の一〇・二一ストを呼びかけるとともに、六八年にはベトナム労働者支援のアジア太平洋地域運輸労働者会議をひらくべく、世界労連運輸インタナショナルとの打合せのもとに、アジア諸国労組の意向の打診にとりかかった。

一九六八年七月にいたるまでの時期にわが国労働組合の国際労組との関係は概略右に述べたような発展をとげてきたのである。

3　六八～六九年の国際組織の動向とわが国の労働組合

1　六八年七月～六九年六月における国際組織の動向

世界労連とチェコスロバキア問題

世界労連では、その指導部門に、第五回世界労組大会（六一年）採択の労働組合行動綱領を修正しようとする動きがでてきて以来、世界労連の政策と運営をめぐって組織内に対立があらわれた。この対立は六六年一一月の第一六回総評議会で頂点に達し、この会議以後、中華全国総工会の代表は世界労連の機関にも会議にも代表を送らないという状態がつづいていたが、しかしその後ベトナムでのアメリカ軍の作戦がエスカレートされる状況の下で、これに反対する傘下組織の統一行動がつよまり、世界労連の内部対立は若干緩和される傾向を示すかに見えた。

だが、六八年八月二一日から二二日にかけての夜中にソ連をはじめとする東欧五カ国がチェコスロバキアにたいしておこなった軍事介入は、世界労連の組織内に大きな衝撃を与えた。

チェコスロバキア労働組合中央評議会がこの介入に反対したことはいうまでもないことであるが、世界労連も八月二一日にただちに書記長が口頭で、ついで八月二八日には書記局コミュニケをつうじて、「ワルシャワ条約五カ国がチェコスロバキア社会主義共和国の領土に軍事介入したことを非難し」、「軍事干渉に反対の意志を表明」した。しかし世界労連傘下の組織のこの問題にたいする態度は二つに分かれていた。フランス労働総同盟は、フランスの民主労働者連合が軍事介入反対の五分間作業停止のデモを計画したことにたいしては、「チェコ事件にかくれて反ソ反共のデモを組織し」ファシスト分子に手をかすものとこれに反対しながらも、チェコにたいする軍事介入を非難する態度をとった。イタリア労働総同盟も「武力介入に反対であることをはっきり宣言」し、軍事干渉はチェコの民主主義と社会主義の強化に「ブレーキをかける」ものであり、「帝国主義勢力の挑発的企みを有利にしている」と非難した。わが国の加盟労組もまた介入反対の意向を表明するとともに、ソ連労組中央評議会国際部次長が、世界労連非加盟の総評にたいして、世界労連のコミュニケを非難した声明を直接手交したことを非難した。これに反して、キューバ労働組合中央組織や、世界労連と友好関係にある全アフリカ労連などは、チェコの社会主義が帝国主義の手中におちようとするのを救ったものとして、東欧五カ国の軍事介入を支持する態度をとった。

八月二八日ソヴェトとチェコの両国政府のあいだでモスクワ会談が開かれ、ついで八月三〇日チェコ労組中央評議会緊急総会がこの会談の結果を承認すると、九月一四日ブタペストで東欧五カ国とチェコスロバキアの労働組合代表者会議が開催されて、ここで事態の収拾がはかられた。会議は、モスクワ会談におけるソヴェト＝チェ

コ協定が「情勢の正常化のための現実的基礎をつくりだしたこと」を認め、チェコにおける六八年一月以降の民主化過程を積極的に評価するとともに、社会主義にたいして陰に陽におこなわれる攻撃と断固たたかう意志を表明した。会議では双方の側の見解がもとより完全に一致したわけではなかったが、会議の発表したコミュニケでは、「個々の全国労働組合組織のあいだに存在する若干の意見のちがいは、労働者の利益をめざし、帝国主義に反対する共同闘争の障害になってはならないことが、会議参加者の一致した意見である」と述べられた。ついで翌九月一五日、以上六カ国の労組代表に世界労連議長レナート・ビトッシ、同副書記長P・ジャンスーを加えて会議が開かれたのち、世界労連書記局は九月二三日にコミュニケを発表し、その中でこう述べた、「モスクワ会談の最後にだされたコミュニケおよびブタペストで六つの労働組合全国中央組織が採択したものに含まれている相互の約束を実施することによってチェコスロバキア情勢の正常化が急速にもたらされること、チェコスロバキア人民が完全な主権をもって、一九六八年一月と五月にこの国の指導機関がうちたてた路線にもとづいて、ひきつづき社会主義社会の建設をおこなうことを希望する。」

このち世界労連は一二月一八日～一九日にベルリンで第一八回総評議会を開催したが、世界労連書記局はここでチェコ問題をとりあげると世界労連が分裂するおそれもあると判断したのと、チェコ労組の希望もあって、会議参加者のあいだであらかじめおこなわれた申合せにしたがい、会議の席上でチェコ問題はとりあげられなかった。

こうしてチェコ事件は、一九四九年の分裂いらい最大の紛糾を世界労連組織内にまねいたが、しかし世界労連としてはどうやら事態収拾にこぎつけ、この総評議会で六九年一〇月一七～三一日にブタペストで第七回世界労組大会を開催することを決め、その準備活動にとりかかることができた。

国際自由労連とAFL=CIOの脱退

国際自由労連内では、かねて激化しつつあったアメリカのAFL=CIOミーニー会長派とヨーロッパ諸労組の対立がいっそう尖鋭になり、六九年二月末をもってついにAFL=CIOは国際自由労連脱退にふみきったが、このことは全世界ならびにアジアの労働組合運動に大きな影響を与えるものとして注目された。

AFL=CIOは六五年の国際自由労連第八回世界大会と前後して、国際自由労連事務局の運営にたいして非難をあびせ、機構改革、反共主義の強化、国際連帯基金をAFL=CIOの意見に従って運用することなどを要求していたが、ついにこの年国際連帯基金からAFL=CIOの拠出金を引き揚げるなどの強硬措置をとるにいたった。このため、国際自由労連の財政は大きな打撃をうけ、六七～六八年にいたって本部やアジア地域組織の事務機構は、縮小のやむなきにいたり、六七年と六八年に予定された第二回世界経済会議や第九回世界大会を延期するなど、その活動はいちじるしく停滞するようになっていた。

この間、AFL=CIO内部では、会長ミーニーと全米自動車労組会長の対立がつよまりつつあり、六八年五月にはついに全米自動車労組UAWはAFL=CIOから除名されるにいたったが、六九年二月になるとこんどはAFL=CIOが国際自由労連本部にたいして、六九年二月末をもって同労連から脱退すると通告し、この決

定は二月にマイアミで開かれたAFL=CIOの執行評議会で承認された。同労組があげた脱退の理由は、「自由労連通信」六九年三月五日号によれば次の三点であった。

(1)　国際自由労連加盟の主要労組の共産圏内のいわゆる〝労働組合〟との関係にたいする不同意。

(2)　過去数年間にわたる国際自由労連の財政処理の不手際。

(3)　アメリカの労働組合運動にたいする国際自由労連の介入。(注)

(注)　これは、AFL=CIOを除名された全米自動車労組が国際自由労連に単独加盟を申請したのにたいして、六八年一一月の国際自由労連第四五回執行委員会がこれを審議したことに対する不満をのべたもの。AFL=CIOの見解によれば、こうしたことを審議すること自体、アメリカの運動に対する介入なのである。そして同執行委がこの申請を「拒否」するのでなく、「棚上げ」したことが、この不満に輪をかけたものと解されている。

脱退通告をうけた国際自由労連は、この問題を六九年三月一二～一四日の第四六回執行委員会でとりあげ、AFL=CIOにたいしこの決定の再検討を訴えることを決め、同労連ブイター書記長は三月一四日付で次の書簡をミーニー会長に送った。

「一九六九年二月二一日付のあなたの書簡は、AFL=CIOが一九六九年二月二八日付をもって、国際自由労連から脱退すると公式に通告してきました。この書簡は、現在ブリュッセルで開催中の国際自由労連執行委員会に提出されたことを、私はあなたにお知らせします。執行委員会は、AFL=CIOのこの決定に深い遺憾の意を表明します。執行委員会は次のような意見を万場一致で表明しました。『AFL=CIOはアメリカ合衆国の全国労働組合中央組織として承認さるべきである。この権利は確固不動のものである。AFL=CIO以外の組織は、アメリカ合衆国の労働組合運動全体のいかなる意見や利益をも代表できる団体とみなすことはできない。その少数派にすぎない。』執行委員会は、国際自由労連の創設者によって定められた自由な労働組合の目的をひきつづき追求していく決意を述べるとともに、また自由な労働組合のあらゆる勢力の統一行動が世界において今日ほど必要なときはないとの信念を表明しました。よって執行委員会は、AFL=CIOがこの共通の闘いに全努力をひきつづき傾注できるよう、その決定を再検討するようAFL=CIOに訴えます、……。」

だが国際自由労連のこうした訴えかけにもかかわらず、AFL=CIOは六九年六月末現在ではなお国際自由労連脱退の決意をひるがえしていないし、また、脱退の措置はかねて準備されていたもののように思われる。AFL=CIOの機関紙『AFL=CIOニュース』六九年二月二二日号は脱退問題にかんするミーニー会長の談話をのせているが、それは、AFL=CIOがこんご国際自由労連とは別個に国際労働運動の分野で活動する旨、次のように述べている。「AFL=CIOはひきつづき将来とも国際労働運動の分野で大いに積極的に活動する。AFL=CIO傘下の産別組合はITSと協力して活動するだろう。ITSは独自の組織で、国際自由労連の構成団体ではない。AFL=CIOは〝アメリカ自由労働開発協会〟（AIFLD、現在南アメリカでとくに集中的活動を実施中）、アフリカ・アメリカ労働センター（AALC）、アジア・アメリカ労働協会（AAFLI、アジア地域を対象に昨年結成された）などを通じて、AFL=CIO独自の活動を継続するであろう。」（「自由労連通信」六九年三月五日号による）。

なおAFL=CIOの脱退問題の決着は、最終的には六九年七月の国際自由労連第九回世界大会でつけられるものとみられているが、国際自由労連は、その組織人員の約五分の一を占めるアメリカ

の組合をその傘下から失うという創立いらいの重大局面をむかえることとなり、そのためその活動はいきおい停滞し、またそのアジア地域組織も、財政的規模を縮小してシンガポール事務所を閉鎖し東京事務所を縮小したことなどもあって、六八～六九年の時期にはその活動にみるべきものはなかった。ただ六八年一一月の国際自由労連第四五回執行委員会は、六九年七月二～九日ブリュッセルで第九回世界大会を開催することを決め、その議題を決めるなど大会の準備活動を開始したことが注目される。

国際自由労連アジア地域組織は、この間、六八年九月の第七回執行小委員会と、一一月の国際自由労連第四五回執行委員会のさいに開かれた地域組織の特別小委員会で、地域組織の財政危機対策を協議し、加盟費の引上げと地域組織執行機関の縮小などの方針を決定した。

2　総評・中立労連の国際連帯活動

一九六七～六八年の時期に総評と中立労連は、世界労連ならびにその傘下組合、とりわけヨーロッパのフランス労働総同盟、イタリア労働総同盟との交流を密にしたことが注目されたが、六八～六九年の時期には、ＡＦＬ＝ＣＩＯから全米自動車労組ＵＡＷが除名されたこととともからんで、この後者との関係を密にし、またベトナム労働者・人民支援のアジア・太平洋地域運輸労働者会議を開催する問題とからんで、アジア地域諸国の労働組合へのはたらきかけを強めたほか、東欧諸国労組との交流を強めた。

全米自動車労組と総評

総評は六七年一一月に、ベトナム問題についてアメリカ労働組合運動に訴えかけるため訪米代表団を送ったが、そのさいＡＦＬ＝ＣＩＯに受けいれを拒否され、同労組幹部に面会すらできず、全米自動車労組の世話で在米活動をすませたことがあった。この全米自動車労組ＵＡＷは六八年六月にＡＦＬ＝ＣＩＣを脱退し、チームスターズ組合（トラック運転手国際友愛会、五七年にＡＦＬ＝ＣＩＯを除名された）とのあいだに六八年七月に労働行動同盟ＡＬＡを結成したが、こうしたアメリカ労働組合運動の新しい状況を背景にして、六八年八月の原水禁国民会議主催の原水禁大会に全米自動車労組グリンスパン国際部長が来日し、これを機会に総評と全米自動車労組の関係が急速に緊密化する兆候がきざした。そして、六九年二月におけるＡＦＬ＝ＣＩＯの国際自由労連脱退は、この傾向に拍車をかけたとみられる。

全米自動車労組は六九年三月総評調査団をアメリカに招待した。総評は〝一九七〇年闘争〟がもりあがる段階で、全米自動車労組を中心にアメリカ労組代表を招待する意向と伝えられている。また六九年三月二四日に開かれた国際自由労連総評加盟組合連絡協議会（全逓、全鉱、都市交、炭労、日放労で構成）は、ＡＦＬ＝ＣＩＯの国際自由労連脱退問題を討議した結果、ＡＦＬ＝ＣＩＯの態度と政策に反対し、国際自由労連と全米自動車労組を支持する次の態度を決めた。

①国際自由労連ストルティ会長、ブイター書記長が二月二一日発表した共同声明にあきらかにされた国際自由労連本部の態度（「国際自由労連はＡＦＬ＝ＣＩＯの脱退決定によって動揺することなく、民主的労

働組合の統一をめざし世界の労働者にたいする国際自由労連の政策を追求する」というもの）を支持する。②AFL=CIOの脱退は遺憾であるが、やむをえない。③全米自動車労組の国際自由労連加盟を積極的に支持する。④AFL=CIOが脱退後計画している三大陸別の独自の国際活動には反対する。

ベトナム労働者・人民支援のアジア太平洋地域運輸労働者国際会議

ベトナムを訪問した総評代表団、一九六七年のソ連革命五〇周年記念祝典に参加した総評堀井議長を団長とする代表団や、一九六八年四月のモスクワの世界労連総評議会に参加した総評代表団などいくつかの代表団が、南北ベトナムの代表と話合いをつづけ、その可能性を検討するためにベトナム民主共和国、南ベトナム解放民族戦線、アメリカ合衆国、ニュージーランド、オーストラリア、チリ、日本、運輸インタナショナルで国際準備委員会が構成されていた。しかし六八年七月一七～一九日マルセーユで開かれた会議は、アメリカとチリの参加がのぞめなかったため、この国際準備委員会ではなく、日本の交運共闘の提唱による国際会議のための「打合せ会議」として開催された。

会議は「アジア・太平洋地域の運輸労働者へのアピール」を採択した。アピールは、北爆の即時停止、アメリカ軍の撤退、南ベトナムの自決権の承認、解放民族戦線の即時承認などを前提に、アジア太平洋地域運輸労働者会議をできるだけ早い時期に開催するよう訴えていた。この打合せ会のののち、総評は一〇月一七日から一二月九日にかけて大平国際局長らを香港、フィリピン、シンガポール、マレーシア、セイロン、インドなどに派遣しての各国労組の意向を打診した。

第三回日ソ労働組合交流委員会

総評と中立労連は六八年一〇月一六～一八日シェレーピン全ソ労働組合中央評議会議長らを迎えて第三回日ソ労働組合交流委員会を開催した。会議には総評から堀井議長、岩井事務局長、肥川国際局長、笹川公務員共闘代表、田村公労協代表、太田民間労組代表、中立労連から田辺副議長、岡村事務局長、議長のほかピメノフ書記、アベリアーノフ国際部長、カナエワ通信従業員労組議長、コスチュコフ冶金工業従業員労組議長、クラノポリスキー・ハバロフスク地方労組議長らがソ連側からシェレーピン九六九年度に関する交流議定書を調印した。議定書は、労組代表団、各種文献、定期刊行物、情報の交換および大衆集会の共催を予定したものであった。会議はまたチェコスロバキアの諸事件、ベトナム問題、中東問題、西ドイツ問題、日米安保条約など国際情勢と国際労働組合運動の問題について意見を交換したのち、コミュニケを発表した。コミュニケはこれらの諸問題について双方が基本的な一致に達したことを明らかにしている。とりわけチェコ問題については、これより先八月二一日に岩井事務局長は談話を発表し、ワルシャワ条約諸国の軍隊のチェコにたいする武力介入を「民主的平和的解決を妨げ民族自決権を侵害する」ものと非難していたが、コミュニケでは「両国労組間に見解の相違があるにもかかわらず、会議参加者は、チェコスロバキアの状態が最も速かに正常化されるように

という希望と期待を表明した。独占資本と帝国主義勢力の労働組合と労働者の権利と利益にたいする攻撃が激化していることにかんがみて、総評、中立労連、全ソ労組中央評議会は、国際的労働者階級の統一と連帯を今後いっそう強化することがその緊急の課題であることを言明した」と述べられている。コミュニケはまた「アメリカ帝国主義の犯罪的なベトナム侵略にたいする精力的な抗議を表明し、北爆の即時停止と南ベトナムからのアメリカ軍の撤退を要求し、一九五四年ジュネーヴ協定の厳守を要求」している。それは西ドイツのネオ・ナチス勢力の増大と報復主義、軍国主義、中東におけるイスラエルの挑発にたいして憂慮を表明するとともに、ソ連労組は日本の労働者の独占と安保条約に反対し沖縄返還を要求する闘争を支援することを約束している。

またこの数年間にわたって日ソ労組間の大衆集会は、六八年には九月に横浜で開催が予定されていたのが、チェコ事件の発生のため延期されていたが、交流委員会の席上、これにかえて、同年一二月にレニングラードで「平和と日ソ両国民の友好のための集会」を開くことに決まった。

自由ドイツ労働総同盟・ハンガリー労組中央評議会との交流協定

このほか一九六八～六九年における総評の国際交流活動として注目されるのは、自由ドイツ労働総同盟FDGBとのあいだに締結された「交流協定」ならびにハンガリー労働組合中央評議会とのあいだで調印された交流にかんする「覚書」である。すなわち六八年末東欧諸国を歴訪した肥川総評国際局長は、県評、化学・電力・金属・建築・公務員・運輸・教員の各産業別労組代表に六九年中に逐次ドイツ民主共和国を訪問させるなどの具体的項目を含む「一九六九年交流協定」を自由ドイツ労働総同盟とのあいだに、また「国際反動の侵略政策に反対する世界的闘争の前進と強化のため」両労組の接触をふかめるとの主旨で六九年中にトップ・レベルの総評代表団がハンガリーを訪問し、一九七〇年にトップ・レベルのハンガリー労組中央評議会の代表団を日本に招待するという内容の「覚書」をハンガリー労組中央評議会とのあいだに、とりかわした。

3　同盟の国際連帯活動

同盟は国際自由労連に加盟し、同労連アジア地域組織の会長の地位を占めるとともに、国際自由労連のうちとくにAFL＝CIOと緊密な関係を結びつつアジア地域、とりわけベトナムと韓国の労働組合との連携をふかめていたが、六九年三月にAFL＝CIOが国際自由労連を脱退し、アジアにおいて独自の国際活動をすすめるの方針を明らかにしたため、微妙な立場に立たされることとなった。

なお対ソ交流については同盟は六七年に、それぞれ経費を負担し相互に訪問しあうという原則に立つならばこれを必ずしも拒否しないという態度を明らかにした。六八～六九年の時期には、同盟本部が積極的に対ソ交流をすすめる気配はみられなかったが、傘下の自動車労連が一一月に四名の代表団をソ連に送ったことが注目される。

AFL=CIOと同盟の定期会合

同盟は従来からも国際自由労連傘下組合のうちとりわけAFL=CIOと緊密な関係にあったが、同盟会議の時代の一九六三年と六四年に代表者会談をおこない共同声明を発表したにとどまり、これまで定期的な会談はおこなわれていなかった。しかし六八年にいたって、九月重枝書記長が渡米して予備折衝をおこなったのち、一二月滝田会長、重枝書記長、新垣国際部長からなる代表団を送って、同月九～一一日にAFL=CIOとのあいだに第一回定期会合を開いた。会合では沖縄問題、日本の安全保障問題、日米経済貿易関係、全米自由労組の国際自由労連加盟申請の問題、アジアにおける労働運動対策、同盟のソ連労組対策などの問題がとり上げられた。会談では、沖縄問題については、AFL=CIO側は日本の軍事的努力の強化を主張した。また全米自動車労組問題については、同盟側は国際自由労連がこの問題を討議することを当然のこととと主張したのにたいして、AFL=CIOはこの問題を国際自由労連で討議すること自体に反対した。アジアの労働運動対策については、AFL=CIOはアジア・アメリカ自由労働協会AAFLIをつうじて活動をすすめる意向を明らかにし、これへの同盟の協力を求めたが、国際自由労連アジア地域組織AROの会長の地位を占める滝田会長はAROをつうじて活動すべきことを主張した。こうして多くの問題について双方の意見は一致をみるにいたらなかったが、不一致の点をのこし、一致点は会合終了後に発表された共同声明で次のように述べられている。なおこうした会合は定期会合としてこんご毎年一回開催することに決まった。

【AFL=CIOと同盟の第一回定期会合の共同声明】　①沖縄　AFL=CIOは日本国民が沖縄の早期本土復帰を希望していることを十分に理解する。同盟とAFL=CIOは日米両国政府が、この問題の解決に完全かつ満足すべき合意に達することを期待する。同盟とAFL=CIOは沖縄における労働条件の改善ならびに自由な労使関係の確立にたいしあらゆる支持をあたえる。両組織はとくに米軍施設において上記の目的を達成するため、現在の労働布令その他の規則が再検討、改善されることに強い関心を寄せ、希望するものである。また健全な労資関係の確立には労務担当官の長期在任が重要である。

②日米貿易　同盟とAFL=CIOとは引き続き自由世界における自由な貿易政策を支持し、その拡大を希望するものである……問題が発生した場合は両組織の協議に該当組合を加えるものとする。

③ベトナム　同盟とAFL=CIOはベトナムにおける平和の回復とベトナム国民の諸条件の向上を通じて、自由にして安定した社会を実現することにたいする希望を再確認するとともに、そのためCVT（ベトナム労働総同盟）と協力する。

④アジアの労働問題　両者はアジアにおける経済開発と繁栄のために自由な労働組合を強化することに共通の関心を寄せ、国際自由労連および同アジア地域組織の協力のもとに、同地域における効果的な活動とプログラムを推進する方策を討議する。

⑤定期会合　同盟とAFL=CIOは共通の問題を討議するため、毎年一回正規の会合を開くことに意見が一致した。また会合は同盟またはAFL=CIOが必要とするとき随時開催される。

なおAFL=CIOがその対アジア活動をすすめる目的で設立したアジア・アメリカ自由労働センターAAFLIは、六九年四月一三日付の『セントルイス・ディスパッチ』紙によると、アメリカ政府の開発援助局AIDから資金供与（六八年度約一〇〇万ドル）を受

けているといわれる。

日韓労組連絡委員会　六八年三月滝田同盟会長らが韓国労働組合総連盟（労総）の招きで労働節に参加したさい、労総より日韓労組連絡委員会を開きたい旨申入れがあったが、ついで七月に米国からの帰路同盟を訪れた労総事務局長の再度の申入れにより、八月二〇～二四日同盟重枝書記長、上西副書記長が韓国を訪れ、労総とのあいだに連絡委員会を開催した。目的は、六六年三月に結ばれた交流協定が六九年三月に満了するところから、六九年四月～七二年三月までの第二次交流協定を締結することであった。締結された協定では、この期間に労総より一〇名を、同盟から六名を相互交流することが取り決められた。委員会が発表した共同声明は次のように反共色のきわめて濃いもので、東京都の朝鮮大学校認可問題にまでふれていることが注目される。

【日韓労組連絡委員会の共同声明（要旨）】①同盟と労総は、それぞれ国際自由労連の加盟組織として、国際自由労連の基本方針のもとに、アジア地域組織の強化と相互協力を通じて、民主的労働運動と経済、社会の発展のために継続的に努力する。②労総は、同盟が共産主義の諸政策と闘うとともに、国際自由労連の路線のもとに自由にして民主的な労働運動の発展のためにすすめてきた方針に何等の変更のないことを確認するとともに、同盟は、労総が共産主義の侵略行為に対抗しつつ民主主義と労働者の基本的諸権利を擁護するための闘いにたいし、継続的に支援することを再確認した。③同盟はいわゆる朝鮮大学校認可問題について遺憾の意を表明するとともに、これに反対する労総の立場を深く理解し、立法その他の政策的活動を継続的に推進することを約した。

4　国際産業別組織とわが国労働組合

六八～六九年の時期にもわが国労組は、世界労連の各産業別インタナショナルおよびＩＴＳの各諸組の大会やアジア地域会議にそれぞれ代表を送った。世界労連系では、第三回国際商業労働者会議（六八年六月二四～二八日、ブカレスト）に全商協が、第五回国際鉱山労働者会議（六八年一二月一〇～一四日、ベルリン）に炭労が、それぞれ代表を送った。ＩＴＳについては、国際運輸労連第二九回大会（六八年七月二八日～八月三日、ウィスバーデン）に海員その他が、国際繊維被服労連大会（六八年一一月一一～一五日、ベルリン）に全繊同盟が、国際郵便電信電話労連第四回アジア会議（六八年一〇月七～一一日、クアラルンプール）に全逓が、国際公務員連盟第二回アジア地域会議（六八年一一月一一～一五日、シンガポール）には全逓、自治労、全農林、全官公が、それぞれ代表を参加させた。

国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣは、ますます国内運動体としての性格をつよめ、そのための体制整備をすすめるとともに、加盟労組を若干増大し、国際商業事務労連と関係をもつ全国百貨店労働組合海外事情研究会ＤＩＬＡも六九年一月二四日の第五回総会で産別組織への移行の気運をつよめた（これらの問題については、Ⅱ―Ⅰ「労働組合の組織状況と組織運動」を参照されたい）。

このほか、この時期に注目されたのは、国際化学一般労連と国際石油化学労連の日本にたいする組織化攻勢であった。化学産業部門

におけるこの二つの国際組織は、世界各国で組織争いをおこなっているが、国際化学一般労連は六八年六月六日に東京事務所を設置し、一〇月一一～一八日にはゲフェラー会長、レビンソン書記長らからなる代表団をわが国に派遣して、同労連加盟の全化同盟や総評傘下の全国一般などと意見を交換した。国際石油化学労連には、六八年七月の大会で全石油が加盟を決定したが、同労連も一〇月二一日にハスキンズ書記長を訪日させ、合化労連、新化学、全石油などと協議した。そして一月八～九日ジュネーヴ開催の同労連第一四回執行委員会で日本における加盟方式、同労連の組織活動の問題を討議し、その結果「日本における国際石油化学労連の組織活動に関する声明」を採択した。それによると、①産業別組織を加盟単位とする、②組織活動の目標は石油、化学の産業別統一におき、当面未組織の分野の産業別結集を促進する、③国際加盟組織でつくられる連絡機関は、石油化学労働者の統一という立場で活動をすすめるべきである、などの諸点を明らかにしている。この声明は宮武豊同労連副会長（合化労連副委員長）が合化労連、新化学、全石油などわが国の加盟組合を代表して提案したものといわれるが、それはIMF・JCの轍をふむまいとの意向を示すものであろう。なお化学産業労組協議会は、こうした問題に関連して、六八年九月一〇日の会議で「各単産がそれぞれの立場で国際連帯を強め、経験交流のため国際組織に加盟することは望ましい。しかし国際組織を利用し、国内の労働戦線に混乱をおこし、結果的に共闘を阻害するようなことは絶体さけねばならない」との態度を確認している。

5　労働組合の国際交流人員数

労働組合関係の国際交流にともなう出入国者数の推移と六八年における出入国目的別出入国者数の内訳は、第157表に示すとおりである。

第157表　労働組合関係の国際交流による年別出入国者数

年別	出国者数		入国者数	
	国際自由労連系労組と交流するもの	世界労連系労組と交流するもの	国際自由労連系	世界労連系
1964	455	314	67	114
1965	253	814	74	57
1966	450	810	130	154
1967	263	405	62	36
1968	319	373	74	62
1968年内訳				
国際自由労連・ITSの会合・行事	123		8	—
欧州労組	54		11	—
アメリカ	77		13	—
アジア労組	65	28	42	—
世界労連・同産業別部門の会合・行事	—	18	—	5
東欧諸国労組	—	67	—	17
ソ連労組	—	260	—	40

〔備考〕 1）この表に含まれたもの以外に，中立系労組との交流による出入国者があり，1968年は出国者5，入国者0であった。
2）1968年内訳のうち「アメリカ」の項には，日米労働関係人物交流計画によるものが，「アジア労組」の項にはユネスコ労働者交換計画によるものが含まれている。
3）日本労働協会『国際交流』第88号により作成。

る。「国際自由労連・ITSの会合・行事」に参加することを目的に出国した者の数が一二三名にも達したのは、六八年五月開催の国際金属労連七五周年大会に五七名に及ぶ大型代表団がわが国から参加したことによるもので、異例のこととみてよい。一九六二年以降アメリカの国務省の費用で実施にうつされた日米労働関係人物交流計画にもとづく出国チーム数は、六八年には六七年を下回ったが六六年を上回り、人員数では六七年を下回り六六年と同規模であった（第158表）。

第158表　日米労働関係人物交流計画による出国チーム数ならびに人員数

年	チーム数	人員数
1966	12	45
1967	21	73
1968	14	45
（1968年内訳）		
	自治労訪米団	3
	全繊同盟訪米調査団	3
	日本鉱労訪米調査団	2
	全電通訪米調査団	6
	全逓訪米調査団	3
	全国金属訪米調査団	3
	全日通訪米調査団	3
	全国一般訪米調査団	3
	全国一般訪米調査団	3
	全国一般訪米調査団	3
	全国一般訪米調査団	3
	全国一般訪米調査団	4
	全国一般訪米調査団	3

〔備考〕　日本労働協会『国際交流』　第88号により作成。

4　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の諸会議

第三回国際商業労働者会議　商業労働組合インタナショナルの第三回大会であるこの会議は、六八年六月二四～二七日ブカレストで開催され、三七カ国一一八名の代表が参加し、日本からは全商協の代表として佐藤正夫（団長、全外連）、小沢昭男（明商労組）、岡達之助（全森永労組、オブザーバー）の三名が出席した。議題は、(1)第二回国際商業労働者会議以降の活動および役割、①生活と労働条件の改善と商業労働者の権利と国際連帯について、②独占資本と帝国主義の侵略に反対するたたかい、(2)会計監査報告、(3)規約の決議、(4)役員選挙、の四つであった。会議ではインタ書記長ヴァシル・オルテアンが一般報告をおこない、各国代表のうち約四〇名が商業労働者の賃金、労働時間、有給休暇、婦人および若年労働者の権利、雇用の保障、労働衛生および労働安全などについて報告し、日本代表の報告は第二日目におこなわれた。会議は「一般決議」と「平和の特別決議」を採択し、役員選挙ではインタ新議長にマリー・ラドバ（チェコスロバキア）、書記長にヴァシル・オ

ルテアン（ルーマニア）を選出した。

【一般決議】　資本主義諸国の労働者の主要な要求として次の一四項目をあげている。①最低保障賃金の確立と、正しい職務評価と生活費、インフレを考慮にいれた賃金政策、②賃金引上げ、③同一熟練度を基礎とした、男女間、若年・高年間の社会的平等と賃金の平等、先任権と同一労働同一賃金、④失業をなくし、仕事を保障する、⑤賃下げなしの時間短縮、⑥扶養家族数に従って家族手当を保障する社会保障制度の導入と改善、⑦仕事の技術と方法の変化に適応する能力を身につけるための職業訓練、⑧仕事の技術と方法の変更のさいに労働者代表と雇用主が協議すること、⑨団体協約の国家的水準での締結と、その内容の改善、⑩労災、職業病の防止のための労働条件の改善、衛生管理、労働安全の保障、⑪老齢年金の導入と改善、婦人についての年齢の引下げ、⑫男女労働者、パート・タイム労働者にたいする平等の権利、⑬企業内での労働組合の自由な活動の承認、民主的権利の防衛と拡大、⑭ＩＬＯの諸条約と勧告のすべての政府による批准。

【平和の特別決議】　決議は、ベトナム問題について、「アメリカ軍とその従属国の軍隊がベトナムで犯している犯罪を憤りをこめて非難し、ベトナム人民の勇敢な闘いとの完全な連帯を再確認」しており、「アメリカ政府がベトナム民主共和国にたいする爆撃とその他の軍事行動を完全に、無条件に停止し、南ベトナムからアメリカとその従属国の全軍隊を撤退させ、ベトナム人民自らをして自分の問題を解決させる」ことを要求している。また朝鮮問題については、「朝鮮民主主義人民共和国の国境における、ますます頻繁な侵害と挑発、帝国主義の手先により南朝鮮でなされた戦争宣言」を非難している。そして「平和と安全保障のための闘いは、商業労働者の経済的・社会的要求を満たすための日常の闘いときりはなしえない。勤労人民と諸国人民の統一行動が、いたるところで侵略と戦争の諸勢力の行動をうちくだくように！」と述べている。

ベトナム労働者・人民支援のアジア太平洋地域運輸労働者国際会議のための打合せ会

一九六八年七月一七～一九日にマルセーユで開催された。会議には南北ベトナム、オーストラリア、ニュージランド、フランスの各労組と世界労連運輸インタナショナルが代表を送り、日本からは、交運共闘副議長目黒今朝次郎（団長）、同共闘事務局長・日本準備委員会事務局長遠藤崇、国労中執坪井一雄、日本準備委事務局次長・総評国際局員大平雅章の四名が出席した。

打合せ会議では、各国代表の報告、提案があったが、具体的な項目については討論はおこなわれず、ただ次に掲載する「アジア太平洋地域の運輸労働者へのアピール」が満場一致で採択されたにとどまった。

【アジア・太平洋地域の運輸労働者へのアピール】　日本の交運共闘（交通運輸労働組合共闘会議）のアピールにしたがって、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド、日本の運輸労働組合代表は、一九六七年七月一七、一八日、マルセーユで打合せ会を開き、抗米救国のたたかいをすすめるベトナム人民への支援を、どのようにしたら強化することができるかを検討しました。

フランスのＣＧＴ加盟の運輸労働組と運輸インターの代表は、オブザーバーとして出席するよう、主催団体から招待を受けました。

打合せ会は、アメリカの北ベトナム爆撃の部分的中止を宣言した一九六八年三月のジョンソン大統領の公式声明にもかかわらず、爆撃は強化され、またパリ会談においてアメリカ側はなんら善意を示す様子がないことに関心を払いました。われわれは、こうした状況のもとでは、会談が進捗していないのもおどろくにはあたらないという意見を表明します。

打合せ会に出席した代表は、ベトナム人民を援助することをめざした活動を支持するために、自国における情勢を考慮して、力の範囲で全力をつ

くすことは、全世界の労働者、とくに太平洋、アジア地域の労働者の国際的義務であるという意見を表明します。

会議は次のように考えます。

――ベトナム問題は、一九五四年ジュネーブ協定の諸原則の適切な解釈にもとづいて解決されなければならない。

――北ベトナムの爆撃は、無条件に、ただちに中止しなければならない。

――アメリカは撤退しなければならない。

――自国の問題を自由に決定する権限が、南ベトナム人民にあたえられなければならない。

――さらに、南ベトナム解放民族戦線をただちに承認しなければならない。

打合せ会は、満場一致で次のことを承認しました。

ベトナム人民とその問題、ならびに自国の独立と平和をかちとるために努力しているかれらを支援することの必要性を確実に理解させるために、できるだけ多くの運輸労働組合を結集する目的で、できるだけ早い時期に、アジア・太平洋地域国際運輸労働者会議を組織するため、参加者はあらゆる努力を払うであろう。

参加労働組合は、とるべき態度と到達すべき正しい決定について組合が十分考えることができるような憲章をもって、できるだけ広い基礎にたって会議を組織するため、努力するであろう。

打合せ会は、太平洋・アジア地域の運輸労働組合が、実際的な方法で、あらゆる結果を伴っているアメリカの侵略に抗議する活動の水準を引上げることを期待します。あらゆる国の人民に広範に広げられるこうした性格のアピールはいずれも、大きな反響をおこすものでなければなりません。

打合せ会はまた、日本やその他のアジア諸国の労働組合が、南北ベトナムの兄弟組織との連帯を重視していることを痛感しました。

この連帯は、七月二〇日、一〇月二一日、一二月二〇日の国際デーにかれらが示した行動の統一とともに、たたえられなければなりません。

太平洋・アジア地域国際運輸労働者会議と、ベトナム人民の独立と民主的表現の権利を守るための国際協力のよびかけは、世界中のすべての労働者、とくにアジアの労働者の利益のために必要なよびかけです。

第五回国際鉱山労働者会議

炭鉱労組インタナショナルの第五回国際大会であるこの会議は、六八年一二月一〇～一四日ドイツ民主共和国の首都ベルリンで開催され、二九カ国から五五〇万の炭鉱・鉱山労働者を代表する一一八名の代議員が参加し、わが国からは、炭労の佐藤一雄、深堀富男、福島稔利の三名が参加した。

会議では、第四回国際会議の決定の実施状況、インタナショナルの活動と今後の方針にかんしてルシアン・ラブリューヌ書記長が一般報告をおこなった。会議はベトナム人民への連帯を再確認し、その強化を決定したが、会議に出席したベトナム代表は感謝の意を表明した。職業上の問題と国際問題について討議したのち、会議は一般報告とともに次の決議と文書を採択した。①新規約、②一般決議、③南アフリカにかんする決議、④朝鮮の情勢にかんする決議、⑤中東情勢にかんする決議、⑥スペインの情勢にかんする決議、⑦ギリシャ人民にたいする友好的連帯のメッセージ、⑧ストライキ中のイタリア炭鉱労働者とその他の労働者にたいする友好的連帯のメッセージ。このほか、石炭委員会、安全衛生委員会、炭坑以外の鉱山委員会でのこんご数年間の活動方針にかんする決議が採択された。ついで執行委員選挙がおこなわれ、議長にM・スペシャル（ポーランド）、書記長にL・ラブリューヌが再選された。

世界労連第三五回執行委員会

六八年一二月一五日ベルリンで開催され、わが国からは副執行委員近藤一雄（全日自労）が出席した。会議の議題は、①一二月一六～一九日開催の第一八回総評議会の準備活動について、②六九年度予

算案の検討と採択、③加盟申請の承認、の三つであった。予算案の審議にさいして近藤副執行委員は、機関紙発行のために日本に割り当てられた予算が「世界労連東京事務所」にあてたものであるとすれば、この予算案に賛成することはできない旨主張し、採択にあたって態度を保留した。これより先、世界労連書記局は、六五年二月、日本で世界労連加盟組合が組織していた世界労連日本出版協会にたいする財政支出を「財政上の理由」で停止し、その直後に、これらの組合や日本選出の世界労連正副執行委員には相談なしに、総評の了解のもとに世界労連東京事務所を設置して、そこから日本語版世界労連機関誌の発行を開始しており、このことにたいしては日本の世界労連加盟組合は抗議を重ね、六九年三月モスクワ開催の臨時総評議会にさいしては、サイヤン書記長はこの問題についての再検討を約束していた。

この会議につづいて開催された第一八回総評議会採択の「第七回世界労組大会までの活動計画」は、日本問題について次のように述べていた。「アジアで最も工業の発達した国である日本では、戦闘的な労働者階級が対立する勢力に苦しめられている。総評は日本で大きな影響力をもっているが、国際自由労連とアメリカはこの国で必死の努力をつづけている。総評と世界労連の協力関係は必ずしも最も妥当なやり方でおこなわれてきたとはいえないかも知れない。したがって、世界労連と総評間の協力問題を十分討議するために、日本に調査団を送るべきである」。ジャンスー世界労連副書記長も執行委員会の席上で、近藤氏の発言にこたえてほぼこの主旨にそった答弁をおこなったといわれる。会議は八カ国八組織の加盟を承認したが、その組織名は次の第一八回世界労連総評議会の項にみられるとおりである。

世界労連第一八回総評議会

六八年一二月一六～一九日ベルリンで開催され、わが国からは近藤一雄副執行委員（全日自労）が出席した。会議の議題は、①「現在の情勢のなかで労働者階級の経済的・社会的要求、平和と民族独立をかちとるための労働組合の国際的統一を発展させ、ベトナムにたいするアメリカ帝国主義の侵略を決定的にやめさせるための世界労連の活動」（報告者ジャンスー副書記長）、②労働組合活動家を養成するための世界労連の活動（報告者E・フレボン書記）、③第七回世界労働組合大会の招集と準備（報告者I・ザカリアシ書記）、④会計監査報告、であった。チェコスロバキアにたいするソ連など東欧五カ国の軍事介入（八月）がおこなわれたのちに最初に開かれる総評議会として、会議は内外の注目をあびたが、世界労連書記局はこの問題をここでとりあげると世界労連が分裂するおそれがあると判断し、この問題にふれないことをあらかじめ申し合わせ、チェコの労組もそれをのぞんだため、会議ではチェコ問題はとりあげられなかった。

会議は、①一般決議、②ベトナムにかんする決議、③ILO創立五〇周年に際しての宣言、④読み書き教育にかんする世界労組会議の招集にかんする決定、⑤開発途上国の労組活動家養成についての世界労連の活動にかんする決議、⑥第七回大会国の準備と政策起草委員会設置にかんする決定、⑦第七回大会までの活動計画、その他の文書を採択した。そのさい、③について朝鮮代表が反対し、①については日本、朝鮮、フィンランド、イタリアをはじめ七カ国が保留の態度をとった。会議は、第三五回執行委員会が承認した次の諸組織の加盟申請を批准した。①ダオメー

労働総同盟、②ガンビア労働総同盟、③イラク共和国労働組合総連盟、④スーダン公務員・事務職員・技術者総連盟、⑤フィリピン労組総連合、⑥レユニオン労働総同盟、⑦セイロン・シュリ・ランカ中立労組連合、⑧ペルー労働総同盟。また第七回世界労組大会は六九年一〇月一七～三一日ブタペストで開催されることに決まり、大会で審議される政策の「起草委員会」に、アジアから朝鮮、南北ベトナム、インドとならんで日本がはじめて加えられた。採択された諸決議のうち注目される若干の点をあげれば次のとおりである。

【一般決議】　決議はアジアの情勢についてふれた中で次のように述べている。アジアでは、ベトナムで手痛い敗北を喫したアメリカ帝国主義は、東南アジアの開発途上国にたいして新植民地主義的計画をおしつけようとたくらんでいる。アメリカ帝国主義は、しばしば日本の反動的、軍国主義的勢力の助力をえて、アジアにあらたな基地を設定しようとたくらんでいる。アメリカ帝国主義は、朝鮮民主主義人民共和国をたえず脅迫し、挑発し、韓国のかいらい政権に援助を与え、朝鮮の再統一を妨げている。」また決議は発達した資本主義国における現在の労働運動を次のように特徴づけている。「発達した資本主義国における労働者の深刻な不満は、当然統一行動の大きな発展へとみちびいている。この統一行動の発展は、とくにフランスとイタリアでは高水準の大規模な統一ストのかたちで爆発しているのは必然である。資本主義諸国の労働者階級のあらゆる闘争は、階級矛盾の激化、労働者大衆の階級的自覚の強化をあらわしており、また都市や地方の人口のかつてない広範な層を行動にひきいれている。闘争の形態、闘争に参加する労働者の数、要求の内容、強化された統一などは、ますます力強いやり方で独占の搾取政策を拒否している労働者階級の偉大な戦闘性をあらわしている。多くの資本主義国の労働者は、その経済的・社会的要求を土台にして、実質的で決定的・永続的な生活条件の改善は、根本的変革、独占の権力を終わらせるような社会進歩・民主主義・平和の政策を必要としているという考え方を、ますますはっきりとうちかためている。

総評議会は、独占と労働者階級間の階級闘争がますます鋭くなるものと確信している。前途には大闘争がまっている。」

【読み書き教育にかんする世界労組会議の招集にかんする決定】　一九六九年四～五月にキプロスのニコシアで読み書き教育にかんする世界労組会議を招集することを決定する。

世界労連第三六回執行委員会

六九年五月二八～三〇日ブカレストで開かれ、わが国からは本条嘉久雄執行委員（全建労）が出席した。会議の議題は、①第七回大会に提出される文書「労働組合の政策と活動」（草案）の審議、②第七回世界労組大会の組織、③新規加盟申請の審議、その他であり、会議の席上、第七回世界労組大会ではサイヤン書記長が健康上の理由から次期書記長に立候補しないこと、後任者にはピエール・ジャスー現副書記長を推薦することをフランス労働総同盟が了承していることが声明された。

会議が審議した「労働組合の政策と活動」（草案）は、六九年四月九～一六日世界労連本部で開催された起草委員会の手で起草されたものであったが（起草委員会にはわが国から全日自労副委員長近藤一男が出席）、この起草委員会と同じく第三六回執行委員会でも草案をめぐって各国選出の執行委員の意見の相違が表面化し、結局会議中は草案は採択されず、会議終了後の六月五日に、会議で表明されたさまざまの意見をとりいれ修正を加えた草案が発表された。また執行委員会は「第七回世界労組大会をめざして、あらゆる国の労働者と労働組合にたいするよびかけ」を審議したが、これも草案に修正を加えて、執行委員会の閉会後に発表された。執行委員会はこのほか次の文書を審議し採択した。①「ベトナムにかんする決議」、②

「パリ会談の南ベトナム解放民族戦線代表にあてたメッセージ」。このうち①は、ジュネーヴ協定調印一五周年にあたる一九六九年七月二〇日をベトナム人民支援国際デーにするよう、世界の労働者と労働組合に呼びかけている。

会議は第七回世界労組大会の議題と報告者について次のように決定した。①「社会進歩、労働組合と民主主義的自由、民族独立、平和をめざし、独占資本の搾取、帝国主義、植民地主義、新植民地主義に反対する闘争における労働者の統一のための、世界労連に労働組合の役割、任務と責任」（ピエール・ジャンスー）、②「ベトナムにおける情勢とアメリカ帝国主義侵略者に反対し、ベトナムの平和回復をめざすベトナム労働者、人民の闘争および世界の労働者、人民の連帯の発展」（ベトナム労組連盟と南ベトナム解放労組連盟）、③発展途上諸国の労組組織の当面する諸問題」（イブラヒム・ザカリア）、④労働組合組織と技術的科学的進歩、⑤世界労連規約改正委員会の報告と規約修正案の採択、⑥会計監査報告、⑦「労働組合の政策と活動」にかんする文書および大会各小委員会提出文書の承認、⑧世界労連指導機関の選出。

執行委員会が加盟を承認した組織は次の四組織であった。①南イエメン人民共和国労働総同盟、②セイロン民主労働者会議、③ナイジェリア労働組合会議、④コンゴ労働組合連盟（コンゴ・ブラザビル）

2　国際自由労連系の諸会議

国際自由労連第四四回執行委員会

六八年七月三～五日ブリュッセルで開催され、わが国からは和田春生海員組合副組合長が参加した。会議は、第九回世界大会を六九年七月二～九日に開催することを決定し、書記局提出の大会仮議題を採択した。会議はまた、ベルギー新内閣の労相に就任したL・マイヨールPGTB前書記長に代わって、新書記長G・デバアンを国際自由労連執行委員ならびに副会長とすること、六八年五月全米自動車労組がAFL＝CIOとの関係を中止させられた結果W・ルーサー同労組会長が国際自由労連執行委員ならびに副会長の地位を退いたのにかえて、全米鉄鋼労組のI・W・エーベル委員長を就任させることを、承認した。

会議はまた次の三つの決議を採択した。①国連人権会議に提出された国際自由労連声明を承認し、基本的人権や労働組合権にかんするILO諸条約の批准を各国政府に要請した「人権にかんする決議」、②ナイジェリアの紛争の平和的解決をもとめる「ナイジェリアにかんする決議」、③ギリシャ労組連盟（GSEE）の国際自由労連加盟組合としての権利の停止を決めた第四三回執行委員会の決定を再確認し、独裁政権に反対して闘う労働組合員への支持を約束した「ギリシャにかんする決議」。

国際自由労連第三回婦人会議

四四カ国の国際自由労連加盟組合、ＩＴＳ代表など約八〇名の参加のもとに、九月三〇日～一〇月四日西ドイツのデュッセルドルフで開催され、日本からは多田とよ子(全繊同盟)、秋山咲子(全逓)の二名が出席した。会議は、社会および家族政策、技術進歩、婦人の労働組合への統合などの問題にかんする決議をそれぞれ採択した。

国際自由労連第四五回執行委員会

一九六八年一一月二〇日～二二日ブリッュセルで開催され、日本からは滝田実（同盟会長）が出席した。会議は次の決定をおこなった。

①第九回世界大会を六九年七月二～九日ブリュッセルで開催するが大会は自由労連結成二〇周年記念大会でもある。大会議題は、平和と民主主義の確立のための自由な労働運動のたたかい、人権と労働組合権の擁護、国際的な経済協力と労働組合の統一的な態度、とする。②現行加盟費の五〇％引上げ案を次期大会に提出する(注)、③書記長はチェコスロバキアをめぐる情勢を注視し、ひきつづき必要な措置をとること、④国連、国連貿易開発会議、ＩＬＯ、国際通貨基金などにたいする発言権を強化するため、貿易開発小委員会の任務事項を拡大し、名称を経済社会委員会と改める、⑤創立五〇周年を祝うＩＬＯの活動計画を歓迎し、六九年の組合教育活動でＩＬＯの活動、憲章、諸原則をとりあげる、⑥第三回世界婦人労働者会議の諸決議を承認する、⑦アフリカ労組幹部の教育活動について、⑧全米自動車労組ＵＡＷの国際自由労連個別加盟申請については「これ以上の措置」をとらないこと、バハマ労組会議とバハマ労働連盟（とともに国際自由労連加盟）の合同によってうまれたバハマ労組連盟、およびパラグァイ労組連盟の、国際自由労連加盟の承認。⑨国際キリスト教労連が改組されて国際労働組合連合ＷＣＬとなったが、これとの協力と統一を最大限にはかる可能性をもとめて、ＷＣＬ書記長と接触する権限を書記長に与える。

なお会議は、このほかにチェコ問題にかんする決議を採択したが同決議は、「ソ連帝国主義が民族自決権の原則を侵犯してチェコの政治、経済、社会、文化的な諸生活にひきつづき干渉していることを非難し、「国連、すべての政府、世論は、チェコから全外国軍隊の撤退、独立と主権の完全な尊重のため、可能な一切の圧力をかけるべきである。またすべての労働者団体は、チェコの自由という大義を果敢に守るために、ひきつづき努力すべきである」と述べている。

(注)　この案が大会で承認されると、組合員一〇〇〇人当りの国際自由労連加盟費は、一九六〇年いらい実施されてきた九ポンドから一五ポンド・一六シリング・八ペンスに引き上げられることになる。

国際産業別組織年次総会

六九年一月一四～一五日ジュネーヴで開催され、さきにいっさいの関係をたつことを国際自由労連から通告された国際製版印刷労連ＩＧＦを含めて、一三のＩＴＳの書記長が出席した。国際自由労連からはブイター書記長、パラディーノ書記局員その他が参加した。会議の主要議題は、①国際自由労連の執行委員会および財政総務小委員会の会議にかんする報告、②東西交流、③ラテン・アメリカ、アフリカ、アジアの情勢に関する情報と経験の交流、④ＩＬＯおよびその産業別専門委員会との協力にかんする報告、⑤役員選挙、の五つであった。

会議では、国際自由労連に関連して、全米自動車労組の同労連への加盟申請にからんで発生した問題について報告され、ＡＦＬ＝ＣＩ

Oと国際自由労連との対立が増し、前者が後者のいっさいの活動への参加を中止する旨決定するにいたった事情が説明された。ITS代表の多くはこうした事態に遺憾の意を表明し、若干のITS代表はこの対立を和解させるため努力すべきであると発言したが、会議は明確な結論に到達しなかった。東西交流についても会議は意見の一致をみるにいたらなかった。チェコ事件については各ITSともこれを非難しているが、若干のITS加盟組合は、社会主義国の労働組合との一定限度の交流を維持することは有益だとの意見をもっていた。ILOについては、「ILOの産業別専門委員会およびこれに類似の機関の会議をより回数多く開催することがいかに重要であるかをILOに理解させる努力を、全ITSは払うこと、国際自由労連はITSの意見を十分活動にかんして具体的な提案をおこなうべきこと」について、会議は意見の一致をみた。役員選挙では、国際自由労連執行委員会におけるITSの代表を現行の二名から四名に増加するというITS側の要請を国際自由労連第九回大会が承認することを予想して、会議は国際金属労連IMF、国際農業関連労連IFPAAW、国際郵便電信電話労連PTTI、国際商業事務技術労連FIETの各書記長をITS代表に送り出し、E・キッセルをITS総会議長に再選した。

なお会議では、キッセル議長は「国際産業別組織」という名称を「国際労働組合連盟」に変更することを提案したが、この件にかんする決定は次期会議にもちこされた。また国際衣服労連ITGWFのJ・グリーンホール書記長は、キッセル議長との意見の対立から総会を退席し、国際化学労連ICFのC・レビンソン書記長は総会以前にこの総会に参加しない旨声明している。そこで総会は、両氏に次期総会への出席を要請することを決定した。

国際自由労連第四六回執行委員会

六九年三月一二～一四日ブリュッセルで開催され、日本からは新垣修（同盟）が参加した。会議はAFL=CIOが六九年二月二二日に国際自由労連脱退を通告してきたのにたいして、この決定を再検討するよう同労組に訴えた。会議は現在ニューデリーにある国際自由労連アジア労働組合大学をマレーシアに移転すること、オーストリアにいるチェコスロバキア避難民にたいしひきつづき援助を与えることを決定するとともに、次の決議と回状を採択した。①「人種差別主義者の違法なローデシア少数派政権が提案している新憲法」を非難し、この政権をたおすことを国連とイギリス政府に訴え、参政権、労働組合権を要求して闘争中のズイバブ労働者に支援を約束した「ローデシアに関する決議」、②六九年一月二四日フランコ政権が布告した緊急事態令のもとで闘うスペイン労働者に連帯を表明した「スペインに関する決議」、③ILO理事会の労働者グループのジャン・モーリを推すことを決定したことを支持した「ILO一六九年六月開催予定の第五三回ILO総会の議長候補に同グループ九六九年の総会議長について」という回状。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』　(2)同上事務所『労働組合情報』　(3)世界労連日本出版協会『世界労働組合運動』　(4)国際自由労連東京事務所『自由労連ニュース』　(5)日本労働協会『国際交流』(6)総評『総評新聞』（六九年三月までは『総評』）　(7)同盟『同盟新聞』(8)国際金属労連日本協議会『IMF日本協議会』ニュースについて』　(9)同上『週刊労働ニュ

XII 人権擁護運動

概要□八海事件――最高裁の口頭弁論／最終判決に向けて／勝利の最終判決／判決の内容／白鳥事件――ひろがる労働組合の支援／再審と釈放をめざして／再審事実調べの経過／再審棄却の決定／松川事件国家賠償裁判――鹿地事件――メーデー事件、吹田事件、大須事件――在日朝鮮人再入国事件

概要

一、八海事件の七度目の裁判であった第三次上告審の公判闘争は、この事件がひとたび死刑から無罪にかわったことの経験に学んで、ひろく大衆に訴えて救援運動をひろげる方向ですすめられた。その結果、最高裁は一九六八年一〇月二五日に破棄自判、無罪の判決を下し、ここに一八年近くの年月を要した冤罪事件は終止符をうった。

一、白鳥事件の再審と村上国治の釈放を求める運動は、いっそう大きなもりあがりをみせ、村上国治がその刑期の三分の一を経過して法律上仮釈放の資格をえた一九六八年五月以降は、この年のうちに村上の釈放を得る方針のもとに、釈放要請の運動がつづけられたが、ついに果たされなかった。再審請求は、この事件の唯一の証拠物である三個の拳銃弾をめぐって、大規模な日中共同実験にひきつづき、幌見峠における実験結果が発表され、また検察側がながく隠していた科学警察研究所の村上に有利な鑑定書などが公表されてそのなりゆきが注目されていたが、札幌高裁は一九六九年六月一八日に再審請求棄却の決定をくだし、いまさらのように再審の壁のあついことを非難する論評がおこなわれた。

一、刑事事件としての松川事件が終わったのちに、権力犯罪を追

及する運動のひとつとして提起された松川事件国家賠償請求は、その裁判の過程で刑事事件ではなお隠されていた新しい証拠が法廷に出されて、警察、検察の不正が明らかになったが、東京地裁は一九六九年四月二三日に原告勝訴の判決を下し、警察・検察当局を非難した。

一、米軍情報機関のしくんだ謀略事件として著名であった鹿地事件について、一九六九年六月二六日に東京高裁は作家鹿地亘に無罪の判決を下した。

一、在日朝鮮人の基本的人権の問題はようやくひろく注目されるようになったが、一九六九年九月の朝鮮民主主義人民共和国創建二〇周年祝賀代表団の再入国許可をめぐる訴訟事件について、東京地裁は同年一〇月一一日に、東京高裁は同年一二月一八日にそれぞれ在日朝鮮人の勝訴判決を下した。

1　八海事件

最高裁の口頭弁論

八海事件の最高裁判所における第三次上告審の口頭弁論は、一九六八年七月二二、二四、二六日におこなわれた。最高裁判所における裁判は、この事件にとって三度目のものであったが、一審以来通算すると、実に七度目の裁判であった。弁護団は、無実の被告にたいする無罪の判決をもとめて最後の努力を傾注した。弁論の論点は、真犯人、吉岡晃の供述の虚偽と、第一次差戻審以来のいわゆる「新証言」の批判、物証が一つもないことの解明などに分けられたが、これらは「検察と裁判の不正を許さない、判決は破棄自判無罪しかない」という共通の主題の具体的展開であった。弁論には二名の弁護人がたったが、このように多数の弁護団が多彩な論旨にわたって弁論をしたのは三度の最高裁弁論を通じてはじめてのことで、この事件の救援運動のひろがりを反映するものであった。七月二一日の一日目には、その冒頭に弁護団から、吉岡上申書や木下六子の手紙など五五点の証拠調べと、刑務所にある吉岡晃の身分帳簿などの提出命令、吉岡晃の証人尋問、現場検証などが請求され、裁判所はそのうち吉岡上申書と木下六子の手紙五五点の取調べを決定した。吉岡上申書とは、吉岡晃が獄中で書いた阿藤周平ら四人の無実を訴える上申書であって、これの提出を広島刑務当局が許さず、世論の強い非難を浴びてようやく陽の目をみたものであった。最高裁がこれらの書類の取調べにふみきったことは、この事件の七度目の判決について明るい見通しを与えるものであった。この三日間にわたる弁論には、延一〇〇人の弁護人が出廷し、傍聴人や最高裁を取り囲んだ人の数とともに、過去二回の最高裁弁論ではみられなかったことであった。

弁論のおこなわれている間、東京都内の駅頭では無罪判決を求める街頭宣伝がおこなわれ、七月二四日には法廷を傍聴した広津和郎をはじめとする文化人や労働組合の代表が、無罪要請の書類や署名簿を提出した。弁論が終わってから、「労働組合、救援会、各地の守る会および八海裁判に関心をもつ都民など延五〇〇人余が法廷内外をうめ、八海裁判史上最大の動員

で、まさに人民の監視の中で審理をおこなった」と総括した。

最終判決に向けて

七月二四日夜、全国活動者会議が開かれ、最終判決にむけて、救援運動のいっそうの強化が決定された。七月二九日、名古屋守る会主催で弁論報告集会が開かれ、二五〇名が参加した。広津和郎はこの集会で講演したが、これが広津が大衆に訴えた最後の機会となり、その後病臥して九月二一日に他界した。広津は松川事件・青梅事件につづいて、八海事件の調査をおこない、雑誌『世界』の一九六八年五月号から「三度目の最高裁」と題して、被告の無実をあかし、検察や裁判の不正を弾劾する文章を連載していたのである。

八月上旬に東京と広島でおこなわれた第一四回原水禁大会では、被告・家族や各地の守る会の会員がカンパと署名をよびかけて各分散会場を回って成果をあげた。八月二〇日、全国連絡会事務局は、「八海事件最高裁三度目の判決を勝利するために活動を強めよう」と題する訴えを各地の守る会に発して、全国代表者会議の開催を訴えた。これは判決を間近かにひかえて、最高裁が獄中にあった阿藤周平の保釈請求を却下した新しい事態に対処するためであった。この訴えは次のように述べている。「私たちは このような 最高裁の裁判官にたいして、真実は消すことができないものであること、無実の者を死刑にしたり、有罪にすることは許されない犯罪行為であることを訴え、一日でも早く阿藤さんを釈放させるために、また無実の四名に対して速やかに無罪の判決をするよう要請活動を強め、多くの人々に事件の真相を訴える活動を強めなければなりません。」

この訴えにこたえて九月一日に大阪で全国代表者会議が開かれ、破棄自判無罪にせよという要求を掲げて最高裁への要請行動を強めることが申し合わされた。この間、全国連絡会や各地の守る会の要請にこたえて、八月一六日、総評第三六回定期大会、八月三〇日、全日自労第二六回定期大会、九月二九日、山口県労定期大会などが八海事件のたたかいを支援する決議をおこなった。

九月二七日には広島拘置所にいる阿藤周平に対する激励のため、全国から四〇名が参加して集団面会をした。

勝利の最終判決

一〇月四日、最高裁は一〇月二五日に判決することを明らかにした。判決の当日、最高裁はつめかけた数百名の人たちと、報道陣によって取り囲まれた。午前一〇時三〇分、奥野裁判長は「現判決を破棄する。被告人らはいずれも無罪」という判決主文を読みあげた。一七年九カ月の歳月ののちに、最高裁は七度目の裁判で遂に無罪を確定させたのであった。

八海事件弁護団は次の声明を発表した。

ついに真実は勝利しました。これは広汎な国民の闘いの成果であります。被告諸君及び多くの国民とともに本日の破棄自判、完全無罪の判決を喜びたいと思います。被告諸君が無実であり、本事件がえん罪であることは当初から明々白々であります。本日の無罪判決はまさに当然といわねばなりません。しかしこの当然の裁判を得るために、実に一七年九ケ月の歳月をついやしたのです。その間、むなしく消え去った被告諸君の青春と、えん罪に泣いた家族の犠牲は余りにも大きすぎます。この犠牲は決して本日の喜びでうめつくせるものではありません。我々は阿藤君らの人権を侵害し、今日まで本事件を紛糾させた警察、検察当局と一部裁判官の責任を、今後国民とともに徹底的に追及していく決意です。

昭和四三年一〇月二五日

八海事件弁護団

阿藤周平はこの日の正午近く、広島の拘置所を出所した。

判決の内容　判決の無罪理由は、(1)四人の被告については「吉岡にみられる前掲のごとき、いわゆるきめ手ともいうべき有力な物的証拠は何一つとして存在しない」、(2)吉岡の供述は、「自己の行ないに関する部分については、確実な物的証拠により裏付けられているのであるが、他の被告人らの行為に関する部分については必ずしもかような物的証拠は存在しない」、(3)いわゆる新証言は、「真実の告白であるのか」、「虚偽の陳述であるのか」を決定する資料がなく、これを「裏付ける物的証拠もなんら存在しない」、(4)奪取金の金額と分配について、吉岡と四人の被告の自白が相互に牴触し、前後矛盾するのは、強盗事件においては「致命的証拠上の欠陥」である、そして四人が「余分の金品を所持せず、かつ費消した証跡もないことは、被告人らの本件犯行への加功の事実の架空であることの証左ではなかろうかとの疑念はなお払拭されない」、というものであった。

判決は、結論として、有罪判決には不合理があり、「これを破棄しなければ著しく正義に反すると認められる」が、本件を差戻して事実審に委ねても今後あらたな証拠の出現は望まれないから、「自判によって本件に終止符を打つのを相当と考える」、「結局、疑わしきは被告人の利益の原理に従い、被告人らに無罪の宣告をする」というのであった。

この判決はそれなりに高く評価されたが、なお裁判を今日まで長びかせ、紛糾させた検察・裁判の不正については一言も語らず、その責任をあげて警察の初期検査の不備・粗漏に帰した点で不満が残る、とされた。

なお、八海事件の裁判が長い年月の間に有罪から無罪、無罪から有罪、そして最後にふたたび有罪から無罪に変わったことについて、判決当日に開かれた判決報告集会の席上、弁護人のひとり岡林辰雄は次のように述べていた。「本当に人権を守るものは、国民大衆自身の努力をおいて何もありません。国民大衆自身の大きな運動がなかったならば、この単純きわまる八海事件でも無罪の判決をかちとることはできなかったでしょう。この事件について、ひとたび有罪をくつがえして無罪をかちとった経過、国民大衆の運動から離れてしまったのちに、ふたたび無罪が有罪とされた経過、そしていままた、みなさんのこの大衆運動によって有罪をくつがえして無罪をかちとった経過がそのことをありありと示しています。」

判決当日までに最高裁には、無罪要請の個人署名一一万九八七六名、団体署名一一八一団体、文化人要請書一〇六名、要請はがき一万四〇〇通、大会その他の決議一八団体がよせられていたのである。

2　白鳥事件

ひろがる労働組合の支援　白鳥事件の再審と村上国治の釈放をもとめる運動について、一九六八年の労働組合の大会では、支援決議があいついでおこなわれた。全印総連定期大会（大阪）は七月一五日に北海道機関紙印刷所労組の提案に

よって、再審と釈放を要請する決議をおこなった。国鉄労組定期大会（大阪）では七月一六日に、松川、白鳥、吹田、八海、メーデー各事件関係者が演壇に並んで議長から紹介をうけ、一九日には本部提案によって白鳥事件をはじめ各事件の勝利と、犠牲者救援のための努力をおこなう旨の決議が採択された。その他、炭労定期大会（東京）は七月一九日、全医労定期大会（出雲）は七月二五日、紙パ労連定期大会（湯河原）は七月二五日、新聞労連定期大会（東京）は七月三一日、医労協定期大会（伊東）は八月二日、全労働定期大会（岐阜）は七月一九日、全林野定期大会（東京）は七月三一日、全農林定期大会（仙台）は七月三一日に、それぞれ同趣旨の決議をおこなった。総評大会（東京）では、八月一三日に村上国治のメッセージが披露され、全北海道労協ほか三一単産の提案にもとづいて、再審と釈放を要求する決議案が議事運営委員会に提案され、最終日の八月一六日に、他の諸事件とともにその救援活動の強化が可決された。

再審と釈放をめざして

総評、中立労連、全北海道労協、社会党、共産党、国民救援会、白鳥事件中央対策協議会の七団体のよびかけによって、一〇月三一日から一一月二日にかけて、「白鳥事件の再審と村上国治の釈放要求第二次全国大行動」がおこなわれた。これは、村上国治の刑期の三分の一が経過する五月二六日を期しておこなわれた「五・二六全国大行動」について企画されたものであった。第二次大行動には、札幌と網走に全国の三〇都道府県から六〇〇名が参加して、札幌高裁への再審要請、北海道地方更生保護委員会への釈放要求、現地調査、事件研究会、札幌市内デモ行進、網走刑務所への釈放要求、村上国治との面会、網走市内デモ行進などがおこなわれた。これを機会に年内に村上国治を釈放させようという運動はいっそう強められ、一一月二七日には、福島県平和と民主主義を守る共闘会議議長坂本六良を団長とする東北地方要請団の八名が網走にむかい、刑務所長に対する釈放要請などをおこない、さらに一二月一〇日には、東京白鳥事件対策協議会会長宇野重吉、東京地評議長秋元保次、俳優永田靖、加藤剛、山本学ら一四名が札幌・更生保護委にたいして年内釈放を要請し、一部は網走刑務所に村上国治を訪問した。一二月二〇日には大阪の弁護士毛利与一、自由法曹団団長岡崎一夫ら四名が札幌・網走で同様に釈放を要請した。しかし、村上国治は釈放されることなく、網走刑務所で越年した。

このような情勢のもとで、一九六九年二月二〇日、全北海道労協星野議長の名で、全国の都府県評あてに、「再審と釈放要求、弾圧反対、白鳥事件大行進」が訴えられ、三月一〇日から四月五日にかけて、福岡から札幌にいたる行進がおこなわれることになった。三月一〇日、福岡市を出発した行進団には九州各県からの代表が参加したが、全コース参加者五名を含んで沿道の人々に訴え、随所で集会をおこないながら九州、中国、近畿、中部、関東、東北、北海道の順で主要都市の行進をつづけた。四月五、六日の両日、行進団の札幌到着を迎え、札幌で全国から一五〇名の代表が参加して全国代表者会議が開かれた。この会議では、具体的な方針として、(1)真相宣伝をさらに一層拡大する、(2)五月、六月の二カ月間を再審と釈放をかちとる特別月間とし、集中的に諸行動を強化する、(3)全民主勢力の力を結集して六月に第三次大行動を成功させる、重点府県に白対協を、主要都市に守る会を組織する、一六〇万円カンパを完遂す

る、(6)再審可否の決定の日取りがきまり次第、札幌で緊急全国代表者会議を開く、などが決定された。

再審事実調べの経過　一九六八年七月末に、警察庁科学警察研究所が、弁護団が裁判所に対して、科警研に照会するよう請求していたことにもとづいて、札幌高裁がおこなった照会の結果、あきらかにされたものであった。

これらの鑑定書は、昭和二九年七月三〇日付のもので、前者は白鳥警部の体内から摘出された一個と、幌見峠から最初に発見された一個について、「両弾丸の発射痕特徴に極めて類似した点が発見されるが、同一拳銃より発射したものと直ちには断定できない」とするもの、後者はあとから幌見峠で発見された一個を含めて三個の弾丸について、「同一銃器によって発射されたと認定するに足る程度の類似発射痕特徴を発見することができなかった」とするものであった。

これら二通の鑑定書は、いずれもその結論は村上国治に有利なものであって、これらの鑑定書が昭和三〇年八月に村上国治が殺人罪で起訴される前に検察側の手中にあり、その後一四年間の長い間、村上国治の裁判に提出されることなく検察側によって秘匿されていたことは、村上国治にたいする有罪の確定判決について重大な疑義を抱かせるに足るものであった。さらに、検察側がこれら村上国治に有利な鑑定を得ておりながら、その後に磯部東大教授にあらためて鑑定を依頼し、在日米軍極東犯罪研究所のゴードン曹長の手をかりて鑑定を完成させた経緯もまたその公正を疑わせるものであった。

一九六八年八月五日、札幌高裁は東北大学下平教授を喚問し、さきに同教授が北大松井助教授との共同実験にもとづいて提出していた「幌見峠における黄銅製発射ずみ弾丸の応力腐食割れに関する実験報告」について説明を求めた。この実験報告は、中華人民共和国吉林省でおこなわれた日中共同実験にひきつづいて、幌見峠に三二発の弾丸を埋めて実験した結果、二七カ月経過ののちに、うち三〇発について応力腐食割れが発生していることを明らかにしたもので、二発の証拠弾丸が真に幌見峠に埋められていたものであるならば、これらについても当然に応力腐食割れの発生がみられるであろうことを推知させるものであった。下平教授は実験の方法について証言し、さらに二発の割れなかった弾丸については、発射後長期間たったのちに埋めたので、発射時の応力が解放されていたためであるという証言をおこなった。実験にもとづいて、弁護側の再審請求を支持する内容のものであった。

札幌高裁は、さらに一九六八年八月証拠弾丸の金属的組成を調べるように北大戸刈助教授にたいし、一九六九年一月二八日に鑑定書を札幌高裁に提出したが、それによれば三個の弾丸の亜鉛含有率は、二九・七%ないし三一・〇%であった。

これらの事実調べにもとづいて、弁護団と検察側は一九六九年三月二二日に最終意見陳述をおこない、裁判所の再審開始の可否の決定がまたれることになった。

再審棄却の決定　このような情勢のもとで、一九六九年五月上旬には、再審請求の可否にかんする決定が同年六月下旬におこなわれることになった。

社会党、共産党、総評、中立労連、全北海道労協、国民救援会、白鳥事件中央対策協議会は、共同して次のような「白鳥事件についての緊急アピール」を発表した。「札幌高裁による白鳥事件の再審可否決定が迫っている。不正な白鳥裁判をやり直させ、獄中一七年、無実が一層明らかになった村上国治氏の即時釈放を実現するために、真実と正義をのぞむすべての人々と団体が、札幌高裁に対し再審を開くよう要請することを訴える。」

五月中旬には、藤沢、岐阜、和歌山、広島、秋田県神代、福岡、松山の各地で、それぞれ各ブロックごとに活動家が集まり、学習交流会が開かれて活動の強化が申し合わされ、東京では東京白鳥事件対策協議会が主催して五月一三日から「東京全地区連鎖大行動」がおこなわれ、集会、宣伝などが都内各地でおこなわれた。

一九六九年六月一八日、札幌高裁第三刑事部（斎藤勝雄裁判長）は再審請求棄却の決定を下した。この日、決定の発表を待って、札幌高裁前には全国から六〇〇名の代表が集まっていたが、請求棄却の決定が報告されるとこれらの人たちは札幌高裁の玄関から庁舎内にはいって抗議をおこなった。当夜、札幌市内大通りで「白鳥事件不当裁判抗議集会」がひらかれたあと、市内をデモ行進し、翌六月一九日にも札幌高裁にたいする抗議がおこなわれ、ひきつづき代表は網走に行って村上国治と面会して激励した。

再審請求却下の決定は、三発の証拠弾丸にかんする科学実験について、その科学的価値をみとめながら、なお確定判決をくつがえすに足る「明白性」を欠くとしたものであった。弁護団は当日、次の声明を発表した。

札幌高等裁判所は、本日、白鳥事件の再審請求を棄却した。われわれは、このような不正な裁判を断じて認めることはできない。この裁判はあきらかに科学を否定し、真理にそむくものである。本件唯一の物証である三個の弾丸の腐食については、多年にわたる実験の成果を否定し、なお二個の弾丸が幌見峠に埋没していた可能性を否定できない、とした。線条痕については、磯部鑑定の価値がいちじるしく低下したことを認めつつも、新証拠によって完全に消えさるものではないとした。すなわち、有罪証拠はくずれたけれども、ゼロではない、というのである。真理に忠実な多数の日本人民と科学者たちの努力によって、裁判所に提出された新証拠は、完全に無視されたのである。裁判所がどのように奇弁を弄しようとも真理と正義に反する裁判は必ず取り消されるであろう。われわれはこの不正な決定にたいしただちに異議の申立てをおこない、最後の勝利の日までたたかいつづけていくであろう。

再審請求棄却の決定にたいしては、六月二一日、村上国治から異議申立てがおこなわれた。

3　松川事件国家賠償裁判

松川事件の無罪判決の確定ののち、松川事件のもと被告やその家族たちは国を相手に二億四九六八万円の国家賠償を請求する訴訟を東京地裁に提起していたが、一九六五年七月九日の第一回弁論以来、回を重ねること九四回、一九六八年七月四日にようやく結審した。判決は一九六九年四月二三日に宣言されたが、主文はもと被告や家族たちに、合計七六二六万一七七一円の損害賠償の支払を命ず

るものであった。判決の理由は、松川事件の発生以来の警察・検察の不正な行為を丹念に明らかにして「原告（もと被告）らは全証拠に照らして無実であり、いわゆる松川事件の捜査と起訴と一四年にわたるその公訴追行は、その全体が違法である」と断定した。事件の発端とされた赤間自白については、警察官が赤間勝美を責めて自白をさせるのに用いた「赤間予言」などの三つの事情について、「そのいずれもが虚偽架空のものであった」とし、「このような取調べがおこなわれたならば、当時の赤間としてはどうしても自白せざるをえなかったであろうことがわかる。赤間自白は赤間の供述調書という形となってあらわれた玉川警視自身の考えそのものであったのである」とした。

さらに検察官が被告に有利な多数の証拠をかくして法廷に提出しなかったことについては、次のように検察官を非難した。

検察官は被告に決定的に有利な証拠をにぎりながら法廷に出さなかった。そのため、第一、二審裁判所はその存在さえ知ることができなかった。検察官が第一、二審で有罪判決をうることができたのはそのためである。もし、第一、二審でこれらの証拠が出されていれば、原告らが第一、二審で無罪となっていたことはほとんど疑いないことである。人の生死にかかわる重大事件の審理の過程で、このようなことがおこなわれたということはまことにおどろくべきことであり、公正なるべき刑事裁判の経過の上に明白かく重大な汚点を残した不詳事である。

この到決について、松川事件弁護団は次の声明を発表した。

一、判決は、あらためて元被告の無実を確認し、警察検察当局が無実を知りながら自白誘導、証拠いん滅、ねつ造などの違法、不公正なデッチ上げをしたことをみとめた。これは二〇年にわたる国民的運動の勝利である。二、それにもかかわらず謝罪広告の請求を棄却したことなどは権力機関たる裁判所の限界を示すものである。三、国は直ちに、謝罪と賠償をするとともに責任者を処罰し、松川事件の非道と残虐を深く反省すべきである。もとより控訴によって権力の不正をさらにかさねるごときは許されない。四、明らかにされた警察、検察当局の権力犯罪の責任は、あくまで追及されなければならないし、とくに現警察庁長官新井裕、現検事総長井本台吉らの責任は厳重に追及されなければならない。五、われわれは真実と正義を愛するすべての人々とともに、二度と『松川』がくり返されないために闘い続けることを誓う。

この判決にたいし、二日後の四月二五日、国は控訴手続をおこなった。

一九六九年六月七、八日、松川事件二〇周年記念の現地調査と研究集会がおこなわれ、約五〇名が参加して、国家賠償裁判で明らかになった警察・検察の不正にかんする真相をひろめ、控訴審を早期に終わらせることなどの活動方針が決められた。

4　鹿地事件

作家鹿地亘が、一九五一年一一月二五日に、江の島電鉄鵠沼駅付近で、当時の米軍情報機関、キャノン機関に拉致されて、翌一九五二年一二月七日に釈放された事件は、米軍占領下の人権侵害事件として注目されていたが、一九六九年六月二六日、東京高裁は鹿地亘にたいする電波違反事件について、一審の有罪判決を破棄して無罪

を言い渡した。

鹿地は結核療養中に、米軍キャノン中佐の指揮する情報機関、CIAに拉致されて、東京都文京区の旧岩崎邸に監禁され、その後、武蔵小杉、茅ケ崎海岸、渋谷代官山などを転々と移動しながら監禁をつづけられていた。その間、米軍情報機関への協力を強要されたが、これに抗して遺書をのこして自殺未遂をはかるなどの抵抗をおこなった。米軍のコックとして鹿地の身辺で働いていた山田善二郎は、ひそかに鹿地の救出を決意し、米軍を辞めて資料をもち出し、内山完造に届けた。この動きを察知した米軍は、一九五二年一一月二〇日に鹿地を沖縄に移した。山田や内山から鹿地の救出を依頼された衆議院議員猪俣浩三は、鹿地事件について衆議院法務委員会で質問をおこなうことを決意し、その質問は一九五二年一一月九日に予定された。米軍はこの動きに驚いて、その二日前の一一月七日に鹿地を沖縄から連れもどして、東京・神宮外苑で釈放した。鹿地は直ちに声明を発表して、この謀略的な人権侵犯事件を非難した。一一月九日、帝国電波技術課長三橋正雄が国警本部に自首し、鹿地から依頼されて秘密の電信をソ連に向けて送信した、ということを申し出た。

三橋は電波法違反で起訴され、一九五三年三月二〇日に東京地裁で懲役四月の有罪判決がおこなわれ、そのまま確定して服役、出所した。この三橋の供述、監禁中に鹿地の書かされた「自供書」、鹿地が三橋に出したといわれるはがきの写真版などを証拠として、鹿地もまた一九五三年一一月に電波法違反で起訴された。東京地裁は一九六一年一一月二一日、鹿地にたいして懲役二月、執行猶予一年の有罪判決を下した。この裁判の過程では、事件当時の国警長官斎藤昇や、警視総監田中栄一などが証人として出頭したが、米軍との関係などについては職務上の秘密を理由にして証言を拒絶した。控訴審の東京高裁は、前記のとおり無罪判決を下したが、三橋正雄の自首は、米軍の勧奨によるもので、その供述は信用できず、鹿地の「自供書」は任意性がなく、鹿地のものといわれるはがきの筆跡鑑定もまた不動のものではない、などの諸点をその理由とするものであった。この判決によって、鹿地事件は米軍の仕組んだ謀略であった疑いは、いっそう濃厚になった。

5　メーデー事件、吹田事件、大須事件

これら三つの事件は、いずれも一九五二年五、六、七月に起こった騒乱事件であるが、その後、長期の公判闘争をつづけて、吹田事件については一九六八年七月二五日に、大阪高裁が騒乱罪について検察官控訴を棄却する判決を下し、検察官は上告を断念して無罪が確定した。しかし、この判決は、吹田操車場内のデモについては新たに威力業務妨害罪の成立を認めたので、この部分について四六名が有罪となった。

メーデー事件については、一九六六年三月に東京地裁で結審したまま、判決言渡しがおこなわれないままであったので、裁判所にたいして長期裁判に反対して早期に無罪を言い渡すことを要請する運

動がつづけられた。一九六八年一〇月三日には、東京都内を南北二方面に分かれて、長期裁判に反対するデモ行進がおこなわれた。その夜、日比谷野外音楽堂で抗議集会が開かれた。一九六九年五月二八日には、東京弁護士会館に約五〇〇名が集まって抗議集会が開かれ、全員が裁判官にたいして早期の裁判を要請して面会をもとめ、被告の代表が面会して判決時期の繰上げを要請した。裁判所は、一九六九年三月に、およその判決時期として、同年一二月上・中旬ごろという内示をおこなっていたのである。

大須事件については、名古屋地裁で、一九六九年二月一四日から三月一四日までの間に九回にわたって、最終弁論がおこなわれた。これに先立って、二月一〇日から名古屋市公会堂で、「大須事件被告をはずますつどい」が開かれた。最終弁論の終わった三月一四日に、大須事件被告団は次の声明を発表した。

「ただいまわれわれは、最終弁論の公判を終り、大須事件発生以来一六年八月を経て、ここにすべての審理を終りました。われわれは、この事実を今までわれわれの闘いを支援して下さった多くの団体、個人のみなさんに報告するとともに、大須事件で虐殺された故申聖浩君、故高津満君をはじめ、今日の日を待たず被告のまま死んでいった多くの仲間たちに報告したいと思います。二月一四日にはじまり、本日まで九回にわたる公判における弁護団の弁論と被告の最終陳述はのべにして約六五時間に及びました。この最終弁論では、大須事件をデッチ上げた権力の実態と、その政治的弾圧の真相を具体的な証拠と法律にもとづいて完全にバクロし追及しました。われわれの一七年にわたる闘いは、単にわれわれ被告の無罪を獲得するというだけでなく、騒乱罪による大衆運動の抑圧、集会、デモの自由をふみにじる権力の側から人民に加えられた攻撃——弾圧に反対する闘いでもありました。一九七〇年を前にして、政府権力が再び騒乱罪による弾圧の意図を露骨にしめしている今日、騒乱罪粉砕の意義は、ますます明瞭かつ重大になっています。（中略）裁判所が政府支配層の不当な干渉を排して、勇気をもって無罪判決を出すかどうかは、文字通り今後の広汎な大衆的闘いにかかっています。われわれは、本日終了した最終弁論の上にたって、裁判所が一日も早く完全な無罪判決を出すことを要求し、新しいこの闘いに全力をあげる決意を表明して、声明とします。」

6　在日朝鮮人再入国事件

朝鮮民主主義人民共和国は、一九六八年九月九日に創建二〇周年をむかえ、その慶祝記念の国家的行事をおこなったが、在日朝鮮人はこの行事に参加するために在日朝鮮人総連合会副議長許南麒を団長とする一二名の「朝鮮民主主義人民共和国創建二〇周年在日朝鮮人祝賀団」を結成し、一九六八年七月二三日に約二カ月の旅程にもとづいて、法務大臣にたいして再入国許可申請をおこなった。朝鮮民主主義人民共和国に渡航して日本に再度入国するための許可を求めたわけである。しかし、法務大臣は許否の処分をしないまま日を過ごしたので、祝賀団一二名は一九六八年八月一六日に東京地裁にたいして、許否いずれの処分もしないことが違法であることの確認を求める「不作為の違法確認請求訴訟」を提起した。法務大臣はこの訴訟がおこされるや、八月二〇日に祝賀団の申請を全部許可しない旨の処分をおこなった。そこで祝賀団ではこの訴訟を不許可処分取消訴訟にきりかえてひきつづき裁判闘争をつづけた。

在日朝鮮人約六〇万人のうち、戦後二三年を経過した一九六八年までに、法務大臣の再入国許可をえて朝鮮民主主義人民共和国に渡航してふたたび日本に帰ったものはわずかに二名であって、日本政府は在日朝鮮人の朝鮮民主主義人民共和国への渡航は原則として認めない方針を貫いてきた。在日朝鮮人のうち、大韓民国国籍を有しない多数は、旅券を有しないために、朝鮮民主主義人民共和国はもとより、その他のすべての外国への渡航が事実上禁ぜられていたのである。この状況は「籠の鳥」と評せられて、その人権問題がようやく注目されるようになっていたときに、この訴訟問題が起こったのであった。

東京地裁は一九六八年一〇月一一日に、原告ら勝訴の判決をおこない、法務大臣の不許可処分を違法であるとした。判決は「渡航の自由は、日本人のみならず日本国に在留するすべての外国人にとっても基本的な人権であるから、前示のとおり、日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれのあるものでない限り、いずれの国向けの再入国であっても許可せらるべきであり、その国が日本国の政府によって承認されているか否かによって再入国の許否が左右さるべきでない」と判示した。法務大臣は、この判決にたいして直ちに控訴したが、東京高裁もまた一九六八年一二月一八日に日本政府の主張を斥けて、法務大臣は敗訴した。東京高裁の判決は、東京地裁の判決をいっそうすすめて、渡航の権利の重要性を確認した。次のようにいう。「日本国民の基本的自由権の一つである一時的海外旅行の自由は、憲法二二条一項によって保障されると解するが、日本国の領土内に存在する外国人は、日本国の主権に服すると共にその身体、財産、基本的自由等の保護をうける権利があることは明らかであるから、日本国民が憲法二二条一項によって享受すると同様に、公共の福祉に反しない程度で海外渡航の自由を享有する権利があるといってよい。」「わが国の国益というものは、究極においては憲法前文にあるとおり、いずれの国の国民とも協和することの中に見出すべきものであるから、一国との修交に支障を生ずる虞があるからといって、他の一国の国民が本来享有する自由権を行使することをもって、ただちにわが国の国益を害するものと断定することは極めて偏頗であり誤りといわなければならない。」

この判決のおこなわれた日に、在日朝鮮人総連合会中央常任委員会は声明を発明し、日本政府が久しく在日朝鮮人の渡航の自由を侵害しつづけてきたことを厳しく非難し、この判決に服して、「『祝賀団』の祖国訪問と日本再入国を直ちに認めるよう要求するとともに在日朝鮮公民の祖国への往来を全国的に認めるよう強く要求する」と述べた。しかし日本政府はこの高裁判決にたいして上告し、この事件の確定は引き延ばされた。

【参考資料】(1)「八海事件十八年」刊行委員会編　労働旬報社刊『八海事件十八年』　(2)正木ひろし　中央公論社刊『八海裁判』　(3)白鳥事件中央対策協議会発行『白鳥事件』　(4)日本国民救援会発行『救援新聞』

XIII 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の動向──農業情勢と農政の動向／農民運動の推移／**主要な農民闘争**──米価闘争／食管制度と米価審議会をめぐる運動：「中立米審」反対闘争／食管制度を守る運動／乳価その他の価格闘争：乳価闘争／葉たばこ価格闘争／麦・甘藷・でんぷん・果実価格闘争／土地取上げ反対闘争：成田空港建設・軍事基地反対闘争／高速道路建設をめぐる運動／その他の土地闘争／出かせぎ農民の運動その他／**農民団体**──全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全国農民同盟

概要

一、農産物価格運動のうち最大の分野を占める米価運動は、今年度は消極的防衛的性格を強めてたたかわれた。米過剰化のなかで、政府が生産者米価の上昇をおさえ、米の作付を制限し、食管制度を改廃しようとつぎつぎと手を打ってきたのにたいし、米価運動は食管制を守る運動と結合し、防衛的抵抗運動の性格をもたざるをえなかったともいえる。これらの運動は、乳価その他の価格運動も同様であるが、農協の農政運動と一体化し、時にはそこに埋没して、政府にたいする陳情、要請行動を主体とするもので、これまでの運動のもっていた弱体性はいまだ克服されていない。

一、土地取上げ反対運動は、各分野で拡大し、しかも激しさを加えた。成田空港反対運動その他農民の抵抗は建設計画に大きな障害を与えている。砂川町・立川飛行場滑走路延長計画が放棄されたこと、山梨・北富士演習場で米軍の実弾射撃訓練が中止されたことは、土地闘争・反戦闘争の大きな成果であった。

一、工場廃液による公害その他の災害にたいする農民運動が増加した。工場・住宅の進出による耕地潰廃に対しても、件数はすくないが、農民の抵抗がつづいている。

一、農民団体の組織的弱体性は依然として克服されていない。全

般的にみて、現段階の農民運動が高揚しているとはいえないのは、この組織的欠落によるところが大きい。

1 農業情勢と農民運動の動向

1 農業情勢と農政の動向

米過剰問題と食管制度改変　一九六五年いらい持続している日本経済の好況、その再生産規模の拡大に応じて、六八年度も農村から八〇万の労働力が流出し、還流者二〇万を差し引いて純流出六〇万を記録した。兼業農家率は八〇%の線で頭打ちしたように見えるが、第二種兼業農家の割合はいっそう増加し、下層農民の事実上の賃労働者化はますます拡大している。上層農家においても兼業労働への依存度が大きくなりつつある。

前年の六七年度は米の大豊作と価格上昇で農家経済は好転を記録したが、六八年度にはこの基調が変化した。農家所得は前年の二〇%近い上昇にたいし、六%増にとどまった。米の過剰が社会問題化し、政府はこれをきっかけに食管制度のなしくずし改廃の措置を講じはじめた。生産者米価の値上げはチェックされ、その他牛乳・ミカン等軒なみに農産物価格は停滞した。農業収入の伸びなやみは、辛うじて兼業収入の増加によって補われたのである。

六八年度農業情勢と農政の動向を特徴づける最大の問題は、米過剰化と食管特別会計赤字増加を理由に政府の試みた食管制改正措置であった。いわゆる「中立米審」を構成して米価審議への生産者代表の発言を封じ、「自主流通米」構想で食糧統制の一角を切りくずす措置などが推進された。

「総合農政」の登場　佐藤内閣の農政は「総合農政」のニュー・ルックを装って、食管制度改廃を中心目標として、つぎつぎと新しい手を打った。予算米価方式、米作作付転換、開田抑制、等外米・規格外米の政府買入れ停止、農地法改正案の作成等々。これまで自民党政府の推進してきた「構造改善」政策は予期した目標と程遠い実績を示し、農家の経営規模拡大と自立農家の育成は何ほども進展しなかった。そこでいまや、構造改善による農業生産性の向上、農産物価格の低下、ひいては農業労働力の遊離と資本主義的商工業部面への吸引という政策目標を、食管制度の改廃によって実現しようというのが「総合農政」にほかならない。しかし、高度に発展した重化学工業のもとで、零細な家族農業経営を主体とする農業を維持しているのだから、その経済的社会的矛盾は容易に解消しそうもない。参院選挙中の公約にかかわらず、佐藤内閣が米生産抑制措置をとり、食管制なしくずし改廃への手を打ったことにたいし、農民、ことに中上層農家の不満は高まった。小麦・飼料・ナチュラルチーズ・カゼイン等、外国産農畜産物はますます多く輸入されているなかで、国内農産物の生産は低下し、その価格も六八年以降は停滞・低落への傾向に変わっているので、農家経済はますます強く兼業収入に、すなわち資本主義的企業の提供する

雇用機会と労賃水準に依存する度合を深めている。

2　農民運動の推移

農民運動の特徴点

一九六八年から六九年にかけて、農民運動は前年にひきつづき各種の分野で——価格闘争、土地闘争その他の分野でたたかわれたが、その主要な特徴点を指摘すると次のようである。

第一に、政府の「総合農政」の推進により食管制度改廃の諸措置がすすめられたのにたいし、農民団体とこれを支援する労働団体等により反対運動は広範に展開されたが、それはいきおい消極的防衛運動の性格をもたざるをえなかった。米価運動も、これまでのように積極的引上げ運動からむしろ消極的に、いかに政府の引下げ圧力をはねのけるか、という消極的性格を帯びざるをえなかった。これは、米過剰と牛乳の売行き停滞に象徴される農産物需給その他の客観的情勢に押されたことにもよるが、運動主体の側にも問題があったことは否定できない。

第二に指摘できることは、その運動主体と運動スタイルにかんすることである。価格運動や食管を守る運動など、ほとんどすべての分野を形成して展開されることが予想される。

最近、都市公害とならんで、農村でも有機水銀・カドミウムなど工場廃液による耕地汚染や健康障害、農薬による人身事故あるいは数地域の例外をのぞけば、堅固な組織的支柱を失っていることの反映であるが、従来くりかえし本年鑑で指摘してきた農民運動の欠陥、その主体的弱さ、農政運動的性格は、今年度もまだ克服されてはいない。全日農など、運動方針のなかでこの点をよく自己認識し、改善に努力しているのであるが、それが新潟・福島・山形その他一部地域には相当活発な運動も展開されてはいるが、全体として従来の運動に見られた弱体性は克服されるにいたらず、農民運動を消極的なものにしている。

右のような農民運動と農政活動との関係のなかで本年度まったく新しい事件として注目されたのは、全日農組合員の農協幹部との大衆団交であった。政府構想の「自主流通米」を認めた農協中央の態度に憤激した農民組合員の直接行動であり、一応は農協執行部を反省させたという点でも画期的な出来事であった。しかし、これらの大衆闘争の方向が政府・加工資本に向けられ、「反独占闘争」として展開されるにいたっていないことは、先に指摘したとおりである。

土地闘争の激化と運動の新分野

日本農業における「選択的拡大」のホープと目されてきたミカンなど果実類が、早くも生産過剰のカベにつき当って価格の停滞・低落を来たしたのも六八年度の新しい現象であった。価格闘争の新しい分野として果実生産農民の運動が始められたのも今年の農民運動の特徴点の一つである。それはまだ微温的で局地的な運動にすぎないが、今後は米価・乳価・葉たばこ等農産物価格闘争のひとつの分野を形成して展開されることが予想される。

最近、都市公害とならんで、農村でも有機水銀・カドミウムなど工場廃液による耕地汚染や健康障害、農薬による人身事故あるいは、数地域の例外をのぞけば、堅固な組織的支柱を失っていることの反映であるが、従来くりかえし本年鑑で指摘してきた農民運動の欠陥、その主体的弱さ、農政運動的性格は、今年度もまだ克服されてはいない。全日農など、運動方針のなかでこの点をよく自己認識し、改善に努力しているのであるが、それが新潟・福島・山形その他一部地域には相当活発な運動も展開されてはいるが、全体として従来の運動に見られた弱体性は克服されるにいたらず、農民運動を消極的なものにしている。

右のような農民運動と農政活動との関係のなかで本年度まったく新しい事件として注目されたのは、全日農組合員の農協幹部との大衆団交であった。政府構想の「自主流通米」を認めた農協中央の態度に憤激した農民組合員の直接行動であり、一応は農協執行部を反省させたという点でも画期的な出来事であった。しかし、これらの大衆闘争の方向が政府・加工資本に向けられ、「反独占闘争」として展開されるにいたっていないことは、先に指摘したとおりである。

土地闘争の激化と運動の新分野

日本農業における「選択的拡大」のホープと目されてきたミカンなど果実類が、早くも生産過剰のカベにつき当って価格の停滞・低落を来たしたのも六八年度の新しい現象であった。価格闘争の新しい分野として果実生産農民の運動が始められたのも今年の農民運動の特徴点の一つである。それはまだ微温的で局地的な運動にすぎないが、今後は米価・乳価・葉たばこ等農産物価格闘争のひとつの分野を形成して展開されることが予想される。

最近、都市公害とならんで、農村でも有機水銀・カドミウムなど工場廃液による耕地汚染や健康障害、農薬による人身事故あるいは

農業機械化にともなう労働災害等が増加している。これに応じて、公害防止を要求し、災害補償を求める運動が増加したのも本年度の特徴といえよう。そしてこの分野の運動は今後発展するものと予想される。

農業生産の生命線ともいうべき土地を守る闘争は、農民の生きるためのぎりぎりの抵抗として、いつの時代にも激しい闘争となって現われた。今年度は、農民が長年身命をとしてたたかってきた東京・砂川町の立川飛行場拡張反対運動や山梨の北富士米軍演習場用地返還要求運動において、大きな成果が獲得されたことは特記されてよい。

空港建設・軍事基地設置反対をもとめる農漁民は、三里塚・芝山、美保、新島その他で執拗な運動をつづけている。成田新国際空港の建設は、農民や支援労働者・学生の抵抗にあって予定計画通り進捗せず、公団は当初プランを大幅に縮小して用地買収に当たっているが、それも予期どおりの工事を完成することは困難と見られるにいたった。成田空港反対運動は本年度は七〇年安保を前にして激しさを加え、反戦青年委員会や旧「三派系全学連」との提携によって農民運動は一段と政治的性格を強め、「反安保・反帝」をスローガンに掲げるにいたったことが本年度の特徴である。ベトナム反戦運動の高まりとともに、水戸・新島・北富士・美保・大村その他各地で、空港の軍事使用反対、基地撤去を要求する運動が激しくたたかわれ、この勢いは容易におとろえそうもない。

農村の都市化、工場の農村進出にともなう耕地潰廃に反対して、農民の間にニュータウン建設反対等の運動がふえている。件数としてはまだ少ないとはいえ、農地問題だけに重要な運動分野のひとつをなすものである。

2 主要な農民闘争

1 米価闘争

六八年度米価闘争の特徴　一九六八年産米の米価闘争の主要な特徴点をあげると次のようである。①米闘が「中立米審」反対運動を契機に始められ、②食管制度を守る運動が基軸となって展開されたこと、③したがって米価要求という面では受動的消極的になったこと、また、④全日農系と農協系の運動の相違がより明白になったこと、などである。これらの特徴点から、さらに運動形態の特徴として、①全日農系では中央集結闘争が長期化し、②労農提携と共闘体制がすすみ、③農協系では自民党の農政活動との一体化がすすんだことである。そして、④政府対与党の米価をめぐる政治折衝の余地がせばめられたことや、これまでのような米価運動の成果に限界が見えてきたこと等があげられる。

全日農の運動方針と要求米価　一九六八年二月二六日開催の「食管堅持・米価要求・農地法改悪粉砕全国農民大会」が本年度の米闘第一声であったが（本年鑑第三九集

四六二ページ参照)。その後全日農は四月九日、中央常任委員会で「昭和四十三年度米価闘争方針」と当面の「活動計画」を決定した。この決定によると、闘争の中心目標は「スライド制と指数化方式」粉砕、「生産費・所得補償方式」の完全実施による米価の実現にあり、また運動のすすめ方としては、農協との統一交渉開始、食管連・中央労農会議との共闘、などが骨子とされていた。

全日農執行部はひきつづき要求米価の算定要領その他を正式に決め、五月三一日、米対特別委において一五〇キログラム当り二万八五〇〇円(一俵一万一四〇〇円)の要求米価を決め、発表した。算定に当り、従来どおりバルクライン八〇%とし労働費は製造業一〇〇人規模以上男子労賃(時間当り三三一円)によって評価した。これは現行生産者米価の四六%アップの要求である。なお、これより先四月七日、全日農は全中(全国農協中央会)と統一交渉をおこなったが、全中は「事務局段階の意見交換以外はできない」との態度をとって交渉は不調におわった。

全日農第一次中央集結行動

全日農各道府県連代表は七月一一日早朝から、米価要求を掲げて政府および関係機関へ要請行動を開始した。新潟代表の一部六〇〇名は佐藤首相の私邸へ向け、他の一部一〇〇〇名は自民党本部へ、また秋田・山形・北海道など一一県一五〇〇名は農林省に押しかけ要求を提出し、食管制を改廃しようとする政府の態度に抗議した。長野や関東近県の農民一五〇〇名は大蔵省ですわりこみ、また青年行動隊二〇〇名は西村農相私宅におしかけたのち、大蔵省のすわりこみに合流した。ほかに農協(全購連)へ一六〇名が出向き、「生産資材の値下げ」「米闘の統一」を申し入れた。

同日正午より全日農主催「米価要求貫徹全国農民総決起大会」が東京・日比谷野外音楽堂で開かれた。参加者は全日農発表で一万四〇〇〇名。大会は、①一俵一万一四〇〇円米価、②御用米審粉砕、構成のやりなおし、③食管制堅持、④食糧自給確立、農地法改悪反対、⑤農民切捨ての都市計画と農地への重税反対、⑥独占価格引下げ、⑦ベトナム侵略反対と平和確保、の七提案を決議、特別決議として、①長沼町ミサイル基地設置反対(北海道)、②三里塚空港粉砕(千葉)、③中央協同組合学園設立阻止、協同組合短大解散反対(全農協労連)を採択可決し、大会宣言を発して散会した。

労農総決起大会

右の全国大会に参加した農民代表は、ひきつづき同じ会場で開かれた全日農・食管連・総評・公務員共闘共催「総合予算打破・食管制度堅持労農総決起大会」に出席、閉会後参加者は新橋までデモ行進をおこなった。

中央集結行動第二日目の一二日、三〇〇〇名の農民代表と公務員共闘の労働者は、早朝から都民に「食管制堅持、両米価スライド制反対」のビラ五〇万枚を配布して運動への理解と協力を訴えた。このあとさらに農民代表は虎の門・久保講堂に集まり、米価要求総決起大会をひらいた。この日も前日のように政府各機関にたいし抗議行動をくりかえし、また全中執行部に協組短大廃止反対、米闘統一行動を申し入れた。

全日農第二次中央集結闘争

米価審議会の開催される七月二二日当日、早朝から全日農各県連代表と食管連地方代表約一〇〇〇名は、会場の東京九段・農林省分室にすわりこみを開始、九時には米審委員入場阻止を叫んで集まった農民および消費者団体代表は四〇〇〇名をこえた。農林省当局はこれに

たいし機動隊を導入、実力排除して、ようやく米審開会にこぎつけた。農民一名が公務執行妨害で逮捕され、数名が負傷した。

このあと、全日農主催「米価要求貫徹第二次全国農民総決起大会」が東京・千代田公会堂で開かれた。地方農民代表約一〇〇〇名が参加、御用米審粉砕、食管制堅持、消費者米価値上げ反対等を内容とする闘争宣言を発した。なお同日早朝、一部代表は有沢米審会長私宅に押しかけ、米審委員を辞任せよと要求した。また米審会場の中庭で抗議集会を開き、西村農相と集団交渉をおこなった。

このような要請・抗議のすわりこみ大衆行動は米審開催中の二三・二四両日とも、警官隊とこぜり合いをつづけながら続行され、また大蔵・農林両省当局や宮沢経企庁長官や有沢米審会長の私宅にたいしても抗議行動がおこなわれた。

農協の要求米価と運動方針

農協米対(米価対策中央本部)は四月一一日、農協ビルで米価特別委員会を開き次の事項を決定した。①中立米審は改組しないかぎり開かせない、②要求米価は昨年どおり、「所得均衡方式」で算定する、③参院選挙を前にして議員や候補者に米審と食管制について公開質問状をだす、④要求米価の実現、食管制堅持、食糧自給政策の確立を運動目標とする。さらに農協米対は「米価について考える」という資料を作成し、米価要求の根拠や過剰米問題などについて解説し系統農協に配布した。

農協米対は六月八日、農業会議所と協議、要求米価を一五〇キログラム当り二万三一一〇円(一俵九二四四円)と決定したが、これは昨年の要求米価の三・一%増である。

農協の米価中央動員

六月一〇日、東京・日本武道館において農協主催「要求米価貫徹全国農協代表者大会」が、各地農協代表一万五〇〇〇名の参加のもとに開かれた。大会後、参加代表は雨中を国会と大蔵・農林両省へむけデモ行進し、翌一一日には国会議員に要求実現をはかるよう要請をおこなった。

同じ一一日、農協主催「要求米価貫徹全国農協代表者集会」が日比谷公会堂において開かれた。参加者二三〇〇名。散会後、六班に分かれた代表団は、首相官邸・大蔵省・農林省はじめ、共産党をのぞく各政党に協力要請をおこない、国会議員にも陳情した。この集会いらい、農協はそれまでの「中立米審反対」の方針をやめ、戦術転換をおこなった。

翌一二日、農協は中央・都道府県米対本部長会議を開き、二二日以降の運動方針を決定した。その方針に従い、二二日より連日一〇〇〇～二〇〇〇名の農協代表を動員して自民党本部前すわりこみが始められた。代表団は自民党代議士を声援し激励し陳情することに終始した。このような陳情懇請運動の形態にたいして農協下部組合員の不満が高まった。それは七月一八日、「要求米価貫徹全国農協代表者集会」で、五〇〇名の農協代表が、①食管制堅持を約束した自民党の公約違反をつく、②要求米価実現、③スライド制反対、の三点を今後の運動の重点事項とする、と決定したことにもあらわれている。また同じ集会で、「米審開催は実力行使で阻止せよ、運動は陳情でなく要求運動のはずだ」と、与党依存型要請運動への批判がだされた。

七月二三日、農協米対本部は田中自民党米調会長や福田幹事長らにたいし、参院選挙公約どおり米価を決定するよう申し入れた。同

日また、東京・全共連ビルで関東・甲信・北陸・東海等各ブロック集会が開かれ、国会議員にたいする要請と激励がおこなわれた。

各団体の米価運動

全農総連は六月一一日、農協の要求米価支持を決定した。そして七月一二日、全国農民同盟（全農同）・開拓連と共催の「食管堅持・要求米価貫徹全国農民総決起大会」を日比谷公会堂で三〇〇〇名の代表を集めて開催した。この大会で「中立米審粉砕」「要求米価が実現しない場合は次期総選挙で自民党に協力しない」と決議して注目をひいた。散会後市中デモがおこなわれた。七月二二日以降、これら二団体は全日農・食管連代表とともに米審開催阻止行動をおこなったことも注目に値する。

農青協（全国農協青年組織協議会）と農婦協（全国農協婦人組織協議会）も「中立米審」反対運動をおこない、七月一一日、両組織は代表者会議を開き、翌日から統一行動にはいった。

全国農業会議所は七月一〇日、日比谷公会堂で二三〇〇名の代表者参加のもとで「全国農業委員代表者大会」を開催、散会後代表団は関係機関に陳情した。

米価決定の延期と抗議運動

七月二四日、米審は「両米価の一元的処理」「米価の最終決定に当ってはは政府試算米価をこえないよう配慮すべきこと」を前提に試算米価二万一〇五円（昨年比二・九九%アップ）と答申した。農協は自民党幹部を中心に要請をつづけたが、政府与党の調整はまとまらず、ついに米価決定は八月臨時国会終了後まで延期された。全日農は、「かつてない米価決定延期という醜態を演じた佐藤内閣の政治責任を追及するとともに、食管制度と二重価格制をふみにじろうとする暴挙」に強く抗議し、「米価を白紙にもどせ」と要求した。全農総連は佐藤内閣退陣を要求、農協は今後強力な運動を展開すると声明、また各野党とも政府の責任を追及する声明を発表した。

八月八日、農協米対は自民党米価対策協議会にたいし陳情を再開、九日開催した「米価要求全国農協代表者会議」には五〇〇名を集めて、米価のすみやかな決定を要求する決議をおこなった。また八月一二日、農協米対は「読売新聞」の「農協は政府与党に妥協している」むねの記事を事実無根であるとして同社に抗議した。しかし、このとき同時に決定した「読売新聞ボイコット」運動は九月二八日、事実上とりやめることにした。

米価決定への抗議運動

全日農は政府の米価決定を前に八月七日、「米価要求貫徹・食管制度堅持緊急全国代表者会議」を開き、米価要求、総合農政反対の決議をおこなった。

八月一三日、政府は「新積上げ方式」により一五〇キロ当り二万六七二円（前年比五・九%アップ）の生産者米価を閣議決定した。政府は同時に、基本米価のほかに出荷調整費（おそ出し奨励金）として六〇億円と「総合農政」のための財政投融資一二〇億円を特別支出することを決めた。これは消費者米価八%値上げと「総合予算主義」堅持を前提とした決定であった。

全日農・全農総連等、農民団体はいっせいに抗議声明を出した。しかし例年どおり、それ以上の実際上の行動は見られなかった。

地方における米価闘争

中央の運動に応じ、地方でも米価闘争がたたかわれたが、ここでも中央段階と同様に、全日農系と農協系との統一行動は、新潟など一部地方をのぞ

き、実現せずにおわった。

六月一日、日農県連・新潟市農政協・三市中蒲原郡農協米対協議会・県労農会議共催「新潟県米価要求大会」が、八〇〇〇名参加のもとで開かれ、閉会後参加者の市中デモ行進があった。七月一二日には、県議会の議決にもとづき、知事・県会議長・食管連・日農県連共催による「米価要求・食管制度を守る県民大会」が新潟市公会堂で開かれ、約一七〇〇名が参集した。県議会の決議で、このように多数の団体による統一行動がとられたのは異例のことであった。

福井県では、全日農県連・農協労連・県労評・消費者団体等で「米対運動本部」を結成、二万名の農民・労働者を集めて、六月二二日、米価要求大会を開く計画をすすめたが、大会三日前に農協組合長の中止要請があって統一大会は流産した。その他の地方における主な米価要求大会をあげれば、――

六月一九日、茨城県生産者大会、水戸スポーツセンター、参加者五〇〇〇名。

六月二七日、石川県農民大会、金沢市県体育館、一万名。

七月一日、北海道全道農民大会、札幌市中島スポーツセンター、六五〇〇名、デモ行進。

七月三日、福井県農民大会、福井市体育館、七五〇〇名、デモ行進。

七月四～五日、宮崎県、県南農民大会、二七会場に分散して集会、延一万二〇〇〇名。県北農民大会、三一会場、延八〇〇〇名。

七月六日、宮城県、要求米価貫徹県大会、仙台市スポーツセンター、一万名、デモ行進。

七月八日、千葉県農協代表者大会、千葉市・県立体育館、五〇〇〇名、デモ行進。

2　食管制度と米価審議会をめぐる運動

(1)「中立米審」反対闘争

「中立米審」の存続決定

一九六八年一月、政府が米価審議会委員から生産者と消費者の代表および国会議員をのぞき、いわゆる「中立委員」だけで審議会委員を構成していらい、全日農・農協・総評など各団体がいっせいにこれに反対、「中立米審反対」をスローガンにして反対運動を展開した事情については、すでに本年鑑第三九集四六一―四六二ページで記録した。その後、六八年産米価格運動の展開されるなかで、米審問題は大きくとりあげられた。六八年度米価運動は、この中立米審粉砕闘争において早くも幕を切っておとされたといってもよい。

一九六八年五月一二日、農協米対本部は「新米審拒否」の態度を再確認し、反対署名やハガキ戦術をとることを決めた。しかし翌一三日、西村農相は「新米審は改組しない」と言明、自民党も同月二三日、生産者・消費者の意見をきく措置はとるが米審はこのまま発足させると決定、このむね野党各党に通告した。社会・公明・民社三党国会対策委員長は、これに抗議する談話を発表した。全日農・

食管連・総評・消団連(全国消費者団体連絡会)も、はげしく抗議し、中立米審粉砕のためたたかう、と声明を出した。全農総連(全国農民総連盟)も反対声明を出した。西村農相はこれを無視し、政府の態度は変わらない、と閣議で報告した。

米審粉砕中央抗議集会

農協米対(米価対策本部)は六月八日の会議で、要求米価、食糧自給農政の確立、麦価の生産費補償など要請事項を決定すると同時に、「国民不在の新米審をとりやめよ」と政府に申し入れた。さらに六月一〇日の要求米価大会において「新米審反対全国農協代表者集会」で中立米審には反対、とその意向をつたえた。

六月一八日、政府は麦価審議のため米審を二二日から開催すると閣議決定した。これを契機に米審粉砕闘争は本格化した。すなわち、閣議決定のあった六月一八日、全日農と食管連は対策会議を開き、「売り手と買い手をボイコットした御用米審の開催反対」と声明、同時に、米審開催当日の抗議行動展開を決定した。

米価審議会の開かれる六月二二日、全日農・食管連・全農総連・労組など代表約七〇〇名が東京九段・農林省分室前で抗議集会を開き、「御用米審解散」「食管制堅持」を叫び、また入場してくる米審委員に「辞任せよ」とせまり、西村農相にたいしては特に抗議団を編成して、米審の開催中止、米審の改組を要求した。一方、全日農新潟・長野・福島等県連代表らは、早朝から有沢・上子・三神氏ら米審委員宅に押しかけ委員辞任を勧告した。また食管連肥川治一郎事務局長・総評堀井利勝議長・消団連中林貞男会長三者の連名による「米価審議会委員辞任要請書」が各委員に届けられた。

食管連代表らは翌二四日もひきつづき米審会場前において抗議行動をつづけた。全日農など農民団体はこんご米価運動と結合して米審粉砕闘争をつづけることになった。他方、農協中央米対では六月二〇日開催の「麦価要求・新米審反対全国農協代表者集会」で中立米審に反対する決議をしたが、この日以後、農協の米審反対の動きは見られなくなった。

一九六九年一月に、長谷川農相は新年度農政の方針として、①一月二二日に任期のきれる米審委員を全面的に改選する、②生産者米価は据え置く、などの見解を表明した。その一月二二日、全日農・食管連・全農総連など各団体代表は、米審委員には生産者と消費者の代表と国会議員をいれるべきであると、農相に申し入れた。これで、中立米審反対運動は一応の成果をおさめて終幕となった。

(2)　食管制度を守る運動

食管制度改廃の動き

すでに一九六七年産米価格決定前後より、政府の現行食糧管理制度改廃の試みは各種の政策転換、新措置の提案によって切迫した問題となってきた。六八年にはいるとますますこの動きは急を告げた。「中立米審」の構成をはじめ、財政制度審議会・農政推進会議・農政審議会・経済同友会をはじめ財界・マスコミはいっせいに食糧統制の緩和、なしくずしあるいは撤廃をめざして世論形成に動きだした。参院選挙までは手びかえていた政府与党も、選挙が終わるとすぐ、予算米価主

義、両米価スライド制、稲作付転換、米買入れ制限、自主流通米制度、外国農産物の輸入増大など、各種の措置を講じて食管制度を改廃しようと攻勢に出てきた。全日農と食管連（「食糧管理制度を守る全国連絡会議」）および各農民・農業団体や労働・消費者団体は、この切迫した情勢を前に食管制を守る運動を展開するにいたった。

消費者米価値上げ反対運動

六八年八月上旬、総評・食管連は、米価審議会委員の辞任を要請する大衆行動をおこすこと、これと同時に消費者米価値上げ反対運動を強化することを決定して所属機関に通達した。全日農第六回中央常委も八月二三日、食管連との共闘、中央動員計画を決定、このたたかいの中心を、米買入れ制限など間接統制移行措置反対、「総合予算」・「総合農政」反対におくことを決めた。

西村農相は九月三日、米審にたいし、消費者米価を家計米価の範囲内で値上げする必要があるとして、八%値上げ案を諮問した。食管連代表約二〇〇〇名と全日農その他労農・消費者団体代表約二〇〇〇名は、米審会場の東京九段・農林省分室に押しかけ抗議行動にはいった。農相や米審委員に抗議しようとすわりこんだ代表にたいし警察官が実力行使して排除するなかで審議が始められた。

翌四日も、食管連・全農林・全農協労連・都教組・日生協・新婦人の会・総評主婦の会・全日農など多数の団体から四〇〇〇名余が参加して抗議と値上げ反対運動を続行、米審は開会予定時間をおくらせてようやく開かれた。抗議団は靖国神社境内に集結したのち都内デモ行進にうつり、都民に食管制堅持、米価値上げ反対を訴えた。

米審は会期を一日延長、五日に審議を続行した。この日も四〇〇〇名の代表が抗議に集まり、この間全国代表者会議を開いて闘争の総括と今後の方針決定をおこなった。一方、米審は政府諮問案にたいし「米審の答申をこえて決定された生産者価格の部分まで消費者の負担となる価格部分がある、またこれが消費者物価にはねかえり物価引上げのおそれがある」むね指摘し、「再検討の要あり」と答申した。しかし政府はこの答申にかかわらず、九月一〇日、消費者米価八%アップの方針を閣議決定した。消費者米価はこれで四年連続の引上げとなった。

農協系団体の運動

全農青協は五月八日、農協ビルで第一五回通常総会を開き運動方針を決定、また特に組織強化、農政運動組織の確立に努力することを確認、食管制堅持に全力をあげて取り組むことを決めた。全農婦協も六月一二日、農協ビルで消費者団体と「米価問題懇談会」を開き、今後食管制改変反対で共闘することを決定した。

全農総連は八月七日、農協ビルで中央委員会を開き、今後の運動の重点を食管制改悪反対におき、大衆的反対運動を展開することを決めた。さらに九月二五日、第一回食管制度改悪反対闘争委員会を開き、全農青協・全農婦協などの団体との共闘による大衆集会開催の方針を確認した。

農協米対本部は七月一七日、佐藤首相はじめ大蔵・農林等各大臣にたいし、「政府の食管制改変のこころみは参院選当時の公約違反ではないか」とただした。八月二一日、農協中央都道府県米対本部長会議は今後の運動方針を討議したが、とくに食管制堅持と新米審反対運動の継続を強調、確認した。

農林省、食糧庁は九月一八日、各都道府県食糧事務所長あてに、①

天災融資法適用の被害地以外の等外米・規格外米買入れ中止、②低品位米の自由取引認可、を指示した。これにたいし、北海道その他の農民が反対の意思を表示し、農協中央でも反応を示した。すなわち、農協米対本部は翌九月一九日、米の買入れ制限は許せない、それは食管法の根幹にふれる、と食糧庁指示にたいし反論を出し、このむね政府に申し入れた。一〇月四日には、新潟を含む東北七県知事会も、米の全量買入れなど食管制度の根幹は維持すべきである、と佐藤首相に申し入れた。

自主流通米制度反対運動

農林省は六八年七月以来、「自主流通米制度」について検討してきたが、年末には、開田抑制・両米価据置き等の政策とともに、いよいよその実施にふみきる意向を明らかにした。

全日農・食管連・全農総連・総評など一九団体でつくっている食管制度改悪阻止全国実行委員会は一二月一三日、東京・明治公園において全国から二万五〇〇〇名の農民・労働者・消費者代表を集め、「食管制度改悪阻止全国百万人大行動中央総決起大会」を開催した。大会は、①予算米価と総合予算主義をやめる、②生産者米価は生産費・所得補償方式で決める、③消費者米価は値上げしない、④自由米構想を撤回する、⑤配給制度改悪反対、など八提案を決議したあと、参会者は国会請願とデモ行進にうつった。この日は早朝から、全日農代表ら農民約二五〇〇名が首相・蔵相・自民党幹事長宅へ抗議に押しかけ、警察官ともみ合った。なお翌一四日も大会実行委員会代表は政府各機関にむけ要請と抗議の行動をつづけた。そのあと大会参加者は総括集会を開き、一〇〇〇万名署名運動を展開するなど運動方針を決めた。

農協の食管制改変阻止行動

一一月一日、農協米対中央は、中央・都道府県農協米対本部長会議を開き、一二月六日中央集会、同一五日まで各地方集会を開き、その他ハガキ戦術などで食管制改悪反対運動をもりあげる方針を決定した。また一二月一五日に開かれた農協連合会長会議で、六九年度政府予算への要望、食管制堅持、飲用乳価の適正化等を決議した。

農協主催の「食管制度堅持・基本農政確立全国農協代表者大会」は予定どおり一二月六日、二五〇〇人の地方農協代表を集めて開催された。大会終了後、代表は決議をもって農相・蔵相・自民党幹部らに陳情した。翌七日には各都道府県ごとに分散して代表たちが国会議員を歴訪し要請した。

さらに一二月二三日、農協中央はさらに大規模な「食管制度堅持・農林予算確保全国農協代表者総決起大会」を日比谷野外音楽堂で開催した。参加者約一万名。終了後各代表団による要請行動やデモがおこなわれた。

自主流通米と農協

一二月一六日、全中は都道府県農協中央会長緊急会議を開き、①強制作付転換反対、②自主流通米は食管法違反であるから反対である、などを決定した。同月二八日、政府が予算編成にあたり米の一部を自主流通米とする「総合農政」推進を決定したことにたいし、「われわれは憤りをもって抗議する」との声明を発表した。同日、全農青協も反対声明を発した。

ところが年をあけて一月九日、中央・都道府県米対本部長会議の申合せによって農協は、「政府が決定した以上自主流通米制度は一応みとめる」、とこれまでの態度を変えるにいたった。翌一〇日、

全中は農林予算確保運動の一環として、①自主流通米を出荷した農家へ支払う仮渡金にあてるため政府は低利資金を融資すること、②農協に米販売業者の資格を与えること、その他自主流通米制度を前提にした要請事項を決定し、政府にはたらきかけることになった。

この農協中央米対の態度豹変にたいして、予算確保要請行動代表団の一部に反対の声があがり、また同日開かれた関東信越地区農青協委員長会議は「自主流通を認めることは食管制をくずす一歩である」と農協中央に抗議した。さらに一四日、全農総連も自主流通米承認反対の態度を明確にした。北海道農協米対本部は「自主流通米は一俵も出荷しない」との意向を決定した。東北各県の農協米対も中央米対の姿勢に遺憾の意を表明した。しかし全中執行部は一月一六日、福田蔵相にたいし、自主流通米出荷仮渡金の低利融資を要望するにいたった。そして出荷米の全量集荷体制をととのえる準備をはじめた。食管制堅持のためには米の全量集荷が必要である、という名目を掲げたのである。

全日農、全中幹部と大衆団交

一月一四日、全日農第一回中央常任委員会は、前日開催された米作十県共闘会議の意向をうけて「自主流通米制度粉砕」に総力を集中すること、中央集結行動を開始すること、を決定した。二月二七日、全日農主催の「自由米制度粉砕・農業危機突破全国農民総決起大会」が開かれ、約五〇〇〇名の農民代表が集まった。大会は、①自由米制度粉砕、②農地法改悪反対、③新都市計画法関連事項反対、④農産物輸入自由化反対、⑤農民課税の適正化要求、⑥失業保険法改悪反対、⑦ベトナム侵略と安保反対、などを決議したのち、農協全中はじめ政府各機関に抗議と要請の行動にはいった。

農協ビルに押しかけた約二〇〇〇名の農民代表はホールや廊下を占拠してすわりこみ、宮脇全中会長ら農協幹部と大衆団交をおこなった。そして、自民党と農協幹部との関係を追及し、また一月九日の声明取消しを要求した。前後八時間におよぶ団交の結果、宮脇農協米対中央本部長と全日農石田会長とのあいだに次のような確認書がとりかわされた。

【確認書】　一月九日の申合せは、各県農協米対本部長の多数意見を集約したものである。しかしその後、新潟県の例及び本日の申し入れ等の事情があった。よって各県農協米対本部長に対し、一月九日の意見につき、各県単位農協の意向を代表するものとして、責任をもちうるかどうかについて、新たに確認を求め、速かに再検討する。

昭和四十四年二月二十七日

全日本農民組合連合会
会　長　石田宥全

農協米価対策中央本部
本部長　宮脇朝男

この「確認書」によって、さきに農協中央の決定した「自主流通米を認めた上で全量集荷」の方針が一応再検討されることになったわけである。全日農組合員が大衆団交によって農協幹部からこのような確認書をとったことは戦後はじめての出来事であった。

しかし、その後四月五日、農協米対本部長会議は、再検討の結果、さきの一月九日の決定を再確認し、自主流通米の承認と集荷にふみきることになった。こうして食管制度は農協が自主流通米を承認したことで一角がくずされたわけであるが、六九年度米価運動の中に食管闘争はもちこまれ、米価要求と食管制堅持の運動が統一してたたかわれることになった。

3　乳価その他の価格闘争

(1)　乳価闘争

乳価交渉の決裂と運動展開　六八年三月八日「全国酪農民総決起大会」で飲用乳価一キログラム当り五円以上アップ要求を決定し、酪農団体の乳業会社との交渉が開始されたことは、本年鑑第三九集四六四ページで記録したところである。中央における値上げ交渉は主として全乳対（全国乳価対策協議会）・全中（全国農協中央会）・酪農協（中央酪農協議会）を主体に、雪印・明治・森永・協同乳業の大手四社とのあいだにおこなわれたが、大手四社は財源不足を理由にゼロ回答をつづけた。結局、四月一七日両者間の乳価交渉は決裂するにいたった。

中央酪農会議は四月一八日、東京・産業会館で都道府県指定生乳生産者団体会長会議を招集し、五月八日より国会要請行動開始、出荷先変更などの実力行使、県知事への調停申請、などの戦術を決定した。また全乳対は四月三〇日、地方大会の開催や要請行動などを決定した。

五月八日、全中と酪農協とは東京・全共連ビルで各県酪農民代表三〇〇名を集めて「飲用原料乳価格対策全国農協代表者集会」を開き、政府と国会に「行政指導の実施」を求めることを決定、政府および各政党に陳情した。この要請に応じて五月九日、衆参両院の農林水産委員会は「政府は積極的に行政指導をせよ」と決議、自民党農林部会でも同様の決定をおこなった。

地方では、生産者と大手乳業会社との交渉がおこなわれ、山梨において二円一三銭アップ回答のあったほか全部ゼロ回答。中小メーカーとの交渉では北海道一円前後、香川一円等で、五円引上げ要求とはほど遠い低額回答にとどまった。

乳価中央交渉再開　六月一九日、政府当局は中央乳価交渉のあっせんにのりだしたが、大手乳業・全乳対両者ともに当初の主張を変えず、容易に妥結しなかった。しかし七月から八月にかけて、全乳対は五円以上アップ要求を撤回、ついに最低一円以上値上げ、という線に後退した。乳業メーカーにも妥結の動きが見えてきた。

八月一七日、大手四社と全乳対との交渉は次の条件で妥結した。すなわち、「①キロ当り五〇銭引上げ、②乳価とは別に、キロ当り二五銭を酪農家に無利子で貸付ける。③実施期間は七月一日から来年三月末日までとする」。しかるに県段階においては、貸付金の解釈をめぐって乳業メーカーと酪農団体との間に意見の一致が見られず、一〇月中旬にいたるまで、茨城・宮崎の一部をのぞき、契約締結はすすまなかった。これは、酪農団体が二五銭の貸付金は実質的には七五銭の引上げであると理解したのにたいし、メーカー側は文字通り融資と解釈した見解の相違にもとづくのであったが、根本的には酪農家が中央交渉の妥結額に不満をもっていたからである。富山・石川・福井・滋賀各県では、中央交渉妥結額にプラスアルファの増額交渉をおこない、妥結を見るにいたらなかった。

小売り乳価値上げと乳価交渉

ることを決めたのに対応して、生乳給食団体は一〇月一八日、東京市乳地域乳価対策協議会をひらき、「市乳価格引上げにともない生産者乳価を引上げるよう東京乳対協がメーカーと交渉する」ことを決定した。一一月七日、東京乳対協は乳価引上げ要求を決め、乳業大手四社にたいし、最低一円以上アップを要求した。このように、生産者乳価要求運動は、小売り価格値上げに便乗した価格運動に転換してしまった。

このような動きにたいし、全農総連・全日農および生協連などの団体は、一二月一一日、農林省にたいして小売り価格値上げ中止のため行政指導にのりだせ、また乳業メーカーにたいしては卸売り価格値上げを撤回せよ、と要請した。

酪農基本政策確立要求

一九六九年一月三〇日、日本酪農政治連盟は東京・日比谷公会堂において「全国酪農民総決起大会」を開催した。大会には三五〇〇名の農民が参集、①乳製品輸入反対、②酪農基本政策の確立、③二月から乳用原料乳価キロ当り七円三六銭（一八〇cc当り一円三六銭）値上げ、④加工原料乳保証価格の引上げなどの提案を協議決定したのち、国会・政府・大手メーカーにたいしこれを要請した。

二月一九日、六七年一一月の全国農協大会の決議にもとづく「農協酪農対策中央協議会」の設立総会が東京・日経ホールで開かれた。協議会は加工原料乳保証価格および飲用原料乳指導価格の引上げ要求の運動を展開することを決めた。

乳価・豚価要求運動

六九年三月七日、農協中央会・連合会長会議は、生産費・所得補償方式によって乳価を、生産費補償方式によって豚価を算定した要求価格を決めた。これによると、飲用原料乳取引指導価格はキロ当り七二円七六銭（現行より二一円九六銭高）、加工原料乳保証価格はキロ当り五六円九五銭（一四円四三銭高）、豚肉安定基準価格はキロ当り平均三六九円である。

三月二五日、全中と農協酪対協は東京・産経ホールに酪農家代表約一八〇〇名を集め「乳価・豚価要求全国農協代表者大会」を開催した。大会はさきに決めた要求価格を確認し、さらに還元乳・合成乳禁止、乳類・カゼイン輸入抑制要求等を決定、また酪農基本政策確立を政府に要求することを決議した。その後、代表団は要請書をもって政府機関と各政党を歴訪した。

北海道酪農民の運動

ホクレン（北海道酪連）は四月一七日、乳業会社と乳価交渉を開始した。すでに一九六七年、十勝管内の八農協で設立した協同乳業は、基本乳価のほかにキロ当り八〇銭の補導事業費を支払っていたので、その協同乳業への出荷を希望する酪農協が増加したため、国会・政府あいだに雪印乳業や森永乳業より協乳へ出荷先を変更する動きが出てきた。

一〇月二一日、全農連主催の「緊急全道酪農民代表者集会」が札幌市において、約一〇〇〇名の代表者を集めて開かれた。集会は、「雪印と森永はゼロ回答を撤回せよ」と決議し、このあと道庁当局と乳業大手に抗議をおこなった。

北海道農協酪対協と酪農団体は一二月一七日、札幌市・建設会館

で「全道酪農民代表者会議」を開き、①補給金予算の獲得、②乳製品輸入制限、③農協系統による乳製品工場の建設、等を決議し、また雪印乳業にたいする乳価交渉を開始することを決めた。また六九年三月一三日には、札幌市・共済ビルにおいて、道内酪農六団体共催の「全道酪農民代表者大会」が開かれ、八〇〇名の酪農民が参加した。大会は六九年度原料乳要求保証価格五六円九五銭の確保、加工原料乳を全量補給金の対象とせよ、などを決議した。

九州酪農民の運動

南九州三県酪農政治連盟と指定生産者団体は五月一四日、熊本市の県立図書館に酪農民約一〇〇〇名を集め「生産者乳価地域格差是正三県統一酪農民総決起大会」を開催した。この「格差」というのは、六七年度全国平均乳価五〇円三〇銭にたいし、熊本四八円二九銭、鹿児島四七円五〇銭、宮崎四七円というように、キロ当り平均二円の開きがあったことを意味する。大会は、乳価キロ当り五円値上げを決議し、参加者は市中デモ行進して乳業メーカーと農政局に決議事項の実現を申入れた。

宮崎県酪農協連は八月下旬、すべての取引乳業会社にたいし、九月以降キロ当り乳価キロ当り二円六〇銭アップを要求した。

東海地方の乳価運動

東海市乳地域(愛知・岐阜・三重)連絡協議会は、四月二五日、酪農民代表者会議を開き、闘争資金として「キロ当り一〇銭積立て」、「一県当り日産二〇トンの出荷拒否」を実施する方針を決定した。そして、キロ当り五円値上げ要求を提出して乳業大手四社との交渉にはいった。さらに七月九日には、東海三県乳価対策実行委員会は、時差出荷・出荷先変更などの戦術を決定し、乳価交渉を強力にすすめた。

静岡県指定生乳生産者団体は、四月末の乳価交渉決裂にともない、雪印乳業にたいし出荷先変更の実力行使でたたかってきたが、七月一日にはそれを解除、つづいて七月一一日より雪印以外の大手メーカーにたいし出荷先変更でたたかうことを決定した。なお県内三四の中小メーカーとは一円五〇銭値上げで交渉は妥結した。

(2)　葉たばこ価格闘争

耕作面積削減反対運動

日本専売公社は一九六八年八月三一日、葉たばこの在庫過剰とタバコの販売停滞を理由に、六九年度葉たばこ耕作面積を一七・八%削減する方針を内定した。これによると、六八年度公示面積八万七四五〇ヘクタールから七万一八八三ヘクタールに縮小することになる。九月九日、東京・ホテル・ニュージャパンで開かれた「たばこ耕作審議会」に一三・六五%(一万一八五五ヘクタール)削減案を諮問した。

全国葉たばこ対策共闘会議の代表五〇人とたばこ耕作組合代表約一〇〇人は、審議会の会場におしかけ、減反反対の意思を表示した。共闘会議の代表者は審議会場で東海林専売公社総裁に面会し、①耕作面積削減は専売行政の失敗を農民に押しつけるもので、減反には反対である、②収納所の統廃合は中止されたい、③葉たばこ買入れ価格は「生産費・所得補償方式」で算定せよ、と申し入れた。

審議会においては、公社側の削減案と耕作者側の増産案の両意見が対立し九・一〇両日中に結論が出せず、一一日、耕作面積一〇・八九%削減の答申が決まった。

葉たばこ価格審議の紛争

葉たばこ価格を審議する審議会の開催を前に、全国たばこ耕作組合中央会と全国たばこ耕作者政治連盟は一一月二六日、東京・都市センターホールに約一〇〇〇名の耕作者代表を集め「全国たばこ耕作者大会」を開いた。大会では、①葉たばこ価格は生産費・所得補償方式で算定し大幅に引き上げよ、②大蔵省が考慮中という現行専売納付金制度の消費税制への移行に反対する、などが決議された。散会後、参加農民は国会・専売公社までデモ行進し、政府・自民党に要請をおこなった。

一二月一六日、全国葉たばこ共闘は東京・社会文化会館で「葉たばこ価格大幅引き上げ要求全国農民大会」を開いた。参加者約一〇〇〇名で、次の各項を決議した。

(1) 六九年産葉たばこ価格は生産費・所得補償方式により一〇アール当り平均二二万円とすること。

(2) 原料葉たばこは国内需給を基本として決め、外葉は輸入するな。

(3) タバコ消費税制と葉たばこ生産合理化反対。

このあと、参加農民代表は大蔵・農林両省と専売公社、自民党へむけ要請行動をおこなった。

一二月一八日、東京・ホテル・ニュージャパンでたばこ耕作審議会が開かれ、公社は前年比二・一四%増のキロ当り五六三円四一銭の収納価格諮問案を提示した。この案(二・一四%アップ)はこの一〇年来最低の値上げ率で、昨年の二・六五%アップ案をさらに下回っているため、耕作者側委員は猛反対し、審議はまとまらず、二日目の一九日には審議中断のまま翌年一月に会議を再開することで一応打切りとなった。

一九六九年一月九・一〇両日、東京・赤坂プリンスホテルで再開された審議会は、耕作者側要求九・三%アップ案と公社側二・一四%案の対立で審議はすすまず、一二日に延期された会議でようやく妥協が成立、平均四・六%(キロ当り五七六円)引上げを答申した。公社は答申どおり価格を決定した。

(3) 麦・甘藷・でんぷん・果実価格闘争

麦価引上げ要請運動

六八年六月二〇日、東京・第一生命ホールで参加者約一〇〇〇名のもとに「麦価要求・新米審反対全国農協代表者大会」が開かれた。大会は、六八年産要求麦価各一俵につき小麦三九一二円(対前年比八七八円高)、大麦三三〇六円(六八〇円高)、はだか麦五〇五六円(一八九八円高)を決め、散会後政府各部局に代表団が要請行動をおこなった。翌二一日、農協は「麦価要求代表者集会」を開き、二二日には代表が自民党本部につめかけ「政府諮問麦価では農家はつぶれる」と党幹部へ要求実現方を要請した。

しかし米価審議会は二四日、諮問案(小麦三〇七〇円、大麦二四三一円、はだか麦三二九九円)どおり答申、あわせて麦問題の根本的検討の必要性につき建議した。政府は答申どおりに麦価を決定、農協の運動は価格引上げの効果なしにおわった。

いも・でんぷん価格運動

六八年九月一九日、いも・でんぷん主産道県農協中央会・いもでんぷん類対

策委員会合同会議は、いも基準価格要求額を決定、農林省や自民党に陳情した。一〇月四日、全中は全共連ビルで「いも、でんぷん主産県農協代表者会議」を開き、約五〇〇名参加のもとで要求価格を決議、さらに、いも・でんぷん価格安定措置を政府に要請することを決めた。散会後要請行動にはいった代表は、翌日以後も一〇〇名前後で関係政府部局に波状要請をつづけた。

政府は一〇月一〇日、でんぷん原料基準価格を決定した。農民代表の要請行動もこの間つづけられたが、価格要求とともに「コンスターチ輸入制限、イモの政府全量買上げ」等の要求もだされた（九州代表）。

全中・全販連・生産県経済連などで結成した「いも・でんぷん研究会」は六九年二月、その結論として、①原料用いもの支持価格は再生産確保をむねとし毎年三月末に決める、②今後は不足払い制を採用せざるをえない、ということであった。

ミカン価格をめぐる運動

一九六八年は、ミカンその他果実価格が低迷ののち暴落し、生産農民の痛手は大きかった。果樹農家の価格運動がおこったのは当然である。二月一二日、大分農協ミカン対策協議会は、大分市・文化会館に約二〇〇〇名の農民を集め、「県生産者総決起大会」を開いた。大会は、①青果物流通の抜本的改正、②価格安定制度の確立とミカン学校給食の実施、③生果および加工品の輸出促進と外国果実の輸入阻止、④課税適正化と特別立法による長期低利資金の融資、⑤ミカン農政の確立、等の要請事項を決定し、運動を展開することにした。ミカン農家の県大会への結集はこれが始めてである。

つづいて二月一五日、福岡市民会館において、二〇〇〇名の農民参加のもとで「九州ミカン生産者総決起大会」が開催された。この大会でも、価格安定補償制度や輸出振興策の確立などの要求が決議され、また一戸当り一〇〇円カンパにより運動資金を集め、全国的にミカン生産農家の危機突破運動を推進することが決定された。二月二八日、九州各県生産者代表は農協全中の協力のもとに上京、政府・与党その他各方面に陳情した。

六八年一〇月一二日、甲府市・農協会館前広場で「山梨県果樹災害対策生産者総決起大会」が開かれ、約一五〇〇名の農民が参加した。これは、モモ灰星病・ブドウねむり病などによる被害の補償対策をもとめて開かれたもので、天災融資法の適用、被害農家への免税措置、県独自の災害融資要求などを決議した。

六九年二月二五日、和歌山市・農協会館において、ミカン・ハッサク・ウメ生産農民約五〇〇名を集めて「和歌山県果樹生産者決起集会」がもたれた。これは、果実の価格低落、農業収入低下の状勢のもとで、政府の企画しているグレープフルーツ輸入自由化措置を阻止し、すすんで果樹作振興対策を確立しようとの目標で開かれたのである。また愛媛県でも松山市・市民会館で、農青協・農婦協の共催で「第四回愛媛県農民集会」が開かれ、一七〇〇名の農民が集まり、食管制堅持と果実の生産・流通・価格対策の確立要求が決議された。このように、六八年から六九年にかけて果実農家も各地で動きだしたのであるが、いまだ積極的な対資本・政府価格運動にはなっていない。

トマト価格交渉

加工原料用トマトの価格決定をめぐり、農民と加工資本との交渉の結果、六八年一一月、愛知・岐阜両県においてキロ当り一三円三〇銭（対前年比一〇銭高）で妥結

した。しかし他の諸県で交渉は難航した。すなわち、長野では生産者側要求一五円にたいし、パッカー側は基準価格一三円プラス奨励金二一銭を主張してゆずらず、交渉は物別れに終わった。福島・茨城・栃木では三県の生産者は合同して交渉に当たり、一五円八一銭を要求、パッカー側は一三円プラス奨励金二〇銭以上は出せぬと主張、交渉は難航した。青森・岩手・群馬は三県合同交渉にはいったが、これも難航。けっきょく、一二月下旬、生産者側要求を大きく下回る価格で妥結した（長野一三円二六銭、三県合同価格一三円三〇銭）。

4　土地取上げ反対闘争

(1)　成田空港建設・軍事基地反対闘争

ボーリング阻止闘争

成田新国際空港建設反対の闘争は、一九六八年前半期まで、時には反対同盟・支援学生と警察機動隊との流血の激突までひきおこし、激しくたたかわれてきたことは、本年鑑第三九集四六八ページ以下で記録したが、次に同年六月以降の運動経過を概記しよう。

六月一五日、公団職員が移転農家の物権調査をおこなっているのを発見した三里塚・芝山連合反対同盟員は非常呼集ドラやサイレンなどで農民・学生二〇〇余名を集め、機動隊と衝突した。これ以後、同盟は連日二〇〇名前後の動員をかけ、警官隊に守られて調査している公団職員にたいし「帰れ、帰れ」を連発して抗議をつづけた。このため物権調査の計画は予定よりおくれ、公団側は地質調査・ボーリング実施のために決断をせまられるにいたった。反対同盟は情勢の切迫を前に六月三〇日、成田市三里塚第二公園で「空港粉砕・水準測量・ボーリング調査阻止全国総決起集会」を開いた。この集会には、高速自動車道反対同盟の農民や沼田ダム建設に反対している農民など、その他支援団体を含めて約一三〇〇名が参加した。

八月八日から一〇日までの三日間、反対同盟は六〇名の抗議団を編成して上京、東京・赤坂の東京新国際空港公団の事務所に進入し、六時間にわたって総務部室を占拠し、ボーリング実施計画に抗議した。別の一隊は老人行動隊を中心に皇居・宮内庁に押しかけ「御料牧場を政府・公団に売り渡すな」と申し入れたが、入門を拒否された。その後抗議団は戸村委員長を先頭に運輸省におもむき、大臣室前に座りこんで官房長らに抗議した。また同月一六日から二三日まで、反対同盟婦人行動隊員三〇余名が上京して都民に空港反対を訴え、街頭で資金カンパをおこなった。

八月二四日、反対同盟は駒井野第一標点跡において現地総決起集会を開いた。約一〇〇〇名の農民たちが鎌や竹槍をもって集合、ボーリング阻止のため最後までたたかうと戸村委員長や内田行動隊長が決意を述べ、散会後天浪養蚕場までデモ行進した。

空港建設プラン縮小

激しい農民の抵抗にあって建設計画の遅延を来たした公団は、八月にはいってついに計画を縮小、八月八日、そのマスタープランを発表した。これによると、四〇〇〇メートル滑走路一本・貨物ターミナル・旅客ターミナル等の施設と東京――空港間の鉄道・道路の建設である。当初計

画では、このほか二五〇〇メートルと三二〇〇メートル滑走路を含む一〇六〇ヘクタールの空港を一九七〇年春までに完成させようというものであった。公団は用地買収に手間どり、当初計画の予定期間内実現不可能と判断し、第一期工事として右の縮小計画を決定したものである。このマスタープラン発表後、公団当局は九月にも土地収用法を適用し「公共用地の取得」条項により強制買収にふみきる模様であると新聞は報道した。

空港粉砕全国総決起大会

一〇月末ごろから条件派農民との交渉のため公団職員の現地立入りは再び活発になった。一〇月三一日以来一一月初めにかけて天浪部落に来た職員は見張りの農民や学生に見つかりその都度大衆動員によって追い返された。一一月二四日には、反対同盟主催「空港粉砕・ボーリング実力阻止全国総決起大会」が三里塚第二公園に開催された。大会には反対同盟の農民のほか、砂川基地反対同盟・八街反対同盟の農民や反戦青年委員会の労働者や旧「三派全学連」学生など約八〇〇〇名が集まり、「七〇年安保粉砕・ボーリング実力阻止」を叫んで、散会後は空港予定地内を木の根部落までデモ行進した。この日も青年行動隊など多数農民が鎌や角材を持参したことが注目をひいたが、待機した機動隊との衝突はなかった。なお一一月一八・一九日、千葉地方裁判所において、さきに反対運動中暴力行為等の疑いで起訴された被告三七名の統一公判がおこなわれたが、被告人のヘルメット着用問題がもつれて実質審議にはいらずに終わった。

空港事業認定粉砕大会

一九六九年にはいって、成田空港反対運動は新しい情勢をむかえた。それは、政府・公団側が用地買収の遅滞をこれ以上放置できず、「三月に用地買収、四月整地開始」にふみきることが予想されたからである。反対同盟では二月二六日、菅沢老人行動隊長は「死ぬ覚悟でブルトーザーの前で戦う」と宣言して、老人を中心に「決死隊」を組織した。二月二八日、衆院運輸委員会で原田運輸大臣は「新空港完成後は米軍機および米軍チャーター機の使用は断われない」むね言明した。反対同盟は、七〇年末空港建設完了のためには最低限一〇月には本格的工事の着行が必要であると判断、切迫した情勢に応じて三月末全国的な大衆動員を計画した。そして天神峰闘争本部を中心に、日直とパトロール体制を復活した。

公団側はこのような反対同盟の抵抗の間隙をぬって条件派農民との買収交渉をすすめて来たが、三月一一日、芝山町長が「たとえ土地収用法が適用されても、法手続きとしての町長告示はおこなわない」と言明したことによって、今後の計画進捗に重大な困難が予想されるにいたった。これは同日、町長・町議会が開いた空港視察報告会の席上、出席した反対同盟派農民に追及された結果言明したもので、その席で町長は今後町として空港建設に反対してゆく、「町長告示」はおこなわぬ、と公約したのである。

三月三〇日、反対同盟は公団の事業認定と道路建設工事着工がせまっているとして、事前にこれを阻止するため、「三里塚軍事空港事業認定粉砕全国闘争集会」を天神峰現地闘争本部前で開いた。地元農民のほか全国から支援労働者・学生など約四〇〇〇名が参加、戸村委員長は「七〇年闘争は三里塚闘争から始まっている……」と、空港反対運動の意義を強調し、あくまで建設阻止に努力すると演説した。

水戸射爆場返還要求運動

六九年一月二四日、勝田市中根地区の誤爆事件を契機に水戸射爆場用地返還を要求する運動がふたたびもり上がった。この射爆場に隣接して東海村に原子力関係施設が建設された五九年四月以来、返還要求が出されていたが、六六年六月二七日の新島移転日米共同声明、六八年四月新島移転正式通告までは、運動は主に地元民の陳情運動のかたちでおこなわれてきた。しかし六九年の誤爆事件をきっかけに、地元農民を中心に激しい抗議集会が開かれた。すなわち二月はじめ那珂湊市では約一〇〇〇名の農民集会、同月二二日には水戸市・第二中学校庭で水戸射爆場返還推進本部主催の「射爆場返還促進県民大会」等。この大会には約五〇〇〇名が集合、米軍射撃訓練の中止、返還時期の即時確定等を決議した。しかし新島島民および美濃部東京都知事の受入れ拒否にあい、移転は難航している。

新島では、防衛庁が自衛隊ミサイル試射場設置を決定して以来、農漁民・支援団体の反対運動が激化した。六一年三月、新島ミサイル反対闘争支援共闘会議の労働者多数が機動隊と衝突し、オルグら八名が住居侵入・暴力行為の疑いで起訴され、六四年一〇月、全員有罪の判決があり、それ以来裁判闘争がすすんでいる。このとき、水戸射爆場の新島移転が発表されたので、軍事基地反対運動は社共両党・総評東京地評その他支援団体の共闘体制のもとにますます激化の道をたどっている。

立川米軍基地反対闘争

一九五五年以来、東京・砂川町の農民たちは、「砂川基地拡張反対同盟」を結成して、立川飛行場滑走路拡張計画にたいする土地取上げ反対闘争をつづけてきた。とくに一九五六年には社共両党・総評・全学連など支援団体の共闘で激しい実力行動をおこない警官隊と衝突し、拡張計画の推進を阻止した。その後、ベトナム戦争の進展とともに米軍・日本政府の基地拡張計画は、中止されることなくすすめられた。一九六七年には反対同盟を中心に、反戦青年委員会の労働者、「三派系全学連」の学生らによって反対運動はふたたび激化し、それ以後、拡張予定農地に旗を立て、ざんごうを掘って泊りこむなど米軍機飛行妨害がつづけられた。こうしたなかで一九六八年末、在日米軍司令部は防衛施設庁にたいし、立川飛行場滑走路延長要求は撤回すると通告したので、政府も延長計画を中止した。これで砂川闘争は一応の勝利を得たわけであるが、米軍と日本政府は滑走路延長はしないが、拡張予定地を航空障害物制限区域として使用するため用地買収は実施する意向といわれ、今後も反対運動はつづけられるものとみられる。

板付基地移転反対運動

米軍飛行機の九大墜落事件をきっかけに、福岡・板付基地の移転問題が表面化し、政府当局は六八年八月、その移転候補地として佐賀県肥前町切木地区をあげた。しかし地元農民は同年四月以来「農業振興三ヵ年計画」をたて畑地農業の経営拡大をすすめているときでもあり、基地受入れには絶対反対すると決定、反対運動をつづけている。

その他の空港・基地反対闘争

六八年六月、鹿児島県当局は姶良郡十三原台地に大型空港を建設する計画を地元に内示した。この地区を耕作している同郡溝辺町の農民は、これまで農業構造改善事業による大型農家モデル地区設定に努力中であるとして「空港建設絶対反対期成同盟」を結成して反対運動をつづけている。

長崎県佐藤知事は六九年三月、大村市箕島に大型空港を建設する計画を発表した。地元農民はただちに「箕島空港設置絶対反対同盟」をつくり反対運動を開始、市議会や市当局に反対陳情をおこなっている。大村市には、これとは別に大村空港拡張計画にたいする漁民・労働者の「大村空港建設絶対反対期成同盟」の運動があり、右の両同盟の共闘体制がくまれると予測される。

鳥取県自衛隊美保基地の拡張計画は一九五六年いらい政府によって推進され、六八年六月、佐藤首相が板付代替地として美保基地の名をあげたことから、反対運動はふたたび激化した。六八年八月一八日、拡張反対・ジェット基地化反対の鳥取・島根両県総決起大会が米子市・篠津小学校庭で開かれ、両県の県評やべ平連、鳥取大学生ら約一五〇〇名が参加し、反対行動を決議したのち、基地ゲートまでデモ行進がおこなわれた。

山梨県北富士演習場の返還を要求して、同地区忍草の農民を中心に着弾地座りこみ等の戦術で長い間反対運動がつづけられてきたが、六九年七月五日、米軍キャンプ・フジ司令部は防衛施設庁を通じて、「八日以後梨ケ原のライフル実射訓練は中止する」と地元へ通告してきた。これは返還闘争の大きな成果とされているが、政府は米軍の返還を実現するには自衛隊演習場設置が条件だとして、その線で米軍と交渉中といわれるので、「忍草母の会」などによる反対運動は今後もつづくとみられる。

(2)　高速道路建設をめぐる運動

縦貫道路建設の遅延

東北・中央・北陸・九州・四国全国縦貫自動車道路建設計画は、一九六七年度大幅に遅延した。土地所有者と建設当局とのあいだに、買収交渉が計画どおり進展しなかったのが主な原因である。六八年にはいってからも、事情はそれほど変わっていない。

六八年七月中旬、高速自動車道の路線変更闘争をつづけてきた長野（中央道）、福島・岩手（東北道）、岡山（山陽道）の関係農民代表は、建設省道路局長にたいし、道路建設に当たり道路公団や県当局が現地の実情を無視して計画をすすめていると抗議、補償や代替地の問題について申し入れた。また全農総連は九月二六日、高速自動車道対策全国地権者会拡大実行委員会を開き、「用地補償価格は一方的に提示するな」等一四項目を決定、このむね日本道路公団に要請した。次に各地の主要な運動の経過を記録する。

東北縦貫道の土地買収交渉

東北縦貫道路計画にともなう土地取上げ反対闘争から、路線変更の条件闘争に転換しながらも、高速道路建設反対福島県共闘会議を結成してたたかってきた（本年鑑第三九集四一七ページ参照）福島県の農民は、木村県知事の拒絶にあったのちも運動をつづけ、その後交渉決裂状態におちいった。

同じ東北道の縦貫する栃木県の農民は「東北自動車道緊急地権者会」を結成したが、一〇月二日、道路公団の買収方針には反対、基本的なくいちがいの解消せぬかぎり作業はいっさい中止せよ、と県当局及び開発公社・道路公団に申し入れた。県及び公団側は、東北道は地元民の誘致があり、国策として計画されたものである。必要な土地は土地収用法改正後の方針にもとづき買収する、との方針を

一方的に提示し、またその買収価格は地権者側の要求する東名道路並みの価格より相当に低いものとなったため、地権者の反発をまねいたのである。

一〇月末には、栃木・福島・宮城・埼玉・群馬の地権者団体間に共闘体制が組まれ、「東北道対策地権者会議」が開かれ、今後の方針を決定した。一一月九日、栃木の地権者会と道路公団との間に団体交渉がおこなわれ、補償価格、その他の条件について話し合ったが、公団側の具体的回答が出されず、結局、ひきつづき「交渉中止」の現状を維持することになった。一一月二五日、同地権者会は県当局・県開発公社と交渉したが明確な回答はひき出せずに終わった。翌六九年三月一三・一四両日、東北道第一次路線地区の地権者代表と公社・県当局との買収価格交渉が始まったが、公社の提示価格が東名道価格を大幅に下回る一等地一〇アール当り一六〇万円で、算定基準も不明確だったため、この交渉も不調に終わった。

中央高速道の土地買収交渉

九月一三日、山梨県中央道補償対策地権者協議会は、県下一一の地権者会とともに、県・公団にたいし、測量開始に当たり四者の確認事項を守ること、土地買収には個々の妥結はやらないこと、などを申し入れた。一二月七日、同じ補償対策協と北巨摩郡中央道地権者協議会は会長会議を開き、地権者無視の公団の作業実施は許せない、との態度を決定、小渕沢地区の幅グイ打ち作業の中止を公団に申し入れた。六九年一月一三日、補償対策協と北巨摩連絡協の合同会議は、昨年一二月七日以来の作業停止は解除することを決定し、今後の交渉をすすめることにした。

山梨県都留市中央道被買収地主組合連合会は、すでに用地買収に同意していたが、二月中旬、都留市公民館に旧地主二五〇人を集め総決起大会を開いた。これは「用地買収価格是正」をスローガンにした集会で、「インチキ買収無効」「三・三平方メートル当り一万円アップ」と書いたプラカードをもって市中をデモ行進したのち、道路公団都留工事事務所に押しかけ価格是正を要求した。

(3) その他の土地闘争

成田ニュータウン建設反対闘争

成田国際空港とあわせて、成田市八代台地にニュータウンを建設する計画が発表されて以来、地元農民は「成田ニュータウン反対同盟」（武田彦衛委員長）を結成し、①山林取りつぶしによる水害の危険、②住宅化による汚水公害、③農地買収は失業に結びつく、④転業の困難、などの理由で反対運動をはじめた。同盟には当初被買収者五八〇人の大部分がはいっていたが、六八年五月になると条件付賛成派が発生し、参加者は三〇〇人に減った。そのうち積極的反対運動をすすめている部落は江弁須部落（三三戸）・八戸（九〇戸）・米野（一八戸）である。

高滝ダム反対運動

千葉県市原市小谷旧地区に高滝ダムを建設する計画が六八年にいよいよ本格化し、地元農民は「地元に何の相談もない一方的計画である」と反対している。六九年二月三日、小谷田町内会代表は友納県知事と市原市議会に「工業用水のため犠牲になるのは反対」と抗議した。

一九四八年いらい建設省がすすめている秋田県雄勝郡の川井ダム

建設計画にたいし、地元の川井部落の農民は「川井ダム反対期成同盟」を結成し、「水没被害者の補償も十分でなく、建設目的もハッキリしないダムには絶対反対」と、二〇年にわたり反対運動をつづけている。

群馬県の沼田ダム建設反対運動も一九五六年に計画が発表された。反対運動もそれ以来つづけられ、〝まぼろしのダム〟の異名をとるにいたった。同じ群馬県の下仁田ダム建設計画にたいしても、六八年四月一四日下仁田農協総会は反対決議をおこない問題化した。同県長野原町に予定されている八ツ場ダム計画をめぐり、数年来、絶対反対派と条件派に分かれ紛争がつづいている。反対派は社共両党ほか革新団体の共闘体制をととのえ運動している。このダムが建設されると、農地と古くからの河原湯温泉が水没するので影響は大きく、六九年にはいると建設省の工事強行が予想され緊張をつづけている。

5　出かせぎ農民の運動その他

失業保険法改正反対の動き

一九六七年、失業保険法一部改正法案が第五五特別国会に上程され、これにたいし全日農・総評など労農団体が激しい反対運動を展開したことは、本年鑑第三九集四七四ページ以下に記録したとおりである。同法案はついに廃案となったのであるが、労働省はこの法案内容を再検討し、三たび国会に提案するため、中央職安審議会に改正事項を諮問した。審議会は一九六九年一月二五日、全日農・全農林・全日自労・農村労連などの代表者をまねき参考意見を聴取した。

全日農・総評・中央労農会議・社会党でつくっている全国出稼者大会実行委員会は、失保改正反対運動を通じて出かせぎ者の利益を守るため、六九年二月一六日、東京・社会文化会館で第五回全国出稼者大会を開催した。この大会は、東北地方出身の出かせぎ農民を中心にした集会で、事実上は東日本大会であり、これとは別に西日本出稼者大会は三月九日、大阪で開かれた。出かせぎ者の数は、官庁統計の上では二〇万人余となっているが、統計に把握されない事実上の出かせぎ者は一〇〇万人に近いといわれており、これにたいし出かせぎ者の組織は全国で八〇組合、一万五千人余で、未組織部分が圧倒的に多い。第五回大会はこの実情に注目し「たたかいの成果をふまえ、地域にも職場にも出稼者の組合を」を合言葉として、組織づくりに重点をおいて討議した点に特色があった。

東日本大会　二月一六日の東日本大会には東京・神奈川を中心に出かせぎしている農民約一〇〇〇人が集まった。まず栗林三郎実行委員長の運動経過報告、大会基調報告があった。そのなかでこれまでの運動の成果として、六八年に「建設業附属寄宿舎規定」（労働省令）が出されたこと、また地方では自治体を動かして労働災害共済制度の創設や出かせぎ相談所の設置等をかちとったこと、などが報告された。そして今後の運動は、「失保改悪阻止・窓口規制反対・宿舎規定を遵守させる闘争」に重点がむけられること、何よりも「出稼者の組合づくり」が大事である、と指摘された。

討論の結果採択された決議は「出稼者の諸要求に関する決議」「失保改悪阻止に関する決議」「建設業における寄宿舎規定の遵守ならびに不良業者一掃に関する決議」「万国博工事現場の労働条件改善のため労働組合で団結し運動を進めよう」等であり、このほか「出稼者の賃金宣言」を決定・発表した。この宣言によれば、単純工場出かせぎ労働一八〇〇円、一般土建労働二六〇〇円を最低基準賃金として、この最低基準以下では就労しない、また基準以下の賃金はこの基準まで引上げるよう運動しよう、と述べられている。

討論では、賃金問題が熱心にとり上げられたが、組織問題では出かせぎ者の地元での組織化と出かせぎ職場での組織化の方法が論議された。職場では常雇労働者と出かせぎ労働者との関係に問題があり、総評や建設関係の労働組合は積極的に出稼者を守り、その組織化に協力してほしい、と強い要望が出された。

西日本大会　三月九日、大阪で第五回全国出稼者大会西日本大会が約二〇〇名の出かせぎ農民の参加によって開かれた。大会の分散会における討議は賃金を中心に労働条件の問題が熱心にとり上げられ、不良飯場廃止問題、出かせぎ収入課税免除問題等についても論議された。西日本では出かせぎ者の組織化は東日本に比べ非常に立ちおくれており、組織づくりの必要性が強調された。

東日本大会および西日本大会終了後、それぞれの代表団が労働・建設・農林・厚生各省や東京都、万博協会、大阪労働基準局、大阪市等へ要請行動をおこなった。（出稼者大会の宣言、基調報告、決議、討議内容等、詳細は全国出稼者大会実行委員会編『闘いの成果をふまえ地域にも職場にも出稼者の組合を』一九六九年四月刊、全日農『農民運動資料』六九年四月号、『農民新聞』六九年二月一五日号、同二五日号および中央労農会議編『労農提携情報』復刊第二号、六九年三月刊等を参照。）

農村労連第五回大会

農村労働組合全国連合会は一九六八年八月三一日、第四回中央委員会を開き、執行部提案の「闘いの総括と当面の活動方針」案を討議、決定した。方針のなかで、賃上げ、夏季手当と有給休暇要求、失保打切り反対等諸闘争や、参院選挙、ベトナム農民支援「米一にぎり運動」、安保条約終了通告署名運動、原水禁世界大会、母親大会等についての取組みが総括されている。

農村労連第五回定期大会は、一九六九年三月二八・二九両日、東京・全日通会館において、二六府県代議員六九人、評議員二一人の出席のもとに開催された。佐藤書記長より六八年度一般活動報告、六九年度運動方針案等の説明があり、中山監査の会議報告があった。二日の討議ののち、大会は執行部提案の運動方針を万場一致で可決、大会宣言を発し、役員を選出して閉会した。新役員には、中央

執行委員長大塚辰紀（長野、再）、副中央執行委員長藤ノ木利一（新潟、再）、宮崎力（福岡、新）、書記長佐藤幸夫（山形、再）。なお運動方針や主要な発言内容および新役員氏名は機関紙『農村労働者』（月二回刊）一九六九年三月一五日号と四月一五日号に掲載されている。

災害補償要求運動

都市公害がひろがりつつある一方、農村でも各種の災害が瀕発し、とくに工場廃液による農村住民の健康障害事件が相ついで起こり、これにたいし農民の抗議、災害補償を求める運動が各地で起こされた。代表的な事例を次に記録しておこう。

㈠　新潟県加治川堤防決壊事件――一九六八年夏起きた加治川堤防決壊による河水氾濫は二年つづきの大事故で、これにたいし地元農民一八名は、八月二八日、堤防復旧工事に欠陥があったための水害であるとして、国および県にたいし損害賠償三五一七万円を要求する訴訟を新潟地方裁判所に提起した。同日、全日農新潟県連の組合員や弁護団はじめ支持団体員約八〇〇名は新潟市・県信連ホールに集合、「加治川水害裁判支援県民大会」を開き、あくまで国・県当局を追及し、訴訟を支援してたたかうことを決議、散会後市中デモ行進をおこなった。

㈡　富山県神通川流域「イタイイタイ病」事件――神通川流域農村地帯に発生した「イタイイタイ病」については、荻野昇医師ほか数名の研究と治療活動によって、三井金属鉱業神岡鉱業所の排水に原因があることが明らかとなり、大きな社会問題となったが、会社側の頑強な否定によって真相は判明せず、この間病人が続出した。しかし六八年五月、厚生省はついに同病の原因は神岡鉱業所の排出するカドミウムにあることを公式に認めた。富山県婦負郡婦中町の患者および遺族二八名は三井金属鉱業を相手どり慰謝料六一〇〇万円請求の訴えを富山地裁に提起、その第一回公判が五月二四日開かれた。

㈢　熊本県水俣および新潟県阿賀野川流域の有機水銀中毒事件――いわゆる「水俣病」の原因は新日本チッソ水俣工場の排出する廃液に含まれるメチル水銀化合物であることが判明、厚生省も九月二六日、それを確認するにいたった。チッソ工場側は最後まで責任を自認せず、わずかな見舞金を患者に出したにすぎなかったが、ついに自社の責任を認めざるをえなくなった。一方、新潟の阿賀野川流域の患者たちは、昭和電工鹿瀬工場の廃液が罹病の原因であると主張してきたが、これも会社側に拒否され、政府の見解もあいまいなものであった。ついに「阿賀野川有機水銀中毒被災者の会」の地元代表二五人は九月二七日、科学技術庁にたいし「なぜ真犯人をぼかすのか」と強い抗議をおこなった。

㈣　茨城県石岡のアルコール工場廃液災害事件――一九五九年以来、石岡市の農民一二一人は、稲作の被害が山王川上流にある国営アルコール工場の廃液放流によるものとして国に抗議し損害賠償を要求し、裁判で争ってきた。六八年四月、ようやく最高裁は、稲作被害の原因はアルコール工場の窒素分を多量に含む廃液にあると判定、農民側の主張を認めた。

㈤　福岡県八女市内水田の製紙工場廃液による被害事件――福岡県八女市農協上妻支所管内の水田被害が同地区水系上流の六製紙工場の悪質廃液によるものである、と関係農民は六社にたいし八月一九日、損害賠償を要求した。そして九月三日の第三回交渉で、会社側は全面的に農民の主張と要求を認めた。

(六) 富士川火力発電所建設反対闘争――静岡県富士地区の一六の農協は、富士市に東京電力火力発電所を建設する計画に反対して運動を起こした。六八年一二月、斉藤富士市長にたいし「火力発電所の誘致建設により大気汚染が現在以上にひどくなる危険がある、これ以上悪化しないという保証のないかぎり建設に反対である」と申し入れた。三月一一日、農協青年部の農民約三〇〇人は、富士市公害対策市民協議会と共同して富士市議会に押しかけ、発電所建設案審議中の会議を傍聴したが、建設案は可決されなかった。この会議で建設案が可決される気配があったのである。このあとも、ミカン生産農民を中心に、地区農青連や農協等の農業団体が一致して反対運動をつづけたが、七月一一日の市議会全員協議会において、豪雨対策の名をかりて抜きうち的に発電所建設案を可決した。

3 農民団体

1 全日本農民組合連合会

第六・七回中央常任委員会

全日農は一九六八年八月二三日、第六回中央常任委員会を開き、「消費者米価値上げ反対と食管制度堅持ならびに出荷期闘争の推進に関する方針」を決定し、またそれまでの闘争の総括をおこなった。

次いで一〇月一八日、第七回中常委では政府の計画している食管制度改廃、予算米価制度の実施、「総合農政」の推進にたいする阻止闘争の方針を討議し、社会党の提唱した「食管制度改悪阻止百万人統一行動」を支持することを確認した。また翌一九日招集した「米作十県共闘会議」ならびに「関東・東海ブロック会議」でも右の統一行動支持を決定した。全日農はこの統一行動を成功させるため、①部落懇談会・町村単位の集会をもとに予算米価粉砕、食管制堅持の要求をまとめ、②地域農民の要求、農協民主化問題等とも結合させ自治体への要求行動をおこす、③さらに県段階の集会をまきおこし、全国統一集会に総結集させる、④全日農はそのため一万人動員にとりくむ、との方針を決定した。

食管制改悪阻止行動

一一月五日、岡山市で「全日農西日本府県連代表者会議」が開かれた。さきに開催された米作十県共闘会議につづいて、西日本における予算米価粉砕・食管制改悪阻止行動をもりあげるためである。この会議で、予算米価粉砕の〝一二月米闘〟の方針が討議された。またこの闘争と新都市計画法実施に反対する闘争とを結合することを確認したほか、広島米軍輸送道路、岡山・広島縦貫道路、岡山コンビナート公害問題等について闘争経験の交流をおこなった。

一二月一三日、東京・明治公園において開かれた「食管制度改悪阻止全国一〇〇万人大行動中央総決起大会」に、全日農は全国実行委員会の一員として積極的に参加した。大会後、参加した組合員は国会請願と都内デモ行進をおこなった。

第一一回全国大会

一九六八年一二月一四～一五の二日間、東京教育会館において代議員・オブザーバー約三〇〇名が出席し定期全国大会が開催された。この大会で、過去一ヵ年の運動の総括、新運動方針の討議決定がおこなわれた。

第一日の開会冒頭に、八百板会長は政府の農産物輸入政策は独占資本の利益を追求する日米安保条約の経済版にすぎない、と佐藤内閣批判をおこなった。成田社会党委員長・袴田共産党幹部会員ら来賓あいさつのあと、本部より一般活動報告、国会議員団報告、青年対策部報告、財務報告、機関紙誌報告等がなされた。ひきつづき中村書記長より運動方針案の提案があり、また地方提出議案として、黒井火力発電所設置反対（新潟）、三里塚新国際空港設置反対（千葉）、加治川水害闘争（新潟）、淡路国際空港建設反対（兵庫）各案件の説明があり、討議にはいった。

第二日は、前日の各提案事項について討論にはいった。食管制改悪阻止運動、小作料引上げ反対闘争、甘藷・牛乳価格闘争等はとくに熱心に討議された。また全日農の組織活動、財政確立活動など、前後六時間にわたる討議の末、運動方針その他の提案が可決され、散会した。

【大会討議の要点】　**価格闘争**の問題ではとくに米価闘争について最も論議が集中した。新潟の代議員は県町村の〝自治体ぐるみ〟の米闘の実情を報告、長野の代議員も地域共闘をくみながら〝村ぐるみ〟の米闘を展開したと報告した。また米闘のなかで開拓・葉たばこ価格共闘などによる「全会津農民協議会」が結成された、この農民協方式で農民を組織してはどうか（福島）と問題提起がなされた。米検査をめぐる闘争について秋田の代議員は闘争成果を報告、そのほか新潟・福島等より学校給食の米食への切りかえ、米検査公正化の闘い等が提案された。

乳価闘争について京都の代議員から全日農の取組みが弱いとの指摘がなされ、岡山の代議員は、出荷先変更で乳価を上げ一二〇〇名の酪農民を組織して県下酪農民に大きな影響を与えつつあると報告した。そして全日農は生産資材の価格引下げ運動を強化せよと訴えた。

甘藷価格闘争については、宮崎・千葉などの代議員が、政府の作付転換政策の幻想を打破せよ、全日農は外国農産物輸入にたいし闘争を強化すべきだと述べた。

土地闘争の重要性については各代議員が一致して強調した。千葉の代議員は三里塚闘争にふれ、芝山農協は政府に迎合して空港設置に賛成している成田農協の組合員三〇名をうけいれ、四千名の労組員と共同して野菜出荷をおこなうなど、労農学共闘して機動隊とたたかい、安保と対決している、と報告して万場の拍手をあびた。福岡の代議員は板付基地反対一三年間の闘争を総括、最高裁で差戻し決定があり、闘いは有利にすすんでいると報告、また大阪では泉北ニュータウン土地取上げ反対闘争で代替地五〇%を獲得した経過が述べられた。福島の代議員は東北高速自動車道反対運動の実情を報告した。土地改良をめぐる問題も各地に発生していることが代議員の報告と討論の中で明らかにされた。また小作料値上げ反対闘争で愛媛の全日農は四百名の農民を新たに組織したと報告、福岡・長野でも小作料問題で運動を起こしたことが述べられた。

公害闘争は都市だけにかぎられず農村でも重大化したことが第一〇回大会でも問題になったが、この大会でもいっそうその重要性が強調され討論された。兵庫の代議員は、全日農の積極的取組みが足りぬと指摘し、本部は公害特別委員会をつくって運動をすすめよ、と述べたのが注目された。加治川水害も政治的災害であること、その裁判闘争がおこなわれている実情の報告が新潟の代議員によってなされた。

組織問題では、福島の代議員は青年組織化の重要性を指摘し、本部の「青年対策部」は「青年部」に切りかえるべきだと主張し注目をひいた。富山のオブザーバーは現在の全日農には老人が多く戦前の感覚が強くのこっており、現在の農民にうけいれられぬ原因となっていることを指摘し、新しい組織と運動のスタイルを打ちだす必要があると述べた。また長野の

代議員は、ダム建設反対運動からはいって多面的要求をとりあげ、農村労働者も農民組合づくりに取りくみ、社共両党が協力したので組織がのびたと報告した。

労農提携の問題についても討議がおこなわれ、大阪・泉北ニュータウン代替地獲得闘争や福島・葉たばこ共闘争における労農提携の実践とその効果が確認された。

最後に本部側より討議を総括し次の諸点を確認した。すなわち、①西日本の全日農組織対策の討議から、都市近郊農村での運動のすすめ方についてかなり明確な方策をだすことができた。②米価・食管制堅持闘争は、自治体ぐるみのたたかいとして先進地帯ですすめられていること、新潟や長野の実情は今後の運動に展望を与えたこと。③乳価その他の価格闘争は立ちおくれているので、これらの闘争の強化が今後の課題である。④空港・道路建設反対の土地闘争や公害闘争は全国的全農民的課題となった。⑤組織問題では、農民の個別的要求を米価その他一般的要求とどう結合させて発展させるかが重要で、それはまた部落における力関係をどう変えるかの問題をともなっている。⑥「総合農政」と安保条約とたたかうためにも労農提携がきわめて重要である。

【全日農六八年度運動方針】

三、農政の動向と農業の状態　四、農民の動き（以上略）

五、この一年間の運動の成果と欠陥（要点）

ここでは前年のみ一〇回大会で提起された新しい任務の遂行について「参院選、それにつづく米価闘争の長期化というような客観的事情などにも制約されて、問題との取組みは十分にはおこなわれなかった。その主体的な原因が、主として本部の指導にあることをわれわれは率直に認めなければならない」（傍点は引用者）と自己批判している。さらに、長期化した米闘、葉たばこ・甘藷価格闘争、高速道路反対等においては大衆動員の面でも前進を示し、また三里塚空港反対闘争にも注目せねばならぬと、一定の運動成果を確認している。ところでこのような成果は、農民の大衆的エネルギーの結集と動員闘争が主で、組合組織への定着という点では立ちおくれている、と述べている。大衆闘争を組織へ定着させることが「全日農の当面する重大な課題といわなければならない」とまた中央と西日本の研究集会にみられるような戦略戦術の研究は一つの成果であり、これと関連して十県共闘会議が活発に動きだしたことも成果だ、としている。しかし「すべての組織とたたかいを部落を基礎に積み上げ、部落の力関係を少しでもわれわれに有利な方向へ変えていく――このことは六八年度運動方針における一つの重要な環であった……この点でのわれわれの前進はまだ部分的であり、また、この部落の力関係の変革ということの意義の重要性が全組織、全活動家に完全に徹底しているとはいえない」（傍点は引用者）。

組織面の成果については、六八年度に全日農群馬県連の再建、茨城県連の結成のほか、静岡県農民会議の結成、宮城・愛媛における統一への動きをあげている。また、全日農福島県連を中心として開拓農民組織、葉たばこ共闘組織などにより協議会がつくられたこと、葉たばこ共闘所属労働者が全日農県連執行部に参加したことも指摘されている。

出かせぎ農民の運動は、秋田・山形・新潟その他若干の地域以外にはひろがらず、全国代表者会議を開いて討議したが基本的原則の確認にとどまった、という。一方、公害闘争では、水俣病やイタイイタイ病を独占企業による公害であることを政府に認めさせ、「こんごの公害闘争にとって重要な橋頭堡をかち取った」としている。そしてこの闘争における富山県連・新潟県連の活動は大きく評価されねばならない、と述べている。最後に、労農提携については、はじめて中央労農会議による「全国活動者会議」が開かれたこと、葉たばこ価格闘争・林政共闘・出かせぎ者闘争でも一定の前進があった、と述べている。

六、これからの一年間の運動の基本方向と主なたたかい（この項全文）

独占資本とその自民党政府の農民的土地所有と農民的経営にたいする一切の破かい政策を粉砕するとともに、農民的経営は独占資本とその政府の支配がつづく限り農民に有利な土地利用と農畜産物価格などの解決を実現することはできず、基本的には、労働者、農民をはじめとする勤労人民によってつくられる政府のもとでなくては真の農民解放をかち取れないことを大胆に打ち出していく。それとともに、各地に発生しつつある営農上の

集団組織、集団運営にも注目と関心を向け、零細農民、出稼ぎ、日雇いなどの兼業農民の利益が守られるように部落秩序を変えていく。そして、これらの運動は、零細農民の土地要求と固く結びつき、その基本方向を食管堅持、農地制度擁護の基本闘争の中で明確に具体的に打ち出していく。

ことしの主なたたかい。

(1) 貿易と資本の自由化に反対するたたかい。
(2) 農地法改悪に反対するたたかい。
(3) 現行食糧管理制度の堅持と米価その他農畜産物価格保障要求のたたかい。
(4) 農民の土地と水と権利を守るたたかい。
(5) 出稼ぎ農民の仕事と賃金、社会保障、留守家族援護のためのたたかい。
(6) 農民の税金その他諸負担を軽くさせるためのたたかい。
(7) 自治体と農協を民主化し、部落を農民の大衆的運営のもとにおくたたかい。
(8) 労農提携の強化、都市と農村との民主的提携。
(9) 独立と平和と民主主義のためのたたかい。とくに、七〇年の安保闘争を強化・発展させるためのたたかい。

七、当面の要求　八、たたかいの進め方　九、組織と財政の強化拡大

(略)

(「一九六九年度運動方針」の全文は、全日農『農民運動資料』一九六八年一二月号、大会スローガンや討論経過等については同上誌六九年一月号、『農民新聞』六八年一二月五日号および六九年一月一日号を参照。)

第一回中央委員会

一九六九年二月四日、全日農は第一回中央委員会を開き、二月二七日開催予定の「全国農民総決起大会」のための意思統一と行動準備を中心に討議をおこなった。この日は、政府の企図する「自主流通米」制度阻止の闘争をどう組むか、その具体的行動プログラムを決めた。また七〇年安保闘争における全日農のたたかい方についても検討され、また社共両党に食管制闘争支援について要請することを決定した。

二月二七日、「自由米制度粉砕・農業危機突破全国農民総決起大会」に参集した農民のうち、約二〇〇〇名の農民代表は全日農幹部とともに全国農協中央会に押しかけ、宮協会長・安井常務理事らと大衆団交をおこない、ついに自主流通米を認めた先の農協決定を再検討する、との会長の確認書を獲得してひきあげた。

第三・四回中央常任委員会

三月一四日、全日農本部は食管特別委員と米作十県共闘会議関係者を含めた拡大中央常任委員会を開いた。ここでは、「自主流通米制度」粉砕闘争当面の行動、新都市計画法反対闘争を推進する討論集会の開催等につき討議した。前者の問題では、とくに市町村段階の単協当局との団交をつみあげ、県段階の農協県連当局を農民の立場に立たせるよう戦術を練った。

このころ、山形・福島・茨城等の全日農県連大会が開かれ、食管制度改悪阻止闘争その他の問題について討議、本部に呼応して「自主流通米」粉砕、新都市計画反対等の具体的行動方針を決定した。

第四回中央常任委員会は四月二三日開催、五月以降の米闘の展望について検討した。この委員会で要求米価二万九六六〇円を決定し、また五月末から六月初めにかけて米価審議会開催期に中央動員を実施するよう各県連に指示することを決めた。こうして六月三日、東京・日比谷野外音楽堂に約一万人の各地農民代表を集め「全国農民総決起大会」が開かれた。

【役員】(第一二回全国大会選任)

会長　石田宥全、副会長　亀田得治、書記長　中村迪、財務委員長　栗原俊夫、統制委員長　鈴木吉次郎

中央常任委員（二七名）
栗林三郎（秋田）、鈴木清（同）、宮腰庄太郎（同）、阿部昭吾（山形）、福島せい（同）、日野吉夫（宮城）、八百板正（福島）、渡部行雄（同）、武藤山治（栃木）、高田富之（埼玉）、下山田虎之助（茨城）、下坂正英（東京）、中原嘉之吉（長野）、渡辺直樹（同）、夏川信一（新潟）、二瓶田之助（同）、松沢俊昭（同）、斉木重一（福井）、梅原昭（大阪）、日下博（奈良）、山本鶴男（岡山）、足鹿覚（鳥取）、湯山勇（愛媛）、小川洵（福岡）、田原春次（同）、高野啓吾（本部）、谷本たかし（同）
顧問　野溝勝、上林与市郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男
【機関紙誌】
『農民新聞』月三回刊、『農民運動資料』（月刊）

2　全国農民総連盟

第二九回中央委員会

全農総連は一九六九年一月九日、東京・農協ビルで第二九回中央委員会を開き、政府の実施しようとしている「自主流通米制度」が統制撤廃につながる危険な措置であるとして、この企図に反対する運動方針等について協議した。「自主流通米」は総連・農協の一致して反対をとなえてきたものであるが、政府がその反対を押しきり実施を決定したことについて、「農協系統の運動内部に欠陥があったのではないか」との批判が出された。地方代表からは「われわれは単なるピエロ的存在にすぎなかったのではないか」等の声も聞かれた。討議のすえ、全農総連としての組織強化、農村内部の政治力結集体制の中核としての系統農協の体制立直しに腰をすえて取りくむことが確認された。

ついで一月一四日、総連代表団は農協全国中央会の宮脇会長にたいし、「自主流通米承認」反対を申し入れた。また一月二一日、総連代表は食管連・全日農・総評代表らと共同して長谷川農相にたいし、米審委員に生産者・消費者代表をいれよ、と申し入れた。二月二五日、総連は全国書記長・事務局長会議を開き、自主流通米問題、組織問題、当面の農政問題について協議をおこなった。自主流通米導入を契機に、商業資本が米の売買にのりだす動きがあり、これら「反農協」運動にたいしては農協の体制を固め、事実上自主流通米を無用化する必要がある、との結論を出し「自主流通米対策について」を決定した。組織問題としては、財界の経団連・日経連に匹敵する「農業団体連盟」の設立を提唱することを決定した。

第三〇回中央委員会

三月二六日、農協ビルで第三〇回中央委員会が開かれ、食管制度・農産物価格や組織問題が討議された。書記長・事務局長会議の決定した「自主流通米対策について」を承認、農協を通じできるだけ政府に産米の全量を売渡すように努力することにした。また政府の米価すえおき措置に反対し、全農民的規模で統一行動をとることを原則とする、と確認された。

四月一七日には全農総連米対委員会が開かれ、本年度生産者米価要求について農協中央会に申し入れることを決めた。また米価運動の体制を統一強化することを決定した。

第七回代議員総会

七月九日、東京・農協ビルで第七回代議員総会が開催された。六八年度活動報告、収支決

算報告を承認したのち、六九年度運動方針と予算案について討議にはいった。とくに組織強化について代議員より強い執行部批判があり、また農民政治力結集について活発な発言があった。鈴木委員長はこれにたいし「われわれは農協中央機関の考えに同調して安易な組織強化を考えていない。日常活動をすすめるなかで各地区の農民が組織の必要を自覚するように努力する。具体的には早急に中央委員会を開き検討する」旨答えた。討議のなかで次に問題となったのは、「酪農政策確立に関する件」の中で飲用牛乳価格決定にあたり「法的措置を講ずる」と原案に規定されている個所で、これは乳業会社との団交にかんする法的措置ではなく、中央団交権についての法的措置と理解すべきである、と原案が修正された。

可決された「六九年度運動方針」は、一、一般情勢、二、農民の集団機能の整備と連盟の立場、三、連盟の主目標と路線、四、活動方針、五、活動の課題と目標、の五部よりなっている。本年度の方針の特色としては、「農民の集団機能」を整備し確立する、ということが中心におかれた点である。その機能確立とは、①農民経済の集中機能と営農・生活の指導実務にあたる農協の強化、②農民政治力結集と政治行動を実践する全農総連の強化、③調査活動と農政立案を分担する農業団体連盟の確立、ということである。また「運動の主目標」は①独占資本・官僚主義・封建性から農民を守る、②議会制民主主義を肯定し、政治と選挙を通じて農民を守る、③農協を防衛し、その民主的強化をはかる、の三点である。（第七回総会における各議案および六九年度運動方針については、全農総連『第七回代議員総会資料』および『全農総連情報』第一六五号参照。）

なお六九年三月現在、全農総連加盟地方組織は次の一八道県にかかれている。北海道・宮城・福島・茨城・群馬・長野・福井・愛知・三重・滋賀・鳥取・島根・愛媛・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島。これ以外に、秋田ほか五県に連絡組織がある。

【役員】（書記長だけ第七回総会で新任）
中央委員長　鈴木孝一郎（宮城）　副委員長（福岡）　書記長　平川好秋（本部）　小林慧文（三重）、永松重教

【機関紙】『全農総連情報』（週刊）

3　全国農民同盟

第六回全国大会

一九六八年四月九日、東京・全国町村会館で全農同第六回大会が開催された。出席代議員一四六名（全国二四の都道府県連および同準備会の代表）、組織対策、活動方針等を協議決定した。稲富会長のあいさつに始まり討議にはいったが、中心問題は全国組織化の推進と農業構造問題であった。全農同の県連組織づくりは、これまでの各大会ごとに報告されてきたように低迷状態を脱することができず、この大会でもその事実が確認された。大会では、組織活動の欠陥はどこにあるのか、書記局の活動と体制はどうなっているのか、執行部に組織づくりの熱意があるのか、等の意見が出された。食管制度の問題では、米価審議会の改組問題等が討議され、農業構造問題では「湿田の乾田化計画」に取り組むべきだ、農道開通を推進せねばならぬ、等の意見が述べられた。なお農民年金問題について執行部は法案要綱を

提出し、独自の年金法案制定に努力することなどが申し合わされた。

第二回中央常任委員会　全農同は六月一〇日、第二回中央常任委員会を開き、要求米価および運動要綱を決めた。これによると、運動目標を「①現行食管制度の堅持と食糧自給政策の確立、②新米審の粉砕と米価の国会決定、③要求米価の実現」などにおき、要求米価はただちに政府に申し入れることを決定した。なお全農同として参院選挙運動にとりくみ活動してきたが、最後の運動をつづけることになった。

七月一一日開催の中央委員会では、米価対策と下半期重点活動計画を協議決定した。下半期は、農業相続税軽減対策、出かせぎと兼業対策、農村婦人対策を重点に活動に取り組むことなどが協議された。

【役員】（第六回全国大会選任）
会長　稲富稜人　副会長　吉川兼光、門司亮　書記長　神田大作　副書記長　衛藤晏保　財務委員長　鈴木一

【機関紙】『新農林新聞』（月二回刊）

XIV

政党

概要□**日本社会党**——参院選の敗北と党再建論議／山本書記長の辞任／第三一回定期全国大会、役員選出に失敗／続開大会、成田・江田執行部を選出／党内派閥の再編／沖縄三大選挙支援活動／七〇年闘争方針／第三二回臨時全国大会／大学問題対策／反戦青年委問題／**民主社会党**——参議院選挙の結果／第八回中央委員会／ソ連のチェコ侵略を非難／沖縄選挙支援活動／大学問題調査特別委員会／第一一回全国大会／安保改定・民主主義を守る会／訪米使節団／**日本共産党**——七中総、参院選を総括／国際共産主義運動との関係／党勢拡大、党建設／沖縄三大選挙支援活動／八中総、七〇年闘争方針を決定／選挙活動／大学問題対策／中央委員会人事

概要

一、今期の政局の最大の焦点は、一年後に迫った「一九七〇年問題」であった。各党がそれぞれの安全保障政策を掲げて争った参議院選挙、祖国復帰をめぐって革新共闘会議と自民党が対決した沖縄三大選挙、東大闘争を機に重大化した大学問題など、この一年間の重要問題は、いずれも「一九七〇年」の前哨戦としての意味をもっていた。

一、社会党は、参院選での惨敗によって、「結党以来の危機」に追いつめられた。しかも、私行上の理由による山本書記長の辞任、再建大会での役員選出の失敗は、危機をいっそう深刻なものとした。六八年一〇月の続開大会でようやく成田・江田執行部が成立した。六六年暮からわずか二年足らずの間に佐々木、勝間田、成田と三回も委員長の交替がおこなわれたことにも、社会党の危機が象徴されている。選挙のたびの支持率の低下、六億をこえる赤字財政、日中問題などでの党内の意見の不一致、反戦青年委員会をめぐる総評との対立など、問題は山積している。

一、参議院選で七人を当選させ、非改選の三人とあわせて念願の「院内交渉団体資格」を得た民社党は、次の目標を衆議院での議席倍増にむけ、すべての活動を総選挙対策に集中した。なかでも、党

の組織体制の強化が目標達成の鍵であることが強調されたが、この点ではみるべき成果はなかった。〝二〇万党員、一〇〇万党友〟をスローガンにした「党づくり五カ年計画」はすでに最終年度にはいっているが、党員数は依然として四万人台にとどまっている。

一、参院選で党史上最高の三五七万票を得た共産党は、さらに党勢の拡大につとめ、六八年一〇・一一月の「機関紙読者の拡大月間」では、一挙に五〇万の新読者を獲得し、『赤旗』『同日曜版』の合計発行部数は二〇〇万にせまった。

一九七〇年をひかえ、安保廃棄、沖縄全面返還を中心課題とする統一戦線の結成をくりかえし提唱した。国際路線では「自主独立」を強調し、チェコ問題ではソ連の行動を激しく非難した。

1　日本社会党

参院選の敗北と党再建論議

六八年七月の第八回参議院選挙で社会党は完敗した。自民党が現状を維持し、公明、民社、共産の三党が議席、得票ともに増加したのにたいし、社会党は改選議席数三六を八議席下回る二八の当選にとどまった。得票率も全国区は一九・八%、地方区は二九・二%でともに前回より三・六%の減であった（選挙結果の詳細は本年鑑第三九集を参照のこと）。

六七年一月の総選挙につづく惨敗に社会党は大きな打撃をうけた。勝間田委員長は選挙の「完全な敗北」を認め、事態は「結党以来の危機」であると述べた。七月一〇日、選挙後初の中央執行委員会が開かれ、「敗因を全党の徹底した討議で明らかにし、全党員の総力を結集して党再建をかちとる」として次の基本方針を確認した。

①中央執行委員会は、今回の結果について重大な責任を痛感する。この際全党員の奮起をうながすとともに、この結果を招いた原因を徹底的に追究し、総力を結集して再建の方途を確立し、国民の期待に応える。②このため、中執がその推進にあたり、国民の声と学識経験者らの意見を求め、党活動家を中心とする下部組織の声を広範に取り入れ、抜本的な方策を講ずる。③書記長を中心に問題別に意見を整備し、これを討議するために中執を当分連続的にひらく。④準備ができ次第、中央委員会などを招集する。

つづいて開かれた七月一二日の中執委は討議の柱として次の九項目を決定した。

①情勢への対応、他党の分析、②組織、機構（党大会のもち方をふくむ）指導体制、規律、各級首長議員支部（末端）活動、③党の清潔と資金問題、④政策、調査、教宣、学習（機関紙編集を含む）、⑤青年、婦人、学生、若年層対策、⑥労組との関係（各種団体）、⑦大衆運動、共闘、院内闘争と院内共闘、⑧候補者の選定、および選挙戦術、⑨国際連帯活動と党の主体性

同時に、中執委の討議と並行して、①都道府県本部、総支部、支部における全党員討論集会を組織する、②各級議員、労農諸団体、学識経験者との対話集会を広範に組織して、その結果を七月末の都道府県本部代表者会議までに集約するなどの討議日程についても決定し、これを全党に通達した（通達の全文は『社会新報』七月二一日付

参照のこと)。

こうしたスケジュールにもとづいて、中央執行委員会は二週間にわたり、土、日曜をのぞく毎日選挙の総括と党の再建策を討議した。この中執委の討議内容は『社会新報』七月二一日付、同二八日付、同三一日付に掲載されている。

機関紙『社会新報』(七月一四日付)も「敗北の原因を党の理論、組織、財政、機関紙活動など、あらゆる分野にわたって構造的にあますところなく徹底的に究明する」ために「内在的批判と積極的な提言を」と呼びかけ、以後、毎号、党再建についての党内外の発言を掲載した。

なかでも、飛鳥田横浜市長、岩井総評事務局長、水口護憲連合事務局長の三氏連名の「社会党改革に関する意見書」(『社会新報』七月二八日付)は、労組内の「党員協議会」の解体、候補者や各級機関の思い切った若がえりによる党のイメージアップ、中執の指導力強化、党生活綱領の作成などを提唱して注目された。なお、右の三氏は、成田前書記長とともに毎月一回研究会を開き、これまでも党活動について提言をおこなってきたが、成田前書記長はその立場上、今回の意見書には参加しなかったという。この意見書の内容は、中執委がまとめた「党改革第一次草案」に大幅にとりいれられた。

また、勝間田委員長名で、全党員にあて「敗因と党再建についてのアンケート」を求めるなどのこころみもなされた(アンケートの第一次集約は『社会新報』九月一五日付に掲載されている)。

中執委は、こうした討論の結果にもとづいて七月二四日、「初心にかえって立てなおそう」と題する党改革第一次草案をまとめた。この草案は、①わかりやすい社会党、②言行一致の社会党、③野党第一党の責任、の三つの柱について、あるべき社会党、社会党員の姿を箇条書きにしたもので、ほぼそのままの形で再建大会の議案に採用された。

草案の前文および結語の要旨と改革要綱の全文は次のとおりである。

【初心にかえって立てなおそう——党改革第一次草案】

〈前文〉(要旨)

㈠　党の〝危機〟は単に参院選で議席が減っただけではなく、党勢が長期にわたる停滞から下降しはじめ、現状のままでは上昇不可能と思われることにある。

㈡　高度経済成長政策により、大衆の生活様式、政治意識は変化し、社会党発展の諸条件を崩し去った。また大衆の思想分化、資本主義の腐敗は党内にも影響し、連帯感をそこなった。

㈢　党改革の根本は基本的な路線、政策の正しさを確認し、情勢の変化に機敏に対応できる機能を備えることであろう。そのため、①理論委員会報告「日本における社会主義への道」を思想的よりどころとし、②指導力の強化と厳正な規律を確立し、③行動的気風を党内にみたすことが必要である。

〈改革要綱〉(全文)

一、わかりやすい社会党

㈠　清潔と若さ

①党の若がえり　(イ)議員候補の選定について＝(A)若い人を優先させる。(B)初立候補者の年齢は五〇才までとする。(C)各界、各層から、ひろく人材を集める。◎労組幹部でも直ちに候補者としない。Ⓔ選挙対策委員会の廃止、候補者選衝委員会の設置、委員長の専決制。(ロ)各級機関の若がえりについて＝(A)青年党員の拡大に重点をおく。(B)学園内に党員を積極的につくる。(C)党幹部学校終了者を党各級機関の幹部候補とし、各級機関の役員、幹部、議員となるよう強力な指導をする。

②大衆ベースの資金活動　○党の資金は大衆ベースで党に一元化する。
○政治資金規制法の改正を実現する＝(イ)必要な資金は、まず党員がつくる。(ロ)「良くする会」の改善強化。(ハ)あらゆる場所、あらゆる機会に大衆カンパをもとめる。(ニ)社会党支持労組組合員よりのカンパをもとめる。(ホ)出版物収入を拡大していく。
③党員のモラル＝(イ)一市民として恥しくない生活態度。(ロ)資本主義にたいしてたたかうものとして、資本主義の腐敗にそまらない。(ハ)権力につけこまれるスキをつくらない。

(ニ)　党の主体性の堅持
①労組機関依存の脱却
政治闘争の主導性の確立。(B)政策と法案のとりあつかいについては労組の要求意見を尊重するが、その決定は党独自の立場で判断する。(ロ)あらゆる職場に党をつくる(党員協、支持団体問題)。姿勢の良くない党員の組合幹部に反省を求める。下部活動家中心に党組織を広める。
②共闘＝(イ)あらゆる闘争は党の独自活動を優先させる。(ロ)共闘は組織拡大と運動の発展を第一とする。(ハ)共闘と相互批判は区別する。(ニ)三派全学連の暴力行為に反対する。
③対等友好＝(イ)その国の思想、政治路線と友好運動は別個のものである。(ロ)友好交流は内政不干渉、互恵平等が前提となる。(ハ)外国勢力の党内干渉は許さない。(ニ)外国との接触には党内一致してあたる。

(ミ)　政策と宣伝
①筋のとおった政策――基本的政策は一歩もゆずらない。
②実現までの道すじを明らかにする。
③生きた応用。
④くりかえしくりかえしの宣伝。よろこんで配れる新報、またれる新報

二、言行一致の社会党

(一)　学習と行動
①思想と行動を身につける＝(イ)自ら学び思想性を高める。(ロ)納得するまで学ぶ。(ハ)徹底的に論議する。(ニ)先輩の経験にまなぶ。(ホ)運動の模範にまなぶ。
②大衆の声をきく＝(イ)まず、きき上手になる。(ロ)それを政策にする。
③確信をもって行動する＝(イ)得意ともち味をいかした活動からはじめる。(ロ)党員相互の活動を認めあう。(ハ)無責任な批判攻撃にまけない。
④権力の暴力・弾圧にひるまず闘う。

(ニ)　指導力と規律
①全権委任の指導部をつくる。
②責任をとる指導部をつくる。
③きまるまでは論議をつくす。
④きまったことは実行する。
⑤実行したら点検する。

(ミ)　献身と根性
①周囲の人に信頼されよう＝(イ)仕事のうえでもひけをとらない。(ロ)近所つきあいをよくする。
②党生活を通じて党の評価を高めよう＝(イ)大衆は党員を通じて党をみている。(ロ)家族も協力できる党活動。
③党を愛する気持は誰にもまけない。党の悪口をいわない。

三、野党第一党の責任

(一)　政権をとる気迫
①一喜一憂しないたくましさ。
②総選挙で勝つ。
③安保廃棄の政権をつくる。

(ニ)　政権をまかされる信頼感
①大衆の納得する社会主義。
②平和、民主主義と基本的人権を守るためには妥協はない。
③大衆の生活利益をしっかりにかちとる。

(ミ)　党の過去現在の実績
①党の院内外活動の成果。
②革新首長の実績。

(四)　人材の養成と吸収

①党幹部学校による計画的幹部養成。
②党の周辺に専門家、知識人の結集をはかる。
③閣僚候補の養成。
〈結語〉（要旨）
党員や議席の一時的減少や労働組合の党支持決定を失うことをおそれず、党員の質を高め、方針を逸脱した党員の批判、統制を断行しうる体制をつくることが立てなおしの鍵である。そこで、当面第一の課題として、新しい党員基準をつくり、党員の総点検と再登録を本年中にやりとげる必要がある。第二の課題は、外に向かっての闘いをすすめ、衆院選の勝利をかちとらなければならない。また「安保廃棄、平和と民主主義を守る全国実行委」を年内に発足させ、七〇年闘争の主導権を確保し、勝利しなければならない（全文は『月刊社会党』一九六八年九月号を参照のこと）。

八月一日、二日の二日間、都道府県代表者会議が党本部で開かれた。代表者会議は、中執委がまとめた党改革第一次草案と県本部がまとめた「参院選総括」および「再建のための提言」を中心に討議をおこなった。各代表は、選挙直前に日通汚職に関連して逮捕された大倉議員問題などが〝清潔な党〟というイメージを傷つけ参院選に大きなマイナスになったことを指摘し、同時に党の若がえりが必要であることを強調した。また二月の定期党大会を九月下旬にくりあげて開催することを決めた（各都道府県の総括報告の要旨および討論内容は『社会新報』八月一日付、同一四日付に掲載されている）。

山本書記長の辞任

九月二六日と決まったくりあげ党大会にむけて全党が党再建策の検討をつづけていたさなかの八月一四日、山本書記長が辞任した。かねてから、勝間田委員長はじめ執行部、さらに中執委の大勢は参院選敗北の責任をとって総退陣することを前提としており、定期党大会のくりあげを決めたのも、現執行部の任期切れの形をとることによって新執行部の選出を順調にはこぶねらいがあるものと観測されていた。そのやさきに山本書記長の単独辞任問題がおこったのである。

問題の発端は、七月三一日付で社会党滋賀県本部所属の一党員から勝間田委員長あてに内容証明を付して送られた「党再建に関する公開要望書」である。この要望書は、党の敗因は「党幹部の腐敗によるもの」として、党再建のためには幹部の粛正が先決であり、まず第一に山本書記長の即時辞任を要求していた。その理由としてあげられていたのは、①山本氏は共和製糖事件のさい一五〇万円を受領しながら党に入金した証拠がない、②愛人を世話し、国費の出る第二秘書にしているの二点であった。

山本書記長は要望書で批判された共和製糖の金は党本部に納入済みとしてすでに解決しており、女性問題は党務とは関係のない「私事」である。党が重大な危機に直面しているときに中傷や個人攻撃に動揺するのは党のためにも好ましくないとしてこれを無視する態度をとり、委員長はじめ執行部の大勢もこれを支持していた。

しかしその後、二、三の週刊誌がこの問題をとりあげるにつれて下部党員のあいだに大きな反響をよび、現執行部の即時総辞職の声が強まっていった。このため山本書記長は「私を非難した意図が何れにあるかは別にして、非難をうけた私が大切な党再建の任にあたること自体、適当でないと思う」として書記長の辞職願いを出し、中執委もこれを了承した。また、これに関連して九月二六日から開かれる予定になっていた定期大会を九月一一日からの三日間に、再度くりあげることが決定された。

「初心にかえってたてなおそう」のスローガンを掲げた日本社会党第三一回全国定期大会は、六八年九月一一日から三日間の予定で、東京・九段会館に代議員五五三人を集めて開かれた。この「再建大会」の焦点は党再建策の決定と新執行部の選出であったが、役員人事で紛糾し、会期を一日延長して徹夜の調整をおこなったがついに新役員の選出ができないまま、一四日早朝異例の無期休会となった。

第三一回定期全国大会、役員選出に失敗

問題の役員人事については、党内の最大派閥である佐々木派の社会主義研究会が大会に先だつ九月一日に同会の全国代表者会議を開き、成田書記長を委員長に推す方針を決めていた。これにたいし、成田氏自身は対立関係にある佐々木、江田両派の握手による挙党体制の確立が必要であるとして、佐々木委員長・江田書記長の「成田構想」を示し委員長候補となることを固辞したといわれる。一方、江田派は江田委員長・成田書記長の実現を期していたが、これには佐々木派、平和同志会が強く反対していた。このように新執行部について各派の思惑はいりみだれ、大会前から役員人事は難航が予想されていた。

大会第一日は、石橋書記長代行の開会の辞で始まった。まず大会運営委員六〇人の選出がおこなわれたのち、岩井総評事務局長、美濃部都知事ら各界代表五人の来賓あいさつがあり、ついで大会議長団に佐野進氏ら五人を選んだ。この間、別室で協議をおこなっていた大会運営委員会は、大会運営委員長に森下昭司（佐々木派）、山口鶴男（江田派）の両氏を選出したが、二人制の大会運営委員長は異例のことであった。

つづいて、あいさつに立った勝間田委員長は「参院選敗北の責任をとって中執委は総辞職する」と述べ、大会が七〇年闘争をたたかいぬくための新しい執行部をつくりあげ、この大会を〝最後の再建大会〟とするよう訴えた。

このあと「参院選挙結果」「財政」「統制委員会」の三報告ののち「党改革と当面の活動方針案」「党規約の一部改正案」「総選挙対策案」の三議案が執行部から一括して提案された。このうち「党改革」にかんする部分は、さきに中執委が決定した「初心にかえってたてなおそう――党改革第一次草案」がほとんどそのままの形でとり入れられていた。「当面の活動方針」は、㈠参院選挙の敗北の原因、㈡敗北の政治的結果について論じたのち、㈢当面の活動重点として、①日常活動を七〇年闘争に発展させ、②このなかで党の改革運動にとりくみ、③この二つの課題を結合しながら総選挙闘争体制を早期に確立する、という三つの柱を設定していた。

また「規約改正案」は党中央の指導力の強化が党改革の前提であるとして委員長、書記長の指導力・権限の強化、中執委の機構の簡素化・一元化をめざしていた。

大会第一日目の質疑は、「規約改正案」「役員選考委員会」の二議題についておこなわれた。規約改正案については大会運営委員会を規約改正小委員会としてこれを付託することと、また役員選考委員会については、全国一〇ブロックから各二名、支持団体から二名の計二二名を選出するとの執行部提案が多数で可決された。

大会二日目、三日目は「党改革と当面の活動方針案」を中心に執行部が提出した議案について質疑討論がおこなわれ、二日間で延五〇人近い代議員が発言した。

各代議員の発言内容は多岐にわたっているが、主要な論点を次に列記しておこう。なお、大会速記録の抄録および「党改革と当面の活動方針」などの議案や諸決議は『月刊社会党』一九六八年一一月号に特集されている。

①党綱領と党改革の基本路線とされた理論委員会報告「日本における社会主義への道」のあいだに矛盾があるのではないか。この際、党綱領についても再検討を加え、全党の思想統一をはかるべきではないか(岩手、千葉、福岡、宮城各県代議員)。これにたいし、勝間田委員長らは綱領と理論委員会報告とのあいだに矛盾はなく、綱領の修正を考えるのは早計であると答えた。

②党規律の確立について――大倉問題、山本書記長問題のほか、参院選における割当外地域での運動、労働組合の分裂に加わった党員などにたいし、きびしい態度をとり、決定を守る党風の確立が多数の代議員から主張された。

③党財政の確立――党の清潔さ、自主性との関連で、六億近い党財政の赤字解消の必要性が指摘された(神奈川他)。

④具体的な政策立案能力の欠如(滋賀、鹿児島、青森、宮城)

⑤青年、婦人対策の欠如(北海道、東京、大分、広島など)

⑥労働運動にたいする党の指導性の欠如(北海道、社青同、広島他)

⑦機関紙など日常活動の強化について(大阪、長野他)

このあと、規約改正小委員会から報告がおこなわれ、本部機構改革案とこれに関連した規約改正案については中執委が提案を撤回したことなどが報告され、大会はこれを承認した。つづいて「党改革と当面の活動方針案」にかんして提出された一〇件の修正・補強意見、動議について趣旨説明、討論ののち採決がおこなわれ、「党改革と当面の活動方針」は執行部が同意した補強意見を含め、多数で承認された。

問題の新執行部の選出については、役員選考委員会が、書記長のポストについて一部の強い反対意見のため全会一致の結論が得られないまま〝調整不能〟であると報告があり、会期を延長して選考作業をすすめたが決着がつかなかった。ついに一四日早朝、議長団、運営委員長団は、①大会は休会として可及的速やかに再開する、②大会が成功するまで現執行部は党務の執行に全力をあげる、との提案をおこない、大会はこれを承認した。

なお、この大会で採択された決議は次のとおり。①沖縄の三大選挙を勝利させる決議、②国鉄の五万人要員合理化反対闘争を推進する特別決議、③炭鉱災害絶滅に関する特別決議(以上中央本部提出)、④社会新報日刊化対策の強化に関する動議(佐々木代議員他三九一人提出)、⑤加治川水害裁判支援の決議(新潟県本部提出)、⑥全党の総力をあげて都議選勝利をかちとる決議(東京都本部)、(7)原子力発電開発と自治体における安全管理に関する決議(福井県本部)、⑧三池第四次合理化に反対する決議(福岡県本部、熊本県本部)、⑨水俣病対策に関する決議(熊本県本部、新潟県本部)、⑩弾圧対策組織の確立についての特別決議(東京都本部、神奈川県本部、埼玉県本部)、⑪新島事件の無罪判決を最高裁に要請する決議(東京都本部)。

続開大会、成田・江田執行部を選出

新執行部の選出に失敗した社会党は、九月一六日に中執委を開いて事態の収拾策を協議した。その結果、①一〇月上旬をメドに続開大会を開く、②人事問題は現執行部が調整の努力をつづけることを確認し、「国民の皆さんに深くおわびする」との党声明を発表した。

勝間田委員長、石橋書記長代行らは、さきの党大会の大勢は「成田委員長―江田書記長」の線に固まっていたとして、成田・江田ラインを基礎に党内の調整にあたった。その結果、佐々木派も「江田書記長を支持することはできないが、対立候補は立てず、機関で決定されれば従う」との態度をとり、江田派も書記長に対立候補が出るときはいっさいのポストに立候補しないとの強硬方針を和らげた。

一〇月四日、党本部で第三一回定期大会が再開された。大会は成田委員長はじめ大部分の無投票当選を決めたあと、副委員長、書記長と国際局長など中執の四ポストについては、ぎりぎりまでの一本化調整工作が不調におわり、投票がおこなわれた。問題の書記長選挙は江田三郎氏が三一九票対一九九票で対立候補の八百板正氏を破って当選した。新役員の顔ぶれは次のとおりである。

【投票によって選ばれた役員】▽副委員長　三宅正一（新、河上派）二三四票、山花秀雄（新、佐々木派）一九二票――以上当選、松本七郎（佐々木派）八二票　▽書記長　江田三郎（新、江田派）三一九票――当選、八百板正（農民同志会）一九九票　▽国際局長　石橋政嗣（新、勝間田派）三一一票――当選、穂積七郎（平和同志会）一九七票　▽組織局長（竹内猛（現、中間派）三一二票――当選、野々山一三（佐々木派）二〇九票　▽機関紙局長　淡谷悠蔵（現、佐々木派）二七一票――当選、貴島正道（江田派）二五三票　▽国民運動局長　伊藤茂（新、勝間田派）三三〇票――当選、矢山有作（平和同志会）一八七票

【無投票で選ばれた役員】▽委員長　成田知巳（新）　▽総務局長　下平正一（新、佐々木派）　▽教宣局長　高沢寅男（現、佐々木派）　▽選挙対策委員長　藤田進（新、佐々木派）　▽労働局長　鈴木力（新、佐々木派）　▽企画担当中執　森永栄悦（現、江田派）、石野久男（新、平和同志会）　▽農漁民局長　西宮弘（新、江田派）　▽国会対策委員長　柳田秀一（現、勝間田派）　▽青少年局長　伊藤英治（現、河上派）　▽地方政治局長　安井吉典（現、河上派）　▽中小企業局長　木原実（新、中間派）　▽婦人局長　高田なほ子（現、中間派）　▽財務委員長　原茂（現、佐々木派）　▽国民生活局長田中寿美子（新、平和同志会）　▽統制委員長　坂本泰良（現、平和同志会）

なお、大会後、一〇月二四日の中執委が決定した顧問および中執直属の委員会人事は次のとおりである。

【顧問】鈴木茂三郎氏ら一二顧問を再任し、新たに河野密氏を加える。

【中執直属の委員会委員長、本部長】▽社会主義理論委　勝間田清一　▽組織綱領委　山花秀雄　▽革新都政推進本部　江田三郎　▽弾圧対策委　亀田得治　▽綱紀粛正特別委　三宅正一　▽社会新報日刊化特別委　江田三郎（以上新任）　▽石炭国有化推進本部　多賀谷真稔（再任）

新執行部を代表してあいさつに立った成田委員長は、①党の再建とは、保守支配層からは恐れられ、国民大衆からは愛される党をつくることである。②一部の労働組合は一種のエスタブリッシュメントとなっている。労働組合運動を反体制の砦として再建するため、社会党が労働運動に指導性を発揮することが要請されている。③日常活動の不足、議員党的体質、労組機関依存といった欠陥を是正するには、党員の自己中心主義を排除しなければならない。④派閥解消、党財政の確立が重要である。⑤党内外の知的戦力を結集し、党員とくに役員、本部書記局員に清新な創造的作風を徹底させることを呼びかけたい。⑥沖縄の三大選挙勝利にむけて万全の支援体制をとのえよう、と訴えた。

続開大会で採択された決議は、次のとおりである。①沖縄の三大選挙支援のための行動を強化する特別決議、②派閥解消決議、③一〇・八闘争を推進する決議、④物価値上げ反対、生活防衛闘争強化

に関する決議、⑤食管制度改悪阻止に関する決議、⑥関西電力堺港発電所増設反対に関する決議（決議の全文、および委員長あいさつの詳細は『月刊社会党』一九六八年一二月号に収録されている）。

なお、続開大会の当日、一部の青年党員が「党大会をマスコミから守れ」などのスローガンを掲げ、会場の党本部入口にピケをはって報道陣の入場を拒否した事件がおこった。この問題にかんする青年党員側の主張は、『社会新報』六八年一〇月一六日付の増野潔（東京地本オルグ）「なぜわれわれは党大会入口を警備したか」に述べられている。一方、中執委は「第三一回定期全国大会における一部青年党員のピケ行為の経過と党中執見解」（『社会新報』一〇月三〇日付）で、一部青年党員の行動を「組織原則を逸脱した」ものとして、「その反省を求め、今後再びこのようなことのないように厳重に警告」した。

党内派閥の再編

再建大会と前後して、社会党内の派閥の再編成が進行した。その第一は党内最大派閥である社会主義研究会（佐々木派）の分裂であり、もう一つは、再建大会の"台風の眼"となった平和同志会が「発展的に解消」して安保体制打破同志会となったことである。

社会主義研究会は、再建大会を前に、八月下旬ごろからしばしば幹事会を開き、九月一日には全国代表者会議を開いて、成田元書記長を委員長に推すことを決め、同時に「無原則な挙党一致体制を排す」として"江田・成田ワンセット指導部"を阻止する姿勢を打ちだしていた。また、中執委が満場一致で決めた再建案について「党内右派連合が党再建に名を借りて右派路線を確立しようとするあらわれ」と規定し、大柴滋夫選対委員長、野々山一三労働局長、高沢寅男教宣局長ら同派出身の中執の行動は「右より行為」として不信任された（『世界』六八年一一月号、"日本の潮"）。

しかし、社会主義研究会内部でも山本幸一対委員長、野々山労働局長、井岡国民運動局長、楢崎弥之助代議士らは、再建には挙党体制が前提であり"成田・江田ライン"もやむをえないとする態度をとり、続開大会の会場では上記四氏の連名で「佐々木派が江田書記長に反対しながら対立候補もたてず、書記長選には自由投票と決めたことは、反江田の派閥の執念を示すものだ」とする文書を配布し、事実上、佐々木派からの脱退を宣言した。

大柴氏らは、六九年一月の臨時党大会を前に新たなグループ、「社会主義政策懇談会」を結成することを決め、全国の活動家にたいして「再建への警鐘」と題する文書を送って参加をよびかけた。社会主義政策懇談会は、①党の伝統的階級性をはかる、②人事派閥を排し、党機関中心の組織運営がおこなわれる党風を確立する、③平和的に社会主義革命を達成する理論、政策を追究し、その実践に努める、などを目的に掲げ、代表幹事に松本七郎代議士、会計幹事に森本靖代議士を決めた。第三二回臨時大会当日の一月二四日、同懇談会は正式に発会したが、旗上げの会合には国会議員一五人、大会代議員三五人が参加したといわれる。

一方、再建大会で佐々木派の一部とともに江田書記長の実現に強硬に反対し、大会を休会に追いこむきっかけをつくった平和同志会は、続開大会を前に「安保体制打破同志会準備会」を発足させ、佐々木派の地方代議員も加え、地方の活動家を中心にする組織へきりかえをはかった。第三二回大会最終日の一月二六日、安保体制打破

同志会は正式に発足した。会合には、大会代議員五二人を含む約九〇人が集まり、黒田寿男会長らの役員を選ぶとともに、次のような活動方針を決めた。

①党の思想的武装を強め、とくに階級的立場に立つ戦闘的な伝統に立ちかえって、議会主義的、民社的な体質を根本的に改める、②職場の党組織を確立、政治闘争を重視し、経済主義に反対して労働運動の階級的前進をかちとる、③共産党が体制内政党に堕した今日、安保をたたかいうる政党は社会党以外になく、その責任は重大である、④日中両国人民の友好と戦闘的団結、国交回復のたたかいは、安保体制打破のたたかいと表裏一体、不可分の関係にある。

なお全国の参加党員数は不明だが、一月現在、二七都道府県に地方組織の結成を終えたという。

沖縄三大選挙支援活動

六八年一一月、沖縄県では初の主席公選が実施されたほか、立法院議員選、那覇市長選の三つの選挙がおこなわれた（選挙結果など詳細は、Ⅱ—X沖縄の労働運動、参照）。

社会党は、八月二四日の中執でこの沖縄三大選挙において革新共闘会議を支援するため、一〇〇万円の資金カンパをおこなうことなどを決め、同日、これを指令第五号として各県本部に通達した。

また、再建大会直後の一〇月五日には、江田書記長を本部長とする「沖縄三大選挙対策本部」を設け、カンパの遂行、支援団の派遣など、支援活動の強化を決定した。この決定にもとづき、同月九日、成田委員長を団長とする支援団が、一八日には江田書記長を団長とする第二次支援団が、二九日には飛鳥田横浜市長らが、一一月八日にはふたたび成田委員長を団長とする第三次支援団が沖縄に派遣された。

なお、初の公選主席には野党統一候補が、社会党は屋良施政支援のため中執委直属の機関として「沖縄革新県政推進本部」（本部長　江田書記長）を設置した。

七〇年闘争方針

社会党は、六八年一月の第三〇回大会で「日本における社会主義への道と一九七〇年闘争」と題する安保条約廃棄をめざす闘争方針を決定していた。この方針は、①すべての国民に扉が開かれた組織であり、安保廃棄という基本目標以外一切のイデオロギーを持ち込まないこと、②参加団体相互の自主性独自性を認め合い尊重し合うことの二つの基本方針を掲げたうえで、次のような具体的方針を示していた。「われわれは従来の『日韓条約粉砕、原潜寄港阻止全国実行委員会』を発展的に改組し、七〇年闘争を党指導の下で闘う集約的組織として護憲反安保の全国実行委員会を組織する。この新しい組織は従来の全国実行委員会と異なり、上部においては団体共闘の形をとるとしても、とくに職場地域の末端において組織する。」

この具体的方針は長い間実施にうつされなかったが、続開大会で成田・江田執行部が発足した直後の一〇月一二日に、ようやく準備会結成のはこびとなった。また、これは別に党内に、七〇年闘争特別委員会」を設けることの総合的な指導機関として「安保廃棄闘を決め、一一月一三日に正式に発足した。同委員会の委員長には成田委員長、副委員長には江田書記長が参両院の関係委員会理事など二〇人があたり、委員には中執と衆

さらに一一月二〇日の中執委は「一九七〇年安保廃棄をめざす闘争方針」を決定した。この方針は、はじめに一九七〇年闘争をめぐる情勢を分析したうえで、「当面の運動課題」として次の五点をあげている。①「自動延長の名による安保体制の新段階」に徹底的に対決する大衆闘争を大きく展開する、②七〇年安保に対決する政策活動を重視する、③自動延長による民主勢力への肩すかしの陰謀に対決する国会闘争と選挙闘争とを強化する、④このような大衆闘争、政策活動、国会闘争と選挙闘争とを強く結合させる、⑤「七〇年安保反対の国際共同行動」にとりくむ。ついで、当面の重点闘争として、①沖縄返還闘争、②基地撤去・核武装阻止闘争、③日中国交回復運動、の三つをあげ、さらに反安保統一行動として「安保投票国民運動」などの計画を示している。また、共闘については、①三派全学連は誤った行動をとる限りわれわれの行動に参加させない、②反戦青年委は七〇年闘争の青年の分野で重要な一翼を担うものであり、われわれの基本方針にそって発展させる、③市民の自発的エネルギー、多様な市民組織、反安保の学者・文化人・宗教家との提携を重視する、④他党系列との運動の共闘については方針、動員力の両面からわれわれの立場を貫徹する努力をはらう、などの点をあげ、「このような方針のもとに、一九七〇年をたたかう共闘体制を問題別に重層的に、また諸勢力と多角的に形成してゆく。同時に、六〇年闘争とちがった状況の下でこれを可能にするためには正しい方針と力量が不可欠であり、まず自らの主体を形成することに全力を集中する。当面、原潜現地闘争など必要な共闘については一日共闘方式で対処してゆく」と述べている（全文は『月刊社会党』六九年一月号参照のこと）。

一二月二〇日、反安保実行委（正式名称は「安保条約反対・平和と民主主義を守る全国実行委員会」）が正式に発足した。

「七〇年闘争に奮起し、党改革を推進し、総選挙に勝利しよう」というスローガンを掲げた第三二回臨時大会は、六九年一月二四日から三日間、東京・九段会館に代議員約五〇〇人を集めて開かれた。この大会の中心テーマは、大会スローガンが示すように、①安保廃棄をめざす〝七〇年闘争〟をいかにすすめるかという運動方針の討議と、②赤字財政の克服、党員再登録、機関紙の日刊化、など党改革にかんする具体的な課題の検討にあった。

大会第一日は、大会運営委員の選出、堀井総評議長ら各界代表五氏の来賓あいさつ、議長団の選出とつづいたあと、成田委員長のあいさつがおこなわれた。成田委員長はこのあいさつで、七〇年闘争の中軸が沖縄返還闘争と日中友好・国交回復のたたかいであることを指摘し、さらに通常国会での予算案をめぐる闘争の重要性を強調した。また、社会党の再建にあたって、非武装中立と大衆路線の二点が不可欠であることを訴えた。

このあと、江田書記長の「一般党務報告」をはじめ、「会計報告」「会計監査報告」「中央統制委員会報告」などの諸報告があり、質疑ののち、これを一括して承認した。

大会第二日は「運動方針」「政策」「組織・財政・機関紙」の三つの小委員会に分かれて審議がおこなわれた。運動方針小委員会には「社会主義理論委員会報告」と「一九六九年度運動方針案」の二議案が提案された。社会主義理論委の報告は六八年一月の第三〇回大会で中間報告として承認された「日本における社会主義への道と一

九七〇年闘争」（いわゆる〝中期路線〟）の補強修正案であった。運動方針は、第一部　党改革運動と一九七〇年闘争、第二部　各局の活動計画、の二部から成っているが、第一部の項目構成は次のとおりである。

【運動方針　第一部　目次】

一、はじめに

二、一九七〇年闘争をめぐる情勢の特徴

1　国際情勢の特徴

①基本的動向　②ニクソン新政権とアジア支配の再編　③ヨーロッパの情勢と社会主義陣営の矛盾　④帝国主義、新旧植民地主義にたいする民族解放の闘い

2　国内情勢の特徴

①国内政治情勢　(イ)総選挙後の佐藤内閣の基本方向　(ロ)佐藤内閣の内外路線　(ハ)国民各層の動き　(ニ)各政党の状況とわが党の任務　②国内経済の動き　(イ)寡占体制の強化と経済進出の動き　(ロ)国民生活を犠牲にした大型景気

三、たたかいの目標

1　ベトナム反戦、沖縄返還、基地撤去、日中国交回復をかちとり、安保体制を打破してアジアの平和と非武装・中立の日本を実現する闘い

①ベトナム反戦・沖縄返還・日中国交回復・基地撤去の闘い　②労働者・農民の生産点の運動を政治闘争に高める闘い　③生活と権利の要求に根ざす住民の闘い

2　物価値上げ、所得政策に反対し、生活環境を守り、あらゆる独占の合理化政策に抵抗して「人間疎外」を克服する闘い　①物価値上げに反対し、あらゆる公害にたち向かい生活と生命を守る闘い　②低賃金と合理化に反対する労働者の闘い　③農民生活向上をかちとる闘い　④中小企業を守る闘い　⑤地方自治を守る闘い

3　総選挙に勝利し「護憲・民主・中立」の政府樹立の道をきりひらく闘い

4　七〇年闘争のなかで党の改革運動を推進し、強大な党を建設する闘い（党改革要綱）　①党危機の原因　②党改革の基本　③当面の活動重点　(イ)活動家を中心とする党の建設と思想性・倫理性・規律の強化、(ロ)地域、職場の支部建設による党の基礎活動の強化、(ハ)各級党機関の指導性の強化
（運動方針の全文など各種議案、諸決議については『月刊社会党』一四四号――第32回臨時全国大会報告決定集――を参照のこと。）

運動方針小委の討議は、前日の党務報告に対する質疑と同様に、中国文化大革命の評価と日中友好運動のすすめ方、大学問題、「反代々木系全学連」や反戦青年委員会にたいする態度などの問題に集中した。

①文化大革命と日中友好運動の問題では、文化大革命について批判的な立場をとり、社会党が支持している日中正統本部の方針と党の方針のくいちがいを是正すべきだ（岡山、京都）との意見の一方で、文化大革命を高く評価せよ（山口、福島）との発言が再三くりかえされ、この立場から「ソ連修正主義」「日共修正主義」を敵として明確に規定せよとの修正案が提出された。この問題にかんして、成田委員長ら執行部は次のように答えた。(イ)文化大革命については社会主義理論委員会で検討をすすめるとともに、平和五原則の立場で日中友好につとめる。(ロ)正統本部については党の方針を反映させる努力をする。(ハ)ソ連、日共も敵とする「四つの敵」論には反対である。(ニ)修正案については「運動方針の中に消化するのはきわめて至難」であるので、社会主義理論委員会の「重要な資料として活用」する。

②大学問題に関連して三派、革マルなど「反代々木系全学連」を高く評価すべきだとの意見（愛知、大阪、岐阜、山口、福島）が相ついだ一方で、これに批判的な発言（社青同、合化、愛媛）もあった。執

行部は、ゲバルト至上主義は党の路線、方針とは相いれない、しかしこの小ブル急進主義は革新陣営の内部矛盾としてとらえるべきだと答えた。

③反戦青年委員会については、これを反安保実行委に参加させるべきだとの意見が多数の代議員から主張され、執行部は反戦青年委を反安保実行委に加入させるよう努力すると答えた。

政策小委員会では大会に討議資料として提出された「非武装・平和中立への道」に討論が集中し、十数点にわたる問題点の指摘があり、再検討が要請された。なお、①運動方針のうちの政策活動に関する部分、②公害対策方針、③農政転換と食糧政策の基本方向、の三議案については代議員の意見・要望をとりいれて補強することで可決された。

組織・財政・機関紙小委員会は非公開で審議がおこなわれ、前回の大会で継続審議と決定してストップをかけられていた党費の値上げ（現行の月額一〇〇円を月収の一％を最低とする）を承認したほか、赤字解消のための特別カンパなどの財政再建策が決定された。また、党員再登録運動の実施基準と、これに関連して機関専従者、各級議員・首長、労組幹部、などの行動基準についても審議決定された。

大会三日目の二六日は、各小委員会の委員長報告があり、いずれも万場一致で承認された。つづいて、機関紙優良総局、総分局の表彰、次期衆議院選挙の候補者確認がおこなわれたあと、春闘支援に関する決議、国鉄運賃値上げ反対決議、食管制度破壊の自由米構想等に反対する決議、二・四沖縄ゼネスト支援決議など一九の決議と、「決意を新たにして、党改革と七〇年闘争に全力をあげて立ち上がる」との大会宣言を採択して、三日間にわたる大会の幕を閉じた。

大学問題対策

大学問題は、今期最大の政治問題、社会問題であったが、社会党は六八年一〇月五日、成田執行部発足後初の中執委で、江田書記長を委員長とする大学問題対策特別委員会を設置して、この問題の検討をおこなった。その結果、一一月二五日にいたって「新たな大学の創造へ」と題する大学問題特別委員会報告を発表した。この報告は、①今日の大学問題、②新たな大学の創造、の二章から成り、大学問題の根本的解決は「大学は学問の僧院であり、象牙の塔である」という「古典的大学」から、また「産学協同路線」の「現代資本主義」の大学から転換して、憲法と教育基本法にもとづく、新たな「国民の大学」を創造する以外にはないとし、さらに「大学改革の具体的問題点」について論じたものであった（報告の全文は『月刊社会党』六九年一月号を参照されたい）。

六九年三月、中央教育審議会は「学園における学生の地位について」の中間報告をおこなった。これにたいし、社会党は三月一八日に大学問題特別委を開いて協議した結果、「この中間報告は、治安対策的発想に終始し、学生が大学の構成員であるという認識をまったく欠くもので、絶対に認めるわけにいかない」との正式見解をまとめた（全文は『社会新報』三月二六日付）。

さらに社会党は、五月一四日の大学問題特別委において、「当面する大学問題に対する方針」をまとめ、中執委もこれを了承した。この方針は、大学紛争処理のための立法に反対し、大学問題について大学自身による自主的解決を支援する立場から政府および大学のとるべき措置について提示したものであった（全文は『月刊社会党』六九年七月号）。

反戦青年委問題

六九年六月一九日、総評は社会党にたいして「反戦青年委員会に関する質問とわれわれの態度」と題する質問書を示し、党側の回答をもとめた。質問書は、①旧三派を中心とする左翼急進主義にたいする党の態度は綱領とくいちがっているのではないか、②反戦青年委の個人加盟を認める無原則な組織方針は左翼急進主義者にかっこうの活動の場所と市民権を与える結果になり、彼らに党の一部と反戦青年委の組織を浸食されている。とくに党が総評に相談なく職場反戦の拡大を指示したことは遺憾である、③総評は労組青年部を軸に反安保・反戦組織の結成を積極的に支持し、運動の全国的統一をはかるの三項目を柱とし、「党が一時的な新左翼の動向にとまどいすることなく、党綱領にてらして左翼急進主義組織にたいする態度を基本的に改める」ことを要望していた。

これにたいし社会党は同月二六日、「反戦青年委に対するわが党の態度」と題する回答書を総評に手交した。回答書の内容は次のとおりである。（全文は『総評新聞』七月一一日付に掲載されている）。

【反戦青年委に対するわが党の態度（要旨）】 一、青年、学生の一部が街頭激発主義に陥るのは、左翼急進主義グループが存在することよりも、わが党はじめ労働運動や革新運動全体が、かれらの自発性を保証し、かれらのエネルギーを闘いのエネルギーに転化する〝指導部〟としての役割を十分に果していないからである。

二、「左翼急進主義」諸グループの綱領路線とわれわれのそれは基本的に異っているが、だからといって共同行動自体が批判されるべきものではない。

三、しかし旧三派、革マルの綱領路線は、長い社会主義運動の歴史をことごとく裏切りの歴史と規定し、社会主義陣営の内部矛盾を敵対矛盾と混同し、街頭闘争で権力を奪取しうるとして広く自己の主張と相反する者には内部においてさえ直ちにゲバルトをもって立向っているのが実態で、わが党はこれら諸グループとは現在の段階で行動の一致ははかれないと考え共闘していない。

四、反戦青年委は労組青年部を中心とする共闘組織で、しかも組織をもたない個人にもひらかれたものである。このような〝組織形態〟に左翼急進主義の影響が拡大する原因があるのではない。わが党や総評がどのようないずれの立場をとるかを決定すると考える。

五、わが党は一貫して反戦青年委の強化と青年党員を軸とする党自身の強化を表裏一体の課題として追求してきた。各地の反戦青年委は、青年党員と社青同、労組青年部の力によって前進している。

六、わが党は左翼急進主義をすぐ〝改宗〟させうるとは考えていない。わが党が主張しているのは大衆運動としての反戦青年委運動のヘゲモニーの問題である。〝左翼急進主義の浸食〟をおそれるのでなく、かれらをしのぐ方針と運動をつくりあげなくてはならない。

七、職場反戦委の問題は、青年労働者の自発性を保証し、組織の形骸化を防ぎ、機関や組織に安住しない運動をつくるためのものである。「左翼急進主義者にかっこうの活動場所と市民権をあたえ」ているという指摘は問題の本質をぬきにしたものでしかない。

八、一日も早く全国反戦委の再開と強化をかちとるため、党、総評および加盟単産青年部の協力によって全国代表者会議を開催し、指導体制の確立、学生諸団体との関係の明確化などを決定し、反戦青年委の前進をはかるよう要請する。

2　民主社会党

参議院選挙の結果　民社党は六八年上半期の党活動をあげて、七月の第八回参議院選挙に投入してきた。その結果、全国区では四人全員が当選、地方区でも東京、大阪、兵庫で各一人を当選させ、非改選の三人とあわせて参議院で一〇議席を確保した。七月八日、民社党は選挙結果について次のような党声明を発表した。

【参院選の結果についての民社党の現状停滞、ならびに社会党のいちじるしい後退と、民社党をはじめとする第三勢力の伸長は、すでにわが党が早くから予測してきたわが国の政治転換、本格的多党化への象徴的動きというべきである。とくに社会党の後退は、革新政党の世代交代への国民の期待を示したものであり、この傾向はつぎの総選挙でいっそうつよまろう。

自社両党の激突政治は、すでに政治の現状が実証するように、腐敗政治の続発、物価上昇や公害、交通禍の放置など国民福祉の停滞、外交、防衛をめぐる国論の分裂等、国民の利益と期待を裏切る不毛の政治であることが明らかになった。国民はこの実態を肌で感じ、両党に対する失望と不信を示したのが今回の選挙結果に外ならない。――後略――（『民社新聞』七月一九日付）

また、西村委員長は、この選挙で、東京、大阪、兵庫などの重要都市で議席を獲得した意義は高く評価すべきだが、真に勝ったという感情は出てこない、として次のように述べた。

「その理由の第一は、党の組織であり、第二は教宣活動、そして第三に行動力をふくめての党の体制である。この三点から考えるならば、今回の若干の議席の増加が、将来にわたってなお飛躍発展の道をたどりうるかどうか、深刻に考えるべき問題である。現在社会党の内部には、選挙の敗北をめぐっていろいろな自己批判があるが、社会党惨敗の理由である種々の欠陥は、わが党にとっても重要な参考となるものである。

内外の情勢は、民社党が立党以来八年間指摘してきたとおりにうごいており、民社党に有利に展開されている。にもかかわらず、民社党の伸び方が公明党、共産党から一歩おくれていることについては、真剣に反省しなければならない問題点がふくまれている。民社党は、与えられた政治使命達成のために、その第一段階として、つぎの総選挙で現在の三一議席を倍増する計画を、ぜひとも達成しなければならない。

この倍増達成のためには、第一に組織活動、つまり組織の拡大・強化と行動性が必要である。第二に民社党の主義、主張とその政治性格、方針を国民に理解してもらい、その上で民社党への支持、協力を求めるという、教宣の方向に一段の工夫と努力を要するということである。第三に、歴史の創造者としての殉教者的な、下積みの仕事もあえて辞せずとの謙虚さと心がまえが必要である。」（『民社新聞』七月二六日付）

第八回中央委員会　第八回中央委員会は七月二七日、本部役員三七人、中央委員八八人が出席して開かれた。この中央委員会の主要な議題は、総選挙での議席倍増をめざして、党活動の体制を強化することにあった。委員会は、春日書記長の党務報告、佐々木国対委員長の国会報告、瓜生選対委員長の参議院選挙報告の三報告を質疑ののち一括して承認した。ついで、春日書記

長が「党活動体制強化に関する件＝①組織の強化について、②衆議院議員候補者選考について、③教宣活動について」を提案説明し、質疑ののち満場一致でこれを承認した。このあと①日米安保条約の改定に関する決議、②沖縄の本土復帰に関する決議、③中小企業の危機突破に関する決議、④食管制度堅持・米価要求に関する決議の諸決議および「中央委員会宣言」を満場の拍手で採択して閉会した（決議・宣言の全文は『民社新聞』八月九日付）。

この中央委員会で採択された「党活動体制強化に関する方針案」の要旨は八月二日付の『民社新聞』に掲載されているが、それによれば、まず「一、組織強化について」では、過去三回の党大会で決定された「十万党員、百万党友」を今年中に実現するために、①政治にたいする国民諸階層の要求を正しくくみあげ、その解決に向かって強力な実践活動を展開し、②同盟はもとより、労・農・中小企業およびさまざまな市民団体との日常不断の接触をいよいよ深め、③組織活動と教宣・機関紙活動等によって有効かつダイナミックな党政策の浸透をはからなければならない、④議員のもつ役割を重視して、議員を党活動の第一線部隊として位置づける、というものであった。また、党員拡大と同時に活動家の発掘と教育・訓練を系統的にすすめねばならないとして、今年度の目標を一選挙区最低五〇人の活動家を配置することにおいていた。さらに、青年・学生対策を強化し、そのエネルギーを党内に注入しなければならないとしていた。

「二、衆議院候補者選考促進について」では、次期総選挙での議席倍増を達成するため、まず何よりも候補者の選考を急がねばならないとして、党本部に衆議院議員候補者選考委員会（委員長　西尾末広、事務局長　瓜生清）を設け、広く党内外の協力を得て人材の発掘にあたり、原則として全選挙区に候補者を立てることを予定するとしていた。

「三、教宣活動の強化について」は、①党内教育の強化、②マスコミ媒体を中心とした党外大衆への宣伝活動の強化の二点をあげ、①については中央・地方の党学校の開催などを実行する、②については、マスコミの活用、ポスター作成、出版活動の強化につとめ、さらに機関紙を充実するため、㋑紙面の刷新と内容の充実、㋺発行部数、ページ数、回数の増大、㋩資金の確保と人員の強化を掲げ、また有料購読運動を展開する、としていた。

ソ連のチェコ侵略を非難

六八年八月、ソ連など東欧五カ国の軍隊はチェコスロバキアに侵入したが、これにたいし民社党は曽禰外交委員長談話を発表して、これにつよく抗議した。

【ソ連軍のチェコ侵入に関する曽禰外交委員長談話】一、ソ連軍が同じ共産国の仲間であるチェコに対して、その自主的で民主的な社会主義の道を選ぶことを実力で排除妨害する挙に出たことは、まことに遺憾である。このように各国がみずからの道を選ぶことに対して、外部から実力干渉をすることは断じて民主主義でも平和の道でもない。われわれは今回のソ連の行動に対し、つよく抗議するものである。

一、同時にこのことは、窮極においては共産主義の枠内の自由化に限界があることを示したもので、ソ連の軍事行動に同調するいっさいの勢力に抗議するとともに、世界の民主社会主義者とともに、チェコの国民に対し深い同情と精神的連帯の気持を表明するものである。

一、また、たまたま今月二一日からコペンハーゲンで社会主義インター理事会が開催されたが、わが党はここでこの問題をとりあげ、世界的に抗議の行動をおこすものである（『民社新聞』八月三〇日付）。

八月二七日、民社党と同盟の共催で「チェコ侵略抗議国民集会」が東京の芝公園に約一〇〇〇人を集めて開かれた。この国民集会は、ソ連の侵略をつよく非難し、即時撤兵を要求するソ連政府あての抗議文を採択したほか、「チェコの主権と自由化を守る会」の結成を決議した。大会後、西村委員長、春日書記長らを先頭にソ連大使館へ向けてデモがおこなわれた。また、『民社新聞』はチェコ問題を特集した号外を発行した。

沖縄選挙支援活動　民社党は六八年八月一日、院内で沖縄対策特別委を開き、沖縄三大選挙にたいして友党である社会大衆党への支援体制をととのえるため、中執のもとに沖縄選挙支援対策本部（本部長　門司亮、事務局長　永末英一）を設けることを決めた。また、同八日には、民社党は社大党に宣伝車一台を寄贈し、その引渡し式と選挙の打合せに大内中執委が現地に渡った。

初の主席公選と立法院議員選挙の告示は一〇月二一日におこなわれ、一一月一〇日の投票日にむけて激しい選挙戦が展開された。民社党は主席選では革新統一候補の屋良朝苗氏を、立法院選では社会大衆党候補を支援するため、選挙戦序盤の一〇月二三日から三日間、門司沖縄選挙支援対策本部長を団長とする支援団を、さらに終盤の一一月四日から六日まで、春日書記長を団長とする支援団を現地に派遣した。

選挙後の一一月二二日付の『民社新聞』は「屋良新主席の誕生と今後の課題」と題する主張を掲げ、選挙に表明された民意を日本政府、米国ともに尊重し、本土政府は沖縄返還を一日も早く実現するよう全力をあげて物心両面の支援をおこなう任務がある」と述べた。また同じ『民社新聞』は、立法院議員選で社大党が躍進を期待されながら現状維持にとどまった点について、「社大党の政治方針、政策が魅力がなかったということでなく、革新統一選挙ということに党の主体性が埋没されてしまった方が大きく影響しているのではなかろうか」と述べ、革新統一選挙について次のような疑問を提示していた。

「沖縄の政党は議員中心の政党で選挙も議員中心であるが、これからはそれぞれ組織政党として発展していく状態にある。この中で革新統一という形で選挙を行なうことのマイナス面が、こんどの選挙であらわれている。統一選挙をやればやるほど末端は人民党に食われるという、本土ではすでに経験ずみのことがあらわれている。こんども人民党が二人ふえた。」

大学問題調査特別委員会　六八年一〇月九日、第一〇回中執委は「最近頻発し、激化しつつある大学紛争の現状に鑑み、現大学制度の根本的検討をも含めてわが党の対策を確立する」ことを目的として、大学問題調査特別委員会（會禰益委員長）の設置を決定した。同委員会は一〇月二一日に第一回会合を開いて、副委員長松下正寿、事務局長和田耕作をはじめ、委員、諮問委員などの委員会の構成を決めたほか、次のような調査検討方針を決定した。

一、基本方針　①大学紛争解決のための対策だけでなく、大学制度の再検討を中心に、長期的に大学問題を調査検討する。②大学問題全般に関する基本的検討項目を定め、項目ごとに部会を設置して調査、研究を進める。③年内に中間報告を、次の党大会に成案を報告する。

二、当面の検討指針　①学生運動に対する治安対策、②正しい学生運動のあり方、③現大学の問題点の三点について緊急に問題整理をおこなう。

この方針にもとづき、委員会は一〇月一六日から一一月一四日にかけて、文部省大学学術局学生課長、警察庁公安第一課長補佐、国

立教育研究所長その他から七回にわたってヒアリングを実施し、当面の問題点についての整理をおこなった。その上で一二月七日、第一二回委員会において「大学問題に関する中間報告」を決定し、さらに同日、第一三回委員会を開いてこの「中間報告」の最終確認をおこなうとともに、「東大・日大問題に関する見解」を発表した。

この「中間報告」は、(1)大学問題に関するわが党の基本的姿勢、(2)現代における大学紛争の分析、(3)大学紛争解決への根本方針、(4)新時代の大学像、の四項目からなり、大学紛争の原因とその解決策について述べたものであったが、「全体として、紛争解決への方策に現実性を欠いているほか、新時代の大学像として打出した幾多の提案は、かなり思いつき的印象は免れないようだ」(『毎日新聞』一二月八日付)との批判もみられた。その要旨は次のとおりである。

【民社党の大学問題に関する中間報告(要旨)】 一、大学問題に関するわが党の基本的姿勢

社会の変革をおそれず、むしろ歓迎するが、民主主義社会では暴力革命の必要は認めない。大学問題でも、憲法を信奉し、議会主義を通じて福祉国家の建設をめざすという党の根本方針が貫かれるのは当然である。

二、現代における大学紛争の分析

①大学は大衆化しているのに、大学理念は旧帝国大学をモデルとするエリート意識を基礎にしている。②「大学自治」の金看板が、適宜の警察権による治安回復の機会を逸しさせ、事態をますます悪化させている。③マルクス主義の影響力が日本においては不均衡に大きいこと。④学生の疎外感、また学生が一切の責任を環境に帰し自らの責任を感じないこと、また歴代の保守政権が物質偏重営利主義に傾き、人間の尊厳性を軽視したこと、などが大学紛争の原因である。

三、大学紛争解決への根本方針

①学問の自由を現実に妨害しているのは過激学生であり、場合によっては警察権の協力を求めることに異論があるべきでない。②偏向教育を排し教育中立性のため戦うべきである。③独立自尊、責任感、社会への義務等が家庭教育、社会教育で力説されねばならない。

四、新時代の大学像

①大学とは別箇に大学院大学を設け、大学は広く国民大衆に開かれたものとすべきである。②同大学の教育課程ではスポーツ、芸能を重視すべきである。また英語は選択とすべきである。③学長選挙への学生代表の参加、学生協議会を設け学生の意見をきく、学生による教授の勤務評定など、の権利を認める。④大学をすべて特殊法人に切りかえ、管理の主体は理事会とする。⑤学長の権限を強化し、学長と教授会の意見が一致しない場合は学長の意見が優先する。⑥学長の選挙母体は理事会、教授会、職員会、学生の四者とし、その数を均等とする。⑦大学の経理は一切公開する。⑧授業料は一切平等で、その総額が少なくとも法文系運営費の八割にあたるようにし、残りは国庫補助、または寄附金で充当する。理工系の運営費は全額国庫補助とし、特殊の施設等は寄附による。⑨大学への寄附は全額無税とする(全文は『民社新聞』一二月二〇日付に掲載されている)。

この「中間報告」はさらに検討されたうえで六八年二月の党大会に「大学問題に関する党の方針と提案」として報告、承認された。また、この大会では、「事態の緊急性を考慮」して、当面必要な法改正および新法律案を提案するとの方針を決定した。

この決定にもとづき、民社党は六九年五月一一日、学長の権限強化などを中心とした独自の「大学基本法案」を作成して五月二二日に衆議院に提出した。この法案の提案趣旨説明は六月二四日の衆議院本会議でおこなわれたが、民社党が単独で法案の趣旨説明をしたのは結党以来はじめてのことであった。

第一一回全国大会

民社党の第一一回定期全国大会は六九年二月一三日から三日間、東京・九段会館で開かれた。大会の中心議題は、安保改定、沖縄の〝本土なみ返還〟などを中心とする一九六九年度運動方針案と春日書記長の突然の辞意表明にともなう執行部の改造人事などであった。同時に四月にも国会解散がおこなわれるとの観測から、議席倍増を目標として総選挙体制の確立も重要課題とされていた。

大会第一日は午前一〇時すぎに開会し、まず資格審査委員長から、地方代議員、支持団体代議員、国会議員代議員、本部役員が五三二人中三二五人出席していることが報告され、大会成立宣言を全員拍手で確認した。

ついで西村委員長があいさつに立ち、七〇年を目前にした〝激動の年〟の内外情勢を展望したのち「本年度から来年度にかけて解決すべきわが国の課題は、次の三点に集約される」として、①安保・沖縄問題で国民の合意を確立するとともに、日中関係の再検討をはかること、②物価高や生活環境の悪化から国民生活を防衛し、経済のインフレ化を防止すること、③民主国家の社会秩序の確立と国民の精神的空洞の解決をはかること、をあげた。また、安保問題では「日米安保条約は長期的には段階的解消を目途とし、一九七〇年の時点においては、常時駐留の排除と基地の原則的撤廃を実現することによって、これまでの常時駐留条約から戦争抑止条約に切りかえることが最も正しい道だと確信いたします」と述べた。沖縄問題については、政府が〝核つき・基地の自由使用〟による返還に国民を誘導しつつあるとし、「わが党は今後の方針として核基地や自由基地返還への妥協は絶対行なわない」と言明した。

つづいて、滝田同盟会長、蠟山民社協会会長、武藤民社研議長らの祝辞があったあとで、春日書記長の党務報告、受田国会議員団長の国会報告、中村財務委員長の会計報告、岸会計監査の会計監査報告、今澄統制委員長の統制委員会報告の諸報告がおこなわれ、質疑のののちこれを満場一致承認した。

このあと「一九六九年度運動方針案」「一九六九年度政策」「第六一回通常国会活動方針」「規約改正」「党費決定」「一九六九年度予算」「大学問題」「総選挙対策」「役員選挙」の諸議案が提案され、一括して質疑がおこなわれた。

第二日は、全代議員が「運動方針」「政策」「組織活動」の三つの審議委員会に分かれて議案の審議にあたった。

運動方針審議委員会では、①一九六九年度運動方針、②大学問題調査特別委の報告と提案、③国会活動方針、の三件について討議がおこなわれた。一九六九年度運動方針は、①一九六九年の問題と課題、②本年度党活動の三大目標（民主国家の積極的創造、国民生活の防衛・高度福祉の実現、安保改定・沖縄返還へ国民世論の結集）、③躍進への党体制、の三章から成っていたが、とくに注目されたのは、七〇年の安保再検討期を前にした安全保障政策であった。

この点について運動方針は、まず、①現行の日米安保条約が東西の力のバランスの維持→平和の確保→極東における戦争の抑止、に一定の役割を果たしてきた事実を積極的に評価する。②条約のマイナス面は、米国の駐留権と基地の設定権を条約上の権利として認めていることである。また、政治的にも安全保障面での自主性の喪失、基地問題をめぐる反米感情の台頭と日米衝突、安保をめぐる国論の分裂と混乱、いわゆる極東条項による国民の戦争への不安と中

国等にかんする過度の刺激などのマイナスがある。③したがって、日米安保条約の今日的課題はこうしたプラス面とマイナス面の調整にある。安保条約を即時廃棄して、安保がわが国の安全の確保に果たしている機能をゼロにしてはならないと同時に、自動延長や固定化でその欠陥や政治的マイナス面を放置してはならない。④われわれの安保改定のねらいは、現行の常時駐留条約を有事駐留条約や有事来援条約に改めることではなく、万一の場合をひきおこさない戦争抑止条約とすることにある。この見地から改定の主要点は、㈠米軍の常時駐留を廃除し基地の原則的撤廃を実現する。このため条約第六条を削除する。安保改定交渉を通じて、当面、過渡的、例外的に存続を必要とする基地については、特別とりきめ等によって、暫定措置をとりうる余地を残す。㈡戦闘行動につながらない米艦等の立寄り等は事前協議を通じて認める。㈢米艦の寄港等による核兵器持込みを排除するため、米国とのあいだに核兵器持込み禁止協定を締結する。㈢事前協議を強化し、地位協定も大幅改定する。⑤以上の改定を七〇年の段階で具体化するため、政党レベル、超党派の議会代表レベル、労働界代表レベル、民間代表レベル、政府レベルの五つの段階での対米協議（ないし打診）を推進する。⑥わが国の平和と安全は、自主防衛を主軸とし、改定された安保条約を補完的なものとして確保する。⑦沖縄の施政権については即時返還、基地については本土なみ返還を主張する。返還された場合は、わが国がその責任において防衛の任にあたり、条約の事前協議の対象とする。安保の改定にともなって、沖縄の基地も将来撤廃される方向を推進する。

このような運動方針にたいし大会で問題となったのは、①基地の原則的撤廃とは何か、②自主防衛とは何か、自民党のいう自主防衛とどうちがうのか、③条約改定が相互防衛あるいは自衛力増強という形でなくて実現できるか、などの点であった。これについて、執行部は次のように答えた。①については、アメリカの艦船の寄港、補給や通信的な施設は例外的に認めるとの立場から原則的撤廃とした。②については、わが党の自主防衛は憲法の精神にそったもので、基本的には国民の心がまえの問題である。また、わが国の社会構造、地理的条約から核兵器は不必要である。自民党は安保体制のなかで自主防衛を考えており、他主防衛、米主防衛である。③については、相互防衛条約はわが国の憲法上問題にならない。駐留なき安保といえば、自衛力で肩がわりという議論が出てこないかという不安もあろうが、それはわれわれの心がまえ一つだ。

「大学問題調査特別委員会の報告と提案」については、「〝大学院大学の構想〟は、自民党の〝旧帝国大学を大学院大学に移す構想〟に似ている、これでは昔のエリート養成機関になるおそれがある」との質問があった。これにたいし曽禰特別委員長は「この案をつらぬく精神は国・公立と私立の格差をなくしていくことであり、大学院大学の構想は自民党の考えとはちがう。国民皆高等教育をめざしたうえで、本当の意味でのエリート研究者を養成する大学院をつくるのだ」と答えた。

政策審議委員会では「一九六九年度政策」についての討議がおこなわれた。この政策は、①教育国家の建設、②民族の自主路線の確立、③高度福祉の実現、の三つの柱を中心としたもので、ほぼ原案どおり決定されたが、ただ③の高度福祉のなかの一項目「大衆減税」のところで、原案が所得税の免税点を標準五人世帯一〇〇万円

に引き上げるとしていた点が代議員の強い反対にあい、「課税最低限を大幅に引き上げる」と修正された。

組織活動審議委員会では、①運動方針の第三章「躍進への党体制」、②規約改正、③党費決定、④予算、⑤総選挙対策が審議された。「躍進への党体制」は、あい変わらず四年前に決定された「二十万党員、百万党友」という「党づくり五カ年計画」の完全達成を掲げていた。しかし、実際は、すでに計画の最終年度にはいっているにもかかわらず、計画からはほど遠い状態であった。党務報告によれば、六八年二月以降一年間の新入党員は七五〇〇人であったが、これを六八年一月現在の党員数四万二〇三五人に加えても、まだ計画の四分の一にも達していないのである。六八年七月の八中委で確認した「年内に一〇万党員を実現する」という目標にたいしても、二分の一以下であった。審議委員会の討議では、代議員から「組織活動の方針がない。本部の機構・体質にかんする姿勢もまた示されていない」との意見が出されたが、組織局長は、「当然抜本策を講ずべきだが、重要な選挙をひかえているので、まず選挙に全力をそそぎ、次期大会で徹底的に論議したい」と答え、また組織担当中執も「党は立党以来常に選挙に追われ、基本的な組織の確保に努力する力がまだない。選挙活動がすすめばすすむほど、組織が定着するはずだが、逆に瓦解するのが現状だ」と述べていた。

②の規約改正は、本部上納費と支持団体費の額を規約からはずし、大会で決めるようにしたことである。③党費決定は、この規約改正にもとづき、本部上納費を五〇円から八〇円に、支持団体費を一人当り一円から一円五〇銭に値上げした。⑤総選挙対策は、選挙資金のカンパとして党員五〇〇円、指定都市の市議・県議五〇〇〇円、知事・市町村長、国会議員一万円、党友は任意との提案があった。代議員から地方の実情と遊離しているとの意見が出されたが、「運営については、地域の実情はよく考える」との説明があり、原案どおり承認された。

大会第三日は、三つの審議委員会の討議報告がおこなわれ、いずれも満場一致決定された。ついで衆議院議員候補者第一次公認決定の七一人が承認され、党員表彰がおこなわれたのち、次の諸決議が採択された。

①医療制度の抜本改革要求、②交通事故の徹底防止、③沖縄におけるB52の撤去、④国鉄運賃値上げ反対（以上本部提案）、東京都議会議員必勝、⑥沖縄・北方領土の返還要求、⑦サラリーマン減税運動、⑧出産十割給付実現促進、⑨同和政策推進、⑩地方中小私鉄の輸送確保、⑪硫黄対策の緊急確立、⑫米軍基地の整理縮小。

最後に役員選挙がおこなわれ、西村委員長が三選されたほか、二年ぶりに復活した副委員長に永江一夫、中村正雄の両氏、書記長に佐々木良作氏など中央執行委員三二人が全員無投票で選出された。なお、大会直前に春日書記長は書記長三選に立候補しない決意を表明したが、その理由は、同氏が育成した党の外部団体「民社中小企業政治連合」が弱体化したので、次の総選挙にそなえてこれを強化したいというにあった。しかし、これは表面上の理由で、実際は私行上の問題があったためといわれる。

【新役員】▽委員長　西村栄一　▽副委員長　永江一夫、中村正雄　▽書記長　佐々木良作　▽常任顧問　西尾末広、伊藤卯四郎　▽統制委員長　今澄勇　▽中央執行委員　小平忠(副書記長)、河村勝(総務局長)、青木清(組織局長)、大内啓伍(教宣局長)、竹本孫一(政策審議会長)、中村正雄

（財務委員長・兼任）、瓜生清（選挙対策委員長）、曾禰益（外交委員長）、折小野良一（地方議会対策委員長）、渡辺年（機関紙委員長）、本島百合子（婦人対策委員長）、岡沢完治（青年学生対策委員長）、向井長年（労働対策委員長）、塚本三郎（中小企業対策委員長）、玉置一徳（農林漁業対策委員長）、田渕哲也（国民運動委員長）、内海清（市民団体対策委員長）、田畑金光（青年隊中央本部長）、春日一幸、永末英一、麻生良方、中村時雄、下田喜造、西田八郎、角田良、受田新吉（国会議員団副団長・代議士会長）、高山恒雄（国会議員団副団長・参議院議員会長）、池田禎治（院内幹事長）。

なお、大会後の中執委で決定された幹部会の構成メンバーは、正・副委員長、書記長、常任顧問のほか池田院内幹事長、曾禰外交委員長、春日中執の九人であった。

安保改定・民主主義を守る会

第一一回大会で決定された一九六九年度運動方針は、国民運動の柱である安保改定運動の推進母体をつくる必要があるとして、次のことを決めていた。

「本年はまず中央、地方に『安保改定国民会議』を設置する。この国民会議は、党、同盟、民社研を中心に設置するが、学者文化人のなかでとくにわが党の安保改定に賛意を表明している人、中立、総評の労働組合の中でもわが党の主張に共鳴している個人ならびに団体もふくめ幅広いものとする。安保改定国民会議を中心にすすめられる改定運動は、各選挙区ごとに千回の小集会を行なうことを目標に、全国で『十万回集会』を実現し、地方議会においては『安保改定決議案』を提出するなど小集会、文書を通じて大々的な啓蒙活動を行なう。」

この方針はようやく五月に入って実行されはじめ、同月一〇日、仙台市において「安保改定宮城地方会議」が全国にさきがけて結成された。中央でも、五月一三日に「安保改定・民主主義を守る会」の発起人会が民社党、同盟、民社研の代表のよって開かれ、会の目的や構成などについて話し合った。その結果、安保改定、沖縄の基地本土なみ返還など「会議の目的に賛同する個人および団体を一党一派に偏せずひろく糾合して組織する」こととし、今後は学者、文化人、中立労連、民社学同、芸能人など多方面に参加をよびかけることを決めた。

「安保改定、民主主義を守る会」の結成大会は、六九年七月二三日に開かれ、運動方針、規約、国民へのアピールなどを採択し、次の役員を選出した。

▽代表委員　宮崎吉政（東海大講師）、関嘉彦（都立大教授）、滝田実（同盟会長）、重枝琢巳（同盟書記長）、武藤光朗（民社研議長）、平林たい子（作家）、西村栄一（民社党委員長）、曽禰益（民社党外交委員長）、若泉敬（京都産業大教授）

▽事務局長　田渕哲也（民社党国民運動局長）

訪米使節団

民社党は一九六九年度運動方針で、「安保改定を前進させるため、各レベルでの対米協議（ないし打診）を提唱し、推進する」ことを決めていたが、愛知外相のワシントン訪問に先だつ六九年五月二五日、民社党国会議員訪米使節団（団長曾禰外交委員長）を派遣し、アメリカの議会筋、政府筋、民間人と安保・沖縄問題その他について意見を交換した。これについて、五月三〇日付の『民社新聞』は「民社党訪米使節団の使命」と題する主張を掲げ、次のように述べた。

「使節団の対米主張点は、沖縄については、完全な国民合意の線を代表するものであることは論をまたない。また日米安保条約についても、安保廃棄、中立論にあらざる、安保協力の肯定の立場に立ちつつ、しかもその日米協力を情勢の進展に即応して、より安定した基礎の上におこうという

国民の多数意見を代表して、駐留と基地の現状をあらためる必要性を率直に米国側に伝える国民的な使命を果たさんとするものである。

換言すれば、無責任な野党の立場に立って外国におもむいて、政府の悪口をつげ、その外交交渉の足をひっぱるのではなくて、とかく米国側に十分に主張しない政府にかわって、民間人の立場からあからさまに事態の深刻さを伝えて、先方の反省を求めんとするものである。みかたによっては、正式交渉のために地ならし的な役目を、純粋に非政府的な、民間代表の立場で果たそうというものである。(後略)」

代表団は五月二九日、「ワシントン滞在の成果と印象」と題する総合的見解を発表し、「沖縄返還について米政界、官界の見解はまだ固っていないが、その方向は〝核抜き〟で、基地の使用は〝自由使用〟に近い。しかし腰をすえて国論を統一し、返還後のアジアの平和に関する責任ある政策をしめしてのぞむなら、本土なみ返還の可能性はある」との判断を示した。

3　日本共産党

七中総、参院選を総括

共産党は、六八年七月の参院選で党史上最高の三五七万票(地方区)を獲得し、改選一議席にたいして三議席増の四議席を確保した。(選挙戦へのとりくみ、選挙結果の詳細はすでに本年鑑第三九集で取り扱ったので省略する。なお、選挙戦のなかで発表された諸政策を特集した『前衛』八月臨時増刊「新しい民主政治をめざす日本共産党の政策と活動」がある。)

この参議院選挙の総括を中心議題とする第七回中央委員総会は、六八年七月二九日から三日間、党本部で開かれた。総会には中央委員、中央委員候補のほか中央監査委員が参加した。総会では宮本書記長が中央委員会幹部会を代表して、「参議院選挙の結果とわが党の当面の任務および一連の国際問題について」報告し、討議がおこなわれた。その結果、幹部会が提案した「参議院選挙の結果と、わが党の当面の任務」を全員一致で採択した。なお、議題のうちの「一連の国際問題」は、主としてチェコスロバキア情勢であったことがのちになって明らかにされた(一〇月一日付『赤旗』論文)。総会では、朝鮮労働党の招待により宮本書記長を団長とする代表団が朝鮮へ、またソ連共産党との会談のため袴田幹部会員を団長とする代表団がソ連へ、それぞれ派遣されることが報告された。

七中総で採択された「参議院選挙の結果と、わが党の当面の任務」は八月二日付の『赤旗』に発表された。この決定は、選挙の結果を評価して次のように述べている。

「この選挙戦で、わが党が、あらゆる反共攻撃に抗して、議席数、得票率ともにひきつづき大きな前進をとげたことは、安保条約反対をはじめ独立、民主、平和、中立の日本への道、人民の利益をまもる真の民主政治への道を明確にさししめしている日本共産党の政策と一貫した政治姿勢にたいする支持と共感が、広範な人びとのあいだに着実に拡大していることを、数字の上でも明確にしたものであった。それは、反共主義によって売国と戦争の日米軍事同盟強化への道をかためようとしている自民党・佐藤内閣にたいする重要な打撃になるとともに、日本を拠点としてベトナム侵略戦争を凶暴に継続しているアメリカ帝国主義にたいしても一定の打撃をあたえるものであった。

さらにまた、いかなる外国勢力の不当な干渉をも許さない自主独立と正

しい国際連帯の立場をつらぬき、すべての自主的、民主的な勢力の団結のためにたたかってきたわが党が、選挙戦をつうじてのこの自主独立の立場にたいするいっそう広範な人民の支持と共感をかちとったことは、毛沢東一派などさまざまの外国勢力の干渉とこれに呼応する対外盲従分子、トロツキスト、反共右翼社会民主主義者などあらゆる反共諸潮流を克服して、民主勢力と人民の正しい統一行動を前進させるうえでも重要な力となるものである。……

わが党がこの選挙戦でえた成果は、重大な内外情勢のもとでわが党に課せられている歴史的任務からみればまだ初歩的なものである。われわれは、このことをはっきりとつかみ、この成果にたって、『広範で強力な発言権を行使しうる国会議員団』(第十回党大会決定)をもつことを当面の目標とし、ひきつづきいっそうの奮闘をしなければならない。」

さらに「選挙戦の結果で重視しなければならない」こととして、①自民党に大打撃を与え、その退潮を促進する客観的条件があったのに、現実には自民党に現状維持を許した。これはタレント候補やトロツキストの暴行を利した反共宣伝など多くの要因があるが、とくに問題なのは、社会党の政治姿勢である、②「中道」政党、とくに公明党の政治的比重が増大したこと。これは自民党政治に失望した層が〝安保体制堅持〟という自民党路線とはっきり対決しない立場にとどめられていることを示すもので、これまた根本的には、社会党が安保問題で日米軍事同盟擁護勢力との対決を回避する政治姿勢をとったことと結びついておこった現象である、との二点をあげて社会党を批判し、「一九七〇年をまえにして、この局面を前進的に発展させる中心問題は、ひきつづき、日米安保条約反対、沖縄全面返還などを共同の中心目標とする全民主勢力の共闘態勢の結成にある。こうした見地から、いま、安保条約の廃棄と独立、平和、中立の日本の実現を真剣に願っているすべての人びとが、社会党が、ためにたたかってきたわが党が、選挙戦のこの結果から正しく教訓をひきだし、一連の弱点を克服し、その政治姿勢をただし、日米軍事同盟の打破と新しい民主政治への道を積極的にきりひらく立場にたつことを、つよくのぞんでいるのは、当然である」と述べていた。

七中総決定は、つづけて「選挙戦からの教訓」として、①政策活動の優位が党の前進の決定的な要因の一つであったこと、②大量宣伝の重要性、③大衆闘争、大衆組織の発展・強化、④党支持者の協力、⑥票よみなどについて成果と問題点を指摘し、「選挙戦では一貫して積極的、戦闘的立場を堅持し、意欲的にあらゆる可能性を追求し、党員と党支持者、党とともにたたかう大衆諸組織の政治的、組織的力量のすべてを最大限に発揮するための綿密な指導をつらぬき、最後まで徹底的にたたかいぬくことが重要である」と強調していた。

また、「当面する情勢の特徴と当面の諸任務」の項では、国際・国内情勢について論じたあと、「当面の諸任務」として①安保条約廃棄のたたかい、②ベトナム侵略反対のたたかいと原水禁運動の統一的発展、③人民の生活をまもる問題、④小選挙区制粉砕、憲法改悪反対、民主主義擁護の任務、⑤党の宣伝活動の強化、⑥労働組合はじめ大衆運動と大衆組織の強化、⑦外部勢力の干渉に反対し、わが国の民主運動、革命運動の自主性と正しい国際連帯の立場を擁護する闘争、⑧国会闘争を強化し、国会を人民の闘争に役立つ舞台として活用すること、⑨総選挙をはじめ各種の選挙戦の準備に積極的にとりくむこと、をあげている。さらにこの「当面の諸任務をやりぬくための第三次総合計画第二年度後半期の党活動と党建設」につ

いて、よびかけがおこなわれているが、これについては後述する。

国際共産主義運動との関係

日ソ両共産党の関係は一九六四年以来、事実上断絶関係にあったが、六七年二月、スースロフ書記を団長とするソ連共産党代表団が来日し、四年ぶりに日ソ両党会談が開かれた。会談は「自主、平等、相互の内部問題への不干渉の原則を厳格にまもる」ことを基礎として「両党の関係を正常化することについて合意に達した」（詳細は本年鑑第三九集参照）。しかし、その後の両党関係は、必ずしも好転しなかった。七中総決定は、この点について次のように述べている。

「わが党は、その後、この合意にもとづいて、両党関係および両国の民主・社会団体の関係を正常化するための具体的努力をつづけてきたが、この半年間の経過は、ソ連の関係団体には、『日本のこえ』一派との提携をはじめ過去の干渉の遺産をきっぱりと清算しないばかりか、反対に干渉活動を継続し、しかもいろいろな口実をもうけてこれを正当化しようとする傾向が、依然として存在していることを、明白にしめしている。」（なお、具体的事例については、七月二二日付『赤旗』主張「われわれは、日本の民主運動への干渉の継続を許さない――北海道でおこなわれた『日ソ青年友好祭』なるものの本質的役割」を参照。）

しかし、これによって日ソ両党の関係は断絶はしなかった。七中総の席上報告された日本共産党代表団の訪ソは、八月一日から一二日にかけておこなわれ、この間の八月七日から九日にかけて日ソ両党会談が開かれた。

日本共産党代表団は袴田常任幹部会員を団長に上田第一政策委員会委員長ら六人、ソ連共産党代表団はスースロフ政治局員を団長にポノマリョフ中央委員会書記ら五人であった。会談後発表されたコミュニケは次のとおりである。

「（前略）この会議で双方は、ことしの二月に東京でおこなわれた日ソ両党の会談とその共同コミュニケにもとづき、アメリカ帝国主義のベトナム侵略に反対する闘争をはじめとする反帝闘争の強化、日ソ両党の関係正常化を前進させるために共同の努力で解決しなければならない諸問題、その他双方に関心のある問題について、率直で友好的な意見の交換をおこないました。

両代表団は、帝国主義がその侵略と挑発をさらに積極化している今日、アメリカ帝国主義の侵略と英雄的にたたかっているベトナム人民にたいする支援をはじめ、帝国主義に反対する闘争を強化するために、すべての反帝勢力をさらに効果的に団結させる必要を一致して強調し、そのための両党の協力をひろげる決意を確認しました。

双方は、日本共産党とソ連共産党との今後の関係の正常化のために、マルクス・レーニン主義とプロレタリア国際主義の原則を基礎として共同の努力をつづけることを表明しました。両党代表団は、このことが日本の民主団体とソ連の社会団体の関係を、独立、平等、相互の内部問題干渉という原則にもとづいて改善することを促進するであろうと強調しました。」

（『赤旗』八月一五日付）

この間、チェコスロバキアにおいては、六八年一月のノボトニー大統領兼第一書記の辞任をきっかけに、急速に「民主化」の動きがたかまっていた。この、いわゆる「再生」運動に「反革命の危機」を見たソ連は、激しくこれを非難し、ついに八月二一日、ワルシャワ条約加盟国のうちソ連など五カ国の軍隊はチェコスロバキアに侵入するという事態にまでたちいたった。

日本共産党は、このチェコ侵入に先だつ七月一九日、チェコスロバキア共産党に電報を送って、チェコ問題にたいする外部からの干渉に反対するとともに、チェコ共産党がマルクス・レーニン主義を正しく適用し、民主的中央集権の原則によって指導性を発揮するこ

とを期待する旨を表明していた。また、七月末の七中総でもチェコ情勢の討議がおこなわれ「大国主義的干渉の問題と同時にチェコスロバキア共産党の路線上の修正主義の問題やチェコスロバキア情勢のなかの自由主義、分散主義の危険な傾向についても明確な結論を出し、全体として、事態の本質は、大国主義、修正主義の矛盾の深化を反映していることについて確認した」(『赤旗』一〇月一日付論文)という。

五カ国軍のチェコ侵入にたいし、共産党がどのような態度をとるかは各方面から注目されていたが、八月二四日にいたって中央委員会幹部会は「チェコスロバキアにおける重大事態について」と題する声明を発表し、①五カ国の軍事干渉には絶対に同意できない、②チェコスロバキアの問題はマルクス・レーニン主義の諸原則にもとづいて、チェコスロバキアの党と人民自身によって解決されるべきものである、③五カ国の政府と党は、ただちに不当な干渉をやめ、すみやかに軍隊を撤退させるべきである、との態度を表明した。

さらに九月二一日付の『赤旗』には、不破第一政策委員会副委員長の「チェコ問題と対外盲従分子」と題する論文を発表し、『日本のこえ』がソ連など五カ国の行動を「社会主義チェコを守るための兄弟的援助」として支持したことを批判し、ソ連など五カ国のチェコ侵入は、大国主義的な目的を果たすための侵略行為にほかならない、と述べて注目された。つづいて一〇月一日付の『赤旗』は「チェコスロバキアへの五カ国軍隊の侵入問題と科学的社会主義の原則の擁護」と題する長文の無署名論文を掲載し、チェコ問題にたいする共産党の基本的な見解を発表した(これらチェコ問題にかんする声明、論文は『理論政策』一二号に収録されている)。

一方、一〇月二五日付のソ連共産党機関紙『プラウダ』は「不可解な態度」と題する編集局の解説記事で、『赤旗』がくりひろげた反ソ・キャンペーンはプロレタリア国際主義の原則と矛盾し、反帝闘争の共同戦線を弱めていると日本共産党を批難した。これにたいし、二七日付の『赤旗』は不破政治外交政策委員長の談話を掲載し『プラウダ』の記事は「なんの理論的論証もない空虚な非難の羅列であって、なんら理論的な検討にたえないもの」であると反論した。

五カ国軍のチェコ侵入と前後して、宮本書記長を団長とする日本共産党代表団の朝鮮訪問がおこなわれた。代表団が平壌に到着した二三日、朝鮮労働党機関紙労働新聞は「親しい戦友の訪問」と題する社説を掲げ、これを歓迎した。約一〇日間の訪問の間に日朝両党会談が開かれ、反帝国際統一戦線の問題、チェコ情勢など国際共産主義運動の問題について話合いがおこなわれた。帰国後の記者会見で宮本書記長は、「二年前の訪問のさい詳細な共同声明を出しているので、今回はとくに発表しなかったが、多くの重要問題で両党の立場が原則的に一致していることを確認した。チェコ問題について は労働党も『ソ連支持』はまったくいっておらず、われわれとはニュアンスが違うだけだ。両党とも中ソ両国の〝大国主義的干渉〟を身をもって体験している点で、原理的な立場は共通している」と語った(『朝日新聞』九月四日付)。

このほか、六八年一〇月一五日から一一月八日にかけて、袴田幹部会員を団長とし、上田政策委員会委員長、沼田中央監査委員、西沢『世界政治資料』編集長の四人を団員とする日本共産党代表団がフランス、イタリア、ルーマニアを歴訪し、それぞれの国の共産党

代表団と会談をおこなった。各国訪問にかんするコミュニケは『赤旗』一〇月二七日付、同一一月四日付、同七日付で発表された（いずれも『理論政策』第一四号に収録されている）。

なお、六九年二月には米原幹部会員がイタリア共産党大会に出席した。また、次の諸党の代表が来日し、日本共産党の幹部と会談した。

六八年八月　アメリカ共産党
六八年一二月　オーストラリア共産党
六九年三月　キューバ共産党
六九年四月　オーストラリア共産党
六九年六月、九年ぶりに三回目の「世界共産党会議」（正式名称は「共産党・労働者党の国際会議」）がモスクワで開かれた。会議には世界のマルクス・レーニン主義政党八八のうち七三が正式代表団を、二党がオブザーバーを派遣したが、日本共産党はこれに参加しなかった。世界共産党会議は六月五日に始まったが、この日の『赤旗』は、「国際共産主義運動の団結と国際反帝統一行動にかんする日本共産党の態度」と題する無署名論文を発表し、この会議にたいする日本共産党の態度を表明した。この論文は世界共産党会議の問題点として、①現在の国際共産主義運動の状況では、一九六〇年の会議いらい論争されてきた諸問題を総括し、これに原則的な解決を与える、あらたな文書を採択するための国際会議を開催する主体的条件はまだ熟していない、②アメリカ帝国主義の侵略に反対する共同行動については協議する国際会議の開催は検討に値するが、それには慎重な準備を必要とする。今回の会合は関係諸党の間の事前の協議と同意をつくしていない、③「ブダペスト相談会」の継承という立場をとっていることは認めがたい、というこれまで「ブダペスト相談会」の問題点として指摘してきた論点に加えて、④この会議がソ連などのチェコスロバキアへの軍事行動を合理化し、正当化するおそれがある、⑤会議の公式の議題が反帝共同行動の議題に限定するとしながら、反帝闘争との関連という理由で事実上国際共産主義運動の原則上の論争問題に一面的な結論をみちびく会議にしている、との諸点をあげ、現状では、「共産党・労働者党の国際会議ではなく、五大陸人民、広範な反帝民主勢力の国際会議をひらき、アメリカ帝国主義の侵略を阻止するため、ベトナム人民の英雄的なたたかいに支援をつよめるために効果的な統一行動をおこなうこと」が「原則的で、しかも現実的な道である」と述べていた。

党勢拡大、党建設

共産党は、第一〇回大会（六六年一〇月）で、①学習教育活動、②党勢の拡大、③基本的大衆組織の建設強化、をおもな内容とする「第三次総合計画」の立案を決定し、党勢の拡大目標として、次期の大会までに数十万の党と、本紙・日曜版の読者をそれぞれ一・五倍ないし二倍にすることを掲げていた。この「第三次総合計画」は、各細胞が大会の方針に呼応して計画を立案したものを土台としてつみあげるものとされ、大会以後、六七年五月までの「第二期計画」、六七年六月から同一二月までの「第二期計画」、六八年一月から七月までの「第二年度前半期」と時期を区切り、各時期の重点を決めて計画の達成をはかってきた（本年鑑第三九集参照。なお、第七回大会以降の党勢拡大運動については、岩林虎之助「党勢拡大十年の歴史と教訓（上・下）」『前衛』六九年二月号、同三月号を参照）。

六八年七月の七中総は、六八年八月から一二月までを「第三次総合計画第二年度後半期」として、六九年秋に予定される次期大会にむけて、「第三次総合計画」の諸課題を「総達成することをめざし」てとりくむことをよびかけた。そして、「第二年度後半期」のうち、まず八月、九月の二カ月を「学習・教育月間」とし、一〇月、一一月を「機関紙読者の拡大月間」として重点的にとりくむことを決定していた。

「学習・教育月間」の目的は「すべての党員が、わかりやすいことばで、党の綱領や政策の基本、党の性格と政治姿勢などを大衆に説明し、大衆のいろいろな疑問に答えられるだけの力をもつようにし、大衆のあいだでの党の政策宣伝・説得の力量を飛躍的に強化することにあるとされ、具体的には、参議院選挙で掲げた諸政策と党の綱領・規約の学習を中心に「学習運動」が展開された。また、党組織の整備については、いわゆる「未結集党員」の実情が調査され、これを克服する努力がなされた。なお、この月間のなかで第二回の各級講師資格試験が実施された。

「機関紙読者の拡大を中心とする党勢を拡大する月間」は一〇月一日に始まった。この日、中央委員会幹部会は「十月、十一月の党勢を拡大する月間に意気たかくとりくもう」と題する訴えを発表して、「第三次総合計画」を達成するためには、さしあたって一二月までの第二年度後半期には、①『赤旗』日曜版は党員一人が少なくとも二人の読者を、②『赤旗』本紙は二人の党員で一人の読者をふやす必要があると、全党員によびかけた。また、一〇月一五日から三日間、全国都道府県委員長会議を開いて党勢拡大の問題を中心に討議をおこなった。この会議で宮本書記長は、党勢拡大が党活動の重点的にとりくむことを強調した。

さらに、一〇月二二日、幹部会は、「幹部会の訴えにこたえ奮起するよう、全党員によびかける手紙」を送った。この手紙は党が「理論政策の面でも、大衆運動の分野でも、また選挙でも、着実に前進しているのに、第十回党大会以後のこの二年間の実情は、機関紙読者の拡大や党員の拡大では、一部をのぞいて停滞または後退している」事実を明らかにして全党員に奮闘をよびかけたものであった。

「月間」が終わった直後の一二月三日、ふたたび全国都道府県委員長会議が開かれた。この会議で宮本書記長は、前回の都道府県委員長会議以後の約四五日間に、『赤旗』本紙が一四万三〇〇〇部、日曜版が三六万二〇〇〇部、計五〇万五〇〇〇部拡大し、第一〇回大会当時に比べて本紙、日曜版とも一二〇%をこえ、二〇〇万近い機関紙発行部数に達したことを報告し、「われわれの機関紙活動の主要な側面は、大会当時に比べても明確な前進をかちとりました。わが党は、本紙、日曜版の両方をあわせた機関紙発行部数において、文字通り、資本主義世界の共産党のなかで第一の党」であると述べた。そして、この成果を定着させ、さらに前進させるために一二月七日から一六日までを「特別旬間」として、①機関紙読者拡大の第二年度後半期目標を全党的に超過達成する、②配達体制の改善、③紙代の一〇〇%回収、④党員拡大、の四つの任務にとりくむことを呼びかけた（この全国都道府県委員長会議の記録は『前衛』一月臨時増刊「新読者五十万の拡大の意義と新しい前進」に特集されている）。

この「特別旬間」を終えたところで、『赤旗』本紙については全都

道府県が第二年度後半期目標を達成した。しかし、日曜版も含めて後半期目標を達成したのは二八道府県であった。このように、本紙の伸びがいちじるしかったのは、「月間」中の一一月一日から、『赤旗』本紙がこれまでの八ページから一二ページ建てとなって紙面の刷新、改善がはかられたことも、あずかって力があった。

六九年一月から「第三次総合計画」は最終年度にはいった。これについて一月二三日の第八回中央委員会総会は「数十万の強大な党建設をめざす、第三次総合計画総達成のための第三年度前半期計画とその実践について」と題する決定を採択し、六九年一月から六月までを第三年度前半期として、次のような目標を示した。①ひきつづき党の思想的政治的組織的強化のための学習・教育活動を重視し、②なおおくれている党員の拡大を、次期大会までに数十万の党建設をめざして急速におしすすめることを中心に、第一〇回党大会が決めた機関紙読者拡大の最低限目標（大会比一五〇%）をこの前半期に達成し、③同時に当面する大衆運動のたかまりのなかで基本的大衆組織の建設と強化を具体的に発展させる。

そして、この期間の重点目標として党員の拡大をあげ、「すくなくとも、全党的には、大会現勢の一三〇%に拡大すること」を第三年度前半期に実現することをめざし、とくに二月、三月をそのための「月間」とすることなどを決定した。また、二月八日から一七日までを機関紙読者拡大の「特別旬間」に設定した。

この「月間」「特別旬間」の結果について、四月九日に開かれた全国都道府県委員長会議で内野書記局員は次のように報告した。

「党員の拡大では、数万の対象者があがって拡大にむかっていましたけれど、これは飛躍的な拡大ではなく微増です。そしていまも拡大は続いています。しかし、機関紙読者の拡大は、昨年は大きな成果をかちとったけれども、この『特別旬間』あるいは『週間』では、一部には前進もありましたが、全国的には残念ながら昨年来最高時からの減紙を回復することができませんでした。そして減紙は昨年の拡大の二割前後にもおよんでいます。……

……現在の状況を見ますと、昨年十二月の最高時を本紙で突破した県は多いとはいえませんが、千葉、群馬、富山、山口、福岡、熊本、そしてきょう岐阜が加わりました。おそらく徳島、青森も最高時を突破しているとおもいます。そうしますと九県が十二月の最高時を突破するという状況です。日曜版の方は青森、山梨、奈良、熊本の四県です。だから日曜版と本紙の両方で突破したのが熊本と青森ということになりました。……そのほかに、さらに三月目標の達成が間近になっている県も出てきました。青森は一五日までということですが、おそらくいまの調子でいけば達成できると思います。そのほかの県で山梨、山形、富山、三重、香川、徳島などがあります。また十二月の最高時をごく近いうちに突破できるだろうと思われる県は二四県ぐらいあります。このような状況ですが、三月目標の実数は少なくありません。本紙が約十万、日曜版が三十数万、……全党的には、本紙は三人で一人、日曜版は一人で一人強の読者をふやせばよいのです。

それから党員の拡大は、くわしく申しますと入党対象者は不十分ながらかなりあるわけです。ところがこの間に拡大した党員は、組織の前進的整備もあって、拡大目標からみればまだまだです。きわめて微増です。……また党員でいまも減少している県が、まだ残っています。それは山形、静岡、愛知、鳥取、香川、大分の六県です。

沖縄三大選挙支援活動

共産党は六八年一一月、一二月の沖縄の三大選挙の勝敗は、一九七〇年をまえに沖縄全面返還のたたかいに大きな影響を及ぼすものとして、これを重視し、積極的な支援活動を展開した。中央委員会幹部会は、七月

二〇日付の声明「沖縄の三大選挙戦での祖国復帰民主勢力の勝利のために、本土の全民主勢力が共同し支援活動を強化することを訴える」で、この選挙戦のための統一戦線が結成されたことの意義を強調し、本土においても民主勢力が一致して支援活動を強化することを訴えた。さらに、八月二四日、九月一日付の『赤旗』主張でも、これをくりかえし強調した。これをうけて、共産党が幹事団体として参加している沖実委（沖縄・小笠原返還要求中央実行委員会）と社会党・総評などが参加している沖縄連（沖縄返還国民運動連絡会議）とのあいだで共闘についての話合いが重ねられ、九月三日にいたって両者のあいだに「連絡会議」を設けることで合意に達した。

さらに九月二〇日には、中央委員会は声明を発表して、闘争資金の援助などあらゆる方法で支援活動を強化することを全党と党の支持者に訴えた。そして、現地沖縄の民主勢力を直接支援するため、春日正一幹部会員を団長とする共産党代表団の派遣を決定したが、米民政府はこの渡航申請を拒否した。さらに一〇月九日には野坂議長を団長とする支援代表団の派遣を決定し、一〇月一四日には「日本共産党代表団の沖縄渡航拒否に抗議し、野坂議長を団長とする代表団の渡航実現を要求する緊急集会」を開き、二〇〇〇人がアメリカ大使館へデモ行進をおこなった。しかし、米民政府は、これについても理由を示すことなく渡航申請を拒否したため、代表団の派遣は実現しなかった。しかし、革新共闘会議や人民党に支援金を送ったり、手紙や宣伝物の送付、活動家の派遣など多面的な宣伝活動をおこなった。

八中総、七〇年闘争方針を決定

六九年一月二〇日から四日間、第八回中央委員会総会が開かれた。八中総の主な議題は、①一九七〇年問題、②青年運動と大学問題、③党勢拡大、などであった。一九七〇年問題については、上田政策委員長が、幹部会から提案された「日米軍事同盟を打破し、独立、平和、中立の日本を実現するために、全民主勢力の統一戦線結成は緊急の任務である――一九七〇年問題をめぐる情勢の特徴と日本共産党の政策と方針」について報告し、討議の結果全員一致でこれを採択した。

この決定は、一月二二日付の『赤旗』に掲載されたが、安保条約廃棄と沖縄全面返還を中心課題とする全民主勢力の統一戦線結成の緊急の必要性を強調し、その実現をめざす共産党の基本方針を明らかにしたものであった。その内容は、まず安保・沖縄問題をめぐる情勢の特徴を明らかにし、ついで統一戦線は、全民主勢力の一致した要求である①日米安保条約廃棄、②沖縄全面返還、の二つを中心課題とし、いかなる軍事同盟にも加わらない、日本の独立と中立化を展望したものでなければならないと述べ、社会党が「非武装中立」を七〇年闘争の基本課題としていることに関連して、将来の中立日本の安全保障にかんする意見の相違を当面の統一戦線の共同要求のなかにもちこむことは団結のために避けなければならない、と主張している。

ついで、「日本共産党は日米安保条約廃棄と沖縄全面返還のための全民主勢力の統一をめざしつつ、同時にこの二つの中心課題と中立日本の実現について、つぎのような党の政策をかかげてたたかうものである」として、次の諸要求を掲げている。

（1）日米安保条約廃棄のために

一、全民主勢力の統一戦線による民主連合政府をつくり、条約第十条に

もとづく「終了通告」をアメリカ政府におこない、一年以内に、日本本土から米軍とその基地をすべてとりはらわせ、日米安保条約を、米軍地位協定や、国連軍地位協定、MSA協定などこれに関連する諸協定とともに廃棄する。

二、ベトナム侵略の基地化をはじめとする日本のいっさいの侵略基地化に反対し、佐藤内閣の侵略協力政策をやめさせる。

三、日本へのいっさいの核兵器もちこみと自衛隊の核武装を禁止し、原潜をはじめとするアメリカの原子力艦船のいっさいの「寄港」をやめさせる。すべての核兵器の使用・実験・製造・貯蔵の全面禁止、さしあたり核兵器使用禁止協定の締結のために努力する。

四、本土にある百四十八の米軍基地、二十四の海上演習場などをすべて撤去させ、日本人民のために解放する。

五、米軍地位協定その他による米軍のいっさいの特権と治外法権を廃止し、アメリカ軍人、軍属などの犯罪にたいする日本の完全な裁判権を確立し、いっさいの被害を完全に賠償させる。

六、憲法改悪反対、自衛隊の増強に反対し、軍国主義復活を阻止し、第三次、第四次などの「防衛力整備計画」、海外派兵と徴兵制復活に反対する。憲法違反と対米従属、人民抑圧の軍隊である自衛隊を解散させ、隊員は国の責任で平和産業に就職させる。

(2) 沖縄県の即時・無条件・全面返還のために

一、サンフランシスコ「平和」条約第三条を破棄し、核兵器をふくむ沖縄のいっさいの米軍基地を撤去し、沖縄県の即時・無条件・全面返還を実現する。

二、沖縄基地のベトナム侵略への利用、核攻撃基地化、いっさいの基地の拡張、強化に反対し、とくにB52戦略爆撃機の即時撤去、アメリカの原子力艦船の「出入」の禁止を要求する。

三、「国政参加」と称して本土と沖縄を差別するオブザーバー方式に反対し、公職選挙法にもとづく沖縄県民の完全な国政参加を実現することをはじめ、憲法で保障された日本国民としての民主的権利を即時実現させる。

四、欺まん的な「本土・沖縄一体化政策」に反対し、米大統領の行政命令、高等弁務官制度、「米民政府」と「琉球政府」、いっさいの布令、布告を廃止して、沖縄県の復活と知事公選をはじめ、民主的な地方自治を実現する。

五、米軍による土地と漁場の取り上げに反対し、米軍によるいっさいの被害を完全補償させる。

六、本土、沖縄間の渡航制限を撤廃し、往来の自由を実現する。

七、「開発公社」「琉球銀行」による金融支配、「琉球水道公社」「琉球電力」、油脂類の独占販売、食料、貿易の統制管理による水とエネルギーと食糧の支配、石油基地の建設など、アメリカ帝国主義の沖縄にたいする経済支配を一掃し、日本独占資本の貿易、資本輸出などをつうずる寄生的収奪と圧迫に反対する。基地依存の植民地経済をやめ、沖縄県民の生活安定と向上をめざして、農漁業、郷土産業、中小企業など沖縄の平和産業の自主的でゆたかな発展をはかる。ドル通貨を廃止し、日本円にきりかえる。日米協議委員会とまやかしの沖縄「援助」ではなく、日本政府は自主的に最低限、本土の府県なみの地方公付金を支出する。「沖縄県復帰特別措置法」を制定し、戦災復興ならびにアメリカの占領によって破壊された沖縄県民の生活と経営を安定、向上させる資金を保障する。基地労働者の平和産業への就職を保障する。

八、アメリカ政府にたいし二十三年間の沖縄占領損害にたいする完全な賠償の支払いを要求する。

(3) 平和、中立、独立、自衛のために

一、日米軍事同盟を打破して真の独立を達成した日本は、国会の議決のもとに中立法を施行し、いかなる軍事同盟にもはいらない中立政策をとることを内外に宣言する。

二、日本の中立宣言の国際的承認、関係諸国との別個の不可侵条約、中立条約、ソ連、中国、アメリカをふくむ関係諸国全体の国際条約の締結など、情勢と条件に応じた日本の中立にたいするもっとも有効な国際的保障をかちとる。

三、安保条約を廃棄したのちでも、現憲法下では国は軍隊をもたず、

（1）日本中立化の国際的保障、（2）反帝平和、民族自決の擁護の立場にたった平和政策の積極的推進、（3）独立・中立を擁護する人民の政治的団結の強化を主要な手段として、外国からの圧迫や干渉、侵略の危険に対処し、これを防止する。

四、万一、国際法を無視して日本の独立と中立を侵害する軍事侵略の危険が生まれた場合には、どのような国からのものであっても、日本の中立にたいする国際的保障に依拠するとともに、日本民族の自衛権を発動して、日本の独立、平和、中立をまもる。そのさいよぎなくされる自衛措置については、内外情勢に応じ、憲法上のあつかいもふくめて、国民の総意によって決定する。

五、独立・中立の日本は、アジアと世界の平和の維持、強化に積極的に貢献するために、アジアにおけるすべての軍事ブロックを解消し、アジア・太平洋地域の集団安全保障体制を確立することをはじめ、世界にあるすべての軍事ブロックの解消と真の集団安全保障体制の確立、核兵器禁止をふくむ全般的軍縮の実現をめざして活動する。国連をアメリカが侵略政策の道具として利用してきたことに反対し、国連憲章に規定された諸目的の実現に役立つ機構となるように、国連を民主的に改造する。

つづいて、この「政策と方針」は、現在、統一戦線結成の主要な障害になっているのは、「民主勢力の主体的条件のなかに、とくにわが党とともに統一戦線のなかで重要な役割をはたさなければならない日本社会党が、この統一戦線の緊急の必要性から目をそらし、統一戦線の客観的可能性にも背をむけて、まず社会党の『主体性』を強化するとか、共闘実現の情勢はまだ未成熟であるとかというさまざまの理由をもうけて、全民主勢力の統一戦線結成の事業を事実上拒否している態度のなかにあると考える」立場から社会党の「多角的、重層的共闘」方針を批判している。

さらに、この決定は、六〇年安保以来の統一行動、共同闘争の経験を総括して、その間に確立した共闘の原則として、①一致点での団結、②対等・平等の立場での共闘、③自主性擁護、④妨害分子を介入させない、の四点をあげ、その重要性を指摘し、東京都知事選挙、沖縄三大選挙における共闘が、民主勢力の統一した力によって勝利したことの教訓を七〇年闘争に生かすことを強く主張している。そして、統一戦線の結成をめざして上からのよびかけとともに下からの統一行動の強化を強調している。（なお、『前衛』四月臨時増刊「七〇年闘争と統一戦線」は、この「政策と方針」をはじめ七〇年闘争と統一戦線にかんする論文、資料、年表を特集している。）

八中総では、このほか、次の訴え、声明決議が採択された。その全文は『理論政策』第一六号に特集されている。

「二・四沖縄ゼネストを支持し、積極的な呼応、連帯闘争のために奮闘しよう」

「政府、自民党による東大入試中止の暴挙を糾弾する」

「総選挙と東京都議会議員選挙、その他の中間地方選挙での躍進をかちとろう」

「数十万の強大な党建設をめざす、第三次総合計画達成のための第三年度前半期計画とその実践について」

なお、八中総では以上のほかに当面の青年運動と大学問題について報告、討論がおこなわれ、これを承認しているが、これだけはなぜか発表が遅れ、二月二七日になってその大要が「強力な青年運動と強大な民青同盟のあらたな発展のために」と題して『赤旗』に掲載された。

選挙活動

参院選を総括した七中総で採択された「参議院選挙の結果と、わが党の当面の任務」は、すでに各党が、次

の総選挙準備にとりかかっていることを指摘し、「全党は、いつ解散、総選挙がおこなわれても『強力な発言力をもつ国会議員団』を実現することをめざして、ただちにそのための計画をもち、態勢を確立して、総合的な準備活動を全力をあげてつよめなければならない。とくに、こんどの参議院選挙戦の結果にてらしても、東京、大阪、京都、福岡、長野、愛知、神奈川、埼玉、兵庫、高知、その他の選挙区で、わが党が衆議院に大きく進出するために意欲的、積極的にとりくむことは重要である」と述べていた。

そして、九月一八日には、衆議院議員選挙の予定候補第一次分として、二二都道府県五五選挙区について各一人を決め、発表した。つづいて一〇月一日に、同第二次分の二六府県六六選挙区の六六人を決定し、ついで一一月九日に、五都府県六選挙区の六人（候補者の変更を含む）を決定発表した。これによって、全選挙区一人ずつの予定候補者がすべて決定された。

六九年一月の八中総では、一九七〇年問題などとともに選挙闘争について討議がおこなわれ、「総選挙と東京都議会議員選挙、その他の中間地方選挙での躍進をかちとろう」と題する決議が採択された。この決議は、「ことしは、一国会解散、総選挙がさけられない状況にある」とし、安保・沖縄・物価・大学問題などで政策宣伝を強め、大衆闘争を強化し、党建設をすすめることが選挙での前進の保障となる、と述べていた。

二月一二日に自民党の川島副総裁が〝早期解散〟を示唆したことから、各党とも総選挙対策に本腰をいれはじめた。共産党も二月一四日付の『赤旗』で「選挙を前面に、三本柱の活動を強めよう」との論文を発表したほか、連日、解散・総選挙についての主張、記事を掲げ選挙体制の強化につとめた。さらに、二月二八日、三月一日の両日、第九回中央委員会総会を開いて、総選挙問題を中心に討議をおこなった。この九中総で、解散問題についての共産党の態度が次のように表明された。①政府は沖縄問題を争点として解散することは不利だと考え、トロツキスト暴力分子を利用した反共宣伝をくりひろげ大学問題で解散にもちこもうとしている、②中間政党は、この政府・自民党の策動を追及せず、一刻も早く解散せよといっているのは筋が通らない、③政府は安保・沖縄問題でその態度を明白にして、国民の信を問うために解散せよ。

なお、九中総では「強力な青年運動と強大な民青同盟を発展させよう」と題する決議が幹部会から提案され、討議の結果、全員一致でこれを採択した（決議の全文は三月五日付の『赤旗』に発表された）。

結局、国会解散は今期にはおこなわれなかったが、事態がきわめて流動的であったため、共産党は「いつ解散がやられても、十分たたかえるように選挙の準備もひきつづき強化していくこと」が重要であるとして選挙体制を維持した。四月九日には全国都道府県委員長会議を開いて選挙準備の問題について茨木選対部長の報告がおこなわれた。五月七日には、中央委員会名で「一九七〇年と総選挙をひかえた当面の情勢と政治的対決の四つの争点」と題する論文が発表され（五月八日付『赤旗』）、六月三日付『赤旗』には「米日反動勢力と日本人民の四つの争点にたいする日本共産党の四大基本政策」が発表された。

六九年七月には、革新都政の下で最初の東京都議会議員選挙がおこなわれた。共産党は、総選挙とともにこの都議選をきわめて重視し、全党をあげてこれにとりくんだ。その結果、共産党はこれまで

の九議席から一八議席へと議席数を倍増させるとともに、島部を除く全選挙区で得票を増加させ、全体では前回に比べて約七割増の六三万五八一一票（得票率一四・五%）を獲得して大幅な躍進をとげた。その他の中間地方選でも共産党はかなりの前進をしめした。なかでも、六八年七月、長野県山ノ内町の町長選で二人目の共産党首長が実現したこと、六九年二月の北九州市議選で共産党の一〇人の候補が全員当選し、市議会第一党となったことは注目された。

大学問題対策

共産党は六八年一一月一〇日付の『赤旗』で「当面する大学問題の解決のために」と題する主張を発表して、東大闘争、日大闘争をはじめ多くの大学でおこっている学園闘争にかんする同党の基本的な見解と対策を明らかにした。この主張はまず、「緊急の解決を必要としている大学問題の共通の焦点」として、①マスプロ教育の一般化による教育の質の低下と勉学条件の悪化、②学生と父母の経済的負担の激増、③文部省の統制強化や警察権力の学内導入など、反動的大学政策による学問の自由と大学自治の侵害、④非民主的な大学の管理運営、⑤トロツキストの暴力的挑発活動が弾圧と干渉の絶好の口実を与え、民主的自治会活動を破壊し、学生運動の分裂をもたらしていること、の五点をあげ、次のような方針で当面の大学問題の解決のために努力することを主張していた。①大学当局が、緊急に、直接の紛争問題の処理と責任を明確にし、学生は正々堂々とたたかうこと、②全学協議会の確立と大学の管理運営の民主化、③大学の自治を内部から破壊することトロツキスト、分裂主義者の影響を学生運動から克服すること、④政府、文部省、警察と米軍、自衛隊の干渉・介入に反対し、学問の自由と大学の自治を守ること、⑤大学予算の大幅増額と教育・研究条件の抜本的な改善、⑥学生と教職員の民主的な共同を実現すること。

六八年一二月末、東大当局は政府の圧力によって入学試験を中止することに「同意」させられたが、これについて一二月三一日付の『赤旗』主張は、いまや東大問題は単に東大だけ、あるいは大学だけの問題ではなく、当面の政局の焦点となってきたとして、大学問題の重要性を強調した。さらに、六九年三月、「学園における学生の地位」について中教審の中間報告草案が発表されたのにたいして、同党の幹部会は三月一五日付で声明を発し、政府が大学問題を前面におしだし、これによって安保・沖縄問題を中心的争点とすることを避け、民主勢力を分断して、日米軍事同盟強化にとって有利な条件をつくりつつ一九七〇年をのりきろうとしていると指摘した。

さらに、政府の「大学立法」提出の動きが強まった六九年五月一八日、共産党は「当面する大学問題の解決方向について」と題する政策を発表した。これは政府の立法措置の中止を要求するとともに、六八年一一月に発表した主張をさらに具体化して示したものであった。

問題の「大学立法」は、五月二四日「大学の運営に関する臨時措置法案」として国会に提出された。六月三日共産党は、社会党にたいして大学立法反対で両党を含めた広範な共闘組織をつくることを申し入れたがうけいれられなかった。

中央委員会人事

六八年七月以降の一年間におこなわれた中央委員会の機構の変更と、人事は次のとおりである。

六八年一〇月八日
△政策委員会責任者　上田耕一郎
△政策委員会のなかに、政治・外交委員会を設ける。責任者　不破哲三、副責任者　松本善明、同じく経済政策委員会を設ける。責任者　渡辺武、副責任者　深谷進、工藤晃
△出版部を出版局に改める。局長　成田悧
六八年一二月一一日
△配達局を新設。局長　高原晋一
六九年三月六日
△文教委員会を新設。委員長　岩間正男、副委員長　増田貫一、小林栄三
六九年六月二八日
△科学技術部を新設。部長　井田誠、副部長　浅見善吉
△中小企業対策部を新設。部長　松本三益、副部長　樋口幸吉
△市民部　部長　田子一郎、小林マサ子

【参考資料】
∧日本社会党関係∨(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』（週二回刊）(2)同『社会新報・活動版』（週刊）(3)同『月刊社会党』（月刊）(4)「日本社会党第三一回定期大会資料」(5)「日本社会党第三二回臨時全国大会速記録」(6)中野達雄、飯塚繁太郎『社会党・民社党』（一九六八年五月）(7)毎日新聞社論『〝社会党政権〟下の安全保障』（一九六九年二月）(8)田口富久治『日本社会党論』（一九六九年三月）
∧民主社会党関係∨(1)民主社会党本部『民社新聞』（週刊）(2)民主社会党政策審議会『政策と討論』（月刊）(3)「民社党第一一回定期全国大会資料」(4)民主社会主義研究会『改革者』（月刊）(5)毎日新聞社編『〝民社党政権〟下の安全保障』（一九六九年三月）
∧日本共産党関係∨(1)日本共産党中央委員会『赤旗』（日刊）(2)同『前衛』（月刊）(3)同『理論政策』（不定期）(4)同『日本共産党決議決定集19』（一九六九年四月）(5)同『政治年鑑・一九六九年版』